意見招請に関する公示

次のとおり調達特定役務の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

令和７年８月１日

国立研究開発法人情報通信研究機構

契約担当理事　増山　寛

◎調達機関番号　816　◎所在地番号　13

〇第１号

１　調達内容

(1)　品目分類番号　75

(2)　購入等特定役務及び数量

①　2026-2028年度 国立研究開発法人情報通信研究機構未来ICT研究所（兵庫県）設備管理業務　一式

②　2026-2030年度 国立研究開発法人情報通信研究機構 本部建物設備維持管理等業務　一式

２　意見の提出方法

(1)　意見の提出期限　令和７年８月21日17時00分まで必着のこと。

(2)　提出先

①　〒651－2492　兵庫県神戸市西区岩岡町岩岡588－２　情報通信研究機構未来ICT研究所　総合企画室神戸管理グループ　石田　歩

電話　078－969－2131

Ｅ-mail a.ishida@nict.go.jp

②　〒184－8795　東京都小金井市貫井北町４－２－１　情報通信研究機構財務部施設室　施設管理グループ　横井　まなみ

電話　042－327－7541

Ｅ-mail choumu@ml.nict.go.jp

３　仕様書案の交付

(1)　交付期間　令和７年８月１日から令和７年８月21日まで。

(2)　交付場所　情報通信研究機構ホームページの調達情報よりダウンロードして入手すること。

４　Summary

(1)　Classification of the services to be procured: 75

(2)　Nature and quantity of the services to be required:

①　NICT Advanced ICT Research Institute Facility Management Operations, 1 set

②　FY 2026 to FY 2030 Maintenance and Management of Buildings and Facilities of NICT Headquarters, 1 set

(3)　Time limit for the submission of comments : 17:00 21 August 2025

(4)　Contact point for the notice:

①　Ayumu Ishida, Kobe Management Operations Group, General Planning Office, Advanced ICT Research Institute, National Institute of Information and Communications Technology, 588-2 Iwaoka Iwaoka-machi Nishi-ku Kobe-shi Hyogo-ken 651－2492 Japan ＴＥＬ 078－969－2131

Ｅ-mail a.ishida@ml.nict.go.jp

②　Manami Yokoi, Facility Management Group, Facility Office, Financial Affairs Department,

National Institute of Information and
Communications Technology, 4－2－1
Nukui-Kitamachi Koganei-shi Tokyo
184－8795 Japan ＴＥＬ 042－327－7541
Ｅ-mail choumu@ml.nict.go.jp

仕様書

１ 件名

2026-2030 年度 国立研究開発法人情報通信研究機構 本部建物設備維持管理等業務

FY 2026 to FY 2030 Maintenance and Management of Buildings and Facilities of NICT Headquarters

２ 目的

本業務は国立研究開発法人情報通信研究機構(以下「当機構」という。)本部において、建築物及びその附帯施設（以下「建築物等」という。）の定期点検、臨時点検、保守、運転・監視、警備及び受付を行うことを目的とする。

３ 作業期間

令和８年４月１日から令和 13 年３月 31 日まで

４ 作業場所

（１）当機構

ア　所在地：　東京都小金井市貫井北町４－２－１

イ　名　称：　国立研究開発法人情報通信研究機構本部

（２）受注者の事業所（事務作業場所として）

５　総則

（１）特記仕様書に規定する事項は、別の定めがある場合を除き、受注者の責任において履行すべきものとする。

（２）受注者は、本契約の全部を一括して、又は主たる部分を第三者（以下本条において「再委託先」という。）に再委託することはできないものとする。ただし、受注者が、あらかじめ再委託先の住所、氏名、再委託する業務の範囲、その必要性及び契約金額、再委託の業務に従事する者の適格性及び情報保全のための履行体制（情報に意図せざる変更が加えられないための管理体制を含む。）について記載した書面を当機構又は当機構の指定する者に提出し、当機構の承認を受けたときは、本契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、本契約の一部（主たる部分を除く）を再委託することができる。

（３）「主たる部分」とは、業務における統括責任者業務をいう。

（４）（２）のただし書の場合において、受注者は、当機構から承認を受けた内容を変更しようとするとき、又は再委託先が第三者（以下「再々委託先」という。）に再々委託する場合以降も同様に当機構の承認を受けなければならない。

（５）受注者は、本契約の一部（主たる部分を除く。）を再委託するときは、受注者が本契約を遵守するために必要な事項を再委託先との間でも約定しなければならない。

（６）本契約の一部について、再委託先が再々委託を行う場合においては、受注者は、本契約を遵守するために必要な事項を再々委託先にも約定させるものとし、再々委託先以降の委託先がさらに委託をする場合にも、全て同様とする。

（７）受注者は、本契約の一部を再委託した場合は、本件業務に関する再委託先（再委託先の再々委託以降の委託が行われているときは、再委託先及び再々委託先以降の委託先）の行為について、当機構に対して全ての責任を負うものとする。

（８）特記仕様書における用語の定義は、「建築保全業務共通仕様書」（令和５年度　国土交通省大臣官房官庁営繕部（改定 令和５年 11 月８日 国営保第 13 号）（以下「共通仕様書」という。）第１編 1.1.2 によるもののほか、以下のとおりとする。

①　「当機構担当者」とは、当機構の職員のうち、本業務の監督員として指名されている者とする。

②　「統括責任者」とは、業務を総合的に把握し、業務を円滑に実施するために当機構担当者との連絡調整を行う者で、現場における受注者側の責任者をいい、共通仕様書に定義する業務責任者と同義とする。

③　「電気設備責任者」とは、受注者側の作業員のうち、定期点検及び保守業務並びに運転・監視及び日常点検・保守業務に専従する者で、電気設備に関する責任者とする。

④　「機械設備責任者」とは、受注者側の作業員のうち、定期点検及び保守業務並びに運転・監視及び日常点検・保守業務に専従する者で、機械設備に関する責任者とする。

⑤　「警備責任者」とは、受注者側の作業員のうち、警備業務の責任者とする。

⑥　「電気設備作業員」とは、受注者側の作業員のうち、定期点検及び保守業務並びに運転・監視及び日常点検・保守業務に専従する者で、電気設備に関する作業員とする。

⑦　「機械設備作業員」とは、受注者側の作業員のうち、定期点検及び保守業務並びに運転・監視及び日常点検・保守業務に専従する者で、機械設備に関する作業員とする。

⑧　「警備作業員」とは、受注者側の作業員のうち、警備業務に専従する作業員とする。

⑨　「入退室管理システム運用作業員」とは、受注者側の作業員のうち、警備業務における出入管理に付随する業務として、当機構が設置運用している入退室管理システム（職員等が所有するＩＤカードにその所属及び職権等に応じて付与されたアクセス権により、通用門、建物入口及び居室等のドアの解錠の可否を電気錠で制御するシステム）について、当機構担当者からの指示を受けアクセス権の登録、変更及び削除等の運用業務に専従する作業員とする。

⑩　「受付作業員」とは、受注者側の作業員のうち、警備業務における出入管理に付随する業務として、受付業務に専従する作業員とする。

（９）受注者の負担の範囲は、共通仕様書第１編 1.1.3 による。

(10) 本特記仕様書に疑義が生じた場合、または本特記仕様書に記載のない事項の詳細は、

原則として、共通仕様書による。共通仕様書を含めても疑義が解決しない場合は、当機構担当者と速やかに協議し解決を図ること。

協議に際しては、受注者において打ち合わせ議事録を作成すること。作成した打ち合わせ議事録は、当機構の承認を得て発行するものとする。発行した打ち合わせ議事録に含まれる決定事項は、本仕様書に優先する。

なお、仕様書等の変更を要する事態が生じた場合には、協議をするので応じること。

(11) 業務の実施に当たり、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図る。

(12) 非常時の対応については、共通仕様書第 1 編 1.1.7 によるほか、「10　成果提出」に規定する業務計画書に事前に定めるものとする。

(13) 作業員に業務に適した制服並びに履物を着用させるとともに、名札又は腕章等、外見から身分を明確にするものを着用・携帯させること。

警備責任者及び警備作業員については、警備業法第 16 条に基づく適切な制服を着用し、また、必要に応じ、第 17 条に基づく適切な護身用具を身に着けること。

なお、クリーンルーム等、当機構より指定された居室に入室する場合は、当機構が貸与する指定の防塵服を着用すること。

(14) 作業員の身元については一切の責任を負うこと。また、適切な教育及び指導を行い、労働安全衛生及び規律・風紀維持に一切の責任を負うこと。

(15) 採用、異動及び退職等に伴う作業員の変更がある場合は、事前に当機構担当者に通知すること。また、新規に当機構本部に配置された従事者には、業務に必要な教育・研修を行うとともに、必要に応じ訓練期間を設けること。

(16) 作業員に対する民法、労働基準法、健康保険法その他法令・条例に規定される　事業主または雇用者としての一切の責任・義務を負うこと。

(17) 業務責任者及び作業員は、言動及び素行に注意し、機構に対する信用を失墜させる行為等をしてはならない。

(18) 作業員の資格要件、業務遂行能力又は素行につき、不適当・不適格と認められる者がいるときには、当機構から対象の作業員の交代を請求することができる。

受注者は、請求を受けた場合、速やかに必要な措置を講ずるものとする。

(19) 業務履行上の事故等が発生した場合、内容及び原因等について速やかに報告すること。

また、受注者の責に帰する理由により発生した事故・事件等の損害に対する全ての賠償及び補償等については、受注者の責任において解決するものとし、受注者は損害賠償等の発生に備えて必要な保険に加入しておくこと。

(20) 事故並びに地震、火災、風水害、落雷による停電及び危険物貯蔵所の燃料漏れ等が発生した場合には、被害状況の確認を行い、被害を確認した場合は、その被害の最小化及び職員の安全確保に必要な応急対応を実施すること。

事故その他警備上の事案への対応については、受注者側が作成・提出した業務計画書中の警備計画に沿って対応すること。

災害対応については、受注者側が作成・提出した防災マニュアルに沿って対応すること。

(21) 作業の履行確認は、原則として、「10　成果提出」に定める月次報告書及び日次報告書等の書面により行うものとする。

なお、当機構担当者が、書面のみでは十分な履行確認ができないものとして指定した業務の履行確認は、立会い等の方法により行うものとする。

(22) 業務の履行に伴い生じる廃棄物の処理等は、共通仕様書第１編 1.5.1 及び 1.5.2 による。

(23) 施設等の利用については、以下のとおりとする。

① 業務の履行に必要な範囲で、当機構は受注者側に、当機構が指定した共用室（常駐業務室、控室等）及び共用物（什器、ロッカー、業務用パソコン等）を供用する。

供用対象の共用室及び共用物は、「別添VI　共用室及び共用品リスト」のとおりとし、受注者側は、統括責任者の管理のもと、善良な管理者の注意義務を持ってこれを使用するものとする。

② 建物内の便所、エレベーター及び食堂等の一般共用施設は、利用することができる。

③ 受注者側による当機構敷地内駐車場の通勤目的での利用は、原則として不可とする。

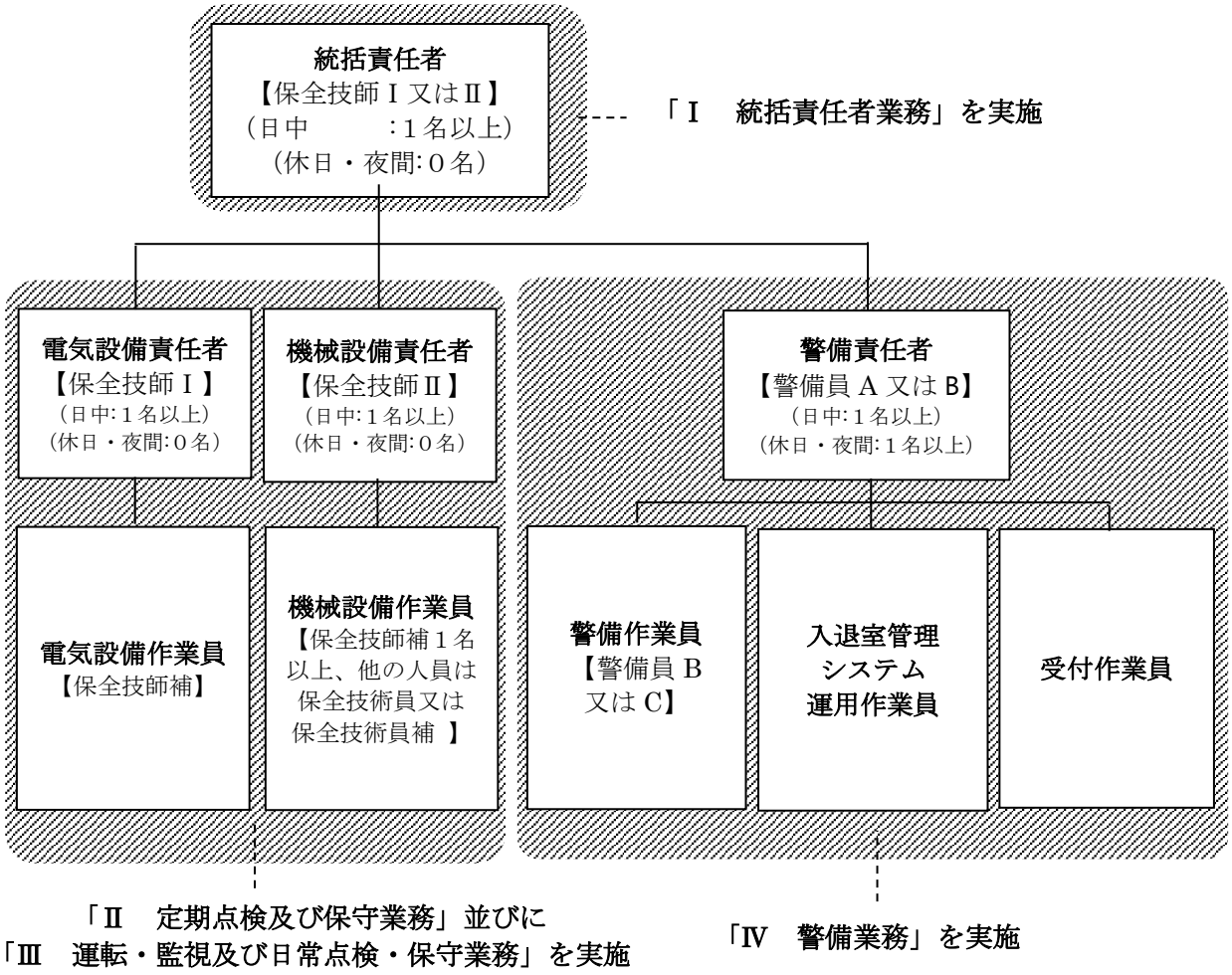
④ 「別添VI　共用室及び共用品リスト」に記載するもの以外で、業務の履行にあたり必要な機材等は、原則として受注者の負担とする。ただし、当機構が保有する機材について、当機構担当者より許可を得たものについては、その限りでない。

６　業務体制

（１）業務体制

受注者側が配置する人員に関し、想定する技術者区分（「建築保全業務積算要領」令和５年版準拠、【 】内に記載）、業務時間内の必要配置人数（責任者に限る）、業務分担及び指揮系統は下図に示すとおりとする。

特別な事情により当機構の許可を得ない限り、下図に示す必要配置人数については、常駐・専任とし、本請負業務内での兼務及び他請負業務との兼務は不可とする。



（2）各責任者及び作業員等の業務範囲

統括責任者、各業務責任者及び各作業員が行う業務の範囲は、下図に定めるとおりとする。

「◎」印を付した業務については、責任者として、スケジュール管理、現状の把握、課題の摘出、改善の検討及び各作業員への指示・指導等を実施し、問題が発生した場合は、必要に応じ、統括責任者若しくは他の業務責任者又は当機構担当者と調整し解決に当たること。

「○」印を付した業務については、作業員として、該当する業務責任者より指示を受け作業を実施し、問題が発生した場合は、必要に応じ、業務責任者又は他の作業員等に報告・相談を行い、解決に当たること。

ただし、統括責任者が、特定の業務について、下表に示す以外の責任者又は担当者が実施することが適切であると思料し、下表に示す以外の責任者又は担当者を充てる場合は、この限りではない。

業務／実施者	I 統括責任者業務	II 定期点検及び保守業務並びに III 運転・監視及び日常点検・保守業務			IV 警備業務			その他必要な業務
		2．電気設備	3．機械設備	その他（1．建築、4．監視制御装置、5．防災設備）	1．施設警備業務	2．入退室管理システム運用	3．受付	
①統括責任者	◎							◎
②電気設備責任者		◎						
③機械設備責任者			◎	◎				
④警備責任者					◎	◎	◎	
⑤電気設備作業員		○						
⑥機械設備作業員			○	○				
⑦警備作業員					○			
⑧入退室システム運用作業員						○		
⑨受付作業員							○	

なお、当機構は、電気設備責任者を、電気事業法第 43 条第 1 項に基づく当機構本部事業場内の電気主任技術者として選任するものとし、電気主任技術者に選任された電気設備責任者は､同法第 42 条第 1 項に基づき当機構が定める保安規程及び同法第 43 条第 4 項に基づき、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に係る保安監督業務を実施するものとする。

（3）各責任者の選任等

① 統括責任者等の選任

受注者は、統括責任者を１名以上選任し、作業期間開始前に当機構に選任の届出を行うものとする。また、統括責任者を変更した場合も対象者の着任前に、同様に届出を行うものとする。

② 電気設備責任者、機械設備責任者及び警備責任者の指定

受注者側は、電気設備責任者、機械設備責任者を各１名以上、警備責任者を３名以上指定するものとする。

指定方法は、業務計画書に付属する業務従事者名簿への記載による。

③ 統括責任者、電気設備責任者及び機械設備責任者等の代理の指定

受注者側は、統括責任者、電気設備責任者、機械設備責任者及び入退室管理システム運用作業員については、対象者が休暇等により不在となった場合に代理で業務を

行う者を、それぞれ副統括責任者、電気設備副責任者、機械設備副責任者及び入退室管理システム作業員代理として事前に各１名以上指定するものとする。

指定方法は、業務計画書に付属する業務従事者名簿への記載による。

④　代替要員

受注者側は、作業員が休暇等により欠員が出ることが想定される場合は、同等程度の代替要員を契約金額の範囲内で用意すること。

代替要員を用意している場合は、どの責任者又は作業員の代替要員としてかを明示したうえで、業務従事者名簿に加えて提出すること。（例：「代替要員（機械設備作業員）」等）また、代替要員には、作業に必要な研修を受講させること。

（４）各業務責任者及び作業員に求める資格

各業務責任者及び作業員に必要な資格等の要件は以下のとおりとする。

①統括責任者	・建築物環境衛生管理技術者の資格を有していること。 ・防火管理者技能講習を修了していること。 ・専任の統括責任者として同等規模（延べ床面積 50,000 ㎡）以上の施設における業務の実務経験が３年以上を有していること。 ・Microsoft 社の Word、Excel 及び Outlook を業務に支障なく使用できる。 なお、求める水準は以下のとおりとする。 Word：報告書等の文書作成 Excel：四則演算及び表作成 Outlook：メール作成並びにこれによる報告、連絡、相談及び進行管理等 ・常駐可能であること。
②電気設備責任者	・第二種電気主任技術者の資格を有しており、当機構本部における電気事業法に基づく電気主任技術者としての選任が可能であること。 ・休日及び夜間、守衛室にて電気設備の異常を察知し、かつ保安管理上緊急の電気設備点検の必要があると判断された場合、電気設備責任者が、異常の察知から２時間以内に本部に到達できること。 ・Microsoft 社の Word 及び Outlook を業務に支障なく使用できること。 なお、求める水準は以下のとおりとする。 Word：報告書等の文書作成 Outlook：メール作成並びにこれによる報告、連絡、相談及び進行管理等 ・常駐可能であること。
③機械設備責任者	・建築物環境衛生管理技術者の資格を有していること。 ・乙種四類危険物取扱者以上の資格を有していること。 ・機械設備責任者として同等規模（延べ床面積 50,000 ㎡）の施設における業

	務の実務経験５年以上を有していること。 ・Microsoft 社の Word 及び Outlook を業務に支障なく使用できること。 なお、求める水準は以下のとおりとする。 Word：報告書等の文書作成 Outlook：メール作成並びにこれによる報告、連絡、相談及び進行管理等 ・常駐可能であること。
④警備責任者	・施設警備業務検定二級又は一号警備員指導教育責任者の資格を有すること。 ・警備責任者として同等規模（延べ床面積 50,000 ㎡）の施設における業務の実務経験５年以上を有していること。 ・Microsoft 社の Word 及び Outlook を業務に支障なく使用できること。 なお、求める水準は以下のとおりとする。 Word：報告書等の文書作成 Outlook：メール作成並びにこれによる報告、連絡、相談及び進行管理等 ・警備業法第 14 条第 1 項に抵触しない、健康な身体を有していること。 ・自動火災警報装置等の各種警報機器について熟知していること。 ・常駐可能であること。 （警備責任者及び警備作業員の全員のうち一定以上を満たせばよい要件） ・警備責任者及び警備作業員のうち半数以上が自衛消防技術認定証を取得していること。 ・警備責任者及び警備作業員のうち半数以上が防災センター要員講習を修了していること。 ・警備責任者及び警備作業員のうち半数以上が普通救命技術認定証を取得していること。
⑤電気設備作業員	・第二種電気主任技術者又は第二種電気工事士の資格を有していること。 ・電気設備作業員としての実務経験５年以上を有していること。 ・常駐可能であること。
⑥機械設備作業員	・設備作業員として同等規模（延べ床面積 50,000 ㎡）の施設における業務の実務経験５年以上を有していること。 ・常駐可能であること。
⑦警備作業員	・警備作業員として実務経験３年以上を有していること。 ・警備業法第 14 条第 1 項に抵触しない、健康な身体を有していること。 ・自動火災警報装置等の各種警報機器について熟知していること。 ・常駐可能であること。
⑧入退室システム	・業務システムの操作を伴う事務系業務又は業務システムの運用業務について１年以上の従事経験を有していること。

運用作業員	・Microsoft 社の Word、Excel 及び Outlook を業務に支障なく使用できること。 なお、求める水準は以下のとおりとする。 Word：報告書等の文書作成 Excel：四則演算及び表作成 Outlook：メール作成並びにこれによる報告、連絡、相談及び進行管理等 ・常駐可能であること。
⑨受付作業員	・受付業務に関する実務経験３年以上を有していること。 ・英検２級程度の英語（高校卒業程度、ビジネス英会話など社会生活に必要な英語を理解し、使用できること）を用いた日常的な会話ができる者であること。 ・常駐可能であること。

（５）指示、報告及び情報共有の体制

① 当機構からの受注者側への指示

原則として、当機構担当者から統括責任者に対し行う。

ただし、緊急時及び事前に合意のある場合を除く。

② 受注者側から当機構への報告

原則として、統括責任者から当機構担当者に対し行う。

ただし、緊急時及び事前に合意のある場合を除く。

③ 受注者側の指揮系統及び情報共有

「６．業務体制（１）業務体制」に示す図に示す指揮系統により、統括責任者、各業務責任者及び各作業員の間で、随時、必要な指示及び報告を行うこと。

また、統括責任者、各業務責任者及び各作業員の間で、随時、必要な情報共有（発生した事故及びヒヤリハット事案を含む。）を行い、連携を高め、事故リスクの低減及び作業効率的に努めること。

④ 連絡時間

原則として、業務時間内とする。

ただし、事故、事件の発生又はその恐れ等、特に緊急性の高い事案が発生した場合は、休日・夜間を問わず、受注者側から当機構担当者へ、電話等により速報を行うものとする。

うち、事業用電気工作物の保安の監督に関わる事故又は事象（設備が発している警報等を含む。）が発生した場合は、停電若しくは設備の故障等の有無に関わらず、速やかに電気主任技術者による判断を経たうえで速報を実施するものとする。

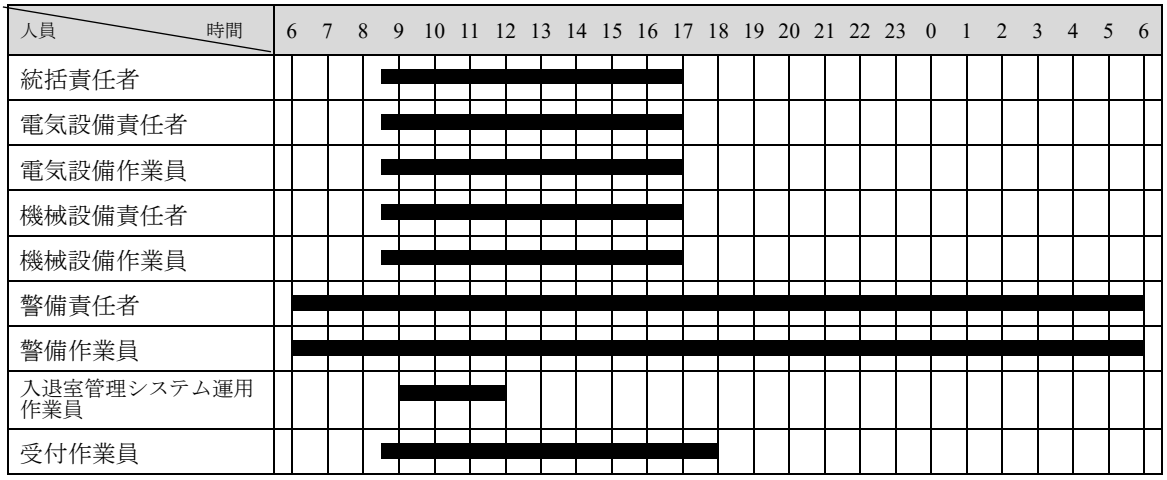
（６）業務実施日時

① 原則

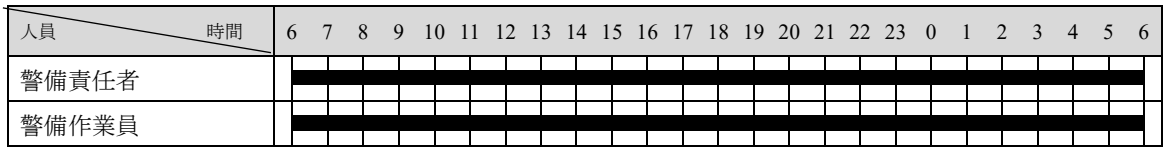
以下のア及びイを原則とする。

必要に応じ交代を行うものとし、業務に支障のない範囲で休憩を行うものとする。

ア　平日（年末年始（12 月 29 日から翌年１月３日まで）を除く。）



イ　土日祝日及び年末年始（12 月 29 日から翌年１月３日まで）



②　例外

ア　オープンハウス（当機構本部にて実施する技術展示会）の開催日において、会場となる本部の主要建物において、空調の運転・監視及び建築物等の不具合発生時の緊急対応を行うものとする。

オープンハウスは、６月のうち当機構が指定する２日間に渡り実施し、うち１日は土日祝日とし、勤務時間は、イベントの準備時間及び片付け時間を含めた時間として、以下を想定すること。なお、業務に支障のない範囲で休憩を行うものとする。

・　１日目（平日）　　：午前８時 30 分～午後５時 00 分

・　２日目（土日祝日）：午前８時 30 分～午後５時 00 分

上記の土日祝日についても、統括責任者及び機械設備責任者が出勤し対応にあたること。

当機構担当者より、この想定時間を超過する業務指示のあった場合、受注者は当機構と協議の上、超過分に相当する費用を請求することができるものとする。

イ　定期点検及び保守業務のうち計画的な停電を伴う電気設備定期点検の実施日において、必要な対応を行うものとする。

点検は、９月～３月の間の土日祝日のうちから当機構が受注者と協議のうえ決定する２日間についてとし、勤務時間は、点検の準備から復旧作業までにかかる時間として、以下を想定すること。なお、業務に支障のない範囲で休憩を行うものとする。

・　１日目（土日祝日）：午前 6 時 30 分～午後 8 時 30 分

・　２日目（土日祝日）：午前 8 時 30 分～午後 5 時 00 分

２日間の両日とも、統括責任者、電気設備責任者、機械設備責任者その他点検業務に必要な作業員が出勤し対応にあたること。

ウ　その他、業務上必要がある場合及び緊急的な対応を行う場合は、原則としている業務実施日時以外にも業務を行うものとする。また、受注者は当機構と協議の上、当該業務に相当する費用を請求することができるものとする。

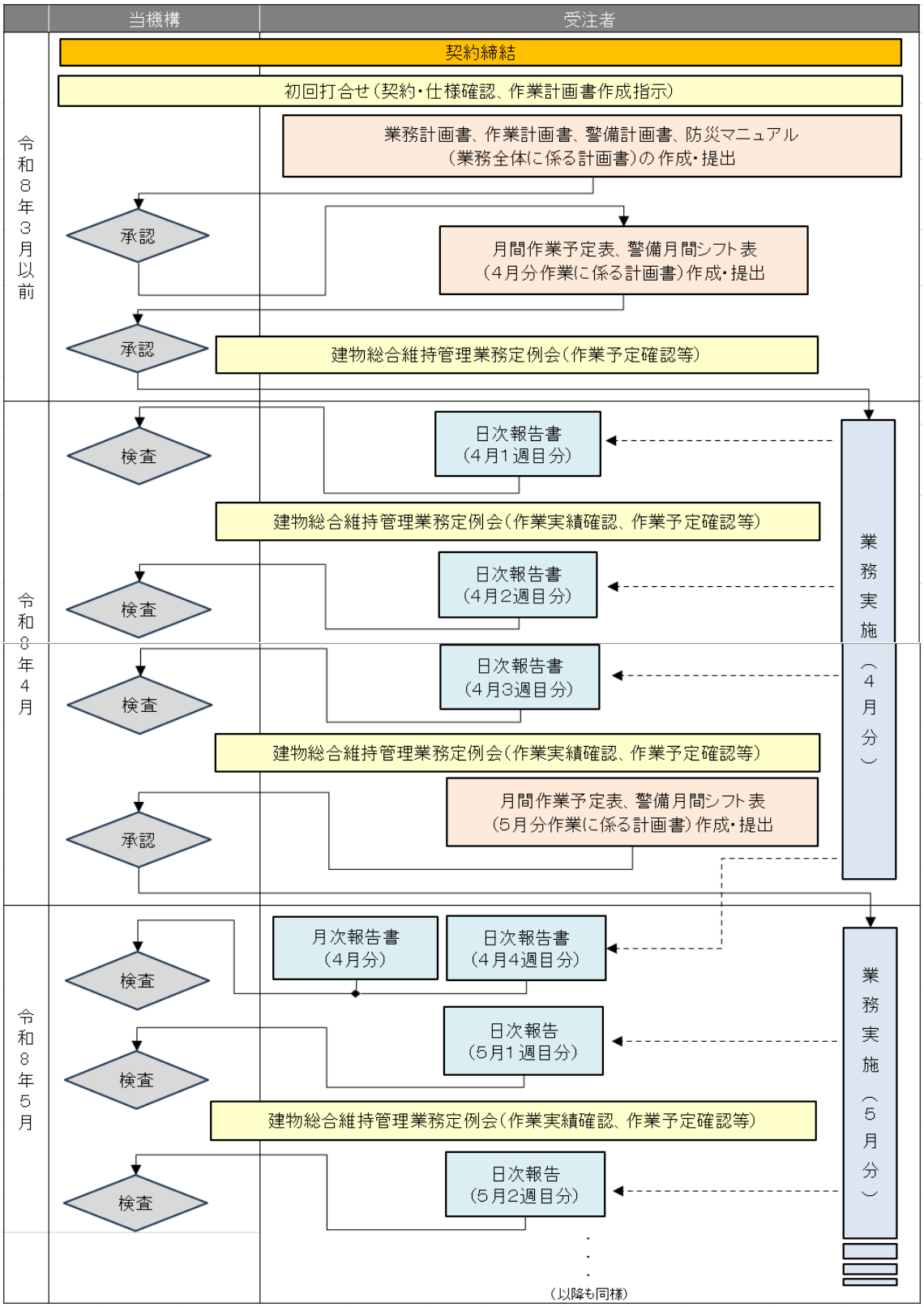
（７）作業場所

受注者側の主な勤務場所は、以下のとおりとする。

<table>
<tr><th>人員</th><th>事務所</th><th>作業中</th></tr>
<tr><td>統括責任者</td><td rowspan="4">128 棟（研究本館）地下 1 階
監視室</td><td rowspan="5">各建築物等</td></tr>
<tr><td>電気設備責任者</td></tr>
<tr><td>電気設備作業員</td></tr>
<tr><td>機械設備責任者</td></tr>
<tr><td>機械設備作業員</td><td>128 棟（研究本館）地下 1 階
監視室及び備品庫</td></tr>
<tr><td>警備責任者</td><td rowspan="2">131 棟（セキュリティ棟）
１F　守衛室及び集中管理室</td><td rowspan="2">警備計画書で定めるポスト（配置）及び巡回巡視経路等</td></tr>
<tr><td>警備作業員</td></tr>
<tr><td>入退室管理システム運用作業員</td><td colspan="2">128 棟（研究本館）地下 1 階　監視室</td></tr>
<tr><td>受付作業員</td><td colspan="2">131 棟（セキュリティ棟）１F　守衛室</td></tr>
</table>

7　業務フロー

全体的な業務フローは下図のとおりとする。


当機構
受注者
令和8年3月以前
契約締結
初回打合せ（契約・仕様確認、作業計画書作成指示）
業務計画書、作業計画書、警備計画書、防災マニュアル
（業務全体に係る計画書）の作成・提出
承認
月間作業予定表、警備月間シフト表
（4月分作業に係る計画書）作成・提出
承認
建物総合維持管理業務定例会（作業予定確認等）
令和8年4月
検査
日次報告書
（4月1週目分）
建物総合維持管理業務定例会（作業実績確認、作業予定確認等）
検査
日次報告書
（4月2週目分）
検査
日次報告書
（4月3週目分）
建物総合維持管理業務定例会（作業実績確認、作業予定確認等）
承認
月間作業予定表、警備月間シフト表
（5月分作業に係る計画書）作成・提出
業務実施（4月分）
令和8年5月
検査
月次報告書
（4月分）
日次報告書
（4月4週目分）
検査
日次報告
（5月1週目分）
建物総合維持管理業務定例会（作業実績確認、作業予定確認等）
検査
日次報告
（5月2週目分）
（以降も同様）
業務実施（5月分）

8　業務内容

（1）業務項目詳細

業務の項目の詳細は、以下のとおりとする。

① 統括責任者業務

別添Iのとおり

② 定期点検及び保守業務

別添IIのとおり

③ 運転・監視及び日常点検・保守業務

別添IIIのとおり

④ 警備業務

別添IVのとおり

（2）対象設備一覧

別添Vのとおり

9 貸与品の有無

有（「別添VI　共用室及び共用品リスト」のとおり）

10 成果提出

（1）成果品

① 業務計画書等

受注者が行う各業務については、以下に示す業務計画書等により、当機構担当者に事前に承認を得てから実施すること。業務計画書等を変更する場合も同様とする。（その場合、変更が生じる日に対し「提出時期」に相当する期間前に提出）

名称	数量	形式	提出時期	備考
業務計画書	1部	電子データ	各年度の業務開始日2週間前まで	共通仕様書第1編 1.2.1 に規定のとおり、実施体制、全体工程（各年度）、業務従事者名簿（保有資格含む）、緊急時の連絡体制等、必要事項を総合的にまとめたもの。
作業計画書	1部	電子データ	作業期間開始日2週間前まで	共通仕様書第1編 1.2.2 に規定のとおり、業務ごとに作業日時、作業内容、作業手順、作業範囲、作業責任者、作業員、安全管理の内容等を定めた作業計画書を作成すること。 なお、作成時点で作業日時が未定の場合、作業計画書上は「未定」としてよい。その

				場合、別途、作業予定表で当機構へ通知すること。
警備計画書	1部	電子データ	各年度の業務開始日2週間前まで	共通仕様書第6編 1.1.5 に規定のとおり、警備に係る各業務（火災感知時の対応、鍵管理、駐車場管理、出入管理、巡回巡視経路等）について計画すること。 入退室管理システム運用作業員の配置（人数）、処理手順、受付作業員の配置、受付手順についても記述すること。
防災マニュアル	1部	電子データ	各年度の業務開始日2週間前まで	共通仕様書第3編 1.1.12 の規定により、当機構担当者と協議し、地震、火災、風水害及び落雷による停電並びに危険物貯蔵所の燃料漏れ等が発生した場合を想定した、受注者側における、事前準備、発生後の対応等を網羅的に記述する。 対応に関しては、被害の極小化及び早期復旧に努めるものとする。
月間作業予定表	1部	電子データ	作業対象の月の開始より1週間前まで	定期点検及び保守業務に係る各業務の月間の作業予定日について示すもの。
警備業務月間シフト表	1部	電子データ	作業対象の月の開始より1週間前まで	警備業務従事者の月間のシフトを示すもの。

② 月次報告書（月報）

月次報告書（月報）を紙媒体で提出する場合は、仕様書で示す業務項目順に、報告書をファイル等に綴じて提出すること。全体の表紙及び業務項目ごとに中表紙を付すること。中表紙等には、仕様書で示す業務項目の番号と同じ番号を付し、仕様書との対応が分かるようにすること。

名称	数量	形式	提出時期	備考
統括責任者業務報告書	1部	紙又は電子データ	原則として業務対象月の翌月 10 日まで。（毎年 3 月に	別添「I 統括責任者業務」にて月単位で行う業務について、報告を行うもの。

			ついては末日まで。）	
定期点検及び保守業務報告書	1部	紙又は電子データ	原則として業務対象月の翌月10日まで。（毎年3月については末日まで。）	別添「II　定期点検及び保守業務」について、月単位及び週単位で行う点検の結果について、報告を行うもの。
運転監視及び日常保守業務報告書	1部	紙又は電子データ	原則として業務対象月の翌月10日まで。（毎年3月については末日まで。）	別添「III　運転監視及び日常保守業務」にて月単位及び週単位で行う点検の結果について、報告を行うもの。

③　日次報告書（日報）

日次報告書（日報）の紙提出分については、他に指示のない限り、週1回、直近1週間分をまとめてファイル等に綴じ提出すること。

名称	数量	形式	提出時期	備考
運転・監視及び日常点検・保守業務日報	1部	紙又は電子データ	原則として作業日の翌日から7営業日以内（毎年3月についてはその月の末日まで。）	別添「III　運転・監視及び日常点検・保守業務」にて日単位の点検の結果について、報告を行うもの。
警備日報	1部	紙又は電子データ	原則として作業日の翌日から7営業日以内（毎年3月については末日まで。）	別添「IV　警備業務」にて日単位の実績について、報告を行うもの。

④　その他提出物

名称	数量	形式	提出時期	備考
履歴書、要求資格を証するものの写し、顔写真	1部	電子データ	原則として当機構への責任者又は作業員として着任予定日の2週間前まで	業務責任者・作業員としての要件を満たすかの確認及び当機構本部施設内にて就業するために必要なセキュリティ上の手続きに必要なもの。
打合せ議事録	1部	電子データ	打合せを実施した場合速やかに	定期及び臨時の打合せを想定するもの。

保守点検等結果速報	1部	電子データ	業務上の必要により当機構担当者より請求のあった場合速やかに	点検作業後緊急性の高い異常が発見された場合や、速やかな履行確認が必要な場合等に、速報を求めることを想定するもの。
顛末書	1部	電子データ	業務上の必要により当機構担当者より請求のあった場合速やかに	事故・事件又は安全衛生上の懸念が発生した場合等に、顛末書による報告を求めることを想定するもの。
経過報告書	1部	電子データ	業務上の必要により当機構担当者より請求のあった場合速やかに	業務進捗状況の照会を求める場合等を想定するもの。
産業廃棄物マニフェスト(産業廃棄物管理票) D票・E票	1部	紙又は電子データ	業務(汚泥処分等)の履行に伴い発行された場合速やかに	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)に基づき発行されるもので、当機構が事業者として地方公共団体へ報告を行う際に使用するため必要なもの。

（2）提出先

東京都小金井市貫井北町４－２－１
国立研究開発法人情報通信研究機構
財務部施設室施設管理グループ

（3）その他

① 紙での提出を指定されている場合は、他に指示のない限り、Ａ４又はＡ３で作成し、ファイル等に綴じて提出するものとする。

② 電子データでの提出を指定されている場合は、他に指示のない限り、PDF、Word 又は Excel で作成するものとし、受け渡し方法は当機構担当者と協議し決定するものとする。

③ 緊急的な変更が生じた等の理由につき指定された提出時期までの提出が困難である場合は、当機構担当者に理由を説明し承諾を得ること。

④ 各成果品については、別添の作成例を参考に、当機構担当者と協議して様式を定めること。

⑤ 受注者が紙で作成し当機構へ提出した月次報告書及び日次報告書は、当機構担当者が内容確認及び検査等の必要な事務処理を行った後、受注者に返却する。

受注者は、返却を受けた報告書について、業務期間中、当機構担当者及び受注者側

が必要に応じ速やかに閲覧できるよう、当機構が供用する棚等に保管すること。

11　検査

提出された報告書等に基づき当機構担当者による検査を実施する。

12　契約の目的物の種類又は品質に関する担保責任　（契約不適合責任 ）

当機構が本件作業について、作業完了日から起算して１か年以内に、契約の内容(目的物の種類、品質又は数量）に適合しないことを発見したときは、受注者にその内容を通知するものとし、受注者は履行の追完等、担保の責を負うこと。

13　管理責任者について

（１）　本請負作業の実施にあたり、請負作業員の管理責任者は、統括責任者とする。
（２）　作業報告は統括責任者より当機構担当者に行うこと。
（３）　作業について疑義がある場合、統括責任者より当機構担当者に申し入れること。
（４）　当機構担当者からの作業指示は統括責任者を通じて行うものとする。

14　個人情報の取り扱いについて

本件における個人情報の取扱いは、当機構「作業請負契約書　附則（個人情報の取扱い）」の規定によるものとする。

受注者における管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも契約期間中に１回以上、原則として実地検査により確認する。検査においては、下記チェックシートを使用するので、対応すること。

チェックシート

https://www.nict.go.jp/tender/NICTpersonaldata_chk.xlsx

受注者が、当機構の承認を得て、業務の一部を再委託する場合は、受注者が上記のチェックシートにより再委託先の検査を行うこと。（再々委託の場合も同じ）

詳細は、当機構調達情報 Web ページ

「契約にあたって」

http://www.nict.go.jp/tender/keiyakuniatatte.html

「個人情報保護対策のお願い」保有個人情報の取り扱いに係る業務の外部委託について

http://www.nict.go.jp/tender/4otfsk00002cmy4h-att/4otfsk00005ga170.PDF

を参照すること。

15　業務の引継ぎ

当機構は、本業務を開始するまでの間に業務内容を明らかにした書類等により、受注者

に業務の引継ぎを行うものとする。

また、本業務の終了に伴い受注者が変更となる場合には、当機構は、報告等をもとに次回の受注者への引継ぎを行うものとする。ただし、必要に応じて当機構が、業務終了前に受注者に対し、引継ぎに必要な資料等を求めた場合は、受注者は応じることとする。

（１）本業務の前身に当たる業務の受注者からの引継ぎ

当機構は、当該引継ぎが円滑に実施されるよう、本業務の前身に当たる業務である「国立研究開発法人情報通信研究機構　本部建物設備維持管理等請負作業」（契約期間令和３年４月１日～令和８年３月 31 日）の受注者（以下「旧受注者」という。）及び本業務を新たに実施することとなった受注者（以下「受注者」という。）に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。

受注者は、本業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等により、旧受注者から業務の引継ぎを受けるものとする。

（２）本業務終了の際の引継ぎ

当機構は、当該引継ぎが円滑に実施されるよう、受注者及び本業務の次期に当たる業務の受注者（以下「次期受注者」という。）に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。

本業務の終了に伴い受注者が変更となる場合には、受注者は、当該業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等により、次期事業者に対し、引継ぎを行うものとする。

なお、その際の業務引継ぎに必要となる経費は、受注者の負担となる。

16　情報セキュリティについて

（１）　適切な情報セキュリティ管理の実施

受注者は、適切な情報セキュリティ管理を実施していること。適切な情報セキュリティ管理を実施しているとは、組織としての情報セキュリティ方針及び情報セキュリティ管理体制が制定され、リスク対応計画立案、管理策の実施、教育、内部監査を含む情報セキュリティ管理が、文書化された手順に従って実施されていることを言う。ISO/IEC 27001 または JIS Q 27001 に準拠した管理は、適切な情報セキュリティ管理の例である

（２）　業務実施体制

受注者は、本業務を履行する体制について、予め以下の事項について提出し、当機構の了承を得ること。

ア　業務実施体制

① 責任者　（専門性・実績・国籍等に関する情報を含むこと）

② 担当者　（専門性・実績・国籍等に関する情報を含むこと）

③ 連絡体制・窓口

④ 業務実施場所（国内・国外を問わず当機構外で業務する場合）

イ　構築すべき体制に関する留意点

受注者は、下記に留意して、体制を構築すること。なおこれらに変更があった場合は速やかに当機構に報告し、その了承を得ること。

① 本業務を履行するにあたり必要な経験、資格、業績等を有する者を確保して体制を構築すること。その際、必要な経験、資格、業績等を有する者は、背景となる適切な経歴、知見、語学、文化的背景を有すること。

② 本業務を履行するにあたり受注者の従業員もしくはその他の者による意図しない変更や業務に関して知り得た情報の窃取等が行われないことを保証する管理体制を構築すること。

（3） 情報セキュリティ対策の実施

受注者は、業務に関して知り得た情報の紛失、滅失、改ざん、き損、漏えい、その他の情報セキュリティ事故を防止するために必要な情報セキュリティ対策を講じなければならない。

（4） 情報セキュリティ事故発生時における報告

受注者は、契約の履行中、履行後を問わず情報セキュリティ事故、又はそのおそれのあることを知ったときは、必要な措置を講じるとともに、速やかに当機構に報告し、当機構の指示に従うものとする。

（5） 情報セキュリティ対策の実施状況の報告・点検

ア　当機構は業務や情報の取扱いが適切に行われていることを確認するため、受注者に対して定期的な報告や自己点検、情報の適正な取扱いのための情報セキュリティ対策（ログの取得・監視等以下参照）を求めることができるものとする。

・情報セキュリティインシデント等への対処能力の確立・維持
・情報へアクセスする主体の識別とアクセスの制御
・ログの取得・監視
・情報を取り扱う機器等の物理的保護
・情報を取り扱う要員への周知と統制
・セキュリティ脅威に対処するための資産管理・リスク評価
・委託先が取り扱う情報及び当該情報を取り扱うシステムの完全性の保護
・セキュリティ対策の検証・評価・見直し

イ　特に重要な業務（情報の格付けに伴い重要と格付けされた業務、（例）個人情報を含むもの）を委託している場合、監査、サービス品質の保証を求めることができるものとする。また、個人情報を含む重大な情報セキュリティ事故が発生した場合、機構は受注者と協議の上、立入調査を求めることができるものとする。報告・点検の結果、改善が必要な点が見つかった場合、受注者は改善計画を立て当機構に提出するものとする。

（６） 委託の制限

ア　受注者は当機構が書面で承諾した場合を除き、本件業務の全体または一部を第三者に委託してはならない。受注者は第三者に委託するときは、責任を持って情報セキュリティの適切な管理を行う能力を有する者を選定するものとする。

イ　選定した委託先に対しては、情報セキュリティに関し受注者が履行すべき義務と同等の義務を負わせるものとし、受注者及び受注者の委託先との間で締結する契約書にその旨を明記するものとする。

ウ　受注者は委託先の情報セキュリティ管理全般、業務実施体制、情報セキュリティに関する点検・調査の受け入れ可否等の状況について、あらかじめ当機構に書面で提出するものとする。受注者の委託先が再委託を行うとき以降も同様とする。

（７） 情報の目的外利用及び提供の禁止

受注者は業務に関して知り得た当機構所定の書式・方法により明示した保護すべき情報（契約を履行する一環として受注者が収集、整理、作成等した情報であって、当機構が保護を要さないと確認したものを除く。）その他の非公知の情報を本仕様書の業務履行にのみ利用し、他の目的に使用しないこと。当機構の承諾なしに第三者に提供してはならず、受注者は受注者の従業員その他受注者の委託先及びその再委託先に対し、受注者と同様の秘密保持義務、情報保全義務を負担させるものとする。

（８） 要機密情報の取扱い

受注者は、当機構の要機密情報を取り扱う場合、契約書の秘密保持の事項に従うこと。

（９） 情報の複写又は複製の禁止

受注者は、本業務のために当機構から提供された情報や資料等を当機構の承諾なしに複写又は複製してはならない。

（１０） 情報の受取り

当機構が一時的に電子ファイル等を受注者に預ける場合は、預かり証に受注者（作業員等を含む）の押印あるいは署名を求める場合があるので応じること。

（１１） 情報のやり取り

ア　当機構と通信回線を経由して電子ファイル等のやりとりを行う場合は、万一の事故に備えてパスワード付与や暗号化などの措置をとること。

イ　また最新のパターンファイルが適用されたウイルス検出ソフトで検査し、問題がないことを確認してから送付すること。

（１２） 資料・情報の保管

ア　受注者は、業務のために当機構から提供を受け、又は受注者自らが作成した情報が記録された資料を、適切に施錠管理された場所に保管すること。

イ　電子ファイルの場合は適切なアクセス制御が行われたフォルダーに保管するこ

と。また当機構が特に指定した場合は暗号化などの対応をとること。

（１３） 資料の返却・情報の消去等

ア　受注者は、業務のために当機構から提供を受け、又は受注者自らが作成した情報が記録された資料は、業務完了後直ちに当機構に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、当機構が別に指示したときは当該方法によるものとする。

イ　受注者は、情報を記録した資料を当機構に返還した後、なお当該情報が複写や電磁記録等として残されていることのないよう、遅滞なく復元又は判読が不可能な方法により当該情報を消去又は廃棄しなければならない。なおその際「預かり証兼データ破棄届」を当機構に提出すること。

17　その他の事項

（１）運送・搬入・据付実施中に、建築物、工作物等に損傷を与えた場合は、速やかに当機構担当者に申し出るとともに受注者の責任においてこれを原形に復すること。

（２）機器の納品又は付帯作業が含まれる場合は、納品物の設置に当たっては、建築設備耐震設計・施工指針[国土交通省国土技術政策総合研究所及び独立行政法人建築研究所監修]等の各種基準例を参照し、適切に固定すること。

（３）本件の納品物にかかる知的財産権の扱いは、当機構「作業請負契約書」の規定によるものとする。

上記契約書に関する情報は以下のとおり。

https://www.nict.go.jp/tender/format.html

別添

共通仕様書

本共通仕様書は、「建築保全業務共通仕様書」（令和５年度　国土交通省大臣官房官庁営繕部（改定 令和５年11月８日 国営保第13号））より、当機構が発注する「2026-2030年度　国立研究開発法人情報通信研究機構　本部建物設備維持管理等業務」の仕様に関係する項目のみを抜粋して作成したものである。

第１編　総則

第１章　総則

第１節 一般事項

1.1.1 適用

(a) 建築保全業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、建築物及びその附帯施設（以下「建築物等」という。）の定期点検、臨時点検、日常点検、保守、運転・監視、清掃、執務環境測定等及び警備に関する業務委託に適用する。

(b) 共通仕様書に規定する事項は、別の定めがある場合を除き、受注者の責任において履行すべきものとする。

(c) 共通仕様書の第２編以降の各編は、第１編と併せて適用する。

(d) 共通仕様書の第２編以降の各編において、一般事項が第１章に規定されている場合は第２章以降の規定と併せて適用する。

(e) 建築保全業務に係る契約図書は以下によるものとし、相互に補完するものとする。ただし、契約図書間に相違がある場合の優先順位は、次の(1)から(5)までの順番とし、これにより難い場合は、1.1.4「疑義に対する協議等」による。

(1) 契約書（頭書及び条項をいう）

(2) 質問回答書（(3)から(5)までに対するもの）

(3) 現場説明書

(4) 特記仕様書（図面、機器リストを含む）

(5) 共通仕様書

(f) 本編の規定は、第２編から第６編までに別に定めのある場合には適用しない。

1.1.2 用語の定義

共通仕様書において用いる用語の定義は、次によるほか、各編の用語の定義による。

(1)「建築物」とは、建築基準法（昭和25 年法律第201 号）第２条第１号で規定する建築物をいう。

(2)「施設管理担当者」とは、契約図書に規定する施設管理担当者をいい、建築物等の管理に携わる者で、保全業務の監督を行うことを発注者が指定した者をいう。

(3)「受注者等」とは、当該業務契約の受注者又は契約書の規定により定めた受注者側の業務責任者をいう。

(4)「業務責任者」とは、契約図書に規定する業務責任者をいい、業務を総合的に把握し、業務を円滑に実施するために施設管理担当者との連絡調整を行う者で、現場における受注者側の責任者をいう。

(5)「業務担当者」とは、業務責任者の指揮により業務を実施する者で、現場における受注者側の担当者をいう。
(6)「業務関係者」とは、業務責任者及び業務担当者を総称していう。
(7)「施設管理担当者の承諾」とは、受注者等が施設管理担当者に対し書面で申し出た事項について、施設管理担当者が書面をもって了解することをいう。
(8)「施設管理担当者の指示」とは、施設管理担当者が受注者等に対し、業務の実施上必要な事項を、書面によって示すことをいう。
(9)「施設管理担当者と協議」とは、協議事項について、施設管理担当者と受注者等とが結論を得るために合議し、その結果を書面に残すことをいう。
(10)「施設管理担当者の検査」とは、業務の各段階で、受注者等が実施した結果等について提出した資料に基づき、施設管理担当者が契約図書との適否を確認することをいう。
(11)「施設管理担当者の立会い」とは、業務の実施上必要な指示、承諾、協議及び検査を行うため、施設管理担当者がその場に臨むことをいう。
(12)「施設管理担当者に報告」とは、受注者等が施設管理担当者に対し、業務の状況又は結果について書面をもって知らせることをいう。
(13)「施設管理担当者に提出」とは、受注者等が施設管理担当者に対し、業務に関わる書面その他の資料を説明し、差し出すことをいう。
(14)「特記」とは、1.1.1「適用」の(e)の(2)から(4)までに指定された事項をいう。
(15)「書面」とは、発行年月日及び氏名が記載された文書をいう。
(16)「業務検査」とは、契約書に規定するすべての業務の完了の確認又は毎月の支払の請求に係る業務の終了の確認をするために、発注者が指定した者が行う検査をいう。
(17)「作業」とは、共通仕様書で定める建築物等の定期点検、臨時点検、日常点検、保守、運転・監視、清掃、執務環境測定等及び警備に当たる作業をいう。
(18)「必要に応じて」とは、これに続く事項について、受注者等が作業の実施を判断すべき場合においては、あらかじめ施設管理担当者の承諾を受けて対処すべきことをいう。
(19)「原則として」とは、これに続く事項について、受注者等が遵守すべきことをいうが、あらかじめ施設管理担当者の承諾を受けた場合は、他の手段によることができることをいう。
(20)「点検」とは、建築物等の部分について、損傷、変形、腐食、異臭その他の異常の有無を調査することをいい、保守又はその他の措置が必要か否かの判断を行うことをいう。
(21)「定期点検」とは、当該点検を実施するために必要な資格又は特別な専門的知識を有する者が定期的に行う点検をいい、性能点検、月例点検、シーズンイン点検、シーズンオン点検及びシーズンオフ点検を含めていう。
(22)「臨時点検」とは、当該点検を実施するために必要な資格又は特別な専門的知識を有する者が、台風、暴風雨、地震等の災害発生直後及び不具合発生時等に臨時に行う点検をいう。

(23)「日常点検」とは、目視、聴音、触接等の簡易な方法により、巡回しながら日常的に行う点検をいう。

(24)「法定点検」とは建築物の保全の関係法令に基づき実施することが規定されている点検をいう。

(25) 各編、表中備考欄の「12 条点検」とは、建築基準法第12 条第２項及び第４項で定める点検又は官公庁施設の建設等に関する法律（昭和 26 年法律第 181 号。以下「官公法」という。）第 12 条第１項及び第２項で定める点検により、建築物等の損傷、腐食、劣化等の状況を点検することをいう。

(26)「保守」とは、点検の結果に基づき建築物等の機能の回復又は危険の防止のために行う消耗部品の取替え、注油、塗装その他これらに類する軽微な作業をいう。

(27)「運転・監視」とは、施設運営条件に基づき、建築設備を稼動させ、その状況を監視し、制御することをいう。

(28)「清掃」とは、汚れを除去すること及び汚れを予防することにより仕上げ材を保護し、良好な環境を保つための作業をいう。

(29)「執務環境測定等」とは、空気環境測定、照度測定、吹付け石綿等の点検、並びにねずみ等の調査及び防除に関する業務をいう。

(30)「警備」とは、施設内における盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務をいう。

1.1.3 受注者の負担の範囲

(a) 業務の実施に必要な施設の電気、ガス、水道等の使用に係る費用は、特記がある場合に限り受注者の負担とする。

(b) 点検に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に附属して設置されているものを除き、受注者の負担とする。

(c) 保守に必要な消耗部品、材料、油脂等は、受注者の負担とする。ただし、各編に定める支給材料を除く。

(d) 清掃に必要な資機材は、受注者の負担とする。ただし、第４編「清掃」で支給品とされた衛生消耗品を除く。

1.1.4 疑義に対する協議等

(a) 契約図書に定められた内容に疑義が生じた場合は、施設管理担当者と協議する。

(b) (a)の協議を行った結果、契約図書の訂正又は変更を行う場合の措置は契約書の規定による。

(c) (a)の協議を行った結果、契約図書の訂正又は変更に至らない事項は、1.2.4「業務の記録」(a)の規定による。

1.1.5 書面の書式及び取扱い

(a) 書面を提出する場合の書式は、別に定めがある場合を除き、施設管理担当者との協議による。

(b) 共通仕様書において書面により行わなければならないとされている承諾、指示、協議、報告及び提出については、電子メール等の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。

1.1.6 関係法令等の遵守

業務の実施に当たり、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図る。

1.1.7 非常時の対応

(a) 地震、暴風、豪雨その他の自然災害に備え、あらかじめ施設管理担当者と協議し、非常時の指揮命令系統、連絡体制及び対応方法を定めておく。

(b) 業務関係者が建築物等に常駐して行う業務において、被害を及ぼす可能性のある暴風、豪雨等に関する気象予報が発令された場合は、建築物等を巡回し、被害の未然防止のための必要な措置を講ずる。

(c) 災害が発生した場合は、人命の安全確保を優先する。また、受注している業務の継続が困難となった場合は、速やかに施設管理担当者に報告する。

(d) 施設管理担当者との協議により、保全業務について応急的な支援を行う。

(e) 当該支援にかかる費用は、施設管理担当者との協議による。

第２節 業務関係図書

1.2.1 業務計画書

(a) 業務責任者は、適切な業務の実施に先立ち、実施体制（非常時の対応を含む）、全体工程、業務担当者が有する資格等、必要な事項を総合的にまとめた業務計画書を作成し、施設管理担当者の承諾を受ける。ただし、あらかじめ施設管理担当者の承諾を受けた場合はこの限りでない。

(b) 業務関係者が施設に常駐して行う業務においては、受注者は業務関係者の労務管理について適切に行うよう計画する。

1.2.2 作業計画書

業務責任者は、業務計画書に基づき作業別に、実施日時、作業内容、作業手順、作業範囲、業務責任者、業務担当者、安全管理の内容等を具体的に定めた作業計画書を作成して、作業開始前に施設管理担当者の承諾を受ける。

1.2.3 貸与資料

貸与資料は、特記による。

なお、点検対象の設備機器等に備え付けの図面、取扱説明書等は使用することができる。ただし、作業終了後は、原状に復するものとする。

1.2.4 業務の記録

(a) 施設管理担当者と協議した結果について、記録を整備する。

(b) 業務の全般的な経過を記載した書面を作成する。ただし、同一業務内容を連続して行う場合は、施設管理担当者と協議の上、省略することができる。

(c) 一業務が終了した場合には、その内容を記載した書面を作成する。

(d) (a)から(c)までの記録について、施設管理担当者より請求された場合は、提出又は提示する。

第３節 業務現場管理

1.3.1 業務管理

契約図書に適合する業務を完了させるために、業務管理体制を確立し、品質、工程、安全等の業務管理を行う。

1.3.2 業務責任者

(a) 受注者は、業務責任者を定め施設管理担当者に届け出る。また、業務責任者を変更した場合も同様とする。

(b) 業務責任者は、業務担当者に業務目的、作業内容及び施設管理担当者の指示事項等を伝え、その周知徹底を図る。

(c) 業務責任者は、業務担当者以上の経験、知識及び技能を有する者とする。
なお、業務責任者は業務担当者を兼ねることができる。

1.3.3 業務条件

(a) 業務を行う日及び時間は、特記による。

(b) やむを得ない事情により契約図書に定められた業務を行う日及び時間を変更する必要がある場合には、あらかじめ施設管理担当者の承諾を受ける。

1.3.4 電気工作物の保安業務

(a) 電気事業法（昭和39 年法律第170 号）による事業用（自家用）電気工作物の維持及び運用の保安に関する事項に係る業務は、特記による。

(b) (a)の実施に当たり、受注者等は同法令に従い、電気工作物の保安体制を確立する。

(c) (a)に係る業務を実施する場合には、発注者が定める事業用（自家用）電気工作物保安規程（以下「保安規程」という。）に従うものとし、電気主任技術者の監督下において、保安の確保に努める。

1.3.6 業務の安全衛生管理

(a) 業務担当者の労働安全衛生に関する労務管理については、業務責任者がその責任者となり、関係法令に従って行う。

(b) 業務の実施に際し、石綿又はＰＣＢの使用を確認した場合は、施設管理担当者に報告する。

1.3.7 火気の取扱い

作業に当たり、原則として火気は使用しない。ただし、やむを得ず火気を使用する場合は、あらかじめ施設管理担当者の承諾を受けるものとし、その取扱いに十分注意する。

1.3.8 出入り禁止箇所

業務に関係のない場所及び室への出入りは禁止する。

第４節 業務の実施

1.4.1 業務担当者

(a) 業務担当者は、その作業等の内容に応じ、必要な知識及び技能を有するものとする。

(b) 関係法令により作業等を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が当該作業等を行う。

1.4.2 代替要員

業務内容により代替要員を必要とする場合には、あらかじめ施設管理担当者に報告し、承諾を受けるものとする。

1.4.3 服装等

(a) 業務関係者は、業務及び作業に適した服装並びに履物で業務を実施する。ただし、警備については、第６編「警備」による。

(b) 業務関係者は、名札又は腕章を着けて業務を行う。

1.4.4 別契約の業務等

(a) 業務に密接に関連する別契約の業務の有無は、特記による。

(b) 業務責任者は、施設管理担当者の監督下において、別契約の業務の業務責任者との調整を図り、円滑に業務を実施する。

1.4.5 行事等への立会い

業務実施施設において開催される、防災訓練等の行事等への立会いの要否は、特記による。

1.4.6 施設管理担当者の立会い

作業等に際して施設管理担当者の立会いを求める場合は、あらかじめ申し出る。

1.4.7 業務の報告等

業務の報告は、業務責任者が作業等の結果を記載した業務報告書を作成し、あらかじめ施設管理担当者と協議して定めた日に施設管理担当者に提出することにより行う。

(a) 点検、定期点検、臨時点検又は日常点検においては、あらかじめ施設管理担当者と打合せの上、定められた様式により報告する。

(b) 施設管理担当者が施設等の維持管理又は建物の維持保全計画若しくは長期修繕計画の作成又は見直しを行う場合に助言を求めた際、受注者の立場から適切な技術的助言を行う。

(c) 施設等に事故や重大な不具合が発生した場合において、迅速かつ有効な再発防止対策につなげるという公益性の観点から施設管理担当者の求めに応じて報告書の作成助言等、必要な協力を行う。

1.4.8 環境への配慮

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12 年法律第100 号）に基づく特定調達品目の適用は、特記による。

第５節 業務に伴う廃棄物の処理等

1.5.1 廃棄物の処理等

(a) 業務の実施（修繕や部品交換など）に伴い発生した廃棄物の処理は、原則として受注者の負担により行う。ただし、新たな支給材料との交換に伴い不要となったもの、第２編4.5.6「汚水槽・雑排水槽の清掃」（c）の汚泥等、第４編2.3.1「ごみ運搬処理」で発生するごみ、吸殻等の廃棄物は除く。

(b) 発生材の保管場所及び集積場所は、特記による。

1.5.2 産業廃棄物等

(a) 産業廃棄物等の処理は、関係法令に従い適切に行うものとする。

なお、上記1.5.1(a)のただし書きの廃棄物のうち産業廃棄物となるものについては、施設管理担当者の求めに応じて、発注者が行うマニフェストの交付又はマニフェストの電子情報の登録等、必要な協力を行う。

(b) 特別管理産業廃棄物は、人の健康や生活環境に被害を生じるおそれが多いため、その取扱いや処理方法等を定めた関係法令を遵守して、適切に対応する。

第６節 業務の検査

1.6.1 業務の検査

受注者は、契約書に基づき、その支払いに係る請求を行うときは次の書類を用意し、発注者の指定した者が行う業務の検査を受けるものとする。

(1) 契約図書

(2) 業務計画書、作業計画書、業務報告書

(3) 出勤・退勤確認簿（施設警備業務の場合）

(4) 業務仕様に係る改善提案書

第２章 施設等の利用・作業用仮設物等

第１節 建物内施設等の利用

2.1.1 居室等の利用

(a) 供用室（常駐業務室、控室、倉庫等）及び共用物（什器、ロッカー等）の供用については、特記による。

(b) 供用室及び共用物は、業務責任者の管理のもと、これらを使用する。

2.1.2 共用施設の利用

(a) 建物内の便所、エレベーター、食堂等の一般共用施設は、利用することができる。

(b) 建物内の浴室、シャワー室、休憩室等は、あらかじめ施設管理担当者の承諾を受けて使用することができる。

2.1.3 駐車場の利用

施設の駐車場の利用の可否については、特記による。

第２節 作業用仮設物及び持込み資機材等

2.2.1 作業用足場等

(a) 点検に使用する脚立等は受注者の負担による。ただし、高所作業に必要な足場等（作業床高さ２m以上）は、特記による。

(b) 足場等は、労働安全衛生法（昭和47 年法律第57 号）、「建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事等編）」（令和元年国土交通省告示第496 号）、その他関係法令等に適合する材料及び構造のものとする。

2.2.2 持込み資機材

非常駐の業務にあっては、受注者の持込み資機材は、原則として毎日持ち帰るものとする。ただし、業務が複数日にわたる場合であって、施設管理担当者の承諾を受けた場合には残

置することができる。

なお、残置資機材の管理は、受注者等の責任において行う。

2.2.3 危険物等の取扱い

業務で使用するガソリン、薬品、その他の危険物の取扱いは、関係法令等による。

第２編　定期点検等及び保守

第１章 一般事項

第１節 一般事項

1.1.1 適用

本編は、第１編と併せ、建築物等の定期点検、臨時点検、保守等に関する業務に適用する。

1.1.2 点検の範囲

(a) 定期点検及び臨時点検の対象部分、数量等は、特記による。

(b) 特記した対象部分について本編各章に示す点検を実施し、その結果を報告する。また、特記した対象部分以外について異常を発見した場合には、その旨を施設管理担当者に報告する。

(c) 特記した対象部分に、本編各章の作業項目又は作業内容の対象となる部分がない場合は、当該作業項目又は作業内容に係る点検を実施することを要さない。

(d) 本編各章の点検周期が２種類ある場合の適用は、特記による。適用は本編各章の作業項目及び作業内容を示す各表単位で行う。

なお、特記がない場合は「周期Ⅰ」による。

点検周期は次より選択されているものとし、受注者はそれを踏まえて点検を適切に行うものとする。

(1) 周期Ⅰ：標準的な点検周期

(2) 周期Ⅱ：対象部分ごとに重大な支障が生じないと想定される範囲において、不具合等の発生率が高まることを許容できる場合に適用する頻度を軽減した点検周期

(e) 点検周期が１年を超える場合の点検の実施は、特記による。

1.1.3 保守の範囲

定期点検、臨時点検又は12 条点検の結果に応じ、実施する保守の範囲は、次のとおりとする。

(1) 汚れ、詰まり、付着等がある部品又は点検部の清掃

(2) 取付け不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整

(3) ボルト、ねじ等で緩みがある場合の増締め

(4) 次に示す消耗部品の交換又は補充

① 潤滑油、グリス、充填油等

② ランプ類、ヒューズ類

③ パッキン、ガスケット、Ｏリング類

④ 精製水

(5) 接触部分、回転部分等への注油

(6) 軽微な損傷がある部分の補修

(7) 塗装（タッチペイント）

(8) その他特記で定めた事項

1.1.4 点検及び保守等の実施

(a) 本編各章に定めるところにより点検を適正に行い、必要に応じて、保守その他の措置を講ずる。

(b) 点検を行う場合には、あらかじめ施設管理担当者から劣化及び故障状況を聴取し、点検の参考とする。

(c) 測定を行う点検は、定められた測定機器又は当該事項専用の測定機器を使用する。

(d) 異常を発見した場合には、同様な異常の発生が予想される箇所の点検を行う。

1.1.5 周期の表記

点検、確認等の周期の表記は、次による。

(1)「１Ｄ」は、１日ごとに行うものとする。

(2)「１Ｗ」は、１週ごとに行うものとする。

(3)「２Ｗ」は、２週ごとに行うものとする。

(4)「１Ｍ」は、１月ごとに行うものとする。

(5)「２Ｍ」は、２月ごとに行うものとする。

(6)「３Ｍ」は、３月ごとに行うものとする。

(7)「４Ｍ」は、４月ごとに行うものとする。

(8)「６Ｍ」は、６月ごとに行うものとする。

(9)「１Ｙ」は、１年ごとに行うものとする。

(10)「３Ｙ」は、３年ごとに行うものとする。

(11)「５Ｙ」は、５年ごとに行うものとする。

(12)「６Ｙ」は、６年ごとに行うものとする。

(13)「１０Ｙ」は、１０年ごとに行うものとする。

1.1.6 支給材料

保守に用いる次の消耗品、附属品等は、特記がある場合を除き、支給材料とする。

(1) ランプ類

(2) ヒューズ類

(3) 発電機・原動機用の潤滑油及び燃料

1.1.7 応急措置等

(a) 点検の結果、対象部分に脱落、落下又は転倒のおそれがある場合、また、継続使用することにより著しい損傷又は関連する部材・機器等に影響を及ぼすことが想定される場合は、簡易な方法により応急措置を講じるとともに、速やかに施設管理担当者に報告する。

(b) 落下、飛散等のおそれがあるものについては、その区域を立入禁止にする等の危険防止措置を講じるとともに、速やかに施設管理担当者に報告する。

(c) 応急措置又は危険防止措置にかかる費用は、施設管理担当者との協議による。

1.1.8 点検の省略

(a) 次に掲げる部分は、点検を省略することができる。ただし、法定点検や特記がある場合はこの限りでない。

(1) 容易に出入りできる点検口のない床下又は天井裏にあるもの

(2) 配管又は配線のための室、屋上その他にある機器で、容易に出入りできない場所にあるもの

(3) 電気の通電又は運転を停止することが極めて困難な状況にあるもの及びその付近にあるもので、点検することが危険であるもの

(4) 地中若しくはコンクリートその他の中に埋設されているもの

(5) 足場のない給気又は排気のための塔

(6) ロッカー、家具等があり点検不可能なもの

(b) 同一の対象部分について、複数の点検が同一の時期に重複する場合にあっては、当該点検内容が同一である限り、当該最長周期の点検の実施により重ねて他周期の点検を行うことを要しない。

1.1.9 点検及び保守に伴う注意事項

(a) 点検及び保守の実施の結果、対象部分の機能、性能を現状より低下させてはならない。

(b) 点検及び保守の実施に当たり、仕上げ材、構造材等の一部撤去又は損傷を伴う場合は、あらかじめ施設管理担当者の承諾を受ける。

(c) 点検に使用する脚立等は受注者の負担とする。ただし、高所作業に必要な足場、仮囲い等（作業床高さ２ｍ以上）は、特記による。

第２節 法定点検等

1.2.1 関係法令（建築基準法及び官公法を除く。）に基づく法定点検の実施

(a) 関係法令に基づく法定点検は、本編各章の定めにより適切に実施する。また、本編各章の定めがない場合は、特記による。

1.2.2 12 条点検の実施

(a) 12 条点検の実施は、特記による。

(b) 12 条点検の点検項目は、特記による。特記がなければ、点検項目Ａに示す点検項目とする。

点検項目Ａ：別表 点検等及び確認整理表の「官公法12 条点検」欄に点検周期の記載がある調査項目又は検査項目

点検項目Ｂ：別表 点検等及び確認整理表の「建基法12 条報告検査等」欄に点検周期の記載がある調査項目又は検査項目

(c) 12 条点検を実施する場合は、必要な資格を有する者が、建築基準法又は官公法に規定する点検方法、調査方法又は検査方法等により実施する。

(d) 上記(c)において第２編表2.2.1 から表8.4.2 及び第５編表4.2.1 の備考欄に[12 条点検]と記載のある点検項目に係る点検は、本共通仕様書の作業内容に換えて、12 条点検により履行する。

(e) 12 条点検を実施する場合は、12 条点検の結果に応じ、 1.1.3「保守の範囲」に定めるところにより保守を実施する。

(f) 12 条点検を実施する場合の点検記録書式は、施設管理担当者が定める様式とする。

1.2.3 支障がない状態の確認の実施

(a) 点検は、点検項目Ａを周期Ｉで実施することで、官公法第13 条第1 項に基づく「国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準」（平成17 年国土交通省告示第551 号）の実施のために定められた「国家機関の建築物等の保全に関する基準の実施に係る要領」第６に定める支障がない状態の確認を兼ねるものとする。

(b) 支障がない状態の確認の記録は、施設管理担当者が定める様式により報告する。

第２章 建築

第１節 一般事項

2.1.1 適用

本章は、建築物等に関する業務に適用する。

2.1.2 点検の実施

点検方法は、原則として、目視、触接、軽打等による。

第２節 外部

2.2.1 屋根

(a) 屋根の作業項目及び作業内容は、表2.2.1による。

(b) 周期Ⅰ又は周期Ⅱの適用は特記により、表単位で同一の周期とする。
なお、特記がない場合は「周期Ⅰ」による。

表2.2.1 屋根

作業項目	作業内容	周期Ⅰ	周期Ⅱ	備考
1. 共通事項	① 雨水進入による汚損の有無の点検	1Y	3Y	
	② 亀裂その他の損傷、変形又は腐食の有無の点検	1Y	3Y	
	③ 建築材料の剥離、接合部の緩みの有無の点検	1Y	3Y	
	④ 屋内案内表示の亀裂、破損、変形及び脱落の有無の点検	1Y	3Y	
2. 陸屋根（塔屋を含む）				
a. 保護層（保護コンクリート、保護モルタル、保護砂利等）	① 排水状態の良否の点検	1Y	3Y	
	② 伸縮調整目地材の劣化及び欠損の有無の点検	1Y	3Y	
	③ 保護コンクリート及び保護モルタルは、平面及び立上り部の浮き、ひび割れの有無の点検	1Y	3Y	[12条点検]
	④ 保護砂利は、片寄りの有無の点検	1Y	3Y	
b. 露出防水層（保護層のない場合）	① 排水状態の良否の点検	1Y	3Y	
	② 防水層の亀裂、破断及びめくれの有無の点検	1Y	3Y	
	③ 防水層のふくれ、変形及びしわの有無の点検	1Y	3Y	
	④ 防水層立上り部のめくれ及びずり落ちの有無の点検、押え金物の取付け状態の良否の点検	1Y	3Y	
	⑤ 仕上塗装の変退色及びチョーキングの有無の点検	1Y	3Y	
	⑥ 砂付ルーフィングの砂落ちの有無の点検	1Y	3Y	
	⑦ 脱気装置の破損の有無の点検	1Y	3Y	
3. 勾配屋根（長尺金属板葺、折板葺、粘土瓦葺等）	① 葺材の変形、乱れ、割れ、さび、腐食、塗装の劣化及び表面処理の劣化の有無の点検	1Y	3Y	[12条点検]
	② 留付け金物のさび及び腐食の有無の点検	1Y	3Y	[12条点検]
4. 屋上機器及び工作物	① 機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の有無の点検	1Y	3Y	[12条点検]
	② 支持部分等の劣化及び損傷の有無の点検	1Y	3Y	[12条点検]

5. パラペット（設備機器基礎を含む）	① コンクリート又はモルタル笠木のひび割れ、浮き、剥離等の有無の点検	1Y	3Y	[12条点検]
	② 金属笠木及び防水押え金物の変形、さび、腐食、損傷の有無の点検及び取付け状態（脱落及びビスの緩み）の良否の点検	1Y	3Y	[12条点検]
6. 手すり・丸環・点検口	① 取付け状態の良否の点検	1Y	3Y	
	② 変形、破損、さび及び腐食の有無の点検	1Y	3Y	
7. ルーフドレン・とい	① 取付け状態の良否の点検	1Y	3Y	
	② さび、腐食、破損及び塗装の劣化の有無の点検	1Y	3Y	[12条点検]
	③ 漏水の有無の点検及び排水状態の良否の点検	1Y	3Y	ルーフドレン周りにゴミがある場合は除去
8. トップライト	① 傷、割れ、変形及び破損の有無の点検	1Y	3Y	
	② 結露及び漏水の有無の点検	1Y	3Y	
	③ さび及び腐食の有無の点検	1Y	3Y	
	④ 取付け状態の良否の点検	1Y	3Y	
	⑤ 開閉式の場合は、その作動状態の良否の点検	1Y	3Y	
9. シーリング材	シーリング材の破断、ひび割れ、亀裂、変形、損傷、だれ及び剥離の有無の点検	1Y	3Y	

2.2.2 外壁

(a) 外壁の作業項目及び作業内容は、表2.2.2による。

(b) 周期Ⅰ又は周期Ⅱの適用は特記により、表単位で同一の周期とする。
なお、特記がない場合は「周期Ⅰ」による。

表2.2.2 外壁

作業項目	作業内容	周期Ⅰ	周期Ⅱ	備考
1. 共通事項（塔屋を含む）	① 雨水進入による汚損の有無の点検	1Y	3Y	
	② 亀裂その他の損傷、変形又は腐食の有無の点検	1Y	3Y	
	③ 建築材料の剥離、接合部の緩みの有無の点検	1Y	3Y	
	④ 室内に面する木造、組積造、補強コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁の劣化及び損傷の点検	1Y	3Y	[12条点検]
2. コンクリート打放仕上げ	剥落、浮き、ひび割れ、さび汚れ、エフロレッセンス、ポップアウト、表面脆弱化、汚れ及び漏水の有無の点検	1Y	3Y	[12条点検]

3. モルタル塗り・タイル張り	① 剥落、浮き、はらみ、ひび割れ、さび汚れ、エフロレッセンス、表面脆弱化及び汚れの有無を点検	1Y	3Y	[12条点検]
	② 各階の各方位面において、屋内等から安全に作業できる範囲で1か所軽打し、浮き及び剥離の有無の点検	1Y	3Y	[12条点検]
	③ 目地のひび割れ及び剥離の有無の点検	1Y	3Y	
4. 石張り	① 剥落、浮き、はらみ、ひび割れの有無の点検	1Y	3Y	[12条点検]
	② 目地のひび割れ及び剥離の有無の点検	1Y	3Y	
5. 金属製カーテンウォール	① パネル面又は取合い部の変形、浮き、剥離、さび及び腐食の有無の点検	1Y	3Y	[12条点検]
	② 表面処理の劣化の有無の点検	1Y	3Y	
6. PCカーテンウォール・ALCパネル等	① 変形、浮き、剥落、欠け及びひび割れの有無の点検	1Y	3Y	[12条点検]
	② ファスナー、補強材のさび及び腐食の有無の点検	1Y	3Y	
	③ ジョイント部のさび及び腐食の有無の点検	1Y	3Y	
7. 塗装	摩耗、割れ、ふくれ、剥がれ、汚れ、変退色、光沢度低下及びチョーキングの有無の点検	1Y	3Y	
8. サイディング	① 欠け及び割れの有無の点検	1Y	3Y	[12条点検]
	② 取付け状態の良否の点検	1Y	3Y	
	③ 取付け金物のさび、腐食及び脱落の有無の点検	1Y	3Y	
9. 目隠しパネル	① 欠け及び割れの有無の点検	1Y	3Y	
	② 取付け状態の良否の点検	1Y	3Y	
	③ 取付け金物のさび、腐食及び脱落の有無の点検	1Y	3Y	
10. 外壁に緊結された広告板、空調屋外機等	① 機器本体の損傷及び劣化の状況の点検	1Y	3Y	[12条点検]
	② 支持部分等の損傷及び劣化の状況の点検	1Y	3Y	[12条点検]
11. シーリング材	シーリング材の破断、ひび割れ、亀裂、変形、損傷、だれ及び剥離の有無の点検	1Y	3Y	

2.2.3 ひさし（車寄せ）・とい・タラップ

(a) ひさし（車寄せ）、とい及びタラップの作業項目及び作業内容は、表2.2.3による。

(b) 周期Ⅰ又は周期Ⅱの適用は特記により、表単位で同一の周期とする。

なお、特記がない場合は「周期Ⅰ」による。

表2.2.3 ひさし（車寄せ）・とい・タラップ

作業項目	作業内容	周期Ⅰ	周期Ⅱ	備考
1. ひさし（車寄せ）	① 排水状態の良否の点検	1Y	3Y	
	② モルタル又はコンクリート仕上げのものは、剥落、浮き、ひび割れ、汚損、エフロレッセンス、表面脆弱化及び汚れの有無の点検	1Y	3Y	
	③ 金属製のものは、変形及び腐食の有無の点検	1Y	3Y	
	④ 支持柱がある場合は、変形、損傷及び腐食の有無の点検	1Y	3Y	
	⑤ 防水層がある場合は、防水の亀裂、破断、めくれ、ふくれ、変形及びしわの有無の点検	1Y	3Y	
2. とい（縦とい、横とい等）	① 取付け状態の良否の点検	1Y	3Y	
	② さび、腐食、破損及び塗装の劣化の有無の点検	1Y	3Y	
	③ 漏水の有無の点検及び排水状態の良否の点検	1Y	3Y	
3. タラップ	①さび、腐食及び変形の有無の点検	1Y	3Y	
	②取付け状態の良否の点検	1Y	3Y	
4. シーリング材	シーリング材の破断、ひび割れ、亀裂、変形、損傷、だれ及び剥離の有無の点検	1Y	3Y	

2.2.4 軒天井・ひさし下端

(a) 軒天井及びひさし下端の作業項目及び作業内容は、表2.2.4による。

(b) 周期Ⅰ又は周期Ⅱの適用は特記により、表単位で同一の周期とする。
なお、特記がない場合は「周期Ⅰ」による。

表2.2.4 軒天井・ひさし下端

作業項目	作業内容	周期Ⅰ	周期Ⅱ	備考
1. ボード類張り	① 著しいずれの有無の点検	1Y	3Y	
	② あばれ、ひび割れ、剥離及び破損の有無の点検	1Y	3Y	
	③ 摩耗、割れ、ふくれ、剥がれ、汚れ、変退色及びチョーキングの有無の点検	1Y	3Y	
	④ かび及び結露の有無の点検	1Y	3Y	
2. 金属成形板張り	① あばれ、変形、緩み及び剥離の有無の点検	1Y	3Y	
	② さび及び腐食の有無の点検	1Y	3Y	
	③ 表面処理の劣化の有無の点検	1Y	3Y	

2.2.5 外部床

(a) 外部床の作業項目及び作業内容は、表2.2.5による。

(b) 周期Ⅰ又は周期Ⅱの適用は特記により、表単位で同一の周期とする。
なお、特記がない場合は「周期Ⅰ」による。

表2.2.5 外部床

作業項目	作業内容	周期Ⅰ	周期Ⅱ	備考
1. コンクリート・モルタル・タイル・石	① ひび、浮き、割れ及び剥離の有無の点検	1Y	3Y	
	② 欠損部の有無の点検	1Y	3Y	
	③ 段差、不陸及びあばれの有無の点検	1Y	3Y	
	④ 排水状態の良否の点検	1Y	3Y	
2. 合成樹脂塗床	摩耗、割れ、ふくれ、剥がれ、汚れ、変退色、光沢度低下及びチョーキングの有無の点検	1Y	3Y	
3. 視覚障害者誘導用ブロック	① ぐらつき、浮き、欠け及び剥離の有無の点検	1Y	3Y	
	② 汚れ等によりブロックの輝度比、視認性が損なわれていないかの確認	1Y	3Y	

2.2.6 屋外階段

(a) 屋外階段の作業項目及び作業内容は、表2.2.6による。

(b) 周期Ⅰ又は周期Ⅱの適用は特記により、表単位で同一の周期とする。
なお、特記がない場合は「周期Ⅰ」による。

表 2.2.6 屋外階段

作業項目	作業内容	周期Ⅰ	周期Ⅱ	備考
1. 仕上げ・構造体	① 剥離、浮き、割れ、ふくれ、チョーキング、変退色、さび及び腐食の有無並びに塗装及び表面処理の劣化の有無の点検	1Y	3Y	
	② 踏み面の欠け及び割れの有無の点検	1Y	3Y	
	③ 排水状態の良否の点検	1Y	3Y	
2. 手すり				
a. 金属製	① 取付け状態の良否の点検	1Y	3Y	
	② 変形、破損、さび及び腐食の有無の点検	1Y	3Y	
b. コンクリート造	① コンクリートのひび割れ、浮き及び剥落の有無の点検	1Y	3Y	
	② 笠木の浮き、剥落等の有無の点検	1Y	3Y	
3. ノンスリップ	① 変形、損傷、腐食、摩耗及び脱落の有無の点検	1Y	3Y	
	② 取付け状態の良否の点検	1Y	3Y	

2.2.7 バルコニー

(a) バルコニーの作業項目及び作業内容は、表2.2.7 による。

(b) 避難上有効なバルコニーの作業項目及び作業内容は、第６章「防災設備」表6.3.6「その他の避難設備等」による。

(c) 周期Ⅰ又は周期Ⅱの適用は特記により、表単位で同一の周期とする。

なお、特記がない場合は「周期Ⅰ」による。

表2.2.7 バルコニー

作業項目	作業内容	周期Ⅰ	周期Ⅱ	備考
1.床	① コンクリートのひび割れ、浮き及び剥落の有無の点検	1Y	3Y	
	② 漏水の有無の点検及び排水状態の良否の点検	1Y	3Y	
2.手すり				
a.金属製	① 取付け状態の良否の点検	1Y	3Y	
	② 変形、破損、さび及び腐食の有無の点検	1Y	3Y	
b.コンクリート造	① コンクリートのひび割れ、浮き及び剥落の有無の点検	1Y	3Y	
	② 笠木の浮き、剥落等の有無の点検	1Y	3Y	

2.2.8 外部建具

(a) 外部建具の作業項目及び作業内容は、表2.2.8による。

(b) 周期Ⅰ又は周期Ⅱの適用は特記により、表単位で同一の周期とする。

なお、特記がない場合は「周期Ⅰ」による。

表2.2.8 外部建具

作業項目	作業内容	周期Ⅰ	周期Ⅱ	備考
1.扉・枠（人が通ることのできる設備用点検口及びガラスを含む）	① 建具及びその周囲からの漏水の有無の点検	1Y	3Y	
	② 開閉作動状態の良否の点検	1Y	3Y	
	③ 丁番及びドアクローザーの取付け状態並びに作動状態の良否の点検	1Y	3Y	[12条点検]
	④ 建具の変形、さび、腐食、損傷、摩耗及び塗装の劣化の有無の点検	1Y	3Y	[12条点検]
	⑤ 召合せ及び気密性の良否の点検	1Y	3Y	
	⑥ 施錠状態の良否の点検	1Y	3Y	
	⑦ 握り玉（ドアノブ）、レバーハンドル等のがたつきの有無の点検	1Y	3Y	
	⑧ 戸当り、フランス落し等の不具合の有無の点検	1Y	3Y	
	⑨ ガラス部分がある場合は、傷及び割れの有無の点検	1Y	3Y	[12条点検]
2.窓・枠	① 建具及びその周囲からの漏水の有無の点検	1Y	3Y	
	② 開閉作動状態の良否の点検	1Y	3Y	
	③ 召合せ及び気密性の良否の点検	1Y	3Y	
	④ 建具及び部品類の変形、さび、腐食、損傷、摩耗、塗装の劣化及び障子・部品・網戸等の落下のおそれの有無の点検	1Y	3Y	[12条点検]
	⑤ 施錠状態の良否の点検	1Y	3Y	
	⑥ ガラスの傷及び割れの有無の点検	1Y	3Y	[12条点検]
	⑦ ガラス飛散防止フィルムが貼られている場合は、その剥がれ等の有無の点検	1Y	3Y	

3. シャッター・オーバーヘッドドア	① 建具及びその周囲からの漏水の有無の点検	1 Y	1 Y	
	② 開閉作動状態の良否の点検	1 Y	1 Y	
	③ 変形、損傷、塗装表面等の劣化の有無の点検	1 Y	1 Y	[12条点検]
	④ さび及び腐食の有無の点検	1 Y	1 Y	[12条点検]
	⑤ 取付け状態の良否の点検	1 Y	1 Y	[12条点検]
	⑥ 施錠状態の良否の点検	1 Y	1 Y	
	⑦ 障害物感知装置がある場合は、障害物を感知し停止する等の安全装置の作動状況の点検	1 Y	1 Y	
4. シーリング材	シーリング材の破断、ひび割れ、亀裂、変形、損傷、だれ及び剥離の有無の点検	1 Y	3 Y	

2.2.9 自動ドア（外部用）

(a) 本項は、引き戸式の自動ドアに適用する。

(b) 自動ドアの作業項目及び作業内容は、表2.2.9による。

(c) 周期Ⅰ又は周期Ⅱの適用は特記により、表単位で同一の周期とする。
なお、特記がない場合は「周期Ⅰ」による。

(d) 戸車、ベルト、振止めの交換は、第1章一般事項第1節一般事項1.1.3の保守の範囲に含む。

表2.2.9 自動ドア（外部用）

作業項目	作業内容	周期Ⅰ	周期Ⅱ	備考
1. ドア・サッシ部	① 戸本体の傷、さび、腐食及び汚れの有無の点検	3 M	1 Y	[12条点検]
	② 自動ドア案内表示及び警告表示の有無、汚れ及び剥がれの点検	3 M	1 Y	
	③ 戸本体作動時の異常音の有無の点検	3 M	1 Y	
	④ 戸と無目との隙間が適正であることの確認	3 M	1 Y	
2. 懸架部	① 戸車、ハンガーレールの汚れ、摩耗及び損傷の確認	3 M	1 Y	
	② ハンガーレールの取付け状態の点検	3 M	1 Y	
	③ 戸車及びストッパーの取付け状態の点検	3 M	1 Y	
3. 動力部・作動部	① 手動操作の開閉状態の確認及び異常音の有無の点検	3 M	1 Y	
	② エンジンの取付け状態の確認	6 M	1 Y	
	③ 防振ゴムの変形の有無の点検	6 M	1 Y	
	④ 従動プーリーの取付け状態の点検	6 M	1 Y	
	⑤ ベルト、チェーン、ワイヤーの張り、摩耗及び取付け状態の確認	6 M	1 Y	

4. 制御部	① 開閉速度及び開放タイマーの時間の点検	3 M	1 Y
	② 徐行速度域の状態の点検	3 M	1 Y
	③ ドア位置検出スイッチの取付け状態の点検	3 M	1 Y
	④ 電源スイッチの作動状態の点検	3 M	1 Y
	⑤ 制御装置の取付け状態の点検	3 M	1 Y
5. 検出装置	自動ドアの検出装置の種類により、①～④、⑤、⑥、⑦～⑨のいずれかの点検を実施する。		
	（センサー式）		
	① センサー、補助光電センサーの取付け状態及び作動状態の点検	3 M	1 Y
	② センサー及び補助光電センサー検出面の汚れの有無の点検	3 M	1 Y
	③ 起動センサーの検出領域の点検	3 M	1 Y
	④ 閉作動中の保護領域の点検	3 M	1 Y
	（タッチ式①）		
	⑤タッチスイッチの作動状態及び併用センサーの検出領域の点検	3 M	1 Y
	（タッチ式②）		
	⑥ 多機能トイレスイッチ及び補助センサーの取付け状態及び作動状態の点検	3 M	1 Y
	（マット式）		
	⑦ マットスイッチの作動の点検	3 M	1 Y
	⑧ マットスイッチの変形及び亀裂の有無の点検	6 M	1 Y
	⑨ マットスイッチ排水口のごみ詰まりの有無の点検	1 Y	1 Y
6. 電気回路	① 電線の支持、接続状態及び被覆の亀裂の有無の点検	6 M	1 Y
	② 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	1 Y
	③ 電源電圧を測定し、その良否の確認	1 Y	1 Y
7. 総合作動	① 通常開閉作動及び反転作動の点検	3 M	1 Y
	② 開作動時の安全防護策の点検	3 M	1 Y
8. 凍結防止装置	ガイドレールヒーターが設置されている場合は、作動状況の点検	1 Y	1 Y

2.2.10 エキスパンションジョイント金物

(a) エキスパンションジョイント金物の作業項目及び作業内容は、表2.2.10 による。

(b) 周期Ⅰ又は周期Ⅱの適用は特記により、表単位で同一の周期とする。
なお、特記がない場合は「周期Ⅰ」による。

表2.2.10 エキスパンションジョイント金物

作業項目	作業内容	周期Ⅰ	周期Ⅱ	備考
1. エキスパンションジョイント金物	① 建物間の隙間の変位追随状態の点検	1Y	3Y	
	② 漏水、変形、さび、腐食及び塗装の劣化の有無並びに取付け状態の良否の点検	1Y	3Y	
2. シーリング材	シーリング材の破断、ひび割れ、亀裂、変形、損傷、だれ及び剥離の有無の点検	1Y	3Y	

第３節 内部

2.3.1 内壁・柱・はり

(a) 内壁・柱・はりの作業項目及び作業内容は、表2.3.1による。

(b) 周期Ⅰ又は周期Ⅱの適用は特記により、表単位で同一の周期とする。
なお、特記がない場合は「周期Ⅰ」による。

表2.3.1 内壁・柱・はり

作業項目	作業内容	周期Ⅰ	周期Ⅱ	備考
1. 共通事項	① 防火区画の外周部外壁等及び防火設備の処置の状況の点検	1Y	3Y	[12条点検]
	② 防火区画を構成する壁、柱、はり及び耐火被覆の劣化及び損傷の点検	1Y	3Y	[12条点検]
	③ 防火区画を構成する壁、柱、はりに接する配管、ダクト等の防火区画貫通処理の劣化及び損傷の点検	1Y	3Y	[12条点検]
	④ 室内に面する木造、組積造、補強コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の劣化及び損傷の点検	1Y	3Y	[12条点検]
	⑤ 静穏を必要とする室の壁（窓、出入口共）で防音上、支障となる亀裂、損傷、変形又は腐食の有無の点検	1Y	3Y	
	⑥ 外部に面する室内側壁のひび割れ、かび、結露及び漏水の有無の点検	1Y	3Y	
	⑦ 屋内案内表示の亀裂、破損、変形及び脱落の有無の点検	1Y	3Y	
2. 塗装（塗装仕上げ）	剥離、欠け、汚れ及び変退色の有無の点検	1Y	3Y	
3. 壁紙（壁紙仕上げ）	剥離、破れ、摩耗、汚れ及び変退色の有無の点検	1Y	3Y	
4. タイル・石	ひび割れ、浮き及び破損の有無の点検	1Y	3Y	

5. コンクリートブロック壁・ガラスブロック壁	ひび割れ及び破損の有無の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
6. 吸音材	めくれの有無の点検	1 Y	3 Y	
7. 耐火被覆材	剥離の有無の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
8. 移動間仕切壁	収納及び移動の不具合の有無の点検	1 Y	3 Y	
9. 既製簡易間仕切壁	取付け状況の良否の点検	1 Y	3 Y	
10. 便所へだて・扉	① 変形、破損、さび及び腐食の有無の点検	1 Y	3 Y	
	② 扉の開閉状態の良否の点検	1 Y	3 Y	
	③ 金物の取付け状態の点検	1 Y	3 Y	

2.3.2 内部天井

(a) 内部天井の作業項目及び作業内容は、表2.3.2による。

(b) 周期Ⅰ又は周期Ⅱの適用は特記により、表単位で同一の周期とする。
なお、特記がない場合は「周期Ⅰ」による。

表2.3.2 内部天井

作業項目	作業内容	周期Ⅰ	周期Ⅱ	備考
1. 共通事項	① 最上階、外部に面する室及び水使用室等の直下階にあっては漏水の有無の点検	1 Y	3 Y	
	② 懸垂物等の附属物の取付け状態、損傷等の有無の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
	③ 難燃材料又は準不燃材料を必要とする室の天井仕上げ材の固定、劣化及び損傷の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
2. ボード類	① 著しいずれの有無の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
	② あばれ、ひび割れ、剥離及び破損の有無の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
	③ 摩耗、割れ、ふくれ、剥がれ、汚れ、変退色及びチョーキングの有無の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
	④ かび及び結露の有無の点検	1 Y	3 Y	
3. 吸音材	めくれの有無の点検	1 Y	3 Y	
4. 金属成形板	① あばれ、変形、緩み及び剥離の有無の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
	② さび及び腐食の有無の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
	③ 表面処理の劣化の有無の点検	1 Y	3 Y	
5. 吹付け仕上げ	剥離の有無の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]

材・耐火被覆材				
6. 壁紙	① 浮き、剥離及び破損の有無の点検 ② かび及び結露の有無の点検	1 Y 1 Y	3 Y 3 Y	
7. 点検口	① 変形及び破損の有無の点検 ② 取付け状態の良否の点検 ③ 開閉の良否の点検	1 Y 1 Y 1 Y	3 Y 3 Y 3 Y	[12条点検] [12条点検]
8. ｶｰﾃﾝﾎﾞｯｸｽ・ﾌﾟﾗｲﾝﾄﾞﾎﾞｯｸｽ	① 変形及び破損の有無の点検 ② さび及び腐食の有無の点検	1 Y 1 Y	3 Y 3 Y	
9. 特定天井	壁等との間に6cm以上の隙間を確保されているかの点検(クリアランスがあるものに限る。)	1 Y	3 Y	[12条点検]

2.3.3 内部床

(a) 内部床の作業項目及び作業内容は、表2.3.3による。

(b) 周期Ⅰ又は周期Ⅱの適用は特記により、表単位で同一の周期とする。
なお、特記がない場合は「周期Ⅰ」による。

表2.3.3 内部床

作業項目	作業内容	周期Ⅰ	周期Ⅱ	備考
1. 共通事項	① 使用上支障となる振動が発生する亀裂その他の損傷、変形又は腐食の有無の点検	1 Y	3 Y	
	② 建築材料の剥離又は浮きの有無の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
	③ 防火区画を構成する床の劣化及び損傷の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
	④ 防火区画を構成する床に接する配管、ダクト等の防火区画貫通処理の劣化及び損傷の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
	⑤ 室内に面する木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床の劣化及び損傷の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
2. ビニル床タイル・ビニル床シート	ひび、欠け、割れ、浮き、剥離及び摩耗の有無の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
3. コンクリート・モルタル・タイル・石	① ひび、欠け、割れ、浮き、剥離及び摩耗の有無の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
	② 段差、不陸及びあばれの有無の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
	③ 排水状態の良否の点検	1 Y	3 Y	
4. 合成樹脂塗床	摩耗、割れ、ふくれ、剥がれ、汚れ、変退色及び光沢度低下の有無の点検	1 Y	3 Y	
5. 畳・カーペット・タイルカーペット	摩耗、変退色及び汚損の有無の点検	1 Y	3 Y	
6. フローリング	① きしみの有無の点検	1 Y	3 Y	
	② そり、割れ、剥離及び摩耗の有無の点検	1 Y	3 Y	

7. 点検口	① 変形及び損傷の有無の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
	② 歩行時のぐらつきなど取付け状態の良否の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
	③ 開閉の良否の点検	1 Y	3 Y	
	④ 鍵付きの場合は、施錠の良否の点検	1 Y	3 Y	
8. 視覚障害者誘導用ブロック	① ぐらつき、浮き、欠け及び剥離の有無の点検	1 Y	3 Y	
	② 汚れ等によりブロックの輝度比、視認性が損なわれていないか確認	1 Y	3 Y	
9. ピット	① 水の浸入の有無の点検	1 Y	3 Y	
	② 排水ピットの場合は、排水状態の良否の点検	1 Y	3 Y	
10. フリーアクセスフロア	フリーアクセスフロアのパネル要素（床面材）のがたつきの有無の点検	1 Y	3 Y	

2.3.4 内部階段

(a) 内部階段の作業項目及び作業内容は、表2.3.4による。

(b) 周期Ⅰ又は周期Ⅱの適用は特記により、表単位で同一の周期とする。

なお、特記がない場合は「周期Ⅰ」による。

表2.3.4 内部階段

作業項目	作業内容	周期Ⅰ	周期Ⅱ	備考
1. 共通事項	人の通行及び物品の積載又は運搬に支障を及ぼす亀裂その他の損傷、変形又は腐食の有無の点検	1 Y	3 Y	
2. 手すり				
a. 金属製	① 取付け状態の良否の点検	1 Y	3 Y	
	② 変形、破損、さび及び腐食の有無の点検	1 Y	3 Y	
b. コンクリート造	① コンクリートのひび割れ、浮き及び剥落の有無の点検	1 Y	3 Y	
	② 笠木の浮き、剥落等の有無の点検	1 Y	3 Y	
c. 木製	① 取付け状態の良否の点検	1 Y	3 Y	
	② 変形、破損、さび及び腐食の有無の点検	1 Y	3 Y	
	③ 仕上材のささくれ、あばれ、めくれ、脱落、欠け及び剥離の点検	1 Y	3 Y	
3. ノンスリップ	① 変形、損傷、腐食、摩耗及び脱落の有無の点検	1 Y	3 Y	
	② 取付け状態の良否の点検	1 Y	3 Y	
4. 床・壁・天井・段裏	2.3.1「内壁・柱・はり」、2.3.2「内部天井」及び2.3.3「内部床」の当該事項による。	1 Y	3 Y	

2.3.5 内部建具

(a) 内部建具の作業項目及び作業内容は、表2.3.5による。

(b) 周期Ⅰ又は周期Ⅱの適用は特記により、表単位で同一の周期とする。
なお、特記がない場合は「周期Ⅰ」による。

表2.3.5 内部建具

作業項目	作業内容	周期Ⅰ	周期Ⅱ	備考
1.扉・枠	① 開閉作動状態の良否の点検	1Y	3Y	
	② 丁番及びドアクローザーの取付け状態及び作動状態の点検	1Y	3Y	
	③ 建具の変形、さび、腐食、損傷、摩耗及び塗装の劣化の有無の点検	1Y	3Y	
	④ 召合せの良否の点検	1Y	3Y	
	⑤ 施錠状態の良否の点検	1Y	3Y	
	⑥ 握り玉（ドアノブ）、レバーハンドル等のがたつきの有無の点検	1Y	3Y	
	⑦ 戸当り、フランス落し等の不具合の有無の点検	1Y	3Y	
	⑧ ガラス部分がある場合は、傷及び割れの有無の点検	1Y	3Y	
2.窓・枠	① 開閉作動状態の良否の点検	1Y	3Y	
	② 召合せの良否の点検	1Y	3Y	
	③ 建具の変形、さび、腐食、損傷、摩耗及び塗装の劣化の有無の点検	1Y	3Y	
	④ 施錠状態の良否の点検	1Y	3Y	
	⑤ ガラスの傷及び割れの有無の点検	1Y	3Y	
	⑥ ガラス飛散防止フィルムが貼られている場合は、剥がれ等の有無の点検	1Y	3Y	
3.シャッター・オーバーヘッドドア	① 開閉作動状態の良否の点検	1Y	1Y	
	② 変形、損傷、塗装表面等の劣化の有無の点検	1Y	1Y	
	③ 金物類のさび及び腐食の有無の点検	1Y	1Y	
	④ 取付け状態の良否の点検	1Y	1Y	
	⑤ 施錠状態の良否の点検	1Y	1Y	
	⑥ 障害物感知装置がある場合は、障害物を感知し停止する等の安全装置の作動状況の点検	1Y	1Y	
4.防火戸	第6章「防災設備」6.3.3「防火戸・防火シャッター」の当該事項による。	6M	6M	
5.防火シャッター	第6章「防災設備」6.3.3「防火戸・防火シャッター」の当該事項による。	6M	6M	
6.シーリング材	シーリング材の破断、ひび割れ、亀裂、変形、損傷、だれ及び剥離の有無の点検	1Y	3Y	

2.3.6 自動ドア（内部用）

自動ドア（内部用）の作業項目及び作業内容は、2.2.9「自動ドア（外部用）」（5.

「検出装置」⑨を除く。）による。

第４節 構造部

2.4.1 構造体・基礎

(a) 構造体・基礎の作業項目及び作業内容は、表 2.4.1 による。

(b) 周期Ⅰ又は周期Ⅱの適用は特記により、表単位で同一の周期とする。

なお、特記がない場合は「周期Ⅰ」による。

表 2.4.1 構造体・基礎

作業項目	作業内容	周期Ⅰ	周期Ⅱ	備考
1. 建物周り	① 建物と周辺地盤との相対的な沈下及び浮上の有無の点検	１Ｙ	３Ｙ	[12条点検]
	② 基礎の沈下、変形及び損傷の有無を推定するため、建物に近接した法面及び舗装面の亀裂、緩み、はらみ出し、陥没、劣化、損傷等の有無の点検	１Ｙ	３Ｙ	[12条点検]
2. 建物本体	① 外壁躯体等の劣化及び損傷の有無の点検	１Ｙ	３Ｙ	[12条点検]
	② 建物の傾斜の状態を、下げ振り等を用いて点検	１Ｙ	３Ｙ	
	③ 隣接建物との相対沈下の有無の点検	１Ｙ	３Ｙ	
	④ 柱、小屋組、斜材、屋根版、床版、はり及びけたの劣化及び損傷の有無の点検	１Ｙ	３Ｙ	
3. 玄関ポーチ・犬走り等	沈下、浮上、傾斜及び隙間の有無の点検	１Ｙ	３Ｙ	
4. 土台（木造に限る）	沈下、劣化及び損傷の有無の点検	１Ｙ	３Ｙ	[12条点検]

2.4.2 免震部材等

免震構造の建物の点検は、個々の免震建物の認定条件に従い実施されることになるため、特記による。このため、参考として免震部材等の作業項目及び作業内容を、表2.4.2に例示する。

表2.4.2 免震部材等

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 免震部材			
a. 積層ゴムアイソレータ・弾性すべり支承	① 積層ゴムの傷及び変色の有無の点検	１Ｙ	[12条点検]
	② 鋼材部のさびの有無の点検及び取付け状態の良否の点検	１Ｙ	[12条点検]
	③ すべり板の汚れ及び異物の有無の点検	１Ｙ	
	④ すべり板の傷及び腐食の有無の点検	１Ｙ	
	⑤ 積層ゴムの垂直及び水平変位量の測定	５Ｙ	
	⑥ 別置き試験体がある場合は、特性試験の実施	10Ｙ	

b. ダンパー	① 取付け状態の良否の点検 ② 傷、変形、さび及び液漏れの有無の点検	1 Y 1 Y	 [12条点検]
2. 周辺環境	① 移動範囲内の障害物の有無の点検 ② 建物と外周工作物とのクリアランス（規定離隔）の良否の点検 ③ 建物位置マーキングの確認及び異常変位の有無の点検	1 Y 1 Y 5 Y	[12条点検] [12条点検]
3. 設備配管類	配管、可とう継手部の変形、亀裂等の有無の点検	1 Y	
4. 制振部材（液体系材料を用いた部材）	① 取付け状態の良否の点検 ② 傷、変形、さび及び液漏れの有無の点検	1 Y 1 Y	

第３章 電気設備

第１節 一般事項

3.1.1 適用

本章は、建築物等の電気設備の点検・保守に関する業務に適用する。

3.1.2 点検時の電源状況

高圧（特別高圧を含む）及び低圧電源に係る点検は、原則として停電状態で行う。

3.1.3 保安規程の遵守

保安規程により定められている作業項目、作業内容及び周期は、共通仕様書に優先する。

保安規程により定められていない事項は、共通仕様書による。

3.1.4 絶縁抵抗測定

(a) 主回路の絶縁抵抗は、原則として線間及び対地間の測定を行う。ただし、負荷が接続されているなどの理由で線間の測定が困難な場合は、線間の測定を省略してもよい。

なお、主回路とは、照明器具、電動機等の低圧機器及び変圧器、高圧電動機等の高圧機器に電気を供給する回路のことをいう。

(b) 絶縁抵抗測定は、原則として、JIS C 1302「絶縁抵抗計」によるもので測定するものとし、絶縁抵抗計の定格測定電圧は表3.1.1 による。

なお、定格測定電圧が5,000V のものはJIS 規格外品のため、使用する場合は、事前に電気主任技術者の承諾を受ける。

表3.1.1 絶縁抵抗計の定格測定電圧

使用電圧		定格測定電圧（V）
低圧回路	１００V級	１００又は１２５
	２００V級	２５０
	４００V級	５００
高　圧　回　路		１，０００又は５，０００

(c) 絶縁抵抗は、原則として遮断器や開閉器などで区分される測定可能な回路単位で測定する。ただし、一括測定の結果、電路の絶縁抵抗が良であれば、測定可能な回路単位の測定を省略してもよい。

なお、第２節以降で測定回路が明示されている場合、第２節以降の内容が優先する。

(d) 主回路にＳＰＤが接続されている場合、原則として、これを除外して測定する。ただし、事前に施設管理担当者又は電気主任技術者の承諾を得た場合は、除外しなくてもよい。

(e) 制御回路（主回路以外の回路）の絶縁抵抗は、原則として測定する。ただし、制御回路に接続されている機器（電子部品等）に損傷を与えるおそれがある場合を除く。

なお、測定は、主回路の測定に併せて一括測定としてもよい。

3.1.5 接地抵抗測定

(a) 接地抵抗測定は、原則として、接地抵抗計を用いて３極法で行う。ただし、分電盤や機器等のＤ種接地工事の抵抗測定は、補助接地極が容易に設けられない場合、簡易測定法（２極法）で行ってもよい。

(b) 接地幹線等の接地抵抗を測定している場合、盤類、機器類等の接地線が接地幹線等に接続されているときは、電気的、機械的に確実に接続されていることを確認することとし、接地抵抗測定を省略してもよい。

(c) 接地極が構造体利用とした接地、環状接地、網状接地又は基礎接地の場合で、接地抵抗測定を行う場合は特記による。

第２節 電灯・動力設備

3.2.1 照明器具

照明器具の作業項目及び作業内容は、表3.2.1 による。

なお、部品点検の実施は抜き取り点検とし、実施台数は特記による。

表3.2.1 照明器具

作業項目	作業内容	周期	備考
1.本体等	① 反射板、枠の汚損、損傷、さび及び変色の有無並びに本体の取付け状況の点検	１Ｙ	[12 条点検]
	② ルーバー、照明カバー及び発光面の汚損、破損、変色等の有無の点検	１Ｙ	
	③ 光源の異常なちらつき等の有無の点検	１Ｙ	
	④ 防火戸等の閉鎖の障害となる照明器具の有無の点検	１Ｙ	[12 条点検]

2. 部品（ＬＥＤ灯）			・光源（モジュール等）の交換ができ、内部の点検ができるものに限る。 ・抜取作業とし、台数は特記による。
a. 制御装置（電源ユニット等）	① 点灯時の異常音の有無の点検	１Ｙ	
	② 制御装置の変形、変色及びさびの有無の点検	１Ｙ	
b. コネクタ・ソケット等	変色、変形、ぐらつき、ひび割れ、破損等の有無の点検	１Ｙ	
c. リード線	変色、ひび割れ等の有無の点検	１Ｙ	
3. 部品（蛍光灯及びＨＩＤ灯）			・抜取作業とし、台数は特記による。
a. 安定器	① 点灯時の異常音の有無の点検	１Ｙ	
	② 安定器の変形、変色及びさびの有無の点検	１Ｙ	
b. ソケット	変色、変形、ぐらつき、ひび割れ、破損等の有無の点検	１Ｙ	
c. 進相コンデンサ	コンデンサケースの変形、ふくらみ及び漏油の有無の点検	１Ｙ	
d. 端子台	変色、異臭等の有無の点検	１Ｙ	
e. リード線	変色、ひび割れ等の有無の点検	１Ｙ	

3.2.2 分電盤・開閉器箱・照明制御盤

分電盤・開閉器箱・照明制御盤の作業項目及び作業内容は、表3.2.2 による。

表3.2.2 分電盤・開閉器箱・照明制御盤

作業項目	作業内容	周期	備考
1. キャビネット			
a. 屋内用	① 盤の取付け状況（支持ボルトの緩み）の確認	１Ｙ	
	② 汚損、損傷、腐食、脱落、過熱等の有無の点検	１Ｙ	
b. 屋外用	① 盤の取付け状況（支持ボルトの緩み）の確認	１Ｙ	
	② 汚損、損傷、腐食、脱落、過熱等の有無の点検	１Ｙ	
	③ 防水パッキンの劣化状況及びさびの有無の点検	１Ｙ	
	④ 盤内部の雨水の侵入又は痕跡、結露等の有無の点検	１Ｙ	
2. 導電部			
a. 母線・分岐導体・盤内配線支持物等	① 汚損、損傷、腐食、脱落、過熱等の有無の点検	１Ｙ	
	② 異常音、異臭及び変色の有無の点検	１Ｙ	
	③ 導電接続部の緩みの有無の点検	１Ｙ	
b. 端子台	破損、損傷、緩み、変色及び異臭の有無の点検	１Ｙ	
3. 機器（遮断器・継電器・電磁接触器・タイマー・リモコン・変圧器・低圧用ＳＰＤ等）	① テストボタン（漏電遮断器）による動作の確認	１Ｙ	
	② 各機器の異常音、異臭、変色及び過熱の有無の点検	１Ｙ	
	③ 低圧用ＳＰＤが設けられている場合、ＳＰＤの変色、損傷、表示の確認及びＳＰＤ分離器の表示の確認。ただし、ＳＰＤ分離器に表示機能がないものにあっては分離機の導通の確認	１Ｙ	・ＳＰＤとは、雷サージから電子機器等を保護するための装置のうち、低圧（交流で600V 以下）系統に使用されるもののことをいう。
4. 絶縁抵抗	絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	１Ｙ	・3.1.4 による。
5. 接地抵抗	接地抵抗を測定し、その良否の確認	１Ｙ	・3.1.5 による。

3.2.3 耐熱形分電盤

耐熱形分電盤の作業項目及び作業内容は、表3.2.3 による。

表3.2.3 耐熱形分電盤

作業項目	作業内容	周期	備考
1.キャビネット			
a.屋内用	① 盤の取付け状況(支持ボルトの緩み)の確認	6M	
	② 汚損、損傷、腐食、脱落、過熱等の有無の点検	6M	
	③ 断熱充填物（不燃耐熱シール材）の欠損及び割れの有無の点検	6M	
	④ 断熱ボックスに割れ等がないことの確認	6M	・耐熱形分電盤(一種)に限る。
b.屋外用	① 盤の取付け状況（支持ボルトの緩み）の確認	6M	
	② 汚損、損傷、腐食、脱落、過熱等の有無の点検	6M	
	③ 防水パッキンの劣化状況及びさびの有無の点検	6M	
	④ 盤内部の雨水の侵入又は痕跡、結露等の有無の点検	6M	
	⑤ 断熱充填物（不燃耐熱シール材）の欠損及び割れの有無の点検	6M	
2.導電部			
a.母線・分岐導体・盤内配線支持物等	① 汚損、損傷、腐食、脱落、過熱等の有無の点検	6M	
	② 異常音、異臭及び変色の有無の点検	6M	
	③ 導電接続部の緩みの有無の点検	6M	
b.端子台	破損、損傷、緩み、変色及び異臭の有無の点検	6M	
3.機器（遮断器・継電器・電磁接触器・タイマー・リモコン・変圧器・低圧用ＳＰＤ等）	① 各機器の異常音、異臭、変色及び過熱の有無の点検	6M	
	② 点検時を除き非常用ブレーカーがＯＮ（入）になっていることの確認	6M	
	③ 低圧用ＳＰＤが設けられている場合、ＳＰＤの変色、損傷、表示の確認及びＳＰＤ分離器の表示の確認。ただし、ＳＰＤ分離器に表示機能がないものにあっては分離器の導通の確認。	6M	
4.絶縁抵抗	絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	1Y	・3.1.4 による。
5.接地抵抗	接地抵抗を測定し、その良否の確認	1Y	・3.1.5 による。

3.2.4 制御盤

制御盤の作業項目及び作業内容は、表3.2.4 による。

表3.2.4 制御盤

作業項目	作業内容	周期	備考
1.キャビネット	3.2.2「分電盤・開閉器箱・照明制御盤」の当該事項による。 なお、換気口又は換気装置にフィルターがある場合は、目詰まりの有無の点検	1Y	
2.導電部	3.2.2「分電盤・開閉器箱・照明制御盤」の当該事項による。	1Y	

2. 導電部	3.2.2「分電盤・開閉器箱・照明制御盤」の当該事項による。	1Y	
3. 機器・制御回路			
a. 遮断器・電磁接触器・継電器・端子台・制御スイッチ・計器・変流器・インバータ・表示灯・進相コンデンサ・ヒューズ類・低圧用ＳＰＤ	① テストボタン（漏電遮断器）による動作確認	1Y	
	② 異常音、発熱、異臭、変色等の有無の点検	1Y	
	③ 機器の取付け状態の良否の確認	1Y	
	④ 単位装置ごとに試験運転を行い運転電流の確認	1Y	
	⑤ 換気扇の回転状態及び異常音の有無の点検。また、ファン部のごみの付着、汚損等の有無の点検	1Y	
	⑥ 液面電極、レベルスイッチ等の状態	1Y	
	⑦ インバータ用冷却ファンの作動状態	1Y	
	⑧ 低圧用ＳＰＤが設けられている場合、ＳＰＤの変色、損傷、表示の確認及びＳＰＤ分離器の表示の確認。ただし、ＳＰＤ分離器に表示機能がないものにあっては分離器の導通の確認	1Y	
b. 制御回路	① 自動、連動運転等のシステム運転の確認	1Y	
	② 警報装置の動作確認	1Y	
	③ 液面継電器の動作確認	1Y	
	④ インバータの単体運転にて、相間出力電圧及び出力電流のバランス確認	1Y	
4. 絶縁抵抗	主回路の絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	1Y	・3.1.4による。
5. 接地抵抗	接地抵抗を測定し、その良否の確認	1Y	・3.1.5による。

3.2.6 幹線

幹線の作業項目及び作業内容は、表3.2.6 による。

表3.2.6 幹線

作業項目	作業内容	周期	備考
1. ケーブル等の配線	① ケーブル被覆材、支持材及び端子部の損傷、腐食、過熱等の異常の有無の点検	1Y	
	② 端子部及び分岐接続部の緩み等の有無の点検	1Y	
	③ ケーブル支持材（結束材を含む）の緩み等の有無の点検	1Y	
	④ 垂直幹線の最上部の支持状態の確認	1Y	
2. バスダクト	① 接続部の外面が異常な温度となっていないことの確認	1Y	
	② 接地ボンド、分岐部ボルト等の緩みの有無の点検	1Y	
3. ケーブルラック・配管	① ケーブルラック及び配管の変形、損傷、腐食等の有無の点検	1Y	
	② 取付け状況（支持ボルトの緩み等）の確認	1Y	
4. 防火区画貫通処理部	亀裂、欠落等の有無の点検	1Y	
5. 絶縁抵抗	絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	1Y	・3.1.4による。

第３節 受変電設備

3.3.1 配電盤等（内部機器を除く）

(a) 配電盤等（内部機器を除く）の作業項目及び作業内容は、表3.3.1 による。

表3.3.1 配電盤等（内部機器を除く）

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 電気室	① 小動物が侵入するおそれのある開口部の有無の点検	1 Y	
	② 取扱者以外の者の立入禁止措置が行われていることを確認	1 Y	
	③ 室内温度及び湿度の測定を行い、その良否の確認	1 Y	
	④ 室内整理状況の良否の確認	1 Y	
	⑤ 点検及び操作上必要な照度が確保されているかの確認	1 Y	
	⑥ 保守点検に必要な通路が確保されているかの確認	1 Y	
	⑦ 電気室の用途以外に使用されていないかの確認	1 Y	
2. 配電盤			
a. 盤外観	① 配電盤の据付け状態、損傷、さび、腐食、変色等の有無の点検	1 Y	
	② 盤内への漏水又は痕跡及び小動物が侵入するおそれのある開口部の有無の点検	1 Y	
	③ 点検扉の開閉の良否及び施錠の有無の点検	1 Y	
	④ 開放形の場合は、パイプフレーム等の据付け状況の良否及び締付けボルトの緩みの有無の点検	1 Y	
	⑤ 操作レバー・ボタン、切替スイッチ等の機器破損及び機器取付け状況の良否の確認	1 Y	
b. 開放形母線・閉鎖形盤内部（各機器を除く）	① 内部の床上、機器仕切板等の清掃	1 Y	
	② 母線、支持碍子類、絶縁隔離板等の損傷、過熱、さび、変形、汚損、変色等の有無の点検	1 Y	
	③ 機器の取付け及び配線接続状況の良否の確認	1 Y	
	④ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無の点検	1 Y	
	⑤ 制御回路の断線及び端子接続部の緩みの有無の点検	1 Y	
	⑥ 配線符号（マークキャップ、端子番号等）の損傷及び脱落の有無の点検	1 Y	
	⑦ 盤内照明の点灯及び換気扇の作動の良否の確認	1 Y	
3. 外部配線			・外部配線とは、配電盤から分電盤、制御盤等へ電気を供給する幹線の電気室内の配線をいう。
a. ケーブル等の配線	3.2.6「幹線」の当該事項による。	1 Y	
b. バスダクト	3.2.6「幹線」の当該事項による。	1 Y	
c. ケーブルラック・配管	3.2.6「幹線」の当該事項による。	1 Y	
4. 絶縁抵抗	絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	・3.1.4 による。
5. 接地抵抗	接地端子盤等において各種接地抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	・3.1.5 による。

3.3.2 変圧器

(a) 本項は、モールド変圧器、油入変圧器及び特別高圧ガス入変圧器に適用する。

(b) 変圧器の作業項目及び作業内容は、表3.3.2 による。

表3.3.2 変圧器

作業項目	作業内容	周期	備考
1. モールド変圧器	① 機器外面の汚損、損傷、過熱、さび、腐食、変形、変色、異常音等の有無の点検	1 Y	
	② 本体の取付け状態及び配線接続状態の良否の確認。また、防振装置を有するものは、その劣化の有無の点検	1 Y	
	③ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無の点検	1 Y	
	④ ダイヤル温度計の損傷（パッキン導管）の有無の点検及び指示値の良否の確認	1 Y	
	⑤ タップ切換器の破損、変色等の有無の点検	1 Y	
	⑥ 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	・3.1.4 による。
	⑦ 冷却ファン付きの場合は、外観及び作動の良否の点検	1 Y	
2. 油入変圧器	① 1.「モールド変圧器」の①から⑦までによるほか、次による。	1 Y	
	② 油面計により、油量の良否の確認	1 Y	
	③ 放圧装置の外面の汚れ、損傷等の有無の点検	1 Y	
	④ 油劣化防止装置（吸湿呼吸器、コンサベータ等）の油面計指示値の良否、外面の汚れ、損傷等の有無の点検	1 Y	
	⑤ 絶縁油を採取して次の試験を行い、その良否の確認。 ・絶縁破壊電圧試験（絶縁耐力試験） ・酸価度試験 ・油中ガス分析 ・油中水分測定	3 Y	・油中ガス分析、油中水分測定は、特別高圧変圧器に適用し、高圧変圧器には適用しない。
	⑥ 負荷時タップ切換器の破損、変色等の有無の点検	6 Y	・特別高圧変圧器に適用し、高圧変圧器には適用しない。
3. 特別高圧ガス変圧器	① 1.「モールド変圧器」の①から⑦までによるほか、次による。	1 Y	
	② ガス配管及び安全弁の汚れ、損傷、さび、腐食等の有無の点検	1 Y	
	③ 圧力計の汚れ、損傷、さび、腐食等の有無の点検	1 Y	
	④ ガス強制循環式のものは、ガス送風機の異常音の有無の点検	1 Y	
	⑤ 密度スイッチ（圧力スイッチ）の動作又は復帰の良否の確認	1 Y	
	⑥ ガス送風機軸受けの潤滑油を点検し、補給。また、振動に異常が無いことの確認	3 Y	
	⑦ ガスの成分測定を実施し、規定値にあることの確認	3 Y	
	⑧ 負荷時タップ切換器の破損、変色等の有無の点検	6 Y	

3.3.3 交流遮断器

(a) 本項は、真空遮断器、油遮断器及び特別高圧ガス遮断器に適用する。

(b) 交流遮断器の作業項目及び作業内容は、表3.3.3 による。

表3.3.3 交流遮断器

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 真空遮断器	① 機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無の点検	1Y	
	② 本体の取付け状態及び配線接続状態の良否の確認。また、引出形にあっては、出入り操作の円滑性及び導体接触部の良否の確認	1Y	
	③ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無の点検	1Y	
	④ 遮断器の開閉表示及び開閉動作の良否。また、動作回数の確認	1Y	
	⑤ 制御回路の断線、端子接続部の緩み等の有無の点検	1Y	
	⑥ 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	1Y	・3.1.4 による。
	⑦ 開閉特性試験により次の測定又は試験を行い、良否の確認 ・閉極時間、開極時間及び三相不揃い時間 ・最低動作電圧 ・引外し自由動作 ・インターロック試験	6Y	
	⑧ 操作機構部の損傷、変形、さび等の有無の点検。また、可動軸部及び機構部の劣化グリスを取除き、適量のグリスの注油	3Y	
	⑨ 真空バルブ表面の汚れの有無の点検	1Y	
	⑩ 真空バルブに規定電圧を加え、真空度の良否の確認	6Y	
	⑪ 各機構部のギャップ及び接点ワイプ長を測定し、良否の点検	6Y	
2. 油遮断器	① 1.「真空遮断器」の①から⑧までによるほか、次による。	1Y, 3Y, 6Y	
	② 油量が適切であることの確認	1Y	
	③ 絶縁油について次の試験を行い、その良否の確認 ・絶縁破壊電圧試験（絶縁耐力試験） ・酸価度試験	6Y	
	④ 内部消弧室、接触子等の異常の有無の点検	6Y	
3. 特別高圧ガス遮断器	3.3.13「特別高圧ガス絶縁スイッチギヤ（GIS・C－GIS）」による。	1Y, 6Y	

3.3.4 断路器

断路器の作業項目及び作業内容は、表3.3.4 による。

表3.3.4 断路器

作業項目	作業内容	周期	備考
断路器	① 機器外面の汚損、損傷、過熱、さび、腐食、変形、変色等の有無の点検	1Y	
	② 本体の取付け状態及び配線接続状態の良否の確認	1Y	
	③ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無の点検	1Y	
	④ 接触部の損耗、荒れ等の有無の点検	1Y	
	⑤ 開閉器の入・切操作を行い、その良否の確認	1Y	
	⑥ 操作機構部の損傷、変形、さび等の有無の点検	1Y	
	⑦ 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	1Y	・3.1.4による。

3.3.5 計器用変圧器・変流器

計器用変圧器・変流器の作業項目及び作業内容は、表3.3.5 による。

表3.3.5 計器用変圧器・変流器

作業項目	作業内容	周期	備考
計器用変圧器・変流器	① 機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無の点検	1Y	
	② 本体の取付け状態及び配線接続状態の良否の確認	1Y	
	③ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無の点検	1Y	
	④ 制御回路の断線及び端子接続部の緩みの有無の点検	1Y	
	⑤ 電線貫通形の変流器は、貫通部の亀裂、変色等の有無の点検	1Y	
	⑥ 電力ヒューズ付きは、汚損、亀裂等の有無の点検。また、予備ヒューズの確認	1Y	
	⑦ 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	1Y	・3.1.4による。

3.3.6 避雷器

避雷器の作業項目及び作業内容は、表3.3.6 による。

なお、避雷器が閉鎖形気中開閉器(PAS)に内蔵されている場合は、⑤のみを適用する。

表3.3.6 避雷器

作業項目	作業内容	周期	備考
避雷器	① 機器外面の汚損、損傷、過熱、さび、腐食、変形、変色、異常音等の有無の点検	1Y	
	② 本体の取付け状態及び配線接続状態の良否の確認	1Y	
	③ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無の点検	1Y	
	④ 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	1Y	・3.1.4による。
	⑤ ギャップレス避雷器の場合、漏れ電流測定を行い、その良否の確認	3Y	

3.3.7 高圧負荷開閉器

(a) 本項は、電気室及び構内に設置されている閉鎖形気中開閉器、地中線用開閉器、開放形気中開閉器及び真空開閉器に適用する。

(b) 高圧負荷開閉器の作業項目及び作業内容は、表3.3.7 による。

表3.3.7 高圧負荷開閉器

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 閉鎖形気中開閉器（ＰＡＳ）	① 機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無の点検	１Ｙ	・架空引込用（ＰＡＳ）以外のものにも適用する。 ・地絡保護装置の作業項目は 3.3.11 指示計器・保護継電器による。
	② 本体の取付け状態及び配線接続状況の良否の確認。また、引出形は、出し入れ操作の円滑性及び導体接触部の良否の点検	１Ｙ	
	③ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無の点検	１Ｙ	
	④ 制御回路部等を有するものは、絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	１Ｙ	・3.1.4 による。
	⑤ 開閉器の入・切操作を行い、その良否の確認	１Ｙ	
	⑥ 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	１Ｙ	・3.1.4 による。
2. 地中線用開閉器（ＵＡＳ、ＵＧＳ）	① 1.「閉鎖形気中開閉器」による。	１Ｙ	・地絡保護装置の作業項目は 3.3.11 指示計器・保護継電器による。
	② ガス開閉器にあっては、減圧ロック装置が作動していないことの確認	１Ｙ	
3. 開放形気中開閉器（ＬＢＳ）	① 1.「閉鎖形気中開閉器」によるほか、次による。	１Ｙ	
	② 接触部の損耗、荒れ等の有無の点検	１Ｙ	
	③ 電力ヒューズ付きは、汚損、亀裂等の有無の点検。また、予備ヒューズの確認	１Ｙ	
	④ 操作機構部の損傷、変形、さび等の有無の点検	１Ｙ	
4. 真空開閉器	① 1.「閉鎖形気中開閉器」によるほか、次による。	１Ｙ	
	② 操作機構部の損傷、変形、さび等の有無の点検。また、可動軸部及び機構部の劣化グリスを取除き、適量のグリスの注油	３Ｙ	
	③ 真空バルブ表面の汚れの有無の点検	１Ｙ	
	④ 真空バルブに規定電圧を加え、真空度の良否の確認	６Ｙ	
	⑤各機構部のギャップ及び接点ワイプ長を測定し、良否の確認	６Ｙ	

3.3.8 高圧カットアウト

高圧カットアウトの作業項目及び作業内容は、表3.3.8 による。

表 3.3.8 高圧カットアウト

作業項目	作業内容	周期	備考
高圧カットアウト	① 機器外面の汚損、損傷、過熱、さび、腐食、変形、変色等の有無の点検	１Ｙ	
	② 本体の取付け状態及び配線接続状態の良否の確認	１Ｙ	
	③ 接触部の損耗、荒れ等の有無の点検	１Ｙ	
	④ 開閉器の入・切操作を行い、その良否の確認	１Ｙ	
	⑤ 電力ヒューズ付きは、汚損、亀裂等の有無の点検。また、予備ヒューズの確認	１Ｙ	
	⑥ 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	１Ｙ	・3.1.4 による。

3.3.9 高圧電磁接触器

高圧電磁接触器の作業項目及び作業内容は、表3.3.9 による。

表3.3.9 高圧電磁接触器

作業項目	作業内容	周期	備考
高圧電磁接触器	① 機器外面の汚損、損傷、過熱、さび、腐食、変形、変色等の有無の点検	1Y	
	② 本体の取付け状態及び配線接続状況の良否の点検。また、引出形は、出入れ操作の円滑性及び導体接触部の良否の確認	1Y	
	③ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無の点検	1Y	
	④ 制御回路の断線及び端子接続部の緩みの有無の点検	1Y	
	⑤ 接触器の開閉動作及び開閉表示の良否の確認	1Y	
	⑥ 油入形の場合は、油面計により油量が適正であることの確認	1Y	
	⑦ 操作機構部の損傷、変形、さび等の有無の点検。また、可動軸部及び機構部の劣化グリスを取除き、適量のグリスの注油	3Y	
	⑧ 内部消弧室、接触子等の異常の有無の点検	3Y	
	⑨ 真空バルブ表面の汚れの有無の点検	1Y	・真空バルブがある場合に限る。
	⑩ 真空バルブに規定電圧を加え、真空度の良否の確認	6Y	・真空バルブがある場合に限る。
	⑪ 各機構部のギャップ及び接点ワイプ長を測定し、良否の確認	6Y	・真空バルブがある場合に限る。
	⑫ 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	1Y	・3.1.4 による。

3.3.10 力率改善装置

力率改善装置の作業項目及び作業内容は、表3.3.10 による。

表3.3.10 力率改善装置

作業項目	作業内容	周期	備考
力率改善装置（進相コンデンサ、直列リアクトル）	① 機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無の点検	1Y	
	② コンデンサケースの膨れの有無の点検	1Y	
	③ 本体の取付け状態及び配線接続状態の良否の確認	1Y	
	④ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無の点検	1Y	
	⑤ 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	1Y	・3.1.4 による。

3.3.11 指示計器・保護継電器

指示計器・保護継電器の作業項目及び作業内容は、表3.3.11 による。

なお、本項は、受電点の地絡保護装置（継電装置）にも適用する。

表3.3.11 指示計器・保護継電器

作業項目	作業内容	周期	備考
指示計器・保護継電器（熱動形保護継電器を含む。）	① 機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無の点検	１Ｙ	
	② 本体の取付け状態及び配線接続状態の良否の確認	１Ｙ	
	③ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無の点検	１Ｙ	
	④ 制御回路の断線及び端子接続部の緩みの有無の点検	１Ｙ	
	⑤ 各指示計器の零点調整を行い、正常に機能していることの確認	１Ｙ	
	⑥ 保護継電器の故障検出器を作動させて、警報及び故障表示の確認	１Ｙ	
	⑦シーケンス試験（インターロック試験及び保護連動試験）の実施	１Ｙ	
	⑧ 保護継電器の動作特性試験の実施 ただし、熱動形保護継電器はテストボタンによる動作確認とする。	１Ｙ	

3.3.12 低圧開閉器類

低圧開閉器類の作業項目及び作業内容は、表3.3.12 による。

表3.3.12 低圧開閉器類

作業項目	作業内容	周期	備考
低圧開閉器類（配線用遮断器・漏電遮断器・電磁接触器・低圧用ＳＰＤ等）	① 機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無の点検	１Ｙ	
	② 本体の取付け状態及び配線接続状態の良否の確認	１Ｙ	
	③ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無の点検	１Ｙ	
	④開閉器の開閉動作及びテストボタン（漏電遮断器のみ）による動作の良否の確認	１Ｙ	
	⑤ 配線用遮断器等の用途名称が正しいことの確認	１Ｙ	
	⑥ 低圧用ＳＰＤが設けられている場合、ＳＰＤの変色、損傷、表示の確認及びＳＰＤ分離器の表示の確認。ただし、ＳＰＤ分離器に表示機能がないものにあっては分離器の導通の確認	１Ｙ	

3.3.13 特別高圧ガス絶縁スイッチギヤ（ＧＩＳ・Ｃ－ＧＩＳ）

特別高圧ガス絶縁スイッチギヤ（ＧＩＳ・Ｃ－ＧＩＳ）の作業項目及び作業内容は、表3.3.13による。

表3.3.13 特別高圧ガス絶縁スイッチギヤ（ＧＩＳ・Ｃ－ＧＩＳ）

作業項目	作業内容	周期	備考
特別高圧ガス絶縁スイッチギヤ（ＧＩＳ・Ｃ－ＧＩＳ）	① 機器外面の汚損、損傷、過熱、さび、腐食、変形、変色等の有無の点検	１Ｙ	
	② 本体の取付け状態及び配線接続状態の良否の確認	１Ｙ	
	③ 引込ケーブル等の端子部及びブッシングの汚損並びにき裂の有無の点検	１Ｙ	
	④ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無の点検	１Ｙ	
	⑤ 制御回路の断線及び端子接続部の緩みの有無の点検	１Ｙ	
	⑥ 開閉装置及び遮断器の入・切操作を行い、その作動の良否の確認	１Ｙ	
	⑦ 密度スイッチ（圧力スイッチ）の動作復帰の確認	１Ｙ	
	⑧ 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	１Ｙ	・3.1.4による。
	⑨ ガスの成分測定を実施し、規定値にあることの確認	６Ｙ	

3.3.14 その他特別高圧関連機器

その他特別高圧関連機器の作業項目及び作業内容は、表3.3.14 による。

表3.3.14 その他特別高圧関連機器

作業項目	作業内容	周期	備考
充電判定装置	端子接続状況及び作動の良否の点検	１Ｙ	

3.3.15 非常予備電源（自家発電設備）との切換試験

(a) 商用電源と非常予備電源（自家発電設備）との切替試験の作業項目、作業内容は表3.3.15による。

(b) 切替回路が分電盤等に組み込まれている場合、この切替回路の停電試験、復電試験も行う。

(c) 自家発電設備の実負荷運転を行う場合に適用することとし、特記による。

表3.3.15 非常電源（自家発電設備）との切換試験

作業項目	作業内容	備考
1. 停電試験	① 商用電源が停電後、所定の手順に従い所定の時間内に非常用電源（自家発電設備）から所定の負荷に電気が供給されることの確認	(12条点検) ・実負荷運転する場合の接続する負荷は、特記による。 ・自家発電設備が消防法の非常電源又は建築基準法の予備電源等に該当する場合、40秒以内（10秒起動の場合は、10秒以内）で切り替わること。

	② 火災信号（屋内消火栓設備の起動信号等を含む。）を受けた場合、防災負荷を含む所定の負荷にのみ電気が供給され、それ以外の負荷に電力が供給されないことの確認 ③ 自家発電設備から電力を供給するまでの間、直流電源設備から電力を供給するものにあっては、自家発電設備の電圧確立後、自動的に直流電源設備から自家発電設備に切り替わり、負荷への電力の供給が途絶えないことの確認	
2. 復電試験	商用電源復電後、非常用電源（自家発電設備）から商用電源に正常に切り替わることを確認する。	

第４節 自家発電設備

3.4.1 自家発電装置

(a) 本節は、商用電源途絶時に、防災用負荷、保安用負荷、業務用上停電が許されない負荷等への電力を供給する非常用予備のディーゼルエンジン発電装置、ガスエンジン発電装置、ガスタービン発電装置に適用する。

(b) 12 条点検のうち予備電源（自家発電装置）の点検及び消防法の非常電源（自家発電設備）の点検は、本項による。

(c) 自家発電装置の作業項目及び作業内容は、表3.4.1 による。

(d) 運転試験は、６Ｍは無負荷、１Ｙ及び６Ｙは負荷状態で実施する。

(e) 次回の定期点検及び保守で、交換が必要となる潤滑油、フィルター等の消耗品及び消耗部品を洗い出し報告する。

表3.4.1 自家発電装置

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 発電機室	① 小動物が侵入するおそれのある開口部の有無の点検	６Ｍ	
	② 取扱者以外の者の立入禁止措置が行われていることの確認	６Ｍ	
	③ 保守用Ｉビーム、チェーンブロック等にさび、取付けボルトの緩みの有無及び作動部の動きが円滑であることの確認	６Ｍ	
	④ 照度を測定し、点検及び操作上必要な照度が確保されていることの確認	６Ｍ	
	⑤ 各設備、各機器、建築物等との保有距離が保たれていることの確認	６Ｍ	
	⑥ 点検上、使用上障害となる不要物が置かれてないことの確認	６Ｍ	

	⑦ 廃油その他の可燃物が置かれていないことの確認	6 M	
	⑧ 電気配管、配線、給水管、排気管等の防火区画貫通部のき裂、脱落、損傷等の有無の点検	6 M	[12 条点検]
2. 本体基礎部等	① 共通台板の取付け状況及び基礎ボルトの変形、損傷、ゆるみ等の有無の点検	6 M	[12 条点検]
	② 防振装置（防振ゴム、ばね及びストッパー）のひび割れ、変形、損傷及びたわみの異常の有無の点検	6 M	[12 条点検]
	③ 附属機器の取付け状態及び取付けボルトの変形、損傷等の有無の点検	1 Y	[12 条点検]
	④ 原動機と発電機との軸継手部の損傷、緩み等の有無。また、たわみ軸継手が使用されているものは、緩衝用ゴムの損傷等の有無の点検	1 Y	
3. 原動機 a. ディーゼル機関・ガス機関	① 原動機の据付け状況の確認	6 M	[12 条点検]
	② 各部の汚損、変形等の有無の点検	6 M	[12 条点検]
	③ 機側の各配管等に燃料、冷却水、潤滑油、始動空気等の漏れがないことの確認	6 M	[12 条点検]
	④ クランクケース、過給機、燃料噴射ポンプ及び調速機等各系統の潤滑油量が適正で、潤滑油に著しい汚損や変質がないことの確認	6 M	[12 条点検] 潤滑油の系統は、機種によって異なる。このため、作業個所の詳細は、取扱説明書等による。
	⑤ 各系統の潤滑油の汚損状況及び水分の混入状況を、オイル試験紙を用いて点検又は性状分析にて確認	1 Y	
	⑥ 冷却水ヒーター、オイルパンヒーター及びヒーターの回路の断線、過熱等の有無の点検	1 Y	
	⑦ 機関のターニングにより、次の確認を行う。 ・各シリンダーの吸・排気弁の開閉時期及びバルブクリアランスの良否 ・燃料噴射ポンプの吐出開始時期の良否	1 Y	
	⑧ 燃料噴射弁の開弁圧力及び噴霧状態の良否の点検	1 Y	
	⑨ カートリッジ式の燃料フィルター及び潤滑油フィルターの点検は、次による。 ・必要に応じてカートリッジの交換 ・エレメントを分解清掃できる燃料フィルター及び潤滑油フィルターは、分解清掃し、異常がないことの確認	1 Y	・紙フィルターは交換する。
	⑩ 渦流式機関及び予燃焼室式機関は、予熱栓の発熱部の断線、変形等の有無の点検	1 Y	
	⑪ 調速機（リンク系統及び電気系統）装置の作動状況の確認	1 Y	
	⑫ 次の各部にグリス油（製造者の指定品）を給油 ・冷却水ポンプ（電動機付） ・同上（機関付） ・燃料移送ポンプ	6 Y	

	⑬ 潤滑油プライミングポンプ、ブースタ等を分解し、異常の有無の点検	6 Y	
	⑭ シリンダヘッドを取外し、分解清掃後、カラーチェック等により燃焼面のき裂及びストレッチによる変形の有無の点検。また、取付け時、シリンダヘッド銅パッキン又はガスケットパッキンの交換	6 Y	
	⑮ 吸・排気弁を取外し、分解清掃後、ばねの異常及び弁棒と弁案内のしゅう動部の異常の有無の点検	6 Y	
	⑯ 燃料噴射ポンプ及び吸排気弁用カム、タペットローラの摩耗、損傷、剥離等の有無の点検	6 Y	
	⑰ 燃料噴射ポンプの吐出弁、弁座及び燃料高圧管の取付け部の損傷の有無の点検	6 Y	
	⑱ シリンダライナ及びピストンの点検は、次による。 ・燃焼面のカーボンを除去、清掃 ・燃焼面及びピストンとのしゅう動面に損傷の有無の点検 ・ピストンとのしゅう動面の摩耗状態をシリンダゲージにより測定 ・シリンダライナを抜出し、ジャケット側の腐食、損傷等の有無の点検 ・ピストンを抜き出し、ピストン及びピストンリングの摩耗状態の確認	6 Y	
	⑲ 給気管等の点検は、次による。 ・給気管及び排気管内部に汚損、損傷の有無 ・膨張継手の汚損、亀裂、破損等の有無 ・給気冷却器付は、その内部を分解清掃後、異常の有無 ・過給機のケース及び内部の汚損、損傷、亀裂、腐食等の有無	6 Y	
	⑳ 冷却水ポンプの分解点検等は、次による。 ・メカニカルシールのゴムリング部の摩耗及び割れの有無 ・インペラの損傷、亀裂、腐食等の有無 ・ケーシング本体との隙間測定	6 Y	
	㉑ 次の空気諸弁を分解清掃後、弁及び弁座の面荒れの有無の点検 ・分配弁 ・塞止弁 ・始動・停止用電磁弁 ・減圧弁等	6 Y	
	㉒ 始動電動機等の点検等は、次による。 ・ブラシの摩耗状況の確認 ・整流子面に異常のないことの確認 ・開閉器主接点の面荒れ	6 Y	
b. ガスタービン	① 原動機の据付け状況の確認	6 M	[12 条点検]
	② 各部の汚損及び変形の有無の点検	6 M	[12 条点検]
	③ 機側の各配管等に燃料、冷却水、潤滑油、始動空気等の漏れの有無の点検及び潤滑油量の確認	6 M	[12 条点検]
	④ 潤滑油量が適正で、潤滑油に著しい汚損や変質がないことの確認	6 M	[12 条点検]

	⑤ 必要に応じて、ボアスコープ等により燃焼器内部等の変形、損傷等の有無の点検	1Y	
	⑥ カートリッジ式の燃料フィルター及び潤滑油フィルターの点検は次による。 ・必用に応じてカートリッジの交換 ・エレメントを分解清掃できる燃料フィルター及び潤滑油フィルターは、分解清掃し、異常がないことの確認	1Y	・紙フィルターは交換する。
	⑦ 潤滑油の性状分析又は交換。潤滑油を交換する場合は、ドレンバルブ等から排出後、新油を給油。 なお、潤滑油（製造者の指定品）の交換箇所は次による。 ・潤滑油タンク ・減速機内部タンク	6Y	
	⑧ 燃焼器内部の分解点検及び清掃部位は次による。 ・燃料ノズルの燃料配管 ・燃焼器ケーシング部のヒートシールド板 ・アース、ケーブル等 ・ケーシング及びライナ ・点火プラグ及び燃料ノズル ・ライナ内外表面の割れ、焼損及びカーボンの付着 なお、分解点検後の組み立ては、次による。 ・ガスケットの交換 ・取付けボルトには、必要に応じて焼付防止剤の塗布 ・ライナ取付け前に、ボアスコープでタービンノズルの点検の実施	6Y	
	⑨ タービン翼及びタービンノズルの分解点検を次により行う。 ・ライナの取外し状態で、その開口部から目視及びボアスコープにより点検 ・ノズルのベーン、デフレクタ又はスクロール内壁に局所的な焼損、亀裂等の有無。 なお、異常がある場合は燃料ノズルの緩み、漏れ、摩耗、堆積物の付着及び燃焼器ライナの損傷の有無の点検	6Y	
	⑩ 圧縮機の点検は、次による。 ・ボアスコープ等により圧縮機の変形、損傷等の有無の点検 ・ガスタービンを起動し、回転速度、圧縮機吐出し圧力及び排気温度の記録 ・日常の運転記録があれば、それらのデータを利用して回転速度、圧力及び温度に変化がないかの確認	6Y	
	⑪ 始動電動機等の点検は、a.「ディーゼル機関・ガス機関」㉒による。	6Y	
4. 発電機	① 発電機本体、出力端子保護カバー等の変形、損傷、脱落、腐食等の有無の点検	6M	[12 条点検]
	② 発電機の巻線部及び導電部周辺に付着したほこり、油脂等による汚損の有無及び乾燥状態の確認	6M	

	③ スペースヒータ及び回路の断線、過熱等の有無の点検	６Ｍ	
	④ 接地線の断線、亀裂及び接続部の緩みの有無の点検	６Ｍ	［12 条点検］
	⑤ ブラシ付発電機は、ブラシを引出して、表面、側面の摩耗状態及びブラシ抑え圧力が適正値であることの点検。また、ブラシ、ブラシ保持器スリップリング等の清掃の実施 なお、ブラシレス発電機の場合は、回転整流器、サージアブソーバ等の取付け状態の確認	６Ｍ	
	⑥ 軸受のグリス量又は潤滑油量が適正で、潤滑油の場合は、潤滑油に著しい汚損や変質がないことの確認	６Ｍ	［12 条点検］
	⑦ 潤滑油の汚損状況及び水分の混入状況を、オイル試験紙を用いて点検又は性状分析にて確認	１Ｙ	
5. 発電機制御盤類 （発電機盤、自動始動盤、補機盤）			
a. 盤本体・内部配線等	① 盤本体、扉、ちょう番、ガラス窓等の損傷、さび、変形、腐食等の有無の点検	６Ｍ	［12 条点検］
	② 主回路及び制御用、操作用、表示用等の配線に腐食、損傷、過熱、ほこりの付着、断線等の有無の点検	６Ｍ	
	③ 主回路端子部、補機回路端子部、検出部端子等の接続部分及びクランプ類に腐食、損傷及び過熱による変色の有無の点検	６Ｍ	［12 条点検］
	④ 碍子類、その他支持物の腐食、損傷、変形等の有無の点検	６Ｍ	
	⑤ 接地線の断線、腐食及び接続部の損傷の有無の点検	６Ｍ	［12 条点検］
	⑥ スペースヒータ及び回路の断線、過熱等の有無の点検	６Ｍ	
	⑦ 各表示灯の点検は、次による。 ・点灯状態が正常であることの確認 ・表示が液晶ディスプレイ（ＬＣＤ）等の場合は、その表示が正常であることの確認	６Ｍ	
b. 盤内機器	① 自動電圧調整装置（ＡＶＲ）の変形、損傷、腐食、ほこりの付着、過熱及び接触不良の有無の点検	６Ｍ	
	② 交流遮断器は、3.3.3「交流遮断器」の当該事項による。	６Ｍ	
	③ 手動断路器は、3.3.4「断路器」の当該事項による。	６Ｍ	
	④ 計器用変圧器・変流器は、3.3.5「計器用変圧器・変流器」の当該事項による。	６Ｍ	
	⑤ 負荷開閉器は、3.3.7「高圧負荷開閉器」の当該事項による。	６Ｍ	
	⑥ 指示計器及び保護継電器は、3.3.11「指示計器・保護継電器」の当該事項による。	６Ｍ	［12 条点検］
	⑦ 配線用遮断器等の開閉器類は、3.3.12「低圧開閉器類」の当該事項による。	６Ｍ	

c. 制御回路部	① 制御電源スイッチ、自動・手動切替スイッチ、自動始動制御機器等の操作及び取付け状態の良否の確認並びに汚損、破損、腐食、過熱、異常音、異常振動等の有無の点検	6 M	[12 条点検]
	② 補機盤の点検等は、次による。 ・補機用電源スイッチ(始動電動機、充電装置、空気圧縮機、室内換気装置、燃料移送ポンプ等)の操作及び取付け状態の良否並びに汚損、破損、腐食、過熱、異常音、異常振動等の有無の点検	6 M	[12 条点検]
	・補機運転用検出スイッチを短絡又は開放して、自動運転ができることの確認	6 M	・検出用スイッチを作動させて運転してもよい。
6. 補機附属装置類			
a. 蓄電池装置	① 蓄電池装置の点検は、第５節「直流電源設備」による。	6 M, 1 Y	[12 条点検]
	② 連続３回以上の始動回数試験を行い、消防法で定める駆動ができる容量であることの確認	6 M	
b. 空気始動装置	① 始動空気槽、空気圧縮機等に変形、損傷、腐食等の有無の点検	6 M	[12 条点検]
	② 連続３回以上の始動回数試験を行い、消防法で定める駆動ができる容量であることの確認	6 M	
	③ 付属の圧力計により始動用空気圧力が適正であることの確認	6 M	[12 条点検]
	④ 安全弁の吹出し、吹下りの圧力値が適正であることの確認	1 Y	
	⑤ 空気圧縮機の潤滑油の漏れ、汚損、変色等の有無及び油量の良否の確認	6 M	
	⑥ 始動回数試験後、始動用空気を規定時間内に規定圧力まで充気できることの確認	1 Y	
c. 自動充気装置	空気圧縮機等の作動に異常音、異常振動及び過熱がないことの確認。また、自動充気装置の動作状態が適正で上限及び下限の空気圧力が規定値内であることの確認	1 Y	[12 条点検]
d. 燃料タンク ｲ.屋内タンク、燃料小出タンク	① 燃料タンクの貯油量を油面計により点検、併せて油面計の動作の良否を点検。また、滑車式油面計は、滑車の動作の円滑性、ワイヤー等の損傷の有無を点検	6 M	[12 条点検] ・貯油量（地下タンクの油を含む。）は、定格出力において、法令等で定める運転時間以上運転できる量以上であること。
	② 燃料タンク、配管及び各種バルブの状態並びに取付けボルトの異常の有無を点検	6 M	[12 条点検]
	③ 燃料タンク用通気金物の引火防止金網の脱落、腐食等の有無を点検する。	6 M	
	④ 燃料タンクのドレンバルブより、燃料油の水分等の有無の確認	1 Y	
	⑤ 燃料タンク内部のさび、損傷等の有無を点検する。	6 Y	

	⑥ 燃料タンクのスラッジの堆積状況を点検する。	6Y	
ﾛ. 地下貯蔵タンク	4.4.1「オイルタンク」（c）による。 ただし、鋼製強化プラスチック製二重殻タンク及びタンク内高感度センサーなど漏れの検知装置を有する場合は適用しない。	特記	・特記がない場合は1Yとする。 ただし、設置15年以内のものは3Yとする。
e. 燃料移送ポンプ	① ポンプ運転用レベルスイッチが正常に作動することの確認	1Y	
	② ポンプの基礎ボルト及び取付けボルトの締め付け状況の確認	1Y	[12条点検]
	③ 本体及び軸受部分に異常音、異常振動、異常な温度上昇等の有無の点検	1Y	[12条点検]
	④ 電動機との直結部分又はプーリー間の芯出し及びベルトの張り具合が正常であることの確認	1Y	
	⑤ 軸封部分からの漏油の有無の点検	1Y	
f. ガス系統付属機器			
ｲ. ガス昇圧機	① 損傷、油漏れ、水漏れ等の有無の点検	6M	[12条点検]
	② 油量の確認	6M	
	③ 温度、冷却水流量・温度等を確認し、軸受部の振動の有無の点検	1Y	
	④ 軸封部等の漏れの有無の点検	1Y	
ﾛ. 空燃比制御装置	① 制御機器の作動の確認	1Y	
	② 外観点検を行い、変形、損傷、漏れ、腐食、緩み等の有無の点検	1Y	[12条点検]
ﾊ. ガス調圧器（レギュレータ）	ガス調圧器を開放し、内部の点検	6Y	
ﾆ. 逆火防止装置（フレームアレスタ）	逆火防止装置を開放し、内部の点検	6Y	
ﾎ. 点火装置	① 点火プラグ・コードの点検	6M	
	② 分配器（ディストリビュータ）を開放し、内部の点検。ただし、内部点検ができないものは、必要に応じて交換	6Y	
	③ 高電圧発生器を開放し、内部の点検。内部が点検できないものは、必要に応じて交換	6Y	
ﾍ. ガス混合器（ガスミキサ）	ガス混合器を開放し、内部の点検	6Y	
g. 冷却水系統地下水槽等	① ボールタップ等の自動給水装置の変形、損傷等の有無を点検し、動作が正常であることの確認	6M	
	② 地下水槽の水量を確認し、配管等の損傷、漏水等の有無の点検	6M	[12条点検]
	③ 冷却水を排出し、内部の清掃及び塗装の実施	6Y	
	④ 地下水槽のフート弁を分解し、異常の有無の点検	6Y	
	⑤ 地下水槽内部の清掃、点検が終了後、給水し、給水完了時の水位が規定値であることの確認	6Y	
h. 冷却塔	① 羽根車の羽根及びサポート等の変形、損傷、さび、腐食等の有無の点検	1Y	
	② 充填材の汚損の程度の確認	1Y	

	③ 冷却水中の沈殿物、浮遊物等の有無の点検及び水の透明等の確認	1 Y	
	④ 送風機及びポンプを停止し、散水口の目詰まりの有無の点検	1 Y	
	⑤ 水槽下部の排水管を全開して排水した後、水槽上部より順次下方へと清掃の実施	1 Y	
	⑥ 自然乾燥後に上下水槽の損傷の有無の点検し、金属製水槽の場合は、塗装の状態及びさびの有無の点検	1 Y	
	⑦ ボールタップのフロートへの浸水、変形の有無を点検し、フロートを上下に移動して補給水の給水、停止の状態の確認	1 Y	
	⑧ フロートスイッチのフロートへの浸水及び変形の有無を点検し、フロートを上下に移動して補給水ポンプの電源が正常に入・切することの確認	1 Y	
	⑨ 通風装置のベルトのスリップによる摩耗、縁の切れ、底割れ、側面のひび割れ及び一部欠損の有無の点検	1 Y	
i. 冷却水ポンプ	① 圧力計の動作状態の良否の点検、連成計及び圧力計の数値の確認	6 M	
	② 本体及び軸受部分の異常音、異常振動、温度上昇等の有無の点検	6 M	[12 条点検]
	③ 本体と電動機との直結部分が正常であることの確認。また、軸受部分からの漏水の有無の点検	6 M	
	④ ポンプの共通ベース及び基礎ボルトの損傷、緩み等の有無の点検	1 Y	
j. ラジエータ	① 本体、ファン及びファンベルト等の変形、損傷、緩み、腐食、漏水等の有無の点検	6 M	[12 条点検]
	② ラジエータコア外面の汚損の有無の点検	6 M	
	③ 屋外のフード、金網、がらり等のさび、損傷、緩み等の有無の点検	6 M	
	④ ラジエータ内部の冷却水の汚れの有無の点検	6 M	
k. 換気装置	① 給排気ファン等の据付け状態、回転部及びベルトに緩み、損傷、亀裂、異常音、異常振動等の有無の点検	6 M	[12 条点検]
	② 軸受部の潤滑油に汚れ、変質、異物の混入等の有無の点検	6 M	
l. 排気装置			
ｲ. 消音器	① 支持金具、緩衝装置等に損傷の有無の点検	6 M	[12 条点検]
	② ドレンバルブ又はドレンコックの水分等の除去	1 Y	
ﾛ. 排気管	① 排気管と原動機、可燃物、その他の離隔距離の確認	6 M	
	② 排気伸縮管、排気管及び断熱被覆に変形、脱落、損傷並びに亀裂の有無の点検	6 M	[12 条点検]
	③ 排気管貫通部の断熱材保護部のめがね石等に変形損傷、脱落及び亀裂の有無の点検。また、排気伸縮管を配管途中に取付けている場合は、貫通部の排気管固定の取付け状態の確認	6 M	
	④ 室外露出部のさび等の有無及び先端部保護網の取付け状態の良否の確認	1 Y	

ハ. 排気ガス処理装置（三元触媒式処理装置・脱硝触媒式処理装置・黒煙除去装置・水噴射式処理装置・蒸気噴射式処理装置）	① 装置の変形、損傷、漏れ、腐食、緩み等の有無の点検	6 M	[12 条点検] ・黒煙除去装置は、フィルターの再生度合いも点検する。
	② 排気ガスを測定し、性能の確認	6 M	
	③ 制御機器の作動の良否の確認	6 M	
m. 各種配管	① 配管等の変形、損傷等の有無を点検し、支持金具に緩みが無いことの確認	6 M	[12 条点検]
	② 配管の取付け部及び接続部からの漏れの有無及びバルブの開閉状態が正常の位置にあることの確認	6 M	[12 条点検]
	③ 原動機本体、付属機器及びタンク類との接続部の各種可とう管継手に変形、損傷、漏れ等の有無の点検。また、ゴム状の可とう管継手を使用している場合は、ひび割れ等のないことの確認	6 M	[12 条点検]
	④ 温調弁及び感温部の動作温度が設定値どおりであることの確認。 なお、点検で取外したパッキンは交換	1 Y	
	⑤ 冷却水系統及び燃料系統の電磁弁の動作状況の確認	1 Y	
7. 接地抵抗	① 接地線の断線、腐食等の有無の点検	6 M	[12 条点検]
	② 接地線接続部の取付け状態（ボルト、ナットの緩み、損傷等）の確認	6 M	[12 条点検]
	③ 各種接地極の接地抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	・3.1.5 による。
8. 絶縁抵抗	次の機器、回路別に絶縁抵抗を測定し、その良否の確認 ・発電機関係 ・機器及び機側配線 ・電動機類	1 Y	・3.1.4 による。
9. 耐震措置	① ストッパー等の偏荷重、溶接部のはがれ等の有無の点検	6 M	[12 条点検]
	② 基礎ボルト等の変形、損傷及びナットの緩みの有無の点検、耐震措置が適正であることの確認	6 M	[12 条点検] ・補機附属装置類も点検・確認すること。
10. 運転機能 a. 無負荷運転	① 始動タイムスケジュール及びシーケンス（自動動作状況）を確認し、自家発電装置が自動運転待機状態にあることの確認	6 M	[12 条点検]
	② 始動前に自家発電装置の周囲温度、原動機の冷却水及び潤滑油温度の測定。ただし、ガスタービンは、冷却水の温度測定を除く。また、オイルリング付発電機の場合は、発電機の潤滑油給油口から、内部のオイルリングの作動状況の確認	6 M	

	③ 運転中、次の計器類の指示値が規定値内にあることの確認 ・電圧（定格電圧の±2.5%以内） ・周波数 ・回転速度（定格回転速度の 0～＋5%以内） ・各部温度 ・各部圧力	6 M	[12 条点検]
	④ ブラシ付発電機の場合は、運転中、発電機ブラシからのスパークの発生状況に異常がないことの確認	6 M	
	⑤ 換気装置及び換気口が自家発電装置と連動して作動する場合は、換気装置等が正常に作動することの確認	6 M	
	⑥ 運転中に異常音(不規則音)、異臭、異常振動、異常な発熱、配管等からの漏れの有無の点検	6 M	[12 条点検]
	⑦ 自動始動盤の停止スイッチ(復電と同じ状態)による停止試験の実施。ただし、自動停止ができないものは、機側手動停止装置により実施	6 M	
	⑧ ガスタービンは、停止回転低下中の回転変化が滑らかで、タービン内部にこすれ音等の異常音の有無の点検	6 M	
	⑨ 試運転終了後、スイッチ、ハンドル、バルブ等の位置が自動始動運転の待機状態にあることの確認	6 M	
b. 保護装置	① 保護装置を実動作又は模擬動作させ、遮断器の遮断、原動機停止の機能、表示及び警報が正常であることの確認	6 M	・模擬動作は、検出部を短絡、模擬信号入力又は動作設定値の一時変更などで行う。
	② 保護装置の検出部の動作を実動作又は模擬動作で試験し、動作値が設定値どおりであることの確認	1 Y	・実動作が不適当な項目については、模擬動作で行う。
c. 燃料の切替性能	デュアルフューエル発電設備にあっては、燃料油と燃料ガスの自動的な切替の確認	1 Y	
d. 実負荷運転	① 発電機の定格出力の 30%以上の負荷において、次の測定を行い、その適否の確認 ・発電機の出力、電圧、各相電流、周波数、電力量及び電機子軸受の温度 ・ディーゼル機関及びガス機関の潤滑油、冷却水、排気ガス並びに給気の圧力又は温度 ・ガスタービンの空気圧縮機の吐出圧力 ・ガスタービンのタービン入口におけるガス温度（出口の温度を測定して、入口のガス温度を算出する方法によるものを含む）及び軸受の出口における潤滑油の温度 ・原動機の回転速度 ・燃料消費量 ・振動(共通台板上の上下方向、軸方向及び軸と直角の水平方向の両振幅) ・背圧測定(ディーゼル機関及びガス機関の排気出口部)ただし、ガスタービンは、吸排気抵抗値の測定	1 Y	・実負荷運転の実施が困難な場合は、周期を最大 6 Y まで延長することができる。 ・実負荷運転は、「第 3 節 3.3.15　非常予備電源（自家発電設備）との切換試験」と併せて行うこと。 ・30%以上の負荷が確保できない場合は、火災が発生した場合において、設計上想定されている負荷を含む送電可能な範囲の最大限の負荷としてもよい。

	② 発電機室内又はキュービクル内の給気及び排気の状態を点検し、温度上昇に問題がないことの確認	1 Y	[12 条点検]
	③ 運転中に油漏れ、異臭、異常音、異常振動、異常な発熱及び排気色の異常の有無の点検	1 Y	[12 条点検]
	④ 運転中に原動機出口より、消音器、建物等の外部に至るまでの排気系統からの排気ガス漏れの有無の点検	1 Y	[12 条点検]
	⑤ 敷地境界線において騒音測定の実施	1 Y	
	⑥ 発電機停止後、電機子及び軸受の温度の測定	1 Y	
	⑦ 試験終了後、スイッチ、ハンドル、バルブ等の位置が自動始動運転の待機状態にあることの確認	1 Y	
e. 調速機	① 瞬時全負荷遮断性能は、発電機定格出力の100%の負荷において、電圧、周波数及び回転速度をそれぞれ定格値に合わせ、発電機用の遮断器を遮断して電圧、周波数及び回転速度を測定し、安定性能を確認	1 Y	・100%負荷が確保できない場合は、状況に応じて部分負荷としてもよい。
	② 瞬時負荷投入性能は、発電機用遮断器にて負荷を投入して電圧、周波数及び回転速度を測定し、安定性能を確認	1 Y	・負荷投入率は、製造者の指定値とする。
f. 予防的な保全策 （ディーゼル機関・ガス機関に限る。）	この作業項目は、「d. 実負荷運転」「e. 調速機」を実施しない場合に適用する。 ① 次の始動補助装置等の確認 ・予熱栓の断線、変形、絶縁不良等 ・点火栓の電極の消耗、プラグギャップ、カーボンの付着等 ・冷却水ヒーターの断線、過熱等 ・潤滑油プライミングポンプの作動	1 Y	
	② 必要により次の部品の交換 ・潤滑油 ・冷却水 ・燃料フィルター ・潤滑油フィルター ・冷却ファン駆動用Vベルト ・ゴムホース ・燃料、冷却水、潤滑油、給気、排気系統や外箱等に用いるシール材 ・始動用の蓄電池	特記	（参考） 消防法の点検要領では、「標準的な使用条件の下で使用した場合に安全上支障がなく使用することができる標準的な期間として設計上設定される期間（製造者が設定する推奨交換期間等）以内に交換する。」としている。
11. 予備品等	① 製造者標準の予備品がそろっていることの確認	6 M	
	② 設置時の完成図書、特に回路図が保管されていることの確認	6 M	
	③ 保守工具及び取扱説明書等が備えてあることの確認	6 M	

第５節 直流電源設備

3.5.1 共通事項

(a) 本節は、商用電源途絶時に、非常用の照明装置（電池別置型）、自家発電設備の始動装

置及び受変電設備制御へ電力を供給する直流電源装置に適用する。

(b) 12 条点検の非常用の照明装置（電源別置形）及び消防法の非常電源（自家発電設備）の蓄電池装置の点検は、本項による。

(c) 点検周期６Ｍは、原則として通電状態での点検作業とする。

(d) 点検周期１Ｙは、停電状態での点検作業とする。

3.5.2 整流装置

整流装置の作業項目及び作業内容は、表3.5.2 による。

表3.5.2 整流装置

作業項目	作業内容	周期	備考
1.外観等の状況	① 外箱の外観、計器、表示灯、スイッチ等の変形、損傷、汚れ、腐食等の有無の点検	６Ｍ	[12 条点検]
	② 各部品の汚損、損傷、温度上昇、加熱、変色、異常音、異臭等の有無の点検	６Ｍ	[12 条点検]
	③ 固定金具、据付ボルト等の変形、損傷、緩み等の有無の点検	１Ｙ	[12 条点検]
	④ 設置されている部屋の防火区画貫通部の措置の状況及び換気の状況の確認	６Ｍ	[12 条点検]
2.機能	① 次の値を測定し、その良否を確認する。 ・交流入力電圧 ・トリクル充電電圧又は浮動充電電圧 ・均等充電電圧 ・負荷電圧 ・出力電流及び負荷電流（盤面計器による）	６Ｍ	
	② 均等充電機能を有する場合は、手動により浮動又は均等充電への切替え動作の確認	６Ｍ	
	③ 開閉器及び遮断器の変形、損傷等の有無の点検。また、入力・出力負荷、警報等の状況によるＯＮ、ＯＦＦ状態の確認	６Ｍ	
	④ 過放電防止装置、減液警報装置、不足電圧継電器等の設定値及び動作の確認	１Ｙ	
	⑤ 均等充電機能を有する場合は、均等充電から浮動充電への自動切替動作の確認	６Ｍ	
	⑥ 次の機器の動作状況の確認 ・負荷電圧補償装置 ・タイマーの設定値 ・警報動作(ヒューズ断、サーマル動作、ＭＣＣＢトリップ、過不足電圧、負荷電圧異常検出、過放電防止、放電終止、減液警報等)	１Ｙ	
	⑦ 自動回復充電の動作の確認	６Ｍ	
	⑧ 実負荷により常用電源を停電状態にしたときに自動的に非常電源に切替り、常用電源を復旧したときに自動的に常用電源に切替ることの確認	１Ｙ	[12 条点検]
3.配線、端子	内部配線及び端子部の劣化並びに端子接続部の緩みの有無の点検	１Ｙ	
4.絶縁抵抗	次の箇所の絶縁抵抗を測定し、その良否の確認 ・一次主回路と大地間 ・二次主回路と大地間 ・一次、二次相互間	１Ｙ	・3.1.4 による。
5.接地抵抗	接地抵抗を測定し、その良否の確認	１Ｙ	・3.1.5 による。

3.5.3 蓄電池

蓄電池の作業項目及び作業内容は、表3.5.3 による。

表3.5.3 蓄電池

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 外観等の状況	① 全セルについて電槽、ふた、各種栓体、パッキン等に変形、損傷、き裂及び漏液の有無の点検。 なお、触媒栓式シール形蓄電池は、触媒栓の交換時期の確認。また、据置鉛蓄電池（制御弁式）は、蓄電池の交換時期の確認	6 M	[12 条点検]
	② 封口部のはがれ、亀裂等の有無の点検	6 M	
	③ 全セルについて、電解液量の確認また、減液警報用電極の断線、腐食、変形等の有無の点検	6 M	[12 条点検]
	④ 架台及び外箱の変形、損傷、腐食等の有無の点検	6 M	[12 条点検]
	⑤ 蓄電池又はキュービクルの転倒防止枠、緩衝材、アンカーボルト等の変形及び損傷の有無の点検	1 Y	[12 条点検]
	⑥ 蓄電池端子と配線及び全セルの蓄電池間の接続部の発熱、焼損及び腐食の有無の点検	1 Y	
	⑦ 設置されている部屋の防火区画貫通部の措置の状況及び換気の状況の確認	6 M	[12 条点検]
2. 機能	① 浮動充電中の全セルの電圧及び蓄電池総電圧を測定し、その良否の確認	6 M	
	② 浮動充電中の電解液比重及び温度測定を次により行い、その良否の確認		
	・据置鉛蓄電池は全セル（据置鉛蓄電池（制御弁式）及び小形制御弁式鉛蓄電池は電解液比重測定を除く。）について実施	6 M	
	・アルカリ蓄電池はパイロットセルのみについて実施	1 Y	
	③ 上記項目のセル電圧、電解液比重の点検結果が不良と判定された場合、均等充電が実施されていることの確認。実施されていない場合は点検終了後に均等充電（据置鉛蓄電池（制御弁式）及び小形制御弁式鉛蓄電池を除く。）を実施	6 M	

第６節 交流無停電電源設備

3.6.1 共通事項

(a) 本項は、ネットワークのサーバや中央監視制御装置等の非常用予備電源として使用されるものに適用し、防災負荷の非常用予備電源として使用されるものには適用しない。

(b) 交流無停電電源装置は定格出力容量200kVA 以下のものとし、次の事項の確認又は作業を行う。

(1) 停電作業範囲の明確化、停電時間、停電操作及び充電露出部に対する安全処置並びに施錠及び標識の設置の確認を行う。

(2) 当該設備について機器操作の範囲及び分担の明確化を図り、災害、事故発生時の緊急連絡及び処置体制を整えるものとする。

(3) 点検作業は、原則として全停電作業とし、バイパス回路等がある場合は切替えて作業を行うものとする。

(c) 簡易形は、製造者の標準仕様で製造された定格出力容量10kVA 以下ものとする。

3.6.2 交流無停電電源装置（ＵＰＳ）（簡易形を除く）

交流無停電電源装置（ＵＰＳ）（簡易形を除く）の作業項目及び作業内容は、表3.6.2 による。

表3.6.2 交流無停電電源装置（ＵＰＳ）（簡易形を除く）

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 外箱・機器等の外観状況	① 固定金具、据付ボルト等の変形、損傷及び緩みの有無の点検	1Y	
	② 抵抗器の変色及び変形の有無の点検	1Y	
	③ コンデンサの変色、変形、液漏れ及び防爆弁の異常の有無の点検	1Y	
	④ 半導体スタック類の接点荒れ及びコイル変色の有無の点検	1Y	
	⑤ 継電器、接触器の接点荒れ及びコイル変色の有無の点検	1Y	
	⑥ プリント基板の部品変色及び汚損の有無の点検	1Y	
	⑦ ヒューズの熱変色の有無の点検	1Y	
	⑧ 冷却ファンの熱による変色の有無の点検	1Y	
	⑨ トランス及びリアクトルの過熱及び変色の有無の点検	1Y	
2. 機能	① 容量 100kVA 以上の場合は、主回路に使用している半導体素子の素子漏れ電流測定及びゲート特性試験を実施、その良否の確認	1Y	・サイリスタ方式に限る。
	② ゲート回路を単独運転させ各電源電圧を測定し、規定値内であることの確認	1Y	・サイリスタ方式に限る。
	③ ゲート回路の運転又は停止中において、次の測定を行い、その良否の確認 ・発振器周波数の確認(主発振器、キャリアパス) ・電圧制御リミットの測定 ・各部動作表示の確認 ・主回路素子のゲート波形(電圧)の確認	1Y	・サイリスタ方式に限る。
	④ 運転・停止、出力切替試験、故障シーケンスの動作確認(展開接続図に基づいて)、表示警報等が正常であることの確認	1Y	
	⑤ 保護回路の各種保護継電器の設定値に対する動作値を測定し、許容値以内であることの確認	1Y	
	⑥ 次により無負荷運転試験(展開接続図に基づいて)を実施 ・主回路各部の波形をシンクロスコープ等により測定し、異常がないことの確認 ・電圧、電流等を各指示計器又はシンクロスコープ等により測定し、規定値以内であることの確認 ・運転中、主回路機器の異常音、異臭等の有無の点検	1Y	

3. 配線、端子	内部配線、端子部の変色、劣化及び緩みの有無の点検	１Ｙ	
4. 絶縁抵抗	次の箇所の絶縁抵抗を測定し、その良否の確認 ・交流入力回路と大地間 ・インバータ主回路と大地間 ・出力回路と他回路大地間	１Ｙ	・3.1.4 による。
5. 接地抵抗	接地抵抗を測定し、その良否の確認	１Ｙ	・3.1.5 による。
6. 蓄電池	3.5.3「蓄電池」による。	１Ｙ	周期は１Ｙとする。

3.6.3 交流無停電電源装置（ＵＰＳ）（簡易形）

交流無停電電源装置（ＵＰＳ）（簡易形）の作業項目及び作業内容は、表3.6.3 による。

表3.6.3 交流無停電電源装置（ＵＰＳ）（簡易形）

作業項目	作業内容	周期	備考
交流無停電電源装置（ＵＰＳ）（簡易形）	① 装置の過熱、ほこり等の付着の状態の確認	１Ｙ	
	② キャビネットの変形、損傷、変色等の有無の点検	１Ｙ	
	③ 異常音、異臭等の有無の点検	１Ｙ	
	④ 支持ボルト等の緩みの有無の点検	１Ｙ	
	⑤ パネル表示、操作部等の操作及び表示機能の確認	１Ｙ	
	⑥ 電源電圧（入力電圧・出力電圧）の確認	１Ｙ	
	⑦ 交流入力電源を停電させ、蓄電池運転への切替え、復電時の切替え、交流直送回路への切替え等の点検	１Ｙ	
	⑧ 蓄電池について、変形、損傷、亀裂、液漏れ等の有無の点検	１Ｙ	

第７節 太陽光発電設備

3.7.1 太陽光発電装置

(a) 本項は、電灯・動力設備等の負荷に電力を供給する小規模発電設備の太陽光発電設備で、受変電設備と接続されるものに適用する。ただし、陸屋根等に架台を設け設置され、出力10kW以上のものに限る。

(b) 太陽光発電装置の作業項目及び作業内容は、表3.7.1 による。

表3.7.1 太陽光発電装置

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 太陽電池アレイ			
a. 太陽電池モジュール	① 表面、裏面の汚損、損傷等の有無の点検	１Ｙ	
	② 端子箱の損傷、変形等の有無の点検	１Ｙ	
	③ フレームの汚損、さび、腐食、損傷、変形等の有無の点検	１Ｙ	
	④ 太陽電池セルのスネイルトレイルの有無の点検	１Ｙ	

b. コネクタ、ケーブル、電線管	① コネクタの外れ、損傷、変形の有無の点検	1Y	
	② ケーブルの損傷、変形、汚れ、腐食等の有無の点検	1Y	
	③ 電線管の損傷、変形、汚損、腐食の有無の点検	1Y	
c. 接地線	腐食、断線、外れ、接続部の緩みの有無の点検	1Y	
d. 架台	① 固定金具、据付ボルト等の変形、損傷及び緩みの有無の点検	1Y	
	② 架台の変形、損傷、さび、腐食等の有無の点検	1Y	
	③ 基礎のひび割れ、損傷等の有無の点検	1Y	
2. 接続箱・集電箱			ＰＣＳ内蔵型の接続箱・集電箱を含む。
a. 本体	① 外箱の汚損、さび、腐食、損傷、変形の有無の点検	1Y	
	② 固定ボルト等の緩みの有無の点検	1Y	
	③ 扉の開閉、施錠に異常がないことの確認	1Y	
	④ 箱内部の雨水、虫類、小動物の侵入の痕跡の有無及び汚損、さび、腐食、損傷、破損、変形の有無の点検	1Y	
	⑤ 点検上、使用上障害となる不要物が置かれていないことの確認	1Y	
	⑥ 配線、電線管のきず、汚損、腐食等の有無の点検及び固定状況の確認	1Y	
	⑦ パッキン、コーキングなどの防水処理に異常がないことの確認	1Y	
b. 端子台、内部機器（ヒューズ、逆流防止ダイオード、断路器、開閉器、避雷器）	① 端子台、内部機器の電線接続部の緩み、外れの有無の点検	1Y	
	② ヒューズが設けられている場合、破損、溶断の有無の点検	1Y	
	③ 逆流防止ダイオードのオープン、ショート故障等の異常の有無の点検	1Y	
	④ 断路器、 開閉器を開閉操作し、確実に操作ができることの確認	1Y	
	⑤ 避雷器（サージアブソーバ、ＳＰＤ、バリスタなど）が設けられている場合、損傷、変色、動作表示の確認	1Y	
c. 接地線	腐食、断線、外れ、接続部の緩みの有無の点検	1Y	
d. 開放電圧測定	原則として、ストリングごとに開放電圧を測定し、その良否の確認	1Y	困難な場合は、測定可能な最小単位ごととしてよい。
3. 交流集電箱、開閉器箱	第２節　3.2.2「分電盤・開閉器箱・照明制御盤」の当該事項による。	1Y	

4. パワーコンディショナ（ＰＣＳ）			ＰＣＳは、インバータ及び・系統連携保護装置等から構成される。
a. 本体	① 外箱の汚損、さび、腐食、損傷、変形の有無の点検	１Ｙ	
	② 本体の取付状況（支持ボルトの緩み）の確認	１Ｙ	
	③ 配線、電線管のきず、汚損、腐食等の有無の点検及び固定状況の確認	１Ｙ	
	④ 屋外用の場合、パッキン、コーキングなどの防水処理に異常がないことの確認	１Ｙ	
	⑤ 運転時の異常音、異常振動、異臭、過熱等の有無の点検	１Ｙ	
	⑥ 箱内部の雨水、虫類、小動物の侵入の痕跡の有無及び汚損、さび、腐食、損傷、変形の有無の点検	１Ｙ	
	⑦ 点検上及び使用上障害となる不要物が置かれていないことの確認	１Ｙ	
	⑧ 総発電量をシミュレーション値と比較し、著しく少なくないことの確認	１Ｙ	
	⑨ 運転、停止、発電電力、発電電力量等の表示を確認し、動作が正常であることの確認	１Ｙ	
	⑩ 表示部に発電異常、エラーメッセージ等の異常表示が無いことの確認	１Ｙ	
	⑪ 投入阻止タイマーの設定が、正しく設定されていることの確認	１Ｙ	
	⑫ 換気フィルター、通気孔の詰まりの有無の点検	１Ｙ	
b. 端子台、内部機器	① 端子台、内部機器の接続部の緩みの有無の点検	１Ｙ	
	② 避雷器（サージアブソーバ、ＳＰＤ、バリスタ等）が設けられている場合、損傷、変色、動作表示の確認	１Ｙ	
c. 直流電源設備、交流無停電電源設備	第５節　「直流電源設備」、第６節「交流無停電電源設備」の当該事項による。	１Ｙ	
d. 絶縁抵抗	次の回路の絶縁抵抗を測定し、その良否の確認 ・パワーコンディショナ入力端子－接地間 ・パワーコンディショナ出力端子－接地間	１Ｙ	3.1.4 による。
e. 接地抵抗	接地抵抗を測定し、その良否の確認	１Ｙ	3.1.5 による。
f. 交流電圧（送電電圧）	交流電圧（送電電圧）を測定し、その良否の確認	１Ｙ	
g. 直流地絡検出装置	設けられている場合は、機能の確認	１Ｙ	
h. 運転、停止	① 停止中に運転スイッチ“入（運転）”で連系運転することの確認	１Ｙ	

	② 運転中に運転スイッチ“切（停止）”で瞬時に停止することの確認	1Y	
i. 停電時の動作確認及び投入阻止時限タイマー動作試験	商用電源側の開閉器（受変電設備の開閉器等）を遮断したとき、瞬時に停止することの確認。また、復電したとき、規定時間後に自動復帰することの確認	1Y	
j. 自立運転機能試験	自立運転に切換えたとき所定の電圧が専用端子（コンセント等）から出力されることの確認	1Y	機能が設けられている場合に限る。
5. データ収集装置			
a. 本体	① 汚損、さび、腐食、損傷、変形の有無の点検	1Y	
	② 運転時の異常音、異常振動、異臭、過熱等の有無の点検	1Y	
	③ 運転履歴（発電状態、通信状態、エラー履歴等）より、正常に動作していることの確認	1Y	
	④ 内蔵時計を備えている場合、時計の時刻が正しいことの確認	1Y	
	⑤ 装置内部の雨水、虫類、小動物の侵入の痕跡の有無及び汚損、さび、腐食、損傷、変形の有無の点検	1Y	
b. 通信線	断線、接続端子部からの外れの有無の点検	1Y	
6. 表示装置	① 汚損、さび、腐食、損傷、変形の有無の点検	1Y	
	② 取付け状況（支持ボルトの緩み）の確認	1Y	
	③ 異常音、異常振動、異臭等の有無の点検	1Y	
	④ 発電電力、発電電力量等の表示内容を確認し、異常のないことの確認	1Y	
7. センサー類（日射計、気温計等）	① 汚損、さび、腐食、損傷、変形の有無の点検	1Y	
	② 定期校正をする。	適宜	校正は、特記による

第９節 通信・情報設備

3.9.3 拡声装置

(a) 消防法の適用を受ける放送設備は、第6 章「防災設備」による。

(b) 拡声装置の作業項目及び作業内容は、表3.9.3 による。

表3.9.3 拡声装置

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 増幅器・操作装置・遠隔操作器	① 据付け状態、汚れ及び著しい損傷の有無の点検 ② 表示装置、ランプ等をテストボタン等により点灯確認	1 Y 1 Y	
2. マイクロホン	損傷及びコードの接続状態の確認	1 Y	
3. スピーカ	① 据付け状態、汚れ及び損傷の有無の点検 ② 固定金具、支持ボルト等の変形、損傷、緩み等の有無の点検	1 Y 1 Y	
4. 通信用ＳＰＤ	変色、損傷及び表示の確認。ただし、表示は表示機能がある場合に限る。	1 Y	
5. 性能試験	音量、明瞭度等の確認	1 Y	

3.9.4 誘導支援装置（音声誘導装置、インターホン装置、トイレ等呼出装置）

誘導支援装置の作業項目及び作業内容は、表3.9.4 による。

表3.9.4 誘導支援装置

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 音声誘導装置			
a. レシーバー	① 動作状態の良否の確認	1 Y	
	② 音質、音量等の異常の有無の点検	1 Y	
b. 発信機	① 発信状態の異常の有無の点検	1 Y	
	② 発信機表面の汚れ及び損傷の有無の点検	1 Y	
c. スピーカ	① 取付け状態及び損傷の有無の点検	1 Y	
	② 固定金具、支持ボルト等の変形、損傷、緩み等の有無の点検	1 Y	
	③ 音質、音量等の異常の有無の点検	1 Y	
d. 磁気センサー	動作状態の良否の確認	1 Y	
e. 制御装置	① 各操作スイッチ、表示装置等の動作及び表示灯類の点灯の有無の点検	1 Y	
	② 取付け状態、汚れ及び著しい損傷の有無の点検	1 Y	
2. インターホン装置	① 機器の取付け状態の良否及び汚損、損傷等の有無の点検	1 Y	
	② 画像・画質、音量、明瞭度、雑音等の有無の点検	1 Y	
3. トイレ等呼出装置	① 機器の取付け状態の良否及び汚損、損傷等の有無の点検	1 Y	
	② 動作状態の良否の確認	1 Y	

3.9.6 時刻表示装置（電気時計装置）

時刻表示装置（電気時計装置）の作業項目及び作業内容は、表3.9.6(B)による。

表3.9.6(B) 時刻表示装置（電気時計装置）

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 親時計	① 据付け状態、汚れ及び著しい損傷の有無の点検	1 Y	
	② 親時計の各種接点、機構部分、モーター、各スイッチ等の動作機能を確認し、正確な時刻への修正の実施	1 Y	
	③ 電源部の充電状態、電解液面及び規定電圧の調整	1 Y	
	④ 時報器、チャイム、タイマー等の設定時間、動作機能（自動、手動、起動、停止）及び親時計部との時間同調の確認	1 Y	
2. 子時計	① 親時計との指示誤差等の調整	1 Y	
	② 取付け状態、汚れ及び著しい損傷の有無の点検	1 Y	

3.9.9 監視カメラ装置

(a) 本項は、一般建築物に使用される監視カメラ装置に適用する。

(b) 監視カメラ装置の作業項目及び作業内容は、表3.9.9 による。

表3.9.9 監視カメラ装置

作業項目	作業内容	周 期	備考
1. 固定式カメラ（ネットワークカメラを含む）	① フォーカスが適正であることの確認	1 Y	
	② カラー用は、オートホワイトバランス動作を確認。マニュアル設定の場合は現場の照明に合せた適切な色温度が設定されていることの確認	1 Y	
	③ 監視対象の映像が白つぶれとなっていないことの確認	1 Y	
	④ ケーブルの破損及び接栓の緩みの有無並びにネジの締付け状態等の確認	1 Y	
	⑤ 監視に障害となる焼付き、白点、黒点等がないことの確認	1 Y	
	⑥ 支持金物・支柱、落下防止ワイヤー、建物側の取付け部にぐらつき、傾き及び著しいさび、腐食の有無並びにネジの緩みや紛失がないかの確認	1 Y	
	⑦ 内蔵時計を備えている場合、時計の時刻が正しいことの確認	1 Y	
	⑧ ネットワークカメラへのログインＩＤ／パスワードが定期的に変更されていることの確認	1 Y	
2. レンズ（固定焦点・バリフォーカル・手動ズーム・電動ズーム	① 各レンズ固有の機能が正常に動作することの確認	1 Y	
	② レンズ締付け及びロックが確実になされていることの確認	1 Y	
	③ レンズ面に汚れがないことの確認	1 Y	
3. ハウジング（屋内形・屋外形）	① 前面ガラスの汚れ、結露、破損及びケースの取付けボルトの緩みの有無の点検	1 Y	
	② ケースの腐食、水漏れ及び配線の異常がないことの確認	1 Y	

	③ ワイパー、デフロスタ及びヒーターの機能動作の確認	1Y
	④ 空冷ファンの作動状況（異常音、異常発熱、通風孔の閉塞）の良否の確認	1Y
	⑤ 支持金物・支柱、取付け部にぐらつき、傾き及び著しいさび、腐食の有無の点検	1Y
4. モニタ装置（カラー・白黒）	① 解像度の低下、ノイズ及び画面歪のないことの確認	1Y
	② 明るさ、コントラスト、色の濃さ及び色あいが正確に調整できることの確認	1Y
	③ カラー用は、コンバージェンスのズレ、ホワイトバランス及びブラックバランスの確認	1Y
	④ ケーブルの破損及び接栓の緩みの有無並びにネジの締付け状態等の確認	1Y
	⑤ 画面の明るさ、コントラスト等の確認	1Y
5. デジタルビデオレコーダー	① 操作が表示通りできることの確認	1Y
	② 映像及び音声が正常に記録・再生ができることの確認	1Y
	③ バックアップする機能を持つものについては、正常にバックアップ及び再生ができることの確認	1Y
	④ 給排気口にほこり等が詰まっていないか、確認及び清掃の実施	1Y
	⑤ 冷却ファン、デジタル記憶媒体より異常音がしないことの確認。デジタル記憶媒体が推奨交換時間に達していないかの確認	1Y
	⑥ ケーブルの破損及び接栓の緩みの有無並びにネジの締付け状態等の確認	1Y
	⑦ 内蔵時計の時刻が正しいことの確認	1Y
	⑧ デジタルビデオレコーダーへのログインＩＤ／パスワードが定期的に変更されていることの確認	1Y
6. 電動雲台	① 動作、回転範囲が正常であり、動作中に異常音がしないことの確認	1Y
	② 自動首振りすることの確認	1Y
	③ ケーブルの破損及び接栓の緩みの有無並びにネジの締付け状態等の確認	1Y
	④ 支持金物・支柱、取付け部にぐらつき、傾き及び著しいさび、腐食の有無の確認	1Y
7. リモート操作器	① スイッチ操作が表示通り動作することの確認	1Y
	② カメラ、ワイパー等の電源スイッチが確実に動作することの確認	1Y
	③ カメラ選択釦の切換えにより、各制御ができることの確認	1Y
	④ 各種スイッチ、つまみ、押釦類の破損・欠損の有無の点検	1Y
	⑤ ケーブルの破損及び接栓の緩みの有無並びにネジの締付け状態等の確認	1Y

8. レンズ・電動雲台一体型カメラ	1.「固定式カメラ」によるほか、次による。	1 Y
	① 動作及び回転範囲が正常であり、動作中に異常音がしないことの確認	1 Y
	② プリセット機能があるものは、プリセット位置に正しく移動することの確認	1 Y
	③ 回転動作中に画面にノイズが発生しないことの確認	1 Y
	④ カバーの汚れ、傷等を確認し、清掃の実施	1 Y
	⑤ 屋外用は、ケースの腐食及び水漏れの有無の点検	1 Y
	⑥ ファン・ヒーターが設置されている場合は、その動作状況の確認	1 Y
	⑦ ケーブルの破損及び接栓の緩みの有無並びにネジの締付け状態等の確認	1 Y
	⑧ 取付け状態の良否（取付けネジの緩みや取付金具、建物側の取付け部にさびや腐食が発生していないか）の確認	1 Y
9. エンコーダ	① エンコーダに接続されたカメラの映像が正常に表示されることの確認	1 Y
	② ケーブルの破損及び接栓の緩みの有無並びにネジの締付け状態等の確認	1 Y
10. デコーダ	① デコーダを介して、カメラの映像が正常に表示されることの確認	1 Y
	② ケーブルの破損及び接栓の緩みの有無並びにネジの締付け状態等の確認	1 Y
11. 録画サーバ	① 操作が表示通りできることの確認	1 Y
	② 映像及び音声が正常に記録・再生できることの確認	1 Y
	③ 機器外観、排気口の汚れ及びほこりの有無の点検	1 Y
	④ 冷却ファン、デジタル記憶媒体より異常音がしないことの確認。また、デジタル記憶媒体が推奨交換時期に達していないかの確認	1 Y
	⑤ ケーブルの破損及び接栓の緩みの有無並びにネジの締付け状態等の確認	1 Y
	⑥ 時計の時刻が正しいことの確認	1 Y
12. 監視操作部	ネットワークカメラシステムで、監視操作部を有する場合は、次による。	
	① 映像選択、カメラ及び機器の制御が表示通りにできることの確認	1 Y
	② 映像及び音声が正常に表示・再生ができることの確認	1 Y
	③ 画面の明るさ、コントラスト、色の濃さ及び色あい等の確認	1 Y
	④ 給排気口の詰まりの有無の点検	1 Y
	⑤ 冷却ファン、デジタル記憶媒体の異常音の有無の点検	1 Y
	⑥ ケーブルの破損及び接栓の緩みの有無並びにネジの締付け状態等の確認	1 Y
	⑦ 時計の時刻が正しいことの確認	1 Y

	⑧ 専用ソフトウェアのログインＩＤ／パスワードが定期的に変更されていることの確認	１Ｙ	
13. 通信用ＳＰＤ	変色、損傷及び表示の確認。ただし、表示は表示機能がある場合に限る。	１Ｙ	

第10 節 外灯

3. 10. 1 外灯

外灯の作業項目及び作業内容は、表3. 10. 1 による。

表3. 10. 1 外灯

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 灯具	① グローブを取外し、灯具の変形、破損及び腐食の有無の点検	１Ｙ	光源の交換ができ、内部の点検ができるものに限る。
	② ＨＩＤ灯等の安定器、ＬＥＤ灯の制御装置の収納部の浸水又はその痕跡の有無の点検	１Ｙ	
2. 支持柱	① ポール内蔵の配線用遮断器等及び配線の接続の良否の確認	１Ｙ	
	② 沈下、傾斜、倒壊の危険等の有無の点検	１Ｙ	
	③ 変形、破損及び腐食の有無の点検	１Ｙ	
	④ アンカーボルトの緩み、腐食等の有無及びアンカーボルト周囲のシール材の剥離、欠落等の有無の点検	１Ｙ	
3. 太陽電池、蓄電池	① パネルの表面及び裏面の著しい汚れ、きず、破損、落葉等の有無の点検	１Ｙ	・本項は、太陽電池により充電された内蔵蓄電池により、日没後点灯するものに適用する。
	② パネル、蓄電池ボックスの支持ボルトの緩み、腐食等の有無の確認	１Ｙ	
	③ 蓄電池ボックス等の変形、破損及び腐食の有無の確認及び内部機器の固定状態の点検	１Ｙ	・蓄電池をポール内や太陽電池下部などに設置しているものにあっては、蓄電池ボックスに係る作業内容を適用しない。
	④ 蓄電池ボックス内の浸水又はその痕跡の有無の点検	１Ｙ	
	⑤ 蓄電池、コントローラー等の固定状態の点検	１Ｙ	
	⑥ 蓄電池の損傷、液漏れ、汚損等の有無の点検	１Ｙ	
	⑦ 配線接続部の外れ、緩みの有無の点検	１Ｙ	
	⑧ 強制点灯できる場合は、強制点灯し点灯状態の確認	１Ｙ	
	⑨ 動作表示ＬＥＤ等が設けられている場合は、点灯状態を確認し、異常がないことの確認	１Ｙ	
	⑩ 設定時間通りに照明器具が点灯しているかの確認	１Ｙ	施設管理担当者等に対するヒアリングによる。

4. 絶縁抵抗	絶縁抵抗を測定し、その良否の確認 なお、太陽電池、蓄電池の回路電圧が 30V 以下の場合、この回路の絶縁抵抗は測定しなくてもよい。	1 Y	・3.1.4 による。

第12 節 雷保護設備

3.12.1 雷保護

(a) 本項は、建築基準法に規定する避雷設備及びこれに類する避雷設備に適用する。

(b) 雷保護の作業項目及び作業内容は、表3.12.1 による。

表3.12.1 雷保護

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 受雷部	取付け状態及び避雷導線との接続状態の確認	1 Y	[12 条点検]
2. 避雷導線等	避雷導線等の損傷、断線及び接続不良の有無の点検	1 Y	[12 条点検]
3. 支持管	① 支持金物の腐食及び緩みの有無の点検 ② 支持ボルト周囲のシール材の剥離、欠落等の有無の点検	1 Y 1 Y	[12 条点検]
4. 端子箱	① 端子台の取付け及び接続端子相互の緩み等の確認 ② 箱の腐食の有無の点検	1 Y 1 Y	
5. 接地極	① 接地抵抗を測定し、その良否の確認 ② 接地極位置等の表示の有無の確認	1 Y 1 Y	・適用規格が JIS A 4201:1992 に該当するものに限る。

第13 節 構内配電線路･構内通信線路

3.13.1 構内配電線路・構内通信線路

構内配電線路及び構内通信線路の作業項目及び作業内容は、表3.13.1 による。

なお、構内に設けられる高圧負荷開閉器、地絡保護装置（継電装置）、避雷器の作業項目及び作業内容は「第３節 受変電設備」による。

表3.13.1 構内配電線路・構内通信線路

作業項目	作業内容	周期	備考
1. ハンドホール・マンホール等	① 亀裂、損傷及び沈下の有無の点検 ② 周辺地盤の沈下の有無の点検 ③ 蓋及び金物の取付け状態の良否の確認 ④ さび、腐食等の劣化の有無の点検 ⑤ 浸水の有無の点検	1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y	

2. 電柱	① 沈下、傾斜、倒壊の危険等の有無の点検	1 Y	
	② 電柱、支持材等の損傷及び腐食の有無の点検	1 Y	
	③ 立上りケーブル保護材の変形、損傷、腐食等の有無の点検	1 Y	
	④ 接地線の損傷、断線等の有無の点検	1 Y	
	⑤ 接地抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	・3.1.5 による。
3. 架線	① 架空電線の損傷の有無の点検	1 Y	
	② 架空電線の張力（たわみ）の状況の確認	1 Y	
	③ 接続箇所の損傷及び劣化の有無の点検	1 Y	
	④ 架空電線と工作物又は樹木等の接近状態の点検	1 Y	
	⑤ ちょう架用線との取付け状態の点検	1 Y	
	⑥ 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認。ただし、構内配電線路に限る。	1 Y	・3.1.4 による。
4. 地中線	① ハンドホール及びマンホール内は、次の点検を行う。 ・ケーブル、接地線及び支持金物の損傷、劣化等の有無の点検 ・高圧・低圧ケーブル及び弱電流ケーブルとの離隔距離等の状態の確認 ・ケーブルの立上り部分の損傷及び劣化の有無 ・ケーブルの用途、行先等の名札の取付け状態の確認	1 Y	
	② 埋設標の設置状態の確認	1 Y	
	③ 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認。ただし、構内配電線路に限る。	1 Y	・3.1.4 による。

第４章 機械設備

第１節 一般事項

4.1.1 適用

本章は、建築物等の機械設備の点検・保守に関する業務に適用する。

4.1.2 用語の定義

本章において用いる用語の定義は、次による。

(1)「シーズンイン点検」とは、冷房又は暖房等の開始前に、設備をシーズン中に連続使用することに支障のないことを確認するために行う自主点検のことをいい、建築基準法第8条及び官公法第11 条に基づいて、建築設備を適正な状態に維持することを目的とする。

(2)「シーズンオン点検」とは、冷房又は暖房等の期間中に、設備をシーズン中に継続使用することに支障のないことを確認するために行う自主点検のことをいい、建築基準法第8条及び官公法第11 条に基づいて、建築設備を適正な状態に維持することを目的とする。

(3)「シーズンオフ点検」とは、冷房又は暖房等の終了後に、設備をシーズン中に連続使用したことによる劣化の有無等を確認するために行う自主点検のことをいい、建築基準法

第8条及び官公法第11 条に基づいて、建築設備を適正な状態に維持することを目的とする。

4.1.3 点検時期の表記

点検時期の表記は、次による。

(1)「IN」は、シーズンイン点検を示す。

(2)「ON」は、シーズンオン点検を示す。

(3)「OFF」は、シーズンオフ点検を示す。

4.1.4 フロン類の取扱い

フロン類を使用している機器類は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号。以下「フロン排出抑制法」という。）及び特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）を遵守し適切に取扱い、漏えい防止に努めるものとする。

第２節 温熱源機器

4.2.1 鋳鉄製ボイラー等

(a) 労働安全衛生法に基づく定期自主検査及び人事院規則に基づく定期検査は、本項の仕様により実施する。

(b) 労働安全衛生法に基づく性能検査及び人事院規則に基づく性能検査は、特記による。

なお、登録性能検査機関等による性能検査に立ち会うものとし、申請料の負担は特記による。

(c) 本項に規定する鋳鉄製ボイラー等は、鋳鉄製のボイラー、小型ボイラー及び簡易ボイラーとし、鋳鉄製ボイラーは、労働安全衛生法施行令（昭和47 年政令第318 号）第１条第三号に規定するボイラー及び同条第四号に規定する小型ボイラーに該当するものをいう。

また、簡易ボイラーは、同法施行令第13 条第３項第二十五号に規定するものをいう。

いずれも、燃料として重油、灯油又はガスを使用するものに適用する。

(d) 鋳鉄製ボイラー等に附属する燃焼装置、制御装置等の点検・保守は、消防法、消防法に基づく地方公共団体の条例、危険物の規制に関する政令（昭和34 年政令第306 号）、危険物の規制に関する規則（昭和34 年総理府令第55 号）、ガス事業法（昭和29 年法律第51 号）、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42 年法律第149号）、「ボイラーの低水位による事故の防止に関する技術上の指針」（昭和51 年8 月6日労働省公示第7 号）、「ボイラーの遠隔制御基準等について」（平成15 年3 月31 日基発0331001 号）等の関係法令を遵守し適切に実施する。

(e) 鋳鉄製ボイラー等に附属する 給水ポンプ、オイルポンプ又は送風機の点検・保守は、4.4.7「ポンプ」又は4.4.8「送風機」による。

(f) 鋳鉄製ボイラー等の作業項目及び作業内容は、表4.2.1 による。

(g) 点検時期及び回数は、次による。

(1) シーズンイン点検：運転期間開始前又は法定性能検査前に年１回（ボイラーに限る。）

(2) シーズンオン点検：運転期間中に毎月１回（ボイラーに限る。）

：運転期間中の適切な時期に年１回（小型ボイラー及び簡易ボイラー）

表4.2.1 鋳鉄製のボイラー・小型ボイラー・簡易ボイラー

作業項目	作業内容	点検時期	備考
1. 基礎・固定部	① 亀裂、沈下等の異常の有無の点検	IN	
	② ボルトの緩みの有無の点検	IN	
	③ 取付状態の点検	ON	
2. 外観の状況			
a. 本体	① 腐食、損傷等の有無の点検	IN, ON	
	② すす等の付着の有無の点検	ON	
b. 保温材	脱落、損傷等の有無の点検	IN, ON	
3. 内部の状況			
a. 本体内部（セクション・燃焼室）	① 水漏れ、過熱、割れ、焼損等の有無の点検	IN	
	② 焚口、掃除口等を開放し、燃焼室側のすす、カーボン等の付着物を除去し、水圧試験の実施	IN	
	③ 外部への燃焼ガス漏れの有無の点検	IN	
	④ 内部水側のスケール、スラッジ、酸化物等の付着及びさびの有無の点検	IN	
	⑤ 外部燃焼室側のすす、カーボン等の付着物の有無の点検	IN	
	⑥ 耐火材のき裂及び脱落の有無の点検	IN	
	⑦ 覗き窓、焚口等から燃焼異常、変形、腐食、損傷、すすの付着等並びに蒸気又は水の漏れの有無の点検	ON	
	⑧ 各管取付け部、弁等の損傷、腐食、ボルトの緩み及び蒸気又は水の漏れの有無の点検	ON	
b. 煙道・煙突	① 排ガス漏れ、過熱及び変色の異常、腐食並びに割れの有無の点検	IN, ON	
	② すす、灰及び水溜りの有無の点検	IN	
4. 附属品			
a. 安全弁・逃し弁	① 分解のうえ清掃	IN	
	② 弁及び弁座の損傷の有無の点検	IN	
	③ 各部品を清掃し、損傷及び劣化の有無の点検	IN	
	④ 組み立て後、原則として吹出しテストの実施	IN	
	⑤ 取付けボルトの緩みの点検	ON	
	⑥ 漏れの有無の点検	ON	
	⑦ テストレバーのあるものは、作動テストの実施	ON	
b. 排気管・ドレン管	詰まり、腐食、損傷等の有無の点検	IN, ON	
c. 逃し管	① 詰まり、腐食、損傷等の有無の点検	IN, ON	
	② 保温材の脱落、損傷等の有無の点検	IN, ON	
d. 水面計	① 分解のうえ清掃	IN	
	② 弁又はコックの目詰まり、漏れ、腐食、損傷等の有無の点検	IN, ON	
	③ 弁又はコックの開閉の良否の点検	IN, ON	
	④ ガラス管の汚れ及び亀裂の有無の点検	IN, ON	

e. 圧力計・水高計・温度計	① 指針が大気圧下でゼロ点を指示することの確認	IN
	② 汚れ及び損傷の有無の点検	IN, ON
	③ 導圧口、導圧管、サイホン管、コック等の詰まりの有無の点検	IN
	④ 温度計の感温部の腐食及び損傷の有無の点検	IN
	⑤ 正常値を指示していることの確認	ON
	⑥ 取付け部等の漏れの有無の確認	ON
5. バーナー	① ノズルの焼損、変形、汚れ及び詰まりの有無の点検	IN, ON
	② 点火栓の焼損、変形及び汚れの有無並びに電極間の寸法及び位置の適否の点検	IN, ON
	③ ディフューザーの焼損、変形及び汚れの有無の点検	IN, ON
	④ 燃料管の詰まり及び燃料漏れの有無の点検	IN, ON
	⑤ 前板の焼損、汚れ及び取付けボルトの緩みの有無の点検	IN, ON
	⑥ タイルの焼損、変形及び汚れの有無の点検	IN, ON
	⑦ 空気ダンパーの汚れ、損傷等の有無及び作動の良否の点検	IN, ON
6. 自動制御装置		
a. 操作盤	① 盤内機器の取付け状態の良否及び汚れ、過熱、さび等の有無の点検	IN, ON
	② 押ボタン、切換及びスナップスイッチの作動の良否の点検	IN
	③ 表示灯の点灯及び警報器の発鳴の作動の良否の点検	IN, ON
	④ 端子の変色、さび及び汚れの有無の点検	ON
	⑤ 運転時の盤内部の温度の適否及び結露の有無の点検	ON
	⑥ 動力回路の絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	ON
b. 点火電極・絶縁碍子	① 焼損、変形及び汚れの有無の点検	IN, ON
	② 放電の良否の点検	IN, ON
	③ 配線の絶縁の良否及び接続部の緩みの有無の点検	IN, ON
c. 蒸気圧力制限器	① 導圧管の詰まり及びベローズの亀裂の有無の点検	IN, ON
	② レバーの曲り、配線の緩み及び短絡の有無の点検	IN, ON
d. 温水温度制限器	① 感温部のスケール等の付着及び損傷の有無の点検	IN, ON
	② 膨張液導管の折損及び液漏れの有無の点検	IN, ON
e. 水位検出器	① フロート部を取出してフロートチャンバー内部の清掃	IN
	② フロートの亀裂及びベローズの破損の損傷の有無の点検	IN
f. 火炎検出器	① 火炎検出器を取出して検出部の汚れ、焼損、亀裂等の有無の点検	IN, ON
	② 検出部の装着及び接触の良否の点検	IN, ON
g. 燃料遮断弁	① 油燃料遮断弁は、バーナーの燃料停止時に、バーナーノズルからの油の滴下量が規定値以下であることの確認	IN, ON
	② ガス遮断弁は、バーナーの燃料停止時に、「ガスボイラ燃焼設備の安全技術指標」((一社)日本ガス協会)によりガスの漏れ量が規定値以下であることの確認	IN, ON
	③ 弁及び配管との接続部の漏れの有無の点検	IN, ON
h. ばい煙濃度計	① 投光器、受光器のフィルターガラス及びレンズを清掃し、損傷の有無の点検	IN, ON
	② 光軸のずれの有無を点検及び指示計のゼロ点調整の実施	IN, ON
i. 地震感知器	ボイラー運転時に作動テストを行い、自動的に燃焼が停止することの確認	IN, ON

4.2.2 鋼製ボイラー等

(a) 労働安全衛生法に基づく定期自主検査及び人事院規則に基づく定期検査は、本項の仕様により実施する。

(b) 労働安全衛生法に基づく性能検査及び人事院規則に基づく性能検査は、特記による。

なお、登録性能検査機関等による性能検査に立ち会うものとし、申請料の負担等は特記による。

(c) 本項に規定する鋼製ボイラー等は、鋼製のボイラー、小型ボイラー及び簡易ボイラーのうち、立形ボイラー、炉筒煙管ボイラー、水管ボイラー及び貫流ボイラーを対象とし、燃料として重油、灯油又はガスを使用するものに適用する。

(d) 鋼製ボイラー等に附属する燃焼装置、制御装置等の点検・保守は、消防法、消防法に基づく地方公共団体の条例、危険物の規制に関する政令、危険物の規制に関する規則、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、「ボイラーの低水位による事故の防止に関する技術上の指針」、「ボイラーの遠隔制御基準等について」等の関係法令に基づき適切に実施する。

(e) 鋼製ボイラー等に附属する 給水ポンプ、オイルポンプ又は送風機の点検・保守は、4.4.7「ポンプ」又は4.4.8「送風機」による。

(f) 鋼製ボイラー等の作業項目及び作業内容は、表4.2.2 による。

(g) 点検時期及び回数は、次による。

(1) シーズンイン点検：運転期間開始前又は法定性能検査前に年１回（ボイラーに限る。）

(2) シーズンオン点検：運転期間中に毎月１回（ボイラーに限る。）

：運転期間中の適切な時期に年１回（小型ボイラー及び簡易ボイラー）

表4.2.2 鋼製のボイラー・小型ボイラー・簡易ボイラー

作業項目	作業内容	点検時期	備考
1. 基礎・固定部	① 亀裂、沈下等の有無の点検	IN	
	② ボルトの緩みの有無の点検	IN	
	③ 取付け状態の点検	ON	
2. 外観の状況			
a. 本体	① 腐食、損傷等の有無の点検	IN, ON	
	② 蒸気又は水及び燃焼ガスの漏れの有無の点検	ON	
b. 保温材	脱落、損傷等の有無の点検	IN, ON	
c. 管台・附属品取付け部	① 蒸気又は水の漏れ及びボルトの緩みの有無の点検	IN, ON	
	② 曲り、損傷等の有無の点検	IN, ON	
3. 内部の状況			
a. 蒸気又は水側部			
イ. 胴、ドラム、鏡板、管寄せ、炉筒及び気水分離器の内部	① スケール、スラッジ、酸化物等の付着の有無の点検	IN	
	② 内面の過熱、変色、変形、割れ、腐食等の有無の点検	IN	
	③ 煙管、管ステー及び煙突管の曲り、変形等の有無の点検	IN	

	④ 水管及び降水管の取付け部の詰まり、割れ等の有無の点検	IN
	⑤ 管台及び管取付け穴の内部のスケール、さびの詰まり及び腐食の有無の点検	IN
	⑥ 覗き窓、焚口等から燃焼異常、変形、腐食、損傷、すすの付着等並びに蒸気又は水の漏れの有無の点検	ON
ロ. ドラム内装置（給水内管等）	① スケール、スラッジ、酸化物等の付着の有無の点検	IN
	② 取外し可能なものは、取外しのうえ清掃	IN
	③ 目詰まり、腐食、損傷等の有無の点検	IN
	④ ボルト等の緩み、損傷等の有無の点検	IN
	⑤ 覗き窓、焚口、煙室等から局部過熱による変色、膨出、曲り、損傷、すすの付着等並びに蒸気又は水の漏れの有無の点検	ON
ハ. マンホール、検査穴及び掃除穴	① 開放のうえ、ふた板の内面及びガスケットの当り面の清掃	IN
	② 蒸気又は水の漏れ及び腐食、損傷等の有無の点検	IN
	③ ボルトの緩み、損傷等の有無の点検	IN
b. ガス側部		
イ. 炉筒、火室、管板、ドラム及び管寄せ	① すす、未燃物等の付着物の有無の点検	IN
	② 過熱の異常及び漏れ、変形、割れ等の有無の点検	IN
	③ 覗き窓、焚口等から燃焼異常、変形、腐食、損傷、すすの付着等並びに蒸気又は水の漏れの有無の点検	ON
ロ. 煙管、管ステー、煙突管、水管及び降水管	① すす、未燃物等の付着物の有無の点検	IN
	② 管壁面の過熱、変色、変形、腐食等の有無の点検	IN
	③ 管取付け部の漏れ、詰まり、割れ等の有無の点検	IN
	④ 覗き窓、焚口等から燃焼異常、変形、腐食、損傷、すすの付着等並びに蒸気又は水の漏れの有無の点検	ON
ハ. 燃焼室、バーナータイル、仕切壁、煙室内の耐火材及び断熱材	① すす、カーボン等の付着物の有無の点検	IN
	② 亀裂及び脱落の有無の点検	IN
	③ 焼損、亀裂、脱落等の劣化及びカーボンの付着の有無の点検	ON
ニ. 煙室扉、爆発扉、点検口扉及び掃除口扉	① 開放のうえ内部の清掃	IN
	② 扉の腐食、焼損、内張り断熱材及び耐火材の脱落、締付けボルトの焼損等の有無の点検	IN
ホ. 煙道及び煙突	① 排ガスの漏れ、過熱、変色、腐食、割れ等の有無の点検	IN
	② すす、カーボン及び水溜りの有無の点検	IN
	③ 局部過熱による変色、割れ、腐食等の有無の点検	ON
	④ 排ガスの漏れの有無の点検	ON

4. 附属品		
a. 安全弁・逃し弁	① 分解のうえ清掃	IN
	② 弁及び弁座の損傷の有無の点検	IN
	③ 各部分を清掃し、腐食、損傷等の有無の点検	IN
	④ 組み立て後、原則として吹出しテストの実施	IN
	⑤ 取付けボルトの緩みの有無の点検	ON
	⑥ 漏れの有無の点検	ON
	⑦ テストレバーのあるものは作動テストの実施	ON
	⑧ 安全弁用排気管の固定の良否、詰まり、腐食の有無の点検	ON
b. 主蒸気弁・給水止弁・逆止弁・吹出し弁	① 分解のうえ清掃	IN
	② 弁座の腐食、損傷等の有無の点検	IN
	③ 弁越し、詰まり及びフランジ部の漏れの有無の点検	ON
	④ 腐食の有無の点検	ON
c. 水面計	① 分解のうえ清掃	IN
	② 弁又はコックの目詰まり、漏れ、腐食、損傷等の有無の点検	IN, ON
	③ 弁又はコックの開閉の良否の点検	IN, ON
	④ ガラスの汚れ及び亀裂の有無の点検	ON
d. 水面計取付け水柱管・水位検出用連絡管	① 内部を清掃	IN
	② 腐食、詰まり及び蒸気又は水の漏れの有無の点検	IN
	③ 管及び弁接続部の漏れの有無の点検	ON
	④ 水面計及び検出器下部の排水弁を開き、管内の詰まりの有無の点検	ON
e. 圧力計・水高計・温度計	① 指針が大気圧下でゼロ点を指示することの確認	IN
	② 損傷等の有無の点検	IN
	③ 導圧口、導圧管、サイホン管、コック等の詰まりの有無の点検	IN
	④ 温度計の感温部の腐食及び損傷の有無の点検	IN
	⑤ 正常値を指示していることの確認	ON
	⑥ 取付け部等の漏れの有無の点検	ON
	⑦ 汚れ及び損傷の有無の点検	ON
f. スートブロワー	① エレメントチューブの湾曲、焼損及び噴射口の目詰まりの有無の点検	IN
	② 本体の損傷及び蒸気又は空気の漏れの有無の点検	IN
	③ 蒸気漏れ、ギアの摩耗等の有無及び作動の良否の点検	ON
g. エコノマイザー	① すす及び酸化物の付着の有無の点検	IN
	② 水側の詰まり、腐食及び損傷の有無の点検	IN
	③ 常用の圧力で水圧試験を行い、水漏れのないことの確認	IN
h. 空気予熱器	① すす及び酸化物の付着の有無の点検	IN
	② 割れ及び損傷の有無の点検	IN
5. 主バーナー	① 炎口部に付着したすす、カーボン、未燃物等の汚れの清掃	IN, ON
	② 油ノズル、カップ又はガスノズルの清掃	IN
	③ 燃料ノズル、カップ、ディフューザー、エアノズル、燃焼筒、バーナータイルの焼損、変形、割れ等の有無の点検	IN, ON

	④ 燃料管及び調節弁の損傷、燃料漏れ及び詰まりの有無の点検	IN, ON
	⑤ 空気ダンパーの汚れ、損傷等の有無及び作動の良否の点検	IN
	⑥ 燃焼量調節リンク機構のジョイント及びセットボルトの緩み、摩耗及びセット位置のずれの有無の点検	IN
	⑦ ロータリーバーナー又はガンタイプバーナーは、回転部の異常振動、異常音及び発熱の異常の有無並びに電動機の絶縁の良否の点検	ON
	⑧ ロータリーバーナーは、ベルト及びプーリの劣化、緩み及び芯ずれの有無の点検	ON
	⑨ 直接点火のバーナーは、点火トランス、電極棒、高圧リード線の焼損等及び絶縁碍子のき裂の有無並びに絶縁の良否の点検	ON
6. パイロットバーナー	① 炎口部に付着したすす、カーボン、未燃物等の汚れを清掃し、焼損、変形、割れ等の有無の点検	IN, ON
	② 燃料管及び調節弁の損傷、燃料漏れ及び詰まりの有無の点検	ON
	③ 直接点火のパイロットバーナーは、点火トランス、電極棒、高圧リード線の焼損等及び絶縁碍子のき裂の有無並びに絶縁の良否の点検	ON
7. 自動制御装置		
a. 制御盤	① 盤内機器の接点の焼損及び過熱、異臭、腐食等の有無並びにスパーク発生の有無の点検	ON
	② 端子部の汚れ、緩み、変色、焼損等の有無の点検	ON
	③ 表示等の点灯及び警報器の発鳴の良否の点検	ON
	④ ボイラー運転時の盤内部の温度の適否及び結露の有無の点検	ON
	⑤ 電源電圧を測定し、その良否の確認	ON
	⑥ 動力回路の絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	ON
b. 電極式・フロート式・コープス式水位検出器	① 電極筒を分解のうえ清掃	IN
	② 電極棒及び保持器の取付け状態及び絶縁の良否並びに蒸気漏れ及び劣化の有無の点検	IN
	③ 連絡管及び元弁の詰まり並びに配管接続部の蒸気又は水漏れの有無の点検	IN, ON
	④ 電線接続端子のほこり、水分及びさびによる汚れの付着並びにねじの緩みの有無の点検	ON
	⑤ スイッチ部の焼損等の有無及び接触の良否の点検	ON
	⑥ フロート式のものは、フロート部を取出してフロートチャンバー内部の清掃	IN, ON
	⑦ フロート式のものは、フロートの亀裂、ベローズの破損等の有無の点検	ON
	⑧ コープス式のものは、膨張管の損傷及び伸縮不良、リンク機構の摩耗、損傷等の有無並びに連絡管及び排水管の漏れの有無の点検	IN, ON
	⑨ コープス式のものは、調節弁の漏れ及び弁座の損傷の有無の点検	IN
	⑩ 給水調節弁の作動の良否の点検	ON
c. 差圧式水位発信器	導圧管、接続弁及びドレンポットの詰まり、漏れ、腐食、損傷等の有無の点検	IN, ON

d. 火炎検出器	① 火炎検出器を取外して検出部の汚れ、焼損、亀裂等の有無の点検	IN, ON
	② 検出部の装着及び接触の良否の点検	IN, ON
e. 燃料遮断弁	① 油燃料遮断弁は、バーナーの燃料停止時に、バーナーノズルからの油の滴下量が規定値以下であることの確認	IN, ON
	② ガス遮断弁は、バーナーの燃料停止時に、「ガスボイラ燃焼設備の安全技術指標」（（一社）日本ガス協会）によりガスの漏れ量が規定値以下であることの確認	IN, ON
	③ 弁及び配管との接続部の漏れの有無の点検	IN, ON
	④ アクチュエーター部又はコイル部の過熱、異臭、異常音及び異常振動の有無の点検	ON
	⑤ 液動遮断弁は、充填油の量の適否の点検	ON
f. 蒸気圧力又は温水温度制限器	① 導圧管接続口の詰まり及びベローズの亀裂の有無の点検	IN
	② 導圧管及び接続弁の詰まり、漏れ、腐食、損傷等の有無の点検	IN
	③ 配線接続端子部のねじの緩み、汚れ、焼損及び変色の有無の点検	ON
	④ スイッチ部の焼損の有無を点検及び接触の良否の点検	ON
	⑤ マイクロスイッチのねじの緩み及びレバーの曲りの有無の点検並びに取付け状態の良否の点検	ON
	⑥ 圧力制限器は、導圧配管の蒸気又は水の漏れ並びにベローズ部の亀裂の有無の点検	ON
	⑦ 温度制限器は、導管の潰れ、折損及び液漏れの有無の点検	ON
g. 比例圧力又は比例温度調節器	① 感温部を取外しのうえスケール、さび等の付着及び損傷の有無の点検	IN
	② 膨張液導管の折損及び液漏れの有無の点検	IN
	③ 配線接続端子部のねじの緩み、汚れ、焼損及び変色の有無の点検	ON
	④ ワイパー及びしゅう動面の汚れ及び摩耗の有無を点検並びに接触の良否及び断線の有無の点検	ON
	⑤ 圧力調節器は、導圧配管の蒸気又は水の漏れ及びベローズ部の亀裂の有無の点検	ON
	⑥ 温度調節器は、導管の潰れ、折損及び液漏れの有無の点検	ON
h. ばい煙濃度計	① 投光器並びに受光器のフィルターガラス及びレンズを清掃し、損傷の有無の点検	IN, ON
	② 光軸のずれの有無の点検及び指示計のゼロ点調整	ON
	③ 投光器及び受光器のパージ用ファンの作動の良否の点検	IN, ON
8. 給水装置		
a. 給水タンク	① 内部を清掃	IN
	② 本体の腐食、割れ及び水漏れの有無の点検	IN
	③ 水面計、水取出口及び弁の詰まりの有無の点検	IN
	④ タンク本体の水漏れ、内外面の腐食及び内部の沈殿物の有無の点検	ON
	⑤ 配管の水漏れ及び腐食の有無の点検	ON
	⑥ 水面計の指示の良否	ON
	⑦ 水位調節器の作動の良否	ON

b. 給水軟化装置	① 樹脂塔内部を清掃	IN	
	② ロータリーバルブの摩耗及びシートの破損並びにずれの有無の点検	IN, ON	
	③ 樹脂の量の適否並びに汚れ、劣化及び硬度リークの有無の点検	ON	
	④ 樹脂塔、配管の水漏れ及びストレーナの詰まりの有無の点検	IN, ON	
	⑤ ロータリーバルブの作動の良否の点検	ON	
	⑥ 薬液溶解槽の塩水の漏れ及び塩水バルブの固着の有無の点検	ON	
9. 運転調整等			
a. バーナーの自動発停	蒸気圧力又は温水温度の上昇及び下降時におけるバーナーの発停状態を点検し、当該圧力又は温度が規定の許容範囲内にあることの確認	ON	
b. 水位制御	① ON・OFF水位制御装置は、ボイラー水位の低下及び上昇時における給水ポンプの発停状態を点検し、当該ボイラー水位が規定の許容範囲内にあることの確認	ON	
	② 比例水位制御装置は、ボイラー運転時に常時規定の水位に保持されていることの確認	ON	
c. 低水位遮断又は警報	ボイラー運転時に吹出し弁を開き、ボイラー水位を徐々に低下させ、規定の水位まで低下したとき、１段目の低水位遮断装置が作動し、バーナーの燃焼が遮断、警報が鳴ることの確認。更に、水位を低下させ、安全低水面に近付いたとき２段目の低水位遮断装置が作動することを制御盤内のリレー作動状態等により確認	ON	
d. 起動時間・停止時間	① ボイラー起動時のプレパージ時間、点火スパーク時間、パイロットオンリー時間及び主バーナー着火時間を測定し、その良否の確認	ON	
	② ボイラー停止時のポストパージ時間を測定し、その良否の確認	ON	
e. バーナー消炎遮断	① ボイラー運転時に火炎検出器を遮断したとき、安全遮断弁が閉止し、バーナーの燃焼が停止することの確認。また、火炎検出器を遮断してから安全遮断弁が全閉になるまでの時間を測定し、その時間が規定時間以下にあることの確認	ON	
	② バーナーの燃焼停止後警報器が鳴り、制御盤の異常表示灯が点灯することの確認	ON	
f. 火炎検出器（ガス燃料の場合）	パイロットバーナーのみの点火時及びメインバーナー燃焼中の火炎電流をマイクロアンメーターで測定し、その値が規定値以上であることの確認	ON	
g. 地震感知器	ボイラー運転時に作動テストを行い、自動的に燃焼が停止・消火することの確認	ON	
h. バーナーの燃焼状態	① バーナーの最大燃焼時と最小燃焼時の燃料の流量、供給圧力及び戻り圧力、燃料弁開度、ダンパー開度等を測定し、その値が規定の許容範囲内にあることの確認	ON	
	② 油燃焼ボイラーは、排ガスの酸素濃度、NO_x濃度、SO_x濃度及び温度を、ガス燃焼ボイラーは、排ガスの酸素濃度、一酸化炭素濃度、NO_x濃度及び温度を測定し、その値が規定の許容範囲内にあることの確認	ON	
i. ボイラー用水	第７節「水質管理」の当該事項による。	ON	・特記がある場合

第３節 冷熱源機器

4.3.1 チリングユニット

(a) 高圧ガス保安法（昭和26 年法律第204 号）に基づく定期自主検査は、本項の仕様等により
実施する。

(b) 高圧ガス保安法に基づく保安検査は、特記による。

なお、経済産業省令に定める者による性能検査に立ち会うものとし、申請料の負担は、特記による。

(c) フロン排出抑制法に基づく簡易点検を３か月以内ごとに実施する。

なお、フロン排出抑制法に該当するもの（圧縮機電動機の定格出力の合計が7.5kW以上）の定期点検は、特記による。

(d) チリングユニットの作業項目及び作業内容は、表4.3.1 による。

(e) 点検時期及び回数は、次による。

(1) シーズンイン点検：運転期間開始前又は法定保安検査前に年１回

(2) シーズンオン点検：運転期間中に毎月１回

(3) シーズンオフ点検：運転期間終了後に年１回

表4.3.1 チリングユニット

作業項目	作業内容	点検時期	備考
1. 基礎・固定部	① 亀裂、沈下等の有無の点検	IN, OFF	
	② 固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みの有無の点検	IN, OFF	
	③ 防振材、ストッパー等の劣化及び緩みの有無の点検	IN, OFF	
	④取付け状態の点検	ON	
2. 外観の状況			
a. 本体	腐食、変形、破損等の有無の点検	IN, ON, OFF	
b. 保冷材	損傷及び脱落の有無の点検	IN, ON, OFF	

3. 内部の状況			
a. 熱交換器	フィンコイルの汚れ、損傷等の有無の点検	IN, OFF	
4. 附属品			
a. 温度計・圧力計	① 正常値を指示していることの点検	IN, ON	
	② 取付け部等の漏れの有無の点検	IN, ON	
	③ 汚れ及び損傷の有無の点検	IN, ON, OFF	
b. 安全弁	漏れの有無の点検及び作動の良否の点検	IN, ON	
5. 電気系統			
a. 操作回路・動力回路	動力回路の絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	IN, OFF	
b. 端子	緩み、変色及び破損の有無の点検	IN, ON, OFF	
c. クランクケースヒータ	① 温度の異常の有無の点検	IN, OFF	
	② 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	IN, OFF	
	③通電状態及び発熱状態に異常のないことの確認	ON	
d. 操作盤	盤内の汚れ、異物の付着、緩み及び変形の有無の点検	IN, ON, OFF	
e. 電磁開閉器	異常音及び劣化の有無の点検	IN, OFF	
f. 接地	接地線及び接地端子の接続状況の確認	IN	

6. 保安装置			
a. 圧力開閉器	設定値で作動することの確認	IN	・実作動が著しく困難な場合は、類似回路としてもよい。
b. 吐出ガス温度サーモスタット	作動の良否の点検	IN	
c. 断水リレー	作動の良否の点検	IN	
d. インターロック	作動の良否の点検	IN	
e. 冷水凍結防止サーモスタット	作動の良否の点検	IN	
f. 可溶栓	変形、破損等の有無の点検	IN	
7. 冷媒系統	① ガス漏れの有無の点検	IN, ON, OFF	
	② 配管の損傷、接触、摩耗、腐食等の有無の点検	IN, ON, OFF	
8. 潤滑油系統	油の汚れの有無の点検及び油量の適否の点検	IN, ON, OFF	
9. 冷水及び冷却水系統			
a. 冷水	漏れの有無の点検	IN, ON, OFF	
b. 弁	開閉の良否	IN, ON, OFF	
c. 排水	通水試験を行い、流れに支障がないことの確認	IN, ON, OFF	
d. ドレンパン	汚れ、さび、腐食等の有無の点検	IN, ON	・必要に応じて清掃を実施
e. 排水系統	通水試験を行い、流れに支障のないことの確認	IN, OFF	

10. 送風機			
a. Vベルト	摩耗、緩み及び損傷の有無の点検	IN, ON, OFF	
b. 軸受	異常音及び異常振動の有無の点検	IN, ON, OFF	
c. 羽根車	損傷、振動等の有無の点検	IN, ON, OFF	
11. 運転調整			
a. 音・振動	異常のないことの確認	IN, ON	
b. 電源電圧・電流	① 運転時における主電源電圧の変動が、規定値内にあることの確認	IN, ON	
	② 主電流、圧縮機電流及び送風機電流が規定値以下にあることの確認	IN, ON	
c. 冷媒	① 高圧側及び低圧側の圧力、温度等の冷媒ガスの状態を把握するために必要な計測を行い、その値が許容範囲内にあることの確認	IN, ON	
	② レシーバー等の冷媒液面の低下がないことの確認	IN, ON	
d. 冷凍機油	油圧、温度等を計測し、その値が許容範囲内にあることの確認	IN, ON	
e. 熱交換状況	冷媒、冷却水及び冷水の温度等を点検し、熱交換状況が正常であることの確認	IN, ON	
f. 自動制御	温度、圧力、容量及びタイマー制御が設定値で作動することの確認	IN, ON	
12. 保存	水系統（排水系統を除く）は、確実に水を抜いたうえ保存	OFF	

4.3.2 空気熱源ヒートポンプユニット

(a) 高圧ガス保安法に基づく定期自主検査は、本項の仕様等により実施する。

(b) 高圧ガス保安法に基づく保安検査は、特記による。

なお、経済産業省令に定める者による性能検査に立ち会うものとし、申請料の負担は、特記による。

(c) フロン排出抑制法に基づく簡易点検を３か月以内ごとに実施する。

なお、フロン排出抑制法に該当するもの（圧縮機電動機の定格出力の合計が7.5kW以上）の定期点検は、特記による。

(d) 空気熱源ヒートポンプユニットの作業項目及び作業内容は、表4.3.2 による。

(e) 点検時期及び回数は、次による。

(1) シーズンイン点検：冷房及び暖房の運転期間開始前に年各１回

(2) シーズンオン点検：冷房及び暖房の運転期間中に毎月１回

(3) シーズンオフ点検：冷房及び暖房の運転期間終了後に年各１回

表4.3.2 空気熱源ヒートポンプユニット

作業項目	作業内容	点検時期	備考
1. 基礎・固定部	① 亀裂、沈下等の有無の点検	IN, OFF	
	② 固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みの点検	IN, OFF	
	③ 防振材、ストッパー等の劣化及び緩みの有無の点検	IN, OFF	
	④ 取付け状態の点検	ON	

2. 外観の状況			
a. 本体	腐食、変形、破損等の有無の点検	IN, ON, OFF	
b. 保冷材	損傷及び脱落の有無の点検	IN, ON, OFF	
3. 内部の状況			
a. 熱交換器	フィンコイルの汚れ、損傷等の有無の点検	IN, OFF	
4. 附属品			
a. 温度計・圧力計	① 正常値を指示していることの確認	IN, ON	
	② 取付け部等の漏れの有無の点検	IN, ON	
	③ 汚れ及び損傷の有無の点検	IN, ON, OFF	
b. 安全弁	漏れの有無の点検及び作動の良否の点検	IN, ON	
5. 電気系統			
a. 冷暖房切替	冷房又は暖房切換えスイッチ及び四路切換弁の作動の良否の点検	IN, OFF	
b. 操作回路・電動機回路・ヒーター回路	電動機回路、ヒーター回路の絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	IN, OFF	
c. 端子	緩み、変色及び破損の有無の点検	IN, ON, OFF	
d. クランクケースヒータ	① 温度の異常の有無の点検	IN, OFF	
	② 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	IN, OFF	
	③ 通電状態及び発熱状態に異常のないことの確認	ON	
e. 操作盤	盤内の汚れ、異物の付着、緩み及び変形の有無の点検	IN, ON, OFF	
f. 電磁開閉器	異常音及び劣化の有無の点検	IN, OFF	
g. 接地	接地線及び接地端子の接続状況の確認	IN	
6. 保安装置			
a. 圧力開閉器	設定値で作動することの確認	IN	・実作動が著しく困難な場合は、類似回路としてもよい。
b. 吐出ガス温度サーモ	作動の良否の点検	IN	
c. 断水リレー	作動の良否の確認	IN	
d. インターロック	作動の良否の確認	IN	
e. 冷水凍結防止サーモスタット	作動の良否の点検	IN	
f. 可溶栓	変形、破損等の有無の点検	IN	
7. 冷媒系統	① ガス漏れの有無の点検	IN, ON, OFF	
	② 配管の損傷、接触、摩耗及び腐食の有無の点検	IN, ON, OFF	
8. 潤滑油系統	油の汚れの有無の点検及び油量の適否の点検	IN, ON, OFF	
9. 水系統			
a. 冷温水	漏れの有無、水質及び流量の点検	IN, ON, OFF	
b. 弁	開閉の良否	IN, ON, OFF	

c. 排水	通水試験を行い、流れに支障がないことの確認	IN, ON, OFF	
d. ドレンパン	汚れ、さび、腐食等の有無の点検	IN, ON	・INは冷房運転期間開始前、ONは冷房運転期間中に限る。 ・必要に応じて清掃を実施
10. 送風機			
a. Vベルト	摩耗、緩み及び損傷の有無の点検	IN, ON, OFF	
b. 軸受	異常音及び異常振動の有無の点検	IN, ON, OFF	
c. 羽根車	損傷、振動等の有無の点検	IN, ON, OFF	
11. 運転調整			
a. プロペラファン	回転方向が正しいことの確認	IN, ON	
b. 音・振動	異常のないことの確認	IN, ON	
c. 電源電圧・電流	① 運転時における主電源電圧の変動が、規定値内にあることの確認	IN, ON	
	② 主電流、圧縮機電流及び送風機電流が規定値内にあることの確認	IN, ON	
d. 冷媒	① 高圧側及び低圧側の圧力、温度等の冷媒ガスの状態を把握するために必要な計測を行い、その値が許容範囲内にあることの確認	IN, ON	
	② レシーバー等の冷媒液面の低下のないことの確認	IN, ON	
e. 冷凍機油	油圧、温度等を計測し、その値が許容範囲内にあることの確認	IN, ON	
f. 熱交換状況	冷媒、冷却風、冷水又は温水の温度等を点検し、熱交換状況が正常であることの確認	IN, ON	
g. 自動制御	温度、圧力、容量及びタイマー制御が設定値で作動することの確認	IN, ON	
12. 除霜装置	暖房運転時の場合は、作動の良否の点検	IN, ON	

4.3.4 吸収冷凍機

(a) 労働安全衛生法に基づく定期自主検査及び人事院規則に基づく定期検査は、本項の仕様により実施する。

(b) 労働安全衛生法に基づく性能検査及び人事院規則に基づく性能検査は、特記による。なお、登録性能検査機関等による性能検査に立ち会うものとし、申請料の負担は、特記による。

(c) 本項は、熱源として蒸気又は高温水を使用する吸収冷凍機に適用する。

(d) 吸収冷凍機の作業項目及び作業内容は、表4.3.4による。

(e) 点検時期及び回数は、次による。

(1) シーズンイン点検：運転期間開始前又は法定性能検査前に年１回

(2) シーズンオン点検：運転期間中に年１回

(3) シーズンオフ点検：運転期間終了後に年１回

表4.3.4 吸収冷凍機

作業項目	作業内容	点検時期	備考
1. 基礎・固定部	① 亀裂、沈下等の有無の点検 ② 固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みの点検 ③ 取付け状態の点検	IN, OFF IN, OFF ON	
2. 外観の状況 a. 本体 b. 保温材・保冷材	腐食、変形、破損等の有無の点検 損傷及び脱落の有無の点検	IN, ON, OFF IN, OFF	
3. 附属品 a. 温度計・圧力計	① 正常値を指示していることの確認 ② 取付け部等の漏れの有無の点検 ③ 汚れ及び損傷の有無の点検	IN, ON IN, ON IN, ON, OFF	
4. 気密確認	機内圧力が規定値以内であることの確認	IN	
5. 電気系統 a. 操作回路・電動機回路（密閉ポンプ・抽気ポンプ）	電動機回路の絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	IN, OFF	
b. 端子	緩み、変色及び破損の有無の点検	IN, OFF	
c. タイマー	起動制限、遅延、その他のタイマーが設定値で作動することの確認	IN	
d. サーマルリレー	キャンドポンプ及び抽気ポンプ用サーマルリレーの設定値の確認	IN	
e. 電極棒	① 電極棒の機能の点検 ② 必要に応じて電極棒を抜取り、亀裂又は折損の有無の点検	IN, ON OFF	
f. 操作盤	盤内の汚れ、異物の付着、緩み及び変形の有無の点検	IN	
g. 接地	接地線及び接地端子の接続状況の確認	IN	
6. 保安装置 a. 作動試験	リレー及び保護装置が規定値で作動することの確認	IN	・実作動が著しく困難な場合は疑似回路としてもよい。
b. インターロック	作動の良否の点検	IN	
7. 蒸気圧力調整弁	① リンク装置の緩みの有無の点検 ② 実作動及び疑似回路により作動させ、その良否の点検	IN, ON IN, ON	

8. 冷水及び冷却水系統	① 弁の開閉の良否の点検	IN
	② 冷水及び冷却水系統の各水室部に水漏れのないことの確認	IN
9. 運転調整		
a. 音・振動	異常のないことの確認	IN, ON
b. 電流・電圧	① 運転時における主電源電圧の変動が、規定値内にあることの確認	IN, ON
	② 運転電流が規定値以下にあることの確認	IN, ON
c. 電動機	電動機の回転方向が正しいことの確認	IN
d. 自動制御	蒸気調整弁が設定温度で段階的に作動することの確認	IN, ON
e. 熱源	① 供給蒸気の１次圧力が規定の許容範囲内にあることの確認	IN, ON
	② 非通電時に、蒸気制御弁にリークのないことの確認	IN, ON
f. 熱交換器	① 冷水及び冷却水の入口温度及び出口温度、溶液温度、溶液濃度、凝縮温度、蒸発温度等を測定し、その値が許容範囲内にあることの確認	IN, ON
	② 不凝縮ガスの混入及び冷却管の汚れの有無の点検	IN, ON
10. 真空気密		
a. 抽気ポンプ	① 起動時に固着及び異常音がなく、抽気能力に異常のないことの確認	IN, ON, OFF
	② ベルトの張りの良否及び油面の適否の点検	IN, ON, OFF
b. 抽気系統	抽気用弁を手動で全開にし、真空計の変化から開通していることの確認	IN, ON, OFF
c. パラジウムセルユニット	パラジウムセル部の焼損及び劣化の有無の点検	IN, ON, OFF
d. リーク試験	抽気ポンプで機内に不凝縮ガスのないことの確認	IN, ON, OFF
e. 真空引き	抽気ポンプを用いて機内を所定の圧力まで抽気	IN

11. 冷媒・吸収剤	① 攪拌した溶液を適量採取し、腐食防止剤濃度及びアルカリ度が規定の許容範囲内にあることの確認	IN, ON	
	② 溶液に汚れのないことの確認	IN, ON	
12. 熱交換器	① 伝熱管のスケール付着の有無の点検	OFF	・伝熱管のブラシ洗浄は特記による。
	② 伝熱管の腐食の有無の点検	OFF	
	③ 水室の汚れ及び腐食の有無の点検	IN	
13. 機器用水	第７節「水質管理」の当該事項による。		・特記がある場合
14. 保存 a. 真空系統	内部真空度に降下のないことを確認のうえ保存	OFF	
b. 冷水及び冷却水系統	満水又は乾燥のうえ保存する。満水保存の場合は、さび止め剤を規定の濃度まで注入	OFF	
c. 溶液稀釈	シーズンオフ停止に入る時は溶液が充分希釈されていることの確認	OFF	

4.3.5 吸収冷温水機

(a) 本項は、燃料としてガス又は油を使用する吸収冷温水機（吸収冷温水機ユニット含む）に適用する。

(b) 吸収冷温水機に附属する燃焼装置等の保守は、消防法、消防法に基づく地方公共団体の条例、危険物の規制に関する政令、危険物の規制に関する規則、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律等の関係法令を遵守し適切に実施する。

(c) 吸収冷温水機のうち、冷凍能力が単体で186kW以上の作業項目及び作業内容は、表4.3.5(A)による。

(d) 吸収冷温水機のうち、冷凍能力が単体で186kW未満のもの及び吸収冷温水機ユニットにおける作業項目及び作業内容は、表4.3.5(B)による。

(e) 点検時期及び回数は、次による。

(1) シーズンイン点検：冷房及び暖房の運転期間開始前に年各１回

(2) シーズンオン点検：冷房及び暖房の運転期間中の適切な時期に年各１回

(3) シーズンオフ点検：冷房及び暖房の運転期間終了後に年各１回（吸収冷温水機のうち、冷凍能力が単体で186kW未満のもの及び吸収冷温水機ユニットは特記による。）

表4.3.5(A) 吸収冷温水機（冷凍能力が単体で186kW 以上）

作業項目	作業内容	点検時期	備考
1. 基礎・固定部	① 亀裂、沈下等の有無の点検	IN, OFF	
	② 固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みの点検	IN, OFF	
	③ 取付け状態の点検	ON	
2. 外観の状況			
a. 本体	腐食、変形、破損等の有無の点検	IN, ON, OFF	
b. 保温材・保冷材	損傷及び脱落の有無の点検	IN, OFF	
3. 内部の状況			
a. 燃焼室	① 焼損及び燃焼ガスのリークの有無の点検	OFF	
	② 耐火材の亀裂、脱落等の有無の点検	OFF	
	③ 燃焼室内部の腐食及び汚れの有無の点検	OFF	
	④ 燃焼ガス出口部の腐食の有無の点検	OFF	
b. 熱交換器	① 伝熱管のスケール付着の有無の点検	OFF	・伝熱管のブラシ洗浄は特記による。
	② 伝熱管の腐食の有無の点検	OFF	
	③ 水室の汚れ及び腐食の有無の点検	OFF	
4. 附属品			
a. 温度計・圧力計	① 正常値を指示していることの確認	IN, ON	
	② 取付け部等の漏れの有無の点検	IN, ON	
	③ 汚れ及び損傷の有無の点検	IN, ON, OFF	
b. 附属弁	① 弁の開閉の良否の点検	IN	
	② 調整弁が、冷房又は暖房運転時の調整開度であることの確認	IN	
5. 動力盤	① 冷房又は暖房の切換えが正しいことの確認	IN	
	② 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	IN	
	③ 作動の良否の点検	IN	
6. 電気系統			
a. 操作回路・ヒーター回路・電動機回路（キャンドポンプ・抽気ポンプ・ブロワーファン・油ポンプ）	ヒーター回路、電動機回路の絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	IN	
b. 端子	緩み、変色及び損傷の有無の点検	IN	
c. タイマー	起動制限、遅延、その他のタイマーが設定値で作動することの確認	IN	
d. サーマルリレー	キャンドポンプ、抽気ポンプ、ブロワー及び油ポンプ用サーマルリレーの設定値の確認	IN	
e. 電極棒	機能の点検	IN	
f. 操作盤	盤内の汚れ、異物の付着、緩み及び変形の有無の点検	IN	
g. 接地	接地線及び接地端子の接続状況の確認	IN	

7. 保安装置			
a. 作動試験	リレー及び保護装置が規定値で作動することの確認	IN	・実作動が著しく困難な場合は疑似回路としてもよい。
b. インターロック	作動の良否の点検	IN	
8. 燃焼装置			
a. 燃料系統配管	① 油燃料の場合は、油配管継手部からの油の滴下のないことの確認	IN, OFF	
	② ガス燃料の場合は、(一社)日本冷凍空調工業会規格JRA4004（ガス吸収冷温水機安全基準）に定められた方法により外部漏れの確認	IN, OFF	
b. 弁	① 油燃料の場合は、電磁弁非通電時に、ノズルからの油垂れがないことの確認	IN, ON	
	② ガス燃料の場合は、(一社)日本冷凍空調工業会規格JRA4004（ガス吸収冷温水機安全基準）に示す方法による弁越リーク量が基準以内であることの確認	IN, ON	
	③ ガス燃料の場合は、電動ボール弁、主遮断弁及びパイロット電磁弁の開閉の良否の点検	IN, ON	
	④ 異常時に規定値で作動することの確認	IN, ON	・実作動が著しく困難な場合は疑似回路としてもよい。
	⑤ 通電時にチャタリング、過熱、異常音等の有無の確認	IN, ON	
c. バーナー	① 耐火材の亀裂及び欠損の有無の点検	IN, OFF	
	② ヘッド部の焼損及び変形の有無の点検	OFF	
	③ ノズルを取外し、洗油又はシンナーで清掃	OFF	
	④ 点火トランス、電極棒及び高圧リード線の損傷等及び絶縁碍子の亀裂の有無を点検並びに絶縁の良否の確認	IN	
d. リンク機構	① 動作の良否の点検	IN, ON, OFF	
	② ボールジョイントの緩み及び損傷の有無の点検	IN, OFF	
e. 火炎検知	① 光電セル又は紫外線検出方式は、受光面の汚れ、亀裂等の有無を点検並びに絶縁の良否の確認	IN	
	② フレームロッド方式は、汚れ及び絶縁碍子の亀裂の有無を点検並びに絶縁の良否の確認	IN	
f. ストレーナ	詰まり、損傷等の有無の点検	IN	
g. 地震感知器	運転時に作動テストを行い、自動的に燃焼が停止することの確認	IN	
9. 冷温水及び冷却水系統	① 出口及び入口の圧力損失が規定値内にあることの確認	IN	
	② 各水室部に水漏れのないことの確認	IN	
	③ 暖房時前の場合は、冷却水系の水抜き確認、あるいは満水保管時の切替弁の確認	IN	

10. 運転調整			
a. 音・振動	異常のないことの確認	IN, ON	
b. 電流・電圧	① 運転時における主電源電圧の変動が、規定値内にあることの確認	IN, ON	
	② 運転電流が規定値以下であることの確認	IN	
c. 電動機	電動機の回転方向が正しいことの確認	IN	
d. 温度制御	設定温度で作動することの確認	IN, ON	
e. 燃焼制御	プレパージ時間、着火タイミング、失火動作指令等の作動の良否の点検	IN, ON	
f. 燃焼状態	① 正常に着火することの確認	IN, ON	
	② メインバーナーの火炎が安定しており、異常振動及び異常音がないことの確認	IN, ON	
	③ フレーム電流を測定し、その良否の確認	IN, ON	
	④ 排ガス中の酸素濃度及び一酸化炭素濃度、排ガス温度、ドラフト、燃料圧力、燃料消費量等を測定し、その値が規定の許容範囲内にあることを確認。 なお、油だきはスモークの有無の点検	IN, ON	
g. 熱交換器	① 冷温水及び冷却水の入口温度及び出口温度、溶液温度、溶液濃度、凝縮温度、蒸発温度等を測定し、その値が許容範囲内にあることの確認	IN, ON	
	② 不凝縮ガスの混入及び冷却管の汚れの有無の点検	IN	
11. 真空気密			
a. 抽気ポンプ	① 起動時に固着及び異常音がなく、抽気能力に異常のないことの確認	IN, ON, OFF	
	② ベルトの張りの良否及び油面の適否の点検	IN, ON, OFF	
b. 抽気系統	抽気用弁を手動で全開にし、真空計の変化から開通していることの確認	IN, ON, OFF	
c. パラジウムセルユニット	パラジウムセル部の焼損及び劣化の有無の点検	IN, ON, OFF	
d. リーク試験	抽気ポンプで機内に不凝縮ガスのないことの確認	IN, ON, OFF	
12. 冷媒・吸収剤	① 攪拌した溶液を適量採取して腐食防止剤濃度及びアルカリ度が規定の許容範囲内にあることの確認	IN, ON	
	② 溶液に汚れがないことの確認	IN, ON	
13. 機器用水	第７節「水質管理」の当該事項による。	ON	・特記がある場合
14. 保存			
a. 真空系統	内部真空度に降下のないことを確認のうえ保存	OFF	
b. 冷温水及び冷却水系統	満水又は乾燥のうえ保存。満水保存の場合にあっては、さび止め剤を規定の濃度まで注入	OFF	
c. 溶液希釈	シーズンオフ停止に入る時は溶液が充分希釈されていることの確認	OFF	

表4.3.5（B）吸収冷温水機（冷凍能力が単体で186kW 未満）及び吸収冷温水機ユニット

作業項目	作業内容	点検時期	備考
1. 基礎・固定部	① 亀裂、沈下等の有無の点検	IN	
	② 固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みの確認	IN	
	③ 取付け状態の確認	ON	
2. 外観の状況	腐食、変形、破損等の有無の確認	IN, ON	
3. 内部の状況			
a. 燃焼室	燃焼室内の汚れの確認	IN	
b. 熱交換器	スケール付着の有無の点検	IN	
4. 附属品			
a. 附属弁	弁の開閉の良否の点検	IN, ON	
5. 動力盤	① 冷房又は暖房の切換えが正しいことの確認	IN	
	② 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	IN	
	③ 作動の良否の点検	IN, ON	
6. 機内盤・遠隔操作盤	作動の良否の点検	IN, ON	
7. 電気系統			
a. 操作回路・ヒーター回路・電動機回路（キャンドポンプ・バーナーモーター）	ヒーター回路、電動機回路の絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	IN	
b. 端子	緩み、変色及び損傷の有無の点検	IN, ON	
c. サーマルリレー	キャンドポンプ及びバーナーモーター用サーマルリレーの設定値の確認	IN	
d. 温度調節器	所定の設定値で作動することの確認	IN, ON	
e. 操作盤	盤内の汚れ、異物の付着、緩み及び変形の有無の点検	IN	
f. 接地	接地線及び接地端子の接続状況の確認	IN	
8. 保安装置			
a. 作動試験	リレー及び保護装置が規定値で作動することの確認	IN	・実作動が著しく困難な場合は疑似回路としてもよい。
b. インターロック	作動の良否の点検	IN	

9. 燃焼装置		
a. 燃料系統配管・弁	① 油燃料の場合は、油配管継手部並びにバーナー停止時のノズルチップからの油の滴下量の確認	IN, ON
	② ガス燃料の場合は、(一社)日本冷凍空調工業会規格JRA 4004（ガス吸収冷温水機安全基準）に定められた方法により漏れの量の確認	IN, ON
	③ 弁の開閉の良否の確認	IN, ON
b. 燃焼監視制御装置	作動の良否の点検	IN
c. バーナー	① 油燃料の場合は、炎口部の清掃	IN
	② 油燃料の場合は、ノズル、燃焼筒等の焼損及び変形の有無の点検	IN
	③ 直接点火のバーナーは、点火トランス、電極棒及び高圧リード線の損傷等、絶縁碍子の亀裂の有無の点検並びに絶縁の良否の確認	IN, ON
d. 火炎検知器	① 光電セル又は紫外線検出方式は、受光面の汚れ、亀裂等の有無の点検並びに絶縁の良否の確認	IN, ON
	② フレームロッドの整流方式は、汚れ、絶縁碍子の亀裂の有無並びに絶縁の良否の確認	IN, ON
e. ストレーナ	詰まり、損傷等の有無の点検	IN, ON
f. 地震感知器	運転時に作動テストを行い、自動的に燃焼が停止することの確認	IN
10. 冷温水及び冷却水系統	① 出口及び入口の圧力損失が規定値内にあることの確認	IN
	② 各水室部に水漏れのないことの確認	IN
	③ 暖房時前の場合は、冷却水系の水抜きの確認、又は満水保管時の切替弁の確認	IN
11. 運転調整		
a. 音・振動	異常のないことの確認	IN, ON
b. 電流・電圧	① 運転時における主電源電圧の変動が規定値内にあることの確認	IN
	② 運転電流が規定値以下であることの確認	IN, ON
c. 温度制御	設定温度で作動することの確認	IN, ON
d. 燃焼状態	① 正常に着火することの確認	IN, ON
	② フレーム電流を測定し、その良否の確認	IN, ON
	③ 排ガス中の酸素濃度及び一酸化炭素濃度、排ガス温度、ドラフト、燃料圧力、燃料消費量等を測定し、その値が規定の許容範囲内にあることを確認。 なお、油だきは、スモークの有無の確認	IN, ON
e. 電動機	回転方向が正しいことの確認	IN

f. 熱交換器	① 冷温水及び冷却水の入口温度及び出口温度、溶液温度、溶液濃度、凝縮温度、蒸発温度等を測定し、その値が許容範囲内にあることの確認	IN, ON	
	② 不凝縮ガスの混入及び冷却管の汚れの有無の点検	IN, ON	
12. 真空気密	① 抽気ポンプで機内の不凝縮ガスを採取し、規定値以下にあることの確認	IN, ON	
	② パラジウムセル部の焼損及び劣化の有無の点検	IN, ON	
13. 冷媒・吸収剤	① 攪拌した溶液を適量採取し、腐食防止剤濃度及びアルカリ濃度が規定の許容範囲内にあることの確認	ON	
	② 溶液に汚れのないことの確認	IN, ON	

4.3.6 パッケージ形空気調和機

(a) 本項は、JIS B 8616（パッケージエアコンディショナ）で定格冷房標準能力56kW以下の空冷式（マルチ形を含む。）に適用する。

(b) フロン排出抑制法に基づく簡易点検を３か月以内ごとに実施する。

なお、フロン排出抑制法に該当するもの（圧縮機電動機の定格出力の合計が7.5kW以上）の定期点検は、特記による。

(c) 加湿器及び補助加熱器（暖房用電気ヒーター等）の点検は、特記による。

(d) パッケージ形空気調和機の作業項目及び作業内容は、表4.3.6(A)及び表4.3.6(B)による。

なお、ドレンパンの点検は、各階ごとに代表となる屋内機の抜き取り点検とする。

(e) 点検時期及び回数は、次による。

(1) シーズンイン点検：冷房の運転期間開始前に年１回

(2) シーズンオン点検：冷房及び暖房の運転期間中に毎月１回。ただし、屋外機については３か月に１回とする。

表4.3.6(A) パッケージ形空気調和機（屋外機）

作業項目	作業内容	点検時期	備考
1. 基礎・固定部	① 亀裂、沈下等の異常の有無の点検	IN	
	② 固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みの点検	IN	
	③ 防振材、ストッパー等の劣化及び緩みの有無の点検	IN	
2. 外観の状況	① 腐食、変形、破損等の有無の点検	IN, ON	
	② 機器及び機器周辺の油のにじみの有無の点検	IN, ON	

3. 電気系統			
a. 動力回路	動力回路の絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	IN	
b. 端子	緩み及び変色の有無の点検	IN	
c. 操作盤	盤内の汚れ、異物の付着、緩み及び変形の有無の確認	IN	
d. クランクケースヒータ	通電、発熱状態の異常がないことの点検	IN	
4. 送風機			
a. Vベルト	緩み、亀裂、摩耗等の有無の点検	IN	
b. 軸受	異常音、異常振動等の有無の点検	IN	
c. 羽根車	汚れ、損傷等の有無の点検	IN	
5. 冷媒系統	① ガス漏れの有無の点検	IN	
	② 配管の損傷等の有無の点検	IN	
	③ 四方弁動作の良否の点検	IN	
6. 空気熱交換器	汚れ、さび、腐食、損傷等の有無の点検	IN, ON	
7. 保安装置			
a. 圧力開閉器	作動の良否の確認	IN	
b. 安全弁	ガス漏れ、変形等の有無の確認	IN	
c. 過熱防止器	作動の良否の確認	IN	
d. 圧力計	指示値が正常であることの確認	IN	
8. 自動制御機器	温度調節器、湿度調節器、タイマー制御、圧力制御及び容量制御が設定値で作動することの確認	IN	
9. 運転調整			
a. 音・振動	異常がないことの確認	IN, ON	
b. 電源電圧	① 供給電源電圧に異常がないことの確認	IN	
	② 運転時における電圧変動が規定値内にあることの確認	IN	
c. 運転電流	主電流及び圧縮機電流が定格以下にあることの確認	IN	
d. 空気熱交換状況	吸込空気と吹出空気の温度差が適正で空気熱交換状況が正常であることの確認	IN	

表4.3.6(B) パッケージ形空気調和機（屋内機）

作業項目	作業内容	点検時期	備考
1. 外観の状況			
a. 本体	腐食、変形、破損等の有無の点検	IN	
b. 吸込口・吹出口	汚れ、破損等の有無の点検	IN	
2. 水系統			
a. ドレンパン	汚れ、さび、腐食等の有無の点検	IN, ON	・ONは冷房運転期間中に限る。 ・必要に応じて清掃を実施
b. ドレン排水	本体のドレン排水確認を行い、支障のないことの確認	IN	

3. 送風機 a. 軸受 b. 羽根車	 異常音、異常振動等の有無の点検 汚れ、損傷等の有無の点検	 IN IN	
4. エアフィルター a. ろ材 b. 枠	 詰まり、損傷等の有無の点検 変形、腐食等の有無の点検	 IN, ON IN, ON	
5. 空気熱交換器	① 汚れ、損傷等の有無の点検 ② 霜付きの有無の点検	IN, ON IN, ON	
6. 自動制御機器	リモコンスイッチ等によるON-OFF、温度調整の作動確認	IN	
7. 運転調整 a. 音・振動 b. 空気熱交換状況	 異常がないことの確認 吸込空気と吹出空気の温度差が適正で空気熱交換状況が正常であることの確認	 IN IN	

4.3.7 ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機

(a) 本項は、JIS B 8627（ガスヒートポンプ冷暖房機）の定格冷房標準能力が85kW 以下のものに適用する。

(b) フロン排出抑制法に基づく簡易点検を３か月以内ごとに実施する。

なお、フロン排出抑制法に該当するもの（圧縮機電動機の定格出力の合計が7.5kW 以上）の定期点検は、特記による。

(c) 加湿器の点検及び原動機の精密点検は、特記による。

(d) 温水取出機能、消費電力自給装置及び電源自立型で消費電力自給装置及び蓄電池を備える機器の点検は、特記による。

(e) ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機の作業項目及び作業内容は、表4.3.6(A)及び表4.3.6(B)よる。

原動機、原動機冷却水ポンプ、排熱回収用熱交換器及び排気装置の点検は、表4.3.6(A)の3.電気系統及び9.運転調整の作業項目と読み替える。

なお、ドレンパンの点検は、各階ごとに代表となる屋内機の抜き取り点検とする。

(f) 点検時期及び回数は、次による。

(1) シーズンイン点検：冷房の運転期間開始前に年１回

(2) シーズンオン点検：冷房及び暖房の運転期間中に毎月１回。ただし、屋外機については３か月に１回とする。

4.3.8 氷蓄熱ユニット

(a) 本項は、圧縮機用電動機出力11kW を超える氷蓄熱ユニットに適用する。

(b) 高圧ガス保安法に基づく定期自主検査は、本項の仕様等により実施する。

(c) 高圧ガス保安法に基づく保安検査は、特記による。

なお、経済産業省令に定める者による性能検査に立ち会うものとし、申請料の負担は、特記による。

(d) フロン排出抑制法に基づく簡易点検を３か月以内ごとに実施する。

なお、フロン排出抑制法に該当するもの（圧縮機電動機の定格出力の合計が7.5kW 以上）の定期点検は、特記による。

(e) 氷蓄熱ユニットの作業項目及び作業内容は、表4.3.8 によるほか、次による。

(1) チリングユニットを用いる場合は、表4.3.1による。

(2) 空気熱源ヒートポンプユニットを用いる場合は、表4.3.2による。

(3) スクリュー冷凍機を用いる場合は、表4.3.1の当該事項による。

(f) 点検時期及び回数は、次による。

(1) シーズンイン点検：冷房及び暖房の運転期間開始前に年各１回

(2) シーズンオフ点検：冷房及び暖房の運転期間終了後に年各１回

表4.3.8 氷蓄熱ユニット

作業項目	作業内容	点検時期	備考
1.基礎・固定部	① 亀裂、沈下等の有無の点検	IN, OFF	
	② 固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みの点検	IN, OFF	
	③ 防振材、ストッパー等の劣化及び緩みの有無の点検	IN, OFF	
2.タンク	水漏れ及び外面のさび、腐食、損傷等の有無の点検	IN, OFF	
3.氷生成装置	熱交換器部分の汚れ、破損等の有無の点検	IN, OFF	

4.3.9 冷却塔

(a) 冷却塔の点検・保守等は、建築物衛生法、同法に基づく厚生労働省告示等の関係法令を遵守し適切に実施する。

(b) 冷却塔の作業項目及び作業内容は、表4.3.9 による。

(c) 点検時期及び回数は、次による。

(1) シーズンイン点検：運転期間開始前に年１回

(2) シーズンオン点検：運転期間中に毎月１回

(3) シーズンオフ点検：運転期間終了後に年１回

表4.3.9 冷却塔

作業項目	作業内容	点検時期	備考
1.基礎・固定部	① 亀裂、沈下等の有無の点検	IN	
	② 基礎ボルトの緩み及び劣化の有無の点検	IN	
	③ 防振装置の損傷等の有無の点検	IN	
	④ 防振ストッパーの緩み及び劣化の有無の点検	IN	
	⑤ 取付状態の点検	ON	

2. 外観の状況		
a. 本体	損傷、変形及び汚れの有無の点検	IN, ON, OFF
b. 散水装置	① 損傷、変形、さび及び汚れの有無の点検	IN, ON, OFF
	② 散水穴の目詰まりの有無の点検	IN, ON, OFF
	③ 散水管の回転が円滑であることの確認	IN, ON, OFF
c. 熱交換器（密閉形に限る）	コイルの汚れ、損傷等の有無の点検	IN, OFF
d. エリミネータ	損傷、変形及び目詰まりの有無の点検	IN, OFF
e. ルーバ	損傷、変形及び目詰まりの有無の点検	IN, ON, OFF
f. 充填材	① スケール等の付着の有無の点検	IN, ON, OFF
	② 目詰まりの有無の点検	IN, ON, OFF
	③ 座屈、変形等の有無の点検	IN, ON, OFF
g. 架台	① 損傷、変形等の有無の点検	IN, ON, OFF
	② 固定金具の劣化及び組み立てボルトの緩みの有無の点検	IN, ON, OFF
h. 梯子・点検扉	損傷、変形、腐食等の有無の点検	IN, OFF
3. 水槽		
a. 本体	① 内外面の損傷、変形及び汚れの有無の点検	IN, ON, OFF
	② 水漏れの有無の点検	IN, ON, OFF
	③ 水位が規定の位置にあることの確認	IN, ON
b. 給水装置	ボールタップ等が確実に作動することの確認	IN, ON, OFF
c. ストレーナ	目詰まり、損傷等の有無の点検	IN, ON, OFF
d. フレキシブルジョイント	接続部の緩み、腐食等の有無の点検	IN, OFF
4. 送風機		
a. 羽根車	① 損傷、腐食、汚れ等の有無の点検	IN, ON, OFF
	② 回転に支障のないことの確認	IN, ON, OFF
b. ファンケーシング	損傷、腐食等の有無の点検	IN, ON, OFF
c. 軸受	① 軸が円滑に回転することの確認	IN, ON, OFF
	② 油量の適否の点検	IN, ON
d. 電動機	① 損傷、腐食等の有無の点検	IN
	② 円滑に回転することの確認	IN, OFF
	③ 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	IN
	④ 異常音、異常振動等の有無の点検	ON
e. ベルト	① 張り具合の適否の点検	IN, ON, OFF
	② 損傷及び摩耗の有無の点検	IN, ON, OFF
f. プーリ	損傷、摩擦等の有無の点検	IN, ON, OFF
5. 散水ポンプ（密閉形に限る）		
a. 本体	① 汚れ、損傷、腐食等の有無の点検	IN, OFF
	② 異常振動の有無の確認	ON
b. 電動機	① 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	IN
	② 回転方向が正しいことの確認	IN
	③ 電流が定格値内であることの確認	IN
	④ 異常音、異常振動の有無の確認	ON
6. 凍結防止装置	① サーモスタットが設定値で作動することの確認	IN
	② ヒーターの作動電流が定格電流以下にあることの確認	IN, ON
	③ ヒーターの絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	IN

7. 運転調整	① 電動機の回転方向が正しいことの確認 ② 異常音及び異常振動のないことの確認 ③ 電源電圧の変動が規定値内にあることの確認 ④ 運転電流が定格値以下にあることの確認 ⑤ 散水管の回転数が許容範囲内にあることの確認 ⑥ 散水が均一に分散していることの確認 ⑦ 水槽の水位が運転前及び運転状態が適正であることの確認	IN IN IN, ON IN, ON IN, ON IN, ON IN	
8. 冷却水及び補給水	第７節「水質管理」の当該事項による。	ON	・特記がある場合
9. シーズンオフ時の保存	器内の水を確実に抜いたうえ、保存	OFF	
10. シーズンイン時の清掃	本体及び冷却水配管の清掃	IN	・消毒等を行う場合は特記による。

第４節 空気調和等関連機器

4.4.1 オイルタンク

(a) 消防法、危険物の規制に関する政令、危険物の規制に関する規則、地方公共団体の条例等に基づく地下オイルタンク、屋内オイルタンク及びオイルサービスタンクの計測装置、ポンプ類を除く本体部分の定期点検は、本項による。

(b) 地下オイルタンクで、鋼製強化プラスチック製二重殻タンク及びタンク内高感度センサー等漏れの検知装置を有する場合は、本項は適用しない。

(c) 地下オイルタンクの定期点検の作業項目及び作業内容は、表4.4.1(A)による。

(d) 屋内オイルタンクの定期点検の作業項目及び作業内容は、表4.4.1(B)による。

(e) オイルサービスタンクの定期点検の作業項目及び作業内容は、表4.4.1(C)による。

(f) 点検周期は、次による。

地下オイルタンクの定期点検　：特記による。特記がない場合は、年１回
ただし、設置15年以内のものは、3年に1回

屋内オイルタンクの定期点検　：特記による。特記がない場合は、年１回

オイルサービスタンクの定期点検　：特記による。特記がない場合は、年１回

表4.4.1(A) 地下オイルタンク（定期点検）

作業項目	作業内容	備考
1. 基礎 a. 上部スラブ b. マンホール	亀裂、崩没、沈下等の有無の点検 ① パッキン及びその当り面の損傷並びに密閉状態の良否の点検 ② プロテクター内部の汚れ、滞水、滞油及び堆積物の有無の点検	

2. 本体及び配管	①危険物に接する全ての部分について、「ガス加圧法」、「液体加圧法」、「微加圧法」、「微減圧法」、及び「その他の方法」のうち、当該タンクに適する方法により漏れの点検 ② 残量の測定又は漏えい検査管により漏れの有無の点検	
3. 通気口	① 取付け状態の良否の点検 ② 引火防止網の脱落、腐食及び目詰まりの有無の点検	
4. 標識・掲示板	汚れの有無の点検、表示が明瞭であることの確認	

表4.4.1(B) 屋内オイルタンク（定期点検）

作業項目	作業内容	備考
1. 基礎・固定部	① 基礎及び防油提の亀裂、沈下等の有無の点検 ② 防油提の油だまりのごみ又は堆積物の有無の点検 ③ 架台の曲り、さび、損傷等の有無の点検 ④ 基礎ボルト、取付けボルト、固定金具等の緩み、損傷等の有無の点検 ⑤ 配管支持部の取付け状態の良否の点検	
2. 外観の状況	① 損傷、腐食等の有無の点検 ② 漏れの有無の点検	
3. 管・弁		
a. 管	① 漏れ、損傷、腐食等の有無の点検 ② 緩衝装置の取付け状態及び機能の良否の点検	
b. 弁	作動の良否及び損傷等の有無の点検	
4. 附属品		
a. 油面計	損傷の有無を点検及び指示が正しいことの確認	
b. 注油口	① 変形、損傷及び漏れの有無を点検し、蓋の閉鎖状態に異常のないことの確認 ② 注油口において油量の計測が不可能なものは、遠隔式計量装置又は自動式警報装置が設けられていることの確認	
c. 通気口	① 取付け状態の良否の点検 ② 引火防止網の脱落、腐食及び目詰まりの有無の点検	
d. はしご・点検扉	取付け状態の良否及びさび、腐食等の有無の点検	
5. 標識・掲示板	汚れの有無の点検、表示が明瞭であることの確認	

表4.4.1(C) オイルサービスタンク（定期点検）

作業項目	作業内容	備考
1. 基礎・固定部	① 基礎及び防油堤の亀裂及び損傷の有無の点検 ② 架台の曲り、さび、損傷等の有無の点検 ③ 基礎ボルト、取付けボルト、固定金具等の緩み、損傷等の有無の点検 ④ 配管が正しく取付けられ、配管の荷重が接合部又は本体にかからないよう平均に負担していることの確認	
2. 外観の状況	① 損傷、腐食等の有無の点検 ② 漏れの有無の点検	
3. 管・弁 a. 管	① 漏れ、損傷、腐食等の有無の点検 ② 緩衝装置の取付け及び機能の良否の確認	
b. 弁	作動の良否、損傷等の有無の点検	
4. 計器	① 汚れ及び損傷の有無の点検 ② 正常値を示していることの確認 ③ 固定の良否の点検	
5. 液面制御装置（フロートスイッチ）	① フロートの浸水、損傷等の有無の点検 ② フロートの上下によりポンプ及び警報の電源が入・切し、その位置が許容範囲内にあることの確認	
6. 警報装置・電極スイッチ	① 電極棒の異物付着の有無及び侵食の状態の点検 ② 作動の良否の点検	
7. 通気口	取付けの良否の点検	
8. はしご・点検扉	取付けの良否及びさび、腐食等の有無の点検	
9. 標識・掲示板	汚れの有無の点検、表示が明瞭であることの確認	

4.4.2 熱交換器・ヘッダー・密閉形隔膜式膨張タンク

(a) 労働安全衛生法に基づく定期自主検査及び人事院規則に基づく定期検査は、本項による。

(b) 労働安全衛生法に基づく性能検査及び人事院規則に基づく性能検査は、特記による。

なお、登録性能検査機関等による性能検査に立ち会うものとし、申請料の負担は、特記による。

(c) 熱交換器・ヘッダー・密閉形隔膜式膨張タンクの作業項目及び作業内容は、表4.4.2による。ただし、労働安全衛生法又は人事院規則で定める第一種圧力容器、第二種圧力容器及び小型圧力容器に該当しない場合は、本項は適用しない。

(d) 点検時期及び回数は、次による。

(1) シーズンイン点検：運転期間開始前又は法定性能検査前に年１回(第一種圧力容器に限る。)

(2) シーズンオン点検：運転期間中に毎月１回（第一種圧力容器に限る。）

：運転期間中に年１回（小型圧力容器及び第二種圧力容器）

表4.4.2 熱交換器・ヘッダー・密閉形隔膜式膨張タンク

作業項目	作業内容	点検時期	備考
1. 基礎・固定部	① 基礎の亀裂、沈下等の有無の点検	IN, ON	
	② 架台の曲り、さび、損傷等の有無の点検	IN, ON	
	③ 基礎ボルト、取付けボルト、固定金具等の緩み、損傷等の有無の点検	IN, ON	
	④ 配管支持部の変形の有無の点検	IN, ON	
2. 外観の状況	① 損傷、腐食等の有無の点検	ON	
	② 漏れの有無の点検	ON	
	③ 締付けボルトの緩み、腐食、曲り等の有無の点検	IN, ON	
	④ 保温材の脱落、損傷等の有無の点検	IN, ON	
	⑤ 本体より分離可能な場合は、加熱管を引出し、内外面のスケール、スラッジ等の異物の付着及び割れ、変形、腐食等の有無の点検	IN	
3. 内部の状況	① 付着物及び堆積物の有無の点検	IN	
	② 割れ、腐食、損傷等の有無の点検	IN	
4. 圧力計・水高計・温度計	① 正常値を指示していることの点検	ON	
	② 取付け部等の漏れの有無の点検	ON	
	③ 汚れ及び損傷の有無の点検	ON	
	④ 指針が大気圧の下でゼロ点の指示の確認	IN	
	⑤ 損傷等の有無の点検	IN	
	⑥ 導圧口、導圧管、サイホン管、コック等の詰まりの有無の点検	IN	
	⑦ 温度計感温部の腐食及び損傷の有無の点検	IN	
5. 附属管・弁			
a. 逃し管	① 漏れ、汚れ、損傷、腐食等の有無の点検	ON	
	② 保温材の脱落及び損傷の有無の点検	IN, ON	
	③ 詰まりの有無の点検	IN	
b. その他の管	① 漏れ、損傷、腐食等の有無の点検	ON	
	② 変形、腐食、曲り等の有無の点検	IN	
	③ 結露の有無の点検	IN	
	④ 伸縮継手の作動の良否、損傷等の有無の点検	IN	
c. 安全弁・逃し弁	① 取付けボルトの緩みの点検	ON	
	② 漏れの有無の点検	ON	
	③ テストレバーのあるものは、作動テストの実施	ON	
	④ 分解のうえ清掃	IN	
	⑤ 弁及び弁座の損傷の有無の点検	IN	
	⑥ 各部品を清掃し、損傷等の有無の点検	IN	
	⑦ 組み立て後、原則として吹出しテストの実施	IN	
d. 減圧弁	① １次側及び２次側の圧力計の圧力変動が許容範囲内にあることの確認	IN	
	② 損傷等の有無の点検	IN	
e. その他の弁	作動の良否及び損傷等の有無の点検	IN, ON	
6. 温度調整弁	① 作動の良否の点検	IN	・ヘッダーを除く。
	② 損傷等の有無及びスケール付着の有無の点検	IN	・ヘッダーを除く。

7. 蒸気トラップ	分解清掃のうえ、損傷等の有無の点検	IN	
8. 防食装置	① 流電陽極法は、防食材の消耗の程度の点検	IN	・ヘッダーを除く。
	② 外部電源法は、電極線の消耗の有無及び絶縁状態の有無の点検	IN	・ヘッダーを除く。
9. 溶解栓	劣化の有無の点検	IN	

4.4.3 還水タンク・開放形膨張タンク

還水タンク・開放形膨張タンクの作業項目及び作業内容は、表4.4.3による。

表4.4.3 還水タンク・開放形膨張タンク

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 基礎・固定部	① 基礎の亀裂、沈下等の有無の点検	1 Y	
	② 架台の曲り、さび、損傷等の有無の点検	1 Y	
	③ 基礎ボルト、取付けボルト、固定金具等の緩み、損傷等の有無の点検	1 Y	
	④ 配管支持部の取付け状態が適正であることの確認	1 Y	
2. 外観の状況	① 損傷、腐食等の有無の点検	1 Y	
	② 漏れの有無の点検	1 Y	
	③ 保温材の脱落、損傷等の有無の点検	1 Y	
3. 内部の状況	① 付着物及び堆積物の有無の点検	1 Y	
	② 内部の保護塗装の剥離等の有無の点検	1 Y	
4. 管・弁			
a. 管	漏れ、損傷、腐食等の有無の点検	1 Y	
b. 弁	漏れ、損傷等の有無及び作動の良否の点検	1 Y	
5. 附属品			
a. 計器（還水タンクに限る）	① 汚れ及び損傷の有無の点検	1 Y	
	② 正常値を指示していることの確認	1 Y	
	③ 固定の良否の点検	1 Y	
b. はしご・点検扉	取付けの良否及びさび、腐食等の有無の点検	1 Y	
6. 液面制御装置			
a. ボールタップ	① フロートの浸水、損傷等の有無及び作動の良否の点検	1 Y	
	② 給水停止状態での漏水の有無及び水位の適否の点検	1 Y	
b. フロートスイッチ（還水タンクに限る）	① フロートの浸水、損傷等の有無の点検	1 Y	
	② フロートの上下により電源が入・切し、その位置が規定の許容範囲内にあることの確認	1 Y	
c. 電極スイッチ	① 電極棒に異物付着の有無及び侵食の状態の点検	1 Y	
	② 水位の上下により電源が入・切し、その位置が正常に作動することの確認	1 Y	

4.4.4 ユニット形空気調和機・コンパクト形空気調和機

(a) ユニット形空気調和機・コンパクト形空気調和機の点検・保守は、建築物衛生法、同法に基づく厚生労働省告示等の関係法令を遵守し適切に実施する。

(b) ユニット形空気調和機・コンパクト形空気調和機の作業項目及び作業内容は、表4.4.4による。

(c) 空気清浄装置を附属している場合は、4.4.6「空気清浄装置」の作業項目及び作業内容を適用する。

(d) 点検時期及び回数は､次による。

(1) シーズンイン点検：冷房及び暖房の運転期間開始前に年各１回

(2) シーズンオン点検：冷房及び暖房の運転期間中に毎月１回

表4.4.4 ユニット形空気調和機・コンパクト形空気調和機

作業項目	作業内容	点検時期	備考
1. 基礎・固定部	① 亀裂、沈下等の有無の点検	IN	
	② 固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みの点検	IN	
	③ 防振材、ストッパー等の劣化及び緩みの有無の点検	IN	
2. 外部の状況			
a. 本体	① 設置の状況及び劣化・損傷の状況の確認	IN	[12条点検]
	② 腐食、変形、破損等の有無の点検	IN	
	③ 給気機の外気取り入れ口及び排気機の排気口の取り付け状況の点検	IN	[12条点検]
b. 保温材・吸音材	損傷及び脱落の有無の点検	IN	[12条点検]
3. 送風機			
a. 羽根車	① 汚れ、さび、腐食等の有無の点検	IN	
	② 回転バランスの良否の点検	IN	
b. シャフト	汚れ、さび、摩耗等の有無の点検	IN	
c. ベルト	緩み、摩耗、損傷等の有無の点検	IN, ON	
d. プーリ	摩耗等の有無の点検	IN	
e. 軸受	① 異常音、異常振動等の有無の点検	IN, ON	
	② 給油の状態の点検	IN, ON	
f. カップリング	摩耗、損傷等の有無の点検	IN	
g. 電動機	① 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	IN	
	② 回転方向が正しいことの確認	IN	
	③ 表面温度の異常の有無の点検	ON	
	④ 電流が定格値内であることの確認	IN, ON	
4. 熱交換器	冷温水コイル、蒸気コイル等の汚損、腐食、損傷等の有無の点検	IN	
5. 加湿器	① 加湿器の詰まりの有無を点検し、清掃の実施	IN, ON	・ONは必要に応じて実施
	② 作動の良否の点検	IN, ON	
	③ 汚れ、損傷等の有無の点検	ON	
	④ 加湿状態点検用ランプが点灯することの確認	IN, ON	

6. エリミネータ	詰まり、腐食等の有無の点検	IN, ON	
7. 水系統			
a. 加湿用給水	① 給水止弁の開閉の点検	ON	
	② 漏れ及び汚れのないことの確認	ON	
b. ドレンパン	汚れ、さび、腐食等の有無を点検	IN, ON	・INは冷房運転期間開始前、ONは冷房運転期間中に限る。 ・必要に応じて清掃を実施
c. ドレン排水	本体のドレン排水確認を行い、詰まりのないことの確認	IN, ON	・ONは必要に応じて実施
8. エアフィルター（プレフィルター）			
a. ろ材	詰まり、損傷等の有無の点検	IN, ON	
b. 枠	変形、腐食等の有無の点検	IN, ON	
9. 運転調整	① 運転の状況の確認	IN	[12条点検]
	② 運転時における電圧変動が既定値以下であることの確認	IN	
	③ 運転電流が定格以下であることの確認	IN	
	④ インバーター設置の場合は、単体運転にて電圧及び電流値が異常でないことを確認	IN	

4.4.5 ファンコイルユニット・ファンコンベクター

(a) ファンコイルユニット・ファンコンベクターの作業項目及び作業内容は、表4.4.5 による。

(b) 点検時期及び回数は次による。

シーズンイン点検：冷房及び暖房の運転期間開始前に年各１回（ファンコイルユニット）
暖房の運転期間開始前に年１回（ファンコンベクター）

表4.4.5 ファンコイルユニット・ファンコンベクター

作業項目	作業内容	備考
1. 外観の状況		
a. 本体	① 腐食、変形、破損等の有無の点検	
	② 固定金具、固定ボルトの緩み、変形、腐食等の有無の点検	
b. 保温材・吸音材	損傷及び脱落の有無の点検	
c. 吹出口	汚れ、破損等の有無の点検	
2. 送風機		
a. 羽根車	① 汚れ及びさび、腐食、変形等の有無の点検	
	② 回転バランスの良否の点検	
b. 電動機	① 異常音、異常振動等の有無の点検	
	② 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	
	③ 回転がスムーズであることの確認	

3. 熱交換器	① 冷温水コイルの破損及び腐食の有無の点検 ② フィンの汚れ及び目詰まりの有無の点検	
4. 排水系統(ファンコイルユニットに限る)		
a. ドレンパン	汚れ、さび、腐食等の有無の点検	・冷房運転期間開始前に限る。 ・必要に応じて清掃を実施
b. ドレン排水	本体のドレン排水確認を行い、詰まりのないことの確認	・冷房運転期間開始前に限る。 ・必要に応じて清掃を実施
5. エアフィルター		
a. ろ材	汚れ、損傷等の有無の点検	
b. 枠	変形、腐食等の有無の点検	
6. 電装部品		
a. 電気配線	損傷、過熱等の有無の点検	
b. 接続端子	端子接続の緩みの有無の点検	
c. 操作スイッチ・運転表示灯	① 損傷、破損等の有無の点検 ② 表示灯の点灯状態の点検 ③ 風量切替え等の作動の良否の点検	
7. 弁類	① 損傷及び破損の有無の点検 ② エア抜き弁の良否の点検	

4.4.6 空気清浄装置

(a) 本項は、パネル形、折込み形、袋形、自動巻取形、電気集じん器（自動巻取形）及び電気集じん器（パネル形）に適用する。

(b) 空気清浄装置の点検・保守は、建築物衛生法、同法に基づく厚生労働省告示等の関係法令を遵守し適切に実施する。

(c) ろ材の交換は、特記による。

なお、ろ材を交換するときは、付着した粉じんを下流に飛散させないように送風機を停止して行う。

(d) 空気清浄装置の作業項目及び作業内容は、表4.4.6による。

表4.4.6 空気清浄装置

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 基礎・固定部	① 亀裂、沈下等の有無の点検	1 Y	
	② 固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みの点検	1 Y	
	③ 防振材、ストッパー等の劣化及び緩みの有無の点検	1 Y	

2. ろ材	① 目詰まりの有無の点検 ② 差圧計により圧力損失の点検	6 M 6 M	
3. 枠又はケーシング	① パネル形、折込み形、袋形及び電気集じん器（パネル形）のものは、枠の変形、腐食等の有無の点検 ② 自動巻取形、電気集じん器（自動巻取形及びパネル形）のものは、ケーシングの変形、腐食等の有無の点検	6 M 6 M	
4. チャンバー	変形、腐食、汚れ等の有無の点検	6 M	
5. 制御盤	① 表示灯の点灯の良否の点検 【自動巻取形、電気集じん器（自動巻取形及びパネル形）】 ② タイマー又は差圧計の作動の良否の点検 【自動巻取形、電気集じん器（自動巻取形）】	6 M 6 M	
6. 巻取機構	電動機等の作動の良否の点検 【自動巻取形、電気集じん器（自動巻取形）】	6 M	
7. 高圧電源部（電気集じん器に限る）	電圧が規定値にあることの確認	1 Y	・パネル形は6Mとする。
8. 荷電部・集じん部（電気集じん器に限る）	① 汚れの有無の点検 ② 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認 ③ 放電線の劣化の有無の確認	6 M 1 Y 6 M	・パネル形は6Mとする。
9. 運転調整	① 運転時における電圧変動が規定値内であることの確認 ② 運転電流が定格以下であることの確認	6 M 6 M	

4. 4. 7 ポンプ

(a) 本項は、空調用ポンプ、ボイラー給水ポンプ、真空給水ポンプユニット及びオイルポンに適用する。

(b) ポンプの作業項目及び作業内容は、表4. 4. 7による。

(c) 周期Ⅰ又は周期Ⅱの適用は特記により、表単位で同一の周期とする。
なお、特記がない場合は「周期Ⅰ」による。

表4. 4. 7 ポンプ

作業項目	作業内容	周 期 Ⅰ	周 期 Ⅱ	備考
1. 基礎・固定部	① 固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みの有無の点検 ② 防振材、ストッパー等の劣化及び緩みの有無の点検	6 M 6 M	1 Y 1 Y	

2. 外観の状況	① 腐食、損傷及び漏洩の有無の点検	6 M	6 M	
	② 軸継手ゴムの損傷等の有無の点検	6 M	1 Y	
	③ ベルトの損傷等の有無の点検	6 M	6 M	
	④ 芯出しの良否の点検	6 M	1 Y	
	⑤ ポンプの吸込圧力及び吐出し圧力が許容範囲内にあることの確認	6 M	6 M	
	⑥ 真空給水ポンプユニットの場合は、受水タンク内の真空度及び吐出し圧力が許容範囲内にあることの確認	6 M	6 M	
	⑦ 軸封の漏水状態の点検	6 M	6 M	・必要に応じてパッキンの増締め実施
	⑧ 設置の状況の確認	6 M	1 Y	
3. 電動機	① 電動機が外部より調査できる場合は、発熱の異常の有無の点検	6 M	6 M	
	② 回転方向が正しいことの確認	1 Y	1 Y	
	③ 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	6 M	1 Y	
	④ 運転電流が定格値以下であることの確認	6 M	6 M	
4. 制御機器（真空給水ポンプユニットに限る）				
a. 制御盤	① 電磁開閉器の接点の劣化の有無の点検	6 M	6 M	
	② 表示ランプの点灯の良否の点検	6 M	6 M	
b. 真空開閉器、水位調整器	作動の良否の点検	6 M	6 M	
c. 電磁弁装置	作動の良否の点検	6 M	6 M	
5. フート弁・逆止弁	開閉状態の良否の点検	6 M	1 Y	
6. 圧力計・連成計又は真空計	① 腐食及び損傷の有無の点検	1 Y	1 Y	
	② 指示値が適正であることの確認	1 Y	1 Y	
7. 運転調整	① 運転時における電圧変動が規定値内であることの確認	1 Y	1 Y	
	② 運転電流が定格以下であることの確認	1 Y	1 Y	

4.4.8 送風機

(a) 送風機の点検・保守は、建築物衛生法、同法に基づく厚生労働省告示等の関係法令を遵守し適切に実施する。

(b) 送風機の作業項目及び作業内容は、表4.4.8による。

(c) 周期Ⅰ又は周期Ⅱの適用は特記により、表単位で同一の周期とする。
なお、特記がない場合は「周期Ⅰ」による。

表4.4.8 送風機

作業項目	作業内容	周期Ⅰ	周期Ⅱ	備考
1. 基礎・固定部	① 亀裂、沈下等の有無の点検	1Y	1Y	
	② 固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みの点検	6M	1Y	
	③ 防振材の破損等の有無の点検	6M	1Y	
	④ 天井吊りの場合の脱落防止、吊り支持等の金具の緩み及び腐食の有無の点検	6M	1Y	
2. 外観の状況	① 設置の状況の確認	6M	1Y	[12条点検]
	② 汚れの有無の点検	6M	1Y	
	③ 腐食及びボルトの緩みの有無の点検	6M	1Y	
3. 電動機	① 電動機が外部より調査できる場合は、発熱の異常の有無の点検	6M	6M	
	② 回転方向が正しいことの確認	1Y	1Y	
	③ 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	6M	1Y	
	④ 運転電流が、定格値以下であることの確認	6M	6M	
4. 軸受	発熱、異常音及び異常振動の有無の点検	6M	6M	
5. Vベルト	緩み、摩耗、損傷等の有無の点検	6M	6M	・電動機直動形を除く。
6. Vベルトカバー	変形、損傷等の有無の点検	6M	6M	・電動機直動形を除く。
7. Vプーリ	① 摩耗、損傷等の有無の点検	6M	6M	・電動機直動形を除く。
	② 芯だしの良否の点検	6M	6M	・電動機直動形を除く。
8. 羽根車	① 汚れ、変形、腐食等の有無の点検	1Y	1Y	
	② ボルトの緩みの有無の点検	1Y	1Y	
	③ ケーシング等に接触していないことの確認	1Y	1Y	
9. 運転調整	① 運転時における電圧変動が規定値内であることの確認	1Y	1Y	
	② 運転電流が定格以下であることの確認	1Y	1Y	

4.4.10 全熱交換器

(a) 全熱交換器の点検・保守は、建築物衛生法、同法に基づく厚生労働省告示等の関係法令を遵守し適切に実施する。

(b) 本項は、処理風量が2,000 ㎥/h 以上の回転形・静止形全熱交換器、1,000 ㎥/h 未満の天井隠ぺい形全熱交換ユニット（カセット形は除く。）及び500 ㎥/h 以上6,000 ㎥/h 以下の床置形全熱交換ユニットに適用する。

(c) 回転形・静止形全熱交換器の作業項目及び作業内容は、表4.4.10(A)による。

(d) 天井隠ぺい形全熱交換ユニットの作業項目及び作業内容は、表4.4.10(B)による。

(e) 床置形全熱交換ユニットの作業項目及び作業内容は、表4.4.10(C)による。

(f) 周期Ⅰ又は周期Ⅱの適用は特記により、表単位で同一の周期とする。

なお、特記がない場合は「周期Ⅰ」による。

表4.4.10(A) 回転形・静止形全熱交換器（2,000m3/h以上）

作業項目	作業内容	周期Ⅰ	周期Ⅱ	備考
1. 基礎・固定部	① 亀裂、沈下等の有無の点検	1Y	1Y	
	② 固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みの点検	6M	1Y	
2. 外観の状況				
a. 本体・点検口	さび、腐食、変形、破損等の有無の点検	1Y	1Y	
b. フィルター	詰まり、損傷等の有無の点検	6M	6M	
c. 保温材	破損の有無の点検	1Y	1Y	
3. 熱交換エレメント				
a. 軸受（回転形に限る）	① 異常音、異常振動等の有無の点検	6M	6M	
	② 給油の状態の点検	6M	6M	
b. エレメント	詰まり、損傷等の有無の点検	6M	6M	
c. エアシール（回転形に限る）	異常摩耗、破損等の有無の点検	6M	6M	
d. 駆動装置（回転形に限る）	ベルト又はチェーンの緩み、損傷等の有無の点検	6M	6M	
e. ケーシング	汚れ、さび、腐食等の有無の点検	1Y	1Y	
4. 電気系統（回転形に限る）				
a. 電源電圧	電圧の変動が規定値内にあることの確認	1Y	1Y	
b. 電動機	① 絶縁抵抗の測定、その良否の確認	1Y	1Y	
	② 表面温度の異常の有無の点検	1Y	1Y	
	③ 電流が定格値内であることの確認	6M	6M	
	④ オイルシールの油漏れの有無の点検	1Y	1Y	
c. リレー	作動の良否の点検	6M	6M	
d. 端子類	緩み、変色、溶損等の有無の点検	1Y	1Y	

表4.4.10(B) 天井隠ぺい形全熱交換ユニット（カセット形は除く）（1,000m3/h未満）

作業項目	作業内容	周期Ⅰ	周期Ⅱ	備考
1. 固定部	① 亀裂、沈下等の有無の点検	1Y	1Y	
	② 固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みの有無の点検	6M	1Y	
2. 外観の状況				
a. 本体・点検口	さび、腐食、変形、破損等の有無の点検	1Y	1Y	
b. フィルター	詰まり、損傷等の有無の点検	6M	6M	
c. 保温材	破損の有無の点検	1Y	1Y	

3. 熱交換エレメント				
a. 軸受	① 異常音、異常振動等の有無の点検	6 M	6 M	
（回転形に限る）	② 給油の状態の点検	6 M	6 M	
b. エレメント	詰まり、損傷等の有無の点検	6 M	6 M	
c. エアシール	異常摩耗、破損等の有無の点検	6 M	6 M	
（回転形に限る）				
d. 駆動装置	ベルト又はチェーンの緩み、損傷等の有無	6 M	6 M	
（回転形に限る）	の点検			
e. ケーシング	汚れ、さび、腐食等の有無の点検	1 Y	1 Y	
（回転形に限る）				
4. 送風機	異常音、異常振動等の有無の点検	1 Y	1 Y	
5. 電気系統				
（回転形に限る）				
a. 電源電圧	電圧の変動が規定値内にあることの確認	1 Y	1 Y	
b. 電動機	① 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	1 Y	
	② 表面温度の異常の有無の点検	1 Y	1 Y	
	③ 電流が定格値内であることの点検	6 M	6 M	
	④ オイルシールの油漏れの有無の点検	1 Y	1 Y	
c. リレー	作動の良否の点検	6 M	6 M	
d. 端子類	緩み、変色、溶損等の有無の点検	1 Y	1 Y	

表4.4.10(C) 床置形全熱交換ユニット（500m3/h以上6,000m3/h以下）

作業項目	作業内容	周期Ⅰ	周期Ⅱ	備考
1. 基礎・固定部	① 亀裂、沈下等の有無の点検	1 Y	1 Y	
	② 固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みの点検	6 M	1 Y	
2. 外観の状況				
a. 本体・点検口	さび、腐食、変形、破損等の有無の点検	1 Y	1 Y	
b. フィルター	詰まり、損傷等の有無の点検	6 M	6 M	
c. 保温材	破損の有無の点検	1 Y	1 Y	
3. 熱交換エレメント				
a. 軸受	① 異常音、異常振動等の有無の点検	6 M	6 M	
（回転形に限る）	② 給油の状態の点検	6 M	6 M	
b. エレメント	詰まり、損傷等の有無の点検	6 M	6 M	
c. エアシール	異常摩耗、破損等の有無の点検	6 M	6 M	
（回転形に限る）				
d. 駆動装置	ベルト又はチェーンの緩み、損傷等の有無	6 M	6 M	
（回転形に限る）	の点検			
e. ケーシング	汚れ、さび、腐食等の有無の点検	1 Y	1 Y	
（回転形に限る）				
4. 送風機				
a. 軸受	① 異常音、異常振動等の有無の点検	6 M	6 M	
	② 給油の状態の点検	6 M	6 M	
b. Vベルト	ベルトの緩み、摩耗、損傷等の有無の点検	6 M	6 M	
c. ケーシング	汚れ、さび、腐食等の有無の点検	1 Y	1 Y	
d. 羽根車	① 汚れ、さび、腐食、損傷等の有無の点検	1 Y	1 Y	
	② 回転バランスの良否の点検	6 M	1 Y	

4. 送風機				
a. 軸受	① 異常音、異常振動等の有無の点検	6 M	6 M	
	② 給油の状態の点検	6 M	6 M	
b. Vベルト	ベルトの緩み、摩耗、損傷等の有無の点検	6 M	6 M	
c. ケーシング	汚れ、さび、腐食等の有無の点検	1 Y	1 Y	
d. 羽根車	① 汚れ、さび、腐食、損傷等の有無の点検	1 Y	1 Y	
	② 回転バランスの良否の点検	6 M	1 Y	
5. 電気系統（回転形に限る）				
a. 電源電圧	電圧の変動が規定値内にあることの確認	1 Y	1 Y	
b. 電動機	① 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	1 Y	
	② 表面温度の異常の有無の点検	1 Y	1 Y	
	③ 電流が定格値内であることの確認	6 M	6 M	
	④ オイルシールの油漏れの有無の点検	1 Y	1 Y	
c. リレー	作動の良否の点検	6 M	6 M	
d. 端子類	緩み、変色、溶損等の有無の点検	1 Y	1 Y	

第５節 給排水衛生機器

4.5.1 受水タンク・高置タンク

(a) 受水タンク・高置タンクの点検・保守は、水道法（昭和32 年法律第177 号）、水道法施行令（昭和32 年政令第336 号）、水道法施行規則（昭和32 年厚生省令第45 号）、水質基準に関する省令（平成15 年厚生労働省令第101 号）、建築物衛生法、同法に基づく厚生労働省告示、地方公共団体の条例等の関係法令を遵守し適切に実施する。

(b) 本項は、飲料水又は雑用水を貯蔵する受水タンク及び高置タンクの点検に適用する。

(c) 受水タンク・高置タンクの作業項目及び作業内容は、表4.5.1 による。

表4.5.1 受水タンク・高置タンク

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 基礎・固定部	① 亀裂、沈下等の有無の点検	1 Y	
	② 固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みの点検	1 Y	
	③ 架台のさび、腐食等の有無の点検	1 Y	
	④ 架台のたわみ及び基礎部隙間の有無の点検	1 Y	
	⑤ 基礎部の水平度、不等沈下等の確認	1 Y	
2. 外観の状況（外部ケーシング）	① 水漏れ及び外面のさび、腐食、損傷等の有無の点検	1 Y	[12条点検]
	② 接合金具及び接合ボルトの緩み、腐食等の有無の点検	1 Y	
	③ 内・外部補強材の緩み、変形及び内面の腐食、損傷等の有無の点検	1 Y	
	④マンホールの密閉状態及び施錠の良否の点検	1 Y	
	⑤はしごの腐食及び取付ボルトのゆるみの有無の確認	1 Y	
3. 附属装置			
a. ボールタップ・定水位調整弁	① 浸水、変形、損傷等の有無及び作動の良否の点検	1 Y	
	② 水の供給を停止したとき、水漏れ及び衝撃のないことの確認	1 Y	

b. 水面制御及び警報装置（フロートスイッチ・レベルスイッチ・電極棒）	① 汚れ、腐食、損傷等の有無の点検 ② 水位電極部、パイロット管等の接続部の緩み及び腐食の有無の点検 ③ 作動の良否の点検	1 Y 1 Y 1 Y	
c. 塩素滅菌器	ボール弁及びサイホンブレーカーの作動の良否の点検	1 Y	
4. 配管	① 変形、腐食、損傷等の有無の点検 ② 防虫網の詰まり、腐食、損傷等の有無の点検 ③ 配管支持の固定点の位置が適切か確認 ④ フレキシブルジョイントにより、配管の振動又は揺れがタンク本体に伝播していないこと。	1 Y 1 Y 1 Y 1 Y	[12条点検]
5. 緊急遮断弁・地震感知器・制御盤（バッテリー等を含む）	① 変形、腐食、損傷等の有無の確認 ② 作動の良否の確認	1 Y 1 Y	

4.5.2 受水タンク・高置タンクの清掃

受水タンク・高置タンクの清掃は、建築物衛生法を遵守し、適切に実施する。

(a) 一般事項は、次による。

(1) 作業は、健康状態の良好な者が行う。

(2) 作業衣及び使用器具は、タンクの清掃専用のものとする。また、作業は衛生的に行われるようにする。

(3) タンク内の照明、換気等に注意して事故防止を図る。

(4) 高置タンクがある場合は、当該清掃は受水タンクの清掃と同一の日に行う。

(5) 清掃の周期は、特記による。特記がない場合は、年１回とする。

(b) 清掃によって生じた汚泥等の廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、下水道法（昭和33年法律第79号）等の規定に基づき、適切に処理する。

(c) タンクの水張り終了後、給水栓及びタンクにおける水について、水質検査（４項目の簡易検査）及び残留塩素の測定を行う。

4.5.5 汚水槽・雑排水槽

(a) 汚水槽・雑排水槽の点検・保守は、下水道法、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）、下水道法施行規則（昭和42年建設省令第37号）、建築物衛生法、同法に基づく厚生労働省告示、地方公共団体の条例等の関係法令を遵守し適切に実施する。

(b) 汚水槽・雑排水槽の作業項目及び作業内容は、表4.5.5による。

(c) 地方公共団体の条例等により、表4.5.5 より短い周期が定められている場合の点検周期は、その定めるところによる。

表4.5.5 汚水槽・雑排水槽

作業項目	作業内容	周期	備考
1.本体	① 排水漏れの有無の点検	６Ｍ	[12条点検]
	② 内部の浮遊物及び沈殿物の状況の点検	６Ｍ	
	③ 漏水及び壁面等の損傷、亀裂、さび等の有無の点検	６Ｍ	
	④ マンホールの密閉状態の良否の点検	６Ｍ	
2.水面制御及び警報装置（フロートスイッチ・レベルスイッチ・電極棒）	① 損傷及び腐食の有無の点検	６Ｍ	
	② 作動の良否の点検	６Ｍ	
3.配管	① 水漏れ及び詰まりの有無の点検	６Ｍ	
	② さび、腐食、損傷等の有無の点検	６Ｍ	
	③ 配管接続部の変形、腐食、損傷等の有無の点検	６Ｍ	
	④ 配管固定部の変形、腐食、損傷等の有無の点検	６Ｍ	
	⑤ 防虫網の目詰まり、さび、腐食、損傷等の有無の点検	６Ｍ	

4.5.6 汚水槽・雑排水槽の清掃

(a) 清掃は、排水の質、量及び水槽の容量等に応じ、６月以内ごとに１回以上行う。

(b) 清掃作業は、次による。

(1) 水槽内の汚水及び残留物質を確実に槽外に排除する。

(2) 流入管に付着した物質並びに排水管及び通気管の内部の異物を除去し、必要に応じて、消毒等を行う。

(c) 清掃によって生じた汚泥等の廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、下水道法等の規定に基づき、適切に処理する。

(d) 清掃終了後、水張りを行い、水位の低下の有無を調べ、漏水のないことを確認する。

4.5.7 ポンプ

(a) 本項は、揚水用ポンプ、小形給水ポンプユニット（電動機出力の合計が7.5KW以下）、水道用直結加圧形ポンプユニット、給湯用循環ポンプ（以下「陸上ポンプ」という。）並びに汚水、雑排水及び汚物用水中モーターポンプ（以下「排水ポンプ」という。）に適用する。

(b) 陸上ポンプの作業項目及び作業内容は、表4.5.7(A)による。

(d) 排水ポンプの作業項目及び作業内容は、表4.5.7(C)による。

(e) 周期Ⅰ又は周期Ⅱの適用は特記により、表単位で同一の周期とする。
なお、特記がない場合は「周期Ⅰ」による。

表4.5.7(A) 陸上ポンプ

作業項目	作業内容	周期Ⅰ	周期Ⅱ	備考
1. 基礎・固定部	① 固定金具及び固定ボルトの緩み、変形、腐食等の点検	6M	1Y	
	② 防振装置の変形、劣化等の有無の点検	6M	1Y	
2. 外観の状況	① グランドからの水漏れが正常であることの確認	6M	6M	
	②ケーシングの結露水、グランドからの水漏れ等の排水が排水管に流れていることの点検	6M	6M	
	③ 腐食、損傷及び水漏れの有無の点検	6M	6M	
	④ 軸継手ゴムの損傷等の有無の点検	6M	1Y	
	⑤ 軸継手の芯出しの良否の点検	6M	1Y	
	⑥ ポンプの吸込圧力及び吐出し圧力が許容範囲内にあることの確認	6M	6M	
3. 電動機	① 電動機が外部より調査できる場合は、発熱の異常の有無の点検	6M	6M	
	② 回転方向が正しいことの確認	1Y	1Y	
	③ 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	6M	1Y	
	④ 運転電流が、定格値以下であることの確認	6M	6M	
4. 制御機器（小形給水ポンプユニット及び水道用直結加圧形ポンプユニットに限る）				
a. 制御盤	① 電磁開閉器の接点の劣化の有無の点検	6M	1Y	
	② 表示ランプの点灯の良否の点検	6M	6M	
b. 圧力発信器	① 正常値を示していることの確認	6M	1Y	
	② 機能の異常の有無の点検	6M	6M	
5. 圧力タンク（小形給水ポンプユニット及び水道用直結加圧形ポンプユニットに限る）	① 腐食、損傷、水漏れ等の有無の点検	6M	6M	
	② 封入ガスの圧力が規定値にあることの確認	6M	6M	
6. フート弁・逆止弁（揚水ポンプ・給湯ポンプに限る）	開閉状態の良否の点検	6M	1Y	
7. 圧力計・連成計又は真空計	① 腐食及び損傷の有無の点検	1Y	1Y	
	② 正常値を示していることの確認	1Y	1Y	
8. 運転調整	① 運転の状況の確認	1Y	1Y	[12条点検]
	② 運転時における電圧変動が規定値内であることの確認	1Y	1Y	
	③ 運転電流が定格以下であることの確認	1Y	1Y	

表4.5.7(C) 排水ポンプ

作業項目	作業内容	周 期 Ⅰ	周期Ⅱ	備考
1. 本体・着脱装置・ガイド部	① 設置の状況の確認	1 Y	1 Y	[12 条点検]
	② 腐食、損傷等の有無の点検	1 Y	1 Y	
2. 電動機	① 電動機が外部より調査できる場合は、発熱の異常の有無の点検	6 M	6 M	
	② 回転方向が正しいことの確認	1 Y	1 Y	
	③ 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	6 M	1 Y	
	④ 運転電流が、定格値以下であることの確認	6 M	6 M	
3. ケーブル	① 損傷等の有無の点検	1 Y	1 Y	
	② 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	6 M	1 Y	
4. 連成計又は圧力計	① 腐食、損傷等の有無の点検	1 Y	1 Y	
	② 正常値を示していることの確認	1 Y	1 Y	
5. 運転調整	① 運転時における電圧変動が規定値内であることの確認	1 Y	1 Y	
	② 運転電流が定格以下であることの確認	1 Y	1 Y	

4.5.8 ガス湯沸器

(a) 本項は、瞬間式ガス湯沸器、貯湯式ガス湯沸器及び潜熱回収型給湯器に適用する。

(b) ガス湯沸器及び潜熱回収型給湯器の作業項目及び作業内容は、表4.5.8 による。

(c) 周期Ⅰ又は周期Ⅱの適用は、特記により、表単位で同一の周期とする。

なお、特記がない場合は「周期Ⅰ」による。

表4.5.8 ガス湯沸器・潜熱回収型給湯器

作業項目	作業内容	周期Ⅰ	周期Ⅱ	備考
1. 固定部	① 取付けの状況の確認	1 Y	1 Y	[12条点検]
	② 固定金具及び固定ボルトの緩み、変形、腐食等の点検	1 Y	1 Y	
2. 外観の状況	① 煙突及び給排気部の構造の確認	1 Y	1 Y	
	② 機器及び排気筒の先端周辺に可燃物の有無の確認	1 Y	1 Y	
	③ さび、腐食等の有無の点検	1 Y	1 Y	
	④ 排気筒の接続部の穴あき等の有無の点検	1 Y	1 Y	
	⑤ 給気口にフィルターがある場合、目詰まりの有無の確認	1 M	1 Y	
	⑥ 厨房排気ダクト接続型は、油脂受け皿にほこりや油の有無を確認	1 Y	1 Y	
3. 弁又は栓	① ガス漏れ及び水漏れの有無の点検	1 M	1 M	
	② 逆止弁、逃し弁及び減圧弁の作動の良否の点検	6 M	6 M	
4. 温度調節機能	温度調節機能を操作し、給湯温度が安定状態の良否の点検	1 M	1 Y	

5. バーナー	① バーナーの点火及び消火の良否の点検	1 M	1 Y	
	② 炎の色、長さ、燃焼音等の燃焼状態の良否及びガスの臭いの有無の点検	1 M	1 Y	
	③ ノズルの詰まりの有無の点検	1 Y	1 Y	
	④ ガス圧の適否及び排気状態の良否の点検	1 Y	1 Y	
6. 熱交換器	すすの付着の有無の点検	1 M	1 Y	
7. 安全装置	① 安全装置が改造されていないことの確認	1 Y	1 Y	
	② 排気ファンが停止した場合に燃焼器へのガスの供給を自動的に遮断する装置を設けている場合にはその作動の良否の点検	1 M	1 Y	
8. ボールタップ（貯湯式に限る）	① 浸水、変形及び水漏れの有無の点検	1 Y	1 Y	
	② 作動の良否の点検	1 M	1 Y	
	③ 缶内を清掃	1 Y	1 Y	
9. 配管接続部	① ガス漏れ及び水漏れの有無の点検	1 Y	1 Y	
	② 変形、腐食、損傷等の有無の点検	1 Y	1 Y	

4.5.11 衛生器具

(a) 衛生器具の点検・保守は、建築物衛生法、同法に基づく厚生労働省告示等の関係法令を遵守し適切に実施する。

(b) 衛生器具の作業項目及び作業内容は、表4.5.11 による。

(c) 周期Ⅰ又は周期Ⅱの適用は特記により、表単位で同一の周期とする。
なお、特記がない場合は「周期Ⅰ」による。

表4.5.11 衛生器具

作業項目	作業内容	周期Ⅰ	周期Ⅱ	備考
1. 洗面器・手洗器・掃除流し	① 取付けの状況の確認	6 M	1 Y	[12条点検]
	② 亀裂、破損等の有無の点検	6 M	1 Y	
	③ 器具と排水金具、排水管、トラップ等の接続部の緩み、水漏れ、腐食、損傷等の有無の点検	6 M	1 Y	[12条点検]
	④ 排水の引き具合及び詰まりの有無の点検	6 M	1 Y	
	⑤ トラップの封水の良否	6 M	1 Y	
	⑥ 水圧及び吐水時間（自閉式水栓）の適否の点検	6 M	1 Y	
	⑦ 自動水栓及び自閉式水栓の作動の良否の点検	6 M	1 Y	
2. 小便器・大便器	① 取付けの状態の確認	6 M	1 Y	[12条点検]
	② 亀裂、破損等の有無の点検	6 M	1 Y	
	③ 便器のフランジ及びボルトの緩み、損傷等の有無の点検	6 M	1 Y	
	④ 洗浄管及び便器の接続部の水漏れの有無の点検	6 M	1 Y	[12条点検]
	⑤ 排水状況及び詰まりの有無の点検	6 M	1 Y	
	⑥ トラップの封水の良否及び詰まりの有無の点検	6 M	1 Y	

3. 洗浄用タンク・大便器用洗浄弁・小便器用洗浄弁（専用洗浄弁を含む）	① タンク内の汚れ及びボールタップのピストン部の詰まりの有無の点検	6 M	1 Y	
	② ボールタップの作動の良否の点検	6 M	1 Y	
	③ 洗浄管の詰まりの有無の点検	6 M	1 Y	
	④ 弁を操作して排水状態の良否の点検	6 M	1 Y	
	⑤ 弁を操作してピストン及びハンドルノブの作動の良否の点検	6 M	1 Y	
	⑥ 逆流防止器の空気取入口の詰まりの有無の点検	6 M	1 Y	
	⑦ 水圧及び吐水時間の適否の点検	6 M	1 Y	
	⑧ 節水装置（自動洗浄）の作動の良否の点検	6 M	1 Y	

第６節 ダクト及び配管

4.6.1 ダクト

(a) 本項は、空調用、換気用及び排煙用のダクト類に適用する。

(b) ダクト類の点検・保守は、建築物衛生法、同法に基づく厚生労働省告示等の関係法令を遵守し適切に実施する。

(c) ダクト類の取り外し等を行う場合は、あらかじめ施設管理担当者に石綿含有の有無を確認する。

(d) ダクトの作業項目及び作業内容は、表4.6.1 による。

(e) 周期Ⅰ又は周期Ⅱの適用は特記により、表単位で同一の周期とする。
なお、特記がない場合は「周期Ⅰ」による。

表4.6.1 ダクト

作業項目	作業内容	周期Ⅰ	周期Ⅱ	備考
1. ダクト・排気筒	① 取付けの状況の確認	6 M	1 Y	[12条点検]
	② 裸ダクトの場合は、塗装の剥離及び鉄板の腐食、損傷等の有無の点検	6 M	1 Y	
	③ 変形の有無の点検	6 M	1 Y	
	④ 保温材の剥離、損傷等の有無の点検	6 M	1 Y	
	⑤ 室の給気口及び換気口の取り付け状況の点検	6 M	1 Y	[12条点検]
	⑥ 風道の取り付け状況の点検	6 M	1 Y	[12条点検]
	⑦ 給気機又は排気機の設置の状況の点検	6 M	1 Y	[12条点検]
2. ダンパー（ＦＤ及びＳＤを除く。）	① 作動の良否の点検	1 Y	1 Y	
	② 損傷、異常音、異常振動等の有無	1 Y	1 Y	
3. 接続部	① 空気漏れの有無の点検	6 M	1 Y	
	② ボルトの緩み、欠落、損傷等の有無及びガスケットのずれ、損傷等の有無の点検	6 M	1 Y	
4. たわみ継手	固定部の緩みの有無の点検	6 M	1 Y	
5. 吊り及び支持金物	① 腐食、変形等の有無の点検	6 M	1 Y	
	② 緩みの有無及び取付けの良否の点検	6 M	1 Y	

6. 吹出口・吸込口・ガラリ等	① 取付けの状況の確認	6 M	1 Y	[12条点検]
	② 汚れの有無の点検	6 M	1 Y	
	③ 取付け部の緩みの有無の点検	6 M	1 Y	
	④ 塗装の剥離、腐食、変形等の有無の点検	6 M	1 Y	
7. 外気取り入れ口	① 取付けの状況の確認	1 Y	1 Y	[12条点検]
	② 雨水等の防止措置の状況の点検	1 Y	1 Y	
8. 調理室等の換気	① 排気筒、排気フード及び煙突の取り付け状況の確認	1 Y	1 Y	[12条点検]
	② 排気筒及び煙突の断熱の状況の点検	1 Y	1 Y	[12条点検]

4.6.2 配管

(a) 本項は、空調用及び給排水用の配管類に適用する。

(b) 配管類の点検・保守は、建築物衛生法、同法に基づく厚生労働省告示等の関係法令を遵守し適切に実施する。

(c) 排水管の清掃を特記により実施する場合は、建築物衛生法、同法に基づく厚生労働省告示、地方公共団体の条例等の関係法令を遵守し適切に実施する。

(d) 配管類の取り外し等を行う場合は、あらかじめ施設管理担当者に石綿含有の有無を確認する。

(e) 配管類の作業項目及び作業内容は、表4.6.2による。

表4.6.2 配管類

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 配管	① 劣化及び損傷の有無の確認	1 Y	[12条点検]
	② 水又は蒸気漏れ及び結露の有無の点検	1 Y	
	③ 裸配管の場合は、塗装の剥離、腐食、損傷等の有無の点検	1 Y	
	④ 曲管、接続部及び弁類の前後における異常音及び異常振動の有無の点検	1 Y	
	⑤ 保温材の剥離、損傷等の有無の点検	1 Y	
2. 伸縮管継手	① 作動状態の良否の確認	1 Y	
	② 水又は蒸気漏れ及びき裂、損傷等の有無の点検	1 Y	
	③ 固定部の緩みの有無の点検	1 Y	
3. 蒸気トラップ	① 分解清掃のうえ腐食等の有無の点検	1 Y	
	② 作動の良否の確認	1 Y	
4. 弁類	① 開閉及び作動の良否の確認	1 Y	
	② 水又は蒸気漏れ及び腐食、損傷等の有無の点検	1 Y	
5. 減圧弁	① 弁前後の圧力計により作動の良否	1 Y	
	② 腐食、損傷等の有無の点検	1 Y	
6. 支持金物	① 緩み及び腐食、損傷、変形等の有無の点検	1 Y	
	② 可動部分を有するものは作動の良否の確認	1 Y	

7. 固定金具	管等の固定金具の緩み、腐食等の有無の点検	1 Y	
8. 防火区画貫通処理部	亀裂、欠落等の有無の点検	1 Y	
9. 間接排水	詰まり、損傷の有無の点検	1 Y	[12条点検]

第７節 水質管理

4.7.1 空調機器用水の水質管理

(a) 本項は、接水部構成材料として銅、青銅、黄銅、鉄及びステンレス鋼を使用している空調機器の冷却水系、冷水系及び温水系の水質管理に適用する。

(b) 空調機器用水は、(一社)日本冷凍空調工業会規格JRA-GL-02（冷凍空調機器用水質ガイドライン）（以下「水質ガイドライン」という。）により管理する。

(c) 試料の採取方法はJIS K 0094（工業用水・工場排水の試料採取方法）により、分析及び判定方法はJIS K 0101（工業用水試験方法）による。

(d) 空調機器用水の作業項目及び作業内容は、表4.7.1による。

(e) 水質の検査又は測定に関しては、採水の日時及び場所、検査又は測定の日時及び場所、検査又は測定の結果、実施者、方法等を記録する。

(f) 飲料水及びボイラー用水を除き、空調機器用水として使用する雑用水の腐食性水質検査を行う場合に適用する。

(g) 腐食性水質検査は、水質ガイドラインの全ての項目について１回測定を行い、安定度指数より腐食傾向の有無を確認する。

表4.7.1 空調機器用水

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 水質管理			
a. シーズンイン作業	ストレーナ、ダートトラップ等の水回路の水洗いの実施	1 Y	
b. シーズンオン作業	① 水質ガイドライン項目のうちpH及び電気伝導率について測定を行い、その値が基準値に適合することの確認	1 M	
	② pH又は電気伝導率の測定が基準値に適合しない場合は水質ガイドラインのすべての項目について測定を行い、腐食又はスケール生成の傾向の有無の検査		・適用は特記による。
	③ 冷却水接水部に腐食傾向がある場合は、次の措置を講じる。 ・冷却水を入れ換え ・冷却水の水素イオン濃度を指標として濃度倍数を３倍以下に保持するようにブロー量の調節 ・適正なインヒビターの使用		・適用は特記による。

	④ スケール生成傾向がある場合は、③によるほか、次の場合には、ブラシ洗浄又は化学洗浄の実施 ・冷媒の凝縮温度と冷却水出口温度の差が大きくなった場合 ・冷媒の圧力上昇又は高圧カットが起こった場合		・適用は特記による。
	⑤ 冷却水がバクテリア、藻等に汚染されている場合は④による。		・適用は特記による。
2. レジオネラ症防止作業	冷却塔の冷却水、蓄熱槽及び超音波加湿器の貯水部には、次の措置を講じる。	1 Y	・適用は特記による。
	・「レジオネラ症防止指針(第４版)」((公財)日本建築衛生管理教育センター発行)により、レジオネラ症防止の年次計画を作成し、日常及び定期の作業の実施 ・レジオネラ属菌の増殖のおそれがある箇所より検査の実施		

4.7.2 ボイラー用水の水質管理

(a) 本項は、立形ボイラー、炉筒煙管ボイラー、水管ボイラー及び貫流ボイラー等の鋼製ボイラーの用水に適用する。

(b) 水質基準及び検査方法は、JIS B 8223（ボイラの給水，ボイラ水及び蒸気の質）及びJISB 8224（ボイラの給水，ボイラ水及び蒸気の質－試験方法）による。

(c) 蒸発量、運転時間その他の運転状況、水質等に応じ、連続的又は間欠的に日々ブローを行う。

(d) ボイラー用水の水質検査の作業項目及び作業内容は、表4.7.2による。

(e) 薬剤投入は、適正な薬剤を用いて水量、水質等に応じ連続的又は間欠的に行う。

(f) 水質の検査又は測定に関しては、採取の日時及び場所、検査又は測定の日時、検査又は測定の結果、実施者、方法等を記録する。

表4.7.2 ボイラー用水

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 給水	硬度及びpHの測定	1 D	
2. 復水	pHの測定	1 D	
3. ボイラー水	pH、導電率及びりん酸イオンの測定	1 D	
4. 給水及びボイラー水	JIS B 8223（ボイラの給水，ボイラ水及び蒸気の質）に定める水質項目について測定	IN	・給水条件に変更があった場合も測定を行う。

4.7.3 飲料水の水質管理

(a) 本項は、水道法第3条第9項に規定する給水装置以外に給水に関する設備を設けて飲料水を供給する場合に適用する。

(b) 水質検査は、水道法、水道法施行令、水道法施行規則、水質基準に関する省令、建築物衛生法、同法に基づく厚生労働省告示、地方公共団体の条例等の関係法令を遵守し適切に実施する。

(c) 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる。

(d) 水道水の水質検査は、次による。

(1) 水質基準に関する省令に定める表に掲げる事項について、同令別表に定める方法又はこれと同等以上の精度を有する方法で同令表に掲げる基準に適合することを確認する。

(2) 水質検査は、建築物衛生法施行規則（昭和46年厚生省令第２号）第４条第３項１号に定めるところにより行う。

(e) 飲用井戸の水質検査は、次による。

飲料水として井戸水を使用している場合の水質検査は、建築物衛生法施行規則第４条第１項４号に基づき適切に実施する。

(f) 検査記録は、次による。

水質検査及び残留塩素の測定に関しては、採水の日時及び場所、検査又は測定の日時、検査又は測定の結果、実施者及び方法等を記録する。

4.7.4 雑用水の水質管理

(a) 水質検査は、4.7.3 飲料水の水質管理(d)(2)に準じて行う。

(b) 検査記録は、4.7.3 飲料水の水質管理(f)に準じて行う。

第５章 監視制御設備

第１節 一般事項

5.1.1 適用

本章は、建築物等の監視制御設備の点検・保守に関する業務に適用する。

第２節 中央監視制御装置

5.2.1 中央監視制御装置

中央監視制御装置の作業項目及び作業内容は、表5.2.1 による。

表5.2.1 中央監視制御装置

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 外観	① 据付けボルトの緩みの有無の点検	１Ｙ	
	② 換気ファンの動作確認を行い、異常音等の有無の点検	６Ｍ	
	③ 操作パネルのスイッチ類及び表示部の機能の確認	６Ｍ	
	④ エアフィルターの状態の確認	６Ｍ	
	⑤ 汚れ、損傷及びさびの有無の点検	１Ｙ	
	⑥ 卓上機器の置台は固定金具の状態の確認	１Ｙ	
2. 中央処理装置類	① 外部記憶装置等の動作確認、空き容量の確認	１Ｙ	
	② 以下の項目の動作を機能点検又はテストプログラムにより確認 ・ＣＰＵ機能、メモリー ・ハードディスク等 ・入出力制御、回線制御アダプタ ・インターフェース装置	６Ｍ	
	③ 故障表示（LED等）及びブザー鳴動の動作の確認	６Ｍ	
	④ システムの構成情報や設定情報の保存	６Ｍ	
	⑤ 記憶装置等の異常音及び異常振動の有無の点検	６Ｍ	
	⑥ コネクタ類の差し込み部を確認。また、プリント板等の表面の清掃	１Ｙ	
	⑦ 蓄積された履歴情報の保存	６Ｍ	
3. 監視操作装置等			
a. 表示装置	①各部清掃及び画面表示性能の確認、キーボード（マウス、タッチパネル等）の機能点検	１Ｙ	
	② 表示装置が取付け器具にて固定されていることの確認	１Ｙ	
b. 副表示装置	グラフィックパネル等の清掃、表示灯及び操作スイッチ類の機能の確認	６Ｍ	
4. 伝送制御装置	① 入出力動作の確認	１Ｙ	
	② 入出力端子のケーブル等の締付け状態及び電源電圧の確認	１Ｙ	
	③ 入出力動作試験は、全ポイントの動作確認及び調整	１Ｙ	
	④ 垂直自立型の伝送装置の固定ボルトの状態の確認	１Ｙ	
	⑤ システムの構成情報や設定情報の保存	６Ｍ	
5. 記録（印字）装置			
a. プリンタ等	① 正常に印刷できることの確認	１Ｙ	
	② 固定器具又はゴムマット等にて、転倒等の防止処置がされていることの確認	１Ｙ	

6. 電　源 a. 各装置の電源	① 電源電圧（入力電圧、出力電圧）の確認 ② 蓄電池の充電状態をテスタ等により確認 ③ メモリー用バックアップ電池の寿命の確認	1Y 6M 6M	
b. 無停電電源設備	3.6.3「交流無停電電源装置（ＵＰＳ）（簡易形）」の当該事項による。	1Y	

第６章 防災設備

第１節 一般事項

6.1.1 適用

本章は、建築物等の防災設備の点検・保守に関する業務に適用する。

6.1.2 消防法の点検と建築基準法の点検等

(a) 排煙設備において、特記がある場合は、消防法の点検と建築基準法の点検を併せて実施する。

(b) 自動火災報知設備の点検にあたり、防火戸、防火シャッター、煙感知器連動型防火ダンパー等の点検範囲と重複する場合は、当該設備等の点検実施者と連携を図り行うものとする。

(c) 配線（消防法に該当するものに限る。）及び誘導灯、非常用の照明装置の点検にあたり、当該配線等が電気事業法の事業用（自家用）電気工作物に該当する場合、電気主任技術者と調整の上、実施すること。

第２節 消防用設備等

6.2.1 適用

本節は、消防法、消防法施行令（昭和36 年政令第37 号）、消防法施行規則（昭和36 年自治省令第6 号）及びこれに基づく告示等に定める消防用設備等の法定点検並びにその結果に応じ実施する保守に適用する。

なお、非常電源（自家発電設備）は、第３章第４節「自家発電設備」の当該事項により、非常電源（自家発電設備）の始動用蓄電池設備は第３章第５節「直流電源設備」の当該事項による。

6.2.2 点検・保守

(a) 点検の基準、期間及び結果報告書の作成は、表6.2.2によるほか、消防用設備等の点検の基準及び点検結果報告書等について定める消防庁告示を遵守し適切に実施する。

(b) 点検は、表6.2.2に定める資格を有する者が行うものとする。

(c) 点検にあたり、他の消防用設備等の範囲と重複する場合は、当該消防用設備等の点検実

施者と連携を図り行うものとする。

なお、自動火災報知設備については、点検に先立って、他の設備（消火設備、放送設備、防排煙設備等）との連動回路を遮断し、点検終了後はこれらを復元するものとする。

(d) 点検の実施にあたっては、施設管理担当者と十分に協議を行い、利用者等に対する危害防止を図るものとする。

(e) 年２回の機器点検のうち１回と年１回の総合点検は、同時に行うものとする。

(f) 屋内消火栓設備、屋外消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備及び排煙設備の総合点検を行う場合の電源の種別（常用電源、非常電源（自家発電設備）の別）は特記による。

なお、非常電源で行う場合は、第３章 第４節 「表3.4.1自家発電装置10.運転性能 d.実負荷運転」及び第３章 第３節 「表3.3.15非常予備電源（自家発電設備）との切換試験」と併せて行う必要がある。

表6.2.2 消防用設備等の種類別の点検資格、点検周期

消防用設備等の種類			点検資格		点検周期	
			消防設備士（甲種・乙種）	消防設備点検資格者	機器点検	総合点検
消防の用に供する設備	消火設備	消火器具	第６類	第１種	６M	
		屋内消火栓設備、屋外消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備	第１類			１Y
		泡消火設備	第２類			
		不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備	第３類			
		動力消防ポンプ設備	第１類、第２類			
	警報設備	自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備	第４類	第２種	６M	１Y
		漏電火災警報器	第７類			
		消防機関へ通報する火災報知設備	第４類			
		非常警報設備	第４類、第７類			１Y
	避難設備	避難器具（すべり台、避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋その他）	第５類	第２種	６M	１Y
		誘導灯、誘導標識	第４類、第７類（注）			
消防用水			第１類、第２類	第１種	６M	
消火活動上必要な施設		排煙設備	第４類、第７類	第２種	６M	１Y
		連結送水管	第１類、第２類	第１種		
		連結散水設備	第１類、第２類	第１種		
		非常コンセント設備、無線通信補助設備	第４類、第７類	第２種		
非常電源・配線等		非常電源専用受電設備、蓄電池設備、自家発電設備、燃料電池設備	非常電源、配線又は総合操作盤が附置される各消防用設備等の点検資格を有する者		６M	１Y
		配線				
		総合操作盤			６M	

注）第４類（甲種・乙種）又は第７類（乙種）のうち、電気工事士又は電気主任技術者の免状の交付を受けている者

第３節 建築基準法関係防災設備

6.3.1 点検・保守

本項は、建築基準法関係防災設備の点検及び保守に適用する。

なお、非常用エレベーターは、第７章第２節「エレベーター」の当該事項による。

6.3.2 非常用照明装置

非常用照明装置の作業項目及び作業内容は、表6.3.2 による。

表6.3.2 非常用照明装置

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 外観点検	① 照明器具の破損、変形及び腐食の有無の点検	６Ｍ	
	② 照明器具の取付け状態及び使用ランプの適否の確認	６Ｍ	[12条点検]
	③ 充電表示灯（充電モニタ）が点灯（緑色）していることの確認	６Ｍ	[12条点検]
	④ 自主評定マーク（JIL適合マーク）又は防災性能評定マーク（BCJマーク）の有無の点検	６Ｍ	
	⑤ 配管、配線等の防火区画の貫通措置の状況の確認（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	６Ｍ	[12条点検]
	⑥ 非常照明の照明の妨げとなる物品等の放置がないことの確認	６Ｍ	[12条点検]
2. 機能点検	① 光源の汚れ、劣化等の有無の点検	６Ｍ	
	② 点検スイッチ又は分電盤等で常用電源から予備電源に切替えた場合、光源が正常に点灯することの確認	６Ｍ	[12条点検]
	③ 蓄電池設備と自家発電設備併用の場合、切替え時間が適切であるかの確認	６Ｍ	[12条点検]
	④ 電池内蔵形照明器具は定格時間以上（30分又は60分）継続して有効に点灯することの確認（48時間以上充電後）	６Ｍ	[12条点検]
	⑤ 電源別置形照明器具は、予備電源に切替えて30分間以上点灯することの確認	６Ｍ	[12条点検]
3. 照度測定	① 避難上必要となる部分のうち最も暗い部分の水平床面において低照度測定用照度計により測定。	１Ｙ	・常温下で床面において、水平面照度で1lx（ＬＥＤ及び蛍光灯を用いる場合にあっては、2lx）以上であること。
	② 測定位置は、避難行動に重要な箇所（例えば、階段では避難階段及び主階段の踊り場、廊下では重要な廊下のうち屋外への出口に近い場所、居室の出口に近い場所等）で、人の動線となる箇所	１Ｙ	・測定箇所数は特記による。

4. 予備電源（内蔵型を除く）	① 蓄電池室、直流電源装置（充電器）室、自家用発電機室の防火区画等の貫通状況の確認	1 Y	[12 条点検]
	② 直流電源装置のキュービクル、自家用発電装置の取付けの状態の確認	1 Y	[12 条点検]
	③ 蓄電池設備の点検は、①、②による他、第３章第５節「直流電源設備」の当該事項による。	6 M, 1 Y	
	④ 自家発電設備の点検は、①、②による他、第３章第４節「自家発電設備」の当該事項による。	6 M, 1 Y	

（注）4. 予備電源（内蔵型を除く）の③及び④は、建基法及び官公法の以外の法令に基づき実施した点検等の記録により確認してもよい。

6.3.3 防火設備

(a) 防火戸・防火シャッターの作業項目及び作業内容は、表6.3.3(A)による。

(b) 耐火クロススクリーンの作業項目及び作業内容は、表6.3.3(B)による。

(c) ドレンチャーその他水幕を形成する防火設備の作業項目及び作業内容は、表6.3.3(C)による。

表6.3.3(A) 防火戸・防火シャッター

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 外観点検			
a. 建具			
ｲ. 防火戸	① 防火戸の周囲に閉鎖上又は避難上障害となる物品等の放置がないことの確認	6 M	[12条点検]
	② 防火戸が堅固に取付けられていることの確認	6 M	[12条点検]
	③ 建具の変形、さび、腐食、傷、損耗、塗装の劣化及び表面処理の劣化の有無の確認	6 M	[12条点検]
	④ 順位調整器等の金物類の変形、さび、腐食の有無及び取り付け状態の良否の確認	6 M	[12条点検]
	⑤ 常時閉鎖の防火戸が開放状態に固定されていないことをの確認	6 M	[12条点検]
ﾛ. 防火シャッター	① 防火シャッターの周囲に閉鎖上又は避難上障害となる物品等の放置がないことの確認	6 M	[12条点検]
	② 閉鎖時に避難方向の誘導のために設置された表示、方向指示等がはっきり分かることの確認	6 M	
	③ 開閉機構部の油漏れ、モーターの過熱及び異常音の有無の点検	6 M	
	④ ブレーキ装置及びリミットスイッチの機能状態の良否の確認	6 M	
	⑤ 軸受部のブラケット、巻取りシャフト及び開閉器の取付け状況の確認（日常的に開閉するものに限る。）	6 M	[12条点検]
	⑥ スプロケットの設置の状況の確認（日常的に開閉するものに限る。）	6 M	[12条点検]
	⑦ 軸受部のブラケット、ベアリング及びスプロケット又はロープ車の劣化及び損傷の状況の点検（日常的に開閉するものに限る。）	6 M	[12条点検]
	⑧ ローラチェーン又はワイヤロープの劣化及び損傷の状況の点検（常時閉鎖式に限る。）	6 M	[12条点検]
	⑨ カーテン部のスラット及び座板の劣化の状況の確認	6 M	[12条点検]
	⑩ カーテン部の吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況の点検	6 M	[12条点検]

	⑪ ケースの劣化及び損傷の状況の点検	６Ｍ	[12条点検]
	⑫ まぐさ及びガイドレールの劣化及び損傷の状況の点検	６Ｍ	[12条点検]
b. 自動閉鎖装置（手動閉鎖装置を含む）			
ｲ. 防火戸	① 自動閉鎖装置の取り付け状態の良否及び著しい変形、損傷、腐食等の有無の点検	６Ｍ	[12条点検]
	② 温度ヒューズ付自動閉鎖装置の場合は、規定の温度ヒューズ（72℃）であること並びにヒューズ本体及び取付け部の状態が正常であることの確認	６Ｍ	[12条点検]
ﾛ. 防火シャッター	① 自動閉鎖装置の取り付け状態の良否及び著しい変形、損傷、腐食等の有無の点検	６Ｍ	[12条点検]
	② 温度ヒューズ付シャッターの場合は、規定の温度ヒューズ（一般換気系は72℃、厨房排気系は120℃、排煙ダクト系は280℃）であること並びにヒューズ本体及び取付け部の状態が正常であることの確認	６Ｍ	[12条点検]
	③ 手動閉鎖装置の操作の障害となる物品の放置がないこと及び著しい変形、損傷、腐食等の有無の点検。	６Ｍ	[12条点検]
ﾊ. 防火シャッターの危害防止装置	① 連動中継器の配線の劣化、損傷、脱落の有無の点検	６Ｍ	[12条点検]
	② 危害防止装置用予備電源の変形、損傷、著しい腐食の有無及び異常音、異臭及び異常な発熱の有無の点検	６Ｍ	[12条点検]
	③ 座板感知部の変形、損傷、著しい腐食の有無の点検	６Ｍ	[12条点検]
c. 連動制御器			
ｲ. 連動制御器	① 変形、損傷、腐食等の有無の確認	６Ｍ	
	② 電圧計の指示が適正であること又は電源監視用の表示灯が点灯することの確認	６Ｍ	
	③ 結線接続部の端子との接続に緩み、脱落、損傷等の有無の確認	６Ｍ	[12条点検]
	④ 接地線が接地端子に接続されていることの確認	６Ｍ	[12条点検]
ﾛ. ランプ・スイッチ・ヒューズ類	① 各表示灯の電球等を点灯させ、著しい光束変化等の有無の確認	６Ｍ	[12条点検]
	② スイッチ類の開閉機能及び開閉位置が正常であること及び破損の有無の点検	６Ｍ	[12条点検]
	③ ヒューズ類が、規定の種類及び容量のものであることの確認	６Ｍ	
ﾊ. 連動機構用予備電源	変形、損傷、著しい腐食の有無及び異常音、異臭及び異常な発熱の有無の点検	６Ｍ	[12条点検]
d. 感知器（煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器）	① 変形、損傷、脱落、腐食等の有無の確認	６Ｍ	
	② 設置位置及び設置場所に適応する感知器が設けられていることの確認	６Ｍ	
	③ 熱感知器の感知部に機能障害となる塗装等がなされていないことの確認	６Ｍ	
	④ 煙感知器にあっては塵埃、微粉等が付着していないこと並びに水蒸気及び腐食性ガスの滞留等によって機能上支障となる状況の有無の確認	６Ｍ	

2. 機能点検			
a. 常時閉鎖の防火戸等	各階の主要な常時閉鎖の防火戸等の閉鎖状態の確認	6 M	[12条点検]
b. 自動閉鎖装置			
ｲ. 防火戸	① 温度ヒューズの取り外し又は連動制御器の起動信号により防火戸が正常に作動することの確認 なお、順送り方式のものにあっては、順送り作動が正常であることの確認	6 M	[12条点検]
	② 連動制御器に作動表示がされることの確認	6 M	
	③ 連動操作器による復旧操作をしない状態で防火戸を閉鎖前の状態にしたとき、自動的に再閉鎖することの確認	6 M	[12条点検]
	④ 防火戸を閉鎖作動させた後、復帰させた場合の異常の有無を点検し、関係部位が元の状態に戻ることの確認	6 M	
ﾛ. 防火シャッター	① シャッター閉鎖用の手動閉鎖装置又は押しボタンによりシャッターの閉鎖及び正常作動の確認	6 M	
	② 連動制御器の起動信号により、シャッターの正常作動の確認	6 M	[12条点検]
	③ ハンドル、チェーン等は、手動巻き上げ操作が容易であること及び巻き上げ操作中に中間で停止できることの確認	6 M	
	④ 連動制御器に作動表示がされることの確認	6 M	
	⑤ 閉鎖用音響装置がある場合は、閉鎖中に鳴動することの確認	6 M	
ﾊ. 危害防止装置	防火シャッターにあっては、次の状態を確認しその良否の点検		
	・試験スイッチ操作等による危害防止装置用予備電源の容量の確認	6 M	[12条点検]
	・座板感知部の作動による防火シャッターの停止の確認	6 M	[12条点検]
	・座板感知部の作動を解除により、防火シャッターが再降下すること	6 M	[12条点検]
	・注意喚起装置（標識、音響装置、音声発生装置、注意灯等）が正常であること	6 M	[12条点検]
c. 連動制御器			
ｲ. 連動制御器	① 連動作動試験は、感知器の加熱又は加煙試験において当該回線の端末機器を作動させ、作動表示灯の点灯及び音響装置が鳴動することの確認	6 M	[12条点検]
	② 遠隔操作試験は、端末機器の作動状況点検時において、連動制御器の遠隔操作スイッチを操作し、当該回線の端末機器を作動させ作動表示灯の点灯及び音響装置が鳴動することの確認	6 M	
	③ 附属装置の試験は、感知器又は自動閉鎖装置の作動により他の附属装置等に移報するものは、移報信号がでることの確認	6 M	
ﾛ. 連動機構用予備電源	① 試験スイッチ等の操作による予備電源の容量の確認	6 M	[12条点検]
	② 常用電源から予備電源への切替えが自動的に行われ、かつ、電圧計の指示値及び表示灯が適正であることの確認	6 M	[12条点検]

d. 感知器	① 補償式又は定温式スポット型感知器は、加熱試験を行い、作動が確実であることの確認（自動試験機能又は遠隔試験機能を有する場合を除く）	６Ｍ	[12条点検]
	② イオン化式又は光電式煙感知器は、加煙試験を行い、作動が確実であることの確認（自動試験機能又は遠隔試験機能を有する場合を除く）	６Ｍ	[12条点検]
3. 総合点検			
a. 防火戸	防火戸の閉鎖時間と防火戸の質量により算出した運動エネルギーが10ジュール以下であること及びプッシュプルゲージ等により測定した閉鎖力が150ニュートン以下であることの確認	１Ｙ	[12 条点検]
b. 防火シャッター	① 防火シャッターの閉鎖時間の測定と防火シャッターの質量により算出した運動エネルギーが10ジュール以下であること	１Ｙ	[12 条点検]
	② 座板感知部の作動により防火シャッターを降下停止させ、座板感知部が作動してからの停 止距離が5cm以下であること	１Ｙ	[12 条点検]
c. 感知器	煙感知器の感度は、所定の感度試験器により感度が所定の範囲内にあることの確認（自動試験機能を有する場合を除く）	１Ｙ	
d. 総合的な作動	連動機構用予備電源ごとに、少なくとも１以上の防火戸又は防火シャッターについて、予備電源に切替えた状態で、任意の感知器を作動させ火災表示、音響装置の鳴動が正常であること及び所定の防火戸又は防火シャッターが正常に作動することの確認	１Ｙ	[12条点検]

表 6.3.3(B) 耐火クロススクリーン

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 外観点検			
a. 耐火クロススクリーン	① 耐火クロススクリーンの周囲に閉鎖上又は避難上障害となる物品等の放置がないことの点検	６Ｍ	[12条点検]
	② ローラチェーンの劣化及び損傷の状況の点検	６Ｍ	[12条点検]
	③ カーテン部の耐火クロス及び座板の劣化並びに損傷の状況の点検	６Ｍ	[12条点検]
	④ カーテン部の吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況の点検	６Ｍ	[12条点検]
	⑤ ケースの劣化及び損傷の状況の点検	６Ｍ	[12条点検]
	⑥ まぐさ及びガイドレールの劣化及び損傷の状況の点検	６Ｍ	[12条点検]
b. 自動閉鎖装置（手動閉鎖装置を含む）			
ｲ. 耐火クロススクリーン	① 自動閉鎖装置の取り付け状態の良否及び著しい変形、損傷、腐食等の有無の点検	６Ｍ	[12条点検]
	② 手動閉鎖装置の操作の障害となる物品の放置がないこと及び著しい変形、損傷、腐食等の有無の点検	６Ｍ	[12条点検]
ﾛ. 危害防止装置	表6.3.3 (A) 1.b.「ﾊ.防火シャッターの危害防止装置」の当該事項による。	６Ｍ	[12条点検]

c. 連動制御器	表6.3.3（A）1.「c. 連動制御器」の当該事項による。	６Ｍ	[12条点検]
d. 感知器（煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器）	表6.3.3（A）1.「d. 感知器（煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器）」の当該事項による。	６Ｍ	
2. 機能点検			
a. 自動閉鎖装置			
ｲ. 耐火クロススクリーン	① 耐火クロススクリーン閉鎖用の手動閉鎖装置又は押しボタンによりスクリーンの閉鎖、正常作動の確認	６Ｍ	
	② 連動制御器の起動信号により、スクリーンの正常作動の確認	６Ｍ	[12条点検]
	③ ハンドル、チェーン等は、手動巻き上げ操作が容易であること及び巻き上げ操作中に中間で停止できることの確認	６Ｍ	
	④ 連動制御器に作動表示がされることの確認	６Ｍ	
	⑤ 閉鎖用音響装置がある場合は、閉鎖中に鳴動することの確認	６Ｍ	
ﾛ. 危害防止装置	① 試験スイッチ操作等による危害防止装置用予備電源の容量の確認	６Ｍ	[12条点検]
	② 座板感知部の作動による耐火クロススクリーンの停止の確認	６Ｍ	[12条点検]
	③ 注意喚起装置（標識、音響装置、音声発生装置、注意灯等）が設けられている場合、装置が正常であることの確認	６Ｍ	[12条点検]
b. 連動制御器	表6.3.3(A) 2.「c. 連動制御器」の当該事項による。	６Ｍ	[12条点検]
c. 感知器	表6.3.3(A) 2.「d. 感知器」の当該事項による。	６Ｍ	[12条点検]
3. 総合点検	表6.3.3(A)3.「b. 防火シャッター」、「c. 感知器」及び「d. 総合的な差動」の当該事項による。ただし、「防火シャッター」を「耐火クロススクリーン」に読み替える。	１Ｙ	

表6.3.3(C) ドレンチャーその他水幕を形成する防火設備

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 外観点検			
a. ドレンチャー等	① 設置場所の周囲の作動の障害となる物品等の放置がないことの確認	６Ｍ	[12条点検]
	② 散水ヘッドの塗装、異物の付着等の有無の点検	６Ｍ	[12条点検]
	③ 開閉弁の変形、損傷、著しい腐食等の有無の点検	６Ｍ	[12条点検]
	④ 排水設備の排水が正常に行われることの確認	６Ｍ	[12条点検]
	⑤ 水源の貯水タンクの劣化及び損傷、水質、浮遊物、沈殿物の有無並びに規定の水量があることの確認	６Ｍ	[12条点検]
	⑥ 給水装置の変形、損傷、著しい腐食等の有無の点検	６Ｍ	[12条点検]

b. 加圧送水装置	① ポンプ制御盤のスイッチ類及び表示灯の状況の点検	６Ｍ	[12条点検]
	② 結線接続部の端子との接続に緩み、脱落、損傷等の有無の確認	６Ｍ	[12条点検]
	③ 接地線が接地端子に接続されていることの確認	６Ｍ	[12条点検]
	④ ポンプ及び電動機の回転における潤滑油、装置・配管の接続部及び基礎との取り付け部に異常がないかの確認	６Ｍ	[12条点検]
	⑤ 加圧送水装置用予備電源の変形、損傷、著しい腐食等の有無の点検	６Ｍ	[12条点検]
	⑥ 圧力計、呼水槽、起動用圧力スイッチ等の附属装置の変形、損傷、著しい腐食等の有無の点検	６Ｍ	[12条点検]
c. 作動装置	① 自動作動装置の取り付け状態の良否及び著しい変形、損傷、腐食等の有無の点検	６Ｍ	[12条点検]
	② 手動作動装置の操作の障害となる物品の放置がないこと及び著しい変形、損傷、腐食等の有無の点検	６Ｍ	[12条点検]
d. 制御器	表6.3.3(A) 1.「c. 連動制御器」の当該事項による。	６Ｍ	
e. 感知器	表6.3.3(A) 1.「d. 感知器（煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器）」の当該事項による。	６Ｍ	
2. 機能点検			
a. ドレンチャー	制御器の起動信号により、ドレンチャー等の正常作動の確認	６Ｍ	[12条点検]
b. 加圧送水装置	① 常用電源の遮断により、加圧送水装置用予備電源に切り替わることの確認	６Ｍ	[12条点検]
	② 試験スイッチ等の操作により、加圧送水装置用予備電源の容量の確認	６Ｍ	[12条点検]
	③ 圧力計、呼水槽、起動用圧力スイッチ等の附属装置の作動の状況の確認	６Ｍ	[12条点検]
c. 制御器	表6.3.3(A) 2.「c. 連動制御器」の当該事項による。	６Ｍ	
d. 感知器	表6.3.3(A) 2.「d. 感知器」の当該事項による。	６Ｍ	
3. 総合点検	① 煙感知器の感度は、所定の感度試験器により感度が所定の範囲内にあることの確認（自動試験機能を有する場合を除く）	１Ｙ	
	② 連動機構用予備電源ごとに、少なくとも１以上のドレンチャー等について、予備電源に切替えた状態で、任意の感知器を作動させ火災表示、音響装置の鳴動が正常であり、ドレンチャー等が正常に作動することの確認	１Ｙ	[12条点検]

6.3.4 防火ダンパー

(a) 本項は、空調・換気ダクトに設置する温度ヒューズ連動型防火ダンパー（ＦＤ）及び煙感知器連動型防火ダンパー（ＳＤ）等に適用する。

(b) 防火ダンパーの作業項目及び作業内容は、表6.3.4 による。

表6.3.4 防火ダンパー（ＦＤ・ＳＤ）

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 外観点検			
a. ダンパー本体	① 変形、さび、腐食、傷及び損耗の有無の確認	６Ｍ	[12条点検]
	② 温度ヒューズの損傷、ビスの緩み及び脱落の有無の確認	６Ｍ	[12条点検]
	③ ダンパーのがたつき及び変形の有無並びにダクト接続部のすきま等の有無の点検	６Ｍ	[12条点検]
	④ 吊金具等による躯体との固定に緩み等のないことの確認	６Ｍ	[12条点検]
	⑤ 検査口から羽根が確実に閉鎖することの確認	６Ｍ	[12条点検]
b. 自動閉鎖装置	① 自動閉鎖装置に著しい変形、損傷等の有無の点検	６Ｍ	
	② 温度ヒューズ付自動閉鎖装置の場合は、規定の温度ヒューズであること並びにヒューズ本体及び取付け部の状態が正常であることの確認	６Ｍ	[12条点検]
c. 連動制御器（ＦＤを除く）	表6.3.3(A) 1.「c. 連動制御器」の当該事項による。	６Ｍ	
d. 感知器（ＦＤを除く）	表6.3.3(A) 1.「d. 感知器（煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器）」の当該事項による。	６Ｍ	
2. 機能点検			
a. 自動閉鎖装置	① ＦＤは、次による。 ・手動によりダンパーが円滑に作動することの確認 ・ダンパーを閉鎖作動させた後、復帰させた場合の異常の有無を点検し、関係部位が元の状態に戻ることの確認	６Ｍ	[12条点検]
	② ＦＤを除くダンパーは、次による。 ・連動制御器の起動信号によりダンパーが正常に作動することの確認 ・順送り方式のものは、順送り作動が正常であることの確認 ・連動制御器に作動表示がされることの確認 ・ダンパーを閉鎖作動させた後、復帰させた場合の異常の有無の点検、関係部位が元の状態に戻ることの確認	６Ｍ	[12条点検]
b. 連動制御器（ＦＤを除く）	表6.3.3(A) 2.「c. 連動制御器」の当該事項による。	６Ｍ	
c. 感知器（ＦＤを除く）	表6.3.3(A) 2.「d. 感知器」の当該事項による。	６Ｍ	
3. 総合点検（ＦＤを除く）	① 煙感知器の感度は、所定の感度試験器により感度が所定の範囲内にあることの確認（自動試験機能を有する場合を除く）	１Ｙ	
	② ダンパーの作動と連動し、空調機、送風機等の停止制御を行っている場合は、所定の連動動作が適切に行われることの確認	１Ｙ	

6.3.5 排煙設備

(a) 排煙設備【自然排煙口（排煙窓）】の作業項目及び作業内容は、表6.3.5(A)による。

(b) 排煙設備【機械排煙設備】の作業項目及び作業内容は、表6.3.5(B)による。

(C) 排煙設備【特殊な構造の排煙設備】の作業項目及び作業内容は、表6.3.5(C)による。

(d) 排煙設備【加圧防排煙設備】の作業項目及び作業内容は、表6.3.5(D)による。

(e) 予備電源【自家発電装置】の作業項目及び作業内容は、表6.3.5(E)による。

(f) 予備電源【直結エンジン】の作業項目及び作業内容は、表6.3.5(F)による。

表6.3.5(A) 排煙設備【自然排煙口（排煙窓）】

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 外観点検			
a. 排煙窓	① 建具のがたつき、緩み等の有無の点検	6 M	
	② 著しい変形、損傷、さび及び腐食の有無の点検	6 M	
	③ 召合わせ及び気密性の良否の確認	6 M	
	④ 排煙窓の周囲に作動に支障をきたす障害物がないことの確認	6 M	
b. 防煙壁	①仕上げ、構造等の劣化、損傷及び変形の有無の確認	6 M	[12条点検]
	②可動式の場合、機構の作動状況の確認	6 M	[12条点検]
c. 手動開閉装置	① 器具のがたつき、緩み等の有無の点検	6 M	
	② 著しい変形、損傷及び腐食の有無の点検	6 M	
	③ 手動開放装置を示す表示の有無及びその破損等の有無の確認	6 M	
	④ 排煙窓を動作させるワイヤー、ケーブル等の伝達部に著しい変形、損傷及び腐食が無いことの確認	6 M	
	⑤ 周囲に動作に支障をきたす障害物が無いことの確認	6 M	
2. 機能点検			
	① 手動開閉装置の操作による排煙窓の作動状況の良否の確認	6 M	
	② 排煙窓を作動させた後、復帰が円滑に行えることの確認	6 M	

表6.3.5(B) 排煙設備【機械排煙設備】

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 外観点検			
a. 排煙口・可動防煙壁	① 器具のがたつき、緩み等の有無による作動性の点検	6 M	[12条点検]
	② 著しい変形、損傷、さび及び腐食の有無を確認し防火区画の有効性の点検	6 M	[12条点検]
	③ 周囲に動作の支障となるものがないことの確認	6 M	[12条点検]
b. 手動開放装置	① 器具のがたつき、緩み等の有無の点検	6 M	
	② 著しい変形、損傷及び腐食の有無の点検	6 M	
	③ 手動開放装置を示す表示の有無及びその破損等の有無の確認	6 M	
	④ 排煙口を動作させるワイヤー、ケーブル等の伝達部に著しい変形、損傷及び腐食並びに煙感知器による誤作動が無いことの確認	6 M	

	⑤ 電気式の場合は、通電表示等が点灯していることの確認	６Ｍ	
	⑥ 周囲に動作の支障となるものがないことの確認	６Ｍ	[12条点検]
c. 連動制御器	表6.3.3(A) 1.「c. 連動制御器」の当該事項による。	６Ｍ	
d. 感知器	表6.3.3 (A)1.「d. 感知器（煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器）」の当該事項による。	６Ｍ	
e. ダクト（排煙風道）	① 表4.6.1「ダクト」の当該事項による。ただし、「2. ダンパー」及び「6. 吹出口、吸込口、ガラリ等」は除く。	６Ｍ	
	② ダクトと可燃物、電線等との離隔距離の確認	６Ｍ	[12条点検]
f. 防火ダンパー	表6.3.4「防火ダンパー」の当該事項による。	６Ｍ	
g. 排煙機	① 表4.4.8「送風機」の当該事項による。ただし、「9. 運転調整」は除く。	６Ｍ, １Ｙ	
	② 排煙風道との接続部の破損及び変形の有無の点検	６Ｍ	[12条点検]
2. 機能点検	① 手動開閉装置の操作による排煙口及び可動防煙壁の作動状況の良否の確認	６Ｍ	[12条点検]
	② 連動制御器の作動指令（煙感知器の作動等）により、排煙口及び可動防煙壁が正常に作動することの確認	６Ｍ	[12条点検]
	③ 連動制御器又は手動開閉装置の作動確認表示窓の表示状況の確認	６Ｍ	
	④ 排煙口及び可動防煙壁を作動させた後、復帰が円滑に行えることの確認	６Ｍ	
3. 総合点検	① 自動又は手動起動装置の操作により、排煙口及び可動防煙壁等の作動、排煙機の連動起動が適切に行われることの確認	１Ｙ	[12条点検]
	② 排煙機を起動させ、次について確認 ・異常音、異常振動の有無 ・電圧、電流値 ・風量 ・回転方向 ・排煙口の開放状況	１Ｙ	[12条点検]
	③ 予備電源により、正常に運転できることの確認	１Ｙ	[12条点検]
	④ 排煙機の起動と連動し、空調機、送風機等の停止制御を行っている場合は、所定の連動動作が適切に行われることの確認	１Ｙ	
	⑤ 中央管理室において監視制御している場合、正常に動作しているか確認	１Ｙ	[12条点検]

表6.3.5(C) 排煙設備【特殊な構造の排煙設備】

作業項目	作業内容	周期	
1. 外観点検			
a. 排煙口・給気口	① 器具のがたつき、緩み等の有無の点検	６Ｍ	[12条点検]
	② 著しい変形、損傷、さび及び腐食の有無の点検	６Ｍ	[12条点検]
	③ 周囲に動作の支障となるものがないことの確認	６Ｍ	[12条点検]

b. 手動開放装置	① 器具のがたつき、緩み等の有無の点検	6 M	
	② 著しい変形、損傷及び腐食の有無の点検	6 M	
	③ 手動開放装置を示す表示の有無及びその破損等の有無の確認	6 M	
	④ 排煙口を動作させるワイヤー、ケーブル等の伝達部に著しい変形、損傷及び腐食、煙感知器による誤作動が無いことの確認	6 M	
	⑤ 電気式の場合は、通電表示等が点灯していることの確認	6 M	
	⑥ 周囲に動作の支障となるものがないことの確認	6 M	[12条点検]
c. 連動制御器	表6.3.3(A) 1.「c. 連動制御器」の当該事項による。	6 M	
d. 感知器	表6.3.3(A) 1.「d. 感知器（煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器）」の当該事項による。	6 M	
e. ダクト（給気風道）	表4.6.1「ダクト」の当該事項による。ただし、「2. ダンパー」及び「6. 吹出口、吸込口、ガラリ等」は除く。	6 M	
f. 給気送風機	① 表4.4.8「送風機」の当該事項による。ただし、「9. 運転調整」は除く。	6 M, 1 Y	
	② 給気風道との接続部の破損、変形の有無の点検	6 M	[12条点検]
2. 機能点検	① 手動開閉装置の操作による排煙口又は給気口の作動状況の良否の確認	6 M	
	② 連動制御器（煙感知器の作動等）の作動指令により、排煙口が正常に作動することの確認	6 M	[12条点検]
	③ 連動制御器又は手動開閉装置の作動確認表示窓の表示状況の確認	6 M	
	④ 排煙口を作動させた後、復帰が円滑に行えることの確認	6 M	
3. 総合点検	① 自動又は手動起動装置の操作により、排煙口又は給気口の作動、給気送風機の連動起動が適切に行われることの確認	1 Y	[12条点検]
	② 給気送風機を起動させ、次について確認 ・異常音、異常振動の有無 ・電圧、電流値（予備電源の場合は予備電源による） ・風量 ・回転方向	1 Y	[12条点検]
	③ 予備電源により、正常に運転できることの確認	1 Y	[12条点検]
	④ 排煙機の起動と連動し、空調機、送風機等の停止制御を行っている場合は、所定の連動動作が適切に行われることの確認	1 Y	
	⑤ 中央管理室において監視制御している場合は、正常に動作しているか確認	1 Y	[12 条点検]

表6.3.5(D) 排煙設備【加圧防排煙設備】

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 外観点検 a. 機材共通	表 6.3.5 (C)「排煙設備【特殊な構造の排煙設備】」による。ただし、e.「ダクト」(給気風道)に、排煙風道を加える。	6 M	

b. 空気逃し口・圧力調整装置	① 器具のがたつき、緩み等の有無の点検	6M	[12条点検]
	② 著しい変形、損傷、さび及び腐食の有無を確認し防火区画の有効性の点検	6M	[12条点検]
	③ 周囲に動作等の支障となるものがないことの確認	6M	[12条点検]
	④ 空気逃し口が給気口と連動して正常に作動することの確認	6M	[12条点検]
	⑤ 圧力調整装置が扉と連動して正常に作動することの確認	6M	[12条点検]
2. 機能点検	表 6.3.5(C)「排煙設備【特殊な構造の排煙設備】」による。	6M	
3. 総合点検	① 表6.3.5(C)「排煙設備【特殊な構造の排煙設備】」による。	1Y	
	② 給気送風機稼働時に、給気口の開放状況の確認	1Y	[12条点検]

表6.3.5(E) 予備電源【自家発電装置】

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 自家発電装置	① 自家用発電機室の防火区画等の貫通状況の確認	1Y	[12条点検]
	② 自家用発電装置の取付けの状態の確認	1Y	[12条点検]
	③ 自家発電設備の点検は、①、②による他、第3章第4節「自家発電設備」の当該事項による。	6M, 1Y	

(注) ③は、建基法及び官公法の以外の法令に基づき実施した点検等の記録により確認してもよい。

表6.3.5(F) 予備電源【直結エンジン】

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 外観点検・機能点検			
a. 設置の状況	① 本体の取付状況、基礎ボルトの腐食等の有無の確認	6M	[12条点検]
	② 適正な換気が行われているかの確認	6M	[12条点検]
b. 燃料・潤滑油・冷却水	燃料、冷却水及び潤滑油が運転に必要な量だけ確保されているかの確認	6M	[12条点検]
c. セル始動用蓄電池・電気ケーブル	① 蓄電池の電圧及び電解液量（確認できるものに限る）が適正であるかの確認	6M	[12条点検]
	② 電気ケーブル接続部に緩み、腐食等の有無の点検	6M	[12条点検]
d. 計器類・ランプ類	① 計器類の指示値、ランプ類の点灯状態の確認	6M	[12条点検]
	② 計器類、スイッチ類の損傷の有無の点検	6M	[12条点検]
e. 吸気部・排気管	変形、損傷、き裂等の有無の点検	6M	[12条点検]
f. Vベルト	損傷、き裂の有無点検及びたわみの状態の確認	6M	[12条点検]
g. 接地線	接地端子部の緩み、著しい腐食の有無の点検	6M	[12条点検]
h. エンジンの始動・停止	① エンジンが正常に始動、停止することの確認	1Y	[12条点検]
	② 排煙口と連動して始動することの確認	1Y	[12条点検]
	③ 運転中、異常な振動、音の有無の確認	1Y	[12条点検]

6.3.6 その他の避難設備等

その他の避難設備等の作業項目及び作業内容は、表6.3.6 による。

表6.3.6 その他の避難設備等

作業項目	作業内容	周期	備考
1.避難施設等			
a.バルコニー・防護柵等	著しい錆又は腐食の有無の点検	1Y	[12条点検]
b.避難器具	操作性の確保について点検	1Y	[12条点検]
2.特別避難階段付室の外気に向かって開くことが出来る窓	① 作動状況の点検	1Y	[12条点検]
	② 附室の窓が外気に向かって開閉することの点検	1Y	[12条点検]
3.階段	① 仕上げ・構造体手すり等の各部の劣化損傷の有無の確認	1Y	[12条点検]
	② 屋外階段の開放性の確認	1Y	[12条点検]
4.廊下、出入口、避難上有効なバルコニー、階段、特別避難階段の物品等の放置等	避難上障害となる廊下、出入口、避難上有効なバルコニー、階段に物品等の放置がないことの確認	1Y	[12条点検]
5.非常用エレベーター乗降ロビー	① 作動状況の点検	1Y	[12条点検]
	② 乗降ロビーの外気に向かって開くことが出来る窓の開閉の点検	1Y	[12条点検]
6.非常用進入口等	維持保全状況の確認	1Y	[12条点検]

第８章 工作物・外構等

第１節 一般事項

8.1.1 適用

本章は、工作物及び外構等の点検・保守に関する業務に適用する。

第２節 工作物

8.2.2 設備架台・囲障

設備架台（デッキ、手すり等）・囲障（フェンス等）の作業項目及び作業内容は、表8.2.2 による。

表8.2.2 設備架台（デッキ、手すり等）・囲障（フェンス等）

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 基礎部（鉄筋コンクリート）	① ひび割れ、欠損、さび汁、エフロレッセンス、はらみ及び剥落の有無の点検。認められた場合は、安全に作業できる範囲をテストハンマー等で軽打を行い、浮き及び剥離の範囲の確認	1 Y	[12条点検]
	② 異常なたわみ及びそりの有無の点検	1 Y	[12条点検]
2. 鉄骨部	① 部材及び溶接部のひび割れ、変形、さび及び腐食の有無の確認	1 Y	[12条点検]
	② 塗装及び表面処理の劣化の有無の確認	1 Y	
	③ ボルト、ターンバックル等の緩みの有無の確認	1 Y	[12条点検]
	④ 異常なたわみ、そり及び異常振動の有無の点検	1 Y	[12条点検]
	⑤ タラップ等の附属物のがたつき、破損及び腐食の有無並びに落下のおそれがないことの点検	1 Y	

8.2.4 擁壁

擁壁の作業項目及び作業内容は、表8.2.4 による。

表8.2.4 擁壁

作業項目	作業内容	周期	備考
擁壁	① ひび割れ、欠損、さび汁、エフロレッセンス、はらみ及び剥落の有無の確認。認められた場合は、安全に作業できる範囲をテストハンマー等で軽打を行い、浮き及び剥離の範囲の確認	1 Y	[12条点検]
	② 異常なたわみ、そり及び振動の有無の点検	1 Y	
	③ 水抜き孔のつまりの有無の点検	1 Y	[12条点検]
	④ 擁壁の天端の状態の点検	1 Y	

第３節 外構

8.3.1 敷地

(a) 敷地の作業項目及び作業内容は、表8.3.1 による。

(b) 周期Ⅰ又は周期Ⅱの適用は特記により、表単位で同一の周期とする。

なお、特記がない場合は「周期Ⅰ」による。

表8.3.1 敷地

作業項目	作業内容	周期Ⅰ	周期Ⅱ	備考
1. 地盤面（舗装部分を除く）	① ひび割れ、段差、不陸、陥没等の有無の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
	② 歩行部の排水状況（水溜りの有無）の点検	1 Y	3 Y	
2. 歩道、玄関ポーチ、駐車場及び敷地内通路	人及び車両の安全かつ円滑な進行又は物品の安全かつ円滑な運搬に支障を及ぼすおそれがある亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食の有無について点検	1 Y	3 Y	

3. アスファルト舗装・コンクリート舗装	① ひび割れ、段差、不陸、陥没等の有無の点検	1 Y	3 Y	
	② 歩行部の排水状況(水溜りの有無)の点検	1 Y	3 Y	
4. コンクリート平板舗装・インターロッキングブロック舗装・縁石等	① ひび割れ、欠け、不陸、あばれ、がたつき及び陥没の有無の点検	1 Y	3 Y	
	② 歩行部の排水状況(水溜りの有無)の点検	1 Y	3 Y	
5. 視覚障害者誘導用ブロック	① ぐらつき、浮き、欠け及び剥離の有無の点検	1 Y	3 Y	
	② 汚れ等によりブロックの輝度比、視認性が損なわれていないかの確認	1 Y	3 Y	
6. その他附属物	案内表示等の敷地内に設置されている附属物のぐらつき、汚れ、さび、腐食等の有無の点検	1 Y	3 Y	

8.3.2 へい

(a) へいの作業項目及び作業内容は、表8.3.2 による。

(b) 周期Ⅰ又は周期Ⅱの適用は特記により、表単位で同一の周期とする。
なお、特記がない場合は「周期Ⅰ」による。

表8.3.2 へい

作業項目	作業内容	周期Ⅰ	周期Ⅱ	備考
へい(コンクリート造・補強コンクリートブロック造・組積造等)	① へいと周辺地盤との相対的な沈下及び浮上の有無の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
	② へいの傾斜の状態の良否の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
	③ ひび割れ、エフロレッセンス、浮き、はらみ、剥離及び剥落の有無の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
	④ 異常なたわみ及びそりの有無の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
	⑤ フェンス等の附属物のがたつき、破損及び腐食の有無並びに落下のおそれがないことの点検	1 Y	3 Y	

8.3.3 門

(a) 門の作業項目及び作業内容は、表8.3.3 による。

(b) 周期Ⅰ又は周期Ⅱの適用は特記により、表単位で同一の周期とする。
なお、特記がない場合は「周期Ⅰ」による。

表8.3.3 門

作業項目	作業内容	周期Ⅰ	周期Ⅱ	備考
門	① 作動状態の良否及び損傷の有無の点検	1 Y	3 Y	
	② さび及び腐食の有無の点検	1 Y	3 Y	
	③ 取付け状態の良否の点検	1 Y	3 Y	

8.3.4 排水桝・マンホール・側溝・街きょ

(a) 排水桝・マンホール・側溝・街きょの作業項目及び作業内容は、表8.3.4 による。

(b) 周期Ⅰ又は周期Ⅱの適用は特記により、表単位で同一の周期とする。

なお、特記がない場合は「周期Ⅰ」による。

表8.3.4 排水桝・マンホール・側溝・街きょ

作業項目	作業内容	周期Ⅰ	周期Ⅱ	備考
排水桝・マンホール・側溝・街きょ	① 排水状態の良否の点検	6M	3Y	[12条点検]
	② 側溝及び街きょの破損の有無の点検	6M	3Y	
	③ 排水桝と建物及び周辺地盤との相対的な沈下並びに浮上の有無の点検	1Y	3Y	
	④ 排水桝と排水管との接続部分のずれ及び損傷の有無の点検	1Y	3Y	
	⑤ 排水桝及びマンホールの蓋の破損の有無の点検	1Y	3Y	
	⑥ 排水桝、マンホール及び蓋に附属する金物の取付け状態の良否、さび及び腐食の有無の点検	1Y	3Y	

第３編 運転・監視及び日常点検・保守

第１章 一般事項

第１節 一般事項

1.1.1 適用

本編は、第１編と併せ、中央監視制御装置がある建築物等において常駐して実施する運転・監視及び日常点検・保守に関する業務に適用する。

1.1.2 業務の条件

(a) 年間における業務を行わない日は、特記による。

(b) 施設の冷暖房の時期及び始業終業時間又は設備運転時間は、特記による。

(c) 電算室等特別な空調を必要とする室は、その条件を含めて特記による。

1.1.3 施設情報の把握

第1 編 第1 章1.2.1「業務計画書」、1.2.2「作業計画書」の作成及び業務の実施は、次の事項を十分把握して行うものとする。

(1) 入居官署の施設運営に関すること

(2) 設備機器の設置年及び運転時間に関すること

(3) 施設の行事に関すること

(4) 設備系統図に関すること

1.1.4 運転・監視の範囲

運転・監視の範囲は、次による。ただし、業務における運転・監視の対象設備等の範囲は、特記による。

(1) 設備機器の起動・停止の操作

(2) 設備運転状況の監視又は計測・記録

(3) 室内温湿度管理と運転条件の変動に対応した機器の制御、設定値調整

(4) 省エネルギー運転

(5) 季節運転切替え、本予備機運転切替え

(6) 運転時間に基づく設備計画保全の把握

(7) その他特記で定めた事項

1.1.5 日常点検の範囲

(a) 日常点検の対象部分、数量等は、特記による。

(b) 電気室、機械室等の主要な設備機器の設置場所は、１日１回巡視して機器等の異常の有無を点検する。

なお、定められた対象部分以外であっても、異常を発見した場合には施設管理担当者に報告する。

(c) 点検に使用する脚立等は受注者の負担とする。ただし、高所作業に必要な足場等（作業床高さ２m以上）は、特記による。

1.1.6 保守の範囲

運転・監視及び日常点検の結果に応じ、実施する保守の範囲は、次のとおりとする。

(1) 汚れ、詰まり、付着等がある部品又は点検部の清掃

(2) 取り付け不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整

(3) ボルト、ねじ等で緩みがある場合の増締め

(4) 次に示す消耗部品の交換及び補充

① 潤滑油、グリス、充填油等

② ランプ類、ヒューズ類

③ パッキン、Oリング類

④ 精製水の補充

⑤ フィルター類

(5) 接触部分、回転部分等への注油

(6) 軽微な損傷がある部分の補修

(7) 塗料、その他の部品補修（タッチペイント）、その他これらに類する作業

(8) 消耗品の在庫管理

(9) 保守で生じた発生材の分別及び指示された場所での保管

(10) その他特記で定めた事項

1.1.7 運転・監視及び日常点検・保守の実施

本編各章に定めるところにより運転・監視及び日常点検を適正に行い、必要に応じて、保守の措置を講ずる。

1.1.8 周期の表記

点検、確認等の周期の表記は、次による。

(1)「２H」は、２時間ごとに行うものとする。

(2)「４／D」は、１日に４回行うものとする。

(3)「１D」は、１日ごとに行うものとする。

(4)「１W」は、１週ごとに行うものとする。

(5)「２／M」は、１月に２回行うものとする。

(6)「１M」は、１月ごとに行うものとする。
(7)「２M」は、２月ごとに行うものとする。
(8)「３M」は、３月ごとに行うものとする。

1.1.9 支給材料

保守に用いる次の消耗品、附属品等は、特記がある場合を除き、支給材料とする。

(1) ランプ類（照明用ランプ、表示灯を含む）
(2) ヒューズ類
(3) パッキン、Oリング類
(4) 蓄電池用精製水
(5) 発電機用燃料（オイルを含む）
(6) フィルター類
(7) 乾電池類
(8) 塗料（タッチペイント）

1.1.10 定期点検時の立会い

業務関係者は、別契約の関連業者が行う定期点検に立会う。

1.1.11 運転・監視の記録及び報告

(a) 日常業務における業務日誌を作成し、記録整理する。
(b) 運転・監視の業務の記録には、次の事項を記載する。
  (1) 記録者
  (2) 機器の運転開始時刻及び終了時刻
  (3) 熱源機器運転中の外気温湿度
  (4) 電気、ガス、油、水道、下水道等の光熱水の使用量
  (5) その他本編に定める項目
(c) 業務の報告は、施設管理担当者との協議による。

なお、業務において、正常でないことが認められた場合は、直ちに施設管理担当者に報告する。

1.1.12 臨機の措置等

(a) 災害発生に対する措置について、施設管理担当者と協議の上、次の事項をまとめた防災マニュアルを作成し、施設管理担当者の承諾を受ける。
  (1) 緊急事態への準備
  (2) 緊急事態発生後の対応
  (3) 業務の早期復旧

(b) 災害発生に伴う重大な危険が認められる場合は、直ちに必要な措置を講じるものとする。この場合は、直ちに施設管理担当者に連絡するとともに、防災センター等との連絡調整を行う。

1.1.13 機器等に異常を認めた場合の措置

業務責任者は、機器等に異常が認められた場合の連絡体制、対応方法について、施設管理担当者とあらかじめ協議して定めておく。

なお、緊急を要する場合は、業務関係者は必要な措置を直ちに講じる。

1.1.14 資料等の整理、保管

業務期間中は、次に示すものの整理及び保管を行う。

(1) 機器の取扱説明書等

(2) 機器台帳等

(3) 工具及び器具とその台帳

1.1.15 設備室の清掃

電気室、機械室等の設備室は、整理整頓及びはき掃除程度の清掃を行う。

1.1.16 障害等の排除

設備の運転中、点検及び操作・使用上の障害となるものの有無を点検する。

1.1.17 防災訓練等への参加

受注者は、施設管理担当者が実施する防災訓練その他施設運営上必要な訓練行事に参加する。

第２章 建築

第１節 建築

2.1.1 建築

建築の作業項目及び作業内容は、表2.1.1 による。

表2.1.1 建築

作業項目	作業内容	周期	備考
1.陸屋根	① 排水状態の良否の点検	1 M	
	② 堆積物及びごみの有無の点検	1 M	
	③ 植物の有無の点検	1 M	

2. ルーフドレン・とい	① 漏水の有無の点検及び排水状態の良否の点検	1 M	ルーフドレン周りにゴミがある場合は除去
	② さび及び腐食の有無の点検	1 M	
	③ 破損及び漏水の有無の点検	1 M	
3. トップライト	① 傷、割れ、変形及び破損の有無の点検	3 M	
	② さび及び腐食の有無の点検	3 M	
4. 外　壁	仕上げ材の異常の有無の点検	3 M	
5. 屋外階段	① 排水状態の良否の点検	3 M	
	② 通行の妨げになる物品の有無の点検	3 M	
6. バルコニー	排水状態の良否の点検	3 M	
7. 視覚障害者誘導用ブロック	廊下等における誘導路の妨げになる障害物の有無の点検	1 D	
8. 建　具			
ｲ. 扉枠・シャッター	① 建具及びその周囲からの漏水の有無の点検	3 M	
	② 異常音の有無の点検	3 M	
	③ 施錠状況の良否の点検	3 M	
	④ ガラス部分がある場合は、傷、破損等の有無の点検	3 M	
	⑤ 避難扉及びシャッターの開閉の妨げになる障害物の有無の点検	1 D	
ﾛ. 窓・窓枠	① 建具及びその周囲からの漏水の有無の点検	3 M	
	② 異常音の有無の点検	3 M	
	③ 施錠状況の良否の点検	3 M	
	④ 有害な影響を与える結露の有無の点検	3 M	
	⑤ 開閉動作状況の良否の点検	3 M	
	⑥ ガラスの傷及びひび割れの有無の点検	3 M	
9. エキスパンションジョイント金物	金物の変形及び破損の有無の点検	3 M	
10. 車いす用駐車スペース	障害物の有無の点検	1 D	

第３章 電気設備

第１節 一般事項

3.1.1 適用

電気設備は、保安規程を遵守して、その日常運転・監視及び測定・記録を行うものとする。

なお、作業項目、作業内容及び周期が、「保安規程の日次点検、月次点検等の日常巡視点検手入れ」と異なる場合は、保安規程を遵守できるよう調整する。

第２節 電灯・動力設備

3.2.1 電灯・動力

電灯・動力の作業項目及び作業内容は、表3.2.1 による。

なお、サーモラベルが貼付されている場合、周期１Ｍの作業に併せ変色の有無を確認する。

表3.2.1 電灯・動力

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 照明器具	共用部分の点灯状態の確認	１Ｍ	
2. 分電盤・照明制御盤	① 異常音の有無の点検	１Ｍ	
	② 各開閉器等の開閉状態の確認	１Ｍ	
	③ 内蔵タイマーの設定値の確認	１Ｍ	
3. 制御盤	① 異常音、発熱、異臭、変色等の有無の点検	１Ｍ	
	② コンデンサの液漏れ、ふくらみ等の有無の点検	１Ｍ	
4. 電気自動車用普通充電装置・急速充電装置	① 異常音、発熱、異臭、変色等の有無の点検	１Ｍ	
	② 充電コネクタ・ケーブルの破損、摩耗の有無の点検	１Ｍ	

第３節 受変電設備

3.3.1 受変電

(a) 受変電の運転・監視は、あらかじめ電気設備の配置図、結線図等を基に電気主任技術者と協議し、巡視経路を定めて点検する。

なお、異常がある場合は速やかに、施設管理担当者又は電気主任技術者に報告する。

(b) 受変電の作業項目及び作業内容は、表3.3.1 による。

なお、低圧母線等でサーモラベルが貼付されている場合、周期１Ｍの作業に併せ変色の有無を確認する。

表3.3.1 受変電

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 盤類（配電盤・パイプフレーム・さく等）	① 扉の開閉の良否を点検及び施錠の有無の点検	１Ｍ	
	② 汚損、損傷、変形、亀裂、塗装の剥離及びさびの有無の点検	１Ｍ	
	③ ボルトの緩みの有無の点検	１Ｍ	
	④ 雨水浸入、ほこり等の堆積状態の確認	１Ｍ	
	⑤ 標識の汚損及び取付け状態の確認	１Ｍ	
2. 特別高圧機器	温度の適否を温度計の指示値により確認し、異常な高温となっている場合は、負荷電流の状態の確認	１Ｄ	

3. 高圧機器			
a. 変圧器（モールド変圧器・油入変圧器）	① 異常音、異臭、異常振動等の有無の点検	1 W	
	② 油面計による油量及び漏油の有無の点検（油入変圧器に限る。）	1 W	
	③ 非接触放射式温度計により、機器本体及び接続部等の温度測定による過熱の有無の確認	1 M	感電等のおそれがある場合、サーモラベル又は目視による接続部等の確認とする。
	④ B種接地工事の接地線において、低圧電路の漏えい電流の測定	1 M	
b. 交流遮断器・断路器・負荷開閉器・電磁接触器	① 異常音、異臭、漏油等の有無の点検	1 D	
	② 非接触放射式温度計により、機器本体及び接続部等の温度測定による過熱の有無の確認	1 M	感電等のおそれがある場合、サーモラベル又は目視による接続部等の確認とする。
c. 計器用変圧器・変流器	① 汚れ、損傷、亀裂、過熱、変色、漏油等の有無の点検	1 W	
	② 接地線の外れ、断線等の有無の点検	1 W	
	③ 非接触放射式温度計により、機器本体及び接続部等の温度測定による過熱の有無の確認	1 M	感電等のおそれがある場合、サーモラベル又は目視による接続部等の確認とする。
d. 指示計器・表示操作類	① 各計器の表示値の適否の確認	1 D	
	② 配電盤等の信号灯、表示灯類をランプチェックの確認	1 M	
e. 高圧進相コンデンサ・直列リアクトル	① 異常音、異臭、変形、ふくらみ等の有無の点検	1 W	
	② 非接触放射式温度計により、機器本体及び接続部等の温度測定による過熱の有無の確認	1 M	感電等のおそれがある場合、サーモラベル又は目視による接続部等の確認とする。
4. 低圧機器			
a. 開閉器類（配線用遮断器・漏電遮断器・電磁接触器）	① 異常音、異臭、損傷、過熱、変色等の有無の点検	1 M	
	② 開閉表示状態（指示、点灯）の確認	1 M	
b. 指示計器・表示操作類	① 各計器の表示値の適否の確認	1 D	
	② 配電盤等の信号灯、表示灯類をランプチェックで確認	1 M	
c. 低圧進相コンデンサ・直列リアクトル	異常音、異臭、変形、ふくらみ等の有無の点検	1 W	

第４節 自家発電設備

3.4.1 自家発電装置

(a) 自家発電装置の運転・監視は、システムの安定的及び効率的な運転並びに緊急時に迅速な対応がなされるよう行う。

(b) 自家発電装置の作業項目及び作業内容は、表3.4.1 による。

表3.4.1 自家発電装置

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 自家発電装置	① 燃料油、潤滑油及び冷却水の漏れの有無の点検	1 D	
	② 潤滑油の油量が適正であることの確認	1 W	
2. 配電盤	① 配電盤等の信号灯、表示灯類の点灯状態をランプチェック等により確認	1 M	・装置搭載盤を含む。
	② 自家発電装置が始動及び自動運転待機状態（切替スイッチの自動側位置等）にあることの確認	1 W	
3. 補機附属装置			
a. 始動用蓄電池装置			
ｲ. 整流装置	① 表示灯類の点灯状態の確認	1 D	
	② 操作、切替スイッチ等の状態の確認	1 W	
ﾛ. 始動用蓄電池装置	① 蓄電池の損傷、液漏れ、汚損等の有無の点検	1 W	
	② 蓄電池の電解液面の点検、最高・最低液面線内にあることの確認 ただし、制御弁式鉛蓄電池等を除く。	1 W	
	③ 充電電圧及び蓄電池の総出力電圧の確認	1 W	
b. 始動用空気圧縮装置	① 充気された空気を圧力計指示値により確認	1 W	
	② 空気槽内の水抜きの実施	1 W	
c. 燃料タンク・燃料移送ポンプ等	① タンク、ポンプ及び配管の油漏れ並びに変形、損傷等の有無の点検	1 W	
	② 適正な油量の確認	1 W	
d. 冷却水タンク	① タンク、機器及び配管の水漏れ並びに変形、損傷等の有無の点検	1 W	
	② 冷却水の水量等の確認	1 W	
e. ラジエータ	① ラジエータ排風口周りの障害物の有無の点検	1 W	
	② ラジエータの水漏れ、変形、損傷等の有無の点検	1 W	
f. 換気装置	① 自然換気口の開口部の状況又は機械換気装置の運転が適正であることを手動運転により確認	1 M	
	② 給・排気ファンが、自家発電装置の運転と連動して運転できることの確認	1 M	
g. 排気管・消音器	① 排気管等の過熱部周囲に可燃物が置かれていないことの確認	1 M	
	② 排気管等の支持金具の緩みの有無の点検	1 M	
h. バルブ	各種バルブの開閉状態の確認	1 M	
4. 試運転	① 試験スイッチを投入して、試運転を行い、始動時間の確認	1 M	
	② 運転中、電圧計、周波数計等の計器の指示値が適正であることの確認	1 M	

	③ 回転数、温度、圧力等を附属の各計器により始動前及び運転時の指示値の確認	1 M	
	④ 試運転終了後、スイッチ、ハンドル、バルブ等を自動始動側に切替えて、運転待機状態にあることの確認	1 M	

第５節 直流電源設備

3.5.1 直流電源装置

(a) 本節は、商用電源途絶時に、非常用の照明装置（電池別置形）及び受変電設備制御へ電力を供給する直流電源装置に適用する。

(b) 直流電源装置の作業項目及び作業内容は、表3.5.1 による。

表3.5.1 直流電源装置

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 整流装置	① 表示灯類の点灯状態の確認	1 D	
	② 操作、切替スイッチ等の状態の確認	1 W	
2. 蓄電池	① 蓄電池の損傷、液漏れ、汚損等の有無の点検	1 W	
	② 蓄電池の電解液面を点検し、最高・最低液面線内にあることの確認 ただし、制御弁式鉛蓄電池等を除く。	1 W	
	③ 充電電圧及び蓄電池の総出力電圧の確認	1 W	

第６節 交流無停電電源設備

3.6.1 交流無停電電源装置（ＵＰＳ）

(a) 本項は、ネットワークのサーバや中央監視制御装置等の非常用予備電源として使用されるものに適用し、防災負荷の非常用予備電源として使用されるものには適用しない。

(b) 交流無停電電源装置（ＵＰＳ）の作業項目及び作業内容は、表3.6.1 による。

ただし、定格出力容量200kVA 以下のものとし、第２編3.6.1(b)に定める簡易形を除く。

表3.6.1 交流無停電電源装置（UPS）

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 交流無停電電源装置（ＵＰＳ）			
a. 整流装置・インバータ装置	① 汚れ、損傷、過熱等の温度上昇、変形、異常音、異臭、腐食等の有無の点検	1 W	
	② 各計器の指示値の確認	1 D	
	③ 表示灯類の点灯状態の確認	1 D	
b. 蓄電池	① 蓄電池の損傷、液漏れ、汚損等の有無の点検	1 W	
	② 蓄電池の電解液面を点検し、最高・最低液面線内にあることの確認 ただし、制御弁式鉛蓄電池等を除く。	1 W	
	③ 蓄電池の総出力電圧の確認	1 W	

第７節 太陽光発電設備

3.7.1 太陽光発電装置

(a) 本項は、電灯・動力設備等の負荷に電力を供給する小規模発電設備の太陽光発電設備で、受変電設備と接続されるものに適用する。ただし、陸屋根等に架台を設け設置され、出力10kW 以上のものに限る。

(b) 太陽光発電装置の作業項目及び作業内容は、表3.7.1 による。

表3.7.1 太陽光発電装置

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 太陽電池アレイ	表面の汚れ、破損、変色、落葉等の有無の点検	１Ｍ	
2. 接続箱（パワーコンディショナー内蔵型を含む。）・集電箱	① 外箱の著しい汚れ、さび、腐食、きず、破損及び変形の有無の点検	１Ｍ	
	② 点検上、使用上障害となる不要物が置かれていないことの確認	１Ｍ	
3. 交流集電箱、開閉器箱	第２節　3.2.1「電灯・動力」の分電盤・照明制御盤の当該事項よる。	１Ｍ	
4. パワーコンディショナ（ＰＣＳ）	① 外箱の著しい汚れ、さび、腐食、きず、破損、変形の有無の点検	１Ｍ	
	② 本体の取付状況（支持ボルトの緩み）の確認	１Ｍ	
	③ 運転時の異常音、異常振動、異臭、過熱等の有無の点検	１Ｍ	
	④ 点検上、使用上障害となる不要物が周辺に置かれていないことの確認	１Ｍ	
	⑤ 表示部に発電異常、エラーメッセージ等の異常表示が無いことの確認	１Ｍ	
5. 直流電源設備、交流無停電電源設備	第５節「直流電源設備」、第６節「交流無停電電源設備」の当該事項による。	１Ｍ	
6. 発電状況	指示計器又は表示により正常に発電していることの点検	１Ｄ	ＰＣＳ、データ収集装置のどちらで確認してもよい。
7. データ収集装置	① 著しい汚れ、さび、腐食、きず、 破損及び変形の有無の点検	１Ｍ	
	② 運転時の異常音、異常振動、異臭、過熱等の有無の点検	１Ｍ	
	③ 運転履歴（発電状態、通信状態、エラー履歴等より、正常に動作していること）の確認。	１Ｍ	

第９節 外灯

3.9.1 外灯

外灯の作業項目及び作業内容は、表3.9.1 による。

表3.9.1 外灯

作業項目	作業内容	周期	備考
外灯	① 点灯状態の確認	１Ｄ	
	② 灯具、ポール等の損傷、破損、さび、腐食等の有無の点検	１Ｍ	
	③ 地中埋込型器具の場合、歩行に危険な段差が生じていないかの確認	１Ｍ	

第11節 雷保護設備

3.11.1 雷保護

雷保護の作業項目及び作業内容は、表3.11.1 による。

表3.11.１ 雷保護

作業項目	作業内容	周期	備考
雷保護	① 突針・支持管の取付け状態の確認	１Ｍ	
	② 棟上げ導体の取付け状態、損傷等の有無の点検	１Ｍ	

第12節 構内配電線路・構内通信線路

3.12.1 構内配電線路・構内通信線路

構内配電線路・構内通信線路の作業項目及び作業内容は、表3.12.1 による。

なお、構内に設けられる高圧負荷開閉器の作業項目及び作業内容は「第３節 受変電設備」による。ただし、周期は１Ｍとする。

表3.12.1 構内配電線路・構内通信線路

作業項目	作業内容	周期	備考
構内配電線路・構内通信線路	① 架空線、引込線及びちょう架線と植物との離隔距離並びにたるみ、損傷等の有無の点検	１Ｍ	
	② 電柱、支持物等の損傷、傾斜、腐朽、脱落等の有無の点検	１Ｍ	
	③ 引き込みケーブル及び端末部の損傷、汚損、コンパウンド漏れ等の有無の点検	１Ｍ	
	④ マンホール及びハンドホールの蓋の損傷の有無の点検	１Ｍ	
	⑤ マンホール及びハンドホール内の浸水の有無の点検	３Ｍ	

第４章 機械設備

第１節 温熱源機器

4.1.1 適用

温熱源機器の運転・監視及び日常点検・保守は、表4.1.2～表4.1.5 によるほか、関係法令により適切に実施する。

4.1.2 運転・監視記録

運転・監視記録の項目及び周期は、表4.1.2による。

表4.1.2 運転・監視記録

機器の種別	項　　目	周期
鋳鉄製ボイラー・鋼製ボイラー	・ボイラー蒸気圧力又は温水温度 ・ボイラー及び給水タンク水位 ・給水温度、圧力及び流量 ・循環ポンプ吐出及び吸込圧力 ・燃料温度、圧力及び流量、 ・燃焼空気温度及び風圧 ・排ガス温度 ・炉内及び煙道ドラフト ・排ガス濃度分析及びばい煙濃度 ・天候 ・ボイラー室温度	２Ｈ
真空式温水発生機・無圧式温水発生機	・真空度（真空式に限る） ・缶内水位 ・燃料保有量又はガス供給圧力 ・供給温度及び設定温水温度 ・天候 ・機械室温度	
温風暖房機	・ばい煙濃度 ・油ポンプ圧力 ・天候 ・機械室温度	１Ｄ

4.1.3 鋳鉄製ボイラー・鋼製ボイラー

鋳鉄製ボイラー・鋼製ボイラーの作業項目及び作業内容は、表4.1.3による。

表4.1.3 鋳鉄製ボイラー・鋼製ボイラー

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 起動前		1 D	
a. 圧力計・水高計・温度計	① 指針に異常のないことの確認 ② ガラス及び文字板に汚れ及び損傷のないことの確認		
b. 水面計・連絡配管・水位検出器用連絡配管	① コック又は弁の開閉状態が正常であることの確認 ② 水面計、低水位遮断装置及び水面制御装置の機能に異常のないことの確認		
c. ボイラー水位	水面計の水位が安全低水位以上の位置にあることの確認		
d. 燃料及び給水系統	① 弁の開閉状態が正常であることの確認 ② 燃料又は水漏れがないことの確認		
e. バーナー	① 燃料噴射ノズルから燃料漏れがないことの確認 ② 炎口部にすす、未燃物等による汚れがないことの確認 ③ バーナーの装着状態が正常であることの確認		
f. ボイラー燃焼室	耐火材の脱落、カーボンの付着等がないことの確認		
g. 煙道ダンパー	ダンパーの開き具合及びその固定状態に異常のないことの確認		
h. ボイラー室の換気	換気状態が良好に維持されていることの確認		
i. 吹出し作業（鋼製ボイラーに限る）	① ボイラー水の濃縮状態に応じて吹出しの実施 ② 吹出し作業終了後、吹出し弁の閉止状態に異常がなく、弁及び配管から漏れがないことの確認		
j. 給水軟化装置（鋼製ボイラー限る）	① 装置出口の水に硬度リークがないことの確認 ② 再生用食塩の保有量が適切であることの確認		
k. 燃料	① 油だきボイラーは、燃料タンクの保有量が適切であることの確認 ② ガスだきボイラーは、一次側ガス圧力が正常であることの確認 ③ パイロットバーナーを附属するボイラーは、点火用燃料源の状態に異常のないことの確認		
l. 給水タンク	① 水位が常用水位以上にあることの確認 ② 入口及び出口弁が確実に開いていることの確認		
m. 薬液タンク（鋼製ボイラーに限る）	清缶剤等の薬液タンク内の保有量が適切であることの確認		
2. 起蒸時		1 D	
a. プレパージ動作	① 動作時間に異常のないことの確認 ② 比例制御又はHi-Low-Off制御方式のボイラーにあっては、プレパージ中に空気ダンパーが十分な開度まで開いていることの確認		
b. バーナー	① 点火スパーク及びパイロットバーナーの火炎の色及び大きさに異常のないことの確認 ② 主バーナーの点火時に、バックファイヤー、著しい黒煙の発生、異常な燃焼音、振動等がなくスムーズに点火することの確認		

c. 燃焼安全装置	① 主バーナーの燃焼中に火炎検出器の受光面を遮蔽した場合に、直ちに安全遮断弁が閉止し、バーナーが消火することの確認 ② バーナー消炎後制御盤の警報が鳴り、断火表示灯が点灯することの確認		
d. 低水位遮断装置	バーナーの燃焼中に水位検出器下部の吹出し弁又はコックを開き、検出器内の水位を一時低下させ、弁又はコックを閉止した場合に、安全遮断弁が閉止し、バーナーが消炎すること及び同時に制御盤の警報が鳴り、低水位表示灯が点灯することの確認		
e. 水面計（鋼製ボイラーに限る）	① 水面計の水側、蒸気側及び吹出し側コックの開・閉操作をした場合に、水及び蒸気側の流通状態に異常がないことの確認 ② ２本の水面計の指示水位に著しい誤差がないことの確認		
f. 水面計取付け水柱管・水位検出用連絡配管（鋼製ボイラーに限る）	① 連絡配管、弁、コック等から水又は蒸気の漏れがないことの確認 ② 水柱管及び水位検出器下部の吹出し弁を開き、内部に付着するスケールその他の異物を除去。また、清掃終了後は、水側及び蒸気側の弁が開き、吹出し弁が閉止し、漏れがないことの確認		
g. 吹出し装置	吹出し弁及びその接続配管からの漏れがないことの確認		
3. ボイラー運転中		１Ｄ	
a. 常時監視	ボイラーの圧力（温水ボイラーにあっては温度）、水位及び燃焼状態を常時監視		
b. 水位制御装置	給水装置及び自動水位制御装置の機能が正常で、ボイラー水位が規定の位置に保持されていることの確認		
c. バーナーの自動発停動作	ボイラー圧力又は温度が変化するとき、規定の圧力又は温度でバーナーが自動的に停止又は起動することの確認		
d. バーナー燃焼量制御動作（鋼製ボイラーに限る）	燃焼量制御（比例制御、Hi-Low-Off又はHi-Mid-Low-Off）を行うものは、ボイラーの圧力又は温度の変化によりバーナーが規定の燃焼量で制御されることの確認		
e. 安全弁・逃し弁・逃し管	① 安全弁に漏れがないことの確認 ② 取付け部等に漏れがないことの確認 ③ 逃し管に漏れ及び凍結のおそれがないことの確認		
f. 燃焼用空気及び燃焼ガス	① 風道、風箱等から燃焼空気の漏れがないことの確認 ② ボイラー外周部及び煙道から燃焼ガスの漏れがないことの確認		
g. 水質試験（鋼製ボイラーに限る）	鋼製ボイラーの水質試験は、２編４章７節「水質管理」の当該事項による。		・特記がある場合

4. 運転終了時の作業	① 制御盤の操作スイッチでバーナーの燃焼を停止させ、燃焼手動弁の閉止 ② 給水装置を運転し、ボイラー水位を常用水位より少し上げた位置で止め、給水止弁の閉止 ③ 主蒸気弁又は温水供給弁の閉止 ④ ボイラー燃焼室内がある程度冷却するのを待ってバーナーを開いた場合に、ノズルからの燃料漏れがないことを確認。また、炎口部等の掃除の実施 ⑤ 煙道ダンパーの閉止 ⑥ 電源スイッチの遮断 ⑦ 吹出し弁及び配管に漏れがないことの確認 ⑧ 燃料、給水及び蒸気又は温水の各系統に漏れがないことの確認 ⑨ ボイラー周辺部に損傷等がないことの確認	1 D	

4.3.2 空気調和等関連機器

空気調和等関連機器の作業項目及び作業内容は、表4.3.2による。

表4.3.2 空気調和等関連機器

作業項目	作業内容	周期	備考
1. オイルサービスタンク	① 油の供給及び戻し機能に異常がないことの確認	1 M	
	② 油漏れの有無の点検	1 M	
2. 熱交換器・ヘッダー	① 異常音及び異常振動の有無の点検	1 M	
	② 蒸気トラップからドレンが速やかに排除されていることの確認	1 M	
	③ 温水又は給湯温度、水頭圧及び蒸気圧力に異常がないことの確認	1 M	
3. 冷却塔	① ケーシングに異常振動がないことの確認	1 W	
	② 水槽に水漏れがなく、水位に異常がないことの確認	1 W	
	③ 送風機の各部に異常音又は異常振動がなく、羽根車の回転が円滑であることの確認	1 W	
	④ 凍結防止装置のヒーターの作動電流が定格電流値以下にあることの確認	1 W	
	⑤ 冷却水の汚れの有無の点検	1 W	
4. ユニット形空気調和機・コンパクト形空気調和機	① 各部の異常音、異常振動等の有無の点検	1 M	
	② 還気、給気及び冷温水入口、出口温度差の異常の有無の点検	1 M	
	③ 加湿器の汚れの有無の点検	1 M	
	④ 排水の良否の点検	1 M	・排水受けを含む

5. ファンコイルユニット	① 異常音及び異常振動の有無の点検	1 M	
	② ドレン排水に支障のないことの確認	1 M	
	③ 排水受けの汚れ、さび、腐食等の有無の点検	1 M	・必要に応じて清掃を実施。
	④ 汚れの状況の確認	1 M	・フィルターの交換は特記による。
6. 空気清浄装置	① 圧力損失が規定値以下であることの確認	1 M	
	② 自動巻取形エアフィルターは、巻取完了表示灯が点灯していないことの確認	1 M	
	③ 電気集じん器（自動巻取形）は、巻取完了表示灯が点灯していないこと及び荷電表示灯が点灯していることの確認	1 M	・フィルターの交換は特記による。
	④ コンパクト形空気調和機用電気集じん器は、荷電表示灯が点灯していることの確認	1 M	
7. ポンプ	① 各部の異常音、異常振動等の有無の点検	1 W	
	② 軸封部からの水漏れが適当であることの確認	1 W	
	③ 電動機に異常発熱がないことの確認	1 W	
	④ 計器の指示値の確認	1 W	
	⑤ ポンプ周辺の異常の有無の点検	1 W	
8. 送風機	① 各部の異常音、異常振動等の有無の点検	1 W	
	② 計器の指示値確認	1 W	
9. 全熱交換器	① 各部の異常音、異常振動等の有無の点検	1 W	
	② 計器の指示値確認	1 W	
10. 氷蓄熱ユニット	① 異常音及び異常振動の有無の点検	1 W	
	② フランジ、パッキン等からの水漏れの有無の点検	1 W	
	③ 各部において結露の有無の点検	1 W	

4.3.3 地下オイルタンク

(a) 地下オイルタンクの月例点検の作業項目及び作業内容は、表4.3.3による。

(b) 点検周期は、次による。

地下オイルタンクの月例点検 ： 月１回

表4.3.3 地下オイルタンク（月例点検）

作業項目	作業内容	備考
1. 通気口	引火防止網の脱落、腐食及び目詰まりの有無の点検	
2. 計量口・注油口	変形、損傷及び漏れの有無を点検し、蓋の閉鎖状態に異常のないことの確認	
3. 注入口ピット	① 割れ、損傷、滞油、滞水、土砂等の堆積物の有無の点検 ② 油種別表示板の汚れの有無を点検し、表示が明瞭であることの確認	

4. 配管	損傷、変形、漏れ等の有無の点検	
5. 弁	漏れ、損傷等の有無及び作動の良否の点検	
6. 配管点検ボックス	割れ、損傷、滞油、滞水及び土砂等の堆積物の有無の点検	
7. 端子盤	箱の損傷及び端子の緩みの有無の点検	
8. 接地	① 断線及び緩みの有無の点検 ② 接地抵抗を測定し、その良否の確認	
9. 漏えい検査管	漏えい検査管を用いて、漏れの有無の点検	

第４節 給排水衛生機器

4.4.1 適用

給排水衛生機器の運転・監視及び日常点検・保守は、表4.4.2 によるほか、関係法令により適切に実施する。

4.4.2 給排水衛生機器

給排水衛生機器の作業項目及び作業内容は、表4.4.2 による。

表4.4.2 給排水衛生機器

作業項目	作業内容	周期	備考
1. ポンプ			
a. 陸上ポンプ	① 各部の異常音、異常振動等の有無の点検	1 W	
	② 計器の指示値の確認	1 W	
	③ 軸封部からの水漏れが適当であることの確認	1 W	
	④ 電動機に異常発熱がないことの確認	1 W	
	⑤ ポンプ周辺の異常の有無の点検	1 W	
	⑥ 逆止弁の機能の確認	1 M	
b. 水中ポンプ	① 揚水機能の確認	1 M	
	② 計器の指示値の確認	1 W	
	③ 絶縁抵抗を測定し、その良否の点検	1 M	
	④ 逆止弁の機能の確認	1 M	
2. 水　槽			
a. 受水タンク・高置タンク	① マンホール蓋の異常の有無及び施錠状態の確認	1 M	
	② 内部の状況及び水位の確認	1 M	
	③ 周囲の状況及び上部の状況から汚染等を受けるおそれがないことの確認	1 M	
	④ 本体(６面)の状態の点検	1 M	
	⑤ オーバーフロー管の異常の有無の確認	1 M	
	⑥ 通気管の異常の有無の確認	1 M	
	⑦ 水抜き管の異常の有無の確認	1 M	
	⑧ 防虫網の異常の有無の確認	1 M	
	⑨ 警報機能の確認	1 M	

b. 貯湯タンク	① 異常音及び異常振動の有無の確認	1 M	
	② 蒸気トラップからドレンが速やかに排除されていることの確認	1 M	
	③ 温水又は給湯温度、水頭圧及び蒸気圧力に異常がないことの確認	1 M	
	④ 貯湯タンクに外部電源方式の防食装置を設けている場合にあっては、電源ランプ及び電流計に異常がなく、スイッチを切った場合に電圧計の指針がゼロ点に戻ることの確認	1 M	
c. 汚水槽・雑排水槽	① マンホール蓋の異常の有無及び施錠の確認	1 M	・雑用水槽を含む。
	② 内部の状況及び水位の確認	1 M	・雑用水槽を含む。
	③ 病害虫発生の有無の確認	1 M	・雑用水槽を含む。
	④ 異臭の有無の確認	1 M	・雑用水槽を含む。
3. 水質の維持			
a. 飲料水・中央式給湯設備による給湯水	① 外観検査（臭気、味、色、濁り）の実施	1 D	
	② 残留塩素の測定＊	1 W	・地方公共団体の条例により周期が1Dとなる場合がある。
b. 雑用水	① pH値、残留塩素、臭気及び外観の検査の実施	1 W	
	② 大腸菌及び濁度の検査の実施	2 M	

＊残留塩素の測定で、貯湯タンクの出口温度が 55℃～60℃の場合は、地方公共団体の条例等により省略できる場合がある。

第５章 監視制御設備

第１節 中央監視制御設備

5.1.1 中央監視制御装置

中央監視制御装置の作業項目及び作業内容は、表5.1.1 による。

表5.1.1 中央監視制御装置

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 監視制御機器			
a. 外観	① 腐食、浸水等の有無の点検	1 D	
	② 異常音、異臭、異常振動等の有無の点検	1 D	
b. 装置・機器等	① ディスプレイ装置・キーボード等の画面の異常、異臭、異常音等の有無の点検、異常な温度上昇及び作動の確認	1 D	
	② プリンタの用紙量・印字確認、オンラインスイッチ等の点検	1 D	
2. 電源装置（ＵＰＳ装置（簡易形）に限る）	① 汚れ、損傷、過熱等の温度上昇、変形、異常音、異臭、腐食等の有無の点検	1 W	・第２編 3.6.1(b)の簡易形のことをいう。
	② 各計器の指示値及び表示灯類の確認	1 W	

第６編 警備

第１章 一般事項

第１節 一般事項

1.1.1 適用

本編は、第１編と併せ、施設内の警備に関する業務に適用する。

1.1.2 用語の定義

本編において用いる用語の定義は、次のとおりとする。

(1)「警備員」とは、警備業法（昭和47 年法律第117 号）第14 条（警備員の制限）に定められた要件を満たし、同法第21 条及び第22 条の記載に基づいて法定教育を受けた者で、警備業務に従事する者をいう。

(2)「施設警備業務」とは、定められた時刻に警備員を配置し、「巡回」、「立哨」、「座哨」、「防災センター業務」、「緊急対処業務」等を行うことをいう。

(3) 「出入管理」とは、「人の出入管理」、「物の出入管理」、「車両の出入管理」などがあり、対象施設の規定に基づき対象施設への出入りする「資格と必要性」の確認を行うことをいう。

(4)「巡回」とは、不審者・不審物の早期発見、盗難・火災等被害の未然防止並びに、事案発生の早期発見、被害の拡大防止を図ることを目的とし、徒歩、または車両（自転車・バイクを含む）など定められた方法で施設内及び外周の点検と警戒を行うことをいう。点検・警戒方法には時間、頻度、場所や方法、目的・対象などによって様々なものがあり、状況に応じて選択または組み合せながら行う。

(5)「立哨」とは、定められたポストにおいて立ったままの姿勢で警備に当たることをいう。

(6)「座哨」とは、定められたポストにおいて座ったままの姿勢で警備に当たることをいう。

(7)「防災センター業務」とは、主に施設内の防災センターや中央管理室、警備室、守衛室等の場所において以下の業務を行うことをいう。

① 防犯監視システムの監視卓、防災監視盤等の情報に基づく異常発生等の識別。

② 異常発生時の現場対応。

(8)「緊急対処業務」とは火災異常、侵入異常、傷病者、地震等の異常事態が発生した際に、現場へ急行して状況を確認・処理し、被害の極小化や正常化を図ることをいう。

(9)「ポスト」とは、警備員の配置する場所、役割をいう。

(10)「ポスト配置表」とは、指定した場所及び時刻において、警備員の交代の有無にかか

わらず、継続的に配置するポストを示した表をいう。
(11)「装備品」とは、警備員が警備中に身につける無線機、警笛、懐中電灯等をいう。
(12)「護身用具」とは、警備業務において警備員の安全を確保するために身につける警戒棒、警戒杖、刺股、非金属性楯等をいう。
(13)「ローカルシステム」とは、警備対象施設に設置された防犯監視システム、入退室管理システム、監視カメラシステム等又はこれらを併用した防犯装置をいう。
(14)「防犯監視システム」とは、盗難等の事故の発生を監視するものをいう。
(15)「入退室管理システム」とは、施設、部屋等の入退室時に資格権限の確認をカード、生体認証等で行い、判別し、電気錠等を制御するとともに、状態を表示・管理・記録するものをいう。
(16)「監視カメラシステム」とは、監視カメラにより設置箇所の画像をモニターに表示し、管理・記録するものをいう。
(17)「機械警備業務」とは、警備対象施設に設置した警備業務用機械装置が感知した信号を基地局に設置する機器に送信し、受信装置の表示により、警備員が当該施設へ急行し、警備業務に当たることをいう。
(18)「基地局」とは、機械警備に係る受信装置の設置された警備対象施設以外の施設をいう。
(19)「業務妨害」とは、虚偽の風評を流布したり、偽計を用いたり、威力を用いたりして他人の業務を妨害する行為をいう。

1.1.3 警備方式等
(a) 警備方式は、施設警備業務、機械警備業務又はこれらの併用とし、その適用は特記による。
(b) 施設警備業務に必要となるポストの数は、特記による。

1.1.4 警備員の資格等
(a) 警備員は、警備業法上の要件を満たす者とする。
(b) 配置する警備員については、あらかじめ警備員名、検定資格（施設警備１級、２級）の有無等を書面に記載し、施設管理担当者へ提出する。
(c) 消防関係法令に基づく防災センターには、自衛消防業務講習修了者又は条例に定める講習修了者を置くこととする。

1.1.5 警備計画書等
(a) 警備業務の実施に当たり、警備計画書を作成し、施設管理担当者へ提出する。
(b) 機械警備業務を行う場合は、発注者の提示する警備業務用機械装置の配置平面図により、警備計画書を立案する。

(c) 警備計画書をもとに警備員が行う業務の内容・詳細を記載した「指令書」を作成し、施設管理担当者に提出する。
(d) 警備計画書は、施設状況や勤務内容の変化等に伴い、施設管理担当者と協議の上、適宜見直しを行う。

1.1.6 業務の報告
(a) 施設警備業務において実施した業務内容は、警備日誌を作成し、保管する。
(b) 施設警備業務においては、原則として、毎日施設管理担当者へ警備日誌を提出する。
(c) 機械警備業務においては、異常が発生した場合に警備報告書を作成し、あらかじめ指定された方法により報告する。

1.1.7 服装等
警備員の服装及び装備品は、原則として警備業法に基づき届けられた服装等であって、かつ、発注者が承認した受注者の定めるものとする。ただし、施設警備業務において護身用具を携帯する場合には、施設管理担当者と協議する。

1.1.8 鍵の取扱い
預託された施設の鍵の取扱いは、警備計画書に定めるものとし、次の事項を遵守する。
(1) 厳重に保管し、鍵（カードキー等を含む）の使用及び貸出は鍵管理簿等指定された方法により管理する。
(2) 無断で複製はしない。このため、摩耗、割れ、破損等の場合は、施設管理担当者に作成を依頼又は届出し、作成を行う。
(3) 業務期間終了時に返却する。
(4) 定期的に鍵の点検を行い、本数、貸出状況、紛失・破損等の有無を確認する。
(5) 警備員が鍵を所持する際は必ずキーストラップに結着し、キーバッグに収める。
(6) 施設管理担当者から預託鍵を授受する際は指定された書面を取り交わし、受け渡し記録を取り、返却するまで保管する。
(7) 鍵の保管場所は、固定されたキーボックス内とし、キーボックスは原則として常時施錠して、キーボックス鍵は業務責任者等が直接管理する。

第２章 警備業務

第１節 施設警備業務
2.1.1 勤務時間
勤務日、勤務時間及び業務を行わない日は、特記による。

2.1.2 業務室等

施設警備業務を行う防災センター、守衛室、警備員控室、休憩室等の机、椅子、書類棚、ロッカー等什器類の供用は、特記による。

2.1.3 ローカルシステム

(a) ローカルシステムの適用及び警戒範囲等は特記による。

(b) ローカルシステムの設置を業務に含む場合は特記による。

2.1.4 業務内容

施設警備業務の業務項目及び業務内容は、表2.1.4 による。

なお、適用は特記による。

表2.1.4 施設警備業務

業務項目	業務内容	備考
1.防犯・防災監視	① 防災センターにおいて防犯監視システムの監視卓、防災監視盤等の情報に基づく異常発生等の識別（例：火災の覚知、火災状況の把握、消防機関への通報、避難誘導、初期消火の指示、空調設備の停止、エレベーターの呼び戻し、非常口等の解錠、防火戸の閉鎖等、消火設備の起動、防犯カメラの等のモニター監視、防犯緊急対応など） ② 異常発生時に現場に急行し、異常内容を確認し、必要に応じて次の通り対応する。 1)警察、消防署等への通報 2)初期消火、応急手当等の救助対応 3)避難誘導、非常放送等の緊急対応 4)施設管理担当者及びあらかじめ定められた者への連絡 5)その他、被害拡大を防止する業務・初期消火、非常放送等の緊急対応	
2.エレベーター及びエスカレーター管理	① エレベーター及びエスカレーターの運行管理 ② 火災・救急等の緊急時における操作	
3.鍵管理	職員及び関係者への鍵の貸出及び使用について管理	
4.駐車場管理	① 自走式駐車場においては、駐車場内の巡回 ② 機械式駐車場においては、車両の誘導及び機械操作	
5.出入管理	① 施設における人、物及び車両の出入り管理 ② 門及び玄関出入口等の解錠又は施錠 ③ 入退室管理システム、監視カメラシステムを通じた出入管理及び異常発生時の対応	
6.遺失物の取り扱い	① 遺失物の受付 ② 遺失物はあらかじめ定められた方法で管理・保管、遺失者への返還、警察への届出を行う	

7. 巡回監視	① 不審者及び不審物の発見及び適正処理 ② 火災予防上の火気点検 ③ 各室の施錠状況の確認 ④ 在館者の有無の確認 ⑤ 施設内外の異常があれば報告	
8. 各種災害時の対応	① 台風接近前後に施設の安全確認 ② 地震後に施設の安全確認 ③ 豪雪及び大寒波時に施設の安全確認	
9. 急病人等発生時の対応	① 怪我人、急病人等発生時は現場へ急行し応急手当の実行 ② 119番通報、あらかじめ定められた者への連絡 ③ 意識不明者へのＡＥＤの使用	
10. 業務妨害への対応	施設管理担当者と協議の上、施設内で発生し得る様々な業務妨害に応じた警戒レベルを設定し、社会情勢や地域情勢の変化を踏まえ、適宜点検や見直しを行う。 対応は特記による。	

2.1.5 防災訓練等への参加

受注者は、施設管理担当者が実施する防災訓練その他施設運営上必要な訓練行事に参加する。

第２節 機械警備業務

2.2.1 警備業務用機械装置

(a) 警備業務用機械装置の機能は、受注者の基地局で受信することにより、即対応体制をとることになる。

なお、以下の機能の適用、警戒範囲等は特記による。

(1) 施設のドア、ガラス等の開閉又は破損を感知する機能

(2) センサーが感知した内容を表示する機能

(3) 既存火災報知機と連動又は、受注者が設置した火災報知機により火災発生を感知する機能

(4) ガス漏れを感知する機能

(5) 金庫盗難を感知する機能

(6) 機械装置及びセンサーの破壊、配線の切断等の異常を監視する機能

(7) 非常通報押しボタンにより非常信号を感知する機能

(8) 施設内各種設備警報盤と結線し異常を種類別に監視する機能

(9) 警備の開始、解除の操作を行う機能

(10) 基地局に異常等の信号を送信する機能

(11) 通信回線の断線を監視する機能

(12) 通信回線が使用中の場合、強制切断して警報信号を送信する機能

(b) 業務期間終了後は、原則として警備業務用機械装置を撤去する。

2.2.2 既存設備の使用

既存警備業務用機械装置を用いて機械警備業務を行う場合は、その旨を特記する。

2.2.3 警備責任時間帯

警備責任時間帯は、原則として防犯開始（セット時）した時点より、防犯設備のセットが解除された時点までとする。

2.2.4 業務内容

基地局において、異常を感知した場合は、警備員が施設へ急行し、施設の外部及び内部を点検して、異常の有無を確認する。

なお、必要に応じて次の業務を行う。

(1) 現場に応じた緊急措置

(2) 施設管理担当者への連絡

(3) 基地局への連絡

(4) 警察、消防署等への通報

※「別表」については掲載を省略

別添Ⅰ

Ⅰ　統括責任者業務

１．一般事項

（１）業務を総合的に把握し、業務を円滑に実施するために当機構担当者との連絡調整を行うこと。

（２）本業務を履行するうえで、職員等に作業内容、危険箇所、進入禁止場所等の事前周知が必要な作業が発生する場合は、当機構担当者の指示された方法及び内容により、事前周知を行うこと。

（３）第三者に作業の一部を請負わせる際には作業内容、構内への出入りに関する責任を負うこと。

（４）危険と思われる箇所を発見したとき並びに石綿、ポリ塩化ビフェニル含有の疑いのある物質を発見したときは、直ちに当機構担当者に報告すること。

（５）建築物等の現況及び保守点検の実施状況等について法令への不適合の可能性を発見したときは、直ちに当機構担当者に報告すること。

（６）仕様書と対象建築物の現況とが一致しないと思料するときは、直ちに当機構担当者に報告すること。

（７）仕様書の内容及び対象建築物の現況について、必要に応じ、助言及び改善の提案を行うこと。

２．業務計画書・報告書等の提出及び保管

（１）業務全体の計画管理を行うこと。特記仕様書にて定める業務計画書等を作成し、当機構担当者に提出し、承認を得てから業務を実施すること。ただし、緊急でやむを得ない場合はこの限りでない。

（２）各種報告書を取りまとめ、遅滞なく当機構担当者に提出すること。

（３）受注者側が業務計画書に含めて提出している年間工程表のとおり進捗しているか進捗状況の点検を行うこと。月次報告書にて、年間の業務工程表に対する進捗状況点検報告書（年間工程表に対し、既に完了済の作業をチェックした資料）を作成し提出すること。

（４）当機構検査員による検査に合格した報告書については、年度ごとに分類し段ボール等に収納のうえ、以下の場所に保管すること。

保管場所：５号館１階保守員室、５号館１階機械室（東側棚内）

３．教育研修等

（１）各業務責任者及び業務担当者に、業務目的、作業内容及び当機構担当者の指示事項等を伝え、その周知徹底を図るとともに、必要な指導・教育を行うこと。

なお、新規に配置される者に対しては、業務履行に支障をきたすことのないよう、配置後速やかに行うこと。

（２）各業務責任者及び業務担当者の全員に、年１回以上、業務履行に必要な知識の維持・向上を目的とした定期研修を計画し、実施すること。

研修内容は、各従事者が担当する業務に応じたものとし、本業務に係る業務計画書及び作業手順書等の確認を含むものとすること。

研修実施後は、以下の項目を記録した研修実施報告書を、実施月の月次報告書にて報告すること。

①　実施年月日

②　研修の目的

③　研修内容の概要（使用した文書についても報告すること。）

④　参加者一覧及び各参加者の理解度（受講者が理解できているか等。）

（３）各業務責任者及び業務担当者の適切な労務管理及び効率的な運用を行うこと。

４．訓練・イベント等への対応

（１）各業務責任者及び業務担当者と連携し、当機構が消防法及び消防計画に基づき年１回実施する自衛消防訓練に協力・参加すること。

依頼内容の想定としては、以下のとおりとする。

・　訓練参加：通報連絡、初期消火、全館放送、避難実施

・　協力：　　準備・片付けにおける備品移設作業

（２）各業務責任者及び業務担当者と連携し、当機構が消防法第 11 条に基づく危険物貯蔵所からの燃料の漏えいを想定し年１回実施する危険物取扱施設緊急事態対応訓練に協力・参加すること。

依頼内容の想定としては、以下のとおりとする。

・　訓練参加：通報連絡、燃料の漏えい個所への応急処置

・　協力：　　準備・片付けにおける備品移設作業

（３）各業務責任者及び業務担当者と連携し、当機構が日本標準時システム管理に係るマニュアルに基づき年１回実施する、業務継続計画（BCP）に係る訓練に協力・参加すること。

依頼内容の想定としては、以下のとおりとする。

・　訓練参加：通報連絡、設備（空調設備等を想定）の異常への応急処置

・　協力：　　準備・片付けにおける備品移設作業

（４）機械設備責任者等と連携し、特記仕様書で定めるとおり、オープンハウス運営に関する協力を行うこと。

（５）以上（１）～（４）以外にも、訓練・イベント等への協力依頼のあった場合は、各業務責任者・各業務担当者と連携し、本業務の履行に支障のない範囲で協力を行うこ

と。

５．共用室及び共用品等の管理

当機構が受注者側に供用する共用室及び共用品並びに図面等の資料について、各業務責任者及び業務担当者に、善良な管理者の注意義務を持ってこれを使用させること。

ただし、これ以外についても当機構担当者より許可を得た場合はその限りでない。

共用室及び共用品等について、不備又は経年劣化等により改善が必要と思料する場合は、現状の説明及び具体的な改善案を添え、当機構担当者へ文書により要望を行うこと。要望後、当機構担当者による現地確認等により改善対応の要否を決定する。

６．課題整理及び改善提案等

以下に示す課題整理及び改善提案等について、各年度の上半期末（４～９月）分については９月の月次報告書と併せて、下半期末（10 月～３月）分については３月の月次報告書と併せ、書面で提出すること。

（１）課題一覧表

本業務の履行の中で報告・把握している、修繕その他の対応が必要となっている課題（以下「指摘事項」という。）を一覧にしたものを作成する。

指摘事項には、初回報告年月、改善案、緊急度及び経過を記載するものとし、改善確認が取れていない指摘事項については、次期の課題一覧表に引継ぐこととする。

（２）仕様又は施設の運用に係る改善の提案

本業務に係る仕様又は施設の運用において、質の向上（事故リスク低減及び業務効率化等）の観点から具体的な改善案を提案すること。

改善案の内容は、以下の項目とすること。

① 改善対象及び改善内容

具体的な措置を伴うものとする。

例１：〇〇棟〇〇室〇〇設備に安全装置として〇〇を設置する。

例２：定期点検及び保守に係り、〇〇設備の保守項目に〇〇の交換を加える。

② 質の向上が見込まれる根拠

具体的かつ定量的な数量を伴うものとすること。

例１：〇〇点検で〇〇設備を年〇回操作する必要があるが、令和〇年度に〇件、〇〇を〇〇してしまうヒヤリハットが発生し、事故リスクが高い。これに安全装置を設置することで、事故リスクを低減できると考えられる。

例２：〇棟の〇〇設備は、〇〇の劣化を原因とし、令和〇年度に〇件の緊急停止があった。（業務日報〇月〇日、〇月〇日参照）保守項目に〇〇を加ええることで、この緊急停止の発生リスクを低減できると考える。

なお、前回の提案が採用されていない場合、同様の提案を継続してもよいもの

とし、その場合は、初回提案年月も付記すること。

7．定期及び臨時の打合せ

当機構及び受注者側の関係者により、定期の打合せとして、「建物総合維持管理業務定例会」を行うものとする。

受注者側の参加者は、原則として、統括責任者を筆頭に、電気設備責任者、機械設備責任者及び警備責任者とする。

実施頻度は、原則として、月２回程度を想定する。

内容は、主に以下を想定する。

① 月間作業予定表による、直近の作業実績についての確認

② 月間作業予定表による、今後の作業予定についての確認

③ 業務連絡・情報共有

④ 問題提起及び解決に向けての協議

なお、緊急的な課題に対応するため、当機構からの指示により、臨時の打合せを実施することもあり得る。

別添Ⅱ

Ⅱ　定期点検及び保守業務

本業務に係る一般事項については、「建築保全業務共通仕様書　令和５年版」（国土交通省大臣官房官庁営繕部、以下「共通仕様書」という。）第２編の各章に定められるとおりとする。

実施項目、対象設備、点検項目及び点検周期等は下表のとおりとし、報告書は、原則として、点検実施月の月次報告書に実施項目の大項目ごとに対応する番号を附番し、番号順に整理して提出するものとする。

なお、下表中の「共仕」とは、「共通仕様書」の略とする。

実施項目	対象設備	点検項目	点検周期	備考
【１．建築】				
１－１．建築物定期点検 建築物の保全のため、共通仕様書に準拠した定期点検を実施するもの。				
（１）外部				
①屋根	別添Ｖ1-1	共仕第２編 2.2.1(b)周期Ⅰ	共仕第２編 2.2.1(b)周期Ⅰ(1Y)	
②外壁	〃	共仕第２編 2.2.2(b)周期Ⅰ	共仕第２編 2.2.2(b)周期Ⅰ(1Y)	
③ひさし(車寄せ)・とい・タラップ	〃	共仕第２編 2.2.3(b)周期Ⅰ	共仕第２編 2.2.3(b)周期Ⅰ(1Y)	
④軒天井・ひさし下端	〃	共仕第２編 2.2.4(b)周期Ⅰ	共仕第２編 2.2.4(b) 周期Ⅰ(1Y)	
⑤外部床	〃	共仕第２編 2.2.5(b)周期Ⅰ	共仕第２編 2.2.5(b)周期Ⅰ(1Y)	
⑥屋外階段	〃	共仕第２編 2.2.6(b)周期Ⅰ	共仕第２編 2.2.6(b)周期Ⅰ(1Y)	
⑦バルコニー	〃	共仕第２編 2.2.7(b)周期Ⅰ	共仕第２編 2.2.7(b)周期Ⅰ(1Y)	
⑧外部建具	〃	共仕第２編 2.2.8(b)周期Ⅰ	共仕第２編 2.2.8(b)周期Ⅰ(1Y)	
⑨エキスパンションジョイント金物	〃	共仕第２編 2.2.10(b)周期Ⅰ	共仕第２編 2.2.10(b)周期Ⅰ(1Y)	
（２）内部				
①内壁・柱・はり	別添Ｖ1-1	共仕第２編 2.3.1(b)周期Ⅰ	共仕第２編 2.3.1(b)周期Ⅰ(1Y)	

実施項目	対象設備	点検項目	点検周期	備考
②内部天井	〃	共仕第２編 2.3.2(b)周期Ⅰ	共仕第２編 2.3.2(b)周期Ⅰ(1Y)	
③内部床	〃	共仕第２編 2.3.3(b)周期Ⅰ	共仕第２編 2.3.3(b)周期Ⅰ(1Y)	
④内部階段	〃	共仕第２編 2.3.4(b)周期Ⅰ	共仕第２編 2.3.4(b)周期Ⅰ(1Y)	
⑤内部建具	〃	共仕第２編 2.3.5(b)周期Ⅰ	共仕第２編 2.3.5(b)周期Ⅰ(1Y)	
（３）構造部				
構造体・基礎	別添Ⅴ1-1	共仕第２編 2.4.2(b)周期Ⅰ	共仕第２編 2.4.2(b)周期Ⅰ(1Y)	
１－２．建築基準法に基づく定期点検（12 条点検） 建築基準法第 12 条に基づく特定行政庁への報告のため、建築基準法で定める特定建築物について、法 12 条第３項に基づく建築設備のうち給排水設備、換気設備、非常用照明設備及び排煙設備の定期点検を実施するもの。				
建築設備 （第 12 条第 3 項） （給排水設備、換気設備、非常用照明設備及び排煙設備）	別添Ⅴ1-1 のうち建築基準法上の特定建築物に設置された対象設備	共仕第２編 1.2.2(b)点検項目 B 業務には、行政及び提出先機関との打合せを含むものとする。	共仕第２編 1.2.2(b)点検項目 B (1Y)	・法令で定める有資格者が実施。 ・提出物は以下のとおり。 ⅰ.法令で定める報告書 ⅱ.調査写真、指摘事項写真 ⅲ.指摘事項がある場合はその改善案（概算算出含む。） ⅳ.打合せ記録（行政との打合せ記録含む。）

実施項目	対象設備	点検項目	点検周期	備考
１－３．雨樋及び雨水枡清掃 雨水排水機構を維持するため、建物に附帯する雨樋及び雨水桝の清掃を実施するもの。				
雨樋及び雨水枡の清掃	別添Ｖ1-1 のうち指定の棟（２階以下の低層棟のうち、排水機構に土等が溜まりやすい棟を指定。）	・雨樋及び雨水枡の清掃 ・設備に機能維持上の問題がある場合は報告すること。	6M	報告書には写真を添付すること。
１－４．自動ドア保守点検 自動ドアの保全のため、一般的なメーカー基準による定期点検を実施するもの。				
自動ドア	別添Ｖ1-3	①駆動装置(ドアエンジン本体)： 本体・モータ部・減速機・ベルト部 ②検出装置(センサースイッチ等)： 各スイッチ部動作 ③連結機構(レール、吊り車)： 扉開閉動作確認	3M	・消耗品・工具は受注者が準備。 ・修理・調整・補修含む。 ・作業箇所の清掃含む。 ・定期保守とは別で故障発生時には速やかに技術員を派遣し復旧する。
１－５．道路標識定期点検 本部敷地正門前「情報通信研究機構」と表示する片持ち式案内標識１本について、道路法第 42 条第１項及び同法施行令第 35 条の２第１項第２号の規定に基づく点検を行う。				
道路標識定期点検	本部敷地正門前「情報通信研究機構」と表示の片持ち式案内標識１本	点検小規模附属物点検要領（国土交通省道路局）に示されるとおり。	5Y （R12 年度予定）	R12 年度の点検種別は、「中間点検」を予定。

実施項目	対象設備	点検項目	点検周期	備考
【２．電気設備】				
２－１．電気設備定期点検 電気事業法第 41 条に基づく当機構の自家用電気工作物保安規程（以下「保安規程」という。）に規定する、電気設備の定期点検を実施するもの。点検項目は、原則として共通仕様書に準拠するが、特別高圧電気設備についてはメーカー基準の項目とする。 なお、実施周期 3Y の点検項目は、保安規程に基づき、「精密点検項目」といい、契約期間中は、R９年度、R12 年度を予定する。実施周期 6Y については、3Y と読み替える。 停電を伴う点検作業を要する項目は、当機構と調整し、計画的な所内全体の停電（以下「計画停電」という。）を行い、その間の実施を想定している。計画停電に関する実施手順は別記Ⅱ－２．１のとおり。				
（１）電灯・動力設備				
①照明器具	別添Ⅴ-2	共仕第２編 3.2.1	共仕第２編 3.2.1(1Y)	
②分電盤・開閉器箱・照明制御盤	〃	共仕第２編 3.2.2	共仕第２編 3.2.2(1Y)	
③制御盤	〃	共仕第２編 3.2.4	共仕第２編 3.2.4(1Y)	
（２）受変電設備				
①配電盤等(内部機器除く)	別添Ⅴ-2	共仕第２編 3.3.1	共仕第２編 3.3.1(1Y)	
②変圧器	〃	共仕第２編 3.3.2	共仕第２編 3.3.2(項目により 1Y,3Y,6Y)	
③交流遮断器	〃	共仕第２編 3.3.3	共仕第２編 3.3.3(項目により 1Y,3Y,6Y)	
④断路器	〃	共仕第２編 3.3.4	共仕第２編 3.3.4(1Y)	
⑤計器用変圧器・変流器	〃	共仕第２編 3.3.5	共仕第２編 3.3.5(1Y)	
⑥避雷器	〃	共仕第２編 3.3.6	共仕第２編 3.3.6(項目により 1Y,3Y)	

実施項目	対象設備	点検項目	点検周期	備考
⑦高圧負荷開閉器	〃	共仕第2編 3.3.7	共仕第2編 3.3.7(項目により 1Y,3Y,6Y)	
⑧高圧カットアウト	〃	共仕第2編 3.3.8	共仕第2編 3.3.8(1Y)	
⑨高圧電磁接触器	〃	共仕第2編3.3.9	共仕第2編 3.3.9(項目により 1Y,3Y,6Y)	
⑩力率改善装置	〃	共仕第2編 3.3.10	共仕第2編 3.3.10(1Y)	
⑪指示計器・保護継電器	〃	共仕第2編 3.3.11	共仕第2編 3.3.11(1Y)	
⑫低圧開閉器類	〃	共仕第2編 3.3.12	共仕第2編 3.3.12(1Y)	
⑬特別高圧ガス絶縁スイッチギヤ(GIS・C-GIS)	〃	共仕第2編 3.3.13	共仕第2編 3.3.13(項目により 1Y,6Y)	
⑭その他特別高圧関連機器	〃	共仕第2編 3.3.14	共仕第2編 3.3.14(1Y)	
⑮非常予備電源(自家発電設備)との切換試験	〃	共仕第2編 3.3.15	共仕第2編 3.3.15(1Y)	
(3)自家発電設備				
自家発電装置	別添Ⅴ-2	共仕第2編3.4.1	共仕第2編 3.4.1(項目により 6M,1Y,6Y)	
(4)直流電源設備				
①整流装置	別添Ⅴ-2	共仕第2編 3.5.2	共仕第2編 3.5.2(項目により 6M,1Y)	
②蓄電池	〃	共仕第2編 3.5.3	共仕第2編 3.5.3(項目により 6M,1Y)	

実施項目	対象設備	点検項目	点検周期	備考
（５）交流無停電電源設備				
①交流無停電電源装置（UPS）（簡易形を除く）	別添Ⅴ-2	共仕第２編 3.6.2,	共仕第２編 3.6.2(1Y)	
②交流無停電電源装置(UPS)(簡易系)	〃	共仕第２編 3.6.3	共仕第２編 3.6.3(1Y)	
（６）太陽光発電設備				
太陽光発電設備	別添Ⅴ-2	共仕第２編 3.7.1	共仕第２編 3.7.1(1Y)	
（７）通信・情報設備				
時刻表示装置(電気時計装置)	別添Ⅴ-2	共仕第２編 3.9.6(B)	共仕第２編 3.9.6(B)(1Y)	
（８）外灯				
外灯	別添Ⅴ-2	共仕第２編 3.10.1	共仕第２編 3.10.1(1Y)	
（９）雷保護設備				
雷保護	別添Ⅴ-2	共仕第２編 3.12.1	共仕第２編 3.12.1(1Y)	147 棟屋上避雷設備点検は柵のない傾斜屋根上で作業。
(10)特別高圧電気設備				
特別高圧電気設備	別添Ⅴ-2	別記Ⅱ-２．２	別記Ⅱ-２．２	
２－２．発電設備用オイルタンク定期点検 発電設備用オイルタンクについて、共通仕様書に準拠した定期点検を実施するもの。（当機構に設置されているオイルタンクは全て発電設備用であり、空調用はないため、電気設備点検の一項目として整理。）				
オイルタンク	別添Ⅴ-2	共仕第２編 4.4.1	共仕第２編 4.4.1 （ 地下設置： 1Y, （ただし設置 15 年以内は 3Y) 屋内設置： 1Y ）	

実施項目	対象設備	点検項目	点検周期	備考
【３．機械設備等】				
３－１．温熱源機器定期点検 温熱源機器（ボイラー類）の保全のため、共通仕様書に準拠した定期点検を実施するもの。				
真空式温水発生機・無圧式温水発生機	別添Ⅴ-3-1	共仕第２編 4.2.3	IN 又は ON 点検: 6M	
３－２．冷熱源機器定期点検 冷熱源機器（チラー類）の保全のため、共通仕様書に準拠した定期点検を実施するもの。				
（１）チリングユニット	別添Ⅴ-3-2	共仕第２編 4.3.1	共仕第２編 4.3.1 (IN 点検：1Y, ON 点検：1M, OFF 点検：1Y)	
（２）空気熱源ヒートポンプユニット	〃	共仕第２編 4.3.2	共仕第２編 4.3.2 (IN 点検：6M, ON 点検：1M, OFF 点検：6M)	暖房又は冷房のみの運転の場合は、IN 点検及び OFF 点検は、1Y でよい。
（３）直だき吸収冷温水機	〃	共仕第２編 4.3.5(A)	共仕第２編 4.3.5(A) (IN 点検：6M, ON 点検：6M, OFF 点検：6M)	
（４）空冷ヒートポンプ式パッケージ形空気調和器（個別空調）	〃	共仕第２編 4.3.6	IN 点検：6M, ON 点検：1M, OFF 点検：6M	・暖房又は冷房のみの運転の場合は、IN 点検及び OFF 点検は 1Y でよい。 ・年間冷房運転(サーバ室等)の場合は以下のとおりとする。 IN 点検に相当する点検：6M ON 点検：1M

実施項目	対象設備	点検項目	点検周期	備考
（５）氷蓄熱ユニット	〃	共仕第２編 4.3.8	共仕第２編 4.3.8 (IN 点検：6M, OFF 点検：6M)	・暖房又は冷房のみの運転の場合は、IN 点検及び OFF 点検は 1Y でよい。
（６）冷却塔	〃	共仕第２編 4.3.9	共仕第２編 4.3.9 (IN 点検：1Y, ON 点検：1M, OFF 点検：1Y)	常時運転の場合、IN 点検及び OFF 点検不要。
３－３．空気調和等関連機器定期点検 空調設備等関連機器の保全のため、共通仕様書に準拠した定期点検を実施するもの。				
（１）熱交換器等（ヘッダー及び密閉式膨張タンクを含む。）	別添Ⅴ-3-3	共仕第２編 4.4.2	共仕第２編 4.4.2 (IN 点検：1Y, ON 点検：1M)	
（２）還水タンク・開放形膨張タンク	〃	共仕第２編 4.4.3	共仕第２編 4.4.3(1Y)	
（３）①ユニット形空気調和機・コンパクト形空気調和機	〃	共仕第２編 4.4.4	共仕第２編 4.4.4 (IN 点検：6M, ON 点検：1M)	
（３）②空気清浄装置	〃	共仕第２編 4.4.6	共仕第２編 4.4.6(項目により 1M,6M,1Y)	
（４）ファンコイルユニット	〃	共仕第２編 4.4.5	共仕第２編 4.4.5 (IN 点検：6M)	暖房又は冷房のみの運転の場合は、IN 点検及び OFF 点検は 1Y でよい。
（５）ポンプ（空調用）	〃	共仕第２編 4.4.7	共仕第２編 4.4.7(項目により 1M,6M,1Y)	

実施項目	対象設備	点検項目	点検周期	備考
（６）送風機	〃	共仕第２編 4.4.8	共仕第２編 4.4.8(項目により 6M,1Y)	
（７）全熱交換機	〃	共仕第２編 4.4.10(B)	共仕第２編 4.4.10(B) (項目により 6M,1Y)	天井隠ぺい型全熱交換ユニット(カセット形は除く。 1,000m3/h 未満)
３－４．給排水衛生機器定期点検 給排水衛生機器等保全のため、共通仕様書に準拠した定期点検等を実施するもの。				
（１）受水タンク・高置タンク				
①受水タンク・高置タンク点検	別添Ⅴ-3-4 のうち飲料用水用	共仕第２編 4.5.1	共仕第２編 4.5.1(1Y)	指摘については写真を提出すること。
②受水タンク・高置タンク清掃	〃	共仕第２編 4.5.2	共仕第２編 4.5.2(1Y)	作業写真を添付すること。
（２）汚水槽・雑排水槽				
①汚水槽・雑排水槽点検	別添Ⅴ-3-4	共仕第２編 4.5.5	共仕第２編 4.5.5(6M)	指摘については写真を提出すること。
②汚水槽・雑排水槽清掃	〃	共仕第２編 4.5.6	共仕第２編 4.5.6(6M)	作業写真を添付すること。
（３）ポンプ（給排水衛生用）				
①陸上ポンプ	別添Ⅴ-3-4	共仕第２編 4.5.7(A)	共仕第２編 4.5.7(A)(6M)	
②排水ポンプ	〃	共仕第２編 4.5.7(C)	共仕第２編 4.5.7(C)(6M)	
（４）ガス湯沸器				
ガス湯沸器	別添Ⅴ-3-4	共仕第２編 4.5.8	共仕第２編 4.5.8(項目により 1M,6M,1Y)	
３－５．空調機用水水質管理 空調機器用水の水質悪化による冷却水系へのスケールやスライムの付着による性能低下、腐食、レジオネラ菌増殖等を防止するため、共通仕様書に準拠した水質管理を実施するもの。				
①空調機器用水の水質管理	別添Ⅴ-3-5	共仕第２編 4.7.1	共仕第２編 4.7.1(項目により 1M,1Y)	・ボイラー用水は対象外。(共仕第 2 編 4.7.2(a)該当のボイラーなし。)

実施項目	対象設備	点検項目	点検周期	備考
②空調機器用水薬品投入	〃	水質管理の状況等から、必要に応じ薬品（別添Ⅴ-3-5 参照）を投入する。	随時	・ボイラー用水は対象外。（共仕第 2 編 4.7.2(a)該当ボのイラーなし。） ・薬品在庫切れが見込まれる場合、３か月前を目安に申し出ること。（当機構が調達する。）
３－６．上下水道水質検査 下水道法第 39 条の２に基づき、政令で定める基準を超える排水施設である下水道管理者である小金井市長より命令を受け、下水道水の水質検査を実施するもの。 また、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（建築物衛生法、ビル管理法）第２条第１項に基づく特定建築物と同等の衛生環境を維持するため、同法第４条第１項及び同法施行令第２条第２項イに基づく上水の水質検査を実施するもの。（なお、当機構の建築物等はいずれも建築物衛生法上の特定建築物ではない。）				
①下水道水質検査	検体採取箇所は以下のとおり。 ア.構内から小金井市公共下水道への吐出口１か所。 イ.構内から小平市公共下水道への吐出口２か所。	検査項目は、小金井市が指定する項目で、以下のとおり。 ⅰ.水素ｲｵﾝ濃度(pH) ⅱ.生物化学的酸素要求量(BOD) ⅲ.浮遊物質量(SS) ⅳ.ノルマルヘキサン抽出物質(n-Hex) ⅴ.溶解性鉄(s-Fe) ⅵ.フッ素(F) ⅶ.全窒素(T-N) ⅷ.全リン(T-P)	検査周期は、小金井市が指定する周期で、以下のとおり。 ⅰ～ⅵ：3M ⅶ・ⅷ：1Y （1Y の検査は、年度の最終回の検査時に実施する。）	・検体採取箇所は当機構と調整し決定する。 ・検体採取日は、発注者が指定した月に属する日で、雨水等の影響を受けない日とする。 ・道具及び消耗品は受注者負担。 ・検査結果は適宜用紙で 2 部提出。
②上水道水質検査	検体採取箇所は、飲料用水槽が設置されている棟における各末端水栓とする。	検査項目は、建築物衛生法施行規則第４条第３項に基づく。	検査周期は、建築物衛生法施行規則第４条第３項に基づく。（項目により 6M、1Y。1Y の検査は年度の最終回の検査時に実施する。）	・検体採取箇所は当機構と調整し決定する。 ・道具及び消耗品は受注者負担。 ・検査結果は適宜用紙で 2 部提出。

実施項目	対象設備	点検項目	点検周期	備考
３－７．法令に基づくばい煙測定 法令に基づきばい煙発生施設に指定されている施設について、都知事への定期報告に必要なばい煙測定を実施するもの。				
ばい煙測定	別添Ⅴ-3-7	点検・計量の方法は以下のとおり。 ⅰ.JIS Z 8808 円形ろ紙法 ⅱ.JIS K 0104 定電位電解法	6M	適宜の書式により濃度計量証明書として１部提出すること。
３－８．フロン排出抑制法に基づく空調設備簡易点検 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)第５条第２項に基づき、空調設備に異常がないかの簡易点検(目視点検)を実施するもの。				
①チリングユニット	別添Ⅴ-3-2 のうち (1)チリングユニット	第一種特定製品の管理者等に関する運用の手引き（環境省）参照。	3M	
②空冷ヒートポンプユニット	別添Ⅴ-3-2 のうち (2)空冷ヒートポンプユニット	〃	〃	
③空冷ヒートポンプパッケージ形空気調和器（個別空調）	別添Ⅴ-3-2 のうち (4)空冷ヒートポンプパッケージ型空気調和器（個別空調）	〃	〃	
④氷蓄熱ユニット	別添Ⅴ-3-2 のうち (5)氷蓄熱ユニット	〃	〃	

実施項目	対象設備	点検項目	点検周期	備考
３－９．空調用エアフィルタ清掃 空気環境を清浄な状態に維持するため、空調用エアフィルタの清掃を実施するもの。				
①空冷ヒートポンプ式パッケージ形空気調和器（個別空調）	別添Ⅴ-3-2 のうち(4) 空冷ヒートポンプ式パッケージ形空気調和器（個別空調）における空冷式の機器	・清掃を実施する。取替え用フィルタと同等品を用意し取替える。	3M	・ほこり対策として必要に応じ OA 機器を養生すること。 ・実施日時は当機構の指示による。 ・取替用フィルタは支給品とする。 ・清掃用薬品としてｵｲﾙﾌﾗｯｼｭ（日本滌化科学㈱製）及びﾌｨﾙﾀｰﾃﾞｨｯﾌﾟﾙ（日本滌化科学㈱製）各同等品以上可・100L を構内に常備すること。
②ユニット形空気調和機・コンパクト形空気調和機	別添Ⅴ-3-3 のうち(3) ユニット形空気調和機・コンパクト形空気調和機	〃	〃	〃
③空気清浄装置	別添Ⅴ-3-3 のうち(3) 空気清浄装置付きのユニット形空気調和機・コンパクト形空気調和機	〃	6M	〃
④ファンコイルユニット	別添Ⅴ-3-3 のうち(5)ファンコイルユニットにおける天井埋込形又はカセット形の機器	〃	〃	〃

実施項目		対象設備	点検項目	点検周期	備考
	⑤全熱交換機	別添Ⅴ-3-3 のうち(7) 全熱交換機	〃	〃	〃
3－10．熱源機器保守点検 指定する機器について保守点検を行うもの。なお、機器の性能に係る部分については、メーカー保証の得られるよう、メーカー又はメーカーと同等の技能を有する者による保守点検を実施する。					
	（1）研究本館氷蓄熱システム	別記Ⅱ-3-10	別記Ⅱ-3-10	別記Ⅱ-3-10	
	（2）２号館氷蓄熱システム	〃	〃	〃	
	（3）２号館スクリュー冷凍機	〃	〃	〃	
	（4）２号館空冷ヒートポンプチラー	〃	〃	〃	
	（5）３号館温水発生機	〃	〃	〃	
3-11．浄水器カートリッジ交換 水道水を清浄な状態に維持するため、建物共用部設置の浄水器カートリッジの交換を実施するもの。					
	浄水器カートリッジ交換	別添Ⅴ-3-11	同規格品への交換を行う。	1Y	
3－12．喫煙システム保守点検 喫煙室を清浄な状態に維持するため、喫煙システムの機能維持を目的とした保守点検を実施するもの。					
	①研究本館喫煙システム	別添Ⅴ-3-12	・集塵ユニット交換 ・プレフィルタ交換 ・ルーバー動作確認 ・各センサー点検 ・本体内外装清掃 ・動作確認 ・脱臭フィルタ交換	１M	・消耗品・工具類は受注者が準備。 ・軽微な調整・補修を含む。 ・点検箇所の清掃を含む。 ・定期保守とは別で故障等の際は臨時で技術員を派遣し機能回復する。

実施項目	対象設備	点検項目	点検周期	備考
②３号館・４号館喫煙システム	〃	ⅰ.集塵セルの薬液洗浄又は洗浄済のものと交換 ⅱ.プレフィルタの薬液洗浄又は洗浄済のものと交換 ⅲ.動作確認	点検項目に応じて以下のとおりとする。 ⅰ．２M（奇数月） ⅱ．２M（偶数月） ⅲ．１M	〃
３－13．省エネ分析に必要な資料作成 当機構本部に係るエネルギー使用量等に係るデータを収集し、省エネに分析に必要な資料を作成するもの。				
省エネ分析に必要な資料作成	―	ⅰ.月ごとの平均外気温度推移 ⅱ.月ごとの太陽光発電設備の発電量推移 ⅲ.日ごと・系統ごとの使用電力量推移 ⅳ.日ごとの使用水道量推移 ⅴ.日ごとの都市ガス・プロパンガス使用量推移	1M	・いずれも折れ線グラフにより表現すること。 ・ⅰは、当機構の空調設備附帯装置で測定を想定している。 ・ⅰ及びⅱは直近５年間の対比含めグラフ化する。 ・データから設備の異常又はその可能性が読み取れる場合は、可能な範囲で調査を実施し、改善案を含め助言を行うこと。

実施項目	対象設備	点検項目	点検周期	備考
３－14．省エネ法に基づく定期報告等に係る支援 当機構は、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（省エネ法）第７条に基づく特定事業者に指定されており、これに伴い、年１回、同法第 16 条に基づく経済産業大臣への定期報告を実施している。また、当機構本部は、同法第 10 条に基づく第一種エネルギー管理指定工場に指定されており、前述の定期報告に伴い、指定表（拠点単位の個票）の添付が必要である。 当機構が行う当該定期報告業務に係り、一部点検業務について、受注者による支援を行うもの。				
①定期報告書の作成に係る支援	本部の分について	別記 3-14 参照	1Y （６月末までに提出）	エネルギー管理士の資格を持つ者が実施。
②エネルギー管理標準への適合状況の点検	〃	〃	〃	〃
３―15．業務に関する消耗品在庫点検 蛍光灯、電球、スイッチ、安定器、Ｖベルト、空調用中性能フィルタ、電池、空調水処理薬品及び水栓類等、受注者側が業務上取り扱う消耗品について、在庫管理を行うとともに、型番・種別等ごとに消耗品在庫一覧表として管理するものとする。				
消耗品在庫管理	―	各消耗品について、型番・種別等ごとに使用実績及び在庫量を点検し、月次報告。	1M	
【４．監視制御設備】				
４．空調中央監視制御装置定期点検 空調中央監視制御装置の正常な稼働を維持するため、定期点検を実施するもの。				
空調中央監視制御装置定期点検	別添Ⅴ-4 のうち５号館及び６号館のみ	別記Ⅱ－４	別記Ⅱ－４	

実施項目		対象設備	点検項目	点検周期	備考
【５．防災設備】					
５－１．消防用設備等定期点検 消防法第 17 条の３の３に基づく消防設備等の定期点検を実施するもの。 消防設備定期点検のうち、年２回の機器点検のうち１回は、年１回の総合点検と同時に行うものとする。					
（１）消防用設備					
消火設備	①消火器	別添Ⅴ-5	共仕第２編 6.2.2	共仕第２編 6.2.2(6M)	
	②屋内消火栓設備	〃	〃	〃	
	③ガス系消火設備	〃	〃	〃	
	④送水ポンプ	〃	〃	〃	
警報設備	⑤自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備	〃	〃	〃	
	⑥非常警報設備	〃	〃	〃	
避難設備	⑦避難器具（避難はしご、救助袋）	〃	〃	〃	
	⑧誘導灯、誘導標式	〃	〃	〃	
（２）消火活動上必要な施設					
①排煙設備		別添Ⅴ-5	共仕第２編 6.2.2	共仕第２編 6.2.2(6M)	
②連結送水管		〃	〃	〃	
③連結散水設備		〃	〃	〃	
（３）非常電源・配線等					
①蓄電池設備、自家発電設備		別添Ⅴ-5	共仕第２編 6.2.2	共仕第２編 6.2.2(項目により 6M,1Y)	
②配線		〃	〃	〃	
③総合操作盤		〃	〃	〃	

実施項目	対象設備	点検項目	点検周期	備考
（４）建築基準法関係防災設備				
①非常用照明装置	別添Ｖ-5	共仕第２編 6.3.2	共仕第２編 6.3.2(項目により 6M,1Y)	
②防火戸・防火シャッター	〃	共仕第２編 6.3.3(A)	共仕第２編 6.3.3(A)(項目により 6M,1Y)	
③防火ダンパー	〃	共仕第２編 6.3.4	共仕第２編 6.3.4	
④排煙設備	〃	共仕第２編 6.3.5(A)～(D)	共仕第２編 6.3.5(A)～(D)	
⑤予備電源	〃	共仕第２編 6.3.5(E),(F)	共仕第２編 6.3.5(E),(F)	
⑥その他の避難設備等(避難器具、非常用進入口等)	〃	共仕第２編 6.3.6	共仕第２編 6.3.6	

５－２．防災管理点検

消防法第36条第１項において準用する同法第８条の２の２第１項の規定に基づき、防災管理点検を実施するもの。

防災管理点検は、消防設備等定期点検における年１回の総合点検と同時に行うものとする。

防災管理点検	別添Ｖ-5	消防法に基づく	消防法に基づく (1Y)	

別記Ⅱ－２　「別添Ⅱ－２．電気設備定期点検」に関する別記

（１）計画停電に関する実施手順

①　計画停電における停電範囲の決定

計画点検実施日は、９月～３月の間の土日祝日のうち２日間を見込むものとする。

計画点検実施日及び各計画停電実施日における計画停電の範囲は、４月中に当機構担当者と受注者側の協議し決定する。当機構担当者は、これが決定次第当機構本部全体へ周知する。

②　一部停電回避のための措置

ア　計画停電中の電源の確保

一部の研究室等からの事業継続の都合上の要望に基づき、当機構担当者が指定する箇所については、既設の非常用発電機又は臨時に設置する仮設電源を運転し、当機構停電中は、この設備から対象箇所へ電源を供給することで停電を回避（以下、「一部停電回避」という。）を行うものとし、これに伴う以下の業務についても、本業務に含むものとする。

ⅰ．既設の非常用発電機について

・　運転管理及び電源供給切替を行う。

・　点検実施日前２週間前までを目処に燃料の残量を確認し当機構担当者へ報告するとともに、必要に応じて補給依頼を行う。

ⅱ．臨時に設置する仮設電源について

・　仮設電源の調達、搬入据付、燃料補給、運転管理、電源供給切替及び撤去を行う。

・　受注者側が臨時に設置する仮設電源の規格、出力及び数量の想定は以下のとおりとする。

規格	出力	数量	備考
ディーゼル発電機３φ200Ｖ／１φ100Ｖ	5kV 程度	１台	
ディーゼル発電機３φ200Ｖ／１φ100Ｖ	25～40kVA 程度	６台	
ディーゼル発電機３φ200Ｖ／１φ100Ｖ	80～90kVA 程度	２台	

なお、一部停電回避箇所は、各研究室等の事業の状況に応じて毎年度変更が生じる可能性があるため、受注者側は、本点検実施日の３か月前までに当機構担当者に確認すること。

・　一部停電回避の要望者である各研究室等より、仮設電源設置後の設置状況確認のための立会要望のあった場合、これを見込むものとする。

イ　計画停電における供給電源切替時等の電話連絡

受注者側は、一部停電回避箇所について、各研究室等からの要望に応じて、原則として停電実施日の以下の各時点において、当機構担当者経由で一部停電回避の要望元の各研究室等の担当者へ電話連絡を行うものとする。

ⅰ．常用電源から非常用電源又は仮設電源への切替時

ⅱ．非常用電源又は仮設電源から常用電源への切替時

ⅲ．その他必要な時点

なお、各研究室等からの電話連絡の要望の取りまとめ及び調整は当機構担当者が実施し、当機構担当者は、電話連絡を希望する各研究室等の担当者には、計画停電実施日当日の出勤及び立会を求めるものとする。

③　計画停電の実施に伴う設備等の保全及び復旧

計画停電の実施に伴い、本件請負業務の保守対象である設備等が損傷を受けないよう、必要に応じ事前に電源を切る等の対応を行うものとする。また、停電により電源が断となった設備等については、復電後、必要な復旧作業を行うものとする。

④　作業計画書の提出

受注者側は、以下の項目を含む作業計画書を提出するものとする。

ア　日時及び工程概略

イ　各日程の作業予定

ウ　各日程の作業体制及び作業員一覧（兼連絡網）

エ　当機構関係者連絡先一覧

ここで言う関係者とは、対象者一部停電回避に伴い、計画停電実施日に出勤及び立会をする当機構担当者及び計画停電に伴い連絡の発生の可能性のある設備保守受注者とする。

関係者について所属名、氏名、電話番号及びその役割（「○○棟○○システム停電回避立会」等）をリストアップしたものとし、必要な情報は、当機構担当者が受注者側へ提供する。

なお、関係者への連絡は、原則として、当機構担当者が行うものとする。

オ　各日程の作業タイムテーブル

棟ごとに以下が分かるように明記すること。

ⅰ．仮設電源の搬入据付日

- 仮設電源の搬入据付の作業時間

ⅱ．点検及び停電実施日

- 棟ごとの高圧遮断器の開放（停電開始）の時間
- 棟ごとの高圧遮断器の投入（復電）の時間
- 棟ごとの計画停電時間（停電開始から復電時間まで）
- 棟ごとの点検時間（点検開始から点検完了まで）
- 棟ごとの非常用電源又は仮設電源の運転に必要な準備時間
- 棟ごとの非常用電源又は仮設電源の運転時間（運転開始から運転停止まで）
- 棟ごとの常用電源から非常用電源又は仮設電源に給電切替えを行う時間
- 棟ごとの非常用電源又は仮設電源から常用電源に給電切替えを行う時間

ⅲ．仮設電源の撤去日

・　仮設電源の撤去の作業時間

カ　各日程の作業手順等詳細

棟ごとに以下が分かるように明記すること。

ⅰ．作業手順

作業員が行う各作業及び電話連絡等を分単位で記入するものとし、以下を網羅すること。

・　作業員名（別途作業員名簿等で指定のある場合は省略可）

・　作業概要

・　作業対象設備等

・　電話連絡の場合は、連絡先の所属、氏名、電話番号及び連絡内容（台詞）の概要

ⅱ．仮設計画図

一部停電回避を行う箇所は、仮設計画図の概略を掲載すること。図には以下を付記すること。

・　非常用発電機又は仮設電源の規格（「○φ○○○KVA」等、別途リスト等で示されている場合は不要。）

・　非常用発電機又は仮設電源の設置場所（「○○棟○○側屋外（臨時設置）」又は「○○棟１階○○室内（既設）」等）

・　仮設ケーブルを屋内へ配線する手段（「○○棟○○階○○側の窓から屋内へ配線」等）

・　接続先の分電盤等の名称（「○○-○　○○切替盤」等）及びその分電盤等の設置場所詳細（「○○棟○○階○○室○○側」等）

キ　その他手順書

停電・復電時の対応手順、非常用発電機・仮設電源の切替手順、その他停電・復電に伴い必要となる各種設備の電源断・復旧手順等

ク　非常用発電機及び仮設電源設置状況

以下のとおり作成すること。

ⅰ．点検作業用仮設電源

受注者側が点検作業用に設置する仮設電源について、規格、用途（「○○棟点検用」等）が分かるようにしたものを一覧にすること。また、設置個所について、配置図上に示すこと。

ⅱ．非常用発電機又は仮設電源

受注者側が一部停電回避用に運転を行う非常用発電機又は設置・運転を行う仮設電源について、規格、用途（「○○棟停電回避用」等）が分かるようにしたものを一覧にすること。また、設置個所について、配置図上に示すこと。

ケ　高圧配電所の配電系統一覧

同時に停電する同系統の棟を一覧にしたもの

コ　停電時における各棟の水道・トイレの使用可否についてまとめた資料

サ　その他、当機構担当者との協議により添付が必要と決定したもの。

⑤　計画停電説明会支援

当機構担当者は、関係者（一部停電回避を行う研究室等の担当者及びその他出席を希望する職員等）を対象とした計画停電説明会を、点検実施日の概ね２～３か月前を目安に実施する。

受注者側は、この説明会に出席し、当機構担当者からの指示を受け、計画停電における停電時間、停電範囲及び一部停電回避の要領等について概要説明を行い、また、質疑回答への支援も行うものとする。

⑥　一般送配電事業者への届出代行

受注者側は、計画停電の実施に伴い必要となる一般送配電事業者への手続き代行及び支援を実施する。

（２）特別高圧受変電設備に関する点検項目及び点検周期

点検項目は、以下のとおりとする。点検周期は、いずれも 1Y とする。

対象機器	点検項目	備考
①　72kV C-GIS ユニット点検 ア　VCT 接続箱 イ　VCT 切換ユニット ウ　1 号受電ユニット エ　1 号機変圧器 1 次ユニット オ　母線区分ユニット(1) カ　母線区分ユニット(2) キ　2 号受電ユニット ク　2 号機変圧器 2 次ユニット	ⅰ.外観構造点検、清掃 ⅱ.操作機構部の点検、注油 ⅲ.各断路器の操作試験 ⅳ.絶縁抵抗測定(主回路/各機器制御回路) ⅴ.各断路器・遮断器の開閉動作試験 ⅵ.密度ｽｲｯﾁ動作試験 ⅶ.警報試験	１号線及び２号線は年度交替で送電しており、送電中の受電ユニット内は停電できない。停電できない C-GIS 受電ユニットは受電断路器 2 次側より点検する。
②　5,000kVA 油入変圧器(2 台)	ⅰ.外観構造点検、清掃 ⅱ.周辺装置（窒素封入装置他） 外観点検・動作試験 ⅲ.保護リレー（ブッフホルツリレー他）外観点検・動作試験 ⅳ. 指示計（温度計他）外観点検・動作試験 ⅴ.油分析（油中ガス分析、特性耐圧試験）	ⅴは採取し分析
③　特高操作盤・特高保護継電器盤点検（２面）	ⅰ. 配電盤 ・　内部機器外観点検・清掃 ・　内部配線端子増締め確認 ⅱ. 保護継電器特性試験 ・　外観点検・清掃 ・　保護継電器単体での特性試験	

計画停電中に特別高圧受電所内で使用する照明・点検試験器用仮設電源用発電機の規格は、

制御用電源ＤＣ100Ｖ、容量 45kVA とする。

別記Ⅱ－３－10 「別添Ⅱ－３－10．熱源機器保守点検」に関する別記

（１）研究本館氷蓄熱システム保守点検

対象機器、点検項目及び周期は、以下のとおりとする。

対象機器		点検項目	点検周期	備考
①本体整備点検				
	水冷ブラインスクリューチラー２台	点検整備： ⅰ.外観点検　ⅱ.保安装置点検 ⅲ.圧力ｹﾞｰｼﾞ点検　ⅳ.油面点検 ⅴ.電気整備　ⅵ.凝縮器チューブ清掃、 試運転調整： 総合試運転調整及びデータ採取	1Y	三菱電機製
	空冷ヒートポンプチラー３台	点検整備： ⅰ.外観点検　ⅱ.気密確認 ⅲ.油面・油量の確認　ⅳ.電気整備 ⅴ.冷媒漏洩確認（暖房のみ） 試運転調整： 総合試運転調整及びデータ採取	〃	〃
②シーズンオン点検				
	水冷ブラインスクリューチラー２台	運転状況総合点検： ⅰ.運転状況点検　ⅱ.運転データによる総合評価	1Y （冷房 ON）	三菱電機製
	空冷ヒートポンプチラー３台	運転状況総合点検： ⅰ.運転状況点検　ⅱ運転データによる総合評価	2/Y (冷暖房各１回)	〃
	氷蓄熱槽２台	本体点検整備： ⅰ.外観点検　ⅱ.水槽水位気密確認	1Y （冷房 ON）	〃
	冷却塔２基	本体点検整備： ⅰ.外観点検　ⅱ.ストレーナ・水槽清掃 ⅲ.水張り・エア抜き　ⅳ.ファンベルト点検	〃	〃
	熱交換器４基	本体点検整備： ⅰ.外観点検　ⅱ.温度状態（LTD）確認	〃	〃
	ポンプ６基	本体点検整備： ⅰ.外観点検　ⅱ.運転状況確認 試運転調整： 総合試運転調整及びデータ採取	〃	〃
	膨張ﾀﾝｸ２基	本体点検整備： ⅰ.外観点検　ⅱ.水槽水位気密確認	〃	〃
	自動制御機器２式	本体点検整備： ⅰ.外観点検・清掃　ⅱ.電気整備 ⅲ.電動弁動作確認	〃	〃

対象機器		点検項目	点検周期	備考
③シーズンオフ点検				
	氷蓄熱槽２基	本体点検整備： ⅰ.外観点検　　ⅱ.水槽水位気密確認 ⅲ.ブライン分析　　ⅳ.蓄熱水分析	1Y	三菱電機製
	冷却塔２基	本体点検整備： ⅰ.外観点検　　ⅱ.水抜き・簡易清掃	〃	〃
	熱交換機４基	本体点検整備： ⅰ.外観点検　　ⅱ.温度状態（LTD）確認	〃	〃
	ポンプ６基	本体点検整備： ⅰ.外観点検　　ⅱ.運転状況確認 試運転調整： 総合試運転調整及びデータ採取	〃	〃
	膨張ﾀﾝｸ２基	本体点検整備： ⅰ.外観点検　　ⅱ.水槽水位気密確認	〃	〃
	自動制御機器２式	本体点検整備： ⅰ.外観点検・清掃　　ⅱ.電気整備 ⅲ.電動弁動作確認	〃	〃

データ採取及び分解整備については以下のとおりとする。

・下記項目の報告内容は、蓄熱システム内の記録装置から記録吸出しを行い報告すること。

絶縁抵抗値、保安装置実作動設定値、積算運転時間、試運転データ

水系統：各出入口水温、冷媒系統：各出入口水温、LTD

・安全弁、圧力計の点検は、本体から各部品を分解し、専門工場にて整備・校正を行うこと。

（２） ２号館氷蓄熱システム

対象機器、点検項目及び周期は、以下のとおりとする。

対象機器		点検項目	点検周期	備考
①熱源ユニット年次点検				
	ブライン内融式氷蓄熱ユニット	圧力計検査作業： ⅰ.圧力計　　ⅱ.連成計の検査 その他： ⅰ.氷蓄熱槽内の水質検査(ｻﾝﾌﾟﾘﾝｸﾞにてPH値ほか) ⅱ.ブライン溶液分析（ｻﾝﾌﾟﾘﾝｸﾞにて濃度・凍結温度ほか)	1Y	ダイキン製
	ポンプ４台	一次側ﾎﾟﾝﾌﾟ点検	〃	〃
②３か月点検				
	ブライン内融式氷蓄熱ユニット	熱交換器ユニット整備： ポンプ・三方弁の作動確認 タンク整備： ⅰ.水位センサー・温度センサーチェック	4/Y	ダイキン製

		ⅱ.氷蓄熱槽内の点検		
対象機器		点検項目	点検周期	備考
③熱源ユニット２か月点検				
	ブライン内融式氷蓄熱ユニット	熱源ユニット点検作業： ⅰ.電流・電圧の測定及び電気関係絶縁測定 ⅱ.油漏れ・水漏れ有無のチェック ⅲ.運転音・振動のチェック ⅳ.保護装置の作動及び外観点検 ⅴ.運転状態の良否判定　　ⅵ.各部ネジの増し締め ⅶ.錆発生ネジ・ビス類の交換及び錆発生ケーシングのタッチペイント ⅷ.熱交換器の汚れ及び腐食度合の点検 ⅸ.点検表の作成　　ⅹ.一次側ポンプの点検 ⅺ.各部圧力データ報告　　ⅻ.各部温度データ報告 ⅹⅲ.圧縮機の運転積算時間データ ⅹⅳ.ファンの運転積算時間データ	2M	ダイキン製

データ採取及び分解整備については以下のとおりとする。

・下記項目の報告内容は、システム機器内の記録装置から記録吸出しを行い報告すること。

水熱交換：冷水温度差、冷水熱交換状況、温水温度差、温水熱交換状況

保安装置：吐出ガス温度スイッチ、圧縮機保護サーモ、温度調節機、デフロスト、冷温水断水リレー

その他：サンプル水の分析

電気系統：水位センサー、氷厚センサー

・安全弁の点検は、本体から各部品を分解し、専門工場にて整備・校正を行うこと。

（３）２号館スクリュー冷凍機

点検項目及び周期は、以下のとおりとする。

点検項目		点検周期	備考
①シーズンイン点検			
１台	圧力計検査作業： 圧力計の検査 冷凍機点検： ⅰ.圧縮機用電動機・電動弁・電磁弁絶縁測定を行う ⅱ.動力線・計装線等配線及びコネクタの緩み・接点確認 ⅲ.INV 制御盤の点検　　ⅳ.圧力・温度センサーの較正 ⅴ.保安リレーの作動点検　　ⅵ.安全弁の再調整 ⅶ.冷媒系統・潤滑油系統のガス漏れ検査　ⅷ.運転データ測定	1Y	神戸製鋼所
②シーズンオン点検			
１台	冷凍機点検：	4/Y	ダイキ

	ⅰ.運転データ測定　ⅱ.圧縮機異音点検 ⅲ.冷却水・例随の水側圧力差・つまり点検 ⅳ.油フィルタ差圧点検　ⅴ.冷媒量点検		ン製

（4） 2号館空冷ヒートポンプチラー

点検項目及び周期は、以下のとおりとする。

点検項目		点検周期	備考
6か月点検			
2台	ⅰ.外観点検　ⅱ.空気側熱交換器(凝縮機)点検 ⅲ.水側熱交換器（蒸発機）点検　ⅳ.送風機点検 ⅴ.圧縮機点検　ⅵ.冷媒回路点検 ⅶ.安全装置点検　ⅷ.制御類点検 ⅸ.電装品関係点検　ⅹ.運転状況点検 ⅺ.運転前状態点検	2/Y	東芝キャリア製

（5） 3号館温水発生機

点検項目及び周期は、以下のとおりとする。

点検項目		点検周期	備考
①定期点検			
2台	ⅰ.燃焼ガス測定　ⅱ.エアーダンパー調整 ⅲ.フレーム電流測定　ⅳ.外部ガス漏れ点検 ⅴ.遮断弁弁越し漏れ点検　ⅵ.バーナー運転動作確認 ⅶ.イグニッションロッドの点検清掃　ⅷ.炎検出器点検清掃 ⅸ.各安全装置点検　ⅹ.各付属品部品点検 ⅺ.電気系統点検	3/Y	昭和鉄工製
②総合点検			
2台	ⅰ.缶体燃焼室内部点検　ⅱ.バーナーファン及びスクロール清掃 ⅲ.ガスノズル分解清掃　ⅳ.ガスストレーナー清掃 ⅴ.補給スイストレーナー清掃　ⅵ.水面計の清掃 ⅶ.防腐剤の投入	1Y	昭和鉄工製

別記Ⅱ－３-14 「別添Ⅱ－３－14．省エネ法に基づく定期報告等に係る支援」に関する別記

① 定期報告書の作成に係る支援

- 定期報告書のうち、当機構本部の指定表における「指定-第８表　エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する判断の基準の遵守状況」の各項目について点検を行った結果を提出する。
- 実施が不十分の項目については、書面でその理由を示すとともに改善について助言する。
- 作業は、エネルギー管理士の資格を持つ者が実施し、報告書に記名すること。

② エネルギー管理標準への適合状況の点検

- 当機構が定めるエネルギー管理標準の各項目に対し、当機構本部における実施状況の良否の点検を行った結果を提出する。
- 実施が不十分の項目については、書面でその理由を示すとともに改善について助言する。
- 作業は、エネルギー管理士の資格を持つ者が実施し、報告書に記名すること。
- エネルギー管理標準自体に不備又はその可能性がある場合は、書面でその改善について助言する。

別記Ⅱ－４　「別添Ⅱ－４．中央監視制御装置定期点検」に関する別記

（１）点検仕様

点検項目及び周期は、以下のとおりとする。

対象機器	点検仕様	保守点検作業内容	周期	備考
MBU	機能　外観	キー操作・マウス操作確認	1Y	
マンマシンユニットコントローラー		清掃・増し締め		
CRT 本体		最新データ採集		
キーボード		冷却ファン清掃		
マウス		CD ドライブの清掃		
BMS	機能　外観	キー操作・マウス操作確認	1Y	
マンマシンユニットコントローラー		清掃・増し締め		
CRT 本体		最新データ採集		
キーボード		冷却ファン清掃		
マウス				
カラープリンター				
光磁気ディスク				
ＩＣＯＮＴ		清掃・増し締め	1Y	

ループ点検電子式制御機器点検表

機種	保守項目	周期
1.検出器・発信器	（１）外観目視点検及び取付状態の確認	1M
	（２）外観のクリーンアップ	〃
	（３）検出器又は発信器・調節計・操作部等関連部とのループ作動点検調整	〃
2.調節計	（１）外観目視点検及び取付状態の確認	〃
	（２）外観のクリーンアップ	〃
	（３）各設定の確認（比例帯・積分値・微分値・不感帯・動作隙間）	〃
	（４）検出器又は発信器・調節計・操作部等関連部とのループ作動点検調整	〃
	（５）規定値の設定	〃
3.調節計（プログラマブル式）	（１）外観目視点検及び取付状態の確認	〃
	（２）外観のクリーンアップ	〃
	（３）軽故障・アラーム状態・システムエラー値の点検・確認	〃
	（４）上位伝送状態の点検確認	〃
	（５）検出器又は発信器・調節計・操作部等関連部とのループ作動点検調整	〃
	(6) 規定値の設定	〃
4.変換器	（１）外観目視点検及び取付状態の確認	〃
	（２）外観のクリーンアップ	〃
	（３）検出器又は発信器・調節計・操作部等関連部とのループ作動点検調整	〃
5.操作器	（１）外観目視点検及び取付状態の確認	〃
	（２）外観のクリーンアップ	〃

	（3）検出器又は発信器・調節計・操作部等関連部とのループ作動点検調整	〃
6.自動制御用調節弁	（1）外観目視点検及び取付状態の確認	〃
	（2）外観のクリーンアップ	〃
	（3）グランド部漏れ点検	〃
	（4）検出器又は発信器・調節計・操作部等関連部とのループ作動点検調整	〃

（2）数量表

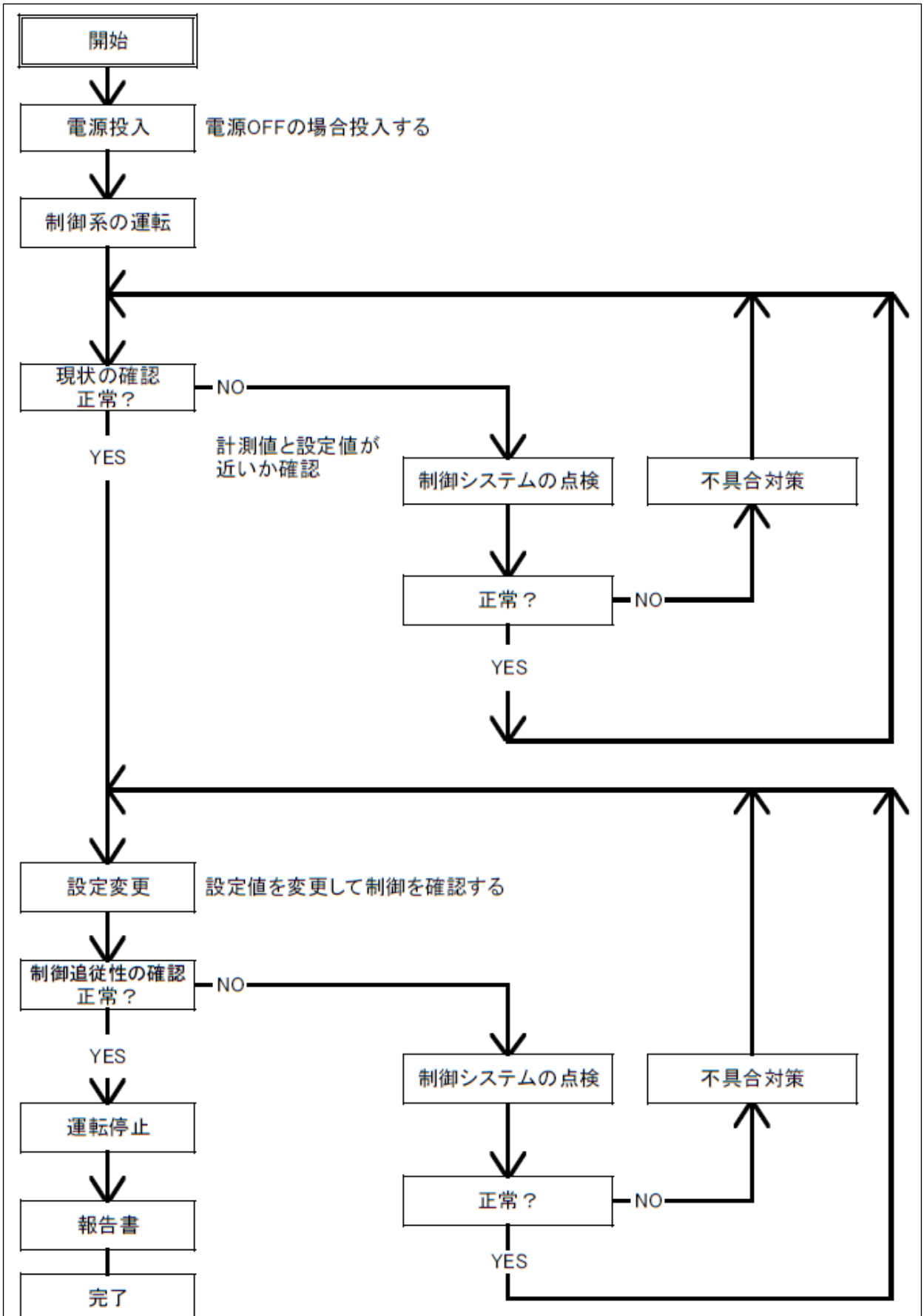
項目	摘要	数量	単位	備考
1	中央監視装置			
	液晶モニター	1	個	
	MCU	1	個	
	アナンシエーター	1	個	
	プリンター	1	個	
2	ファン-PAC制御			
	室内用温度検出器	2	個	
	デジタル指示調節計	2	個	
	ステップコントローラー	2	個	
	挿入用温度検出器	1	個	
	ON・OFF温度調節器	1	個	
3	外調機制御			
	室内用湿度調節器	1	個	
	挿入用温度検出器	1	個	
	ON・OFF温度調節器	1	個	
	遠隔設定器	1	個	
	電動2方弁	1	個	
	ダンパー操作器	1	個	
4	全熱交換器廻り制御			
	室内用湿度調節器	62	個	
5	計測系統			
	室内用温度検出器	1	個	
6	ファン発停制御			
	室内用温度検出器	1	個	
7	ヒートポンプ・パッケージ制御(1)			
	室内用温度検出器	2	個	
	室内用湿度検出器	2	個	
	ON・OFF温度調節器	2	個	
	デジタル指示調節計	2	個	
	ステップコントローラー	2	個	
8	ヒートポンプ・パッケージ制御(2)			
	室内用温度検出器	1	個	
	室内用湿度検出器	1	個	
	ON・OFF温度調節器	1	個	
	デジタル指示調節計	1	個	
	ステップコントローラー	1	個	
	DDC コントローラー	1	個	
	ASC マスター	1	個	
	設定器	1	個	

9	ヒートポンプ・パッケージ制御(3)			
	室内用温度検出器	1	個	
10	パッケージ制御(2)			
	室内用温度検出器	1	個	
	室内用湿度検出器	1	個	
	ON・OFF温度調節器	1	個	
項目	**摘要**	**数量**	**単位**	**備考**
	デジタル指示調節計	1	個	
	ステップコントローラー	1	個	
11	漏水警報監視			
	漏水感知器(漏水テープは除く)	35	個	
12	水槽液面制御			
	フロートスイッチ(液面リレー)/電極棒	7	個	
	2方電磁弁	3	個	
13	VAV 制御			
	室内用温度検出器	1	個	
	室内安定器	1	個	
	DDC コントローラー	1	個	

（3）ループ点検

次頁のチャートに従って、ループ点検を実施し、報告・終了とする。

中央監視制御装置　ループ点検チャート



別添Ⅲ

Ⅲ　運転・監視及び日常点検・保守業務

本業務に係る一般事項については、「建築保全業務共通仕様書　令和５年版」（国土交通省大臣官房官庁営繕部、以下「共通仕様書」という。）第３編の各章に定められるとおりとする。

実施項目、対象設備、点検項目及び点検周期等は下表のとおりとし、報告書は、数時間単位（2H 等）、日単位（1D）又は週単位（1W）の場合は日次報告書に、月単位（1M, 2M, 3M）の場合は月次報告書に、実施項目に対応する番号を附番し、番号順に整理して提出するものとする。

なお、下表中の「共仕」とは、「共通仕様書」の略とする。

また、各項目共通の作業事項は以下のとおりとする。

- 対象設備が設置されている居室（電気室及び機械室等）の整理整頓及び掃き掃除を行う。
- 点検・運転に障害となる物がある場合は取り除く。注意標識は、見えやすい状態にする。
- 設備に不具合・破損等がある場合、貸与された工具類で対応可能な範囲での小修理を行う。
- 処置事項については、日報に記録する。
- 事故又はその恐れを発見した場合には、速やかに当機構担当者に口頭にて報告し、後日、書面でも報告を行う。

実施項目	対象設備	点検項目	点検周期	備考
【１．建築】				
１．建築日常点検 建築物の保全のため、共通仕様書に準拠した日常点検を実施するもの。				
建築	別添Ⅴ-1	共仕第 3 編 2.1.1	共仕第 3 編 2.1.1(項目により 1D, 1M, 3M)	
【２．電気設備】				
２．電気設備日常運転・監視 電気事業法第 41 条に基づく当機構の自家用電気工作物保安規程（以下「保安規程」という。）に規定する、電気設備の日常運転・監視を実施するもの。				
（１）電灯・動力	別添Ⅴ-2	共仕第 3 編 3.2.1	共仕第 3 編 3.2.1(1M)	
（２）受変電	別添Ⅴ-2	共仕第 3 編 3.3.1	共仕第 3 編 3.3.1(項目により 1D, 1W, 1M)	
（３）自家発電装置	別添Ⅴ-2	共仕第 3 編 3.4.1	共仕第 3 編 3.4.1(項目により 1D, 1W, 1M)	

実施項目		対象設備	点検項目	点検周期	備考
	（４）直流電源装置	別添Ｖ-2	共仕第３編 3.5.1	共仕第３編 3.5.1（項目により1D,1W）	
	（５）交流無停電電源装置（UPS）	別添Ｖ-2	共仕第３編 3.6.1	共仕第３編 3.6.1（項目により1D,1W）	
	（６）太陽光発電装置	別添Ｖ-2	共仕第３編 3.7.1	共仕第３編 3.7.1（項目により1D,1M）	
	（７）外灯	別添Ｖ-2	共仕第３編 3.9.1	共仕第３編 3.9.1（項目により1D,1M）	
	（８）雷保護	別添Ｖ-2	共仕第３編 3.11.1	共仕第３編 3.11.1（1M）	
【３．機械設備】					
３－１．温熱源機器運転・監視及び日常保守 温熱源機器（ボイラー類）の保全のため、共通仕様書に準拠した運転監視及び日常保守を実施するもの。					
	真空式温水発生機・無圧式温水発生機	別添Ｖ-3-1	運転・監視記録： 共仕第３編 4.1.2 作業内容： 共仕第３編 4.1.4	運転・監視記録： 共仕第３編 4.1.2(2H) 作業内容： 共仕第３編 4.1.4(1D)	空調の想定運転時間は、８時30分～17時00分とする。
３－２．冷熱源機器運転・監視及び日常保守 冷熱源機器（チラー類）の保全のため、共通仕様書に準拠した運転・監視及び日常保守を実施するもの。					
	（１）チリングユニット	別添Ｖ-3-2	運転・監視記録： 共仕第３編 4.2.2 作業内容： 共仕第３編 4.2.3	運転・監視記録： 共仕第３編 4.2.2(1D) 作業内容： 共仕第３編 4.2.3(1D)	空調の想定運転時間は、８時30分～17時00分とする。

実施項目		対象設備	点検項目	点検周期	備考
	（２）空気熱源ヒートポンプユニット	〃	運転・監視記録： 共仕第３編 4.2.2 作業内容： 共仕第３編 4.2.3	運転・監視記録： 共仕第３編 4.2.2(1D) 作業内容： 共仕第３編 4.2.3(1D)	〃
	（３）直だき吸収冷温水機	別添Ⅴ-3-2	運転・監視記録： 共仕第３編 4.2.2 作業内容： 共仕第３編 4.2.3	運転・監視記録： 共仕第３編 4.2.2(4/D) （冷凍能力が単体で186kW 未満のもの及び吸収冷温水機ユニットにあっては１D） 作業内容： 共仕第３編 4.2.3(1D)	〃
	（４）氷蓄熱ユニット	〃	運転・監視記録： 共仕第３編 4.2.2 作業内容： 共仕第３編 4.2.3	運転・監視記録： 共仕第３編 4.2.2(1D) 作業内容： 共仕第３編 4.2.3(1D)	〃
３－３．空気調和等関連機器運転・監視及び日常保守 空調設備等関連機器の保全のため、共通仕様書に準拠した運転・監視及び日常保守を実施するもの。					
	（１）熱交換器等（ヘッダー及び密閉式膨張タンクを含む。）	別添Ⅴ-3-3	共仕第３編 4.3.2	共仕第３編 4.3.2(1M)	空調の想定運転時間は、８時30分～17時00分とする。
	（２）冷却塔	別添Ⅴ-3-2	〃	共仕第３編 4.3.2(1W)	〃
	（３）①ユニット形空気調和機・コンパクト形空気調和機	別添Ⅴ-3-3	〃	共仕第３編 4.3.2(1M)	〃

実施項目		対象設備	点検項目	点検周期	備考
	（３）②空気清浄装置	〃	〃	〃	〃
	（４）ファンコイルユニット	〃	〃	〃	〃
	（５）ポンプ（空調用）	〃	〃	共仕第３編 4.3.2(1W)	〃
	（６）送風機	〃	〃	〃	〃
	（７）全熱交換機	〃	〃	〃	〃
	（８）氷蓄熱ユニット	別添Ⅴ-3-2	〃	〃	〃
３－４．給排水衛生機器運転・監視及び日常点検・保守 飲料用水用タンク及び汚水用タンク等の保全のため、共通仕様書に準拠した運転・監視及び日常点検・保守を実施するもの。					
	（１）ポンプ（給排水衛生用）	別添Ⅴ-3-4	共仕第３編 4.4.2	共仕第３編 4.4.2（項目により1W,1M）	
	（２）受水タンク・高置タンク	〃	〃	共仕第３編 4.4.2（1M）	台風や地震等の影響で水質が悪くなる恐れのある場合は臨時点検を行うこと。
			各給水栓末端で、以下の項目の点検を実施する。 ・色が透明か ・にごりがないか ・塩素(カルキ)以外の臭いがないか ・味に異常ないか	1D	
			各給水栓末端で、遊離残留塩素が0.1mg/L 以上か	1W	測定方法は、ジエチルパラフェニレンジアミン法とする。
	（３）汚水槽・雑排水槽点検	〃	共仕第３編 4.4.2	共仕第３編 4.4.2（項目により1W,1M）	

実施項目	対象設備	点検項目	点検周期	備考
３－５．管球交換 職員より管球切れの報告を受けた場合、交換を行うもの。				
管球交換	別添Ⅴ-1 に指定する建物内の蛍光灯類	管球交換の実施	職員より連絡を受け随時	
４．監視制御設備				
４．空調中央監視制御装置日常点検 各空調中央監視制御装置の正常な稼働を維持するため、日常点検を行うもの。				
空調中央監視制御装置	別添Ⅴ-4	共仕第３編 5.1.1	共仕第３編 5.1.1（項目により1D,1W）	

別添Ⅳ

Ⅳ　警備業務

本業務に係る一般事項については、「建築保全業務共通仕様書　令和５年版」（国土交通省大臣官房官庁営繕部、以下「共通仕様書」という。）第６編の各章に定められるとおりとする。

実施項目、対象施設、実施項目及び実施周期等は下表のとおりとし、報告書は、日次報告書に、実施項目に対応する番号を附番し、番号順に整理して提出するものとする。

なお、下表中の「共仕」とは、「共通仕様書」の略とする。

実施項目	対象施設	実施項目	実施周期	備考
【警備業務】				
（１）施設警備業務 施設の防犯・防災等に関する業務を実施するものとする。 各業務は、警備責任者及び警備作業員が実施する。ただし、「⑤出入管理　ウ.入退室管理システム運用及び エ.受付」に係る業務については、平日昼の職員及び訪問者等の出入の多い時間帯においては、各業務の専従者である入退室管理システム運用作業員及び受付作業員が主となり実施する。 実施時間に指定のある業務の実施時間は、別記Ⅳのとおりとする。				
①防犯・防災監視	別添Ⅴ-1 に定める建物及び 別添Ⅴ-6-1 に定める敷地全域	共仕第６編 2.1.4 （防犯・防災システム監視並びに異常発生時における消防等への通報、指定の部署への連絡、避難誘導、非常用放送及び被害拡大防止に係る緊急対応等）	常時	・各種警報表示盤・システムの監視・操作、収集したデータの管理及び必要時の抽出等を行うこと。 ・火災及び災害等、場合ごとの対応詳細については、当機構担当者と協議し、当機構の消防計画等も勘案した内容を警備計画書に定めること。また、発生時には職員との必要な連携を行うこと。 ・月ごとに、以下の件数を集計し、月次報告を行うこと。 ⅰ.自動火災報知設備発報 ⅱ.入退室管理システム発報 ⅲ.門扉発報 ⅳ.身障者用トイレ非常通報 ⅴ.エレベータ非常通報等 なお、実際のインシデント（不審者の侵入、エレベータ閉じ込め等）があった場合は、その概要を付記すること。

実施項目		対象施設	実施項目	実施周期	備考
	②エレベータ管理（運行管理）	別添Ⅴ-6-2	共仕第 6 編 2.1.4（エレベータ運行管理、緊急時の操作）	定期及び随時	・当機構が定める各エレベータ運行時間は別添Ⅴ-6-2 参照 ・かご内閉じ込め等の対応詳細については、当機構担当者と協議し、警備計画書に定めること。
	③鍵管理	別添Ⅴ-1 に定める建物及び 別添Ⅴ-6-1 に定める敷地全域	共仕第 6 編 2.1.4（鍵の保管及び職員等への鍵貸出）	随時	・鍵の授受の記録を、鍵の貸出記録として整備すること ・別添Ⅴ-1 に掲載のない敷地内建物（落下水槽（138 棟北西建物）及び 60M 鉄塔（128 棟南東）等）の鍵管理も含む。 ・月ごとに、鍵の貸出件数を集計し、月次報告を行うこと。
	④駐車場管理	敷地内の駐車場及び駐輪場(いずれも自走式)	共仕第 6 編 2.1.4（駐車場内巡回等）及び駐輪場内巡回	定期及び随時	・駐車許可証の発行手順については「（３）受付業務」参照。 ・通勤時間帯及び要人来訪時における南側敷地正門及び北側敷地正門付近の交通整理並びに構内への誘導を行う。 ・無許可駐車等の違反車両（軽車両含む）について、車両情報及び違反内容を記録するとともに、所有者へ警告を行う。警告方法は、警告内容及び警告年月日を付記した帳票を、自動車の場合はワイパーに挟み、自転車等の場合はハンドルに巻く等して設置する。

実施項目		対象施設	実施項目	実施周期	備考
	⑤出入管理	別添Ⅴ-1 に定める建物及び 別添Ⅴ-6-1 に定める敷地全域	共仕第 6 編 2.1.4 (施設における人等の出入り管理、門扉等の解錠・施錠、入退室管理システム等を通じた出入管理等) 当機構の出入管理は以下の方法により行う。 ア. 門の開閉 イ. 南側敷地正門前立哨の警備作業員による確認 ウ. 入退室管理システム運用 エ. 受付	定期及び随時	・門の開閉時間は別記Ⅳ参照。 ・南側敷地正門前立哨は、出入管理として以下の業務を行う。 ⅰ. 敷地内へ進入する者及び車両(軽車両含む)が、当機構指定の ID カード又駐車許可証等を保有するかにより入構に適格があるかを判別する。保有しない者は受付へ案内又は必要に応じ制止を行う。 ⅱ. 周辺における歩行者及び車両に対する安全確保に努める。 ⅲ. 雨天時における身障者車両に係る乗降の介助を行う。 ・入退室管理システム運用業務については、(2) 参照。 ・受付業務については、(3) 参照。
	⑥遺失物の取扱い	〃	共仕第 6 編 2.1.4	随時	・遺失物を発見又は受領した場合、指定の遺失物等記載簿に届出者、対象物の情報、発見日時及び場所等を記載し、速やかに遺失物とともに当機構担当者へ引き渡す。

実施項目	対象施設	実施項目	実施周期	備考
⑦巡回監視	〃	共仕第6編2.1.4 （不審者及び不審物の発見・適正処理、火気点検、各室の施錠状況の確認、在館者の有無の確認等） なお、以下２種類の巡回監視を指定の時間に行うこと。 ⅰ.敷地等巡回巡視： 敷地内の通路及び常時無人の建物内 ⅱ.建物内巡回巡視： 敷地内の各建物内	4/D	・巡回巡視経路は、当機構担当者との協議により定めるものとし、敷地等巡回監視ではごみ収集場所を、建物内巡回監視では、火気使用場所（喫煙所等）を経路に含めること。いずれの経路も、立入禁止とされている区域・居室等は対象外とする。 ・扉、窓及びガラスの破損等、防犯上の異常がないかを確認すること。不適切に扉及び窓等が開いている場合は閉めること。 ・消火器等の消防設備の破損、防火戸、防火シャッター及び非常口の機能を阻害する障害物の設置等、防火防災上の異常がないか確認すること。障害物は可能な範囲で移動する等し避難経路の確保に努めること。 ・不要な電力の使用及び蛇口の漏水は、使用者がいないことを確認のうえ停止し、省エネルギーに努めること。 ・22時～翌1時に実施する建物内巡回監視の際、当機構が消防計画にて定める火元責任者点検検査票に記載箇所の火元点検を実施し、結果を当機構へ報告すること。 ・不審者の発見、不審物の発見、不法行為の発見、館内禁止行為の発見、火災の発見、危険箇所の発見等の想定される場合ごとの対応詳細については、当機構担当者と協議し、警備計画書に定めること。

実施項目		対象施設	実施項目	実施周期	備考
	⑧各種災害時の対応	〃	共仕第6編2.1.4（台風接近前後の施設の安全確認、地震後の施設の安全確認、豪雪時等の施設の安全確認）	随時	・台風接近前後、地震後、豪雪時及び敷地内への落雷等、場合ごとの対応詳細については、当機構担当者と協議し、当機構の消防計画等も勘案した内容を警備計画書に定めること。また、発生時には職員との必要な連携を行うこと。
	⑨急病人発生時の対応	〃	共仕第6編2.1.4（怪我人、急病人等発生時の応急手当、119番通報、指定の部署への連絡及び意識不明者へのＡＥＤ使用）	随時	・怪我人及び急病人等への対応詳細については、当機構担当者と協議し、警備計画書に定めること。また、発生時には職員との必要な連携を行うこと。
	⑩業務妨害への対応	〃	共仕第6編2.1.4	随時	・当機構の職員又は建物への危害予告等の業務妨害への対応詳細については、当機構担当者と協議し、警備計画書に定めること。また、発生時には職員との必要な連携を行うこと。

実施項目	対象施設	実施項目	実施周期	備考
（2）入退室管理システム運用業務 「（1）施設警備業務　⑤出入管理　ウ.入退室管理システム運用」は、入退室管理システムの仕様及び操作方法を十分理解し、当機構担当者からの指示を受けシステム端末を操作し、IDカード及び電気錠の設定変更等作業を実施するものとする。 職員からの設定変更申請の多い平日昼の時間帯（別記Ⅳに規定する時間）においては、当該業務専従者である入退室管理システム運用作業員が主となり、申請処理を中心とした作業を実施し、平日8:30～17:00の間で入退室管理システム運用作業員が不在となる時間帯において即時対応が必要な場合は、警備責任者若しくは警備作業員又はその他代理者が実施する。				
	①人事に伴う作業	―	・人事異動に伴う対象者のIDカードのアクセス権の設定変更 ・新規採用に伴う対象者のIDカードのアクセス権設定 ・退職に伴う対象者のIDカード情報抹消	職員より依頼のあった場合、随時	
	②特定IDカード発行作業	―	・指定された居室等のみアクセス権のあるIDカード（特定IDカード）の発行	〃	
	③アクセス権設定変更作業	―	・指定された対象者のIDカードについて、指定されたとおりのアクセス権の設定変更	〃	
	④電気錠の設定変更作業	―	・指定された電気錠について、時限付きの開放(施錠解除)等の設定変更	〃	・イベント開催等により、要望者から会場となる建物又は居室の開放依頼があった場合等を想定する。
	⑤監視・分析	―	・異常時の報告 ・ログ管理及び必要に応じたデータ抽出及び分析	〃	

実施項目	対象施設	実施項目	実施周期	備考
（3）受付業務 「(1)施設警備業務 ⑤出入管理 エ.受付」は、正門前の守衛室窓口において受付業務を行うものとする。 職員及び訪問者等の出入の多い平日昼の時間帯（別記Ⅳに規定する時間）においては、当該業務専従者である受付作業員が主となり実施し、受付作業員不在の時間帯は、警備作業員等が実施する。				
①来訪者対応	―	・訪問先所属・担当の確認及び訪問先への照会を行う。 ・訪問先担当との間の約束が確認できた場合、訪問者に、当機構が指定する書式に氏名等必要な情報を記載していただいたうえ、訪問者用バッジ及び必要に応じIDカードを貸与し、場所を案内する。 ・来訪者の退所時には、貸与した訪問者用バッジ及びIDカードの返却を求め、これを回収する。	随時	・一般的な来訪者の対応手順の詳細については、当機構担当者と協議し、警備計画書に定めること。 ・出入りの事業者及びVIP視察対応等、例外的な対応が必要な来訪者がある場合は、パターンごとに対応手順詳細について当機構担当者と協議し、警備計画書に定めること。 ・出入りの多い平日昼の時間帯においては、英語話者の来訪を想定し、当該業務専従者である受付作業員には、英語検定２級程度の英語用いた日常会話ができる者を配置する。 ・月ごとに、以下の件数を集計し、月次報告を行うこと。 ⅰ.訪問者へのバッジ貸出数 ⅱ.訪問者へのIDカード貸出数 ⅲ.職員へのIDカード貸出数
②駐車許可証の貸与	―	・車両での来訪者には、来訪者用駐車許可証を、当日限り駐車場を利用したいと申し出のあった職員には、当日限り有効な職員用駐車許可証を発行し、それぞれ指定の駐車場所を案内する。 ・駐車場利用者の退所時には、貸与した駐車許可証の返却を求め、これを回収する。	随時	・月ごとに、以下の件数を集計し、月次報告を行うこと。 ⅰ.来訪者用駐車場への駐車許可証貸出数 ⅱ.職員用当日利用駐車場への駐車許可証貸出数

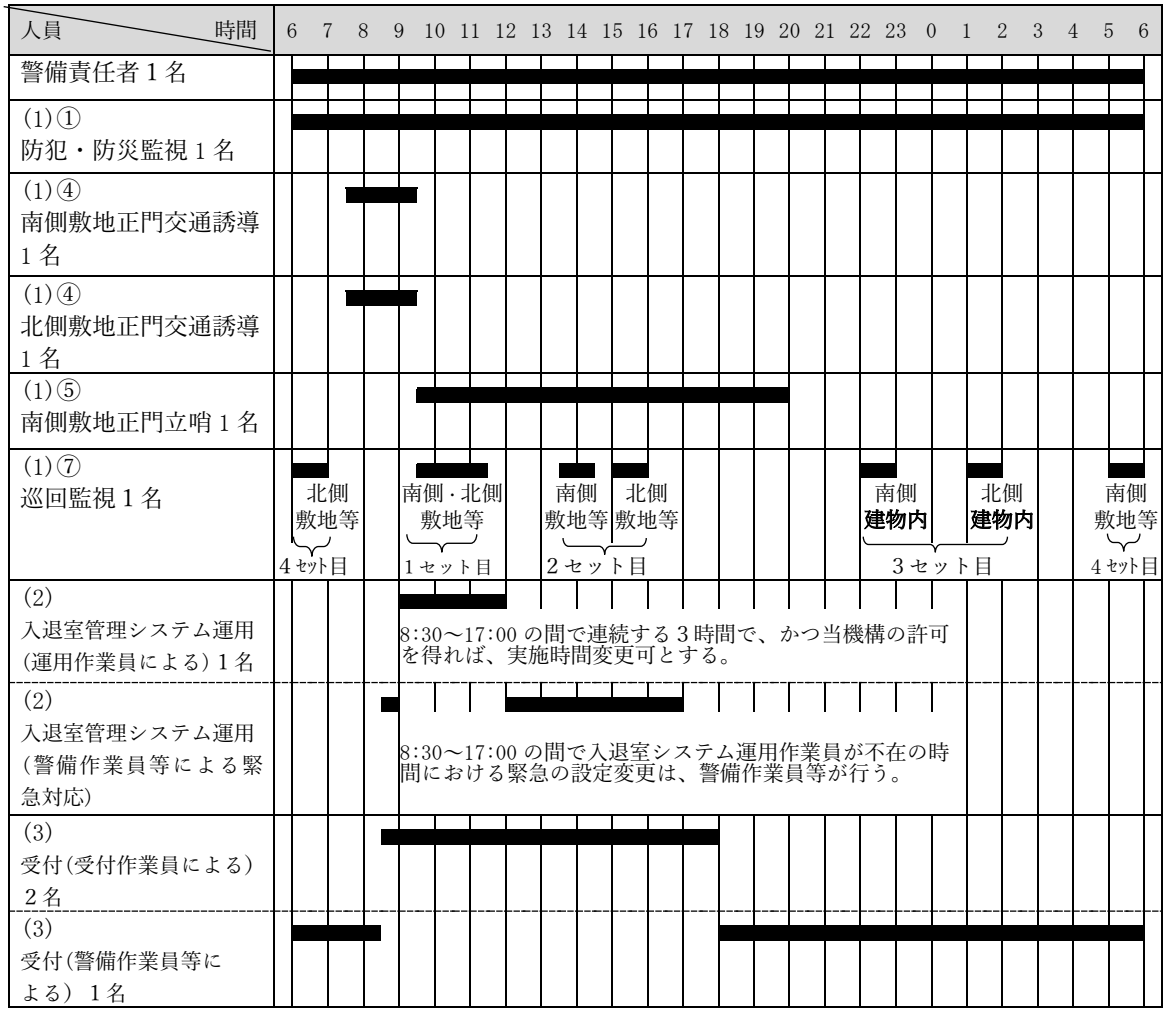
別記Ⅳ　「別添Ⅳ　警備業務」に関する別記

ア　警備業務に係る各業務の実施時間

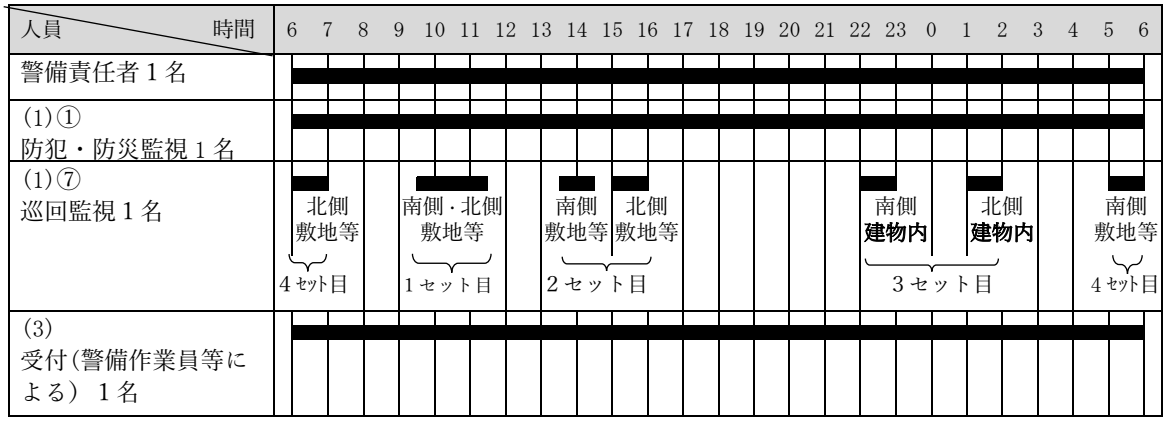
警備業務に係る各業務の実施時間は、下表内の棒で示す時間とする。

なお、表中の「人員」の各項目に示す番号は、別添Ⅳに対応する業務項目を表す。

ⅰ．平日（年末年始（12 月 29 日から翌年１月３日まで）を除く。）



ⅱ．土日祝日及び年末年始（12 月 29 日から翌年１月３日まで）



イ　門の開門時間

門の開門時間は、下表内の棒で示す時間とする。

なお、歩行者用である通用門は、電気錠を設置しており、閉門中も当機構の ID カードでの一時解錠を可能とする。

ｉ．平日（年末年始（12 月 29 日から翌年１月３日まで）を除く。）

人員＼時間		6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	0	1	2	3	4	5	6
南側敷地	正門			■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■										
	正門横通用門			■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	閉門（ID カードで一時解錠可）									
	西門	常　時　閉　門																								
	東門	常　時　閉　門																								
	南通用門	常　時　閉　門　（ID カードで一時解錠可）																								
北側敷地	正門(北正門)	閉門し、車両通行の必要時のみ受付が電動で開門																								
	正門横通用門	常　時　閉　門　（ID カードで一時解錠可）																								
	西門(北西門)	常　時　閉　門																								
	東門(北東門)	常　時　閉　門																								
	北門	常　時　閉　門																								

ⅱ．土日祝日及び年末年始（12 月 29 日から翌年１月３日まで）

人員＼時間		6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	0	1	2	3	4	5	6
南側敷地	正門	閉門し、車両通行の必要時のみ受付が電動で開門																								
	正門横通用門	常　時　閉　門　（ID カードで一時解錠可）																								
	西門	常　時　閉　門																								
	東門	常　時　閉　門																								
	南通用門	常　時　閉　門　（ID カードで一時解錠可）																								
北側敷地	正門(北正門)	閉門し、車両通行の必要時のみ受付が電動で開門																								
	正門横通用門	常　時　閉　門　（ID カードで一時解錠可）																								
	西門(北西門)	常　時　閉　門																								
	東門(北東門)	常　時　閉　門																								
	北門	常　時　閉　門																								

【１．建築】―１　建築物

No.	棟番号	名称	場所		階数		構造	建物面積（㎡）	延床面積（㎡）	建築年	屋根形状	Ⅱ-1-2 12条点検対象（建築基準法に基づく特定建築物）	Ⅱ-1-3 雨樋及び雨水桝清掃対象（※）	備考
			南側	北側	地上	地下								
1	128	研究本館	○	―	4F	B1F	RC-4F	3,218.04	13,140.62	2001	陸屋根	―	―	別名：１号館
2	134	２号館	○	―	4F	―	RC-4F	1,802.20	5,453.11	2003	陸屋根	―	―	別名：ﾈｯﾄﾜｰｸ時刻認証棟
3	140	３号館	○	―	6F	B2F	SRC-6F	2,665.10	12,491.53	2011	陸屋根	○	―	別名：総合電磁波環境研究棟
4	97	４号館	○	―	4F	B1F	RC-4F	1,522.22	4,825.44	1981	陸屋根	―	―	別名：総合研究庁舎
5	123	５号館	○	―	4F	―	RC-5F	1,503.13	5,905.44	1997	陸屋根	○	○（東側雨樋）	別名：ﾏﾙﾁﾒﾃﾞｨｱ研究ｾﾝﾀｰ
6	59	旧食堂棟	○	―	1F	―	RC-1	422.64	422.64	1965	陸屋根	―	○	
7	61	ウルシグラム送信庁舎	○	―	1F	―	CB-1	57.72	57.72	1966	陸屋根	―	―	
8	63	食堂物置	○	―	1F	―	CB-1	11.55	11.55	1967	陸屋根	―	―	
9	91	管理倉庫	○	―	2F	―	RC-2	121.00	242.00	1979	陸屋根	―	○	
10	95	車庫	○	―	1F	―	S-1	210.89	210.89	1981	折版屋根	―	―	
11	98	厨房作業員控室	○	―	1F	―	CB-1	28.10	28.10	1983	折版屋根	―	―	
12	108	旧移動追尾高額実験小屋	○	―	1F	―	S-1	35.68	35.68	1993	折版屋根	―	―	
13	111	ミリ波研究棟	○	―	2F	―	SRC-2	1,270.00	2,599.09	1994	陸屋根	―	○	
14	114	研究交流センター	○	―	2F	―	RC-2	367.30	599.30	1994	陸屋根	―	○	
15	124	4～5号館渡り廊下	○	―	2F	―	S-1	28.41	28.41	1997	曲面屋根	―	―	
16	129	自転車置場	○	―	1F	―	S-1	45.38	45.38	2001	折版屋根	―	―	研究本館東西側
17	130	光デバイス技術センター	○	―	1F	B1F	SRC-1	856.33	1,431.20	2001	陸屋根	―	―	
18	131	セキュリティ集中管理棟	○	―	1F	―	RC-1	145.86	126.00	2002	陸屋根	―	―	
19	132	オープンサイト用測定室	○	―	1F	―	RC-1	103.60	101.78	2003	折版屋根	―	―	
20	―	自転車置場	○	―	1F	―	S-1	9.80	19.60	2003	その他	―	―	管理倉庫南側

【１．建築】―１　建築物

No.	棟番号	名称	場所		階数		構造	建物面積（㎡）	延床面積（㎡）	建築年	屋根形状	Ⅱ-1-2 12条点検対象（建築基準法に基づく特定建築物）	Ⅱ-1-3 雨樋及び雨水桝清掃対象（※）	備考
			南側	北側	地上	地下								
21	135	産学官研究交流棟	○	―	3F	―	RC-3	541.76	1,521.37	2005	陸屋根	―	―	
22	141	自転車置場	○	―	1F	―	S-1	40.45	40.45	2011	曲面屋根	―	―	
23	145	防災倉庫	○	―	1F	―	LS-1	6.34	6.34	2015	折版屋根	―	―	
24	146	防災倉庫	○	―	1F	―	LS-1	19.02	19.02	2015	折版屋根	―	―	
25	148	B5G電波暗室棟	○	―	1F	―	RC-1	425.25	397.05	2023	陸屋根	―	○	
26	127	６号館	―	○	4F	―	RC-4F	1,475.73	5,676.14	2000	陸屋根	―	―	別名：電磁環境研究棟
27	147	量子ｾｷｭﾘﾃｨ・協創棟	―	○	3F	―	RC・S-3F	1,524.43	3,731.85	2022	傾斜屋根（金属）	―	―	
28	74	旧変電所	―	○	1F	―	RC-1	142.30	142.30	1974	陸屋根	―	○	
29	93	便所	―	○	1F	―	CB-1	32.00	32.00	1980	陸屋根	―	―	
30	96	倉庫	―	○	1F	―	LS-1	101.11	101.11	1981	折版屋根	―	―	
31	105	機械室	―	○	1F	―	S-1	445.71	442.83	1969	傾斜屋根（金属）	―	―	
32	107	宇宙光通信地上センター	―	○	2F	―	S-1,RC-2	1,242.66	1,348.09	1988	一部陸屋根、一部局面屋根	―	○	
33	109	ﾃｽﾄﾌｨｰﾙﾄﾞ用測定室	―	○	1F	―	LS-1	20.00	20.00	1993	折版屋根	―	―	
34	110	光伝送技術開発棟	―	○	1F	―	S-1	420.00	411.00	1994	陸屋根	―	○	

【１．建築】―１　建築物

No.	棟番号	名称	場所		階数		構造	建物面積（㎡）	延床面積（㎡）	建築年	屋根形状	Ⅱ-1-2 12条点検対象（建築基準法に基づく特定建築物）	Ⅱ-1-3 雨樋及び雨水桝清掃対象（※）	備考
			南側	北側	地上	地下								
35	112	VLBI観測棟	―	○	2F	―	RC-2	293.00	587.00	1994	陸屋根	―	―	
36	113	ゲストハウス	―	○	1F	―	RC-1	336.00	324.00	1994	傾斜屋根	―	○	
37	116	送信器室	―	○	1F	―	LS-1	35.00	1.00	1994	折版屋根	―	―	
38	117	自転車置場	―	○	1F	―	S-1	9.30	9.30	1994	曲面屋根	―	―	
39	119	KSP・SLR観測棟	―	○	1F	―	RC-1	41.00	41.00	1996	曲面屋根	―	―	
40	120	ACE観測局舎	―	○	1F	―	LS-1	24.00	24.00	1996	折版屋根	―	―	
41	122	物品格納庫	―	○	1F	―	LS-1	26.00	26.00	1995	折版屋根	―	―	
42	125	物品格納庫	―	○	1F	―	LS-1	33.00	33.00	1998	折版屋根	―	―	
43	126	高圧配電所	―	○	1F	―	RC-1	128.44	116.52	1998	傾斜屋根（金属）	―	―	
44	133	自転車置場	―	○	1F	―	S-1	27.24	56.04	2003	曲面屋根	―	―	
45	136	倉庫	―	○	1F	―	LS-1	30.80	30.80	2004	折版屋根	―	―	
46	137	特別高圧受電所	―	○	1F	―	RC-1	238.53	231.22	2007	傾斜屋根（金属）	―	―	
47	138	電離層観測・試作開発棟	―	○	2F	―	RC-2	779.15	1,097.44	2008	陸屋根	―	○	
48	139	自転車置場	―	○	1F	―	LSS	8.11	8.11	2008	曲面屋根	―	―	
49	142	西側搬入口屋根	―	○	1F	―	S-1	4.54	15.33	2011	曲面屋根	―	―	
50	143	光空間通信実験棟小金井局	―	○	2F	―	S-2	85.54	155.26	2014	曲面屋根	―	○	
51	144	防災倉庫	―	○	1F	―	LS-1	19.02	19.02	2015	折版屋根	―	―	
合計			25	26				22,980.38	64,474.07			2	12	

※雨樋及び雨水桝清掃の対象は、土やごみの溜まりやすい２F以下の低層棟としている。

【１．建築】―４　自動ドア設備

No.	設置箇所				機種	センサー	形式	オートロック	備考
	棟番号	建物名	No.	場所					
1	59	旧食堂棟	1	正面入口	DS-21	H-94	引分け	○	ナブコ
			2	裏側入口	MF－175	SSP-1	折れ戸	○	〃
2	97	４号館	3	南側入口	15ｋ15ｋ	ＤＡ－301	引分け	○	ソリック
			4	図書室	DS-21	H-94	二重両開き	―	ナブコ
			5	北側出入口	MF-N60	SSP-N4,SSP-N4	折れ戸	―	〃
3	107	宇宙光通信地上センター	6	正面入口(1)	DS-60	SSP-N4	引分け	○	〃
			7	正面入口(2)	DS-60	DA-1100	片引き	○	〃
4	110	光伝送技術開発棟	8	正面入口	DS-60	SSP-N1	引分け	○	〃
5	111	ミリ波研究棟	9	正面入口	DS-150	SSP-1	引分け	○	〃
6	112	VLBI観測棟	10	正面入口	DS-75	H-N85	引分け	○	〃
7	114	研究交流センター	11	正面入口外	DS-21	SSP-1	引分け	―	〃
			12	正面入口内	DS-21	SSP-1	引分け	○	〃
8	123	５号館	13	正面入口	DS-75	DA-1100	引分け	○	〃
			14	正面右	DS-21	DA-1100	引分け	―	〃
			15	正面左	DS-21	DA-1100	引分け	―	〃
			16	5-207	DS-75	SSP-N43	引分け	○	〃
9	127	６号館	17	正面入口外	V-85SL-N	NS-A04	引分け	○	〃
			18	正面入口内	AC-100-CTLB	OA-72V	引分け	―	ＪＡＤ
10	128	研究本館	19	正面入口外右	DS-75	H-N86	引分け	―	ナブコ
			20	正面入口外左	DS-75	DA-1100	引分け	―	〃
			21	正面入口内右	V-85SL-F	NS-A04N	引分け	○	〃
			22	正面入口内左	DS-75	DA-1100	引分け	○	〃
			23	裏側入口外	DS-75	DA-1100	引分け	―	〃
			24	裏側入口内	DS-75	DA-1100	引分け	○	〃
			25	展示室入口	DS-60	外：SSP-N42,内：SSP-N4	片引き	―	〃
			26	ホール打合せコーナー横	MF-N75	NP-N104	折れ戸	○	〃
			27	ホール自販機コーナー横	MF-N75	NP-N104	折れ戸	○	〃
11	130	光デバイス技術センター	28	正面入口	CBDR-100(G)	DA-1100	引分け	○	JAD
			29	B1F	CBDR-100(G)	DA-1100	引分け	―	〃
12	134	２号館	30	正面入口	YCB-DCU-3	OA-70P（外）,OA-70P(内)	引分け	○	テラオカ
			31	裏側入口	YCB-DCU-5	OA-72V（外）,OA-205V(内)	引分け	○	〃
			32	EVホール入口	YCB-DCU-3	OA-70P	片引き	○	〃

【１．建築】―４　自動ドア設備

No.	設置箇所				機種	センサー	形式	オートロック	備考
	棟番号	建物名	No.	場所					
13	135	産学官研究交流棟	33	風除室外	V-150SL-N	NS-A01(S)	片引き	―	ナブコ
			34	風除室内	ＤＳ－１５０	H-94D	片引き	―	〃
			35	食堂	ＤＳ－１５０	H-94D	片引き	―	〃
14	138	電離層観測・試作開発棟	36	入口	DS-75	SPP-1	片引き	○	〃
			37	設計事務室	DS-75CH	SPP-1	片引き	―	〃
15	140	３号館	38	1F 正面入口外	SOV-160KLCM	OA-204V/OA-205V	引分け	○	テラオカ
			39	1F 正面入口内	SOV-160KLCM	OA-204	引分け	○	〃
			40	1F 廊 下 1	SOV-100KLCM	OA-72V	片引き	○	〃
			41	1F 廊 下 2	SOV-100KLCM	OA-72V	片引き	○	〃
			42	1F ELVホール	SOV-100KLCM	OA-72V	片引き	○	〃
			43	2F ELVホール1	SOV-100KLCM	OA-72V	片引き	○	〃
			44	2F ELVホール2	SOV-100KLCM	OA-72V	片引き	○	〃
			45	3F 廊 下	SOV-100KLCM	OA-72V	片引き	○	〃
			46	3F 研究室側	SOV-100KLCM	OA-72V	片引き	○	〃
			47	3F ブリッジ側	SOV-100KLCM	OA-72V	片引き	○	〃
			48	4F 廊 下	SOV-100KLCM	OA-72V	片引き	○	〃
			49	4F 研究室側	SOV-100KLCM	OA-72V	片引き	○	〃
			50	4F　ブリッジ側	SOV-100KLCM	OA-72V	片引き	○	〃
			51	5F 廊 下	SOV-100KLCM	OA-72V	片引き	○	〃
			52	5F 研究室側	SOV-100KLCM	OA-72V	片引き	○	〃
			53	5F ブリッジ側	SOV-100KLCM	OA-72V	片引き	○	〃
			54	6F　廊 下	SOV-100KLCM	OA-72V	片引き	○	〃
			55	6F 研究室側	SOV-100KLCM	OA-72V	片引き	○	〃
			56	6F ブリッジ側	SOV-100KLCM	OA-72V	片引き	○	〃
16	147	量子ｾｷｭﾘﾃｨ・協創棟	57	１Ｆ　正面入口外	VS-250	NS-A02	引分け	○	ナブコ
			58	１Ｆ　正面入口内	VS-250	NS-A02	引分け	○	〃
			59	１Ｆ　廊下	V-SL	NS-A02	引分け	○	〃
			60	３Ｆ　EVホール	V-250EM	NS-A02	引分け	○	〃
17	148	B5G電波暗室棟	61	１Ｆ　ピロティ	ｽﾘﾑﾀｲﾄﾄﾞｱ		片引き	―	フルテック
			62	１Ｆ　風除室	ｽﾘﾑﾀｲﾄﾄﾞｱ		片引き	○	〃
計			62 台						

※当該リスト以外の箇所に設置されている自動ドア設備は、本業務における保守点検対象外とする。

【２．電気】（１）受電設備

No.	設置場所			設備容量(kVA)	C-GIS(ガス絶縁開閉装置)(台)	変圧器	遮断器VCB(台)	力率改善装置(台)		配電盤(面)		高圧ケーブル(本)	電力供給先建物等	
	棟番号	建物名	場所					高圧	低圧	高圧	低圧		フィーダー系統	建物等
1	137	特別高圧受電所	建物内		2	特別高圧：2 高圧：0	2			特別高圧：7 高圧：2	3	4 6	—	126棟高圧配電所
2	126	高圧配電所	建物内	60	0	2	20	4		25	2	20	F13	各変電所室内電源用、74棟旧変電所
3	128	研究本館	B1F電気室	1,950	0	9	8	4		8	10	12	F1	128棟研究本館、91棟旧管理倉庫、131棟ｾｷｭﾘﾃｨ集中管理棟
4	97	4号館	B1F電気室	725	0	6	5	2	4	3	6	6	F4	97棟4号館、135棟産学官研究交流棟、60M鉄塔(128棟南東側鉄塔)
5	123	5号館	1F電気室	1,850	0	10	5	4		9	12	9	F5	123棟5号館
6	127	6号館	1F電気室	1,500	0	6	3		3	2	6	7	F11	127棟6号館、133棟自転車置場
7	111	ミリ波研究棟	屋外南側	1,100	0	7	1	3		3	7	8	F6	111棟ミリ波棟、61棟ウルシグラム送信庁舎、95棟車庫、98棟厨房作業員控室、132棟オープンサイト用測定室、南部低圧配電盤、給水加圧ポンプ
8	130	光デバイス技術センター	RF	1,475	0	7	1	3		3	7	9	F18	130棟光デバイス技術センター
9	138	電離層観測･試作開発棟	屋外南側	700	0	2	1		3	1	3	1	F7	138棟電離層観測・試作開発棟、120棟ACE観測棟、122棟物品格納庫、125棟物品格納庫、 落下水槽(138棟北西の工作物)、SARアンテナ装置(120棟南側アンテナ装置)
10	112	VLBI観測棟	屋外西側	720	0	6	2	1	4	2	6	7	F9	112棟VLBI棟、93棟便所、96棟倉庫、109棟テストフィールド用測定室、116棟送信機室、119棟KSP・SLR観測棟、136棟倉庫
11	107	宇宙光通信地上センター	屋外西側	700	0	4	1	2		2	4	6	F8	107棟宇宙光通信地上センター、143棟光空間通信実験棟小金井局
12	105	機械室	1F電気室	1,200	0	8	1	2		1	8	8	F10	105棟機械室、110棟光伝送技術開発棟、113棟ゲストハウス、屋外・雲レーダー観測盤（147棟北東側コンテナ）
13	134	2号館	3F電気室	1,450	0	6	8	3		8	6	6	F2	134棟2号館
14		南部変電所	148棟西側	500	0	3	2	2		3	4	2	F3	59棟旧食堂棟、97棟4号館の一部（消火栓ポンプ・排煙設備）、108棟移動追尾光学実験小屋、114棟研究交流センター、148棟B5G電波暗室棟
15	135	産学官研究交流棟	2F屋外	250	0	2	1	1		1	2	1		135棟産学官研究交流棟
16	140	3号館	B2F電気室	3,100	0	11	6	4		6	11	10	F16	140棟3号館
17	147	量子ｾｷｭﾘﾃｨ･協創棟	屋外北側	1,900	0	10	14	4		9	10	10	F17	147棟量子セキュリティ・協創棟
計					2	101	81	39	14	95	107	122		

【２．電気】（２）自家発電設備　及び　発電設備用オイルタンク

No.	設置場所			設置目的	供給先	発電設備仕様					発電設備用オイルタンク仕様						備考
	棟番号	建物名	場所			種類	エンジン	発電機	容量	数量	タンク場所	類別及び品目	最大貯蔵量又は最大取扱量	設置年	数量	給油口位置	
1	128	研究本館	B1F電気室	BCP	ｻｰﾊﾞｰ用UPS、ｻｰﾊﾞｰ室空調、131棟ｾｷｭﾘﾃｨ集中管理棟、直流電源、LAN、PBX、消防機	ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ発電装置	ﾔﾝﾏｰﾃﾞｨｰｾﾞﾙ	東京電機	300 KVA	1 組	屋外西側地下埋設	第4類 第2石油類(軽油)	1,500 L	2000	1 基	屋外西側マンホール内	
2	130	光デバイス技術センター	RF	BCP	光ﾃﾞﾊﾞｲｽ棟ｸﾘｰﾝﾙｰﾑ設備（給排気及びMBE装置、ｶﾞｽ検知器）	ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ発電装置	東京電機	東京電機	130 KVA	1 組	屋外西側地下埋設	第4類 第2石油類(軽油)	1,500 L	2001	1 基	屋外西側壁ボックス内	
3	74	旧変電所	屋外北側	ﾋﾟｰｸｶｯﾄ発電機		ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ発電装置	ﾔﾝﾏｰ発電ｼｽﾃﾑ	太陽電機	500 KVA	1 組	屋外北側地下埋設	第4類 第3石油類(A重油)	4,200 L	1986	1 基	屋外北側マンホール内	
4	134	2号館	３F電気室	高圧/BCP	日本標準時システム（UPS、3・4階空調）、蓄電池、実験室AC-GCコンセント、消防機器	ｶﾞｽﾀｰﾋﾞﾝ発電装置	川崎重工ｶﾞｽﾀｰﾋﾞﾝ	東芝	500 KVA	1 組	屋外東側地下埋設(2つの発電機で共通)	第4類 第3石油類(A重油)	20,000 L	2003	1 基	屋外東側危険物貯蔵所表示板裏側ボックス内	
5			屋外南西側	低圧/計画停電用		ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ発電装置	小松製作所	西芝電機	500 kvA	1 組							電気設備定期点検に伴う計画停電で稼働（点検作業に支障のないよう必要最小限箇所のみ給電するため設置）
6	140	3号館	RF	BCP	３号館重要設備	ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ発電装置	川崎重工	川崎重工	200 KVA	1 組	RF	第4類 第2石油類(軽油)	950 L	2010	1 基	屋外南側壁面ボックス内	
7	123	5号館	屋外南側	BCP	５号館重要設備	ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ発電装置	池貝鉄工	東京電機	250 KVA	1 組	屋外南側地上	第4類 第2石油類(軽油)	963 L	2014	1 基	燃料槽上部	ネットワーク研究所整備
8	147	量子ｾｷｭﾘﾃｨ･協創棟	屋外北側	BCP	量子セキュリティ・協創棟重要設備	ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ発電装置	川崎重工	東芝ｲﾝﾌﾗｼｽﾃﾑｽﾞ	1,000 KVA	1 組	建物北側地下埋設	第4類 第3石油類(A重油1種)	8,000 L	2021	1 基	屋外北東側壁面ボックス内	
計										8 組					7 基		

【２．電気】（３）対象直流電源装置

No.	設置場所			設備仕様							数量	備考
	棟番号	建物名	場所	メーカー	型式等	容量	浮動充電電圧	セル個数	公称電圧	用途		
1	126	高圧配電所		GSユアサ	AO-32-124-50BD-HS	40AH/10HR	118V	18(54ｾﾙ)個	108V	操作用	1 組	
2	128	研究本館	B1F電気室	GSユアサ	GTSC100-30	200AH/10H.R	118V	54個	108V	操作用　非常照明用	1 組	
3	128	研究本館	B1F電力監視室		鉛蓄電池　12V*2					電気時計親時計用	1 組	
4	134	2号館	3F電気室	古河電池	MSJ-200	200AH/10H.R	120V	54個	108V	操作用　非常照明用	1 組	
5	134	2号館	2F業務管理室		鉛蓄電池　12V*2					親時計用	1 組	
6	97	4号館	B1F電気室	GSユアサ	SNSX-200	200AH/10H.R	120V	54個	108V	操作用　非常照明用	1 組	
7	97	4号館	B1F電気室		鉛蓄電池　12V*2					電気時計親時計用	1 組	
8	123	5号館	1F電気室	新神戸	HS-250E	250AH/10H.R	118V	54個	108V	操作用　非常照明用	1 組	
9	127	6号館	1F電気室	GSユアサ	HS-120E	120AH	118V	54個	108V	操作用　非常照明用	1 組	
10	140	3号館	1Fｴﾝﾄﾗﾝｽﾎｰﾙ壁の扉内（西側階段の北側）		鉛蓄電池　12V*2					電気時計親時計用	1 組	
11	140	3号館	B2F電気室	GSユアサ	MSE-300AH×54	300AH/10HR	120.4V	54個	108V	操作用　非常照明用	1 組	
12	147	量子ｾｷｭﾘﾃｨ・協創棟	1F UPS室	GSユアサ	LIM50EL	48.5AH	114.8V	28個	106.4V	操作用　非常照明用	1 組	
計											12 組	

【２．電気】（４）対象交流電源装置（UPS）

No.	設置場所			設備仕様				数量	備考
	棟番号	建物名	場所	メーカー	型式等	容量	項目		
1	134	2号館	3F電気室		MSE-100-6	単機容量　50KVA	2台単機・1台共通システム	3 台	
2	128	研究本館	B1F電気室		REH40-12	40KVA	単機システム(4台)	1 台	
3	147	量子ｾｷｭﾘﾃｨ・協創棟	1F UPS室	GSユアサ	LIMSOEL	単機容量　100KVA	2台予備システム	2 台	
計								6 組	

【２．電気】（５）太陽光発電設備

No.	設置場所			太陽光パネル・太陽電池モジュール仕様						パワーコンディショナ仕様				最大出力(kW)	備考
	棟番号	建物名	場所	メーカー	モジュール型式	発電容量(kW/枚)	パネル枚数(枚)	発電容量(kW)	設置(交換)年月日	メーカー	型式	ﾊﾟﾜｺﾝ容量(kW)	設置(交換)年月		
1	128	研究本館	RF（ﾄｯﾌﾟﾗｲﾄｶﾞﾗｽA）	シャープ㈱	NT-KP702	0.0836	50	4.18	2001/3/15（新設）	オムロン阿蘇㈱	KPK-A40	5.5	2025/3/26（更新）	4.18	
2			RF（ﾄｯﾌﾟﾗｲﾄｶﾞﾗｽB）			0.0836	40	3.344	2001/3/15（新設）	オムロン阿蘇㈱	KPK-A55	4		3.344	
3			RF（ﾄｯﾌﾟﾗｲﾄｶﾞﾗｽ以外）	ｻﾝﾃｯｸﾊﾟﾜｰｼﾞｬﾊﾟﾝ㈱	STP550S-C72/Vmh	0.55	282	155.1	2025/3/26（更新）	㈱安川電機	CEPT-P3AB2025B×5	125	2025/3/26（更新）	125	
4	134	２号館	建物南面窓ひさし	—	—	0.071	32	2.272	2003/12/10（新設）	オムロン阿蘇㈱	KPK-A40	4	2025/3/26（更新）	2.272	
5	140	３号館	建物南面窓ひさし	—	Q4CA03	0.114	132	35.748	2011/1/31（新設）	山洋電気㈱	W83A493S	50	2025/3/26（更新）	35.748	
6			RF西側（電波暗室上）	ｻﾝﾃｯｸﾊﾟﾜｰｼﾞｬﾊﾟﾝ㈱	STP200-18/Ud	0.2	60		2011/1/31（新設）						
7			RF北東側	ｻﾝﾃｯｸﾊﾟﾜｰｼﾞｬﾊﾟﾝ㈱	STP435S-C54/Nshtb+	0.435	20		2025/3/26（新設）						
8	97	４号館	RF	ｻﾝﾃｯｸﾊﾟﾜｰｼﾞｬﾊﾟﾝ㈱	STP435S-C54/Nshtb+	0.435	59	25.665	2025/3/26（新設）	㈱安川電機	CEPT-P3AB2025B	25	2025/3/26（新設）	25	
9	127	６号館	RF	ｻﾝﾃｯｸﾊﾟﾜｰｼﾞｬﾊﾟﾝ㈱	STP550S-C72/Vmh	0.55	90	49.5	2025/3/26（更新）	㈱安川電機	CEPT-P3AB2025B×2	50	2025/3/26（更新）	49.5	
10	110	光伝送技術開発棟	RF	ｻﾝﾃｯｸﾊﾟﾜｰｼﾞｬﾊﾟﾝ㈱	STP435S-C54/Nshtb+	0.435	92	40.02	2025/3/26（新設）	㈱安川電機	CEPT-P3AB2025B×2	50	2025/3/26（新設）	40.02	
11	111	ミリ波研究棟	RF	ｻﾝﾃｯｸﾊﾟﾜｰｼﾞｬﾊﾟﾝ㈱	STP230-20/Wd	0.23	210	48.3	2011/11/30（新設）	三菱電機㈱	P73H103ＲＪ×5	50	2011/11/30（新設）	48.3	
12	114	研究交流センター	RF	ｻﾝﾃｯｸﾊﾟﾜｰｼﾞｬﾊﾟﾝ㈱	STP435S-C54/Nshtb+	0.435	42	18.27	2025/3/26（新設）	㈱安川電機	CEPT-P3AB2025B	25	2025/3/26（新設）	18.27	
13	135	産学官研究交流棟	RF	ｻﾝﾃｯｸﾊﾟﾜｰｼﾞｬﾊﾟﾝ㈱	STP550S-C72/Vmh	0.55	54	29.7	2025/3/26（更新・一部新設）	㈱安川電機	CEPT-P3AB2025B	25	2025/3/26（更新）	25	
14	138	電離層観測・試作開発棟	RF	ｻﾝﾃｯｸﾊﾟﾜｰｼﾞｬﾊﾟﾝ㈱	STP550S-C72/Vmh	0.55	18	9.9	2025/3/26（更新）	山洋電気㈱	P73H103SFC	10	2025/3/26（更新）	9.9	
15		北側敷地ﾃｽﾄﾌｨｰﾙﾄﾞ	屋外地上	ｻﾝﾃｯｸﾊﾟﾜｰｼﾞｬﾊﾟﾝ㈱	STP435S-C54/Nshtb+	0.435	99	43.065	2025/3/26（更新）	㈱安川電機	CEPT-P3AB2025B×2	50	2025/3/26（更新）	43.065	
計							1,280	465.064				473.5		429.599	

【３．機械】―１　温熱源機器

無圧式温水発生機及び真空式温水発生機

No.	記号(図面上)	設置場所			仕様									メーカー	数量	備考
		棟番号	建物名	場所	型式	定格出力	温水量	最高使用圧力	伝熱面積	ｶﾞｽ消費量	電源	動力	起動方式			
1	BHW-1	134	２号館	1F熱源機械室	温水発生機 CT-200W	233kW	660L/min	980kPa	3.5㎡	23 Nm3/h	AC3φ 200V	1.0kW	直入	三浦工業	2 台	
2	BHW-1	140	３号館	B2F熱源機械室	温水発生機 SV-N2503G-H	290kW	600L/min	980kPa	7.9㎡	30 Nm3/h	AC3φ 200V	2.0kW	直入	昭和鉄工	2 台	
計															4 台	

【３．機械】―２　冷熱源機器

（１）チリングユニット

No.	記号（又は摘要）	設置場所			仕様											室外機仕様（フロン排出抑制法関係）				
		棟番号	建物名	場所	メーカー	型式	冷房能力	電源	主電動機容量	起動方式	圧縮機	潤滑油	冷媒	数量	備考	メーカー	型式	容量	数量	備考
1	1号冷凍機	128	研究本館	B1F機械室２	三菱電機	水冷ﾌﾞﾗｲﾝｽｸﾘｭｰﾁﾗｰ BCL-SP120E	480.2KW	AC3φ 200V	60KW	ｽﾀｰﾃﾞﾙﾀ	半密閉ｽｸﾘｭ式	MEL56(N)	R404a	1 台		三菱電機	水冷ﾌﾞﾗｲﾝｽｸﾘｭｰﾁﾗｰ BCL-SP120E	60KW	1 台	
2	2号冷凍機	128	研究本館	B1F機械室２	三菱電機	水冷ﾌﾞﾗｲﾝｽｸﾘｭｰﾁﾗｰ BCL-SP120E	480.2KW	AC3φ 200V	60KW	ｽﾀｰﾃﾞﾙﾀ	半密閉ｽｸﾘｭ式	MEL56(N)	R404a	1 台		三菱電機	水冷ﾌﾞﾗｲﾝｽｸﾘｭｰﾁﾗｰ BCL-SP120E	60KW	1 台	
3	RA-1	134	２号館	2F機械室	ｺﾍﾞﾙｺ（神戸製鋼）	INVｽｸﾘｭｰ冷凍機 HEM100RⅡ	351.6kW	AC3φ 200V	64.5KW	ｲﾝﾊﾞｰﾀ	半密閉ｽｸﾘｭ式	－	HFC407E	1 台		ｺﾍﾞﾙｺ（神戸製鋼）	INVｽｸﾘｭｰ冷凍機 HEM100RⅡ	55KW	1 台	
4	RR-1	140	３号館	B2F熱源機械室	ﾀﾞｲｷﾝ工業	水冷ﾁﾘﾝｸﾞﾕﾆｯﾄ UWD4000DA5CR	312.5kW	AC3φ 200V	45×2KW	ｽﾀｰﾃﾞﾙﾀ	半密閉式	FVC68D	R-134a	1 台		ﾀﾞｲｷﾝ工業	水冷ﾁﾘﾝｸﾞﾕﾆｯﾄ UWD4000DA5CR	90kW	1 台	
5	RR-2	140	３号館	B2F熱源機械室	ﾔｼﾏ・ｴｺ・ｼｽﾃﾑｽﾞ（日立ｱﾌﾟﾗｲｱﾝｽ）	水冷ｽｸﾘｭｰﾁﾗｰ RCUP1320WZ3B×1 RCUP1320WZ3B-S×2	116.7×3kW	AC3φ 200V	30+22×2KW	ｽﾀｰﾃﾞﾙﾀ	半密閉式	－	R-407C	1 台		日立製作所	水冷ｽｸﾘｭｰﾁﾗｰ RCUP1320WZ3B	104KW	1 台	
計														5 台					5 台	

【３．機械】―２　冷熱源機器

（２）空冷熱源ヒートポンプユニット

No.	記号（又は摘要）	設置場所			仕様								メーカー	数量	備考
		棟番号	建物名	場所	型式	冷房能力	電源	主電動機容量	起動方式	圧縮機	潤滑油	冷媒			
1	3･4･5号冷凍機	128	研究本館	RF	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾁﾗｰ CAHV-P1180A2-B5	冷111.3kW 暖107.1KW	AC3φ 200V	26.8 KW	ｽﾀｰﾃﾞﾙﾀ	全密閉式	ｴｽﾃﾙ油	R-410A	三菱電機	3 台	冷温
2	6号冷凍機	97	４号館	屋外	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾁﾗｰ RHUP3550AHZB	315kW	AC3φ 200V	30×2 KW	ｽﾀｰﾃﾞﾙﾀ	半密閉ｽｸﾘｭｰ式	ﾌﾚｵｰﾙ UX300	R407C	ﾔﾏ･ｴｺ･ｼｽﾃﾑｽﾞ（日立ｱﾌﾟﾗｲｱﾝｽ）	1 台	冷温
3	7号冷凍機	105	機械室	屋外	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾁﾗｰ CAH-50J	137KW	AC3φ 200V	37KW	ｽﾀｰﾃﾞﾙﾀ	半密閉式	ｽﾆｿ 4GS	R-22	三菱電機	1 台	冷温
4	9号冷凍機	123	５号館	RF	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾁﾗｰ UWYP750ACR	67KW	AC3φ 200V	22.5KW	ｽﾀｰﾃﾞﾙﾀ	半密閉式	ｽﾆｿ 4GS	R407C	ダイキン工業	1 台	冷温
6	RR-1	134	２号館	屋外	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾁﾗｰ RUA-TBP0903HLK	269KW	AC3φ 200V	7.5×9 KW	直入（順次）	全密閉ｽｸﾛｰﾙ式	3MAW POE	R-410A	東芝ｷｬﾘｱ	2 台	温
7	MC-IF-1～8	147	量子ｾｷｭﾘﾃｨ・協創棟	屋外	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾁﾗｰ CAHV-MP1500VB-P	150KW	AC3φ 400V	9.2×4 KW	ｲﾝﾊﾞｰﾀ	全密閉ｽｸﾛｰﾙ式	ｴｽﾃﾙ油	R-32	三菱電機	8 台	冷温
8	RR-TF-1	140	３号館	RF	空冷式ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾁﾗｰ RHGP1180AVPB	118KW	AC3Φ 200V	7.0kWx 4	直入（INV内蔵）	28kW	FW68H	R32	日立ｸﾞﾛｰﾊﾞﾙﾗｲﾌｿﾘｭｰｼｮﾝｽﾞ	1 台	
9	RR-TF-2	140	３号館	RF	空冷式ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾁﾗｰ RHGP1180AVPB	118KW	AC3Φ 200V	7.0kWx 4	直入（INV内蔵）	28kW	FW68H	R32	日立ｸﾞﾛｰﾊﾞﾙﾗｲﾌｿﾘｭｰｼｮﾝｽﾞ	1 台	
計														18 台	

※111棟屋外空冷ヒートポンプチラー及び130棟RF空冷ヒートポンプチラーは本業務の保守点検対象外

【３．機械】―２　冷熱源機器

（３）直だき吸収冷温水機

No.	記号（又は摘要）	設置場所			仕様									メーカー	数量	備考
		棟番号	建物名	場所	型式	冷凍能力	加熱能力	冷水量	温水量	冷却水量	ガス消費量		電源			
											冷房時	暖房時				
1	RB-1	134	２号館	1F熱源機械室	直炊き吸収冷温水機(二重効用) CH-MGC100	352kW	294 kW	1,000 L/min	840 L/min	1,710 L/min	24 Nm3/h	28 Nm3/h	AC3φ 200V 6.0kVA	テクノ矢崎	２台	
2	RB-1	140	３号館	B2F熱源機械室	直炊き吸収冷温水機(二重効用) ΣTEG-150XN5C	422kW	291 kW	870 L/min	870 L/min	1,630 L/min	30 Nm3/h	28 Nm3/h	AC3φ 200V 5.0kVA	川重冷熱工業	１台	
計															３台	

【３．機械】―２　冷熱源機器

（４）空冷ヒートポンプ式パッケージ形空気調和器（個別空調）

No.	記号（図面上）	設置場所				仕様						室外機仕様（フロン排出抑制法関係）				
		棟番号	建物名	部屋番号・居室名		メーカー	型式	型番	圧縮機	室内機台数	備考	メーカー	圧縮機型式	圧縮機容量	室外機ユニット台数	備 考
1	AC-1-1	97	４号館	104	1F図書管理室	日立	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	RPC-AP140K	5.56 kw	1 台	室外機	日立	RAS-AP280GSR	5.6 kw	1 台	104
2	AC-1-1	97	４号館	104	1F図書管理室	日立	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	RPC-AP140K		1 台						
2	AC-1-1	97	４号館	202b	2F医務室	日立	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	RPC-AP140K	5.56 kw	1 台		日立	RAS-AP280GSR	5.6 kw	1 台	202b
3	AC-1-1	97	４号館	202a	2F資料整理室	日立	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	RPC-AP140K		1 台						
3	AC-1-1	97	４号館	204	2F宇宙通信ｼｽﾃﾑ研究室居室	日立	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	RPC-AP140K	6 kw	1 台		日立	RAS-AP280GSR	6 kw	1 台	204
4	AC-1-1	97	４号館	206	2F宇宙通信ｼｽﾃﾑ研究室居室	日立	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	RPC-AP140K		1 台						
4	AC-1-1	97	４号館	302	3Fﾜｲﾔﾚｽﾈｯﾄﾜｰｸ研究ｾﾝﾀｰ企画室居室	日立	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	RPC-AP140K	6 kw	1 台		日立	RAS-AP280GSR	6 kw	1 台	302
5	AC-1-1	97	４号館	302	3Fﾜｲﾔﾚｽﾈｯﾄﾜｰｸ研究ｾﾝﾀｰ企画室居室	日立	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	RPC-AP140K		1 台						
5	AC-1-1	97	４号館	304	3F宇宙通信ｼｽﾃﾑ研究室居室	日立	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	RPC-AP140K	6 kw	1 台		日立	RAS-AP280GSR	6 kw	1 台	304
6	AC-1-1	97	４号館	306	3F宇宙通信ｼｽﾃﾑ研究室居室	日立	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	RPC-AP140K		1 台						
6	AC-1-1	97	４号館	402	4F宇宙通信ｼｽﾃﾑ研究室居室	日立	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	RPC-AP140K	6 kw	1 台		日立	RAS-AP280GSR	6 kw	1 台	402
7	AC-1-1	97	４号館	402	4F宇宙通信ｼｽﾃﾑ研究室居室	日立	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	RPC-AP140K		1 台						

【３．機械】―２　冷熱源機器

（４）空冷ヒートポンプ式パッケージ形空気調和器（個別空調）

No.	記号（図面上）	設置場所				仕様						室外機仕様(フロン排出抑制法関係)				
		棟番号	建物名	部屋番号･居室名		メーカー	型式	型番	圧縮機	室内機台数	備考	メーカー	圧縮機型式	圧縮機容量	室外機ユニット台数	備 考
7	AC-1-1	97	４号館	404	4F宇宙通信ｼｽﾃﾑ研究室居室	日立	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	RPC-AP140K	6 kw	1 台		日立	RAS-AP280GSR	6 kw	1 台	404
8	AC-1-1	97	４号館	404	4F宇宙通信ｼｽﾃﾑ研究室居室	日立	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	RPC-AP140K		1 台						
8	AC-2-1	97	４号館	102	1F書庫・図書閲覧室	日立	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	RPC-AP112K	5 kw	2 台		日立	RAS-AP224GSR	5 kw	1 台	102
9	AC-2-1	97	４号館	301	3F宇宙通信ｼｽﾃﾑ研究室実験室	日立	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	RPC-AP112K	5 kw	1 台		日立	RAS-AP224GSR	5 kw	1 台	301
9	AC-2-1	97	４号館	301	3F宇宙通信ｼｽﾃﾑ研究室実験室	日立	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	RPC-AP112K		1 台						
10	AC-2-1	97	４号館	401	4F宇宙通信ｼｽﾃﾑ研究室実験室	日立	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	RPC-AP112K	3 kw	2 台		日立	RAS-AP224GSR	3 kw	1 台	401
10	AC-2-1	97	４号館	401	4F宇宙通信ｼｽﾃﾑ研究室実験室	日立	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	RPC-AP140K		1 台						
11	AC-3-1	97	４号館	106	1F労働組合事務室	日立	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	RPC-AP71K	3 kw	1 台		日立	RAS-NP140FSR1	3 kw	1 台	106
11	AC-3-1	97	４号館	106	1F労働組合事務室	日立	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	RPC-AP71K		1 台						
12	AC-4	97	４号館	208	2F宇宙通信ｼｽﾃﾑ研究室居室	日立	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	RAS-AP140K	2.5 kw	1 台		日立	RAS-AP140HVM1	2.5 kw	1 台	208
12	AC-4	97	４号館	308	3F宇宙通信ｼｽﾃﾑ研究室居室	日立	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	RAS-AP140K	2.5 kw	1 台		日立	RAS-AP140HVM1	2.5 kw	1 台	308
13	AC-4	97	４号館	401	4F宇宙通信ｼｽﾃﾑ研究室実験室	日立	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	RAS-AP140K	2.5 kw	1 台						

【３．機械】―２　冷熱源機器

（４）空冷ヒートポンプ式パッケージ形空気調和器（個別空調）

No.	記号（図面上）	設置場所				仕様						室外機仕様(フロン排出抑制法関係)				
		棟番号	建物名	部屋番号･居室名		メーカー	型式	型番	圧縮機	室内機台数	備考	メーカー	圧縮機型式	圧縮機容量	室外機ユニット台数	備 考
13	AC-4	97	４号館	406	4F宇宙通信ｼｽﾃﾑ研究室居室	日立	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	RAS-AP140K	2.5 kw	1 台		日立	RAS-AP140HVM1	2.5 kw	1 台	406
14	AC-5	97	４号館	114	1F展示室	日立	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	RAS-AP160K	2.5 kw	1 台		日立	RAS-AP160HVM1	2.5 kw	1 台	114
14	AC-8	97	４号館	303a	3Fテレビ会議室	日立	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	RAS-AP160K	2.5 kw	1 台		日立	RAS-AP160HVM1	2.5 kw	1 台	303a
15	AC-8	97	４号館	303b	3F宇宙通信ｼｽﾃﾑ研究室実験室	日立	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	RAS-AP160K	2.5 kw	1 台		日立	RAS-AP160HVM1	2.5 kw	1 台	303b
15	AC-8	97	４号館	403	4F宇宙通信ｼｽﾃﾑ研究室実験室	日立	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	RAS-AP160K	2.5 kw	1 台		日立	RAS-AP160HVM1	2.5 kw	1 台	403
16	AC-8	97	４号館	405a	4F宇宙通信ｼｽﾃﾑ研究室実験室	日立	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	RAS-AP160K	2.5 kw	1 台		日立	RAS-AP160HVM1	2.5 kw	1 台	405a
16	ACR-1	97	４号館	101	1F書庫	日立	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	RCB-AP140K	16.7 kw	4 台		日立	RAS-AP690GSR	16.7 kw	1 台	101室
17	ACR-2-1	97	４号館	201	2Fシステム書庫	日立	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	RCB-AP90K	9 kw	3 台		日立	RAS-AP400GSR	9 kw	1 台	201室
17	ACR-3	97	４号館	203	2F古書倉庫	日立	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	RCB-AP112K	1.8 kw	1 台		日立	RAS-AP400GSR	1.8 kw	1 台	203
18	AC-101-1	97	４号館	112	1F C2センター資料室	三菱	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	PCFY-P71KMG6	3.8 kw	1 台		三菱	PUSY-P140MH2	3.8 kw	1 台	112
18	AC-101-2	97	４号館	110	1F閲覧室	三菱	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	PCFY-P56KMG6		1 台						
19	AC-6-1	97	４号館	-	2Fホワイエ(5号館との渡り廊下前空間)	ダイキン	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	FHYP112P	1.8 kw	1 台		ダイキン	RZYP112H9	1.8 kw	1 台	ホワイエ、喫煙室

（４）空冷ヒートポンプ式パッケージ形空気調和器（個別空調）

No.	記号（図面上）	設置場所				仕様						室外機仕様（フロン排出抑制法関係）				
		棟番号	建物名	部屋番号・居室名		メーカー	型式	型番	圧縮機	室内機台数	備考	メーカー	圧縮機型式	圧縮機容量	室外機ユニット台数	備 考
19	AC-6-2	97	４号館	215	2F喫煙室	ダイキン	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	FHYP112P	－kw	１台						
20	AC-7	97	４号館	305	3F映写室，調整室	ダイキン	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	PC-RP140KA14	3 kw	１台		ダイキン	PUZERMP140LA6	3 kw	１台	305
20	ACP-1-1	123	５号館	－	1Fロビー階段西側空間	ダイキン	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	FXYLMP36MB	9.4 kw	６台		ダイキン	RQYP400DAR	9.4 kw	１台	企画室，ロビー，112室
21	ACP-1-2	123	５号館	112	1F展示室	日立	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	RAS-AP160K		１台						
21	ACP-1-3	123	５号館	－	1Fロビー	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	FXYSP36MB		１台						
22	ACP-2-1	123	５号館	105c	1Fﾌｫﾄﾆｯｸﾈｯﾄﾜｰｸ研究室実験室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	FXYCP45MB	10.1 kw	１台		ダイキン	RQYP450DAR	10.1 kw	１台	102，104，105，106室
22	ACP-2-2	123	５号館	105b	1Fﾌｫﾄﾆｯｸﾈｯﾄﾜｰｸ研究室実験室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	FXYCP28MB		２台						
23	ACP-2-3	123	５号館	105a	1F保守員控室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	FXYCP28MB		１台						
23	ACP-2-4	123	５号館	102a，102b	1Fﾌｫﾄﾆｯｸﾈｯﾄﾜｰｸ研究室居室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	FXYCP45MB		１台						
24	ACP-2-4	123	５号館	104	1Fﾌｫﾄﾆｯｸﾈｯﾄﾜｰｸ研究室居室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	FXYCP45MB		１台						
24	ACP-2-5	123	５号館	106，108	1Fﾌｫﾄﾆｯｸﾈｯﾄﾜｰｸ研究室居室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	FXYCP45MB		４台						

【３．機械】―２　冷熱源機器

（４）空冷ヒートポンプ式パッケージ形空気調和器（個別空調）

No.	記号（図面上）	設置場所				仕様						室外機仕様（フロン排出抑制法関係）				
		棟番号	建物名	部屋番号・居室名		メーカー	型式	型番	圧縮機	室内機台数	備考	メーカー	圧縮機型式	圧縮機容量	室外機ユニット台数	備 考
25	ACP-3-1	123	５号館	211	2F会議室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	FXYCP45MB	12.5 kw	2 台		ダイキン	RQYP335DAR,RQYP224DA（RQYP560DA）	12.5 kw	1 台	202,204,206,208,211室
25	ACP-3-2	123	５号館	202	2Fﾈｯﾄﾜｰｸｱｰｷﾃｸﾁｬ研究室居室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	FXYCP56MB		2 台						
26	ACP-3-3	123	５号館	204	2Fﾈｯﾄﾜｰｸｱｰｷﾃｸﾁｬ研究室居室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	FXYCP56MB		2 台						
26	ACP-3-3	123	５号館	206,208	2Fﾈｯﾄﾜｰｸｱｰｷﾃｸﾁｬ研究室居室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	FXYCP56MB		2 台						
27	ACP-3-4	123	５号館	206,208	2Fﾈｯﾄﾜｰｸｱｰｷﾃｸﾁｬ研究室居室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	FXYCP45MB		2 台						
27	ACP-4-1	123	５号館	-	2Fホール（ELV前空間）	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	FXYCP90MB	10.1 kw	1 台		ダイキン	RQYP450DAR	10.1 kw	1 台	2Fホール・談話室・渡廊下
28	ACP-4-2	123	５号館	215	2F談話室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	FXYCP45MB		1 台						
28	ACP-4-3	123	５号館	-	2F渡り廊下	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	FXYCP45MJ		2 台						
29	ACP-5-1	123	５号館	302	3Fｻｲﾊﾞｰｾｷｭﾘﾃｨ研究室居室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	FXYCP56MB	10.9 kw	2 台		ダイキン	RQYP500DAR	10.9 kw	1 台	302,304,402室
29	ACP-5-2	123	５号館	304	3Fｻｲﾊﾞｰｾｷｭﾘﾃｨ研究室居室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	FXYCP56MB		2 台						
30	ACP-5-3	123	５号館	402	4Fｻｲﾊﾞｰｾｷｭﾘﾃｨ研究室居室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	FXYCP56MB		4 台						

【３．機械】―２　冷熱源機器

（４）空冷ヒートポンプ式パッケージ形空気調和器（個別空調）

No.	記号（図面上）	設置場所				仕様						室外機仕様（フロン排出抑制法関係）				
		棟番号	建物名	部屋番号・居室名		メーカー	型式	型番	圧縮機	室内機台数	備考	メーカー	圧縮機型式	圧縮機容量	室外機ユニット台数	備 考
30	ACP-6-1	123	５号館	402	4Fｻｲﾊﾞｰｾｷｭﾘﾃｨ研究室居室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	FXYCP56MB	7.4 kw	2 台						RQYP335DAR
31	ACP-6-2	123	５号館	406b,408	4Fｻｲﾊﾞｰｾｷｭﾘﾃｨ研究室居室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	FXYCP56MB		1 台						
31	ACP-6-3	123	５号館	406b	4Fｻｲﾊﾞｰｾｷｭﾘﾃｨ研究室居室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	FXYCP56MB		2 台						
32	ACP-7-1	123	５号館	310a,310b	3Fｻｲﾊﾞｰｾｷｭﾘﾃｨ研究室居室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	FXYCP45MB	6.4 kw	3 台						RQYP280DA
32	ACP-7-2	123	５号館	312	3F nicter居室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	FXYCP71MB		2 台						
33	ACP-8-1	123	５号館	-	3Fホール（ELV前空間）	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	FXYCP90MB	10.1 kw	1 台		ダイキン	RQYP450DAR	10.1 kw	1 台	313,413室
33	ACP-8-2	123	５号館	313	3F談話室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	FXYCP45MB		1 台						
34	ACP-8-3	123	５号館	314	3Fコピー室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	FXYCP36MB		1 台						
34	ACP-8-4	123	５号館	-	4Fホール（ELV前空間）	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	FXYCP90MB		1 台						
35	ACP-8-5	123	５号館	413	4F談話室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	FXYCP45MB		1 台						
35	ACP-8-6	123	５号館	413	4F談話室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	FXYCP36MB		1 台						
36	ACP-9	123	５号館	107,109	1Fﾌｫﾄﾆｯｸﾈｯﾄﾜｰｸ研究室実験室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	FXYCP36MB	10.1 kw	12 台		ダイキン	RQYP450DAR	10.1 kw	1 台	107,109室

【３．機械】―２　冷熱源機器

（４）空冷ヒートポンプ式パッケージ形空気調和器（個別空調）

No.	記号（図面上）	設置場所				仕様						室外機仕様（フロン排出抑制法関係）				
		棟番号	建物名	部屋番号・居室名		メーカー	型式	型番	圧縮機	室内機台数	備考	メーカー	圧縮機型式	圧縮機容量	室外機ユニット台数	備 考
36	ACP-10	123	５号館	201, 203, 205	2Fﾈｯﾄﾜｰｸｱｰｷﾃｸﾁｬ研究室実験室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	FXYCP56MB	12.5 kw	9 台		ダイキン	RQYP335DA, RQYP224DAR（RQYP560DA）	12.5 kw	1 台	201, 203, 205ab室
37	ACP-11	123	５号館	201, 203, 205	2Fﾈｯﾄﾜｰｸｱｰｷﾃｸﾁｬ研究室実験室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	FXYWP224MC	16.8 kw	3 台		ダイキン	RQYP400DAR, RQYP335DA（RQYP730DA）	16.8 kw	1 台	201, 203, 205室
37	ACP-12	123	５号館	303b, 307, 309	3Fｻｲﾊﾞｰｾｷｭﾘﾃｨ研究室居室、実験室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	FXYCP45MB	3.1 kw	9 台		ダイキン	RQYP335DAR, RQYP224DA（RQYP160DA）	12.5 kw	1 台	102a, 102b, 104, 105a, 105b, 106室
38	ACP-13	123	５号館	303b, 305, 307, 309	3Fｻｲﾊﾞｰｾｷｭﾘﾃｨ研究室居室、実験室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	FXYWP280MC	12.5 kw	4 台		ダイキン	RQYP335DA, RQYP224DA（RQYP560DA）			303a, 305, 307, 309室
38	ACP-14	123	５号館	212	2F空調機械室	ダイキン	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ床置	FXYWP224MC	5.1 kw	1 台		ダイキン				RQYP224DA
39	ACP-15	123	５号館	305	3Fｻｲﾊﾞｰｾｷｭﾘﾃｨ研究所実験室	ダイキン	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	FXYCP80MB	6.4 kw	1 台		ダイキン				RQTP280DA
39	ACP-16-1	123	５号館	410	4Fﾕﾆﾊﾞｰｻﾙｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ研究所総合企画室居室	ダイキン	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	FXYCP56MB	6.4 kw	2 台		ダイキン				RQYP280DA
40	ACP-16-2	123	５号館	412a, 412b	4Fﾕﾆﾊﾞｰｻﾙｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ研究所総合企画室、主席研究員居室	ダイキン	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	FXYCP71MB		2 台						
40	ACP-21	123	５号館	108	1Fﾌｫﾄﾆｯｸﾈｯﾄﾜｰｸ研究室研究室	ﾀﾞｲｷﾝ	天井ｶｾｯﾄ　冷房専用	SZRC112BA	1.95 kw	1 台		ダイキン	SZRC112B	1.95 kw	1 台	108
41	ACP-28	123	５号館	―	1Fロビー							ダイキン	室内機SRYP-224AAR	5.5 kw	1 台	1Fロビー

（４）空冷ヒートポンプ式パッケージ形空気調和器（個別空調）

No.	記号（図面上）	設置場所				仕様						室外機仕様(フロン排出抑制法関係)				
		棟番号	建物名	部屋番号･居室名		メーカー	型式	型番	圧縮機	室内機台数	備考	メーカー	圧縮機型式	圧縮機容量	室外機ユニット台数	備 考
41	ACP-30	123	５号館	305	3Fｻｲﾊﾞｰｾｷｭﾘﾃｨ研究所実験室	ﾀﾞｲｷﾝ	床置　空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	FZYCP560MR	12.4 kW	1 台						
42	ACP-S1	123	５号館	108	1Fﾌｫﾄﾆｯｸﾈｯﾄﾜｰｸ研究室研究室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	SZRG80BT	1.53 kw	1 台		ダイキン	RZRP-80BAT	1.53 kw	1 台	108
42	ACP-S2	123	５号館	213	2F R&Dｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞｰ室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	SZRG80BT	1.53 kw	1 台		ダイキン	RZRP80BANT	1.53 kw	1 台	213
43	ACP-S3	123	５号館	311	3Fｾｷｭﾘﾃｨ基盤研究室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	SZRG112B	1.95 kw	1 台		ダイキン	RZRP112BA	2.4 kw	1 台	311
43	ACP-S4	123	５号館	411	4Fｻｲﾊﾞｰｾｷｭﾘﾃｨ研究室居室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	SZRG112B	1.95 kw	1 台		ダイキン	RXYCP450G	1.95 kw	1 台	411
44	ACP-S5	123	５号館	305	3Fｻｲﾊﾞｰｾｷｭﾘﾃｨ研究所実験室	サンヨー	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	SPW-SSCHRVP160B	3 kw	2 台		サンヨー	SPW-CHRVP160B	3.0 kw	1 台	305
44	ACP-S6	123	５号館	305	3Fｻｲﾊﾞｰｾｷｭﾘﾃｨ研究所実験室	サンヨー	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	SPW-BDCHVP140B1	2.5 kw	1 台		サンヨー	SPW-CHRVP140B1	2.5 kw	1 台	305
45	ACP-S7	123	５号館	207	2Fﾃｽﾄﾍﾞｯﾄﾞ研究開発運用室実験室・居室	サンヨー	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	SPW-CHRVP140B	2.5 kw	1 台		ダイキン	SPW-CHRVP140B	2.5 kw	1 台	207
45	ACP-S8	123	５号館	405	4Fビッグデータ利活用研究室実験室	日立	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	RAS-AP160HVM1	2.5 kw	1 台		日立	RAS-AP160HVM1	2.5 kw	1 台	405
46	ACP-S9	123	５号館	307	3Fｻｲﾊﾞｰｾｷｭﾘﾃｨ研究所実験室	サンヨー	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	RP224BA	3.44 kw	1 台						
46	ACP-S10	123	５号館	308	3Fｻｲﾊﾞｰｾｷｭﾘﾃｨｰ研究室居室	サンヨー	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	SPW-CHRVP80A1	1.5 kw	1 台		サンヨー	SPW-CHRVP80A1	1.5 kw	1 台	308
47	ACP-S11	123	５号館	205	2Fﾈｯﾄﾜｰｸｱｰｷﾃｸﾁｬ研究室実験室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	RYP140L	3.75 kw	1 台		ダイキン	RYP-140L	3.75 kw	1 台	205

【３．機械】―２　冷熱源機器

（４）空冷ヒートポンプ式パッケージ形空気調和器（個別空調）

No.	記号（図面上）	設置場所				仕様						室外機仕様（フロン排出抑制法関係）				
		棟番号	建物名	部屋番号・居室名		メーカー	型式	型番	圧縮機	室内機台数	備考	メーカー	圧縮機型式	圧縮機容量	室外機ユニット台数	備 考
47	ACP-S12	123	５号館	307	3Fｻｲﾊﾞｰｾｷｭﾘﾃｨ研究所実験室	サンヨー	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	RZYP45HV	3.1 kw	1 台						
48	ACP-1-1	123	５号館	307	3Fｻｲﾊﾞｰｾｷｭﾘﾃｨ研究所実験室	ダイキン	床置空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	RZYCP450G	9.8 kw	1 台						
48	ACP-1-2	123	５号館	307	3Fｻｲﾊﾞｰｾｷｭﾘﾃｨ研究所実験室	ダイキン	床置空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	RZYCP450G	9.8 kw	1 台						
49	ACP-1-3	123	５号館	307	3Fｻｲﾊﾞｰｾｷｭﾘﾃｨ研究所実験室	ダイキン	床置空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	RZYCP450G	9.8 kw	1 台						
49	ACP-1-4	123	５号館	307	3Fｻｲﾊﾞｰｾｷｭﾘﾃｨ研究所実験室	ダイキン	床置空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	RZYCP450G	9.8 kw	1 台						
50	ACP-1-5	123	５号館	307	3Fｻｲﾊﾞｰｾｷｭﾘﾃｨ研究所実験室	ダイキン	床置空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	RZYCP450G	9.8 kw	1 台						
50	3ACP-1-1	123	５号館	207,209b	2Fﾃｽﾄﾍﾞｯﾄﾞ研究開発運用室実験室・居室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	FXYCP112C	10.6 kw	2 台		ダイキン	RQYP140BA,RQYP180BAR,RQEP180BAR（RQCEP500BA）	10.6 kw	1 台	207,209b室
51	3ACP-1-2	123	５号館	207	2Fﾃｽﾄﾍﾞｯﾄﾞ研究開発運用室実験室・居室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	FXYCP112C		2 台						
51	3ACP-1-4	123	５号館	207	2Fﾃｽﾄﾍﾞｯﾄﾞ研究開発運用室実験室・居室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	FXYCP28C		1 台						
52	3ACP-2-1	123	５号館	301	3Fｾｷｭﾘﾃｨ基盤研究室居室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	FXYWP140MC	9.8 kw	1 台		ダイキン	RQEP140BAR,RQEP180BAR,RQEP180BAR（RQCEP450BA）	9.8 kw	1 台	301

（４）空冷ヒートポンプ式パッケージ形空気調和器（個別空調）

No.	記号（図面上）	設置場所				仕様						室外機仕様（フロン排出抑制法関係）				
		棟番号	建物名	部屋番号・居室名		メーカー	型式	型番	圧縮機	室内機台数	備考	メーカー	圧縮機型式	圧縮機容量	室外機ユニット台数	備 考
52	3ACP-2-2	123	５号館	301	3Fｾｷｭﾘﾃｨ基盤研究室居室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	FXYCP140C		2 台						
53	3ACP-3-1	123	５号館	403	4F情報利活用基盤総合実験室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	FXYFP56MJ	6 kw	2 台		ダイキン	RQEP140BAR,RQEP140BAR（RQEP280BA）	6 kw	1 台	401,403,405室
53	3ACP-3-2	123	５号館	401	4Fｿｰｼｬﾙｲﾉﾍﾞｰｼｮﾝﾕﾆｯﾄ居室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	FXYFP56MJ		1 台						
54	3ACP-3-3	123	５号館	405	4Fﾋﾞｯｸﾞﾃﾞｰﾀ利活用研究室実験室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	FXYFP71MJ		1 台						
54	3ACP-3-4	123	５号館	405	4Fﾋﾞｯｸﾞﾃﾞｰﾀ利活用研究室実験室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	FXYFP45MJ		1 台						
55	ACP-30	123	５号館	305	3Fｻｲﾊﾞｰｾｷｭﾘﾃｨ研究所実験室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	FVYCP560M	12.4 kW	1 台		ダイキン	RXYCP560CA	12.4 kw	1 台	305
55	展示室	123	５号館	112	1F展示室内北側	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	FHYKP80C	2.11 kw	1 台		ダイキン	RYP80L	2.11 kw	1 台	112
56	ACP-R5	123	５号館	404,406	4Fｻｲﾊﾞｰｾｷｭﾘﾃｨ研究所総合企画室居室	三菱	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	PLFY-P56LM-E2	6.7 kw	3 台		三菱電機	PUHY-P280CM-E2		1 台	
56	ACP-401A	123	５号館	401a	4Fｿｰｼｬﾙｲﾉﾍﾞｰｼｮﾝﾕﾆｯﾄ居室	三菱	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ		6 kw	1 台		三菱電機	PUD-P280CM-E	6.0 kw	1 台	401a
57	ACP-401B	123	５号館	401b	4Fｿｰｼｬﾙｲﾉﾍﾞｰｼｮﾝﾕﾆｯﾄ居室	三菱	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ		6 kw	1 台		三菱電機	PUD-P280CM-E	6.0 kw	1 台	401b
57	ACP-R16	123	５号館	―	1F～4Fサーバー室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	RSXYP160P	3.3 kw	4 台		ダイキン	RSXYP160P	3.3 kw	1 台	

（４）空冷ヒートポンプ式パッケージ形空気調和器（個別空調）

No.	記号（図面上）	設置場所				仕様						室外機仕様（フロン排出抑制法関係）				
		棟番号	建物名	部屋番号・居室名		メーカー	型式	型番	圧縮機	室内機台数	備考	メーカー	圧縮機型式	圧縮機容量	室外機ユニット台数	備 考
58	ACP-1-1	123	５号館	307	3Fｻｲﾊﾞｰｾｷｭﾘﾃｨ研究所実験室（床置き）	―	―	―	―	―	研究室設置（実験用）で保守定期点検対象外（フロン排出抑制法点検のみ対象とする）	ダイキン	RZYCP450G	9.8 kw	1 台	307
58	ACP-1-2	123	５号館	307	3Fｻｲﾊﾞｰｾｷｭﾘﾃｨ研究所実験室（床置き）	―	―	―	―	―	研究室設置（実験用）で保守定期点検対象外（フロン排出抑制法点検のみ対象とする）	ダイキン	RZYCP450G	9.8 kw	1 台	307
59	ACP-1-3	123	５号館	307	3Fｻｲﾊﾞｰｾｷｭﾘﾃｨ研究所実験室（床置き）	―	―	―	―	―	研究室設置（実験用）で保守定期点検対象外（フロン排出抑制法点検のみ対象とする）	ダイキン	RZYCP450G	9.8 kw	1 台	307
59	ACP-1-4	123	５号館	307	3Fｻｲﾊﾞｰｾｷｭﾘﾃｨ研究所実験室（床置き）	―	―	―	―	―	研究室設置（実験用）で保守定期点検対象外（フロン排出抑制法点検のみ対象とする）	ダイキン	RZYCP450G	9.8 kw	1 台	307

（４）空冷ヒートポンプ式パッケージ形空気調和器（個別空調）

No.	記号（図面上）	設置場所				仕様						室外機仕様（フロン排出抑制法関係）				
		棟番号	建物名	部屋番号・居室名		メーカー	型式	型番	圧縮機	室内機台数	備考	メーカー	圧縮機型式	圧縮機容量	室外機ユニット台数	備 考
60	ACP-1-5	123	５号館	307	3Fｻｲﾊﾞｰｾｷｭﾘﾃｨ研究所実験室（床置き）	―	―	―	―	―	研究室設置（実験用）で保守定期点検対象外（フロン排出抑制法点検のみ対象とする）	ダイキン	RZYCP450G	9.8 kw	1 台	307
60	ACP-22	123	５号館	R101	5F機械室（ｲﾝﾀｰﾈｯﾄｱﾌﾟﾘｹｰｼｮﾝG実験401，401b系統）	―	冷房能力40kW 暖房能力45kW 風量6640㎥/h 主な機器容量4kW		12.9 kW	1 台						
61	ACP-23	123	５号館	R101	5F機械室（ｲﾝﾀｰﾈｯﾄｱﾌﾟﾘｹｰｼｮﾝG実験室403系統）	―	冷房能力50kW 暖房能力56kW 風量8500㎥/h 主な機器容量6kW		13.2 kW	1 台						
61	ACP-24	123	５号館	R101	5F機械室（ｾｷｭﾘﾃｨ基礎G危機管理研究施設407，409系統）	―	冷房能力50kW 暖房能力50kW 風量8500㎥/h 主な機器容量6kW		13.2 kW	1 台						
62	ACP-25(冷専)	123	５号館	R101	5F機械室（ｾｷｭﾘﾃｨ基礎G危機管理研究施設系統）	―	冷房能力50kW 暖房能力50kW 風量8500㎥/h 主な機器容量2kW		13.2 kW	1 台						
62	ACP-28	123	５号館	R101	5F機械室（１Fロビー・廊下系統）	―	冷房能力11.7kW 暖房能力16.6kW 風量2040㎥/h 主な機器容量2kW			1 台						
63	ACP-1-1	127	６号館	112a	1Fリフレッシュルーム	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ天井ｶｾｯﾄ4方向	FXYFP90KC	9.4 kw	1 台		ダイキン	RQUP224DAR，RQUP224DAR（RQUP450DA）	9.4 kw	1 台	1F～4Fリフレッシュルーム

（４）空冷ヒートポンプ式パッケージ形空気調和器（個別空調）

No.	記号（図面上）	設置場所				仕様						室外機仕様（フロン排出抑制法関係）				
		棟番号	建物名	部屋番号・居室名		メーカー	型式	型番	圧縮機	室内機台数	備考	メーカー	圧縮機型式	圧縮機容量	室外機ユニット台数	備 考
63	ACP-1-2	127	6 号館	211	2Fリフレッシュルーム	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ天井ｶｾｯﾄ4方向	FXYFP90KC		1 台						
64	ACP-1-3	127	6 号館	311	3Fリフレッシュルーム	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ天井ｶｾｯﾄ4方向	FXYFP90KC		1 台						
64	ACP-1-4	127	6 号館	411	4Fリフレッシュルーム	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ天井ｶｾｯﾄ4方向	FXYFP90KC		1 台						
65	ACP-2-1	127	6 号館	—	1Fホール（エントランスホール）	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ天井隠蔽ﾀﾞｸﾄ	FXYMP280MB	18.1 kw	1 台		ダイキン	RQUP335DAR,RQUP280DAR,RQUP224DAR（RQUP850D）	18.1 kw	1 台	1Fホール
65	ACP-2-2	127	6 号館	—	1Fホール（エントランスホール）	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ天井隠蔽ﾀﾞｸﾄ	FXYMP280MB		1 台						
66	ACP-2-3	127	6 号館	—	1Fホール（エントランスホール）	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ天井隠蔽ﾀﾞｸﾄ	FXYMP280MB		1 台						
66	ACP-3-1	127	6 号館	—	2Fホール	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ天井ｶｾｯﾄ4方向	FXYFP160MJ	8.9 kw	1 台		ダイキン	RQUP400DAR	8.9 kw	1 台	2Fホール
67	ACP-3-2	127	6 号館	—	2Fホール	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ天井ｶｾｯﾄ4方向	FXYFP160MJ	kw	1 台						
67	ACP-4-1	127	6 号館	302	2F電磁波研究所総合企画室居室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ天井隠蔽両ﾀﾞｸﾄ形	FXYMP112C	10.6 kw	1 台		ダイキン	RQEP140BAR,RQEP180BAR,RQEP180BAR（RQEP500B）	10.6 kw	1 台	302ab・402
68	ACP-4-2	127	6 号館	302	2F電磁波研究所総合企画室居室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ天井隠蔽両ﾀﾞｸﾄ形	FXYMP112C	kw	1 台						

（４）空冷ヒートポンプ式パッケージ形空気調和器（個別空調）

No.	記号（図面上）	設置場所				仕様						室外機仕様（フロン排出抑制法関係）				
		棟番号	建物名	部屋番号・居室名		メーカー	型式	型番	圧縮機	室内機台数	備考	メーカー	圧縮機型式	圧縮機容量	室外機ユニット台数	備 考
68	ACP-4-3	127	6 号館	304	2F電磁波研究所総合企画室居室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ天井隠蔽両ﾀﾞｸﾄ形	FXYMP112C	kw	1 台						
69	ACP-4-4	127	6 号館	304	2F電磁波研究所総合企画室居室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ天井隠蔽両ﾀﾞｸﾄ形	FXYMP112C	kw	1 台						
69	ACP-4-5	127	6 号館	402	4F宇宙環境研究室居室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ天井隠蔽両ﾀﾞｸﾄ形	FXYMP140C	kw	1 台						
70	ACP-4-6	127	6 号館	402	4F宇宙環境研究室居室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ天井隠蔽両ﾀﾞｸﾄ形	FXYMP140C	kw	1 台						
70	ACP-4-7	127	6 号館	404a	4F宇宙環境研究室居室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ天井隠蔽両ﾀﾞｸﾄ形	FXYMP140C	kw	1 台						
71	ACP-4-8	127	6 号館	404b	4F宇宙環境研究室居室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ天井隠蔽両ﾀﾞｸﾄ形	FXYMP140C	kw	1 台						
71	ACP-5A-1	127	6 号館	102	1Fﾃﾞｼﾞﾀﾙ光基盤研究室居室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ床置隠蔽横形	FXYWP280MC	15.2 kw	1 台		ダイキン	RQEP180BAR,RQEP180BAR,RQEP180BAR（RQEP730BA）	11.4 kw	1 台	101・201室
72	ACP-5A-2	127	6 号館	202	2Fﾃﾞｼﾞﾀﾙ光基盤研究室居室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ床置隠蔽横形	FXYWP280MC	kw	1 台						
72	ACP-5A-3	127	6 号館	101	1Fﾃﾞｼﾞﾀﾙ光基盤研究室実験室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ床置隠蔽横形	FXYLMP36MB	kw	1 台						
73	ACP-5A-4	127	6 号館	101	1Fﾃﾞｼﾞﾀﾙ光基盤研究室実験室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ床置隠蔽横形	FXYLMP36MB	kw	1 台						
73	ACP-5A-5	127	6 号館	201	1Fﾃﾞｼﾞﾀﾙ光基盤研究室実験室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ床置隠蔽横形	FXYLMP36MB	kw	1 台						

（４）空冷ヒートポンプ式パッケージ形空気調和器（個別空調）

No.	記号（図面上）	設置場所				仕様						室外機仕様（フロン排出抑制法関係）				
		棟番号	建物名	部屋番号・居室名		メーカー	型式	型番	圧縮機	室内機台数	備考	メーカー	圧縮機型式	圧縮機容量	室外機ユニット台数	備 考
74	ACP-5A-6	127	6 号館	201	1Fﾃﾞｼﾞﾀﾙ光基盤研究室実験室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ床置隠蔽横形	FXYLMP36MB	kw	1 台						
74	ACP-5B-1	127	6 号館	301	3F電磁波研究所所長室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ床置隠蔽ﾀﾞｸﾄ形	FXYWP280MC	15.2 kw	1 台		ダイキン	RQEP180BAR, RQEP180BAR, RQEP180BAR, RQEP180BAR (RQEP730BA)	15.2 kw	1 台	301a・301b・401・402室
75	ACP-5B-2	127	6 号館	401	4F会議室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ床置隠蔽ﾀﾞｸﾄ形	FXYWP280MC	kw	1 台						
75	ACP-5B-3	127	6 号館	301a	3F倉庫	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ床置隠蔽横形	FXYLMP36MB	kw	1 台						
76	ACP-5B-4	127	6 号館	301b	電磁波計測研究ｾﾝﾀｰ・ｾﾝﾀｰ長室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ床置隠蔽横形	FXYLMP36MB	kw	1 台						
76	ACP-5B-5	127	6 号館	401a	4F会議室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ床置隠蔽横形	FXYLMP71MB	kw	1 台						
77	ACP-5B-6	127	6 号館	401b	4F会議室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ床置	FXYLMP71MB	kw	1 台						
77	ACP-6-1	127	6 号館	102	1Fﾃﾞｼﾞﾀﾙ光学基盤研究室居室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ床置隠蔽ﾀﾞｸﾄ形	FXYMP90KC	15.2 kw	1 台		ダイキン	RQEP180BAR, RQEP180BAR, RQEP180BAR, RQEP180BAR (RQEP730BA)	15.2 kw	1 台	102・202・306・406室
78	ACP-6-2	127	6 号館	102	1Fﾃﾞｼﾞﾀﾙ光学基盤研究室居室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ床置隠蔽ﾀﾞｸﾄ形	FXYMP90KC	kw	1 台						
78	ACP-6-3	127	6 号館	202	2Fﾃﾞｼﾞﾀﾙ光学基盤研究室居室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ床置隠蔽ﾀﾞｸﾄ形	FXYMP90KC	kw	1 台						

（４）空冷ヒートポンプ式パッケージ形空気調和器（個別空調）

No.	記号（図面上）	設置場所				仕様						室外機仕様（フロン排出抑制法関係）				
		棟番号	建物名	部屋番号・居室名		メーカー	型式	型番	圧縮機	室内機台数	備考	メーカー	圧縮機型式	圧縮機容量	室外機ユニット台数	備 考
79	ACP-6-4	127	6 号館	202	2Fﾃﾞｼﾞﾀﾙ光学基盤研究室居室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ床置隠蔽ﾀﾞｸﾄ形	FXYMP90KC	kw	1 台						
79	ACP-6-5	127	6 号館	306	3Fﾘﾓｰﾄｾﾝｼﾝｸﾞ研究室居室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ床置隠蔽ﾀﾞｸﾄ形	FXYMP90KC	kw	1 台						
80	ACP-6-6	127	6 号館	306	3Fﾘﾓｰﾄｾﾝｼﾝｸﾞ研究室居室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ床置隠蔽ﾀﾞｸﾄ形	FXYMP90KC	kw	1 台						
80	ACP-6-7	127	6 号館	406	4F宇宙環境研究室居室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ床置隠蔽ﾀﾞｸﾄ形	FXYMP140KC	kw	1 台						
81	ACP-6-8	127	6 号館	406	4F宇宙環境研究室居室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ床置隠蔽ﾀﾞｸﾄ形	FXYMP140KC	kw	1 台						
81	ACP-7A-1	127	6 号館	104	1Fﾘﾓｰﾄｾﾝｼﾝｸﾞ研究室実験室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ床置隠蔽ﾀﾞｸﾄ形	FXYWP280MC	15.2 kw	1 台		ダイキン	RQEP180BAR,RQEP180BAR,RQEP180BAR,RQEP180BAR（RQEP730BA）	15.2 kw	1 台	103・203室
82	ACP-7A-2	127	6 号館	204	2Fﾃﾗﾍﾙﾂ研究ｾﾝﾀｰ実験室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ床置隠蔽ﾀﾞｸﾄ形	FXYWP280MC	kw	1 台						
82	ACP-7A-3	127	6 号館	103	1Fﾃﾞｼﾞﾀﾙ光学基盤研究室実験室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ床置隠蔽横形	FXYLMP36MB	kw	1 台						
83	ACP-7A-4	127	6 号館	103	1Fﾃﾞｼﾞﾀﾙ光学基盤研究室実験室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ床置隠蔽横形	FXYLMP36MB	kw	1 台						
83	ACP-7A-5	127	6 号館	203	2Fﾃﾞｼﾞﾀﾙ光学基盤研究室実験室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ床置隠蔽横形	FXYLMP36MB	kw	1 台						
84	ACP-7A-6	127	6 号館	203	2Fﾃﾞｼﾞﾀﾙ光学基盤研究室実験室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ床置隠蔽横形	FXYLMP36MB	kw	1 台						

（４）空冷ヒートポンプ式パッケージ形空気調和器（個別空調）

No.	記号（図面上）	設置場所				仕様						室外機仕様(フロン排出抑制法関係)				
		棟番号	建物名	部屋番号･居室名		メーカー	型式	型番	圧縮機	室内機台数	備考	メーカー	圧縮機型式	圧縮機容量	室外機ユニット台数	備 考
84	ACP-7B-1	127	6 号館	308	3Fﾘﾓｰﾄｾﾝｼﾝｸﾞ研究室実験室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ床置隠蔽ﾀﾞｸﾄ形	FXYWP280MC	15.2 kw	1 台		ダイキン	RQEP180BAR, RQEP180BAR, RQEP180BAR, RQEP180BAR (RQEP730BA)	15.2 kw	1 台	303・403室
85	ACP-7B-2	127	6 号館	408	4F電磁波伝搬研究ｾﾝﾀｰ居室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ床置隠蔽ﾀﾞｸﾄ形	FXYWP280MC	kw	1 台						
85	ACP-7B-3	127	6 号館	303	3Fﾘﾓｰﾄｾﾝｼﾝｸﾞ研究室居室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ床置隠蔽横形	FXYLMP45MB	kw	1 台						
86	ACP-7B-4	127	6 号館	303	3Fﾘﾓｰﾄｾﾝｼﾝｸﾞ研究室居室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ床置隠蔽横形	FXYLMP45MB	kw	1 台						
86	ACP-7B-5	127	6 号館	403	4F総合TB研究開発推進ｾﾝﾀｰ実験室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ床置隠蔽横形	FXYLMP56MB	kw	1 台						
87	ACP-7B-6	127	6 号館	403	4F総合TB研究開発推進ｾﾝﾀｰ実験室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ床置隠蔽横形	FXYLMP56MB	kw	1 台						
87	ACP-8-1	127	6 号館	104	1Fﾘﾓｰﾄｾﾝｼﾝｸﾞ研究室実験室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ天井隠蔽両ﾀﾞｸﾄ形	FXYMP90C	15.2 kw	1 台		ダイキン	RQEP180BAR, RQEP180BAR, RQEP180BAR, RQEP180BAR (RQEP730BA)	15.2 kw	1 台	104・204・308・408室
88	ACP-8-2	127	6 号館	104	1Fﾘﾓｰﾄｾﾝｼﾝｸﾞ研究室実験室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ天井隠蔽両ﾀﾞｸﾄ形	FXYMP90C	kw	1 台						
88	ACP-8-3	127	6 号館	204	2Fﾃﾗﾍﾙﾂ研究ｾﾝﾀｰ実験室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ天井隠蔽両ﾀﾞｸﾄ形	FXYMP90C	kw	1 台						
89	ACP-8-4	127	6 号館	204	2Fﾃﾗﾍﾙﾂ研究ｾﾝﾀｰ実験室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ天井隠蔽両ﾀﾞｸﾄ形	FXYMP90C	kw	1 台						

（４）空冷ヒートポンプ式パッケージ形空気調和器（個別空調）

No.	記号（図面上）	設置場所				仕様						室外機仕様（フロン排出抑制法関係）				
		棟番号	建物名	部屋番号・居室名		メーカー	型式	型番	圧縮機	室内機台数	備考	メーカー	圧縮機型式	圧縮機容量	室外機ユニット台数	備 考
89	ACP-8-5	127	6 号館	308	3Fﾘﾓｰﾄｾﾝｼﾝｸﾞ研究室実験室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ天井隠蔽両ﾀﾞｸﾄ形	FXYMP112C	kw	1 台						
90	ACP-8-6	127	6 号館	308	3Fﾘﾓｰﾄｾﾝｼﾝｸﾞ研究室実験室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ天井隠蔽両ﾀﾞｸﾄ形	FXYMP112C	kw	1 台						
90	ACP-8-7	127	6 号館	408	4F電磁波伝搬研究ｾﾝﾀｰ居室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ天井隠蔽両ﾀﾞｸﾄ形	FXYMP140C	kw	1 台						
91	ACP-8-8	127	6 号館	408	4F電磁波伝搬研究ｾﾝﾀｰ居室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ天井隠蔽両ﾀﾞｸﾄ形	FXYMP140C	kw	1 台						
91	ACP-9-1	127	6 号館	206	2Fﾘﾓｰﾄｾﾝｼﾝｸﾞ研究室居室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ床置隠蔽ﾀﾞｸﾄ形	FXYWP280MC	9.8 kw	1 台		ダイキン	RQEP140BAR,RQEP140BAR,RQEP180BAR（RQEP450BA）	9.8 kw	1 台	205
92	ACP-9-2	127	6 号館	205	2Fﾘﾓｰﾄｾﾝｼﾝｸﾞ研究室実験室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ床置隠蔽横形	FXYLMP36MB	kw	1 台						
92	ACP-9-3	127	6 号館	205	2Fﾘﾓｰﾄｾﾝｼﾝｸﾞ研究室実験室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ床置隠蔽横形	FXYLMP36MB	kw	1 台						
93	ACP-10-1	127	6 号館	310	3Fﾘﾓｰﾄｾﾝｼﾝｸﾞ研究室特別招へい研究員室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ床置隠蔽ﾀﾞｸﾄ形	FXYWP280MC	15.2 kw	1 台		ダイキン	RQEP180BAR,RQEP180BAR,RQEP180BAR,RQEP180BAR（RQEP730BA）	15.2 kw	1 台	305・310405・410室
93	ACP-10-2	127	6 号館	410	4F宇宙天気予報ｸﾞﾙｰﾌﾟ居室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ床置隠蔽ﾀﾞｸﾄ形	FXYWP280MC	kw	1 台						
94	ACP-10-3	127	6 号館	305	3Fﾘﾓｰﾄｾﾝｼﾝｸﾞ研究室居室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ床置隠蔽横形	FXYLMP36MB	kw	1 台						

（４）空冷ヒートポンプ式パッケージ形空気調和器（個別空調）

No.	記号（図面上）	設置場所				仕様						室外機仕様（フロン排出抑制法関係）				
		棟番号	建物名	部屋番号・居室名		メーカー	型式	型番	圧縮機	室内機台数	備考	メーカー	圧縮機型式	圧縮機容量	室外機ユニット台数	備 考
94	ACP-10-4	127	6 号館	305	3Fﾘﾓｰﾄｾﾝｼﾝｸﾞ研究室居室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ床置隠蔽横形	FXYLMP36MB	kw	1 台						
95	ACP-10-5	127	6 号館	405	4Fﾘﾓｰﾄｾﾝｼﾝｸﾞ研究室実験室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ床置隠蔽横形	FXYLMP56MB	kw	1 台						
95	ACP-10-6	127	6 号館	405	4Fﾘﾓｰﾄｾﾝｼﾝｸﾞ研究室実験室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ床置隠蔽横形	FXYLMP56MB	kw	1 台						
96	ACP-11-1	127	6 号館	106	1F総合総合TB研究開発推進ｾﾝﾀｰｻｲｴﾝｽｸﾗｳﾄﾞ	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ天井隠蔽	FXYMP90C	15.2 kw	1 台		ダイキン	RQEP180BAR,RQEP180BAR,RQEP180BAR,RQEP180BAR(RQEP730BA)	15.2 kw	1 台	106,206,310,410室
96	ACP-11-2	127	6 号館	106	1F総合総合TB研究開発推進ｾﾝﾀｰｻｲｴﾝｽｸﾗｳﾄﾞ	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ天井隠蔽両ﾀﾞｸﾄ形	FXYMP90C	kw	1 台						
97	ACP-11-3	127	6 号館	206	環境情報ｾﾝｼﾝｸﾞ・ﾈｯﾄﾜｰｸG実験室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ天井隠蔽両ﾀﾞｸﾄ形	FXYMP90C	kw	1 台						
97	ACP-11-4	127	6 号館	206	環境情報ｾﾝｼﾝｸﾞ・ﾈｯﾄﾜｰｸG実験室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ天井隠蔽両ﾀﾞｸﾄ形	FXYMP90C	kw	1 台						
98	ACP-11-5	127	6 号館	310	環境情報ｾﾝｼﾝｸﾞ・ﾈｯﾄﾜｰｸG実験室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ天井隠蔽両ﾀﾞｸﾄ形	FXYMP90C	kw	1 台						
98	ACP-11-6	127	6 号館	310	環境情報ｾﾝｼﾝｸﾞ・ﾈｯﾄﾜｰｸG実験室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ天井隠蔽両ﾀﾞｸﾄ形	FXYMP90C	kw	1 台						
99	ACP-11-7	127	6 号館	410	宇宙環境計測G	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ天井隠蔽両ﾀﾞｸﾄ形	FXYMP140C	kw	1 台						
99	ACP-11-8	127	6 号館	410	宇宙環境計測G	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ天井隠蔽両ﾀﾞｸﾄ形	FXYMP140C	kw	1 台						

（４）空冷ヒートポンプ式パッケージ形空気調和器（個別空調）

No.	記号（図面上）	設置場所				仕様						室外機仕様（フロン排出抑制法関係）				
		棟番号	建物名	部屋番号・居室名		メーカー	型式	型番	圧縮機	室内機台数	備考	メーカー	圧縮機型式	圧縮機容量	室外機ユニット台数	備 考
100	ACP-12-1	127	6 号館	208	環境情報ｾﾝｼﾝｸﾞ・ﾈｯﾄﾜｰｸG実験室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ床置隠蔽ﾀﾞｸﾄ形	FXYWP280MC	9.8 kw	1 台		ダイキン	RQEP140BAR,RQEP140BAR,RQEP180BAR(RQEP450BA)	9.8 kw	1 台	207,208室
100	ACP-12-2	127	6 号館	207	環境情報ｾﾝｼﾝｸﾞ・ﾈｯﾄﾜｰｸG実験室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ床置隠蔽横形	FXYLMP36MB	kw	1 台						
101	ACP-12-3	127	6 号館	207	環境情報ｾﾝｼﾝｸﾞ・ﾈｯﾄﾜｰｸG実験室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ床置隠蔽横形	FXYLMP36MB	kw	1 台						
101	ACP-13-1	127	6 号館	312	環境情報ｾﾝｼﾝｸﾞ・ﾈｯﾄﾜｰｸG居室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ床置隠蔽ﾀﾞｸﾄ形	FXYWP280MC	15.2 kw	1 台		ダイキン	RQEP180BAR,RQEP180BAR,RQEP180BAR,RQEP180BAR(RQEP730BA)	15.2 kw	1 台	307・312・407・412室
102	ACP-13-2	127	6 号館	412	環境情報ｾﾝｼﾝｸﾞ・ﾈｯﾄﾜｰｸG共通計算機室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ床置隠蔽ﾀﾞｸﾄ形	FXYWP280MC	kw	1 台						
102	ACP-13-3	127	6 号館	307	環境情報ｾﾝｼﾝｸﾞ・ﾈｯﾄﾜｰｸG居室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ床置隠蔽横形	FXYLMP36MB	kw	1 台						
103	ACP-13-4	127	6 号館	307	環境情報ｾﾝｼﾝｸﾞ・ﾈｯﾄﾜｰｸG居室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ床置隠蔽横形	FXYLMP36MB	kw	1 台						
103	ACP-13-5	127	6 号館	407	環境情報ｾﾝｼﾝｸﾞ・ﾈｯﾄﾜｰｸG共通計算機室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ床置隠蔽横形	FXYLMP71MB	kw	1 台						
104	ACP-13-6	127	6 号館	407	環境情報ｾﾝｼﾝｸﾞ・ﾈｯﾄﾜｰｸG共通計算機室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ床置隠蔽横形	FXYLMP71MB	kw	1 台						

（４）空冷ヒートポンプ式パッケージ形空気調和器（個別空調）

No.	記号（図面上）	設置場所				仕様						室外機仕様（フロン排出抑制法関係）				
		棟番号	建物名	部屋番号・居室名		メーカー	型式	型番	圧縮機	室内機台数	備考	メーカー	圧縮機型式	圧縮機容量	室外機ユニット台数	備 考
104	ACP-14-1	127	6 号館	108	電波計測G環境情報ｾﾝｼﾝｸﾞ・NWG	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ天井隠蔽両ﾀﾞｸﾄ形	FXYMP90C	15.2 kw	1 台		ダイキン	RQEP180BAR,RQEP180BAR,RQEP180BAR,RQEP180BAR(RQEP730BA)	15.2 kw	1 台	108・208・312・412室
105	ACP-14-2	127	6 号館	108	電波計測G環境情報ｾﾝｼﾝｸﾞ・NWG	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ天井隠蔽両ﾀﾞｸﾄ形	FXYMP90C	kw	1 台						
105	ACP-14-3	127	6 号館	208	環境情報ｾﾝｼﾝｸﾞ・ﾈｯﾄﾜｰｸG居室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ天井隠蔽両ﾀﾞｸﾄ形	FXYMP112C	kw	1 台						
106	ACP-14-4	127	6 号館	208	環境情報ｾﾝｼﾝｸﾞ・ﾈｯﾄﾜｰｸG居室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ天井隠蔽両ﾀﾞｸﾄ形	FXYMP112C	kw	1 台						
106	ACP-14-5	127	6 号館	312	3F打合せ室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ天井隠蔽両ﾀﾞｸﾄ形	FXYMP90C	kw	1 台						
107	ACP-14-6	127	6 号館	312	3F打合せ室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ天井隠蔽両ﾀﾞｸﾄ形	FXYMP90C	kw	1 台						
107	ACP-14-7	127	6 号館	412	4F宇宙環境研究室居室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ天井隠蔽両ﾀﾞｸﾄ形	FXYMP140C	kw	1 台						
108	ACP-14-8	127	6 号館	412	4F宇宙環境研究室居室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ天井隠蔽両ﾀﾞｸﾄ形	FXYMP140C	kw	1 台						
108	ACP-15-1	127	6 号館	110a	1F宇宙環境研究室実験室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ天井隠蔽両ﾀﾞｸﾄ形	FXYMP90C	15.2 kw	1 台		ダイキン	RQEP180BAR,RQEP180BAR,RQEP180BAR,RQEP180BAR(RQEP730BA)	15.2 kw	1 台	110a,110b,210,314,414室

（４）空冷ヒートポンプ式パッケージ形空気調和器（個別空調）

No.	記号（図面上）	設置場所				仕様						室外機仕様（フロン排出抑制法関係）				
		棟番号	建物名	部屋番号・居室名		メーカー	型式	型番	圧縮機	室内機台数	備考	メーカー	圧縮機型式	圧縮機容量	室外機ユニット台数	備 考
109	ACP-15-2	127	6 号館	110b	1F宇宙環境研究室実験室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ天井隠蔽両ﾀﾞｸﾄ形	FXYMP90C	kw	1 台						
109	ACP-15-3	127	6 号館	210	2Fﾃﾗﾍﾙﾂ連携研究室居室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ天井隠蔽両ﾀﾞｸﾄ形	FXYMP90C	kw	1 台						
110	ACP-15-4	127	6 号館	210	2Fﾃﾗﾍﾙﾂ連携研究室居室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ天井隠蔽両ﾀﾞｸﾄ形	FXYMP90C	kw	1 台						
110	ACP-15-5	127	6 号館	314	3F倉庫	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ天井隠蔽両ﾀﾞｸﾄ形	FXYMP90C	kw	1 台						
111	ACP-15-6	127	6 号館	314	3F倉庫	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ天井隠蔽両ﾀﾞｸﾄ形	FXYMP90C	kw	1 台						
111	ACP-15-7	127	6 号館	414	4F宇宙環境研究室居室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ天井隠蔽両ﾀﾞｸﾄ形	FXYMP140C	kw	1 台						
112	ACP-15-8	127	6 号館	414	4F宇宙環境研究室居室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ天井隠蔽両ﾀﾞｸﾄ形	FXYMP140C	kw	1 台						
112	ACP-16-1	127	6 号館	—	1F EPS（建物東端）	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷エアコン壁掛(冷房専用)	FXYAP28MB	9.4 kw	1 台		ダイキン	RQUP224DAR, RQUP224DAR(RQEP450BA)	9.8 kw	1 台	１F～4F EPS・１F電気室
113	ACP-16-2	127	6 号館	—	2F EPS（建物東端）	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷エアコン壁掛(冷房専用)	FXYAP28MB		1 台						
113	ACP-16-3	127	6 号館	—	3F EPS（建物東端）	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷エアコン壁掛(冷房専用)	FXYAP28MB		1 台						
114	ACP-16-4	127	6 号館	—	4F EPS（建物東端）	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷エアコン壁掛(冷房専用)	FXYAP28MB		1 台						

（４）空冷ヒートポンプ式パッケージ形空気調和器（個別空調）

No.	記号（図面上）	設置場所				仕様						室外機仕様（フロン排出抑制法関係）				
		棟番号	建物名	部屋番号・居室名		メーカー	型式	型番	圧縮機	室内機台数	備考	メーカー	圧縮機型式	圧縮機容量	室外機ユニット台数	備 考
114	ACP-16-5	127	６号館	107	1F電気室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾊﾟｯｹｰｼﾞ床置(冷房専用)	FVYCP280MA		1 台						
115	ACP	127	６号館	204	2Fﾃﾗﾍﾙﾂ研究ｾﾝﾀｰ実験室	ダイキン	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	FHYCP140D	7.5 kw	1 台						
115		127	６号館	204	2Fﾃﾗﾍﾙﾂ研究ｾﾝﾀｰ実験室	ダイキン	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	FHYP140C9		1 台						
116	ACP-409	127	６号館	409	4F更衣室	ダイキン	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ	SZRG50BA	0.85 kw	1 台						
116	ACP-309	127	６号館	209	2F更衣室	ダイキン	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ	FHYGJ63L	1.5 kw	1 台						
117	ACP	127	６号館	204	実験室	―	―	―	―	―	― ―	研究室設置（実験用）で保守定期点検対象外（フロン排出抑制法点検のみ対象とする）	ダイキン	RZRP280BA	7.5 kw	1
117	ACP	127	６号館	101	101実験室	―	―	―	―	―	― ―	研究室設置（実験用）で保守定期点検対象外（フロン排出抑制法点検のみ対象とする）	ダイキン	RZYP140H9	2.4 kw	1
118	ACP	127	６号館	309	３０９更衣室	―	―	―	―	―	― ―		サンヨー	SPW-CHEP50BN2	0.9 kw	1

（４）空冷ヒートポンプ式パッケージ形空気調和器（個別空調）

No.	記号（図面上）	設置場所				仕様						室外機仕様（フロン排出抑制法関係）				
		棟番号	建物名	部屋番号・居室名		メーカー	型式	型番	圧縮機	室内機台数	備考	メーカー	圧縮機型式	圧縮機容量	室外機ユニット台数	備 考
118	ACP	127	６号館	409	409更衣室	—	—	—	— —	— —		ダイキン	RZRP50BCT	0.85 kw	1	
119	ACP	127	６号館	209	209 倉庫	—	—	—	— —	— —		ダイキン	RZYJ63CV	1.5 kw	1	
119	ACP-109	127	６号館	109	109 倉庫	ダイキン	ﾊﾟｯｹｰｼﾞｴｱｺﾝ（壁掛型）	S36XTES-W		1 台		ダイキン	S36XTES-W	0.95 kw	1 台	
120	ACP	59	旧食堂棟	111	倉庫（２）東	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ ﾊﾟｯｹｰｼﾞ	FAY71DB	2.2 kw	1 台		ダイキン	RY71DB	2.2 kw	1 台	
120	ACP	59	旧食堂棟	110	倉庫（２）中	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ ﾊﾟｯｹｰｼﾞ	FAY71DB	2.2 kw	1 台		ダイキン	RY71DB	2.2 kw	1 台	
121	ACP	59	旧食堂棟	108	倉庫（２）西	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ ﾊﾟｯｹｰｼﾞ	FAY71DB	2.2 kw	1 台		ダイキン	RY71DB	2.2 kw	1 台	
121	ACP	59	旧食堂棟	113	倉庫（３）東	松下	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ ﾊﾟｯｹｰｼﾞ	CS-MG28J2-W	2.45 kw	2 台		松下電器	CU-MG50J2	2.45 kw	1 台	
122	ACP	59	旧食堂棟	112	倉庫（３）西	松下	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ ﾊﾟｯｹｰｼﾞ	CS-MG28J2-W	2.45 kw	2 台		松下電器	CU-MG50J2	2.45 kw	1 台	
122	ACP	59	旧食堂棟	106	会議室（東）	東芝ｷｬﾘｱ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ ﾊﾟｯｹｰｼﾞ	AIU-AP1407H	5.4 kw	2 台		東芝ｷｬﾘｱ	ROB-AP2805HS	5.4 kw	1 台	
123	ACP	59	旧食堂棟	104	会議室（西）	東芝ｷｬﾘｱ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ ﾊﾟｯｹｰｼﾞ	AIU-AP1407H	5.4 kw	2 台		東芝ｷｬﾘｱ	ROB-AP2805HS	5.4 kw	1 台	
123	ACP	59	旧食堂棟	102	倉庫（１）	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ ﾊﾟｯｹｰｼﾞ	FHYJ140F	7.5 kw	2 台		ダイキン	RYJ280F	7.5 kw	1 台	
124	ACP	74	旧変電所	—	ホール	三菱	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ ﾊﾟｯｹｰｼﾞ	PSH-100FKHD	2.7 kw	1 台		三菱電機	RUH-100EKD	2.7 kw	1 台	

（４）空冷ヒートポンプ式パッケージ形空気調和器（個別空調）

No.	記号（図面上）	設置場所				仕様						室外機仕様（フロン排出抑制法関係）				
		棟番号	建物名	部屋番号・居室名		メーカー	型式	型番	圧縮機	室内機台数	備考	メーカー	圧縮機型式	圧縮機容量	室外機ユニット台数	備 考
124	AC	74	旧変電所	—	男子更衣室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ壁掛	F22HTNS-W	0.6 kw	1 台		ダイキン	R22HNS	0.6 kw	1 台	
125	AC	74	旧変電所	—	女子更衣室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ壁掛	F22HTNS-W	0.6 kw	1 台		ダイキン	R22HNS	0.6 kw	1 台	
125	ACP-1	91	管理倉庫	101	1F財務部・管理官倉庫	三菱	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	MPL-RP80BA3	2.9 kw	2 台		三菱電機	MPUZ-R160HA8	2.9 kw	1 台	
126	ACP	91	管理倉庫	201	2F財務部・管理官倉庫	三菱	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	RP-761A	kw	1 台		日立	RP-761A	kw	1 台	
126	AC	95	車庫	—	車庫	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷スプリット/壁掛	FAP50BA	1.1 kw	1 台		ダイキン	RZZP50BBV	1.08 kw	1 台	
127	AC	95	車庫	—	和室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟｽﾌﾟﾘｯﾄ/壁掛	F28FTNV-W	0.75 kw	1 台		ダイキン	R28FNV	0.75 kw	1 台	
127	AC	96	倉庫	—	洗濯室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ壁掛	F50FTSP-W	2 kw	1 台		ダイキン	RYJ63F	2 kw	1 台	
128	AC	96	倉庫	—	ロッカー室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ壁掛	F50ETSV-W	1.5 kw	1 台		ダイキン	R50FSP	1.5 kw	1 台	
128	AC	96	倉庫	—	倉庫	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ壁掛	FAYJ63F	1.5 kw	1 台		ダイキン	R50ESV	1.5 kw	1 台	
129	AC	98	厨房作業員控室	—	控室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ壁掛	F28PTEV-W	0.75 kw	1 台						

【３．機械】―２　冷熱源機器

（４）空冷ヒートポンプ式パッケージ形空気調和器（個別空調）

No.	記号（図面上）	設置場所				仕様						室外機仕様(フロン排出抑制法関係)				
		棟番号	建物名	部屋番号･居室名		メーカー	型式	型番	圧縮機	室内機台数	備考	メーカー	圧縮機型式	圧縮機容量	室外機ユニット台数	備 考
129	PAC-1	105	機械室		1F西側実験室	―	冷房能力100kW 暖房能力112kW 風量21600㎥/h 有効加湿量 12kg/h 主な機器容量 21kW	―	―	―	1 台	研究室設置（実験用）で保守定期点検対象外（フロン排出抑制法点検のみ対象とする）	三菱電機	PFHV-P1120DM-E	21 kw	1 台	
130		105	機械室		1F実験室	―	―	―	―	―	― ―	研究室設置（実験用）で保守定期点検対象外（フロン排出抑制法点検のみ対象とする）	オリオン	RKE15000A-V	7.5 kw	1 台	
130	ACP-101	107	宇宙光通信地上センター	101	1F宇宙通信ｼｽﾃﾑ研究室実験室	日立	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	RPV-AP224SH3	4 kw	2 台		日立	RAS-AP224SH3	4 kw	1 台	
131	ACP-102	107	宇宙光通信地上センター	102	1F宇宙通信ｼｽﾃﾑ研究室実験室	日立	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	RAS-AP280SH3	5.8 kw	2 台		日立	RAS-AP280SH3	5.8 kw	1 台	
131	ACP-103	107	宇宙光通信地上センター	103	1F宇宙通信ｼｽﾃﾑ研究室実験室	日立	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	RAS-AP280SH3	5.8 kw	2 台		日立	RAS-AP280SH3	5.5 kw	1 台	
132	ACP	107	宇宙光通信地上センター	―	東側廊下	日立	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	RAS-GP112RSH	1.95 kw	2 台		日立	RAS-GP112RSH	1.95 kw	1 台	
132	ACP-105	107	宇宙光通信地上センター	104	1F宇宙通信ｼｽﾃﾑ研究室実験室	日立	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	RAS-AP280SH3	5.8 kw	2 台		日立	RAS-AP280SH3	5.8 kw	1 台	
133	ACP-106	107	宇宙光通信地上センター	105	1Fﾈｯﾄﾜｰｸｱｰｷﾃｸﾁｬ研究室実験室	日立	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	RAS-GP112RSH	1.95 kw	1 台		日立	RAS-GP112RSH	1.95 kw	1 台	

【３．機械】―２　冷熱源機器

（４）空冷ヒートポンプ式パッケージ形空気調和器（個別空調）

No.	記号（図面上）	設置場所				仕様						室外機仕様（フロン排出抑制法関係）				
		棟番号	建物名	部屋番号・居室名		メーカー	型式	型番	圧縮機	室内機台数	備考	メーカー	圧縮機型式	圧縮機容量	室外機ユニット台数	備 考
133	ACP	107	宇宙光通信地上センター	―	西側廊下	三菱	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ ﾊﾟｯｹｰｼﾞ	FDCJ1-40HA	3.75 kw	2 台		三菱電機	FDCJ40HA	3.75 kw	1 台	
134	RC-1	107	宇宙光通信地上センター	108	1F 仮眠室2号室	日立	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ 壁掛	RAC-ZJ25G	0.8 kw	1 台		日立	RAC-ZJ22G	0.8 kw	1 台	
134	RC-3	107	宇宙光通信地上センター	109	1F 仮眠室3号室	日立	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ 壁掛	RAC-ZJ25G	0.8 kw	1 台		日立	RAC-ZJ25G	0.8 kw	1 台	
135	RC-2	107	宇宙光通信地上センター	107	1F倉庫	日立	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ 壁掛	RAC-ZJ22G	0.8 kw	1 台		日立	RAC-ZJ25G	0.8 kw	1 台	
135	ACP-111	107	宇宙光通信地上センター	111	1Fﾌﾛﾝﾃｨｱ創造総合研究室実験室(中)	日立	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ ﾊﾟｯｹｰｼﾞ	RAS-GP160RSH	3.6 kw	2 台		日立	RAS-GP-160RSH	3.6 kw	1 台	
136	ACP-112	107	宇宙光通信地上センター	111	1Fﾌﾛﾝﾃｨｱ創造総合研究室実験室	日立	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ ﾊﾟｯｹｰｼﾞ	RAS-GP160RSH	3.6 kw	2 台		日立	RAS-GP-160RSH	3.6 kw	1 台	
136	ACP-110	107	宇宙光通信地上センター	116	1Fﾃﾞｼﾞﾀﾙ光学基盤研究室実験室	日立	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ ﾊﾟｯｹｰｼﾞ	RAS-GP160RSH	3.6 kw	2 台		日立	RAS-GP-160RSH	3.6 kw	1 台	
137	ACP-109	107	宇宙光通信地上センター	115	1Fﾌﾛﾝﾃｨｱ創造総合実験室 居室	日立	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ ﾊﾟｯｹｰｼﾞ	RAS-GP160RSH	3.6 kw	2 台		日立	RAS-GP-160RSH	3.6 kw	1 台	
137	ACP-108	107	宇宙光通信地上センター	114	1Fﾈｯﾄﾜｰｸｱｰｷﾃｸﾁｬ研究室実験室	日立	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ ﾊﾟｯｹｰｼﾞ	RAS-GP160RSH	3.6 kw	2 台		日立	RAS-GP-160RSH	3.6 kw	1 台	
138	ACP-107	107	宇宙光通信地上センター	113	1F宇宙通信ｼｽﾃﾑ研究室実験室	日立	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ ﾊﾟｯｹｰｼﾞ	RAS-GP160RSH	3.6 kw	2 台		日立	RAS-GP-160RSH	3.6 kw	1 台	
138	ACP-113	107	宇宙光通信地上センター	118	1F観測室(ﾄﾞｰﾑ)	日立	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ 壁掛	RAS-GP56RSH	1 kw	1 台		日立	RAS-GP-56RSH	1 kw	1 台	
139	ACP-113	107	宇宙光通信地上センター	R101	2F ドーム室	日立	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ ﾊﾟｯｹｰｼﾞ	RAS-AP80FVM	1.38 kw	1 台		日立	RCR-J140A1	2 kw	1 台	

（４）空冷ヒートポンプ式パッケージ形空気調和器（個別空調）

No.	記号（図面上）	設置場所				仕様						室外機仕様（フロン排出抑制法関係）				
		棟番号	建物名	部屋番号・居室名		メーカー	型式	型番	圧縮機	室内機台数	備考	メーカー	圧縮機型式	圧縮機容量	室外機ユニット台数	備 考
139		107	宇宙光通信地上センター		―	―	―	―	―	―	研究室設置（実験機器冷却用）で保守定期点検対象外（フロン排出抑制法点検のみ対象とする）	オリオン	RKE3750B-V	1.7 kw	1 台	屋外111インバータチラー
140		109	ﾃｽﾄﾌｨｰﾙﾄﾞ用測定室		測定室	ダイキン		FHP63DG		1 台		ダイキン	RZRP63BCT	1.18 kw	1 台	冷媒R32
140	AC-14-1	110	光伝送技術開発棟	2-1	光信号処理評価室1	東芝ｷｬﾘｱ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	MMU-AP903H	4.6 kw	1 台						ユニットMMY-AP9003H室外機４台MMY-MAP2243
141	AC-14-2	110	光伝送技術開発棟	3-2	光伝送特性評価室1	東芝ｷｬﾘｱ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	MMU-AP803H	4.6 kw	1 台						
141	AC-14-3	110	光伝送技術開発棟	3-2	光伝送特性評価室2	東芝ｷｬﾘｱ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	MMU-AP453WH		1 台						
142	AC-14-1.2	110	光伝送技術開発棟	1-2,廊下	光信号処理開発室・廊下	東芝ｷｬﾘｱ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	MMU-AP713H	4.6 kw	4 台						
142	AC-14-3.4	110	光伝送技術開発棟	2-2	光信号処理評価室2	東芝ｷｬﾘｱ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ4方向	MMU-AP563WH	4.6 kw	2 台						
143	ACP-1-1.2	110	光伝送技術開発棟	1-1	光信号処理システム室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ床置きｾﾊﾟﾚｰﾄ	FVYCP450MR	9.8 kw	2 台		ダイキン	SZVCP450J	9.8 kw	2 台	
143	ACP-2-1.2	110	光伝送技術開発棟	1-1	光信号処理システム室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ天井吊型	FHP224CB	3.44 kw	2 台		ダイキン	RP22CB	3.44 kw	2 台	

（４）空冷ヒートポンプ式パッケージ形空気調和器（個別空調）

No.	記号（図面上）	設置場所				仕様						室外機仕様（フロン排出抑制法関係）				
		棟番号	建物名	部屋番号・居室名		メーカー	型式	型番	圧縮機	室内機台数	備考	メーカー	圧縮機型式	圧縮機容量	室外機ユニット台数	備 考
144	ACP-3-1.2	110	光伝送技術開発棟	3-1	光伝送特性評価システム室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ床置きｾﾊﾟﾚｰﾄ	FVYCP560MR	13.3 kw	2 台		ダイキン	SZVCP560J	13.3 kw	2 台	
144	AC-1-1	111	ミリ波研究棟	108	1F先端ICTﾃﾞﾊﾞｲｽﾗﾎﾞ実験室	日立	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ	RCI-AP71K4	6 kw	3 台		ダイキン	RAS-AP280DGR1	6.0 kw	1 台	
145	AC-2-1	111	ミリ波研究棟	107	1F超高周波ICT研究室実験室	日立	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ	RCI-AP71K4	3.6 kw	2 台		ダイキン	RAS-AP160DGR1	3.6 kw	1 台	
145	AC-3-1	111	ミリ波研究棟	102	1F超高周波ICT研究室居室	日立	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ	RCI-AP36K4	3.6 kw	1 台		ダイキン	RAS-AP160DGR1	3.6 kw	1 台	
146	AC-3-2	111	ミリ波研究棟	101	1F先端ICTﾃﾞﾊﾞｲｽﾗﾎﾞ居室	日立	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ	RCI-AP63K4	3.6 kw	2 台						
146	AC-4-1	111	ミリ波研究棟	202a,b	2Fﾃﾗﾍﾙﾂ連携研究室実験室	日立	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ	RCI-AP71K4	6 kw	4 台		ダイキン	RAS-AP280DGR1	6 kw	1 台	202b室
147	AC-5-1	111	ミリ波研究棟	201	2FｸﾞﾘｰﾝICTﾃﾞﾊﾞｲｽ研究室居室	日立	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ	RCI-AP80K4	7.2 kw	4 台		ダイキン	RAS-AP335DGR1	7.2 kw	1 台	
147	AC-6-1	111	ミリ波研究棟	203	2F先端ICTﾗﾎﾞ実験室	日立	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ	RCI-AP112K4	9.6 kw	4 台		ダイキン	RAS-AP224DGR1, RAS-AP224DGR1	9.6 kw	2 台	
148	AC-7-1	111	ミリ波研究棟	204	2F小金井ﾌﾛﾝﾃｨｱ研究ｾﾝﾀｰ企画室居室	日立	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ	RCI-AP56K4	3 kw	2 台		ダイキン	RAS-AP140DGR1	3 kw	1 台	
148	AC-8-1	111	ミリ波研究棟	205	2F超高周波ICT研究室居室（北西角）	日立	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ	RCI-AP56K4	3 kw	2 台		ダイキン	RAS-AP140DGR1	3 kw	1 台	
149	AC-9-1A	111	ミリ波研究棟	208,208c	2F超高周波ICT研究室居室・実験室（南側）	日立	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ	RCI-AP140K4	12 kw	4 台		ダイキン	RAS-AP560DGR1	12 kw	1 台	

（４）空冷ヒートポンプ式パッケージ形空気調和器（個別空調）

No.	記号（図面上）	設置場所				仕様						室外機仕様（フロン排出抑制法関係）				
		棟番号	建物名	部屋番号・居室名		メーカー	型式	型番	圧縮機	室内機台数	備考	メーカー	圧縮機型式	圧縮機容量	室外機ユニット台数	備 考
149	AC-9-1C	111	ミリ波研究棟	207	2F先端ICTﾃﾞﾊﾞｲｽﾗﾎﾞ実験室（西側）	日立	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ	RCI-AP140K4	12 kw	4 台		ダイキン	RAS-AP560DGR1	12 kw	1 台	
150	AC-9-1B	111	ミリ波研究棟	207	2F先端ICTﾃﾞﾊﾞｲｽﾗﾎﾞ実験室（東側）	日立	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ	RCI-AP140K4	12 kw	4 台		ダイキン	RAS-AP560DGR1	12 kw	1 台	
150	AC-10	111	ミリ波研究棟	103,104	1F先端ICTﾃﾞﾊﾞｲｽﾗﾎﾞ実験室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ	FHCP140CB	5.26 kw	2 台						
151	AC-11	111	ミリ波研究棟	207	2F先端ICTﾃﾞﾊﾞｲｽﾗﾎﾞ実験室（北西側）	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ	FHCP140CB	2.75 kw	1 台						
151	ACP-1-1	112	VLBI観測棟	105	1F宇宙環境研究室南極倉庫前室	日立	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	RCID-AP28K2	3.6 kw	2 台		日立	RAS-AP160DGR1	3.6 kw	1 台	103,104b,105室
152	ACP-1-2	112	VLBI観測棟	103	1F宇宙環境研究室倉庫	日立	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	RCID-AP45K2		2 台						
152	ACP-1-3	112	VLBI観測棟	104b	1F宇宙環境研究室倉庫	日立	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	RCI-AP36K4		1 台						
153	ACP-2-1	112	VLBI観測棟	205	2F宇宙通信ｼｽﾃﾑ研究室居室実験室	日立	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	RCID-AP36K2	3.6 kw	2 台		日立	RAS-AP160DGR1	3.6 kw	1 台	201,204,205室
153	ACP-2-2	112	VLBI観測棟	201	2F宇宙通信ｼｽﾃﾑ研究室居室実験室	日立	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	RCID-AP36K2		2 台						
154	ACP-2-3	112	VLBI観測棟	204	2F宇宙通信ｼｽﾃﾑ研究室居室実験室	日立	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	RCI-AP56K4		1 台						
154	ACP-3-1.2	112	VLBI観測棟	106,107	2F宇宙通信ｼｽﾃﾑ研究室居室実験室	日立	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	-	3.75 kw	4 台	ﾌｨﾙﾀｰなし	三菱電機	FDC125A8A	3.75 kw	2 台	
155	ACP-4-1.2	112	VLBI観測棟	206,207	2F宇宙通信ｼｽﾃﾑ研究室居室実験室	日立	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ（冷房専用）	RPI-AP140K2	3 kw	4 台	ﾌｨﾙﾀｰなし	日立	RAS-AP140EA1	2.9 kw	2 台	

（４）空冷ヒートポンプ式パッケージ形空気調和器（個別空調）

No.	記号（図面上）	設置場所				仕様						室外機仕様（フロン排出抑制法関係）				
		棟番号	建物名	部屋番号・居室名		メーカー	型式	型番	圧縮機	室内機台数	備考	メーカー	圧縮機型式	圧縮機容量	室外機ユニット台数	備 考
155	ACP-5.1.2	112	VLBI観測棟	202,203	宇宙通信システム研究室観測制御室202・203	日立	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ（冷房専用）	RPI-AP140K2	3 kw	4 台	ﾌｨﾙﾀｰなし	日立	RAS-AP140EA1	2.9 kw	2 台	
156		112	VLBI観測棟	104b	2F宇宙通信ｼｽﾃﾑ研究室居室実験室	日立	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ	RPC-J71K	2.2 kw	1 台						
156		112	VLBI観測棟		1F電気室							日立	RAS-J71A	2.2 kw	1 台	
157	AC-1-1	113	ゲストハウス	―	1F談話室	日立	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ	RCID-35HZJ6	1.9 kw	1 台		日立	RAS-71HZJ6	1.9 kw	1 台	
157	AC-1-1	113	ゲストハウス	―	1F談話室	日立	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ	RCID-45HZJ6	1.9 kw	1 台						
158	AC-2-1	113	ゲストハウス	101	1F 101号室	日立	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ	C40RTV-W	2.3 kw	1 台		ダイキン	4M80RV	2.3 kw	1 台	
158	AC-2-2	113	ゲストハウス	101	1F 101号室	日立	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ	C50RTV-W		1 台						
159	AC-3-1	113	ゲストハウス	102	1F 102号室	日立	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ	C40RTV-W	2.3 kw	1 台		ダイキン	4M80RV	2.3 kw	1 台	
159	AC-3-2	113	ゲストハウス	102	1F 102号室	日立	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ	C50RTV-W		1 台						
160	AC-4-1	113	ゲストハウス	103	1F 103号室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ		0.95 kw	1 台		ダイキン	R36REV	0.95 kw	1 台	
160	AC-5-1	113	ゲストハウス	104	1F 104号室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ		0.95 kw	1 台		ダイキン	R36REV	0.95 kw	1 台	
161	AC-6-1	113	ゲストハウス	105	1F 105号室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ		0.95 kw	1 台		ダイキン	R36REV	0.95 kw	1 台	

（４）空冷ヒートポンプ式パッケージ形空気調和器（個別空調）

No.	記号（図面上）	設置場所				仕様						室外機仕様(フロン排出抑制法関係)				
		棟番号	建物名	部屋番号･居室名		メーカー	型式	型番	圧縮機	室内機台数	備考	メーカー	圧縮機型式	圧縮機容量	室外機ユニット台数	備 考
161	ACP-1a	113	ゲストハウス	—	1F談話室天井埋込	日立	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ	RCID-GP80K2	1.5 kw	1 台	天井カセット（2方向）	日立	RAS-GP80RSHJ3	1.5 kw	1 台	冷媒R32
162	ACP-1b	113	ゲストハウス	—	1F談話室天井埋込	日立	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ	RCID-GP80K2	1.5 kw	1 台	天井カセット（2方向）	日立	RAS-GP80RSHJ3	1.5 kw	1 台	冷媒R32
162	AC-3-3	114	研究交流センター	207	2F受託者控室（運転手）	日立	空冷ﾊﾟｯｹｰｼﾞ天カセ２方向	RCID-AP50K2	7.2 kw	2 台		日立	RAS-AP335DGR1	7.2 kw	1 台	204,205,206,207室
163	AC-3-2	114	研究交流センター	206	2F受託者控室(清掃)	日立	空冷ﾊﾟｯｹｰｼﾞ天カセ２方向	RCID-AP40K2		1 台						
163	AC-3-1	114	研究交流センター	205	2F受託者控室(清掃)	日立	空冷ﾊﾟｯｹｰｼﾞ天カセ２方向	RCID-AP90K2		1 台						
164	AC-3-1	114	研究交流センター	204	2F受託者控室(設備)	日立	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	RCID-AP90K2		1 台						
164	AC-2-1	114	研究交流センター	101	1F交流ラウンジ中央(北・南),東(北・南)	日立	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	RCID-AP90K2	7.2 kw	4 台		日立	RAS-AP335DGR1	7.2 kw	1 台	
165	AC-1-1	114	研究交流センター	101	1F交流ラウンジ北西	日立	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	RCID-AP90K2	6 kw	1 台		日立	RAS-AP280DGR1	6 kw	1 台	倉庫
165	AC-1-2	114	研究交流センター	101	1F交流ラウンジ南西	日立	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	RCID-AP90K2		1 台						
166	AC	114	研究交流センター	201a	2F男脱衣室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ壁掛	F22ETSS-W	0.6 kw	1 台		ダイキン	R22ESS	0.6 kw	1 台	
166	AC	114	研究交流センター	201b	2F女脱衣室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ壁掛	F22ETSS-W	0.6 kw	1 台		ダイキン	R22ESS	0.6 kw	1 台	
167	AC-4-2	114	研究交流センター	107手前	1F作業スペース	三菱	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	PEFY-P160M-E1-F	5.4 kw	1 台		ダイキン	PUHY-P224CM-E2	5.4 kw	1 台	作業スペース・旧喫煙室

（４）空冷ヒートポンプ式パッケージ形空気調和器（個別空調）

No.	記号（図面上）	設置場所				仕様						室外機仕様(フロン排出抑制法関係)				
		棟番号	建物名	部屋番号･居室名		メーカー	型式	型番	圧縮機	室内機台数	備考	メーカー	圧縮機型式	圧縮機容量	室外機ユニット台数	備 考
167	AC-4-1	114	研究交流センター	105	1F旧喫煙室・交流ラウンジ	三菱	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	PEFY-P160M-E1-F		1 台						
168	ACP	126	高圧配電所	―	高圧配電所	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	FVYJ160LA	4.5 kw	1 台		ダイキン	RJ160B	4.5 kw	1 台	
168	ACP	126	高圧配電所	―	高圧配電所	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	FVYJ160LA	4.5 kw	1 台		ダイキン	RJ160B	4.5 kw	1 台	
169	ACP-1-1	130	光デバイス技術センター	104,105	1F男女更衣室	サンヨー	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	SPW-SSXJ36U	15 kw	2 台		ダイキン	SPW-CHDYJ561T2	15 kw	1 台	104,105,106,107,BFﾎｰﾙ
169	ACP-1-2	130	光デバイス技術センター	106,108	1F事務室・会議室	サンヨー	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	SPW-SXJ45U		5 台						
170	ACP-1-3	130	光デバイス技術センター	―	B1Fエレベーターホール	サンヨー	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	SPW-SXJ56U		1 台						
170	ACP-1-4	130	光デバイス技術センター	107	1F先端ICTﾃﾞﾊﾞｲｽﾗﾎﾞ実験室	サンヨー	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	SPW-TXJ56U		3 台						
171	ACP-2	130	光デバイス技術センター	B04	B1F第２工作室	サンヨー	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	SPW-TJ112U	5.5 kw	2 台		サンヨー	SPW-CHJ224U	6 kw	1 台	
171	ACP	130	光デバイス技術センター									サンヨー	SPW-CHRVP140A1	2.5 kw	1 台	1F廊下
172	PAC-1	131	セキュリティ集中管理棟	103	守衛室	日立	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	RCID-P56K1	6 kw	3 台		日立	RAS-P224S	6 kw	1 台	103室
172	PAC-2-1	131	セキュリティ集中管理棟	102	集中管理室	日立	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	RCID-P40K1	6 kw	4 台		日立	RAS-P224S	6 kw	1 台	集中管理室・ロッカー室
173	PAC-2-2	131	セキュリティ集中管理棟	101b	更衣室	日立	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	RCIS-P28K1		1 台						

（４）空冷ヒートポンプ式パッケージ形空気調和器（個別空調）

No.	記号（図面上）	設置場所				仕様						室外機仕様（フロン排出抑制法関係）				
		棟番号	建物名	部屋番号・居室名		メーカー	型式	型番	圧縮機	室内機台数	備考	メーカー	圧縮機型式	圧縮機容量	室外機ユニット台数	備 考
173	PAC-2-3	131	セキュリティ集中管理棟	101c	和室（休憩室）	日立	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ ﾊﾟｯｹｰｼﾞ/壁掛	RAS-N25S	0.6 kw	1 台		日立	RAC-N25S	0.6 kw	1 台	和室（休憩室）
174	AC	132	オープンサイト用測定室	―	保管室	三菱	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ	FDEP40D2	1.1 kw	1 台		三菱電機	FDCP40HD2	1.1 kw	1 台	
174	AC	132	オープンサイト用測定室	―	保管室	三菱	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ	FDEP40D2	1.1 kw	1 台		三菱電機	FDCP40HD2	1.1 kw	1 台	
175	AC	132	オープンサイト用測定室	―	打合せ室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ壁掛		1.1 kw	1 台		ダイキン	R40ADV	1.1 kw	1 台	
175	HP-1	135	産学官研究交流棟	―	3F RF食堂系統室外機	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ ﾊﾟｯｹｰｼﾞ		11.3 kw			ダイキン	RSXYP504P	11.3 kw	1 台	ホール,103,106
176	HP-1-1	135	産学官研究交流棟	―	1Fホール（食堂前室）	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ ﾊﾟｯｹｰｼﾞ	FXYFP56MA		1 台						
176	HP-1-1	135	産学官研究交流棟	106	1F喫煙室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ ﾊﾟｯｹｰｼﾞ	FXYFP56MA		1 台						
177	HP-1-1	135	産学官研究交流棟	103	1F食堂	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ ﾊﾟｯｹｰｼﾞ	FXYFP71MA		3 台						
177	HP-1-2	135	産学官研究交流棟	103	1F食堂	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ ﾊﾟｯｹｰｼﾞ	FXYFP56MA		3 台						
178	HP-2	135	産学官研究交流棟	―	3F RF食堂北系統室外機	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ ﾊﾟｯｹｰｼﾞ		7.3 kw			ダイキン	RSXYP335P	7.3 kw	1 台	103
178	HP-2-1	135	産学官研究交流棟	103	1F食堂	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ ﾊﾟｯｹｰｼﾞ	FXYFP56MA		2 台						
179	HP-2-2	135	産学官研究交流棟	103	1F食堂	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ ﾊﾟｯｹｰｼﾞ	FXYFP71MA		3 台						

（４）空冷ヒートポンプ式パッケージ形空気調和器（個別空調）

No.	記号（図面上）	設置場所				仕様						室外機仕様（フロン排出抑制法関係）				
		棟番号	建物名	部屋番号・居室名		メーカー	型式	型番	圧縮機	室内機台数	備考	メーカー	圧縮機型式	圧縮機容量	室外機ユニット台数	備 考
179	HP-3	135	産学官研究交流棟	―	3F RF事務室/売店系統室外機	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ		6.1 kw			ダイキン	RSXYP280P	6.1 kw	1 台	101,104室
180	HP-3-1	135	産学官研究交流棟	101	1F事務室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	FXYCP71M		1 台						
180	HP-3-2	135	産学官研究交流棟	104	1F喫茶厨房	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	FXYKP56MA		1 台						
181	HP-3-3	135	産学官研究交流棟	104	1F売店／喫茶	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	FXYFP71MA		2 台						
181	HP-4	135	産学官研究交流棟	―	3F RF厨房系統室外機	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ		11.7 kw			ダイキン	RSXYP450P	11.7 kw	1 台	105a,105b室
182	HP-4-1	135	産学官研究交流棟	105b	1Fスタッフ室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	FXYCP36M		1 台						
182	HP-4-2	135	産学官研究交流棟	105a	1F食堂厨房	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	FXYTP140M		2 台						
183	HP-5	135	産学官研究交流棟	―	RF 2F南系統室外機	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ		10.1 kw			ダイキン	RSXYP400P	10.1 kw	1 台	廊下,連携室,OR倉庫,TLO室室
183	HP-5-1	135	産学官研究交流棟	―	2F廊下	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	FXYCP45M		1 台						
184	HP-5-2	135	産学官研究交流棟	202	2F R&Dアドバイザー室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	FXYFP４５MA		1 台						
184	HP-5-2	135	産学官研究交流棟	206	2F 倉庫	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	FXYFP４５MA		1 台						
185	HP-5-3	135	産学官研究交流棟	204	2F 倉庫	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	FXYFP56MA		1 台						

（４）空冷ヒートポンプ式パッケージ形空気調和器（個別空調）

No.	記号（図面上）	設置場所				仕様						室外機仕様（フロン排出抑制法関係）				
		棟番号	建物名	部屋番号・居室名		メーカー	型式	型番	圧縮機	室内機台数	備考	メーカー	圧縮機型式	圧縮機容量	室外機ユニット台数	備 考
185	HP-5-4	135	産学官研究交流棟	208	2Fベンチャーオフィス	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	FXYFP36MA		2 台						
186	HP-5-4	135	産学官研究交流棟	210	2Fベンチャーオフィス	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	FXYFP36MA		2 台						
186	HP-5-4	135	産学官研究交流棟	212	2Fベンチャーオフィス	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	FXYFP36MA		2 台						
187	HP-6	135	産学官研究交流棟	R階屋上	2F北系統室外機	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ		13.4 kw			ダイキン	RSXYP335P, RSXYP280P	13.4 kw	1 台	201, 203, 205. 207. 209. 203室
187	HP-6-1	135	産学官研究交流棟	201	2Fベンチャー研究室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	FXYFP71MA		2 台						
188	HP-6-2	135	産学官研究交流棟	203	2Fベンチャー研究室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	FXYFP56MA		2 台						
188	HP-6-2	135	産学官研究交流棟	205	2Fベンチャー研究室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	FXYFP56MA		2 台						
189	HP-6-2	135	産学官研究交流棟	207	2Fベンチャー研究室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	FXYFP56MA		2 台						
189	HP-6-2	135	産学官研究交流棟	209	2Fベンチャー研究室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	FXYFP56MA		2 台						
190	HP-6-3	135	産学官研究交流棟	203	2Fベンチャー研究室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	FXYFP36MA		1 台						
190	HP-7	135	産学官研究交流棟	―	RF コミュニティ系統室外機	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ		5.2 kw			ダイキン	RSXYP224P	5.2 kw	1 台	
191	HP-7-2	135	産学官研究交流棟	―	3Fｺﾐｭﾆﾃｨｺｰﾅｰ（フリースペース）	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	FXYFP90MA		2 台						

（４）空冷ヒートポンプ式パッケージ形空気調和器（個別空調）

No.	記号（図面上）	設置場所				仕様						室外機仕様(フロン排出抑制法関係)				
		棟番号	建物名	部屋番号･居室名		メーカー	型式	型番	圧縮機	室内機台数	備考	メーカー	圧縮機型式	圧縮機容量	室外機ユニット台数	備 考
191	HP-8	135	産学官研究交流棟	―	RF和室系統室外機	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ		6.1 kw			ダイキン	RSXYP280P	6.1 kw	1 台	
192	HP-8-1	135	産学官研究交流棟	302	3F休養室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	FXYCP71M		1 台						
192	HP-8-1	135	産学官研究交流棟	304	3F休養室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	FXYCP71M		1 台						
193	HP-8-2	135	産学官研究交流棟	306	3F休養室（女子）	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	FXYCP56M		1 台						
193	HP-8-3	135	産学官研究交流棟	―	3F廊下	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	FXYFP90MA		1 台						
194	AC-1	135	産学官研究交流棟	301,303,308,310,312,314,316室	3Fゲストルーム（7室）	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟｴｱｺﾝ	F36ETDS-W	0.95 kw	7 台		ダイキン	F36ETDS-W	0.95 kw	6 台	301,303,308,310,312,316室
194	ACP-1	128	研究本館	236,237	2Fサーバー室（床置）	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	FVCP560MR	14.4 kw	1 台		ダイキン	FVCP560MR	14.4 kw	1 台	
195	ACP-2	128	研究本館	236,237	2Fサーバー室（床置）	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	FVCP560MR	14.4 kw	1 台		ダイキン	FVCP560MR	14.4 kw	1 台	
195	ACP-3	128	研究本館	236,237	2Fサーバー室（床置）	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	FVCP560MR	14.4 kw	1 台		ダイキン	FVCP560MR	14.4 kw	1 台	
196	ACP-4	128	研究本館	236,237	2Fサーバー室（天吊）	三菱	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	PCZG-P10MBA4	5.5 kw	1 台		ダイキン	PUG-P10MHA7	5.5 kw	1 台	
196	ACP-5	128	研究本館	236,237	2Fサーバー室（天吊）	三菱	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	PCZG-P10MBA4	5.5 kw	1 台		ダイキン	PUG-P10MHA7	5.5 kw	1 台	

（４）空冷ヒートポンプ式パッケージ形空気調和器（個別空調）

No.	記号（図面上）	設置場所				仕様						室外機仕様(フロン排出抑制法関係)				
		棟番号	建物名	部屋番号･居室名		メーカー	型式	型番	圧縮機	室内機台数	備考	メーカー	圧縮機型式	圧縮機容量	室外機ユニット台数	備 考
197	ACP-6	128	研究本館	236,237	2Fサーバー室（天吊）	三菱	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	PCZG-P10MBA4	5.5 kw	1 台		ダイキン	PUG-P10MHA7	5.5 kw	1 台	
197	ACP-7	128	研究本館	236,237	2Fサーバー室（天吊）	三菱	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	PCZG-P10MBA4	5.5 kw	1 台		ダイキン	PUG-P10MHA7	5.5 kw	1 台	
198	ACP-8	128	研究本館	236,237	2Fサーバー室（天吊）	三菱	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	PCZG-P10MBA4	5.5 kw	1 台		ダイキン	PUG-P10MHA7	5.5 kw	1 台	
198	ACP-2	128	研究本館									三菱	PUHV-P280SDMJ1,PUHV-P280SDMJ1	10.2 kw	1 台	２Ｆ　北西部
199	ACP-3	128	研究本館									三菱	PUHV-P280SDMJ1,PUHV-P280SDMJ1	10.2 kw	1 台	３Ｆ　北西部
199	ACP-3-1	128	研究本館	1W-332b	3F会議室	ダイキン	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ		4.5 kw	1 台		ダイキン	RYJ140B	4.5 kw	1 台	
200	ACP-3-2	128	研究本館	1W-322	3Fリフレッシュルーム	ダイキン	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ		3.75 kw	1 台		ダイキン	RYJ160B	3.8 kw	1 台	
200	ACP-3-3,3-4	128	研究本館	1E-323～326	3F特別会議室２	ダイキン	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ		7.25 kw	2 台		ダイキン	RSXYJ280KC	7.3 kw	1 台	
201	ACP-4-4	128	研究本館	1W-415,416,417	4Fグローバル推進部門	ダイキン	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ		22 kw	6 台		ダイキン	RXYJ450KD1,RXYJ448KD2	22 kw	2 台	
201	ACP-4-5	128	研究本館	1W-425,426	4F倉庫（床置）							ダイキン	RYJ224L	5.5 kw	1 台	
202	ｻｰﾊﾞｰ室3	128	研究本館	1E-416,417	4F総合TB研究開発推進ｾﾝﾀｰ	日立	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ		4 kw	1 台		日立	RAS-AP224GH	4 kw	1 台	

（４）空冷ヒートポンプ式パッケージ形空気調和器（個別空調）

No.	記号（図面上）	設置場所				仕様						室外機仕様（フロン排出抑制法関係）				
		棟番号	建物名	部屋番号・居室名		メーカー	型式	型番	圧縮機	室内機台数	備考	メーカー	圧縮機型式	圧縮機容量	室外機ユニット台数	備 考
202	ｻｰﾊﾞｰ室2	128	研究本館	1E-416,417	4F総合TB研究開発推進ｾﾝﾀｰ	日立	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ		4 kw	1 台		日立	RAS-AP224GH	4 kw	1 台	
203	ｻｰﾊﾞｰ室1	128	研究本館	1E-416,417	4F総合TB研究開発推進ｾﾝﾀｰ	日立	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ		4 kw	1 台		日立	RAS-AP224GH	4 kw	1 台	
203	ACP-W435	128	研究本館	1W-435	4Fｿｰｼｬﾙｲﾉﾍﾞｰｼｮﾝﾕﾆｯﾄ	ダイキン	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	FHP224CB	4.61 kw	1 台		ダイキン	RZZP224CG	4.61 kw	1 台	
204	ACP-W436	128	研究本館	1W-436	4Fﾋﾞｯｸﾞﾃﾞｰﾀ利活用研究室	ダイキン	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	FHP224CB	4.61 kw	1 台		ダイキン	RZZP224CG	4.61 kw	1 台	
204	ACP-412	128	研究本館	1W-412	4F TV会議室　天カセ(四方向吹出)	三菱	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	PLZ-ERMP112EW	2.1 kw	1 台		三菱電機	PLZ-ERMP112EW	2.1 kw	1 台	
205	PAC-1-1	128	研究本館	1W-132b~136	1F展示室東	ﾊﾟﾅｿﾆｯｸ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ		4.2 kw	1 台		ﾊﾟﾅｿﾆｯｸ	CU-P224	4.2 kw	1 台	
205	PAC-1-2	128	研究本館	1W-132b~136	1F展示室東	ﾊﾟﾅｿﾆｯｸ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ		4.2 kw	1 台		ﾊﾟﾅｿﾆｯｸ	CU-P224	4.2 kw	1 台	
206	1W-136室	128	研究本館	1W-137	1F展示室西	サンヨー	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ		3.75 kw	1 台		サンヨー	SPW-CHRP140A	3.75 kw	1 台	
206	ACP-5	128	研究本館	1C-B112	B1F監視室	三菱	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ		2.8 kw	1 台		三菱電機	PUSY-P112MH1	2.8 kw	1 台	
207		128	研究本館	1C-B111	B1F ＭＤＦ室	三菱	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	PUZ-ERMP160LA6	4 kw	1 台		ダイキン	PUZ-ERMP160LA6	4.6 kw	1 台	
207	ACP-4(水冷)	128	研究本館		１Ｆ～３Ｆ　会議室１～３,ホワイエ							ダイキン		11 kw	1 台	
208	ACP-1-1	138	電離層観測・試作開発棟	101	1F機械加工室	三菱	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	PEFY-P280M-E1	12 kw	3 台		三菱電機	PUHY-P500CM-E1	12 kw	1 台	101

（４）空冷ヒートポンプ式パッケージ形空気調和器（個別空調）

No.	記号（図面上）	設置場所				仕様						室外機仕様（フロン排出抑制法関係）				
		棟番号	建物名	部屋番号・居室名		メーカー	型式	型番	圧縮機	室内機台数	備考	メーカー	圧縮機型式	圧縮機容量	室外機ユニット台数	備 考
208	ACP-1-2	138	電離層観測・試作開発棟	101	1F機械加工室	三菱	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	PEFY-P224M-E1		3 台						
209	ACP-2-1	138	電離層観測・試作開発棟	104	1F設計事務室	三菱	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	PLFY-P90LM-E2	6.7 kw	2 台		三菱電機	PURY-P280CM-E	6.7 kw	1 台	104、109室
209	ACP-2-2	138	電離層観測・試作開発棟	109	1F会議室	三菱	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	PLFY-P71BN-E1		1 台						
210	ACP-3-1	138	電離層観測・試作開発棟	102	1F熱処理室	三菱	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	PCFY-P140KM-E1	10.1 kw	3 台		三菱電機	PUHY-P400CM-E1	10 kw	1 台	102
210	ACP-4-1	138	電離層観測・試作開発棟	206	2F宇宙環境研究室実験室	三菱	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	PCFY-P90KM-E1	12.1 kw	2 台		三菱電機	PURY-P280SCM-E,PURY-P224SCM-E	12.1 kw	2 台	202.204.206.2F廊下
211	ACP-4-2	138	電離層観測・試作開発棟	202	2F宇宙環境研究室実験室	三菱	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	PLFY-P71LM-E2		3 台						
211	ACP-4-3	138	電離層観測・試作開発棟	204	2F宇宙環境研究室実験室	三菱	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	PLFY-P56LM-E2		2 台						
212	ACP-4-4	138	電離層観測・試作開発棟	―	2階廊下	三菱	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	PLFY-P$%BN-E1		1 台						
212	ACP-5-1	138	電離層観測・試作開発棟	208	2F宇宙環境研究室実験室	三菱	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	PLFY-P112BN-E1	10.5 kw	4 台		三菱電機	PUHY-P450CM-E1	10 kw	1 台	
213	ACP-6-1	138	電離層観測・試作開発棟	103	1F測定室	三菱	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	PLFY-P112LM-E2	5.4 kw	2 台		三菱電機	PUHY-P224CM-E1	5.4 kw	1 台	
213	OAC-1-1	138	電離層観測・試作開発棟	101	1F機械加工室	三菱	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	PEFY-P160M-E1-F	4 kw	3 台		三菱電機	PUHY-P160CM-E1	4 kw	1 台	

【３．機械】―２　冷熱源機器

（４）空冷ヒートポンプ式パッケージ形空気調和器（個別空調）

No.	記号（図面上）	設置場所				仕様						室外機仕様（フロン排出抑制法関係）				
		棟番号	建物名	部屋番号・居室名		メーカー	型式	型番	圧縮機	室内機台数	備考	メーカー	圧縮機型式	圧縮機容量	室外機ユニット台数	備 考
214		138	電離層観測・試作開発棟	103	1Fロッカー室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ壁掛形	F22KTPS-W	0.6 kw	1 台						
214	AC-1	143	光空間通信実験棟小金井局	101	1F制御室	ダイキン	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ		1.88 kw	1 台		ダイキン	RZZP-112CB	1.88 kw	1 台	
215	AC-2	143	光空間通信実験棟小金井局	201	2F観測室	ﾀﾞｲｷﾝ	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	F22KTPS-W	2.75 kw	1 台		ダイキン	RZZP-160CB	2.75 kw	1 台	
215	ACP-1	148	B5G電波暗室棟	101	1F空調室内機置場	三菱	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	PFHV-P450DMJ1	45 kW	2 台		三菱電機	PFHV-P450DMJ1	45 kw	2 台	
216	ACP-2	148	B5G電波暗室棟	101	1F空調室内機置場	三菱	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	PFHV-P450DMJ1	45 kW	1 台		三菱電機	PFHV-P450DMJ1	45 kw	1 台	
216	ACP-3	148	B5G電波暗室棟	—	1F前室	三菱	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	PLZX-ZRMP112EFGZ	11.2 kW	1 台		三菱電機	PLZX-ZRMP112EFGZ	11.2 kw	1 台	
217	ACP-4	148	B5G電波暗室棟	—	1F吸収体置場	三菱	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ	PCZ-ZRMP224BZ	22.4 kW	1 台		三菱電機	PCZ-ZRMP224BZ	22.4 kw	1 台	
217	ACP-1A-1	140	３号館	506~511,606~611	3号館北居室5F×3、6F×3	日立GLS	ﾊﾟｯｹｰｼﾞｴｱｺﾝ（天吊り型）	RCP-GP56K3		6 台		日立GLS	RAS-AP400TG	10.6 kw	1 台	冷媒R410A
218	ACP-1B-1	140	３号館	306~311,3-406~411	3号館北居室3F×3、4F×3	日立GLS	ﾊﾟｯｹｰｼﾞｴｱｺﾝ（天吊り型）	RCP-GP56K3		6 台		日立GLS	RAS-AP400TG	10.6 kw	1 台	冷媒R410A
計										621 台					236 台	

【３．機械】―２　冷熱源機器

（５）氷蓄熱ユニット

No.	記号（又は摘要）	設置場所			仕様											室外機仕様（フロン排出抑制法関係）				
		棟番号	建物名	場所	メーカー	型式	冷房能力	電源	主電動機容量	起動方式	圧縮機	潤滑油	冷媒	数量	備考	メーカー	型式	容量	数量	備考
1	氷蓄熱1HP-1	134	２号館	RF	ﾀﾞｲｷﾝ工業	空冷ﾌﾞﾗｲﾝﾁﾗｰﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ ﾕﾆｯﾄ UZIAP40F5R	207kW	AC3φ200V	30KW	ｽﾀｰﾃﾞﾙﾀ	半密閉式	－	R-407C	１台	蓄熱量2,580MJ	ﾀﾞｲｷﾝ工業	空冷ﾌﾞﾗｲﾝﾁﾗｰﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ ﾕﾆｯﾄ UZIAP40F5R	30KW	１台	
2	氷蓄熱1HP-2	134	２号館	RF	ﾀﾞｲｷﾝ工業	空冷ﾌﾞﾗｲﾝﾁﾗｰﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ ﾕﾆｯﾄ UZIYP40G5R	207kW	AC3φ200V	30KW	ｽﾀｰﾃﾞﾙﾀ	半密閉式	－	R-407C	１台		ﾀﾞｲｷﾝ工業	空冷ﾌﾞﾗｲﾝﾁﾗｰﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ ﾕﾆｯﾄ UZIYP40G5R	30KW	１台	
計														２台						

【３．機械】―２　冷熱源機器

（６）冷却塔

No.	記号(図面上)	摘要	設置場所			メーカー	仕様									数量	本業務保守対象 ○:対象	備 考
			棟番号	建物名	場所		型式	冷却能力	冷却水量	損失水頭	電源	送風機電源	ヒータ電源	起動方式	騒音値			
1	CT-1	ﾌﾞﾗｲﾝｽｸﾘｭｰﾁﾗｰ用	128	研究本館	RF	空研工業	直交流式 開放型 角型 超低騒音形	214 kW	59.5 L/min	66 kPa	AC3Φ 200V	2.2kw	なし	直入	―	1 台	○	研究本館：空調シーズンのみ運転を想定。
2	CT-2	ﾌﾞﾗｲﾝｽｸﾘｭｰﾁﾗｰ用	128	研究本館	RF	空研工業	直交流式 開放型 角型 超低騒音形	214 kW	59.5 L/min	66 kPa	AC3Φ 200V	2.2kw	なし	直入	―	1 台	○	
3	CT-1	二重効用吸収式冷温水発生機用	134	２号館	RF	空研工業	直交流式 開放型 角型 超低騒音形	655 kW	1,710 L/min	40.0 kPa	AC3φ 200V	5.5 kW	5.0 kW	直入	61 db以下	2 台	○	２号館：常時運転を想定。
4	CT-1 (RB-1用)	二重効用吸収式冷温水発生機用	140	３号館	RF	三菱樹脂	直交流式 開放型 角型 超低騒音形	785 kW	1.631 L/min	40.0 kPa	AC3Φ 200V	2.2×2 kw	5.0 ×2 kW	直入	61 db以下	1 台	○	３号館：空調使用シーズン中のみ運転と常時運転の混在を想定。
5	CT-2 (RR-1用)	ﾁﾘﾝｸﾞﾕﾆｯﾄ用	140	３号館	RF	三菱樹脂	直交流式 開放型 角型 超低騒音形	375 kW	770 L/min	32.0 kPa	AC3Φ 200V	2.2kw	4.0 kW	直入	60 db以下	1 台	○	
6	CT-3 (RR-2用)	ﾁﾘﾝｸﾞﾕﾆｯﾄ用	140	３号館	RF	三菱樹脂	直交流式 開放型 角型 超低騒音形	390 kW	1.120 L/min	40.0 kPa	AC3Φ 200V	2.2kw	4.0 kW	直入	60 db以下	1 台	○	
7	CT-4 (実験用)	実験用	140	３号館	RF	三菱樹脂	直交流式 密閉型 角型 超低騒音形	36 kW	100 L/min	58.8 kPa	AC3Φ 200V	0.75kw	3.0 kW	直入	60 db以下	1 台	―	
8	冷却塔 No.1	実験用	107	宇宙光通信地上センター	建物北側屋外											1 台	―	
9	-	実験用	111	ミリ波研究棟	建物南側屋外	荏原冷熱ｼｽﾃﾑ		68.02 kW	195 L/min		AC3Φ 200V					1 台	―	
10	CT-2(実験機器用)	実験用	130	光デバイス技術センター	RF	荏原冷熱ｼｽﾃﾑ		104.7 kW	300 L/min		AC3Φ 200V					1 台	―	
計																11 台		

【３．機械】―３　空気調和等関連機器

（１）熱交換器等（ヘッダー及び密閉式膨張タンクを含む。）

No.	記号（図面上）	設置場所			型式・寸法(mm)等	数量	備 考
		棟番号	建物名	場所			
①熱交換器							
1	HE-1(NO.1)	128	研究本館	B1F機械室２	熱交換器　M-15BFML	１基	
2	HE-1(NO.2)	128	研究本館	B1F機械室２	熱交換器　M-15BFML	１基	
3	HE-2(NO.1)	128	研究本館	B1F機械室２	熱交換器　M-15BFML	１基	
4	HE-2(NO.2)	128	研究本館	B1F機械室２	熱交換器　M-15BFML	１基	
5	HEX-C-1	140	３号館	RF	熱交換器	１基	
6	HEX-TF-1	140	３号館	RF	熱交換器	１基	プレート型
7	HEX-TF-2	140	３号館	RF	熱交換器	１基	プレート型
計						９基	

②ヘッダー							
1	HCHS-1	128	研究本館	B1F機械室２	400×4,835	２ヶ	
2	H-C-1	134	２号館	熱源機械室１	267.4×2,950	１ヶ	
3	H-C-2	134	２号館	熱源機械室１	267.4×2,950	１ヶ	
4	H-H-1	134	２号館	熱源機械室１	267.4×2,950	１ヶ	
5	H-H-2	134	２号館	熱源機械室１	267.4×2,950	１ヶ	
6	H-C-1	140	３号館	熱源機械室２	250×3,700	１ヶ	
7	H-C-2	140	３号館	熱源機械室２	300×3,000	１ヶ	
8	H-C-3	140	３号館	熱源機械室２	300×2,600	１ヶ	
9	H-H-1	140	３号館	熱源機械室２	250×4,200	１ヶ	
10	H-H-2	140	３号館	熱源機械室２	300×3,400	１ヶ	
11	H-H-3	140	３号館	熱源機械室２	300×2,700	１ヶ	
12	H-CF-1	140	３号館	RF	125×1,600	１ヶ	天井輻射空調系統冷温水配管ヘッダー
13	H-CF-2	140	３号館	RF	125×1,601	１ヶ	天井輻射空調系統冷温水配管ヘッダー
計						14ヶ	

③密閉式膨張タンク							
1	EXT-TF-1	140	３号館	RF	密閉式膨張タンク	１基	天井輻射空調系統
2	EXT-TF-2	140	３号館	RF	密閉式膨張タンク	１基	天井輻射空調系統
3	EXT-TF-3	140	３号館	RF	密閉式膨張タンク	１基	天井輻射空調系統
4	CUT-1	140	３号館	RF	クッションタンク	１基	天井輻射空調系統
5	TE-1	97	４号館	1F空調機械室	冷温水系（密閉式）鋼製　559Φ×830H	１基	
8	EXT-1F-C	147	量子ｾｷｭﾘﾃｨ・協創棟	屋外北側	冷水系（密閉式）　SUS	１基	
9	EXT-1F-H	147	量子ｾｷｭﾘﾃｨ・協創棟	屋外北側	温水系（密閉式）　SUS	１基	
計						７基	

【３．機械】―３　空気調和等関連機器

（２）還水タンク・開放形膨張タンク

No.	記号（図面上）	設置場所			型式	種別	寸法（W×L×H）（mm）	数量	備 考
		棟番号	建物名	場所					
1	TE-2	128	研究本館	2F空調機械室3	ブライン系	FRP	1000 × 1000 × 1100	2 基	
2	TE-2	128	研究本館	PHF	冷温水系	TE-1000	1000 × 1000 × 1000	1 基	
3	EXT-H-1	134	２号館	RF（高置）	温水系	SUS	1000 × 1000 × 1000	1 基	
4	TE-1	123	５号館	PHF	冷温水系	SS400	800 × 800 × 900	1 基	
5	―	105	機械室	空調機械室	冷温水系	FRP	1000 × 1000 × 1500	1 基	
6	EXT-C-1	140	３号館	RF（高置）	冷水系	SUS	1000 × 1000 × 1000	1 基	
7	EXT-H-1	140	３号館	RF（高置）	温水系	SUS	1000 × 1000 × 1000	1 基	
8	EXT-CD-1	140	３号館	RF（高置）	実験冷却水系	鋼板	300Φ×600L	1 基	
計								9 基	

【３．機械】―３　空気調和等関連機器

（３）ユニット形空気調和機・コンパクト形空気調和機（空気清浄装置を含む。）

No.	記号（図面上）	系統名	設置場所			仕様					数量	空気清浄装置の有無		備 考
			棟番号	建物名	場所	冷房能力(kW)	暖房能力(kW)	風量(m3/h)	有効加湿量(kg/h)	主な機器容量(kW)		有	無	
1	AC-1-1	1F西側居室	128	研究本館	1F空調機械室(2)	51.5	46.2	3700.0	24.0	2.2	1台	○		
2	AC-1-2	1F東側居室	128	研究本館	1F空調機械室(3)	85.1	76.7	6200.0	40.2	5.5	1台	○		
3	AC-1-3-A,B	1Fアトリウム	128	研究本館	1F空調機械室(2)(3)	53.6	35.7	12000.0	6.4	7.5	2台	○		
4	AC-2-1	2F西側居室	128	研究本館	2F空調機械室(2)	52.9	56.0	11652.0	29.2	5	1台	○		
5	AC-2-2	2F東側居室	128	研究本館	2F空調機械室(3)	62.0	55.7	4500.0	29.2	4	1台	○		
6	AC-3-1	3F西側居室	128	研究本館	3F空調機械室(2)	52.9	56.0	11652.0	27.2	5	1台	○		
7	AC-3-2	3F東側居室	128	研究本館	3F空調機械室(3)	69.3	62.0	5000.0	32.4	4	1台	○		
8	AC-4-1	4F西側居室(国際会議室)	128	研究本館	4F空調機械室(2)	75.6	68.3	5500.0	35.6	4	1台	○		停止中
9	AC-4-2	4F東側居室	128	研究本館	4F空調機械室(3)	69.3	62.0	5000.0	32.4	4	1台	○		
10	ACC-KYO-1	1F原子周波数標準G居室	134	2号館	E102空調機械室	26.1	24.7	2,600	10.5	1.5	1台		○	
11	ACC-KYO-2	2F測定技術G居室	134	2号館	E202空調機械室	21.3	17.2	3,000	5.3	1.5	1台		○	
12	ACC-KYO-3	3F日本標準時G居室	134	2号館	E302空調機械室	23.0	17.6	3,000	7.3	1.5	1台		○	
13	ACC-KYO-4	4F時間周波数計測G居室	134	2号館	E402空調機械室	21.8	18.1	2,600	7.3	2	1台		○	
14	ACC-KA-1	1F準天頂衛星G居室	134	2号館	E101前廊下PS内	24.7	16.1	3,400	3.8	2	1台		○	
15	ACC-KA-2	1FﾀｲﾑｽﾀﾝﾌﾟﾌﾟﾗｯﾄﾎｰﾑG居室	134	2号館	E105前廊下PS内	24.7	15.7	3,400	3.8	2	1台		○	
16	ACC-KA-3	1FﾀｲﾑｽﾀﾝﾌﾟﾌﾟﾗｯﾄﾎｰﾑG居室	134	2号館	1F西入口前PS内	12.1	8.1	1,700	1.9	2	1台		○	
17	ACC-KA-4	1F準天頂衛星G実験室・共用会議室	134	2号館	E111前廊下PS内	24.7	16.1	3,400	3.8	2	1台		○	
18	ACC-KA-5	2F共用会議室	134	2号館	E207前廊下PS内	16.1	12.3	1,800	3.8	2	1台		○	

【３．機械】―３　空気調和等関連機器

（３）ユニット形空気調和機・コンパクト形空気調和機（空気清浄装置を含む。）

No.	記号（図面上）	系統名	設置場所			仕様					数量	空気清浄装置の有無		備 考
			棟番号	建物名	場所	冷房能力(kW)	暖房能力(kW)	風量(m3/h)	有効加湿量(kg/h)	主な機器容量(kW)		有	無	
19	ACC-GS-1A	1F一次周波数標準器室(1) ｼｰﾙﾄﾞ	134	２号館	W201空調機械室	18.0	10.0	4,500	0.9	4	１台		○	
20	ACC-GS-1B	1F一次周波数標準器室(1) ｼｰﾙﾄﾞ	134	２号館	W201空調機械室	18.0	10.0	4,500	0.9	4	１台		○	
21	ACC-GS-2A	1F一次周波数標準器室(2)	134	２号館	W201空調機械室	18.0	10.5	4,500	0.9	4	１台		○	
22	ACC-GS-2B	1F一次周波数標準器室(2)	134	２号館	W201空調機械室	18.0	10.5	4,500	0.9	4	１台		○	
23	ACC-GS-3	1F基礎実験室(1)	134	２号館	W201空調機械室	19.0	8.0	4,500	1.5	4	１台		○	
24	ACC-GS-4	1F基礎実験室(2)	134	２号館	W201空調機械室	19.0	8.5	4,500	1.5	4	１台		○	
25	ACC-GS-5	1F基礎実験室(3)	134	２号館	W201空調機械室	19.0	8.0	4,500	1.5	4	１台		○	
26	ACC-GS-6	1F工作室	134	２号館	W201空調機械室	7.8	6.8	1,800	0.8	1	１台		○	
27	ACC-GS-7	1F廊下	134	２号館	W201空調機械室	7.8	6.8	1,800	0.8	1	１台		○	
28	ACC-SG－1-1	2F較正室	134	２号館	E203入口脇PS内	17.0	7.0	4,500	0.6	3.7	１台		○	
29	ACC-SG－1-2	2F較正室	134	２号館	E203入口脇PS内	17.0	7.0	4,500	0.6	3.7	１台		○	
30	ACC-SG－2-1	2F実験室両用室	134	２号館	E205入口脇PS内	7.5	3.1	2,000	0.8	0.75	１台		○	
31	ACC-SG－2-2	2F実験室両用室	134	２号館	E205入口脇PS内	7.5	3.1	2,000	0.8	0.75	１台		○	
32	ACC-GYO－1	2F業務管理室･主管室	134	２号館	E209出入口PS内	10.7	7.7	2,200	1.5	1.5	１台		○	
33	ACC-NH－1-1	3F原器室(1)～(4)ｼｰﾙﾄﾞﾙｰﾑ	134	２号館	E301前室機械室	34.5	22.0	9,000	1.3	7.5	１台		○	
34	ACC-NH－1-2	3F原器室(1)～(4)ｼｰﾙﾄﾞﾙｰﾑ	134	２号館	E301前室機械室	34.5	22.0	9,000	1.3	7.5	１台		○	
35	ACC-NH－1-3	3F原器室(1)～(4)ｼｰﾙﾄﾞﾙｰﾑ	134	２号館	E301前室機械室	34.5	22.0	9,000	1.3	7.5	１台		○	
36	ACC-NH－2A	3F計測ｼｽﾃﾑ室　ｼｰﾙﾄﾞﾙｰﾑ	134	２号館	E303入口脇PS内	19.0	11.5	5,000	0.6	3.7	１台		○	

【３．機械】―３　空気調和等関連機器

（３）ユニット形空気調和機・コンパクト形空気調和機（空気清浄装置を含む。）

No.	記号（図面上）	系統名	設置場所			仕様					数量	空気清浄装置の有無		備 考
			棟番号	建物名	場所	冷房能力(kW)	暖房能力(kW)	風量(m3/h)	有効加湿量(kg/h)	主な機器容量(kW)		有	無	
37	ACC-NH－2B	3F計測ｼｽﾃﾑ室　ｼｰﾙﾄﾞﾙｰﾑ	134	２号館	E305入口脇PS内	19.0	11.5	5,000	0.6	3.7	１台		○	
38	ACC-NH－3	3F長波局監視室ｼｰﾙﾄﾞﾙｰﾑ	134	２号館	E307入口脇PS内	22.0	11.0	5,000	0.7	3.7	１台		○	
39	ACC-NH－4	3F電子時刻認証室ｼｰﾙﾄﾞﾙｰﾑ	134	２号館	E309入口脇PS内	17.5	5.0	4,500	0.7	3.7	１台		○	
40	ACC-NH－5	3F時刻比較室ｼｰﾙﾄﾞﾙｰﾑ	134	２号館	E311入口脇PS内	18.0	6.0	4,500	1.1	3.7	１台		○	
41	ACC-NH－6	3F試験室ｼｰﾙﾄﾞﾙｰﾑ	134	２号館	E313入口脇PS内	19.0	6.5	4,500	1.5	3.7	１台		○	
42	ACC-NH－7	4FTSA実験室	134	２号館	E411前廊下PS内	8.0	3.7	2,200	0.6	1.5	１台		○	
43	ACC-NH－8	4F一般実験室	134	２号館	E413前廊下PS内	8.0	3.7	2,200	0.6	1.5	１台		○	
44	ACC-NH－9	4Fデータ保管室ｼｰﾙﾄﾞﾙｰﾑ	134	２号館	E415前廊下PS内	6.8	4.0	1,800	0.4	0.75	１台		○	
45	ACC-JS－1	4F国際時刻比較実験室	134	２号館	E401前廊下PS内	21.5	10.0	5,000	1.5	3.7	１台		○	
46	ACC-JS－2	4F衛星時刻比較実験室	134	２号館	E403前廊下PS内	21.0	10.0	5,000	1.5	3.7	１台		○	
47	ACC-JS－3	4Fデータ解析実験室	134	２号館	E405前廊下PS内	6.1	3.1	1,500	0.4	1.5	１台		○	
48	ACC-JS－4	4F精密計測用恒温室ｼｰﾙﾄﾞﾙｰﾑ	134	２号館	E407前廊下PS内	20.0	11.5	5,000	1.1	3.7	１台		○	
49	ACC-JS－5	4F環境試験実験室	134	２号館	E409廊下PS内	3.6	3.3	800	0.4	0.75	１台		○	
50	ACP101-1～5	2F実験用両用室	134	２号館							７台		○	
51	AHU-WB101-B2F	B2F大型電波暗室	140	３号館	B2F空調機械室	111.2	32.0	28400.0	3.4	22	１台		○	
52	AHU-WB102-B1F	B1F測定室	140	３号館	B1F前室	12.2	4.0	2800.0	1.0	1.5	１台		○	
53	OAHU-B1-B2F	B2Fふく射ﾊﾟﾈﾙ	140	３号館	B2F熱源機械室2	77.9	29.8	11300.0	12.2	11	１台		○	
54	AHU-B101-B1F	B1FB101室	140	３号館	B1F空調機械室1	25.4	14.7	3900.0	6.6	2.2	１台		○	

（３）ユニット形空気調和機・コンパクト形空気調和機（空気清浄装置を含む。）

No.	記号（図面上）	系統名	設置場所			仕様					数量	空気清浄装置の有無		備 考
			棟番号	建物名	場所	冷房能力(kW)	暖房能力(kW)	風量(m3/h)	有効加湿量(kg/h)	主な機器容量(kW)		有	無	
55	AHU-B103-B1F	B1F103室	140	３号館	B1F空調機械室2	16.6	5.4	4100.0	1.0	2.2	１台		○	
56	AHU-B105-B1F	B1F105室	140	３号館	B1F空調機械室2	16.6	4.8	4100.0	1.0	2.2	１台		○	
57	AHU-B1071-B1F	B1F107-1室	140	３号館	B1F空調機械室2	4.5	2.9	800.0	1.0	0.4	１台		○	
58	AHU-B1072-B1F	B1F107-2室	140	３号館	B1F空調機械室2	4.4	2.2	900.0	0.6	0.4	１台		○	
59	AHU-B108-B1F	B1FB108室	140	３号館	B1F空調機械室3	23.1	20.8	5500.0	2.0	5.5	１台		○	
60	AHU-B110-B1F	B1FB110室	140	３号館	B1F空調機械室3	23.1	20.8	5500.0	2.0	5.5	１台		○	
61	AHU-B113B1F	B1FB113室	140	３号館	B1F AC1	17.8	6.4	3400.0	1.2	2.2	１台		○	
62	AHU-B1151-B1F	B1FB115-1室	140	３号館	B1F AC1	9.4	7.8	900.0	3.5	0.4	１台		○	
63	AHU-B1152-B1F	B1FB115-2室	140	３号館	B1F AC2	23.2	8.4	1700.0	5.9	1.5	１台		○	
64	AHU-B116-B1F	B1FB116室	140	３号館	B1F AC2・AC3	15.4	13.8	2800.0	1.0	2.2	３台		○	
65	AHU-B119-B1F	B1FB119室	140	３号館	B1F空調機械室2	25.6	23.0	6100.0	2.2	5.5	１台		○	
66	AHU-B121-B1F	B1FB121室	140	３号館	B1F空調機械室3	30.5	23.4	6200.0	6.0	5.5	１台		○	
67	AHU-GAR-1F	1F外来者用打合せｽﾍﾟｰｽ	140	３号館	1F空調機械室	16.6	14.4	2600.0	3.7	1.5	１台		○	
68	AHU-TEN-1F	1F展示ｽﾍﾟｰｽ	140	３号館	1F AC5	59.7	52.2	13500.0	6.5	7.5	１台		○	
69	AHU-SEM-1F	1Fｾﾐﾅｰ室	140	３号館	1F AC6	57.7	39.8	9300.0	13.4	5.5	１台		○	
70	AHU-114-1F	1F114室	140	３号館	1F AC1	10.2	4.2	2200.0	0.8	1.5	１台		○	
71	AHU-115-1F	1F115室	140	３号館	1F AC2	5.5	2.6	1300.0	0.5	0.75	１台		○	
72	AHU-116-1F	1F116室	140	３号館	1F AC2	13.5	8.6	3100.0	1.5	1.5	１台		○	

【３．機械】―３　空気調和等関連機器

（３）ユニット形空気調和機・コンパクト形空気調和機（空気清浄装置を含む。）

No.	記号（図面上）	系統名	設置場所			仕様					数量	空気清浄装置の有無		備 考
			棟番号	建物名	場所	冷房能力（kW）	暖房能力（kW）	風量（m3/h）	有効加湿量（kg/h）	主な機器容量（kW）		有	無	
73	AHU-118-1F	1F118室	140	３号館	1F AC3	15.0	6.5	3700.0	0.9	2.2	１台		○	
74	AHU-119-1F	1F119室	140	３号館	1F AC4	13.0	5.1	3200.0	0.8	1.5	１台		○	
75	AHU-120-1F	1F120室	140	３号館	1F AC3	7.7	3.9	1900.0	0.2	1.5	１台		○	
76	AHU-121-1F	1F121室	140	３号館	1F AC4	21.1	9.8	5200.0	1.2	3.7	１台		○	
77	OAHU-1-1F	1Fﾘﾌﾚｯｼｭﾗｳﾝｼﾞ	140	３号館	1F空調機械室	23.3	18.6	1700.0	10.6	1.5	１台		○	
78	AHU-313-3F	3F313室	140	３号館	3F AC1	11.8	7.1	2700.0	1.0	1.5	１台		○	
79	AHU-314-3F	3F314室	140	３号館	3F AC2	15.8	14.2	3900.0	0.5	2.2	２台		○	
80	AHU-318-3F	4F318室	140	３号館	3F AC3	16.2	14.6	4000.0	0.5	2.2	１台		○	
81	AHU-320-3F	4F320室	140	３号館	3F AC4	13.1	5.9	2900.0	1.4	1.5	１台		○	
82	AHU-412-4F	4F412室	140	３号館	4F AC2	17.9	11.4	2800.0	4.0	1.5	２台		○	
83	AHU-415-4F	4F415室	140	３号館	4F AC5	7.9	3.7	1800.0	0.6	1.5	１台		○	
84	AHU-416-4F	4F416室	140	３号館	4F AC3	9.8	4.9	2100.0	1.0	1.5	１台		○	
85	AHU-417-4F	4F417室	140	３号館	4F AC4	10.4	4.7	2500.0	0.6	1.5	１台		○	
86	AHU-419-4F	4F419室	140	３号館	4F AC5	10.1	4.0	2300.0	0.8	1.5	２台		○	
87	AHU-421-4F	4F421室	140	３号館	4F AC6	7.9	3.7	1800.0	0.6	1.5	１台		○	
88	AHU-422-4F	4F422室	140	３号館	4F AC6	8.7	4.1	2000.0	0.7	1.5	１台		○	
89	AHU-512-5F	5F512室	140	３号館	5F AC1・AC2	15.4	13.8	3800.0	0.5	2.2	２台		○	
90	AHU-514-5F	5F514室	140	３号館	5F AC2・AC3	12.6	11.3	3100.0	0.4	1.5	２台		○	

【３．機械】―３　空気調和等関連機器

（３）ユニット形空気調和機・コンパクト形空気調和機（空気清浄装置を含む。）

No.	記号（図面上）	系統名	設置場所			仕様					数量	空気清浄装置の有無		備 考
			棟番号	建物名	場所	冷房能力(kW)	暖房能力(kW)	風量(m3/h)	有効加湿量(kg/h)	主な機器容量(kW)		有	無	
91	AHU-516-5F	5F516室	140	３号館	5F AC3	12.4	9.7	2800.0	1.7	1.5	１台		○	
92	AHU-517-5F	5F517室	140	３号館	5F AC4	12.2	10.9	3000.0	0.7	1.5	２台		○	
93	AHU-519-5F	5F519室	140	３号館	5F AC5	12.6	11.3	3100.0	0.4	1.5	２台		○	
94	AHU-521-5F	5F521室	140	３号館	5F AC6	12.6	11.3	3100.0	0.4	1.5	２台		○	
95	AHU-615-6F	6F615室	140	３号館	6F AC3	12.7	7.2	2900.0	1.0	2.2	１台		○	
96	AHU-617-6F	6F617室	140	３号館	6F AC4	12.7	7.2	2900.0	1.0	1.5	１台		○	
97	AHU-619-6F	6F619室	140	３号館	6F AC5	12.7	7.2	2900.0	1.0	1.5	１台		○	
98	AHU-621-6F	6F621室	140	３号館	6F AC6	13.5	7.7	3100.0	1.1	2.2	１台		○	

【３．機械】―３　空気調和等関連機器

（３）ユニット形空気調和機・コンパクト形空気調和機（空気清浄装置を含む。）

No.	記号（図面上）	系統名	設置場所			仕様					数量	空気清浄装置の有無		備 考
			棟番号	建物名	場所	冷房能力(kW)	暖房能力(kW)	風量(m3/h)	有効加湿量(kg/h)	主な機器容量(kW)		有	無	
99	OAHU-1-RF	2～6Fﾘﾌﾚｯｼｭﾗｳﾝｼﾞ・会議室	140	３号館	RF 屋上	30.9	20.3	3600.0	10.9	2.2	1 台		○	
100	OAHU-2-RF	1～6F廊下	140	３号館	RF 屋上	151.4	120.9	10550.0	65.8	5.5	1 台		○	
101	OHU-1F-OA	1～3F諸室	140	３号館	RF	197.1	153.3	14050.0	98.4	5.5	1 台		○	
102	ACU-1	4号館大会議室	97	４号館	1F空調機械室	127.2	113.5	21140.0	―	11	1 台	○		
103	ACU-2	4号館C2ｾﾝﾀｰ	97	４号館	1F空調機械室	10.2	14.2	2000.0	―	1	1 台	○		
104	ACU-3	4号館外気処理(各居室)	97	４号館	B1F機械室	77.7	84.8	7520.0	―	6	1 台	○		
105	AC-1	5号館外気処理(各階ロビー)	123	５号館	RF	48.1	58.5	4760.0	―	4	1 台	○		
106	AHU-1F-OP1,2	IFQKDﾈｯﾄﾜｰｸｵﾍﾟﾚｰｼｮﾝ室	147	量子ｾｷｭﾘﾃｨ・協創棟	屋外北側	11.6	7.2	1500.0	3.0	0.75	2 台		○	
107	AHU-1F-SR1,2	1Fサーバールーム	147	量子ｾｷｭﾘﾃｨ・協創棟	屋外北側	19.3	6.0	4600.0	2.9	2.2	2 台		○	
108	AHU-1F-NW1,2	1F量子暗号実験室1･2	147	量子ｾｷｭﾘﾃｨ・協創棟	屋外北側	69.1	22.8	17900.0	7.4	11	2 台		○	
109	AHU-1F-TN1,2	1Fﾄﾗｽﾃｯﾄﾞｿｰﾄﾞ環境模擬室・前室	147	量子ｾｷｭﾘﾃｨ・協創棟	屋外北側	43.5	13.9	11000.0	5.4	5.5	2 台		○	
110	AHU-1F-QKD1,2	1FQKDﾓｼﾞｭｰﾙ実験室・測定室・前室	147	量子ｾｷｭﾘﾃｨ・協創棟	屋外北側	27.1	11.2	6500.0	7.9	3.7	2 台		○	
111	AHU-1F-UPS1,2	1FUPS室	147	量子ｾｷｭﾘﾃｨ・協創棟	1F UPS室	25.4	-	4300.0	-	3.7	2 台		○	
112	AHU-2F-E	2Fｻｲﾊﾞｰｾｷｭﾘﾃｨ研究室	147	量子ｾｷｭﾘﾃｨ・協創棟	2F ACMR1	65.0	30.9	14500.0	-	1.5x4+0.75	1 台		○	
113	AHU-2F-W	2F量子ICT研究室	147	量子ｾｷｭﾘﾃｨ・協創棟	2F ACMR2	59.7	27.6	13200.0	-	1.5x4	1 台		○	
114	AHU-3F-E	3F協創ｽﾍﾟｰｽ(東)	147	量子ｾｷｭﾘﾃｨ・協創棟	3F ACMR1	61.5	33.6	17000.0	-	1.5x4+0.75	1 台		○	
115	AHU-3F-W	3F協創ｽﾍﾟｰｽ(西)	147	量子ｾｷｭﾘﾃｨ・協創棟	3F ACMR1	52.5	29.5	11700.0	-	1.5x4	1 台		○	
計											128 台	13	102	

【３．機械】―３　空気調和等関連機器

（４）ファンコイルユニット

No.	記号（図面上）	設置場所			型式	数量	備 考
		棟番号	建物名	場所			
1	FCU-2	128	研究本館	各階居室・共通部	ﾌｧﾝｺｲﾙ天井カセット型・隠蔽ダクト型	16 台	
2	FCU-3	128	研究本館	各階居室・共通部	ﾌｧﾝｺｲﾙ天井カセット型・隠蔽ダクト型	14 台	
3	FCU-4	128	研究本館	各階居室・共通部	ﾌｧﾝｺｲﾙ天井カセット型・隠蔽ダクト型	16 台	
4	FCU-6	128	研究本館	各階居室・共通部	ﾌｧﾝｺｲﾙ天井カセット型・隠蔽ダクト型	146 台	
5	FCU-8	128	研究本館	各階居室・共通部	ﾌｧﾝｺｲﾙ天井カセット型・隠蔽ダクト型	93 台	
6	FCU-12	128	研究本館	各階居室・共通部	ﾌｧﾝｺｲﾙ天井カセット型・隠蔽ダクト型	8 台	
7	FCU	134	２号館	1F居室・共通部	ﾌｧﾝｺｲﾙ天井カセット型	9 台	
8	FCU	134	２号館	1F居室・共通部	ﾌｧﾝｺｲﾙ天井隠蔽ダクト型	10 台	
9	FCU	134	２号館	2F居室・共通部	ﾌｧﾝｺｲﾙ天井カセット型	2 台	
10	FCU	134	２号館	2F居室・共通部	ﾌｧﾝｺｲﾙ天井隠蔽ダクト型	6 台	
11	FCU	134	２号館	3F居室・共通部	ﾌｧﾝｺｲﾙ天井カセット型	4 台	
12	FCU	134	２号館	3F居室・共通部	ﾌｧﾝｺｲﾙ天井隠蔽ダクト型	7 台	
13	FCU	134	２号館	4F居室・共通部	ﾌｧﾝｺｲﾙ天井カセット型	4 台	
14	FCU	134	２号館	4F居室・共通部	ﾌｧﾝｺｲﾙ天井隠蔽ダクト型	7 台	
15	FCU-CK-12	140	３号館	各階居室・共通部	ﾌｧﾝｺｲﾙ天井隠蔽ダクト型	4 台	
16	FCU-CID-4	140	３号館	各階居室・共通部	ﾌｧﾝｺｲﾙ天井隠蔽ダクト型	4 台	
17	FCU-CID-6	140	３号館	各階居室・共通部	ﾌｧﾝｺｲﾙ天井隠蔽ダクト型	4 台	
18	FCU-CID-8	140	３号館	各階居室・共通部	ﾌｧﾝｺｲﾙ天井隠蔽ダクト型	28 台	
19	FCU-CID-12	140	３号館	各階居室・共通部	ﾌｧﾝｺｲﾙ天井隠蔽ダクト型	4 台	
20	FCU-1F-ME	147	量子ｾｷｭﾘﾃｨ・協創棟	1F量子ICTｺﾗﾎﾞﾚｰｼｮﾝﾙｰﾑ	ﾌｧﾝｺｲﾙ天井隠蔽ダクト型	4 台	
21	FCU-1F-KOM	147	量子ｾｷｭﾘﾃｨ・協創棟	1F更衣室(M)	ﾌｧﾝｺｲﾙ天井隠蔽ダクト型	1 台	
22	FCU-1F-KOW	147	量子ｾｷｭﾘﾃｨ・協創棟	1F更衣室(W)	ﾌｧﾝｺｲﾙ天井隠蔽ダクト型	1 台	
23	FCU-1F-EN	147	量子ｾｷｭﾘﾃｨ・協創棟	1Fエントランスホール	ﾌｧﾝｺｲﾙ天井隠蔽ダクト型	6 台	
24	FCU-1F-RO	147	量子ｾｷｭﾘﾃｨ・協創棟	1F廊下2	ﾌｧﾝｺｲﾙ天井隠蔽ダクト型	1 台	
25	FCU-1F-EPS	147	量子ｾｷｭﾘﾃｨ・協創棟	1F情報用EPS	ﾌｧﾝｺｲﾙ天井隠蔽ダクト型	1 台	
26	FCU-2F-N	147	量子ｾｷｭﾘﾃｨ・協創棟	2F北側ペリカウンター	ﾌｧﾝｺｲﾙローボーイ隠蔽型	7 台	
27	FCU-2F-HA	147	量子ｾｷｭﾘﾃｨ・協創棟	2Fラウンジ	ﾌｧﾝｺｲﾙ天井隠蔽ダクト型	4 台	
28	FCU-2F-EPS	147	量子ｾｷｭﾘﾃｨ・協創棟	2F情報用EPS	ﾌｧﾝｺｲﾙ天井隠蔽ダクト型	1 台	
29	FCU-3F-N	147	量子ｾｷｭﾘﾃｨ・協創棟	3F北側ペリカウンター	ﾌｧﾝｺｲﾙローボーイ隠蔽型	7 台	
30	FCU-3F-EPS	147	量子ｾｷｭﾘﾃｨ・協創棟	3F情報用EPS	ﾌｧﾝｺｲﾙ天井隠蔽ダクト型	1 台	
計						420 台	

【３．機械】―３　空気調和等関連機器
（５）ポンプ（空調用）

No.	記号（図面上）	設置場所			仕様							数量	備考
		棟番号	建物名	場所	用途	型式	口径 mmφ	流量 L/min	揚程 kPa	電源	出力 kW		
1	―	97	４号館	1F空調機械室	冷温水用ポンプ	小型渦巻ポンプ	65.0	700.0	170.0	AC3φ200V	3.7	2 台	
2	―	123	５号館	5Fファンルーム	冷温水用ポンプ	小型渦巻ポンプ	50.0	190.0	130.0	AC3φ200V	2.2	1 台	
3	PCD-1	128	研究本館	B1F空調機械室2	冷却水ポンプ	小型渦巻ポンプ	80.0	960.0	―	AC3φ200V	7.5	2 台	
4	PB-1	128	研究本館	B1F空調機械室2	ブラインポンプ	小型渦巻ポンプ	80.0	690.0	―	AC3φ200V	15	2 台	
5	PB-2	128	研究本館	B1F空調機械室2	ブラインポンプ	小型渦巻ポンプ	80.0	440.0	―	AC3φ200V	8	2 台	
6	PC-1	128	研究本館	B1F空調機械室1	冷水用ポンプ	小型渦巻ポンプ	80.0	560.0	―	AC3φ200V	6	2 台	
7	PC-2	128	研究本館	B1F空調機械室1	冷水用ポンプ	小型渦巻ポンプ	80.0	410.0	―	AC3φ200V	6	2 台	
8	PCH-1	128	研究本館	B1F空調機械室1	冷温水用ポンプ	小型渦巻ポンプ	80.0	550.0	―	AC3φ200V	4	3 台	
9	CP-1-1	134	２号館	1F熱源機械室	冷水一次ポンプ	小型渦巻ポンプ	80.0	1000.0	205.0	AC3φ200V	8	2 台	
10	CP-1-2	134	２号館	2F熱源機械室	冷水一次ポンプ	小型渦巻ポンプ	65.0	505.0	430.0	AC3φ200V	8	2 台	
11	CP-2-1	134	２号館	3F熱源機械室	冷水二次ポンプ	小型渦巻ポンプ	80.0	625.0	526.0	AC3φ200V	15	5 台	
12	HP-2-1	134	２号館	4F熱源機械室	温水循環ポンプ	小型渦巻ポンプ	80.0	840.0	280.0	AC3φ200V	11	1 台	
13	HP-2-2	134	２号館	5F熱源機械室	温水循環ポンプ	小型渦巻ポンプ	80.0	660.0	280.0	AC3φ200V	8	2 台	
14	HP-2-3	134	２号館	6F熱源機械室	温水循環ポンプ	小型渦巻ポンプ	50.0	267.0	280.0	AC3φ200V	4	1 台	
15	CDP-1	134	２号館	2F冷却関連機械室	冷却水ポンプ	小型渦巻ポンプ	100.0	1710.0	236.0	AC3φ200V	15	2 台	
16	CHP-1	140	３号館	B2F熱源機械室	冷温水一次ポンプ	小型渦巻ポンプ	80.0	870.0	130.0	AC3φ200V	4	1 台	
17	CP-1-1	140	３号館	B2F熱源機械室	冷水一次ポンプ	小型渦巻ポンプ	80.0	590.0	100.0	AC3φ200V	2	1 台	
18	CP-1-2	140	３号館	B2F熱源機械室	冷水一次ポンプ	小型渦巻ポンプ	80.0	620.0	100.0	AC3φ200V	2	1 台	
19	CP-2-1	140	３号館	B2F熱源機械室	冷水二次ポンプ	小型渦巻ポンプ	80.0	700.0	400.0	AC3φ200V	11	3 台	
20	HP-1-1	140	３号館	B2F熱源機械室	温水一次ポンプ	小型渦巻ポンプ	80.0	770.0	200.0	AC3φ200V	5.5	1 台	
21	HP-1-2	140	３号館	B2F熱源機械室	温水一次ポンプ	小型渦巻ﾗｲﾝﾎﾟﾝﾌﾟ	65.0	600.0	200.0	AC3φ200V	3.7	2 台	
22	HP-2-1	140	３号館	B2F熱源機械室	温水二次ポンプ	小型渦巻ポンプ	80.0	870.0	200.0	AC3φ200V	11	3 台	
23	CDP-1	140	３号館	B2F熱源機械室	冷却水ポンプ	小型渦巻ポンプ	150.0	1630.0	300.0	AC3φ200V	26	1 台	
24	CDP-2	140	３号館	B2F熱源機械室	冷却水ポンプ	小型渦巻ポンプ	80.0	770.0	300.0	AC3φ200V	11	1 台	
25	CDP-3	140	３号館	B2F熱源機械室	冷却水ポンプ	小型渦巻ポンプ	125.0	1120.0	400.0	AC3φ200V	22	1 台	
26	CDP-4	140	３号館	RF	冷却水ポンプ	小型渦巻ﾗｲﾝﾎﾟﾝﾌﾟ	40.0	100.0	300.0	AC3φ200V	2.2	1 台	
27	CHP-TF-1	140	３号館	―	天井輻射空調	冷温水ポンプ	80A	420	200	―	5.5	1 台	
28	CHP-TF-2	140	３号館	―	天井輻射空調	冷温水ポンプ	80A	420	200	―	5.5	1 台	
29	MC-1F-1～8	147	量子ｾｷｭﾘﾃｨ・協創棟	屋外北側	冷温水用ポンプ	渦巻ﾗｲﾝポンプ	HP熱源機内蔵			AC3φ400V	3.7	8 台	
計												57 台	

【３．機械】―３　空気調和等関連機器
（６）送風機

No.	記号（図面上）	設置場所			仕様				数量	備考
		棟番号	建物名	場所	型式	風量 (m^3/h)	出力 (KW)	系統		
1	FS-1	128	研究本館	受水槽室	片吸込床置	18000.0	5.5	電気室給気	1 台	
2	FE-1	128	研究本館	地下電気室	片吸込天吊	18000.0	5.5	電気室排気	1 台	
3	FS-2	128	研究本館	1F空調機械室(3)	片吸込床置	16300.0	3.7	機械室(1)(2)・受水槽室給気	1 台	
4	FE-2	128	研究本館	地下機械室(2)	片吸込床置	16300.0	5.5	機械室(1)(2)・受水槽室排気	1 台	
5	FS-3	128	研究本館	地下機械室(2)	片吸込天吊	6100.0	1.5	地下EV機械室(1)給気	1 台	
6	FE-3	128	研究本館	地下機械室(2)	片吸込床置	6100.0	2.2	地下EV機械室(1)排気	1 台	
7	FS-4	128	研究本館	受水槽室	片吸込天吊	3200.0	0.8	地下EV機械室(2)給気	1 台	
8	FE-4	128	研究本館	地下機械室(2)	片吸込床置			地下EV機械室(2)排気	1 台	
9	FS-5	128	研究本館	地下機械室(2)	片吸込天吊	3200.0	0.8	地下MDF室給気	1 台	
10	FE-5	128	研究本館	地下機械室(2)	片吸込床置	3200.0	0.8	地下MDF室排気	1 台	
11	FS-7	128	研究本館	自家発電室	斜流　天吊	1200.0	0.3	自家発電室給気	1 台	
12	FE-15	128	研究本館	自家発電室	斜流　天吊	750.0	0.2	自家発電室排気	1 台	
13	FS-8	128	研究本館	監視室	斜流　天吊	100.0	0.1	監視室給気	1 台	
14	FE-16	128	研究本館	地下備品庫	斜流　天吊	750.0	0.2	地下備品庫排気	1 台	
15	FS-6	128	研究本館	1F倉庫(2)	斜流　天吊	1250.0	0.3	1F倉庫(2)・3,4F倉庫(3)給気	3 台	
16	FE-6	128	研究本館	1F倉庫(2)	斜流　天吊	1250.0	0.2	1F倉庫(2)・3,4F倉庫(3)排気	3 台	
17	FS-9	128	研究本館	1F空調機械室(1)	斜流　天吊	500.0	0.3	1F空調機械室(1)給気	1 台	
18	FE-19	128	研究本館	1F空調機械室(1)	斜流　天吊	500.0	0.3	1F空調機械室(1)排気	1 台	
19	FE-7	128	研究本館	3F倉庫(2)	斜流　天吊	700.0	0.2	3F倉庫(2)排気	1 台	
20	FE-8	128	研究本館	4F倉庫(1)(2)	斜流　天吊	400.0	0.1	4F倉庫(1)(2)排気	1 台	
21	FE-9	128	研究本館	3F倉庫(1)	斜流　天吊	550.0	0.1	3F倉庫(1)排気	1 台	
22	FE-10	128	研究本館	1F倉庫(1)	斜流　天吊	250.0	0.1	1F倉庫(1)排気	1 台	
23	FE-11	128	研究本館	2F倉庫	斜流　天吊	150.0	0.1	1F倉庫排気	1 台	
24	FE-12	128	研究本館	1-4F男子便所(2) 女子便所(2)	遠心送風機　天吊	1200.0	0.4	1-4F男子便所(2),女子便所(2)排気	8 台	
25	FE-13	128	研究本館	1-4F男子便所(1) 女子便所(1)	遠心送風機　天吊	1000.0	0.2	1-4F男子便所(1),女子便所(1)排気	8 台	
26	FE-14	128	研究本館	1～4F湯沸室・喫茶厨房	遠心送風機　天吊	900.0	0.2	1～4F湯沸室・喫茶厨房排気	1 台	

【３．機械】―３　空気調和等関連機器

（６）送風機

No.	記号（図面上）	設置場所			仕様				数量	備考
		棟番号	建物名	場所	型式	風量 (m^3/h)	出力 (KW)	系統		
27	FMS-1	128	研究本館	屋上機械室(1)	遠心式 多翼式	23800.0	5.5	西系統排煙	1 台	
28	FMS-2	128	研究本館	屋上機械室(2)	遠心式 多翼式	41600.0		東系統排煙	1 台	
29	FS-1	97	４号館	地下空調機械室	多翼型(片吸込)天吊	7500.0	2.2	電気室給気	1 台	
30	FE-1	97	４号館	地下空調機械室	多翼型(片吸込)天吊	7500.0	1.5	電気室排気	1 台	
31	FS-2	97	４号館	地下空調機械室	多翼型(片吸込)天吊	7000.0	2.2	室内給気	1 台	
32	FE-2	97	４号館	地下空調機械室	多翼型(片吸込)天吊	7000.0	1.5	室内排気	1 台	
33	FS-3	97	４号館	地下空調機械室	多翼型(片吸込)天吊	2100.0	0.2	地下ﾎﾞｲﾗｰ室給気	1 台	
34	FE-3	97	４号館	地下空調機械室	多翼型(片吸込)天吊	1000.0	0.2	地下ﾎﾞｲﾗｰ室排気	1 台	
35	FS-4	97	４号館	1F空調機械室	多翼型(片吸込)天吊	1000.0	0.2	室内給気	1 台	
36	FE-4	97	４号館	1F空調機械室	多翼型(片吸込)天吊	1500.0	0.4	室内排気	1 台	
37	FE-5	97	４号館	塔屋階ﾌｧﾝﾙｰﾑ	片吸込ｼﾛｯｺS　天吊	3500.0	0.8	AEX-2排気	1 台	
38	FE-6	97	４号館	塔屋階ﾌｧﾝﾙｰﾑ	片吸込ｼﾛｯｺS　天吊	1400.0	0.4	1-4F湯沸室排気	1 台	
39	FE-7	97	４号館	塔屋階ﾌｧﾝﾙｰﾑ	片吸込ｼﾛｯｺS　天吊	1840.0	0.4	1-4F便所排気	1 台	
40	FE-8	97	４号館	会議室系2F便所	多翼型(片吸込)天吊		0.2	便所排気	1 台	
41	FE-9	97	４号館	会議室系給湯室1F	多翼型(片吸込)天吊	260.0	0.2	室内排気	1 台	
42	FE-10	97	４号館	会議室系給湯室2F	多翼型(片吸込)天吊	260.0	0.2	室内排気	1 台	
43	FE-11	97	４号館	1F空調機械室	多翼型(片吸込)天吊	400.0	0.2	室内排気	1 台	
44	FE-12	97	４号館	1F空調機械室	多翼型(片吸込)天吊	350.0	0.2	室内排気	1 台	
45	FCA-1	97	４号館	3Fﾌｧﾝﾙｰﾑ	片吸込ｼﾛｯｺS　天吊	8930.0	5.5		1 台	
46	FCA-2	97	４号館	3Fﾌｧﾝﾙｰﾑ	片吸込ｼﾛｯｺS　天吊	6700.0	3.7		1 台	
47	FE-1	123	５号館	1F電気室101室	片吸込ｼﾛｯｺS　天吊	2400.0	0.4	室内排気	1 台	
48	FS-1	123	５号館	1F電気室101室	片吸込ｼﾛｯｺS　天吊	2400.0	0.4	室内給気	1 台	
49	FE-2	123	５号館	1F受水槽室103室	片吸込ｼﾛｯｺS　天吊	3040.0	0.8	室内排気	1 台	
50	FS-2	123	５号館	1F受水槽室　103室	片吸込ｼﾛｯｺS　天吊	3040.0	0.8	室内給気	1 台	
51	FE-8	123	５号館	5Fﾌｧﾝﾙｰﾑ	片吸込ｼﾛｯｺS　床置	3970.0	1.5	排気(便所系)	1 台	
52	FE-3	123	５号館	1F湯沸室・各階談話室	ﾚﾝｼﾞﾌｰﾄﾞﾌｧﾝ　天吊	540.0	0.1	室内排気	1 台	
53	FE-6	123	５号館	5F空調機械室	斜流ﾀﾞｸﾄﾌｧﾝ　天吊	1350.0	1.5	室内排気	1 台	
54	FS-3	123	５号館	5F空調機械室	斜流ﾀﾞｸﾄﾌｧﾝ　天吊	1350.0	1.5	室内給気	1 台	
55	FE-7	123	５号館	5Fﾌｧﾝﾙｰﾑ	斜流ﾀﾞｸﾄﾌｧﾝ　天吊	360.0	0.1	室内排気	1 台	
56	FS-4	123	５号館	5Fﾌｧﾝﾙｰﾑ	斜流ﾀﾞｸﾄﾌｧﾝ　天吊	360.0	0.1	室内給気	1 台	
57	FS-2	127	６号館	電気室	遠心送風機　天吊	2400.0	0.4	室内給気	1 台	
58	FE-4	127	６号館	電気室	遠心送風機　天吊	2400.0	0.4	室内排気	1 台	
59	FE-1	127	６号館	各階ﾘﾌﾚｯｼｭﾙｰﾑ	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機	500.0	0.2	室内排気	4 台	

（６）送風機

No.	記号（図面上）	設置場所			仕様				数量	備考
		棟番号	建物名	場所	型式	風量 (m^3/h)	出力 (KW)	系統		
60	FE-2	127	6 号館	各階便所	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機	1050.0	0.2	室内排気	4 台	
61	FE-3	127	6 号館	受水槽室	遠心送風機 天吊	800.0	0.2	室内排気	1 台	
62	FS-1	127	6 号館	受水槽室	遠心送風機 天吊	800.0	0.4	室内給気	1 台	
63	FE-5	127	6 号館	1,3,4F倉庫･2F喫煙室	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機	500.0	0.2	室内排気	4 台	
64	FE-7	127	6 号館	5F倉庫	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機	350.0	0.1	室内排気	1 台	
65	FE-6	127	6 号館	ｴﾚﾍﾞｰﾀｰ機械室	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機	900.0	0.4	室内排気	1 台	
66	FS-3	127	6 号館	ｴﾚﾍﾞｰﾀｰ機械室	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機	900.0	0.4	室内給気	1 台	
67	FE-11	127	6 号館	2階実験室205	天井埋込型換気扇	300.0	0.4		1 台	
68	FE-12	127	6 号館	2階実験室207	天井埋込型換気扇	300.0	0.4		1 台	
69	FE-13	127	6 号館	2階実験室201	天井埋込型換気扇	300.0	0.4		1 台	
70	FS-NET-1	134	2 号館	1F熱源機械室 (2)	遠心多翼送風機 天吊 片吸込形 #3 1/2	7500.0	2.2	1F熱源機械室 (1)	1 台	
71	FE-NET-1	134	2 号館	1F熱源機械室 (1)	遠心多翼送風機 天吊 片吸込形 #3	6300.0	2.2	1F熱源機械室 (1)	1 n/m	
72	FS-NET-2	134	2 号館	1F熱源機械室 (2)	遠心多翼送風機 天吊 片吸込形 #3	3400.0	0.8	1F熱源機械室 (2)	1 台	
73	FE-NET-2	134	2 号館	1F熱源機械室 (1)	遠心多翼送風機 天吊 片吸込形 #2 1/2	2600.0	0.8	1F熱源機械室 (2)	1 台	
74	FS-JIK-1	134	2 号館	2F自家発電気室	遠心多翼送風機 天吊 片吸込形 #3 1/2	6000.0	2.2	2F自家発電室（常用）	1 台	
75	FE-JIK-1	134	2 号館	2F自家発電室 （常用）	遠心多翼送風機 天吊 片吸込形 #3	6000.0	1.5	2F自家発電室（常用）	1 台	
76	FS-REI-1	134	2 号館	2F冷却関連機械室	遠心多翼送風機 天吊 片吸込形 #2 1/2	3700.0	0.8	2F冷却関連機械室	1 台	
77	FE-REI-1	134	2 号館	2F冷却関連機械室	遠心多翼送風機 天吊 片吸込形 #2 1/2	3700.0	0.8	2F冷却関連機械室	1 台	
78	FS-AC-1	134	2 号館	2F空調機械室	遠心多翼送風機 床置 片吸込形 #2	1600.0	0.4	2F空調機械室	1 台	
79	FE-AC-1	134	2 号館	2F空調機械室	遠心多翼送風機 床置 片吸込形 #2	1600.0	0.4	2F空調機械室	1 台	
80	FS-DEN-1	134	2 号館	3F電気室	遠心多翼送風機 天吊 片吸込形 #3	7000.0	2.2	3F電気室	1 台	
81	FE-DEN-1	134	2 号館	3F電気室 拡張ｽﾍﾟｰｽ	遠心多翼送風機 天吊 片吸込形 #3 1/2	7000.0	1.5	3F電気室	1 台	
82	FS-PIT-1	134	2 号館	1F空調機械室 (1)	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機 天吊	350.0	0.4	BF免振ﾋﾟｯﾄ	1 台	
83	FE-PIT-1	134	2 号館	1F熱源機械室 (1)	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機 天吊	350.0	0.4	BF免振ﾋﾟｯﾄ	1 台	

【３．機械】－３　空気調和等関連機器
（６）送風機

No.	記号（図面上）	設置場所			仕様				数量	備考
		棟番号	建物名	場所	型式	風量（m^3/h）	出力（KW）	系統		
84	FE-SM-1	134	２号館	1Fﾄｲﾚ	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	300.0	0.4	1F喫煙室	1 台	
85	FE-WC-1	134	２号館	1Fﾄｲﾚ	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	1000.0	0.4	1Fﾄｲﾚ	1 台	
86	FE-WC-2	134	２号館	2Fﾄｲﾚ	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	1000.0	0.4	2Fﾄｲﾚ	1 台	
87	FE-WC-3	134	２号館	3Fﾄｲﾚ	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	1000.0	0.4	3Fﾄｲﾚ	1 台	
88	FE-WC-4	134	２号館	4Fﾄｲﾚ	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	1000.0	0.4	4Fﾄｲﾚ	1 台	
89	FE-RO-1	134	２号館	1Fﾛｯｶｰ室	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	400.0	0.4	1Fﾛｯｶｰ室	1 台	
90	FE-RO-2	134	２号館	2Fﾛｯｶｰ室	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	400.0	0.4	2Fﾛｯｶｰ室	1 台	
91	FE-RO-3	134	２号館	3Fﾛｯｶｰ室	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	400.0	0.4	3Fﾛｯｶｰ室	1 台	
92	FE-RO-4	134	２号館	4Fﾛｯｶｰ室	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	400.0	0.4	4Fﾛｯｶｰ室	1 台	
93	FE-HW-1	134	２号館	1Fﾄｲﾚ	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	150.0	0.4	1F給湯室	1 台	
94	FE-HW-2	134	２号館	2Fﾄｲﾚ	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	150.0	0.4	2F給湯室	1 台	
95	FE-HW-3	134	２号館	3Fﾄｲﾚ	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	150.0	0.4	3F給湯室	1 台	
96	FE-HW-4	134	２号館	4Fﾄｲﾚ	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	150.0	0.4	4F給湯室	1 台	
97	FE-KA-1	134	２号館	1F会議ｽﾍﾟｰｽ（1），(2)	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	600.0	0.4	1F会議ｽﾍﾟｰｽ（1），(2)	1 台	
98	FE-KA-2	134	２号館	1F会議ｽﾍﾟｰｽ（3），(4)	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	600.0	0.4	1F会議ｽﾍﾟｰｽ（3），(4)	1 台	
99	FE-KA-3	134	２号館	1F会議ｽﾍﾟｰｽ（5）	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	300.0	0.4	1F会議ｽﾍﾟｰｽ（5）	1 台	
100	FE-KA-4	134	２号館	1F会議ｽﾍﾟｰｽ（6），(7)	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	600.0	0.4	1F会議ｽﾍﾟｰｽ（6），(7)	1 台	
101	FE-KA-5	134	２号館	2F共用会議室	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	600.0	0.4	2F共用会議室	1 台	
102	FE-GS-1	134	２号館	2F空調機械室	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	150.0	0.4	1F一次周波数機器室（1）	1 台	
103	FE-GS-2	134	２号館	2F空調機械室	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	150.0	0.4	1F一次周波数機器室（2）	1 台	
104	FE-GS-3	134	２号館	2F空調機械室	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	150.0	0.4	1F基礎研究室（1）	1 台	
105	FE-GS-4	134	２号館	2F空調機械室	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	150.0	0.4	1F基礎研究室（2）	1 台	
106	FE-GS-5	134	２号館	2F空調機械室	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	150.0	0.4	1F基礎研究室（3）	1 台	
107	FE-GS-6	134	２号館	2F空調機械室	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	120.0	0.4	1F工作室	1 台	
108	FE-GS-7	134	２号館	2F空調機械室	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	700.0	0.4	1F工作室 ﾌｰﾄﾞ排気	1 台	
109	FE-SG－1	134	２号館	2F校正室	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	60.0	0.4	2F較正室	2 台	
110	FE-SG－2	134	２号館	2F実験両用室	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	60.0	0.4	2F実験室両用室	2 台	
111	FE-GYO－1	134	２号館	2F実験両用室	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	240.0	0.4	2F主管、業務管理室	1 台	
112	FE-NH－1	134	２号館	3F原器室	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	210.0	0.4	3F原器室-1～4	1 台	
113	FE-NH－2	134	２号館	3F計測ｼｽﾃﾑ室	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	90.0	0.4	3F計測ｼｽﾃﾑ室	1 台	

（６）送風機

No.	記号（図面上）	設置場所			仕様				数量	備考
		棟番号	建物名	場所	型式	風量 (m^3/h)	出力 (KW)	系統		
114	FE-NH－3	134	２号館	3Fﾃﾚﾎﾝ JJ他	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	60.0	0.4	3Fﾃﾚﾎﾝ JJY、NTPｻｰﾊﾞｰ、長波局監視室	1 台	
115	FE-NH－4	134	２号館	3F電子時刻認証室	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	60.0	0.4	3F電子時刻認証室	1 台	
116	FE-NH－5	134	２号館	3F時刻比較室	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	90.0	0.4	3F時刻比較室	1 台	
117	FE-NH－6	134	２号館	3F周波数校正・試験室	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	150.0	0.4	3F周波数校正・試験室	1 台	
118	FE-NH－7	134	２号館	4FTSA実験室	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	90.0	0.4	4FTSA実験室	1 台	
119	FE-NH－8	134	２号館	4F一般実験室	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	90.0	0.4	4F一般実験室	1 台	
120	FE-NH－9	134	２号館	4Fﾃﾞｰﾀ保管室	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	60.0	0.4	4Fﾃﾞｰﾀ保管室	1 台	
121	FE-JS－1	134	２号館	4F国際比較室	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	210.0	0.4	4F国際時刻比較実験室	1 台	
122	FE-JS－2	134	２号館	4F衛生時刻室	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	180.0	0.4	4F衛生時刻比較実験室	1 台	
123	FE-JS－3	134	２号館	4Fﾃﾞｰﾀ解析室	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	60.0	0.4	4Fﾃﾞｰﾀ解析室	1 台	
124	FE-JS－4	134	２号館	4F精密計測室	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	90.0	0.4	4F精密計測恒温実験室	1 台	
125	FE-JS－5	134	２号館	4F環境試験室	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	60.0	0.4	4F環境試験室	1 台	
126	FE-EV－1	134	２号館	RF/4F階段室	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	1000.0	0.4	ｴﾚﾍﾞｰﾀｰｼｬﾌﾄ	1 台	
127	FD-1	134	２号館	1F吹き抜け	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	2100.0	0.8	2Fﾛﾋﾞｰ吹き抜け	1 台	
128	FD-2	134	２号館	2F吹き抜け	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	700.0	0.4	3Fﾛﾋﾞｰ吹き抜け	1 台	
129	FD-3	134	２号館	3F吹き抜け	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	1400.0	0.6	4Fﾛﾋﾞｰ吹き抜け	1 台	
130	SF-1	135	産学官研究交流棟	1F食堂厨房	給気用送風機	3300.0	1.5	1F食堂厨房	1 台	
131	SF-2	135	産学官研究交流棟	1F食堂厨房	給気用送風機	3000.0	1.5	1F食堂厨房	1 台	
132	SF-3	135	産学官研究交流棟	1F食堂厨房	給気用送風機	2100.0	0.8	1F食堂厨房	1 台	
133	SF-4	135	産学官研究交流棟	1F喫茶厨房･食堂厨房	給気用送風機	1600.0	0.8	1F喫茶厨房･食堂	2 台	
134	EF-1	135	産学官研究交流棟	1F食堂厨房	排気用送風機	3000.0	1.5	1F食堂厨房	1 台	
135	EF-2	135	産学官研究交流棟	1F食堂厨房	排気用送風機	3000.0	1.5	1F食堂厨房	1 台	
136	EF-3	135	産学官研究交流棟	1F食堂厨房	排気用送風機	2100.0	0.8	1F食堂厨房	1 台	
137	EF-4	135	産学官研究交流棟	1F喫茶厨房･食堂厨房	排気用送風機	2100.0	0.8	1F喫茶厨房･食堂厨房	2 台	
138	EF-5	135	産学官研究交流棟	1F食堂厨房	排気用送風機	400.0	0.0	1F食堂厨房	4 台	

【３．機械】―３　空気調和等関連機器
（６）送風機

No.	記号（図面上）	設置場所			仕様				数量	備考
		棟番号	建物名	場所	型式	風量（m^3/h）	出力（KW）	系統		
139	EF-6	135	産学官研究交流棟	1F男女トイレ	排気用送風機	300.0	0.0	1F男女トイレ	2 台	
140	EF-7	135	産学官研究交流棟	3Fシャワー脱衣室	排気用送風機	300.0	0.0	3Fシャワー脱衣室	1 台	
141	EF-8	135	産学官研究交流棟	1Fシャワー脱衣室	排気用送風機	150.0	0.0	1Fシャワー脱衣室	1 台	
142	EF-9	135	産学官研究交流棟	1F電気室	天井換気扇	400.0	0.0	1F電気室	1 台	
143	EF-10	135	産学官研究交流棟	1F食品庫	天井換気扇	400.0	0.0	1F食品庫	1 台	
144	EF-11	135	産学官研究交流棟	2,3F湯沸室	天井換気扇	370.0	0.0	2,3F湯沸室	3 台	
145	EF-12	135	産学官研究交流棟	2,3F電気室・3Fﾗﾝﾄﾞﾘｰ	天井換気扇	300.0	0.0	2,3F電気室・3Fﾗﾝﾄﾞﾘｰ・RF階段室	4 台	
146	EF-13	135	産学官研究交流棟	2,3F男女トイレ	天井換気扇	300.0	0.0	2,3F男女トイレ	4 台	
147	EF-14	135	産学官研究交流棟	3Fｹﾞｽﾄﾙｰﾑ(ﾐﾆｷｯﾁﾝ)	天井換気扇	270.0	0.0	3Fｹﾞｽﾄﾙｰﾑ(ﾐﾆｷｯﾁﾝ)	7 台	
148	EF-15	135	産学官研究交流棟	4Fｹﾞｽﾄﾙｰﾑ(浴室)	天井換気扇	175.0	0.0	4Fｹﾞｽﾄﾙｰﾑ(浴室)	7 台	
149	EF-16	135	産学官研究交流棟	1～3F多目的トイレ	天井換気扇	212.0	0.0	1～3F多目的トイレ	3 台	
150	EF-17	135	産学官研究交流棟	3F休養室女子(ﾕﾆｯﾄﾊﾞｽ)	天井換気扇	162.0	0.0	3F休養室女子(ﾕﾆｯﾄﾊﾞｽ)	1 台	
151	EF-18	135	産学官研究交流棟	1Fｽﾀｯﾌ室トイレ	天井換気扇	85.0	0.0	1Fｽﾀｯﾌ室トイレ	1 台	
152	EF-19	135	産学官研究交流棟	1F食堂厨房	天井換気扇	100.0	0.0	1F食堂厨房	1 台	
153	EF-1	137	特別高圧受電所	受変電室	軸流ファン（天吊り）	11000.0	2.2	特高受電施設	3 台	
154	EF-2	137	特別高圧受電所	ボンベ室	有圧換気扇	300.0	0.0	特高受電施設	1 台	
155	S-1	137	特別高圧受電所	受変電室	ダクトサイレンサー			特高受電施設	2 台	
156	FE-1･1	138	電離層観測・試作開発棟	熱処理室	低騒音形有圧換気扇	1500.0	0.1	単独	2 台	
157	FE-1･2	138	電離層観測・試作開発棟	ｺﾝﾌﾟﾚｯｻｰ室	低騒音形有圧換気扇	150.0	0.1	単独	1 台	
158	FE-1･3	138	電離層観測・試作開発棟	油庫	防爆形有圧換気扇	210.0	0.1	単独	1 台	

【３．機械】―３　空気調和等関連機器
（６）送風機

No.	記号（図面上）	設置場所			仕様				数量	備考
		棟番号	建物名	場所	型式	風量 (m^3/h)	出力 (KW)	系統		
159	FE-2･1	138	電離層観測・試作開発棟	機械加工室	ｽﾄﾚｰﾄｼﾛｯｺﾌｧﾝ消音ﾎﾞｯｸｽ形	3240.0	1.7	単独	1 台	
160	VE-1･1	138	電離層観測・試作開発棟	シャワー室	天井埋込換形気扇	60.0	0.0	単独	1 台	
161	VE-1･2	138	電離層観測・試作開発棟	廊下	天井埋込換形気扇	200.0	0.0	単独	1 台	
162	VE-1･3	138	電離層観測・試作開発棟	男子便所	消音形ｽﾄﾚｰﾄｼﾛｯｺﾌｧﾝ	330.0	0.1	単独	1 台	
163	VE-1･4	138	電離層観測・試作開発棟	多機能トイレ	天井埋込換形気扇	270.0	0.0	単独	1 台	
164	VE-1･5	138	電離層観測・試作開発棟	湯沸室	深形ﾚﾝｼﾞﾌｰﾄﾞﾌｧﾝ	200.0	0.1	単独	1 台	
165	VE-2･1	138	電離層観測・試作開発棟	二階男子便所	天井埋込換形気扇	300.0	0.1	単独	1 台	
166	VE-2･2	138	電離層観測・試作開発棟	二階湯沸ｺｰﾅｰ	天井埋込換形気扇	200.0	0.0	単独	1 台	
167	VE-2･3	138	電離層観測・試作開発棟	光学実験室	天井埋込換形気扇	200.0	0.0	単独	1 台	
168	VE-2･4	138	電離層観測・試作開発棟	サーバ設置室	天井埋込換形気扇	120.0	0.0	単独	1 台	
169	VE-2･5	130	光デバイス技術センター	光ﾃﾞﾊﾞｲｽB1Fﾎﾟﾝﾌﾟ室	天井埋込換気扇	40.0	0.0	単独	1 台	
170	FS-NET1-B2F	140	３号館	B2F熱源機械室（1）	遠心多翼送風機　天吊片吸込形	3100.0	1.5	B2F熱源機械室（1）	1 台	
171	FE-NET1-B2F	140	３号館	B2F熱源機械室（1）	遠心多翼送風機　天吊片吸込形	2000.0	0.8	B2F熱源機械室（1）	1 台	
172	FS-NET2-B2F	140	３号館	B2F熱源機械室（2）	遠心多翼送風機　天吊片吸込形	5650.0	2.2	B2F熱源機械室（2）	1 台	
173	FE-NET2-B2F	140	３号館	B2F熱源機械室（2）	遠心多翼送風機　天吊片吸込形	5650.0	1.5	B2F熱源機械室（2）	1 台	
174	FS-DEN-B2F	140	３号館	B2F電気室	遠心多翼送風機　天吊片吸込形	2500.0	1.5	B2F電気室	1 台	
175	FE-DEN-B2F	140	３号館	B2F電気室	遠心多翼送風機　天吊片吸込形	2500.0	1.5	B2F電気室	1 台	
176	FS-PIT-B2F	140	３号館	WB202倉庫	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	1000.0	0.6	B2F吸収体収納ﾋﾟｯﾄ	1 台	
177	FE-PIT-B2F	140	３号館	WB202倉庫	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	1000.0	0.3	B2F吸収体収納ﾋﾟｯﾄ	1 台	
178	FS-SOK-B2F	140	３号館	WB202倉庫	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	550.0	2.6	B2F WB202倉庫	1 台	
179	FE-SOK-B2F	140	３号館	WB202倉庫	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	550.0	0.2	B2F WB202倉庫	1 台	

（６）送風機

No.	記号（図面上）	設置場所			仕様				数量	備考
		棟番号	建物名	場所	型式	風量 (m^3/h)	出力 (KW)	系統		
180	FS-WB101-B2F	140	３号館	B2F空調機械室	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	650.0	0.2	B2F WB101室	1 台	
181	FE-WB101-B1F	140	３号館	B2F空調機械室	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	550.0	0.1	B2F WB102室	1 台	
182	FS-WB103-B1F	140	３号館	B1F WB103前室	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	250.0	0.3	B1F WB103前室	1 台	
183	FE-WB103-B1F	140	３号館	B1F WB103前室	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	250.0	0.1	B1F WB103前室	1 台	
184	FS-SOK-B1F	140	３号館	B1F WB104倉庫	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	1000.0	0.6	B1F WB104倉庫	1 台	
185	FE-SOK-B1F	140	３号館	B1F WB104倉庫	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	1000.0	0.3	B1F WB104倉庫	1 台	
186	FE-B101-B1F	140	３号館	B1F空調機械室1	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	150.0	0.1	B1F B101室	1 台	
187	FE-B103-B1F	140	３号館	B1F空調機械室2	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	150.0	0.1	B1F B103室	1 台	
188	FE-B105B1F	140	３号館	B1F空調機械室2	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	150.0	0.1	B1F B105室	1 台	
189	FE-B1071-B1F	140	３号館	B1F空調機械室2	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	100.0	0.1	B1F B107-1室	1 台	
190	FE-B1071S-B1F	140	３号館	B1F B107-2室	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	50.0	0.1	B1F B107-1室	1 台	
191	FE-B1072-B1F	140	３号館	B1F空調機械室2	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	100.0	0.1	B1F B107-2室	1 台	
192	FE-B108-B1F	140	３号館	B1F空調機械室3	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	150.0	0.1	B1F B108室	1 台	
193	FE-B108S-B1F	140	３号館	B1F B108室	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	50.0	0.1	B1F B108室	1 台	
194	FE-B110-B1F	140	３号館	B1F空調機械室3	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	150.0	0.1	B1F B110室	1 台	
195	FE-B110S-B1F	140	３号館	B1F B110室	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	50.0	0.1	B1F B110室	1 台	
196	FE-113-B1F	140	３号館	B1F 廊下1	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	150.0	0.1	B1F B113室	1 台	
197	FE-B1151-B1F	140	３号館	B1F B115-1室	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	100.0	0.1	B1F B115-1室	1 台	
198	FE-B1151S-B1F	140	３号館	B1F B115-1室	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	50.0	0.1	B1F B115-1室	1 台	
199	FE-B1152-B1F	140	３号館	B1F B115-2室	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	100.0	0.1	B1F B115-2室	1 台	
200	FE-B1152S-B1F	140	３号館	B1F B115-2室	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	50.0	0.1	B1F B115-2室	1 台	
201	FE-B1152F-b1F	140	３号館	B1F B115-2室	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	400.0	0.1	B1F B115-2室	1 台	
202	FE-B116-B1F	140	３号館	B1F B116室	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	100.0	0.1	B1F B116室	3 台	
203	FE-B116S-B1F	140	３号館	B1F B116室	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	50.0	0.1	B1F B116室	1 台	
204	FE-B119-B1F	140	３号館	B1F空調機械室3	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	150.0	0.1	B1F B119室	1 台	
205	FE-B119S-B1F	140	３号館	B1F B119室	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	50.0	0.1	B1F B119室	1 台	
206	FE-B121-B1F	140	３号館	B1F空調機械室3	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	150.0	0.1	B1F B121室	1 台	
207	FE-B121S-B1F	140	３号館	B1F B121室	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	50.0	0.1	B1F B121室	1 台	
208	FE-WC-B1F	140	３号館	B1F 廊下1	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	1550.0	0.4	B1F 便所	1 台	
209	FE-GAR-1F	140	３号館	1F空調機械室	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	600.0	0.1	1F外来者打合わせｽﾍﾟｰｽ	1 台	
210	FS-TEN-1F	140	３号館	1F AC5	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	900.0	0.2	1F展示ｽﾍﾟｰｽ	1 台	
211	FS-SEM-1F	140	３号館	1F AC6	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	2050.0	0.6	1Fｾﾐﾅｰ室	1 台	
212	FS-WC-1F	140	３号館	1F廊下1	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	1500.0	0.3	1F便所	1 台	

【３．機械】―３　空気調和等関連機器

（６）送風機

No.	記号（図面上）	設置場所			仕様			数量	備考
		棟番号	建物名	場所	型式	風量 (m^3/h)	出力 (KW) 系統		
213	FS-KOI1-1F	140	３号館	1F更衣室1	天井扇	100.0	0.0 1F更衣室1	1 台	
214	FS-KOI2-1F	140	３号館	1F更衣室2	天井扇	100.0	0.0 1F更衣室2	1 台	
215	FE-SM-1F	140	３号館	1F喫煙室	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	1300.0	0.3 1F喫煙室	1 台	
216	FS-ZET-1F	140	３号館	1F絶縁ﾄﾗﾝｽ室	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	250.0	0.2 1F絶縁ﾄﾗﾝｽ室	1 台	
217	FE-ZET-1F	140	３号館	1F絶縁ﾄﾗﾝｽ室	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	250.0	0.1 1F絶縁ﾄﾗﾝｽ室	1 台	
218	FE-114-1F	140	３号館	1F廊下1	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	100.0	0.2 1F 114室	1 台	
219	FE-115-1F	140	３号館	1F廊下1	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	50.0	0.2 1F 115室	1 台	
220	FE-116-1F	140	３号館	1F廊下1	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	150.0	0.2 1F 116室	1 台	
221	FE-118-1F	140	３号館	1F廊下1	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	100.0	0.2 1F 118室	1 台	
222	FE-119-1F	140	３号館	1F廊下1	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	100.0	0.2 1F 119室	1 台	
223	FE-120-1F	140	３号館	1F廊下1	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	50.0	0.2 1F 120室	1 台	
224	FE-121-1F	140	３号館	1F廊下1	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	100.0	0.2 1F 121室	1 台	
225	FE-213-2F	140	３号館	2F書庫	天井扇	100.0	0.0 2F書庫	1 台	
226	FE-WC-2F	140	３号館	2F廊下1	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	1500.0	0.3 2F便所	1 台	
227	FE-WC-3F	140	３号館	3F廊下1	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	1500.0	0.3 3F便所	1 台	
228	FE-313-3F	140	３号館	313室	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	150.0	0.1 313室	1 台	
229	FE-314-3F	140	３号館	314室	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	200.0	0.1 314室	1 台	
230	FE-318-3F	140	３号館	318室	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	100.0	0.1 318室	1 台	
231	FE-320-3F	140	３号館	320室	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	200.0	0.1 320室	1 台	
232	FE-WC-4F	140	３号館	4F廊下1	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	1500.0	0.4 4F便所	1 台	
233	FE-412-4F	140	３号館	412室	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	250.0	0.1 412室	1 台	
234	FE-412F-4F	140	３号館	412室	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	400.0	0.1 412室	1 台	
235	FE-415-4F	140	３号館	415室	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	100.0	0.1 415室	1 台	
236	FE-416-4F	140	３号館	416室	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	150.0	0.1 416室	1 台	
237	FE-417-4F	140	３号館	4F廊下1	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	100.0	0.1 417室	1 台	
238	FE-419-4F	140	３号館	4F廊下1	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	200.0	0.1 419室	1 台	
239	FE-421-4F	140	３号館	421室	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	100.0	0.1 421室	1 台	
240	FE-422-4F	140	３号館	4F廊下1	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	100.0	0.1 422室	1 台	
241	FE-WC-5F	140	３号館	5F廊下1	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	1500.0	0.4 5F便所	1 台	
242	FE-512-5F	140	３号館	512室	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	200.0	0.1 512室	1 台	
243	FE-514-5F	140	３号館	514室	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	150.0	0.1 514室	1 台	
244	FE-516-5F	140	３号館	5F廊下1	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	200.0	0.1 516室	1 台	
245	FE-517-5F	140	３号館	517室	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	200.0	0.1 517室	1 台	

【３．機械】―３　空気調和等関連機器
（６）送風機

No.	記号（図面上）	設置場所			仕様				数量	備考
		棟番号	建物名	場所	型式	風量 (m^3/h)	出力 (KW)	系統		
246	FE-519-5F	140	３号館	519室	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	150.0	0.1	519室	1 台	
247	FE-521-5F	140	３号館	521室	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	150.0	0.1	521室	1 台	
248	FE-WC-6F	140	３号館	6F廊下1	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	1500.0	0.4	6F便所	1 台	
249	FE-615-6F	140	３号館	615室	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	150.0	0.1	615室	1 台	
250	FE-617-6F	140	３号館	617室	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	150.0	0.1	617室	1 台	
251	FE-619-6F	140	３号館	619室	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	150.0	0.1	619室	1 台	
252	FE-621-6F	140	３号館	621室	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	150.0	0.1	621室	1 台	
253	FE-B101D-RF	140	３号館	RF屋上	遠心多翼送風機　床置	850.0	0.4	B101室	1 台	
254	FE-B1151D-RF	140	３号館	RF屋上	遠心多翼送風機　床置	547.0	0.4	B115-1室	1 台	
255	FE-B121D-RF	140	３号館	RF屋上	遠心多翼送風機　床置	547.0	0.4	B121室	1 台	
256	FE-412D-RF	140	３号館	RF屋上	遠心多翼送風機　床置	650.0	0.4	412室	1 台	
257	FE-JIK-B1F	140	３号館	B1F実験用機械室	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	300.0	0.1	B1F実験用機械室	1 台	
258	FE-EPS-1	140	３号館	B1～6F EPS	天井扇	200.0	0.0	B1～6F EPS	1 台	
259	FE-B1152D-RF	140	３号館	RF屋上	遠心多翼送風機	547.0	0.0	B115-2室	1 台	
260	FE-HPIT-B2F	140	３号館	B2F熱源機械室 (2)	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	500.0	0.0	配線・配管ﾋﾟｯﾄ	1 台	
261	FE-KUK-B2F	140	３号館	B2F空調機械室	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	500.0	0.0	B2F空調機械室	1 台	
262	FSM-1-RF	140	３号館	RF機械置場	片吸込みｼﾛｯｺﾌｧﾝ	33100.0	15.0	居室・廊下	1 台	
263	FSM-2-RF	140	３号館	RF機械置場	片吸込みｼﾛｯｺﾌｧﾝ	19900.0	11.0	居室・廊下	1 台	
264	FSM-3-RF	140	３号館	RF機械置場	片吸込みｼﾛｯｺﾌｧﾝ	33000.0	11.0	居室	1 台	
265	FE-RF-1	140	３号館	2～6Fﾘﾌﾚｯｼｭﾗｳﾝｼﾞ	深形ﾚﾝｼﾞﾌｰﾄﾞﾌｧﾝ	300.0	0.4	2～6Fﾘﾌﾚｯｼｭﾗｳﾝｼﾞ	5 台	
266	CF-1	140	３号館	306~311、406~411、506~511、606~611	ｴｱﾊﾟｽ用ﾌｧﾝ(天井内結露防止用)VD-15ZXP14-C天井扇	200.0			12 台	
267	FS-1F-LA	147	量子ｾｷｭﾘﾃｨ・協創棟	屋外	片吸込みｼﾛｯｺﾌｧﾝ　屋外	2800.0	1.5	1F実験室	1 台	
268	FS-1F-PO	147	量子ｾｷｭﾘﾃｨ・協創棟	1F消火・給水ﾎﾟﾝﾌﾟ室	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	450.0	0.2	1F消火・給水ﾎﾟﾝﾌﾟ室	1 台	
269	FS-1F-SO3	147	量子ｾｷｭﾘﾃｨ・協創棟	1F倉庫3	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	150.0	0.2	1F倉庫3	1 台	
270	FS-1F-EV	147	量子ｾｷｭﾘﾃｨ・協創棟	1F廊下1	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	750.0	0.4	EVｼｬﾌﾄ	1 台	
271	FS-3F-PE1～8	147	量子ｾｷｭﾘﾃｨ・協創棟	3F協創ｽﾍﾟｰｽ	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	450.0	0.3	3F協創ｽﾍﾟｰｽ	8 台	
272	FE-1F-OP	147	量子ｾｷｭﾘﾃｨ・協創棟	1F QKDネットワークオペレーション室	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	400.0	0.2	1F QKDネットワークオペレーション室	1 台	

【３．機械】―３　空気調和等関連機器
（６）送風機

No.	記号（図面上）	設置場所			仕様				数量	備考
		棟番号	建物名	場所	型式	風量（m^3/h）	出力（KW）	系統		
273	FE-1F-SR	147	量子ｾｷｭﾘﾃｨ・協創棟	1F サーバールーム	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	300.0	0.2	1F サーバールーム	1 台	
274	FE-1F-NW	147	量子ｾｷｭﾘﾃｨ・協創棟	1F 量子暗号実験室1・2	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	550.0	0.2	1F 量子暗号実験室1・2	1 台	
275	FE-1F-NWN	147	量子ｾｷｭﾘﾃｨ・協創棟	1F 量子暗号実験室1・2	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	200.0	0.2	1F 量子暗号実験室2 流し台	1 台	
276	FE-1F-TN	147	量子ｾｷｭﾘﾃｨ・協創棟	1F トラステッドノード環境模擬室	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	550.0	0.2	1F トラステッドノード環境模擬室	1 台	
277	FE-1F-QKD	147	量子ｾｷｭﾘﾃｨ・協創棟	1F QKDモジュール実験室・測定室・前室	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	600.0	0.2	1F QKDモジュール実験室・測定室・前室	1 台	
278	FE-1F-QKDN	147	量子ｾｷｭﾘﾃｨ・協創棟	1F QKDモジュール実験室・測定室・前室	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	200.0	0.4	1F QKDモジュール前室流し	1 台	
279	FE-1F-ME	147	量子ｾｷｭﾘﾃｨ・協創棟	1F 倉庫2	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	1200.0	0.5	1F 中会議室・倉庫2	1 台	
280	FE-1F-KO	147	量子ｾｷｭﾘﾃｨ・協創棟	1F 更衣室M	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	800.0	0.4	1F 更衣室・給湯室・倉庫1	1 台	
281	FE-1F-WC	147	量子ｾｷｭﾘﾃｨ・協創棟	1F 便所	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	1150.0	0.4	1F 便所	1 台	
282	FE-1F-UPS	147	量子ｾｷｭﾘﾃｨ・協創棟	1F UPS室	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	1250.0	0.4	1F UPS室	1 台	
283	FE-1F-PO	147	量子ｾｷｭﾘﾃｨ・協創棟	1F 消火・給水ポンプ室	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	450.0	0.4	1F 消火・給水ポンプ室	1 台	
284	FE-1F-SO3	147	量子ｾｷｭﾘﾃｨ・協創棟	1F 倉庫3	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	150.0	0.2	1F 倉庫3	1 台	
285	FE-2F-E	147	量子ｾｷｭﾘﾃｨ・協創棟	2F ACR1	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	2100.0	1.5	2F サイバーセキュリティ研究室	1 台	
286	FE-2F-W	147	量子ｾｷｭﾘﾃｨ・協創棟	2F ACR2	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	1800.0	0.8	2F 量子ICT研究室	1 台	
287	FE-2F-SOE	147	量子ｾｷｭﾘﾃｨ・協創棟	2F 倉庫1	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	50.0	0.2	2F 倉庫1	1 台	
288	FE-2F-WC	147	量子ｾｷｭﾘﾃｨ・協創棟	2F 便所	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	1150.0	0.4	2F 便所	1 台	
289	FE-2F-SOW	147	量子ｾｷｭﾘﾃｨ・協創棟	2F 倉庫2	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	50.0	0.2	2F 倉庫2	1 台	
290	FE-3F-W	147	量子ｾｷｭﾘﾃｨ・協創棟	3F ACR2	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	1800.0	0.8	3F 協創スペース（西）	1 台	
291	FE-3F-E	147	量子ｾｷｭﾘﾃｨ・協創棟	3F ACR1	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	2200.0	1.5	3F 協創スペース（東）	1 台	

【３．機械】―３　空気調和等関連機器
（６）送風機

No.	記号（図面上）	設置場所			仕様				数量	備考
		棟番号	建物名	場所	型式	風量 (m^3/h)	出力 (KW)	系統		
292	FE-3F-SO	147	量子ｾｷｭﾘﾃｨ・協創棟	3F 倉庫1	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	50.0	0.2	3F 倉庫1	1 台	
293	FE-3F-WC	147	量子ｾｷｭﾘﾃｨ・協創棟	3F 便所	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	1350.0	0.4	3F 便所	1 台	
294	FE-3F-EV	147	量子ｾｷｭﾘﾃｨ・協創棟	3F 廊下1	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	750.0	0.3	EVシャフト	1 台	
295	FE-3F-ST	147	量子ｾｷｭﾘﾃｨ・協創棟	3F 廊下1	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	1800.0	0.8	階段吹抜け	1 台	
296	FE-1～3F-EPS1	147	量子ｾｷｭﾘﾃｨ・協創棟	1～3F EPS1	有圧換気扇	500.0	0.0	1～3F EPS1	3 台	
297	FE-1F-EPSK	147	量子ｾｷｭﾘﾃｨ・協創棟	1F 管理用EPS	有圧換気扇	500.0	0.0	1F 管理用EPS	1 台	
298	FE-2～3F-EPS2	147	量子ｾｷｭﾘﾃｨ・協創棟	2～3F EPS2	有圧換気扇	500.0	0.0	2～3F EPS2	2 台	
299	PF-3F-S	147	量子ｾｷｭﾘﾃｨ・協創棟	3F協創ｽﾍﾟｰｽ床下	ﾍﾟﾘﾒｰﾀﾌｧﾝ	155.0	0.0	協創ｽﾍﾟｰｽﾍﾟﾘﾒｰﾀ	24 台	
300	FS-1	148	B5G電波暗室棟	測定室	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	200.0	0.0	測定室	1 台	
301	FS-2	148	B5G電波暗室棟	電波暗室	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	500.0	0.1	電波暗室	1 台	
302	FS-3	148	B5G電波暗室棟	空調室内機置場	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	500.0	0.1	空調室内機置場	1 台	
303	FS-4	148	B5G電波暗室棟	電波暗室(小屋裏)	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	1000.0	0.2	電波暗室(小屋裏)	1 台	
304	FE-1	148	B5G電波暗室棟	測定室	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	200.0	0.0	測定室	1 台	
305	FE-2	148	B5G電波暗室棟	電波暗室	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	500.0	0.1	電波暗室	1 台	
306	FE-3	148	B5G電波暗室棟	空調室内機置場	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	500.0	0.1	空調室内機置場	1 台	
307	FE-4	148	B5G電波暗室棟	電波暗室(小屋裏)	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	1000.0	0.2	電波暗室(小屋裏)	1 台	
308	FE-5	148	B5G電波暗室棟	吸収体置場	消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機　天吊	500.0	0.1	吸収体置場	1 台	
309	VE-1	148	B5G電波暗室棟	WC(1)	天井扇	100.0	0.0	WC(1)	1 台	
310	VE-2	148	B5G電波暗室棟	WC(2)	天井扇	100.0	0.0	WC(2)	1 台	
311	VE-3	148	B5G電波暗室棟	給湯室	天井扇	200.0	0.0	給湯室	1 台	
312	VE-4	148	B5G電波暗室棟	物入	天井扇	300.0	0.0	物入	1 台	
313	FC-1	148	B5G電波暗室棟	前室	エアースイングファン	290.0	0.0	前室	1 台	
計									424 台	

【３．機械】―３　空気調和等関連機器
（７）全熱交換機

No.	記号（図面上）	設置場所			仕様					数量	業務対象		備考
		棟番号	建物名	場所	形式	型式	メーカー	処理風量 m³/h	電動機 KW		定期点検	エアフィルタ清掃	
1	HUE-4	123	５号館	ﾌｫｰﾄﾆｯｸﾈｯﾄﾜｰｸ研究室107・109	床置形（5F-機械室）	LB-50K-50	三菱	500.0	１Φ100V0.4	2 台	○	○	
2	HUE-9	123	５号館	403（APC-23連動）	床置形（5F-機械室）	LB-80K-50	三菱	300.0	１Φ100V0.4	2 台	○	○	
3	HUE-10	123	５号館	401（APC-22連動）	床置形（5F-機械室）	LB-80K-50	三菱	750.0	１Φ100V0.7	1 台	○	○	
4	HUE-11	123	５号館	407（APC-24連動）	床置形（5F-機械室）	LP-350BK114	三菱	2550.0	3Φ200V1.5×2	1 台	○	○	
5	HUE-1	128	研究本館	BF監視室	天井隠ぺい形	FY-150ZD5	ﾅｼｮﾅﾙ	100.0	1Φ100V0.1	1 台	―	○	
6	HUE-1	128	研究本館	3F東会議室	天井隠ぺい形	LGH-35RX4	三菱	100.0	1Φ100V0.1	1 台	―	○	
7	AEX-1	97	４号館	展示室	床置き形	EX-080EK	昭和鉄工	8930.0	3Φ200V0.1	1 台	―	○	
8	AEX-1	97	４号館	展示室	床置き形	EX-060EK	昭和鉄工	7520.0	3Φ200V0.1	1 台	―	○	
9	HEU-1	123	５号館	実験室	天井隠ぺい形	LGH-N15RKX2	三菱	90.0	1Φ100V0.1	33 台	―	○	
10	HEU-2	123	５号館	保守員室・打合せｺｰﾅｰ105C	天井隠ぺい形	LGH-N25RKX2	三菱	150.0	1Φ100V0.2	2 台	―	○	
11	HEU-3	123	５号館	展示ｺｰﾅｰ	天井隠ぺい形	LGH-N25RKX2	三菱	210.0	1Φ100V0.2	1 台	―	○	
12	HEU-4	123	５号館	超高速ＮＷ105a	床置形	LB-50KX4-50	三菱	480.0	1Φ100V0.3	2 台	―	○	
13	HEU-5	123	５号館	聴視実験	天井隠ぺい形	LGH-N50RKX2	三菱	450.0	1Φ100V0.3	3 台	―	○	
14	HEU-6	123	５号館	実験室	天井隠ぺい形	LGH-N65RKX2	三菱	600.0	1Φ100V0.5	8 台	―	○	
15	HEU-7	123	５号館	セミナ	天井隠ぺい形	LGH-N35RKX2	三菱	300.0	1Φ100V0.2	9 台	―	○	
16	HEU-8	123	５号館	AV計算機室	天井隠ぺい形	LGH-N15RKX2	三菱	90.0	1Φ100V0.1	1 台	―	○	
17	HEU-9	123	５号館	スタジオ	床置形	LB-50KX4-50	三菱	300.0	1Φ200V0.3	2 台	―	○	
18	HEU-10	123	５号館	映像評価	床置形	LF-80X	三菱	750.0	1Φ200V0.4	1 台	―	○	
19	HEU-11	123	５号館	マルチ実験会場	床置形	LF-300X-50	三菱	255.0	1Φ200V2.4	1 台	―	○	
20	HUE-2	127	６号館	101,103,201,203,205,207居室	天井隠ぺい形	LGH-N35RX	三菱	300.0	1Φ100V0.14	14 台	―	○	
21	HUE-1	127	６号館	301b,303,305,307,401,403,405,407居室	天井隠ぺい形	PGL-61DR2	三菱	300.0	1Φ100V0.14	18 台	―	○	
22	HEU-1	110	光伝送技術開発棟	光信号処理システム室	天井埋込形	LGH-N25RS	三菱	280.0	1Φ100V0.115	1 台	―	○	
23	HEU-2	110	光伝送技術開発棟	光伝送特性評価ｼｽﾃﾑ室	天井埋込形	LGH-N50RS	三菱	550.0	1Φ100V0.275	1 台	―	○	
24	SEF1	111	ミリ波研究棟	分析室	天井隠ぺい形	LGH-35RMP	三菱	385.0	1Φ100V0.145	2 台	―	○	

（７）全熱交換機

No.	記号（図面上）	設置場所			仕様					数量	業務対象		備考
		棟番号	建物名	場所	形式	型式	メーカー	処理風量 ㎥/h	電動機 KW		定期点検	エアフィルタ清掃	
25	SEF1	111	ミリ波研究棟	低温実験室	天井隠ぺい形	LGH-35RMP	三菱	385.0	1Φ100V0.145	2 台	―	○	
26	SEF1	111	ミリ波研究棟	1Fｽﾀｯﾌﾙｰﾑ	天井隠ぺい形	LGH-35RMP	三菱	385.0	1Φ100V0.145	1 台	―	○	
27	SEF1	111	ミリ波研究棟	ﾃﾞﾊﾞｲｽ基礎特性実験室	天井隠ぺい形	LGH-35RMP	三菱	385.0	1Φ100V0.145	2 台	―	○	
28	SEF2	111	ミリ波研究棟	2Fｽﾀｯﾌﾙｰﾑ	天井隠ぺい形	LGH-60RMP	三菱	620.0	1Φ100V0.37	2 台	―	○	
29	SEF2	111	ミリ波研究棟	実験室	天井隠ぺい形	LGH-60RMP	三菱	620.0	1Φ100V0.37	2 台	―	○	
30	SEF3	111	ミリ波研究棟	会議室	天井隠ぺい形	LGH-80RMP	三菱	840.0	1Φ100V0.45	4 台	―	○	
31	FEX-1	112	VLBI観測棟	南極倉庫前室	天井埋込形	LGH-N15RS	三菱	150.0	1Φ100V0.082	1 台	―	○	
32	FEX-2	112	VLBI観測棟	南極機器調整室	天井埋込形	LGH-N15RS	三菱	150.0	1Φ100V0.082	1 台	―	○	
33	FEX-2	112	VLBI観測棟	ﾃﾞｰﾀ解析室居室	天井埋込形	LGH-N15RS	三菱	150.0	1Φ100V0.082	1 台	―	○	
34	FEX-3	112	VLBI観測棟	観測準備室	天井埋込形	LGH-35RS	三菱	385.0	1Φ100V0.145	1 台	―	○	
35	FEX-2	112	VLBI観測棟	ﾃﾞｰﾀ保管庫	天井埋込形	LGH-N15RS	三菱	150.0	1Φ100V0.082	1 台	―	○	
36	FEX-2	112	VLBI観測棟	SLR観測室	天井埋込形	LGH-15RS	三菱	150.0	1Φ100V0.082	1 台	―	○	
37	FEX-2	112	VLBI観測棟	観測制御室	天井埋込形	LGH-15RS	三菱	150.0	1Φ100V0.082	1 台	―	○	
38	HEX-1	130	光デバイス技術センター	休憩室・更衣室	天井隠ぺい形	LGH-25RS3	三菱	250.0	1Φ100V0.109	2 台	―	○	
39	HEX-2	130	光デバイス技術センター	共用居室	天井隠ぺい形	LGH-35RS3	三菱	350.0	1Φ100V0.161	2 台	―	○	
40	HEX-1	147	量子ｾｷｭﾘﾃｨ・協創棟	守衛室	天井埋込形	LGH-35RS3	三菱	150.0	1Φ100V0.091	1 台	―	○	
41	HEX-2	147	量子ｾｷｭﾘﾃｨ・協創棟	集中管理室	天井埋込形	LGH-35RS3	三菱	350.0	1Φ100V0.161	1 台	―	○	
42	AHEX-1	134	２号館	312,412共用会議室	天井埋込形	VAM1000GHS	ﾀﾞｲｷﾝ	900.0	1Φ100V0.4	2 台	―	○	
43	AHEX-2	134	２号館	日本標準時展示室	天井埋込形	VAM 500GHS	ﾀﾞｲｷﾝ	600.0	1Φ100V0.4	1 台	―	○	
44	HEX-1	135	産学官研究交流棟	3Fｺﾐｭﾆﾃｨｺｰﾅｰ	天井隠ぺい形	LGH-35RX4	三菱	350.0	1Φ100V0.161	1 台	―	○	
45	HEX-2	135	産学官研究交流棟	1F売店・喫茶室	天井隠ぺい形	LGH-35RX4	三菱	350.0	1Φ100V0.161	1 台	―	○	
46	HEX-2	135	産学官研究交流棟	1F食堂	天井隠ぺい形	LGH-35RX4	三菱	350.0	1Φ100V0.161	4 台	―	○	
47	HEX-2	135	産学官研究交流棟	1F喫煙室	天井隠ぺい形	LGH-35RX4	三菱	350.0	1Φ100V0.161	1 台	―	○	
48	HEX-2	135	産学官研究交流棟	2Fﾍﾞﾝﾁｬｰ、研究室	天井隠ぺい形	LGH-35RX4	三菱	350.0	1Φ100V0.161	1 台	―	○	
49	HEX-3	135	産学官研究交流棟	2Fﾍﾞﾝﾁｬｰ、研究室	天井隠ぺい形	LGH-25RX4	三菱	270.0	1Φ100V0.114	4 台	―	○	
50	HEX-3	135	産学官研究交流棟	3F休養室(1)	天井隠ぺい形	LGH-25RX4	三菱	270.0	1Φ100V0.114	1 台	―	○	
51	HEX-4	135	産学官研究交流棟	2Fﾍﾞﾝﾁｬｰ、office	天井隠ぺい形	LGH-25RX4	三菱	210.0	1Φ100V0.114	3 台	―	○	
52	HEX-4	135	産学官研究交流棟	3F休養室(2)	天井隠ぺい形	LGH-25RX4	三菱	210.0	1Φ100V0.114	1 台	―	○	
53	HEX-5	135	産学官研究交流棟	2F連携室	天井隠ぺい形	LGH-15RX4	三菱	150.0	1Φ100V0.091	1 台	―	○	
54	HEX-5	135	産学官研究交流棟	2FTLO	天井隠ぺい形	LGH-15RX4	三菱	150.0	1Φ100V0.091	1 台	―	○	
55	HEX-5	135	産学官研究交流棟	2F予備OR倉庫	天井隠ぺい形	LGH-15RX4	三菱	150.0	1Φ100V0.091	1 台	―	○	

（７）全熱交換機

No.	記号（図面上）	設置場所			仕様					数量	業務対象		備考
		棟番号	建物名	場所	形式	型式	メーカー	処理風量 ㎥/h	電動機 KW		定期点検	エアフィルタ清掃	
56	HEX-6	135	産学官研究交流棟	1F事務室	天井埋込形	VL-150ZS	三菱	120.0	1Φ100V0.035	1 台	―	○	
57	HEX-6	135	産学官研究交流棟	1Fｽﾀｯﾌﾙｰﾑ	天井埋込形	VL-150ZS	三菱	120.0	1Φ100V0.035	1 台	―	○	
58	HEX-6	135	産学官研究交流棟	3F休養室(女子)	天井埋込形	VL-150ZS	三菱	120.0	1Φ100V0.035	1 台	―	○	
59	HE-1･1	138	電離層観測・試作開発棟	設計事務室	天井隠ぺい形	LGH-25RS4	三菱	240.0	1Φ100V0.115	1 台	―	○	
60	HE-1･2	138	電離層観測・試作開発棟	会議室	天井隠ぺい形	LGH-35RS4	三菱	270.0	1Φ100V0.163	1 台	―	○	
61	HE-1･3	138	電離層観測・試作開発棟	測定室	天井隠ぺい形	LGH-25RS4	三菱	120.0	1Φ100V0.115	1 台	―	○	
62	HE-2･1	138	電離層観測・試作開発棟	実験室	天井隠ぺい形	LGH-25RS5	三菱	240.0	1Φ100V0.115	2 台	―	○	
63	HE-2･2	138	電離層観測・試作開発棟	定常観測室	天井隠ぺい形	LGH-25RS5	三菱	240.0	1Φ100V0.115	1 台	―	○	
64	AHEX-212-2F	140	３号館	2F212特定実験室1	天井埋込形	VAM150GBS	ﾀﾞｲｷﾝ	100.0	1Φ100V0.1	1 台	―	○	
65	AHEX-213-2F	140	３号館	2F213特定実験室2	天井埋込形	VAM500GBS	ﾀﾞｲｷﾝ	500.0	1Φ100V0.4	1 台	―	○	
66	AHEX-312-3F	140	３号館	3F312較正室受付	天井埋込形	VAM150GBS	ﾀﾞｲｷﾝ	100.0	1Φ100V0.1	1 台	―	○	
67	AHEX-322-3F	140	３号館	3F322計算機室	天井埋込形	VAM150GBS	ﾀﾞｲｷﾝ	100.0	1Φ100V0.1	1 台	―	○	
68	AHEX-612-6F	140	３号館	6F312多目的実験室	天井埋込形	VAM150GBS	ﾀﾞｲｷﾝ	100.0	1Φ100V0.1	3 台	―	○	
計										174 台			

【３．機械】―４　給排水衛生機器

（１）受水タンク・高置タンク（飲料用水等用）

No.	記号（図面上）	設置場所			仕様				数量	規制 系統	水道管理に関する主な法令に係る行政からの指定		備考
		棟番号	建物名	場所	用途	種別	寸法（W×L×H）（mm）	有効水量 L			水道法に基づく簡易専用水道	都水道条例（※）に基づく小規模貯水槽水道	
1	TW-1	128	研究本館	B1F受水槽室	給水系	WTFP	3,000 × 3,000 × 2,500	20,000	1 基	研究本館	○	―	
2	TWH-1	128	研究本館	RF高置	給水系	WTFP	2,000 × 2,000 × 1,500	5,000	1 基				
3	TW-1	134	２号館	1F受水槽室	給水系（上水受水槽）	FRP製（複板）	1,500 × 3,000 × 1,050	9,450	1 基	２号館	―	○	
4	TW-2	134	２号館	BFﾋﾟｯﾄ式躯体利用	雑用水受水槽	地下ｺﾝｸﾘｰﾄ		23,000	1 基				
5	TW-1	140	３号館	B2F受水槽室	給水系	FRP製	2,000 × 2,000 × 1,500	4,000	1 基	３号館	―	―	
6	KPU-1	140	３号館	B2F受水槽室	加湿給水系	FRP製		1,000	1 基				
7	―	97	４号館	RF高置	給水系	FRP製	1,500 × 2,500 × 1,000	3,700	1 基	４号館	○	―	
8	―	97	４号館	B1F受水槽	給水系	FRP製	2,500 × 2,500 × 2,500	15,625	1 基				
9	―	123	５号館	1F機械室	給水系	FRP製	2,500 × 2,000 × 2,000	8,000	1 基	５号館	―	○	
10	―	127	６号館	1F受水槽室	給水系	FRP製	2,500 × 2,000 × 2,000	8,000	1 基	６号館	―	○	
11	―	127	６号館	RF高置	給水系（高置タンク）	FRP製	1,500 × 1,000 × 1,500	2,000	1 基				
12	―	111	ミリ波研究棟	屋外南側地上	給水系（地上ﾀﾝｸ）	FRP製（複板）	2,000 × 2,000 × 2,000	5,000	1 基	ミリ波研究棟	―	―	
13	TW-1F-1	147	量子ｾｷｭﾘﾃｨ・協創棟	屋外南側地上	給水系	FRP製（複板）	1,000 × 3,000 × 2,500	5,000	1 基	量子ｾｷｭﾘﾃｨ・協創棟	―	―	
14	PWU-1F-H	147	量子ｾｷｭﾘﾃｨ・協創棟	1F消火・給水ポンプ室	加湿給水系	FRP製		840	1 基				
15	PW-1	148	B5G電波暗室棟	1F空調室内機置場	加湿給水系	FRP製		50	1 基	B5G電波暗室棟	―	―	
計									15 台		2	3	

※正式名称：東京都小規模貯水槽水道等における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例

【３．機械】―４　給排水衛生機器

（２）汚水槽・雑排水槽

No.	記号（図面上）	設置場所			仕様				数量	備考
		棟番号	建物名	場所	用途	種別	寸法（W×L×H）(mm)	有効水量 L		
1	―	128	研究本館	B1F空調機械室	雑排水槽	地下ｺﾝｸﾘｰﾄ	5,200 × 2,600 × 1,000	18,100	1 基	
2	―	97	４号館	B1F機械室	雑排水槽	地下ｺﾝｸﾘｰﾄ	5,200 × 4,000 × 1,000	20,800	1 基	
3	―	140	３号館	地下ﾋﾟｯﾄ式	汚水槽	地下ｺﾝｸﾘｰﾄ	2,900 × 3,890 × 200	11,300	1 基	
4	GT-1	135	産学官研究交流棟	建物南側屋外	グリストラップ		800 × 400 × 660		1 基	日常監視のみ対象（定期点検・定期清掃は別途実施）
計									4 台	

（※参考：その他水槽）

No.	記号（図面上）	設置場所			仕様				数量	備考
		棟番号	建物名	場所	用途	種別	寸法（W×L×H）(mm)	有効水量 L		
雨水槽・湧水槽・実験用排水槽等										
1	―	128	研究本館	地下ﾋﾟｯﾄ式	雨水貯留槽	地下ｺﾝｸﾘｰﾄ		5,400	1 基	
2	―	128	研究本館	地下ﾋﾟｯﾄ式	雨水槽	地下ｺﾝｸﾘｰﾄ			2 基	
3	―	128	研究本館	地下ﾋﾟｯﾄ式	沈砂槽	地下ｺﾝｸﾘｰﾄ		3,400	1 基	
4	―	134	２号館	地下ﾋﾟｯﾄ式	湧水槽	地下ｺﾝｸﾘｰﾄ	1,000 × 1,800 × 8,00		4 基	
5	―	130	光デバイス技術センター	光ﾃﾞﾊﾞｲｽ棟北通路下	雨水排水槽	地下ｺﾝｸﾘｰﾄ	2,300 × 1,200 × 2,200	5,000	1 基	
6	TW-2	140	３号館	地下ﾋﾟｯﾄ式	中水受水槽	地下ｺﾝｸﾘｰﾄ	8,800 × 2,500 × 1,200	26,400	1 基	
7	TU-1	140	３号館	地下ﾋﾟｯﾄ式	雨水沈砂槽	地下ｺﾝｸﾘｰﾄ	5,200 × 3,900 × 1,500	27,000	1 基	
8	―	140	３号館	地下ﾋﾟｯﾄ式	雨水貯留槽	地下ｺﾝｸﾘｰﾄ	14,300 × 15,600 × 880	60,200	1 基	
9	―	140	３号館	地下ﾋﾟｯﾄ式	実験用排水槽	地下ｺﾝｸﾘｰﾄ	2,970 × 3,470 × 200	10,300	1 基	
計									13 台	
消火タンク										
10	TF-1	128	研究本館	PHF	消火系	WTFP	2,000 × 2,500 × 1,500	7,500	1 基	
11	―	97	４号館	塔屋高置	消火水系	FRP	1,000 × 1,000 × 1,000	700	1 基	
12	―	97	４号館	B1F消火ﾎﾟﾝﾌﾟ室	消火水系	地下ｺﾝｸﾘｰﾄ		12,000	1 基	
13	TF-1	123	５号館	PHF	消火水系	FRP製	650 × 650 × 630	200	1 基	
14	―	127	６号館	RF高置	消火水系	FRP製	2,000 × 2,500 × 1,500	7,500	1 基	
15	TWF-1	134	２号館	地下ﾋﾟｯﾄ式躯体利用	消火水系（地下水槽）	地下ｺﾝｸﾘｰﾄ		5,600	1 基	
16	TF-1	134	２号館	RF高置	消火水系（消火用充水ﾀﾝｸ）	鋼製一体型	1,000 × 1,000 × 1,000	500	1 基	
17	―	130	光デバイス技術センター	光ﾃﾞｲﾊﾞｽ地下ﾋﾟｯﾄ式躯体利用	消火栓用水槽	地下ｺﾝｸﾘｰﾄ及びCB造			1 基	
18	TWF-1	140	３号館	地下ﾋﾟｯﾄ式	消火水槽	地下ｺﾝｸﾘｰﾄ	2,200 × 3,330 × 1,550	11,360	1 基	
19	TF-1	140	３号館	RF高置	消火水系（消火用充水ﾀﾝｸ）	鋼板製一体型	1,000 × 1,000 × 1,500	1,000	1 基	
20	―	147	量子ｾｷｭﾘﾃｨ・協創棟	地下ﾋﾟｯﾄ式躯体利用	消火水系（地下水槽）	地下ｺﾝｸﾘｰﾄ		5,200	1 基	
21	TF-1	147	量子ｾｷｭﾘﾃｨ・協創棟	RF高置	消火水系（消火用充水ﾀﾝｸ）	SUS製一体型	1,000 × 1,000 × 1,000	500	1 基	
計									12 台	

【３．機械】―４　給排水衛生機器
（３）ポンプ（給排水衛生用）

No.	記号（図面上）	設置場所			仕様							数量	備考
		棟番号	建物名	場所	用途	型式	口径 mmφ	流量 L/min	揚程 kPa	電源	出力 kW		
①陸上ポンプ													
1	PW-1	128	研究本館	B1F受水槽室	揚水用ポンプ	―	50.0	―	―	AC3φ200V	3.7	2 台	水上陸上用
2	PW-1	128	研究本館	RF西機械室	増圧給水用ポンプユニット	末端推定圧力一定給水ユニット	32.0	125	8	AC1φ100V	0	1 台	陸上用
3	PFU-1	128	研究本館	B1F機械室	消火用ポンプ	―	65.0	300	420	AC3φ200V	6	1 台	消火用
4	-	128	研究本館	地下ピット雨水貯留槽	雨水利用ポンプ	―	25.0	―	―	AC3φ200V	0	1 台	
5	PU-1	134	２号館	1F受水槽室	上水加圧給水ポンプユニット	末端推定圧力一定給水ユニット	50.0	180	300	AC3φ200V	3.7×2	2 台（1組）	陸上用
6	PF-1	134	２号館	1F階段（3）	消火用ポンプ	―	50.0	300	520	AC3φ200V	8	1 台	消火用
7	PU-2	134	２号館	1F受水槽室	加湿用水給水ポンプユニット	小型渦巻ポンプ	40.0	80	316	AC3φ200V	2.2x2	2 台（1組）	
8	PU-3	134	２号館	1F受水槽室	雑用水加圧給水ポンプユニット	末端推定圧力一定給水ユニット	50.0	150	370	AC3φ200V	3.7×2	2 台（1組）	
9	PU-1	135	産学官研究交流棟	1F機械室	増圧給水用ポンプユニット	末端推定圧力一定給水ユニット	50.0	450	11	AC3φ200V	2.2×2	2 台（1組）	陸上用
10	PW-1	97	４号館	B1F受水槽室	揚水用ポンプ	―	40.0	160	―	AC3φ200V	2.2	2 台	水上陸上用
11	PF-1	97	４号館	―	消火用ポンプ（5号館兼）	―	80.0	450	610	AC3φ200V	11	1 台	消火用
12	PW-1	123	５号館	1F機械室	上水加圧給水ポンプユニット	末端推定圧力一定給水ユニット	50.0	190	270	AC3φ200V	1.1×2	1 台	陸上用
13	-	127	６号館	1F受水槽室	揚水用ポンプ	―	40.0		―	AC3φ200V	4	2 台	水上陸上用
14	PFU-1	127	６号館	―	消火用ポンプ	―	50.0	300	580	AC3φ200V	6	1 台	消火用
15	PU-1	111	ミリ波研究棟	屋外南側	給水ポンプ（111棟・130棟）	推定末端圧力一定給水ユニット	40.0	280	60	AC3φ200V	3.7x2	2 台（1組）	陸上用
16	PW-1	138	電離層観測・試作開発棟	―	加湿給水ポンプ	ﾀﾝｸ付給水ポンプ ﾀﾝｸ容量100ℓ	25.0	20	200	AC3φ200V	0.25	1 台	
17	PU-1	140	３号館	B2F熱源機械室2	上水加圧給水ポンプユニット	末端推定圧力一定給水ユニット	65.0	300	550	AC3φ200V	3.7×2	2 台（1組）	陸上用
18	FP-1	140	３号館	―	消火用ポンプ	ユニット型	65.0	450		AC3φ200V	15	1 台	消火用

（３）ポンプ（給排水衛生用）

No.	記号（図面上）	設置場所			仕様							数量	備考
		棟番号	建物名	場所	用途	型式	口径 mmφ	流量 L/min	揚程 kPa	電源	出力 kW		
19	FP-2	140	３号館	―	消火用ｼﾞｮｯｷｰﾎﾟﾝﾌﾟ	ﾕﾆｯﾄ型	15.0	10		AC3φ200V	1.5	１台	消火用
20	PU-2	140	３号館	B2F熱源機械室	中水加圧給水ポンプユニット	末端推定圧力一定給水ﾕﾆｯﾄ	####	550	600	AC3φ200V	5.5×3	３台（1組）	
21	KPU-1	140	３号館	B2F熱源機械室	加湿給水ポンプユニット	吐出圧一定制御	40.0	100	600	AC3φ200V	3.7×2	２台（1組）	
22	PF-1	130	光デバイス技術センター	―	消火用ポンプ	―	50.0	300	51	AC3φ200V	3.7	１台	消火用
23	PWU-1F-J	147	量子ｾｷｭﾘﾃｨ・協創棟	1F消火・給水ポンプ室	上水加圧給水ポンプユニット	末端推定圧力一定給水ﾕﾆｯﾄ	50.0	270	517	AC3φ200V	2.2×2	１台	陸上用
24	PWU-1F-H	147	量子ｾｷｭﾘﾃｨ・協創棟	1F消火・給水ポンプ室	加湿加圧給水ポンプユニット	末端推定圧力一定給水ﾕﾆｯﾄ	25.0	20	292	AC3φ200V	0.75×2	１組	消火用
25	FP-1	147	量子ｾｷｭﾘﾃｨ・協創棟	―	消火用ポンプ	ﾕﾆｯﾄ型	50.0	300	660	AC3φ200V	5.5	１台	
26	PW-1	148	B5G電波暗室棟	148棟 1階 空調室内機置場	加湿加圧給水ポンプユニット	受水槽付定圧給水ﾕﾆｯﾄ	30.0	43	60	AC3φ200V	0.4	１組	
計												38	

②排水ポンプ													
1	PD-1	128	研究本館	B1F機械室	雑排水用ポンプ	―	80	―	―	AC3φ200V	3.7	２台	
2	PD-2	128	研究本館	B1F機械室	湧水排水用ポンプ	―	80	―	―	AC3φ200V	3.7	２台	
3	PD-3	128	研究本館	B1F機械室	雨水排水用ポンプ	―	80	―	―	AC3φ200V	3.7	４台	
4	PD-4	128	研究本館	地下ﾋﾟｯﾄ雨水貯留槽	排水用ポンプ	―	50	―	―	AC3φ200V	1.5	２台	
5	PD-5	128	研究本館	地下ﾋﾟｯﾄ雨水貯留槽	排水用ポンプ	―	65	―	―	AC3φ200V	2.2	２台	
6	PD-1	134	２号館	地下ﾋﾟｯﾄ内湧水槽	湧水用排水ポンプ	汚水用水中ポンプ	50	100	50	AC3φ200V	0.75×2	８台（4組）	
7	PD-1	140	３号館	地下ﾋﾟｯﾄ内湧水槽	湧水排水用ポンプ	水中ポンプ	50	100	130	AC3φ200V	1.5×2	12台（6組）	
8	PD-2	140	３号館	B1F地下機械室	雨水排水用ポンプ	水中ポンプ	50	100	100	AC3φ200V	0.75×2	２台（1組）	

【３．機械】―４　給排水衛生機器
（３）ポンプ（給排水衛生用）

No.	記号（図面上）	設置場所			仕様							数量	備考
		棟番号	建物名	場所	用途	型式	口径 mmφ	流量 L/min	揚程 kPa	電源	出力 kW		
9	PD-3	140	３号館	汚水・雑排水槽	汚水用ポンプ	水中ポンプ	50	100	130	AC3φ200V	3.7×2	2 台（1組）	
10	PD-4	140	３号館	実験用排水槽	実験用排水ポンプ	水中ポンプ	50	100	150	AC3φ200V	1.5×2	2 台（1組）	
11	PD-5	140	３号館	ﾄﾞﾗｲｴﾘｱ	雨水排水用ポンプ	水中ポンプ	100	1,800	100	AC3φ200V	7.5×2	6 台（3組）	
12	PD-6	140	３号館	湧水ﾋﾟｯﾄ	雑排水用ポンプ	水中ポンプ	50	100	100	AC3φ200V	0.75×2	2 台（1組）	
13	―	97	４号館	地下雑排水槽	雑排水用ポンプ	―	65	―	―	AC3φ200V	1.5	2 台	
14	P-2	―	―	雨水排水槽内（ﾃﾞﾊﾞｲｽ棟北）	雨水排水水中ポンプ	汚水水中ポンプ	65	600	9	AC3φ200V	2.2	2 台	
15	P-1	137	特別高圧受電所	―	湧水排水水中ポンプ	水中ポンプ	40	50	-	AC3φ200V	0.3	2 台	
16	―	126	高圧配電所	地下湧水槽	排水用ポンプ	―	50	―	―	AC3φ200V	0.4	2 台	
17	DP-PIT-1	147	量子ｾｷｭﾘﾃｨ・協創棟	湧水ﾋﾟｯﾄ	湧水排水用ポンプ	水中ポンプ	50	100	70	AC3φ200V	0.4×2	6 台（3組）	
計												60	

【３．機械】―４　給排水衛生機器
（４）ガス湯沸器（貯湯式ガス湯沸器含む）

No.	設置場所				数量	備考
	棟番号	建物名	系統	設置場所		
1	128	研究本館	１Ｆ東側リフレッシュルーム		1 箇所	
2	128	研究本館	１Ｆ西側湯沸室		1 箇所	
3	128	研究本館	２Ｆ東側リフレッシュルーム		1 箇所	
4	128	研究本館	２Ｆ西側湯沸室		1 箇所	
5	128	研究本館	３Ｆ東側リフレッシュルーム		1 箇所	
6	128	研究本館	３Ｆ西側湯沸室		1 箇所	
7	128	研究本館	４Ｆ東側リフレッシュルーム		1 箇所	
8	128	研究本館	４Ｆ西側湯沸室		1 箇所	
9	128	研究本館	４Ｆ国際会議室パントリー		1 箇所	
10	97	４号館	１Ｆ東側湯沸室		1 箇所	
11	97	４号館	２Ｆ東側湯沸室		1 箇所	
12	97	４号館	３Ｆ東側湯沸室		1 箇所	
13	97	４号館	４Ｆ東側湯沸室		1 箇所	
14	97	４号館	１Ｆ西側湯沸室		1 箇所	
15	97	４号館	２Ｆ西側湯沸室		1 箇所	
16	97	４号館	１Ｆシャワー室		1 箇所	
17	123	５号館	１Ｆ湯沸室		1 箇所	
18	123	５号館	２Ｆ湯沸室		1 箇所	
19	123	５号館	３Ｆ湯沸室		1 箇所	
20	123	５号館	４Ｆ湯沸室		1 箇所	
21	123	５号館	１Ｆ実験室内打合せコーナー		1 箇所	
22	127	６号館	１Ｆ湯沸室		1 箇所	
23	127	６号館	２Ｆ湯沸室		1 箇所	
24	127	６号館	３Ｆ湯沸室		1 箇所	
25	127	６号館	４Ｆ湯沸室		1 箇所	
26	59	旧食堂棟	浴室	北側屋外	1 箇所	
27	74	旧変電所	男子シャワー室	北側屋外	1 箇所	
28	74	旧変電所	女子シャワー室	北側屋外	1 箇所	
29	91	管理倉庫	１Ｆ湯沸室		1 箇所	
30	95	車庫	シャワー室	北側屋外	1 箇所	
31	96	倉庫	シャワー室	西側屋外	1 箇所	
32	98	厨房作業員控室	シャワー室	東側屋外	1 箇所	
33	107	宇宙光通信地上センター	制御室		1 箇所	
34	107	宇宙光通信地上センター	湯沸室・シャワー室	北側屋外	1 箇所	
35	111	ミリ波研究棟	シャワー室	北側屋外	1 箇所	
36	113	ゲストハウス	101室・102室	東側屋外	1 箇所	
37	113	ゲストハウス	103室・104室・105室	西側屋外	1 箇所	
38	114	研究交流センター	１Ｆ湯沸室(大)	西側屋外	1 箇所	
39	114	研究交流センター	１Ｆ湯沸室(小)	北側屋外	1 箇所	
40	114	研究交流センター	２Ｆ浴室・湯沸室	２Ｆ屋上	1 箇所	
41	130	光デバイス技術センター	更衣室・シャワー室・トイレ	１Ｆ屋上	1 箇所	
42	135	産学官研究交流棟	１Ｆ食堂厨房	南側屋外	1 箇所	
43	135	産学官研究交流棟	１Ｆ売店・喫茶室厨房	北西側屋外	1 箇所	
44	135	産学官研究交流棟	３Ｆ湯沸室・シャワー室	３Ｆ屋上	1 箇所	
45	135	産学官研究交流棟	３Ｆゲストルーム	ベランダ	1 箇所	
46	138	電離層観測・試作開発棟	１Ｆ機械加工室		1 箇所	
47	138	電離層観測・試作開発棟	屋外作業スペース	南西屋外	1 箇所	
計					47 箇所	

【３．機械】―５　空調用水水質管理

No.	水質検査検体採取箇所				投入対象薬品					備考
	棟番号	建物	設備	検体採取数量	薬品種別	小型冷却水複合処理剤	冷却給水管洗浄剤	冷却水用複合処理剤	冷温水用防食剤	
					想定製品規格（下段：メーカー）	ﾚｼﾞｵﾑﾆｯｸ400（3L） ㈱アクアス	ｱｸｱｽｼｮｯﾄｸﾘﾝ（BZ-43） ㈱アクアス	ﾊｲﾊﾟｰﾚｼﾞｵ（HL-910） ㈱アクアス	ｱｸｱｽｷﾚｰﾄ（D-1000L） ㈱アクアス	
1	128	研究本館	CT-1 No.1	1 件		○	○	―	―	
2	128	研究本館	CT-1 No.2	1 件						
3	134	２号館	補給水	1 件		―	○	○	○	
4	134	２号館	一時冷水	1 件						
5	134	２号館	CT-1-1冷却水	1 件						
6	134	２号館	CT-1-2冷却水	1 件						
7	140	３号館	補給水	1 件		―	○	○	―	
8	140	３号館	CT-1	1 件						
9	140	３号館	CT-2	1 件						
10	140	３号館	CT-3	1 件						
11	140	３号館	CT-4	1 件						
合計				11 件						

【３．機械】―７　法令に基づくばい煙発生施設

No.	記号等	設置場所			行政への届出状況									数量	本業務におけるⅡ定期点検(ばい煙測定)対象	備考
		棟番号	建物名	設置場所	施設型式	用途	規模	バーナー種類	最大定格燃焼能力	届出最大排出ガス量(湿り)(m^3N/h)	設置年月日	煙突高(m)	燃料			
1	１号機（小平市設置）	74	旧変電所	屋外北側	ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ機関(常用)	発電用（ピークカット発電機）	147.9 L/h	ディーゼル（シリンダー内径400㎜未満）	147.9 L/h	3143.0	H23.2.1	5.8	A重油	１基	○	東京都環境確保条例(※)第２条第８号に基づく指定作業場としてのばい煙発生施設（別表２第27項ディーゼル機関）
2	RB-1	134	２号館	1F 熱源機械室2	冷温水発生器	冷暖房用	11.0 m^2	低NOx型バーナー	27.2 m^3N/h	421.0	H15.9.2	19.3	都市ガス(13A)	１基	―（当機構が別途発注する冷温水発生器保守契約の中で測定を実施）	大気汚染防止法第２条第２項に基づくばい煙発生施設
3	RB-2	134	２号館	1F 熱源機械室2	冷温水発生器	冷暖房用	11.0 m^2	低NOx型バーナー	27.2 m^3N/h	421.0	H15.9.2	19.3	都市ガス(13A)	１基	―（当機構が別途発注する冷温水発生器保守契約の中で測定を実施）	大気汚染防止法第２条第２項に基づくばい煙発生施設
4	RB-1 Σ TEG-150XN5C	140	３号館	B2F 熱源機械室	冷温水発生器	冷暖房用	12.9 m^2	低NOx型バーナー	28.0 m^3N/h	390.0	H22.8.20	32.9	都市ガス(13A)	１基	―（当機構が別途発注する冷温水発生器保守契約の中で測定を実施）	大気汚染防止法第２条第２項に基づくばい煙発生施設
計														4 基		

※正式名称：都民の健康と安全を確保する環境に関する条例

【３．機械】―11　浄水器カートリッジ

No.	設置場所			機種	数量	本体型式	フィルター型式（カートリッジ）	種類	販売会社	備考
	棟番号	建物名	設置場所							
1	128	研究本館	1F東ﾘﾌﾚｯｼｭﾙｰﾑ	浄水器	1	KS-42U	ＪＦ－４３Ｎ	配管	INAX	
2	128	研究本館	2F東ﾘﾌﾚｯｼｭﾙｰﾑ	〃	1	〃	〃	〃	〃	
3	128	研究本館	2F西ﾘﾌﾚｯｼｭﾙｰﾑ	〃	1	〃	〃	〃	〃	
4	128	研究本館	3F東ﾘﾌﾚｯｼｭﾙｰﾑ	〃	1	〃	〃	〃	〃	
5	128	研究本館	3F西ﾘﾌﾚｯｼｭﾙｰﾑ	〃	1	JF-45N	JF-45N	〃	〃	
6	128	研究本館	4F東ﾘﾌﾚｯｼｭﾙｰﾑ	〃	1	KS-42U	JF-43N	〃	〃	
7	134	２号館	1Fﾘﾌﾚｯｼｭﾙｰﾑ	〃	1	TK-AS47-H	TK-HS92C1	蛇口	パナソニック	
8	134	２号館	2Fﾘﾌﾚｯｼｭﾙｰﾑ	〃	1	〃	〃	〃	〃	
9	134	２号館	3Fﾘﾌﾚｯｼｭﾙｰﾑ	〃	1	〃	〃	〃	〃	
10	134	２号館	4Fﾘﾌﾚｯｼｭﾙｰﾑ	〃	1	〃	〃	〃	〃	
11	140	３号館	1Fﾘﾌﾚｯｼｭﾙｰﾑ	〃	1	U-A501ZCB	BUC12001	〃	パナソニック	
12	140	３号館	2Fﾘﾌﾚｯｼｭﾙｰﾑ	〃	1	〃	〃	〃	〃	
13	140	３号館	3Fﾘﾌﾚｯｼｭﾙｰﾑ	〃	1	〃	〃	〃	〃	
14	140	３号館	4Fﾘﾌﾚｯｼｭﾙｰﾑ	〃	1	〃	〃	〃	〃	
15	140	３号館	5Fﾘﾌﾚｯｼｭﾙｰﾑ	〃	1	〃	〃	〃	〃	
16	140	３号館	6Fﾘﾌﾚｯｼｭﾙｰﾑ	〃	1	〃	〃	〃	〃	
17	97	４号館	1F湯沸室	〃	1	PJ-A75	TK-HS92C1	〃	パナソニック	
18	123	５号館	1F湯沸室	〃	1	TK-HS92	TK-HS92C1	〃	パナソニック	
19	123	５号館	2F談話室	〃	1	PZ934	PSC5550	〃	三菱ケミカル	
20	123	５号館	3F談話室	〃	1	TK-AS30	TK-AS30C1	〃	パナソニック	
21	123	５号館	4F談話室	〃	1	TK-AS30	TK-AS30C1	〃	パナソニック	
22	127	６号館	1Fﾘﾌﾚｯｼｭﾙｰﾑ	〃	1	SSX880-NV	SSC8800	〃	三菱ケミカル	
23	127	６号館	2Fﾘﾌﾚｯｼｭﾙｰﾑ	〃	1	〃	〃	〃	〃	
24	127	６号館	3Fﾘﾌﾚｯｼｭﾙｰﾑ	〃	1	〃	〃	〃	〃	
25	127	６号館	4Fﾘﾌﾚｯｼｭﾙｰﾑ	〃	1	〃	〃	〃	〃	
26	111	ミリ波研究棟	1Fｽﾀｯﾌﾙｰﾑ	〃	1	STX810	SSC8800	〃	〃	
27	111	ミリ波研究棟	1F分析室	〃	1	〃	〃	〃	〃	
28	111	ミリ波研究棟	2F202b実験室	〃	1	〃	〃	〃	〃	
29	111	ミリ波研究棟	2F203実験室	〃	1	TK-CJ11-W	TK-CJ21C1	〃	〃	
30	111	ミリ波研究棟	2F給湯室	〃	1	STX810	SSC8800	〃	〃	
31	107	宇宙光通信地上センター	1F給湯室	〃	1	SSX880-NV	SSC8800	〃	〃	
32	130	光デバイス技術センター	1F給湯室	〃	1	STX810	SSC8800	〃	〃	
33	147	量子ｾｷｭﾘﾃｨ・協創棟	1F	〃	3	JF-AJ46/SYX	JF-K11	〃	LIXIL	
計					35					

【３．機械】―12　喫煙システム保守点検

No.	設置場所			メーカー	機種	フィルタ型番	数量	備考
	棟番号	建物名	設置場所					
1	97	４号館	2F喫煙室	ダイキン	ACEC30E	プレフィルタ	1 台	
2	128	研究本館	1F 1E-110喫煙室	リコー	EJ-2011	セットタイプJ	2 台	
3	128	研究本館	1F 1E-110喫煙室	リコー	EC-1121	タイプC	4 台	
4	140	３号館	1F喫煙室	ウチダ	SS-10	冷暖房用	1 台	
計							8 台	

【参考】機械設備（熱源、冷熱源、空調及び給排水衛生設備）数量総括表

棟番号	棟名称	3－1 温熱源機器	3－2　冷熱源機器						3－3　空気調和等関連機器										3－4　給排水衛生機器				
		無圧式温水発生機及び真空式温水発生機	（1）チリングユニット	（2）空冷熱源ヒートポンプユニット	（3）直だき吸収冷温水機	（4）空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ式ﾊﾟｯｹｰｼﾞ形空気調和器（個別空調）	（5）氷蓄熱ユニット	（6）冷却塔	（1）熱交換器等			（2）還水タンク・開放形膨張タンク	（3）ﾕﾆｯﾄ形空気調和機・ｺﾝﾊﾟｸﾄ形空気調和機（空気清浄装置含む）	（4）ファンコイルユニット	（5）ポンプ（空調用）	（6）送風機	（7）全熱交換機	（1）受水タンク・高置タンク（飲料用水等用）	（2）汚水槽・雑排水槽	（3）ポンプ（給排水衛生用）		（4）ガス湯沸器（貯湯式ガス湯沸器含む）
									熱交換器	ヘッダー	密閉式膨張タンク										陸上ポンプ	排水ポンプ	
		（台）	（台）	（台）	（台）	（台）	（台）	（台）	（基）	（ケ）	（基）	（基）	（台）	（台）	（台）	（台）	（台）	（基）	（基）	（台）	（台）	（台）	（箇所）
128	研究本館	0	2	3	0	29	0	2	4	2	0	3	10	293	13	46	2	2	1	5	12	9
134	２号館	2	1	2	2	0	4	2	0	4	0	1	47	49	15	62	3	2	0	7	8	0
140	３号館	2	2	2	1	12	0	4	3	8	4	3	61	44	18	114	7	2	1	9	26	0
97	４号館	0	0	1	0	45	0	0	0	0	1	0	3	0	2	18	2	2	1	3	2	7
123	５号館	0	0	1	0	148	0	0	0	0	0	1	1	0	1	10	69	1	0	1	0	5
59	旧食堂棟	0	0	0	0	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
61	ウルシグラム送信庁舎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
63	食堂物置	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
91	管理倉庫	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
95	車庫	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
98	厨房作業員控室	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
108	旧移動追尾高額実験小屋	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
111	ミリ波研究棟	0	0	0	0	39	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	15	1	0	2	0	1
114	研究交流センター	0	0	0	0	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
124	4～5号館渡り廊下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
129	自転車置場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
130	光デバイス技術センター	0	0	0	0	13	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	4	0	0	1	0	1
131	セキュリティ集中管理棟	0	0	0	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
132	オープンサイト用測定室	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
—	自転車置場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
135	産学官研究交流棟	0	0	0	0	54	0	0	0	0	0	0	0	0	0	51	23	0	0	2	0	4
141	自転車置場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
145	防災倉庫	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
146	防災倉庫	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
148	B5G電波暗室棟	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14	0	1	0	1	0	0
127	６号館	0	0	0	0	109	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22	32	2	0	3	0	4
147	量子ｾｷｭﾘﾃｨ・協創棟	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	2	0	16	34	8	66	2	2	0	3	6	0
74	旧変電所	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
93	便所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
96	倉庫	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
105	機械室	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
107	宇宙光通信地上センター	0	0	0	0	30	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
109	ﾃｽﾄﾌｨｰﾙﾄﾞ用測定室	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
110	光伝送技術開発棟	0	0	0	0	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0
112	VLBI観測棟	0	0	0	0	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0
113	ゲストハウス	0	0	0	0	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
116	送信器室	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
117	自転車置場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
119	KSP・SLR観測棟	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
120	ACE観測局舎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
122	物品格納庫	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
125	物品格納庫	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
126	高圧配電所	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
133	自転車置場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
136	倉庫	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
137	特別高圧受電所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	2	0	0
138	電離層観測・試作開発棟	0	0	0	0	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14	6	0	0	1	0	2	0
139	自転車置場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
142	西側搬入口屋根	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
143	光空間通信実験棟小金井局	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
144	防災倉庫	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		4	5	18	3	621	4	11	7	14	7	9	138	420	57	424	174	15	3	38	60	47	

※保守点検対象外の設備含む

【４．監視制御】監視制御装置

No.	設置場所			メーカー	数量	本業務における Ⅱ-4　定期点検対象	備考
	棟 番号	監視対象	監視装置(監視盤又はパソコン等) 設置場所				
①電力中央監視装置							
		各系統受電設備 （別紙Ⅴ【２．電気】 （１）受電設備参照）	研究本館B1F監視室（監視盤、監視用パソコン及びプリンタ）	三菱電機	１基	― （定期点検は当機構が別途発注し実施）	・異常警報及び使用電力量計量等の実施 ・重大なアラートは、セキュリティ集中監視棟監視室でも発報
②空調自動制御装置							
1	128	研究本館	研究本館B1F監視室（監視用パソコン及びプリンタ	ジョンソンコントロールズ	１基	― （定期点検は当機構が別途発注し実施）	
2	134	２号館					２号館における重大なアラートは、セキュリティ集中監視棟監視室でも発報
3	140	３号館	研究本館B1F監視室（監視用パソコン及びプリンタ	アズビル	１基	― （定期点検は当機構が別途発注し実施）	
4	123	５号館	５号館1F保守員控室（監視盤）	アズビル	１基	○	
5	127	６号館	６号館1F管理倉庫（監視盤）	アズビル	１基	○	
6	147	量子ｾｷｭﾘﾃｨ・協創棟	研究本館B1F監視室（監視用パソコン及びプリンタ	アズビル	１基	― （定期点検は当機構が別途発注し実施）	
計					６基		

【５．防災】　消防設備

対象設備				受信機	ガス漏れ火災警報	感知器					発信器	非常電源放送設備	地区音響装置	誘導灯・標識	防火扉	防火シャッター	防煙垂れ壁	防火ダンパー	排煙口	救助袋・避難ハシゴ	消火器			排煙用ファン	送水ポンプ	屋内消火栓設備	連結散水設備	ガス系消火設備
No.	棟番号	建物名	フロア等			差動式スポット型	定温式スポット型	光電式スポット型煙感知器	熱アナログ式スポット型	炎感知器											粉末	強化液	二酸化炭素					
1	131	セキュリティ集中管理棟		4																	4							
2	128	研究本館	B1階					28	8		2	1 （一斉・区分）		5	1			2	2		18	3			1	2		
3	128	研究本館	1F西側		1			16	11		2			5	5			12	2		7	3				2	1	
4	128	研究本館	1F東側		1			24	12		2			4	5	1		12	2		4	2				2		
5	128	研究本館	2F西側		1			16	13		2			8	2	3		9	1		3	2	8			2		
6	128	研究本館	2F東側		1			15	6		2				2	3		4	1		6	3				2		
7	128	研究本館	3F西側		1			16	4		3				2	3		12	2	1	2	3				2		
8	128	研究本館	3F東側		1			18	10		2				2	3		6	1	1	3	3				2		
9	128	研究本館	4F西側		2			15	9		2			2	2	3		10	2	1	3	2				2		
10	128	研究本館	4F東側		1			16	11		2				2	3		20	1	1	3	3				2		
11	128	研究本館	中央ロビー											3					1		1							
12	128	研究本館	RF機械室						7		2										2			2				
13	128	研究本館	階段					8						35														
14	128	研究本館	エレベータ					3																				
15	134	２号館	ピット階				64		64																			
16	134	２号館	1F		2	1	16	45	17		3			31		2					6	4			1	3		
17	134	２号館	2F	1		6		42	6		3	1		8	1	2					6	3				3		5 (IG541
18	134	２号館	3F					53			2			3	3	2					4	3				2		
19	134	２号館	4F					44			2			6		3					2	2				2		
20	134	２号館	RF					3						1							1							
21	59	旧食堂棟				19	2	2			1		1	4							6							
22	91	管理倉庫						6			1		1	2							2							
23	97	４号館	B1F			5	4	12			1		1	8							5				1	1		5 （ハロン消火
24	97	４号館	1F	1		14	3	16			4		4	7	2			3			6	1				3		
25	97	４号館	2F			14	2	24			2		2	10	2			6	2		6	1				2		
26	97	４号館	3F			5	1	17			2		2	4	2			6			4			1		2		
27	97	４号館	4F			4	1	12			1		1	4	2			5			3					1		
28	97	４号館	RF			4		2													2							
29	97	４号館	階段					4																				
30	97	４号館	１～4F配線室					7																				
31	97	４号館	エレベータ					1																				
32	123	５号館	1F		1			49	6		2		2	13	2	1		8			6	1				2		
33	123	５号館	2F		1			48	5		2		3	14	6	3					4	1				2		
34	123	５号館	3F		1			43	8		2		2	14	2						4	1				2		
35	123	５号館	4F		1			44	4		2		2	13	2						4	1				2		
36	123	５号館	RF					40			2		2	1							1	1				2		
37	123	５号館	階段					4																				
38	123	５号館	１～4F配線室																									
39	123	５号館	エレベータ																									

対象設備				受信機	ガス漏れ火災警報	感知器					発信器	非常電源放送設備	地区音響装置	誘導灯・標識	防火扉	防火シャッター	防煙垂れ壁	防火ダンパー	排煙口	救助袋・避難ハシゴ	消火器			排煙用ファン	送水ポンプ	屋内消火栓設備	連結散水設備	ガス系消火設備
No.	棟番号	建物名	フロア等			差動式スポット型	定温式スポット型	光電式スポット型煙感知器	熱アナログ式スポット型	炎感知器											粉末	強化液	二酸化炭素					
40	127	６号館	1F		1			3	48		2			4	3						6				1	2		
41	127	６号館	2F		1			8	38		2			2	3	4				1	3					2		
42	127	６号館	3F		1			3	46		2			2	3					1	3					2		
43	127	６号館	4F		1			3	48		2			2	3					1	3					2		
44	127	６号館	RF						3		1			2							2					1		
45	127	６号館	階段					6						16														
46	127	６号館	エレベータ					1																				
47	130	光デバイス技術センター	BF				9	26			3		3	11		1					6				1	2		
48	130	光デバイス技術センター	1F	1		13	4	6			2		2	7		1					7					2		
49	130	光デバイス技術センター	RF											1							3							
50	131	セキュリティ集中管理棟	階段					1																				
51	130	光デバイス技術センター	エレベータ					1																				
52	111	ミリ波研究棟	1F	1		11	9	23			2		3	19	1						12	4	4					
53	111	ミリ波研究棟	2F			24	1	2			2		3	3	1					1	7	3						
54	111	ミリ波研究棟	RF																		1							
55	111	ミリ波研究棟	階段					1																				
56	111	ミリ波研究棟	エレベータ					1																				
57	111	ミリ波研究棟	屋外キュービクル																		2							
58	111	ミリ波研究棟	屋外強化窒素置場																		3							
59	114	研究交流センター	1F	1		11	1	3			1		2	3	1						2	2						
60	114	研究交流センター	2F			5	7	4			1		1	2		1					1	1						
61	114	研究交流センター	階段					1																				
62	110	光伝送技術開発棟					1	10			1		1	4							2							
63	113	ゲストハウス				13	11	2					1	2							1	1						
64	105	機械室				4	4	7			1		1								10							
65	107	宇宙光通信地上センター	1F	1			3	31			2		3								11							
66	107	宇宙光通信地上センター	2F											1							1							

【５．防災】　消防設備

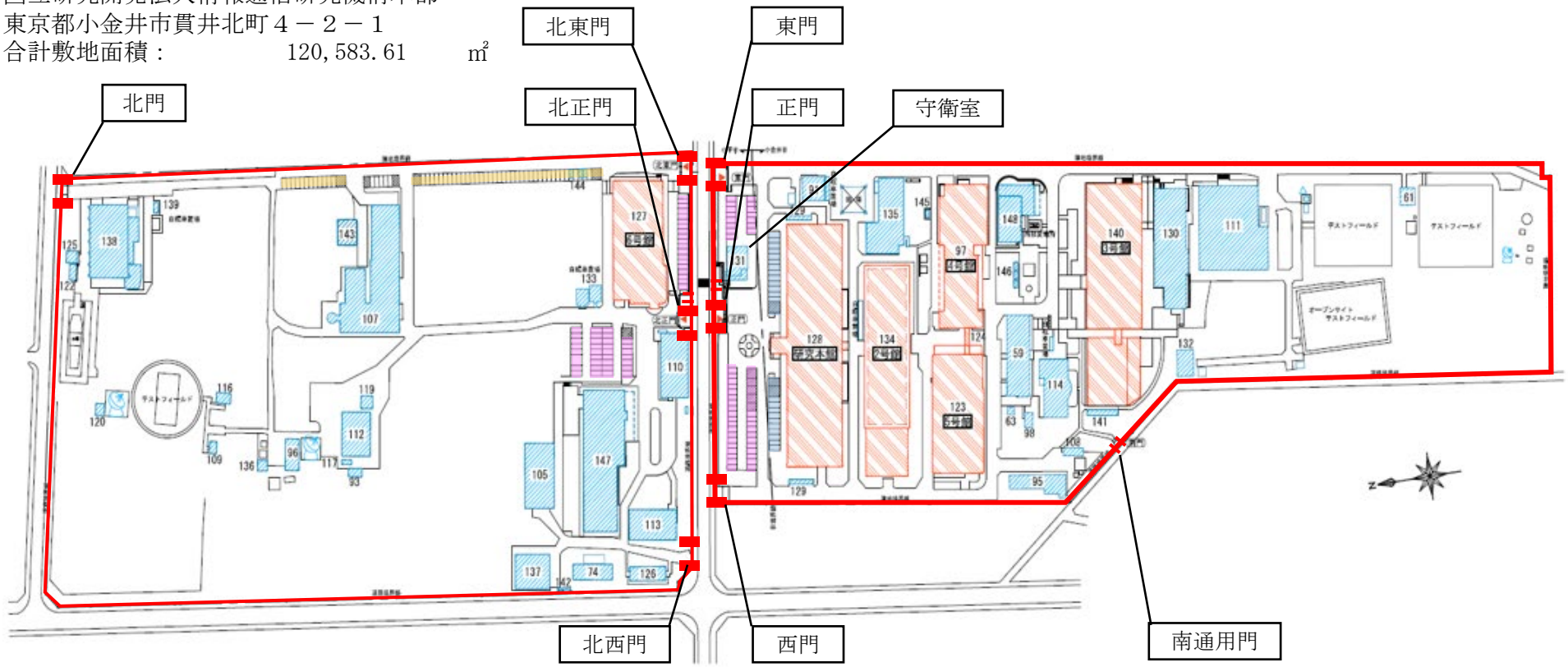
対象設備				受信機	ガス漏れ火災警報	感知器					発信器	非常電源放送設備	地区音響装置	誘導灯・標識	防火扉	防火ｼｬｯﾀｰ	防煙垂れ壁	防火ダンパー	排煙口	救助袋・避難ハシゴ	消火器			排煙用ファン	送水ポンプ	屋内消火栓設備	連結散水設備	ガス系消火設備
No.	棟番号	建物名	フロア等			差動式スポット型	定温式スポット型	光電式スポット型煙感知器	熱アナログ式スポット型	炎感知器											粉末	強化液	二酸化炭素					
67	107	宇宙光通信地上センター	エレベータ機械室					1													1							
68	107	宇宙光通信地上センター	屋外キュービクル																		2							
69	112	VLBI観測棟	1F									1		1							5	1						
70	112	VLBI観測棟	2F									1		1							1	1						
71	112	VLBI観測棟	屋外キュービクル																		2							
72	119	KSP・SLR観測棟	1F																		1							
73	119	KSP・SLR観測棟	2F																		1							
74	119	KSP・SLR観測棟	トレーラー																		1							
75	138	電離層観測・試作開発棟	1F	1	1	21	3	3			1		7		5			7	2		11							
76	138	電離層観測・試作開発棟	2F			6	1	6			1		3		1			2	17		5							
77	138	電離層観測・試作開発棟	エレベータ					1																				
78	138	電離層観測・試作開発棟	屋外キュービクル																0		1							
79		南部変電所	屋外キュービクル																		1							
80	96	倉庫																			2							
81	98	厨房作業員控室																			1							
82	126	高圧配電所																			2							
83	61	ウルシグラム送信庁舎																			1							
84	74	旧変電所	建物																		2							
85	74	旧変電所	屋外オイルタンク																		3							
86	95	車庫	事務室																		2							
87	95	車庫	車庫																		6							
88	108	旧移動追尾高額実験小屋																			1							
89	132	オープンサイト用測定室																			1							
90	135	産学官研究交流棟	1F	1	2			1	15		1		1	13					6		3	2						

【５．防災】　消防設備

対象設備				受信機	ガス漏れ火災警報	感知器					発信器	非常電源放送設備	地区音響装置	誘導灯・標識	防火扉	防火ｼｬｯﾀｰ	防煙垂れ壁	防火ダンパー	排煙口	救助袋・避難ハシゴ	消火器			排煙用ファン	送水ポンプ	屋内消火栓設備	連結散水設備	ガス系消火設備
No.	棟番号	建物名	フロア等			差動式スポット型	定温式スポット型	光電式スポット型煙感知器	熱アナログ式スポット型	炎感知器											粉末	強化液	二酸化炭素					
91	135	産学官研究交流棟	2Ｆ					4	16		1		1	10							1	1						
92	135	産学官研究交流棟	3Ｆ					5	34		1		1	7							2	1						
93	137	特別高圧受電所				8		6			1			3				5	5		3			3				36 (窒素消火設備容器)
94	140	３号館	B2F		1			23	16		3			7	1				1		8				1	2		
95	140	３号館	B1F					66			4			11	2			1	3		7					3		
96	140	３号館	1F	1		1		59		2	2	1		12	11	2		3	5		6					2		
97	140	３号館	2F					26			2			5	3	12		1	3		3					2		
98	140	３号館	3F					53			2			13	4	13		7	7		5					2		
99	140	３号館	4F			2		56			2			10	4	12		5	5		5			1		2		
100	140	３号館	5F					46			2			8	4	12		5	4		5					2		
101	140	３号館	6F					49			2			9	4	12		5	4	1 (緩降機)	5					2		
102	140	３号館	RF					4	2		1			1	1						4			2		1		
103		共同溝				26																						
104	143	光空間通信実験棟小金井局	1Ｆ			2					1		1	2							1							
105	143	光空間通信実験棟小金井局	2Ｆ			2		1			1		1	1							1							
106	143	光空間通信実験棟小金井局	階段											1														
107	147	量子ｾｷｭﾘﾃｨ・協創棟	1F	1		5		41	1		4	1		17	1	1	1	8	5		10	5	5		1	4		
108	147	量子ｾｷｭﾘﾃｨ・協創棟	2F			2		29			5			18		2		2			2	3				5		
109	147	量子ｾｷｭﾘﾃｨ・協創棟	3F			1		54			4			13		1	5	5		2 (緩降機)	3	2	1	1		4		
110	148	B5G電波暗室棟						16	1		1		1	2							3							
合計				14	23	229	147	1386	469	2	119	6	59	451	103	106	6	171	84	11	344	70	18	10	7	91	1	46

【６．警備】―１　敷地

国立研究開発法人情報通信研究機構本部
東京都小金井市貫井北町４－２－１
合計敷地面積：　　120,583.61　　㎡



北側敷地（小平市側）
敷地面積　　69,713.76　　㎡

南側敷地（小金井市側）
敷地面積　　50,869.85　　㎡

【凡例】
：　敷地
：　門（※）
：　通用門（※）
：　職員用駐車場（長期利用）
：　職員用駐車場（当日利用）
：　来訪者用駐車場

※門及び通用門の開門時間に関しては、警備業務の出入管理に関する仕様を参照

【６．警備】―２　エレベータ（運行管理）

No.	設置場所		仕様					設置年月	保守契約種別 POG／FM （※１）	運行管理 ○:運行、休:休止				備考
										平日（年末年始除く）		土日祝及び年末年始		
	棟番号	建物名	種別	用途	積載量[kg]	停止箇所	製造者			昼	夜間（※２）	昼	夜間（※２）	
1	97	４号館	ロープ	人荷用	750	1-4F(4ヶ所)	日立	平成19年7月	FM契約	○	○	○	○	
2	107	宇宙光通信地上センター	油圧	荷物用	950	1-2F(2ヶ所)	ｲｰｹｰｴﾚﾍﾞｰﾀ	昭和63年1月	FM契約	○	○	○	○	
3	111	ミリ波研究棟	ロープ	人荷用	1,000	1-2F(2ヶ所)	東芝	平成6年1月	FM契約	○	○	○	○	
4	112	VLBI観測棟	ロープ	ダムウェータ	200	1-2F(2ヶ所)	菱電エレベータ	平成6年3月	POG契約	○	○	○	○	
5	123	５号館	ロープ	乗用(車椅子兼用)	950	1-4F(4ヶ所)	横浜エレベータ	平成8年11月	FM契約	○	○	○	○	
6	127	６号館	ロープ	人荷用(車椅子兼用)	1,150	1-4F(4ヶ所)	横浜エレベータ	平成11年9月	FM契約	○	○	○	○	
7	128	研究本館	油圧	乗用(車椅子兼用)	900	1-4F(4ヶ所)	三精輸送機	平成12年12月	FM契約	○	休	休	休	省エネのため休日・夜間休止
8	128	研究本館	油圧	乗用(車椅子兼用)	900	1-4F(4ヶ所)	三精輸送機	平成12年12月	FM契約	○	○	○	○	
9	128	研究本館	油圧	人荷用	1,150	B1-4F(5ヶ所)	三精輸送機	平成12年12月	FM契約	○	休	休	休	省エネのため休日・夜間休止
10	130	光デバイス技術センター	ロープ	乗用	450	1-2F(2ヶ所)	三精輸送機	平成13年3月	FM契約	○	○	○	○	
11	134	２号館	ロープ	乗用	1,000	1-4F,RF(5ヶ所)	OTIS-EM	平成15年8月	FM契約	○	○	○	○	
12	135	産学官研究交流棟	油圧	乗用	800	1-3F(3ヶ所)	東芝	平成16年10月	FM契約	○	○	○	○	
13	138	電離層観測・試作開発棟	機械室なし	乗用	900	1-2F(2ヶ所)	富士エレベータ	平成20年7月	FM契約	○	○	○	○	
14	140	３号館	機械室なし	乗用(車椅子兼用)	1,800	B2-6F,RF(9ヶ所)	三菱電機ﾋﾞﾙﾃｸﾉｻｰﾋﾞｽ	平成23年1月	FM契約	○	○	○	○	
15	140	３号館	機械室なし	乗用	1,800	1F-6F(6ヶ所)	三菱電機ﾋﾞﾙﾃｸﾉｻｰﾋﾞｽ	平成23年1月	FM契約	○	○	○	○	
16	147	量子ｾｷｭﾘﾃｨ・協創棟	ロープ式	人荷共用兼車いす用	1,200	1F-3F(3ヶ所)	三菱電機ﾋﾞﾙﾃｸﾉｻｰﾋﾞｽ	令和4年4月	FM契約	○	○	○	○	

※１　当機構が別途契約。POG：パーツ・オイル・グリス、FM：フルメンテナンス
※２　夜間の目安は20:00～翌5:30とする。

1. 共用室リスト

No.	設置場所			提供する用途	居室備え付け設備（システム類）	備考
	棟番号	建物名	居室名等			
1	128	研究本館	B1F監視室	・統括責任者、電気設備責任者、機械設備責任者、電気設備作業員、入退室管理システム運用責任者事務所【事務机・パソコンあり】 ・機械設備作業員事務所【パソコンでの作業時のみ使用を想定】 ・電気設備・空調設備の中央監視	・電力中央監視システム端末 ・研究本館・2号館空調監視システム端末 ・3号館空調監視システム端末 ・量子セキュリティ・協創棟空調監視システム端末 ・入退室管理システム端末	5号館空調監視システム端末は5号館保守員控室、6号館空調監視システム端末は、6号館管理倉庫に設置
2	128	研究本館	B1F備品庫	・機械設備作業員事務所【長机あり】	—	
3	114	研究交流センター	2F総合委託業者控室(設備員)	・男性用控室・更衣室	—	
4	131	セキュリティ集中管理棟	集中管理室	・警備責任者、警備作業員事務所【事務机・パソコンあり】 ・防犯・防災監視	・防犯カメラシステム端末 ・入退室管理システム端末 ・自動火災報知器 ・エレベータ監視盤 ・非常放送マイク（量子セキュリティ・協創棟のみ対象）	
5	131	セキュリティ集中管理棟	守衛室	・警備責任者、警備作業員、受付作業員事務所【受付事務用机(建物と一体化)・パソコンあり】	・非常放送マイク（量子セキュリティ・協創棟以外対象）	
6	131	セキュリティ集中管理棟	倉庫	・警備業務用倉庫	—	
7	131	セキュリティ集中管理棟	休憩室	・警備責任者、警備作業員、受付作業員休憩室（和室・仮眠可）	—	
8	131	セキュリティ集中管理棟	ロッカー	・男性用更衣室	—	
9	131	セキュリティ集中管理棟	給湯室	・給湯室	—	
10	131	セキュリティ集中管理棟	トイレ	・トイレ	—	
11	127	6号館	1F西側階段下更衣室	・女性用更衣室	—	

2. 共用品リスト

(1)什器類

No.	品名	数量	設置又は保管場所	想定する用途	備考
1	事務机及び事務椅子	相当数	研究本館B1F監視室	事務用	
		相当数	セキュリティ集中管理棟監視室・守衛室		
2	長机及び事務椅子	相当数	研究本館B1F備品室	事務用	
3	キャビネット	相当数	研究本館B1F監視室	事務用	
		相当数	セキュリティ集中管理棟監視室・守衛室		
4	ロッカー	相当数	研究交流センター2F総合委託業者控室	更衣室用	
		相当数	セキュリティ集中管理棟ロッカー室		
		相当数	6号館1F西側階段下更衣室		

2. 共用品リスト

(2) OA機器

No.	品名	数量	設置又は保管場所	特記事項	備考
1	事務用デスクトップ型パソコン及び周辺機器【ネットワーク接続有】 ※業務上必要最低限の範囲内で機構内ネットワークへのアクセス権を付与し、MicrosoftOfficeソフト(Word、Excel及びOutlook等)については、業務上の必要に応じインストールを行う。	4	研究本館B1F監視室	事務用(統括責任者、電気設備責任者、機械設備責任者、入退室管理システム運用作業員)	
		2	セキュリティ集中管理棟監視室	事務用(統括責任者、警備責任者)	
		2	セキュリティ集中管理棟守衛室	事務用(受付作業員)	
2	事務用デスクトップ型パソコン及び周辺機器【ネットワーク接続無】	1	研究本館B1F監視室	事務用(電気設備作業員、機械設備作業員)	
3	複合機 ※事務用パソコン【ネットワーク接続有】と接続	1	研究本館B1F監視室	事務用	
		1	セキュリティ集中管理棟監視室		
4	プリンタ ※事務用パソコン【ネットワーク接続有】と接続	1	研究本館B1F監視室	事務用	
5	内線用携帯電話(スマートフォン)	相当数	各責任者・作業員への貸与	業務連絡用	交代制の担当者は共用とする
6	内線用固定電話	1	研究本館B1F監視室	業務連絡用	
		2	セキュリティ集中管理棟守衛室(受付)	業務連絡用	
7	電力中央監視システム用パソコン及び周辺機器並びに専用プリンタ	1	研究本館B1F監視室	電力監視用	
8	研究本館・2号館空調監視制御装置用パソコン及び周辺機器並びに専用プリンタ	1	研究本館B1F監視室	研究本館・2号館空調監視制御用	
9	3号館空調監視制御装置用パソコン及び周辺機器並びに専用プリンタ	1	研究本館B1F監視室	3号館空調監視制御用	
10	量子セキュリティ・協創棟空調監視制御装置用パソコン及び周辺機器並びに専用プリンタ	1	研究本館B1F監視室	量子セキュリティ・協創棟空調監視制御用	
11	防犯カメラシステム用パソコン及び周辺機器	1	セキュリティ集中管理棟監視室	防犯カメラシステム用	
12	入退室管理システム用パソコン及び周辺機器並びに専用プリンタ	2	研究本館B1F監視室	入退室管理システム用	プリンタは1台
		1	セキュリティ集中管理棟監視室		

2. 共用品リスト

(3)保守点検用機器類(工具等)

No.	品名	型式	メーカー	数量	設置又は保管場所	特記事項	備考
1	アクティブメーター	AM-2000UK	SOUKOU	1	研究本館B1F監視室		
2	クランプメーター・リカー	MCL-800D		1	研究本館B1F監視室		
3	クランプメーター・リカー	MCD-104		1	研究本館B1F監視室		
4	クランプメーター	AD-5582		1	研究本館B1F監視室		
5	クランプメーター	M220	マルチ計測器販売	1	研究本館B1F監視室		
6	クランプテスター	CL220	横河メータ&インスツルメンツ(株)	1	研究本館B1F監視室		
7	ディジタルハイテスタ	3256-50	HIOKI	1	研究本館B1F監視室		
8	ハイテスタ	3030-10	HIOKI	1	研究本館B1F監視室		
9	ディジタルメグオームハイテスタ	3454-10	HIOKI	1	研究本館B1F監視室		
10	光音検知器	PC-3	音羽電機	1	研究本館B1F監視室		
11	アースメガ	1602 IE-32	MUSASHI	1	研究本館B1F監視室		
12	音響発光式検電器	HSS-6B型		1	研究本館B1F監視室		
13	音響発光式検電器	HAS-7型		1	研究本館B1F監視室		
14	アドレス設定器	WAT9500	ナショナル(パナソニック電工)	1	研究本館B1F監視室		
15	アドレス設定器	WAT9600	ナショナル(パナソニック電工)	1	研究本館B1F監視室		
16	照明制御センサーリモコン	FSK90940	ナショナル(パナソニック電工)	1	研究本館B1F監視室		
17	圧着工具	DC-22	ジェフコム	1	研究本館B1F監視室		
18	トライスキャナー	78690	シンワ測定	1	研究本館B1F監視室		
19	クレディコンA特定小電力無線操縦装置	CRS-12B	日本ホイスト	1	研究本館B1F監視室		
20	クレディコンAバッテリーチャージャー	CRS-CC	日本ホイスト	1	研究本館B1F監視室		
21	デジタルクランプメーター	2002PA	共立電気計器	1	研究本館B1F監視室		
22	メグオームハイテスタ	3451-14	HIOKI	1	研究本館B1F監視室		
23	メグオームハイテスタ	3451-15	HIOKI	1	研究本館B1F監視室		

No.	品名	型式	メーカー	数量	設置又は保管場所	特記事項	備考
24	サーキットレーサー	TK-6C	住友スリーエム	1	研究本館B1F監視室		
25	キューリークロガー	MODEL5001	共立電気計器	1	研究本館B1F監視室	No.1セット	
26	クランプセンサ(φ68)	MODEL8143	共立電気計器	2	研究本館B1F監視室	No.1セット	
27	クランプセンサ(φ40)	MODEL8142	共立電気計器	2	研究本館B1F監視室	No.1セット	
28	延長コード	MODEL7147	共立電気計器	1	研究本館B1F監視室	No.1セット	
29	ハードケース	MODEL9119	共立電気計器	1	研究本館B1F監視室	No.1セット	
30	キューリークロガー	MODEL5001	住友スリーエム	1	研究本館B1F監視室	No.2セット	
31	クランプセンサ(φ68)	MODEL8143	共立電気計器	1	研究本館B1F監視室	No.2セット	
32	クランプセンサ(φ40)	MODEL8142	共立電気計器	1	研究本館B1F監視室	No.2セット	
33	延長コード	MODEL7147	共立電気計器	1	研究本館B1F監視室	No.2セット	
34	ハードケース	MODEL9119	共立電気計器	1	研究本館B1F監視室	No.2セット	
35	照度計	LX-100	佐藤商事	1	研究本館B1F監視室		
36	データ収集装置	TR-57S	テイアンドデイ(TANDD)	1	研究本館B1F監視室	Thermo Recorder Date Collector	
37	温湿度データロガー	TR-72S	テイアンドデイ(TANDD)	2	研究本館B1F監視室	Thermo Recorder おんどりRH	
38	クランプメーター	MODEL111	マルチ計測器販売(MULTI)	1	研究本館B1F監視室	高周波カットフィルタースイッチ付き	
39	漏れ電流測定用デジタルクランプメーター	2413R	共立電気計器(KYORITSU)	1	研究本館B1F監視室	周波数切換機能付	
40	脚立90cm			1	研究本館B1F機械室		
41	脚立120cm			1	研究本館B1F機械室		
42	脚立150cm			2	研究本館B1F機械室		
43	脚立180cm			1	研究本館B1F機械室		
44	脚立210cm			1	研究本館B1F機械室		
45	脚立300cm			1	研究本館B1F監視室		
46	安全帯			相当数	研究本館B2F監視室		
47	防塵服			必要数	130棟光デバイス技術センター		クリーンルーム等、当機構が指定する居室への入室が必要となる場合に貸与

2. 共用品リスト

(4)警備・受付用品

No.	品名	型式	メーカー	数量	設置又は保管場所	特記事項	備考
1	各建物のドア・フェンス等の鍵			相当数	セキュリティ集中管理棟守衛室	受注者が適切な管理及び貸与を実施	
2	来訪者用バッジ			相当数	セキュリティ集中管理棟守衛室(受付)		
3	来訪者用IDカード(通常)			相当数	セキュリティ集中管理棟守衛室(受付)	入退室管理システム関係、来訪者貸与用	共用スペースのみアクセス可
4	来訪者用IDカード(工事業者用)			相当数	セキュリティ集中管理棟守衛室(受付)	入退室管理システム関係、来訪者貸与用	バックヤード等へアクセス可
5	来訪者用IDカード(特定IDカード)			相当数	セキュリティ集中管理棟守衛室(受付)	入退室管理システム関係	申請者の要望で特定の居室のみ入室可の設定を行ったもの
6	駐車許可証(来訪者用)			相当数	セキュリティ集中管理棟守衛室(受付)	駐車許可関係	
7	駐車許可証(職員当日利用)			相当数	セキュリティ集中管理棟守衛室(受付)	駐車許可関係	
8	さすまた			1	セキュリティ集中管理棟守衛室(受付)		

作成例

国立研究開発法人情報通信研究機構
本部建物設備維持管理等業務
（契約期間：令和８年４月１日～令和13年３月31日）
業務計画書

令和○年○月○日

株式会社○○○○

確認欄

室長	GL				

作成例

国立研究開発法人情報通信研究機構　本部建物設備維持管理等業務
全体工程（令和８年度）

令和　年　月　日版
㈱○○

各項番号は仕様書に基づく。 ○：予定　日付：完了

業務種別	大項目	中項目	小項目	実施頻度	再委託有の場合は事業者名（※当機構からの再委託許可を要する）	年月 R8（2026）年 3月（計画）	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R9（2027）年 1月	2月	3月	備考
Ⅰ 統括責任者業務	2　計画書・報告書作成	（１）業務計画書等提出	業務計画書（実施体制、全体工程、業務担当者名簿等）	5Y		○													
			作業計画書（業務ごとに、作業内容、作業手順、作業範囲、責任者、担当者、安全管理の内容等）	1Y		○													
			警備計画書（火災等を感知した場合の対応、鍵管理、駐車場管理、出入管理、巡回巡視経路等）	5Y		○													
			防災マニュアル（地震、火災、風水害及び落雷による停電並びに危険物貯蔵所の燃料漏れ等が発生した場合の準備・発生後対応等）	5Y		○													
			作業予定表（定期点検及び保守業務に係る各業務の作業予定日）	1M		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		翌月分を提出
			警備月間シフト表	1M		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		翌月分を提出
		（２）各種報告書提出	月次報告	1M			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
			日次報告	1W			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		（３）進捗点検		1M			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	3　教育研修	各業務責任者及び業務担当者全員を対象とした定期研修		1Y			○												
	4　訓練・イベント対応	（１）自衛消防訓練協力・参加		1Y										○					
		（２）危険物取扱施設緊急事態対応訓練に協力・参加		1Y												○			
		（３）オープンハウス協力		1Y					○										
		（４）その他（あれば可能な限り）																	
	6　分析・提案	（１）課題一覧表		6M								○						○	
		（２）改善提案		6M								○						○	
	7　打合せ	建物総合維持管理業務定例会		2/M															
Ⅱ	1	１－１．建築物定期点検		1Y										○					
		１－２．建築基準法に基づく定期点検（12条点検）		1Y										○					

各項番号は仕様書に基づく。 ○：予定　日付：完了

業務種別	大項目	中項目	小項目	実施頻度	再委託有の場合は事業者名（※当機構からの再委託許可を要する）	年月 R8（2026）年 3月（計画）	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R9（2027）年 1月	2月	3月	備考
定期点検及び保守業務	建築】	１－３．雨樋及び雨水枡清掃		6M										○					
		１－４．自動ドア保守点検		3M										○					
		１－５．道路標識定期点検		5M										○					
	【２電気設備】	２－１．電気設備定期点検	年次点検	1Y								○							
			細密点検	3Y		当年度対象外													
		２－２．発電設備用オイルタンク点検	地下埋設設置15年超又は屋内	1Y												○			
			地下埋設設置15年未満	3Y												○			
		３－１．温熱源機器定期点検	真空式温水発生機・無圧式温水発生機	6M								以下略							
		３－２．冷熱源機器定期点検	（１）チリングユニット	IN点検	1Y														
				ON点検	1M														
				OFF点検	1Y														
			（２）空気熱源ヒートポンプユニット	IN点検	1Y														
				ON点検	1M														
				OFF点検	1Y														
			（３）直だき吸収冷温水機	IN点検	6M														
				ON点検	6M														
				OFF点検	6M														
			（４）空冷ヒートポンプ式パッケージ形空気調和器（個別空調）	IN点検	6M														
				ON点検	6M														
				OFF点検	6M														
			（５）氷蓄熱ユニット	IN点検	6M														
				OFF点検	6M														
			（６）冷却塔	IN点検	1Y														
				ON点検	1M														
				OFF点検	1Y														
		３－３．空気調和等関連機器定期点検	（１）熱交換器等（ヘッダー及び密閉式膨張タンクを含む。）	IN点検	1Y														
				ON点検	1M														
			（２）還水タンク・開放形膨張タンク		1Y														
			（３）①ユニット形空気調和機・コンパクト形空気調和機	IN点検	6M														
				ON点検	1M														
			（３）②空気清浄装置	1M点検	1M														
				6M点検	6M														
				１Y点検	1Y														
			（４）ファンコイルユニット	IN点検	6M														
			（５）ポンプ（空調用）	1M点検	1M														
				6M点検	6M														
				１Y点検	1Y														
			（６）送風機	6M点検	6M														
				１Y点検	1Y														
			（７）全熱交換機	6M点検	6M														

各項番号は仕様書に基づく。 ○：予定　日付：完了

業務種別	大項目	中項目	小項目	実施頻度	再委託有の場合は事業者名（※当機構からの再委託許可を要する）	年月 R8（2026）年 3月（計画）	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R9（2027）年 1月	2月	3月	備考
			１Y点検	1Y															
	３－４．給排水衛生	（１）受水タンク・高置タンク	①点検	1Y															
			②清掃	1Y															
		（２）汚水槽・雑排水槽	①点検	6M															
			②清掃	6M															
		（３）ポンプ（給排水衛生用）	①陸上	6M															
			②排水	6M															
		（４）ガス湯沸器	1M点検	1M															
			6M点検	6M															
			１Y点検	1Y															
	３－５．空調機用水水質管理	①空調機器用水の水質管理	1M点検	1M															
			１Y点検	1Y															
		②空調機器用水薬品投入		随時															
	３－６．上下水道水質検査	①下水道水質検査	3M項目	3M															
			1Y項目	1Y															
		②上水道水質検査	6M項目	6M															
			1Y項目	1Y															
	３－７．法令に基づくばい煙測定			6M															
	３－８．フロン排出抑制法に基づく空調設備簡易点検	①チリングユニット		3M															
		②空冷ヒートポンプユニット		3M															
		③空冷ヒートポンプパッケージ形空気調和器（個別空調）		3M															
		④氷蓄熱ユニット		3M															
	３－９．空調用エアフィルタ清掃	①空冷ヒートポンプ式パッケージ形空気調和器（個別空調）		3M															
		②ユニット形空気調和機・コンパクト形空気調和機		6M															
		③ファンコイルユニット		6M															
		④空気清浄装置		6M															
		⑤全熱交換機		6M															
	３－10．熱源機器保守点検	（１）研究本館氷蓄熱システム	本体整備点検	１Y															
			ON点検(冷房ON)	1Y															
			ON点検(冷暖房ON)	2/Y															
			OFF点検	1Y															
		（２） ２号館氷蓄熱システム	年次点検	1Y															
			3M点検	4/Y															
			2M点検	2M															
		（３） ２号館スクリュー冷凍機	IN点検	1Y															
			ON点検	4/Y															
		(４)２号館空冷ヒートポンプチラー		2/Y															
		（５） ３号館温水発生機	定期点検	3/Y															
			総合点検	1Y															

各項番号は仕様書に基づく。 ○：予定　日付：完了

業務種別	大項目	中項目	小項目	実施頻度	再委託有の場合は事業者名（※当機構からの再委託許可を要する）	年月 R8（2026）年 3月（計画）	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R9（2027）年 1月	2月	3月	備考
		３-11．浄水器カートリッジ交換		1Y															
		３－12．喫煙システム保守点検	①研究本館喫煙システム	1M															
			②３号館・４号館喫煙システム	奇数月点検	2M														
				偶数月点検	2M														
				毎月点検	1M														
		３－13．省エネ分析に必要な資料作成			1M														
		３－14．省エネ法に基づく定期報告等に係る支援	①定期報告書の作成に係る支援		1Y														
			②エネルギー管理標準への適合状況の点検		1Y														
		３―15．業務に関する消耗品在庫点検			1M														
	【４．監視制御設備】	４．空調中央監視制御装置定期点検	５号館・６号館	1M点検	1M														
				1Y点検	1Y														
	【５．防災設備】	５－１．消防用設備等定期点検	機器点検		6M														
			総合点検		1Y														
		５－２．防災管理点検	防災管理点検		1Y														
Ⅲ 運転・監視及び日常点検・保守業	【１．建築】	１．建築日常点検		1D点検	1D														
				1M点検	1M														
				3M点検	3M														
	【２．電気設備】	２．電気設備日常運転・監視		1D点検	1D														
				1W点検	1W														
				1M点検	1M														
	【３．機械設備】	３－１．温熱源機器運転・監視及び日常保守	真空式温水発生機・無圧式温水発生機	運転・監視記録	2H														
				作業	1D														
		３－２．冷熱源機器運転・監視及び日常保守	（１）チリングユニット	運転・監視記録	1D														
				作業	1D														
			（２）空気熱源ヒートポンプユニット	運転・監視記録	1D														
				作業	1D														
			（３）直だき吸収冷温水機	運転・監視記録	4/D														
				作業	1D														
			（４）氷蓄熱ユニット	運転・監視記録	1D														

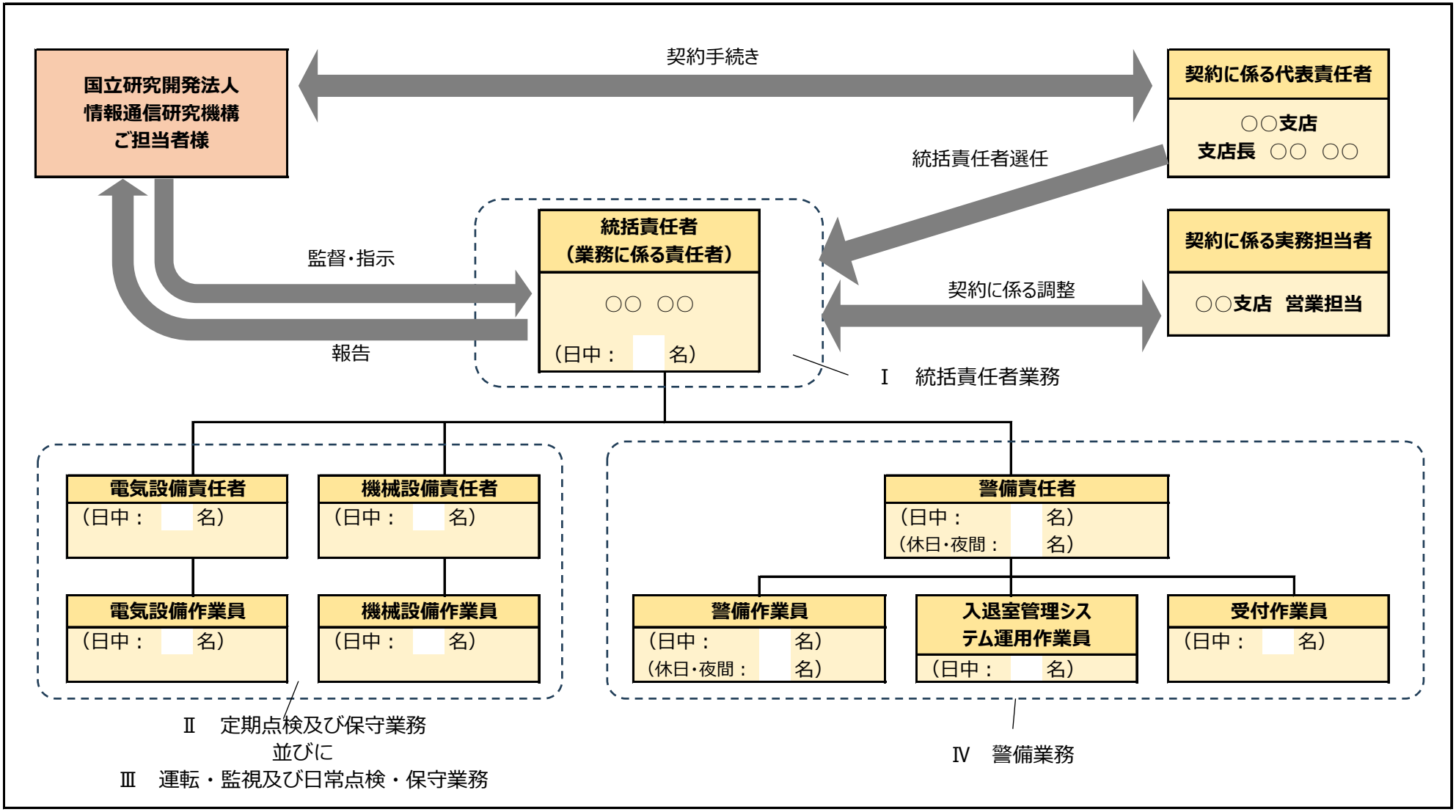
各項番号は仕様書に基づく。 ○：予定　日付：完了

業務種別	大項目		中項目	小項目	実施頻度	再委託有の場合は事業者名（※当機構からの再委託許可を要する）	年月 R8（2026）年 3月（計画）	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R9（2027）年 1月	2月	3月	備考
務				作業	1D															
		3－3．空気調和等関連機器運転・監視及び日常保守	（1）熱交換器等（ヘッダー及び密閉式膨張タンクを含む。）		1M															
			（2）冷却塔		1W															
			（3）①ユニット形空気調和機・コンパクト形空気調和機		1M															
			（3）②空気清浄装置		1M															
			（4）ファンコイルユニット		1M															
			（5）ポンプ（空調用）		1W															
			（6）送風機		1W															
			（7）全熱交換機		1W															
			（8）氷蓄熱ユニット		1W															
		3－4．給排水衛生機器運転・監視及び日常点検・保守	（1）ポンプ（給排水衛生用）	1M点検	1M															
				1W点検	1W															
			（2）受水タンク・高置タンク	1D点検	1D															
				1W点検	1W															
				1M点検	1M															
			（3）汚水槽・雑排水槽点検	1W点検	1W															
				1M点検	1M															
		3－5．管球交換			随時															
	制御設備【4．監視】	4．空調中央監視制御装置日常点検		1D点検	1D															
				1W点検	1W															
Ⅳ 警備業務	【警備業務】	（1）施設警備業務	①防犯・防災監視		常時															
			②エレベータ管理（運行管理）		定期															
			③鍵管理		随時															
			④駐車場管理		随時															
			⑤出入管理		随時															
			⑥遺失物の取扱い		随時															
			⑦巡回監視		4/D															
			⑧各種災害時の対応		随時															
			⑨急病人発生時の対応		随時															
			⑩業務妨害への対応		随時															
		（2）入退室管理システム運用業務	①人事に伴う作業		随時															
			②特定IDカード発行作業		随時															
			③アクセス権設定変更作業		随時															
			④電気錠の設定変更作業		随時															
			⑤監視・分析		随時															
		（3）受付業務	①来訪者対応		随時															
			②職員用当日駐車場の案内		随時															

作成例

令和　年　月　日版
㈱○○

国立研究開発法人情報通信研究機構　本部建物設備維持管理等業務
実施体制（業務体制）



作成例

令和　年　月　日版
㈱○○

国立研究開発法人情報通信研究機構　本部建物設備維持管理等業務
実施体制（緊急時の連絡体制）

発注元
国立研究開発法人情報通信研究機構 財務部　施設室　施設管理グループ
○○　○○(監督員)　　TEL：
○○　○○　　TEL：
○○　○○　　TEL：

事故・事件又はその恐れを察知した場合は、
以下の経路にて、発注元への報告を行う。
なお、平日・夜間も同様とする。

通報先等	
○○消防署	TEL：
○○警察署	TEL：
○○病院	TEL：

⑥報告

統括責任者
○○　○○　　TEL：

③報告

②（事故・事件の場合）
所定の通報先へ通報

④（必要な場合）対象設備の保守点検を担当する責任者への確認又は指示(※)
⑤（必要な場合）確認・報告

電気設備関係	
○○　○○ (電気設備責任者／電気主任技術者)	TEL：
○○　○○ (電気設備副責任者)	TEL：

機械設備関係	
○○　○○ (機械設備責任者／副統括責任者)	TEL：
○○　○○ (機械設備副責任者)	TEL：

警備関係	
守衛室固定電話	TEL：
守衛隊長携帯（兼用）	TEL：
	TEL：
	TEL：

①事案察知
（警報発報、巡回監視等による）

事故・事件又はその恐れ

※電気設備の保安管理に関する異常（警報発報含む）を察知した場合は、
電気主任技術者が必ず確認を行う。
また、保安管理上、緊急の電気設備点検の必要があると判断された場合、
電気主任技術者は、異常の察知から２時間以内に本部に到達し、臨時点検を実施する。

作成例

国立研究開発法人情報通信研究機構　本部建物設備維持管理等業務
業務従事者名簿

令和7年3月1日　　版

㈱○○

1．「Ⅰ 統括業務」、「Ⅱ 定期点検及び保守業務」並びに「Ⅲ 運転・監視及び日常点検・保守業務」従事者

No.	職責・担当等	氏名	よみがな（ローマ字）	性別	年齢	保有資格（※）（保有の場合"○"）													実務経験年数（年）	常駐	Officeソフト使用（可能の場合"○"）			副責任者又は副担当の指定等
						ビル管	電験		電工		ボイラー		冷凍機		危険物乙四	防火管理	エネ管	ほか			Word	Excel	Outlook（メール）	
							一種	二種	一種	二種	一級	二級	一種	二種										
1	統括責任者																							
2	電気設備責任者																							
3	電気設備作業員																							
4	電気設備作業員																							
5	電気設備作業員																							
6	機械設備責任者																							
7	機械設備作業員																							
8	機械設備作業員																							
9	機械設備作業員																							
10	機械設備作業員																							
11	機械設備作業員																							
12	機械設備作業員																							
13	機械設備作業員																							
14	機械設備作業員																							
15	機械設備作業員																							
計																								

※各資格の正式名称は以下のとおり。

ビル管：建築物環境衛生管理技術者　　電験：電気主任技術者　　電工：電気工事士　　ボイラー：ボイラー技士

冷凍機：冷凍機械責任者　　危険物乙四：乙種四類危険物取扱者　　防火管理：防火管理者技能講習修了者　　エネ管：エネルギー管理士

2．「Ⅳ 警備業務」従事者

No.	職責・担当等	氏名	よみがな（ローマ字）	性別	年齢	保有資格（※）（保有の場合"○"）												実務経験年数（年）	常駐	Officeソフト使用（可能の場合"○"）			副責任者又は副担当の指定等
						指導教育	施設警備		自衛消防	防災センター	救命		英検			TOEIC 520～	英検2級同等以上	ITパス同等以上			Word	Excel	Outlook（メール）	
							二級	一級			普通	上級	準二級	二級	準一級								
1	警備責任者																						
2	警備責任者																						
3	警備責任者																						
4	警備作業員																						
5	警備作業員																						
6	警備作業員																						
7	警備作業員																						
8	警備作業員																						
9	警備作業員																						
10	警備作業員																						
11	警備作業員																						
12	警備作業員																						
13	警備作業員																						
14	入退室管理システム運用作業員																						
15	受付作業員																						
16	受付作業員																						
17	受付作業員																						
18	受付作業員																						
19	受付作業員																						
20	受付作業員																						
21	受付作業員																						
22	受付作業員																						
計																							

※各資格の正式名称は以下のとおり。

指導教育：一号警備員指導教育責任者　　施設警備：施設警備業務検定　　自衛消防：自衛消防業務講習修了者　　防災センター：防災センター要員講習修了者

救命：救命講習修了者　　英検：英語検定　　TOEIC：Test of English for International Communication　　ITパス：ITパスポート

Word：報告書等の文書作成　　Excel：四則演算及び表作成　　Outlook：メール作成並びにこれによる報告、連絡、相談及び進行管理

作成例

国立研究開発法人情報通信研究機構
本部建物設備維持管理等業務
（契約期間：令和８年４月１日～令和13年３月31日）
作業計画書 【令和○年度分】

令和○年○月○日

株式会社○○○○

NICT財務部施設室　確認欄

室長	GL				

作成例

令和　年　月　日版
株式会社○○

国立研究開発法人情報通信研究機構　本部建物設備維持管理等業務
作業計画書 【令和８年度分】
Ⅱ　定期点検及び保守業務

【１．建築】		
１－１．建築物定期点検		
作業日時		未定（点検実施予定月の前月に提出する作業予定表にて通知予定）
作業内容		建築物の保全のため、共通仕様書に準拠した定期点検を実施するもの。
作業手順	準備・道具等	・建築保全業務共通仕様書にて点検項目の確認 ・チェック表、カメラ等の準備
	作業	・点検の実施 ・報告書の作成
作業範囲（対象建物、設備等）		仕様書別紙Ｖ1-1の各建物
作業責任者		機械設備責任者
作業員		機械設備作業員
安全管理の内容		・作業前に危険予知活動を実施する。 ・○○を実施する。
その他（通行規制、設備の停止等）		特になし
１－２．建築基準法に基づく定期点検（12条点検）		
作業日時		未定（点検実施予定月の前月に提出する作業予定表にて通知予定）
作業内容		建築基準法第12条に基づく特定行政庁への報告のため、建築基準法で定める特定建築物について、法12条第３項に基づく建築設備のうち給排水設備、換気設備、非常用照明設備及び排煙設備の定期点検を実施するもの。
作業手順	準備・道具等	・再委託先との契約 ・再委託先との調整（仕様書確認、点検対象建物等確認） ・（再委託先）チェック表、カメラ等の準備
	作業	・点検の実施 ・報告書の作成
作業範囲（対象建物、設備等）		仕様書別紙Ｖ1-1の建物うち建築基準法に定める特定建築物（３号館・５号館）
作業責任者		機械設備責任者
作業員		再委託先：株式会社○○作業員（○○、○○、○○）
安全管理の内容		・作業前に危険予知活動を実施する。 ・○○を実施する。
その他（通行規制、設備の停止等）		令和○年○月○日、貴機構より再委託許可済。
１－３．雨樋及び雨水枡清掃		
作業日時		未定（点検実施予定月の前月に提出する作業予定表にて通知予定）
作業内容		雨水排水機構を維持するため、建物に附帯する雨樋及び雨水桝の清掃を実施す

作業手順	準備・道具等	・建築保全業務共通仕様書にて点検項目の確認 ・チェック表、カメラ等の準備
	作業	・点検の実施 ・報告書の作成
作業範囲（対象建物、設備等）		仕様書別紙Ｖ1-1の各建物
作業責任者		機械設備責任者
作業員		機械設備作業員
安全管理の内容		・作業前に危険予知活動を実施する。 ・○○を実施する。
その他（通行規制、設備の停止等）		特になし
１－４．自動ドア保守点検		
作業日時		未定（点検実施予定月の前月に提出する作業予定表にて通知予定）
作業内容		自動ドアの保全のため、一般的なメーカー基準による定期点検を実施するもの。
作業手順	準備・道具等	・再委託先との契約 ・再委託先との調整（仕様書確認、点検対象建物等確認） ・（再委託先）チェック表、カメラ等の準備
	作業	・保守点検の実施 ・報告書の作成
作業範囲（対象建物、設備等）		仕様書別紙Ｖ1-3の各設備
作業責任者		機械設備責任者
作業員		再委託先：株式会社○○作業員（○○、○○、○○）
安全管理の内容		・作業前に危険予知活動を実施する。 ・○○を実施する。
その他（通行規制、設備の停止等）		特になし
１－５．道路標識定期点検		
本年度は対象外		
【２．電気設備】		
２－１．電気設備定期点検		
作業日時		未定（別途作成する詳細な作業計画書にて通知予定）
作業内容		電気事業法第41条に基づく機構の自家用電気工作物保安規程（以下「保安規程」という。）に規定する、電気設備の定期点検を実施するもの。点検項目は、原則として共通仕様書に準拠するが、特別高圧電気設備についてはメーカー基準の項目とする。 なお、保安規程に基づき、実施周期3Yの点検項目は、「精密点検項目」といい、契約期間中は、Ｒ９年度、R12年度を予定する。

作業手順	準備・道具等	・再委託先との契約 ・再委託先との調整（仕様書確認、点検対象建物等確認） ・貴機構内担当者との調整 ・停電回避を行うシステム等を保有する研究室等への説明会協力 ・道具準備（仮設発電設備、絶縁抵抗測定器、○○、○○等） （その他詳細は、別途作成する詳細な作業計画書にて通知予定）
	作業	【点検前日】 ・仮設発電設備の運び込み、据付 【点検当日（１日目・２日目、いずれも同様）】 ・入退室管理システム停止のための早朝作業 ・停電回避を行う対象システムに係り、非常用電源（非常用発電設備又は臨時に設置する仮設発電設備）の運転の実施 ・停電回避を行う対象システムへの給電を、常用電源から、非常用電源への切替 ・停電開始 ・点検実施 ・復電 ・停電回避を行う対象システムへの給電を、非常用電源から、常用電源へ現状復帰 【点検翌営業日】 ・仮設発電設備の撤去 （その他詳細は、別途作成する詳細な作業計画書にて通知予定）
作業範囲（対象建物、設備等）		仕様書別紙Ｖ2の各設備
作業責任者		電気設備責任者
作業員		電気設備作業員 再委託先：株式会社○○作業員（詳細は別途作成する詳細な作業計画書にて通知予定）
安全管理の内容		・作業前に危険予知活動を実施する。 ・○○を実施する。
その他（通行規制、設備の停止等）		・停電の実施（詳細は別途作成する詳細な作業計画書にて通知予定）

・
・
・

作成例

令和　年　月　日版
株式会社○○

国立研究開発法人情報通信研究機構　本部建物設備維持管理等業務
作業計画書 【令和８年度分】
Ⅲ　運転・監視及び日常点検・保守業務

【１．建築】		
１．建築日常点検		
作業日時		１D周期点検：毎営業日実施（○時○○分～○時○○分頃） １M周期点検：毎月○日（休日の場合は翌営業日）実施（○時○○分～○時○○分頃） ３M周期点検：○月、○月、○月、○月の、それぞれ○日（休日の場合は翌営業日）実施（○時○○分～○時○○分頃）
作業内容		建築物の保全のため、共通仕様書に準拠した定期点検を実施するもの。
作業手順	準備・道具等	・建築保全業務共通仕様書にて点検項目の確認 ・チェック表
	作業	・点検の実施 ・報告書の作成
作業範囲（対象建物、設備等）		仕様書別紙Ｖ1-1の各建物
作業責任者		機械設備責任者
作業員		機械設備作業員
安全管理の内容		・作業前に危険予知活動を実施する。 ・○○を実施する。
その他（通行規制、設備の停止等）		特になし
【２．電気設備】		
２．電気設備日常運転・監視		
作業日時		１D周期点検：毎営業日実施（○時○○分～○時○○分頃） １W周期点検：毎週○曜（休日の場合は翌営業日）実施（○時○○分～○時○○分） １M周期点検：毎月○日（休日の場合は翌営業日）実施（○時○○分～○時○○分頃）
作業内容		電気事業法第41条に基づく当機構の自家用電気工作物保安規程に規定する、電気設備の日常運転・監視を実施するもの。作業項目は、共通仕様書に準拠する。
作業手順	準備・道具等	・建築保全業務共通仕様書にて点検項目の確認 ・チェック表
	作業	・点検の実施 ・報告書の作成
作業範囲（対象建物、設備等）		仕様書別紙Ｖ2の各種電気設備
作業責任者		電気設備責任者
作業員		電気設備作業員

安全管理の内容	・作業前に危険予知活動を実施する。 ・○○を実施する。
その他（通行規制、設備の停止等）	特になし

・
・
・

作成例

令和　年　月　日版
株式会社○○

国立研究開発法人情報通信研究機構　本部建物設備維持管理等業務
作業計画書 【令和８年度分】
Ⅳ　警備業務

別途提出する警備計画書参照。

作成例

国立研究開発法人情報通信研究機構
本部建物設備維持管理等業務
（契約期間：令和８年４月１日～令和13年３月31日）
警備計画書

令和○年○月○日

株式会社○○○○

確認欄

室長	GL				

作成例

令和 年 月 日版
株式会社○○

国立研究開発法人情報通信研究機構　本部建物設備維持管理等業務
警備計画書

警備対象	国立研究開発法人情報通信研究機構本部 東京都小金井市貫井北町４－２－１
警備受託者の任務	防犯・防災監視、エレベータ管理（運行管理）、鍵管理、駐車場管理、出入管理、遺失物の受理、巡回監視、各種災害時の対応、急病人発生時の対応、業務妨害への対応（特記仕様書より）
警備員を配置すべき位置、人員、担当時間	別紙　配置表及び配置図のとおり
配置位置ごとの警備員の任務	別紙　配置表及び実施要領のとおり
警備員の服装、装備	

作成例

令和　年　月　日版
株式会社○○

国立研究開発法人情報通信研究機構　本部建物設備維持管理等業務
警備計画書（　配置表　）【平日】

昼

	配置No.	職責	6:00	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00
警備	1	警備責任者	北巡回(敷地)	待機	監視	受付	南立哨	事務等	受付	事務等	待機	事務等	南立哨 / 監視 / 南立哨 / 監視	待機	事務等	受付	事務等
	2	警備作業員	南巡回(敷地)	監視	南立哨	南誘導	北誘導	監視	南立哨	監視	北巡回(敷地)	南立哨	監視 / 南立哨	待機	南立哨 / 監視 / 南立哨 / 監視	待機	監視 / 南立哨 / 監視 / 南立哨	監視	受付	南立哨	監視
	3	警備作業員																			
	4	警備作業員					（略）														
	5	警備作業員																			
	6	警備作業員																			
入退室管理	12	入退室管理システム運用作業員				入退室管理システム															
受付	13	受付作業員				受付															
	14	受付作業員				受付															
	15	受付作業員									受付										
	16	受付作業員									受付										

夜間

	配置No.	職責	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00	0:00	1:00	2:00	3:00	4:00	5:00	6:00
警備	7	警備責任者	待機	監視	受付	待機	監視	受付	待機	事務等	仮眠	受付	監視	受付	監視	受付	監視	受付	監視
	8	警備作業員	監視	受付	待機	監視	受付	待機	監視	受付	監視 / 受付 / 監視 / 受付 / 監視 / 受付 / 監視 / 受付	仮眠							
	9	警備作業員																	
	10	警備作業員						（略）											
	11	警備作業員																	

【凡例】
監視：(1)①防犯・防災監視
南立哨：(1)⑤出入管理に係る南敷地正門立哨
事務等：警備室にて事務作業等
※凡例に示す番号は特記仕様書「別紙Ⅳ　警備業務」の項目番号
南誘導：(1)④駐車場管理に係る南敷地正門前誘導
南巡回：(1)⑦巡回巡視に係り南敷地について実施
入退室管理システム：(2)入退室管理システム運用に係る業務
北誘導：(1)④駐車場管理に係る北敷地正門前誘導
北巡回：(1)⑦巡回巡視に係り北敷地について実施
受付：(3)受付業務

作成例

令和　年　月　日版
株式会社○○

国立研究開発法人情報通信研究機構　本部建物設備維持管理等業務
警備計画書（配置図）

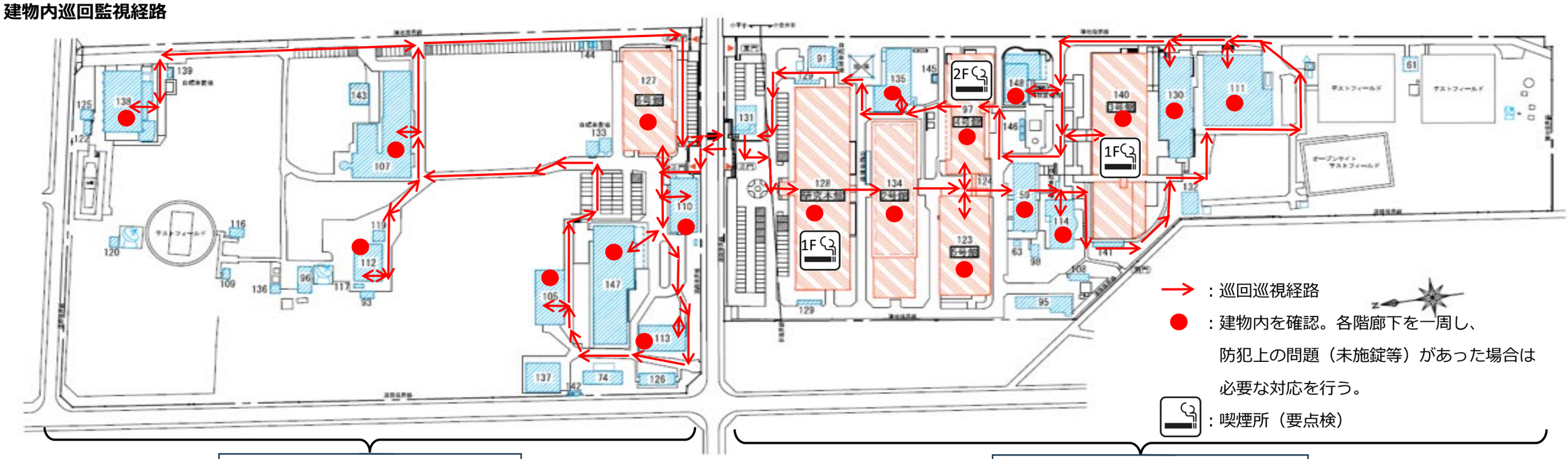
敷地等巡回監視経路



(1)⑦ｉ敷地等巡回監視（北敷地）

(1)⑦ｉ敷地等巡回監視（南敷地）

建物内巡回監視経路



(1)⑦ⅱ建物内巡回監視（北敷地）

(1)⑦ⅱ建物内巡回監視（南敷地）

作成例

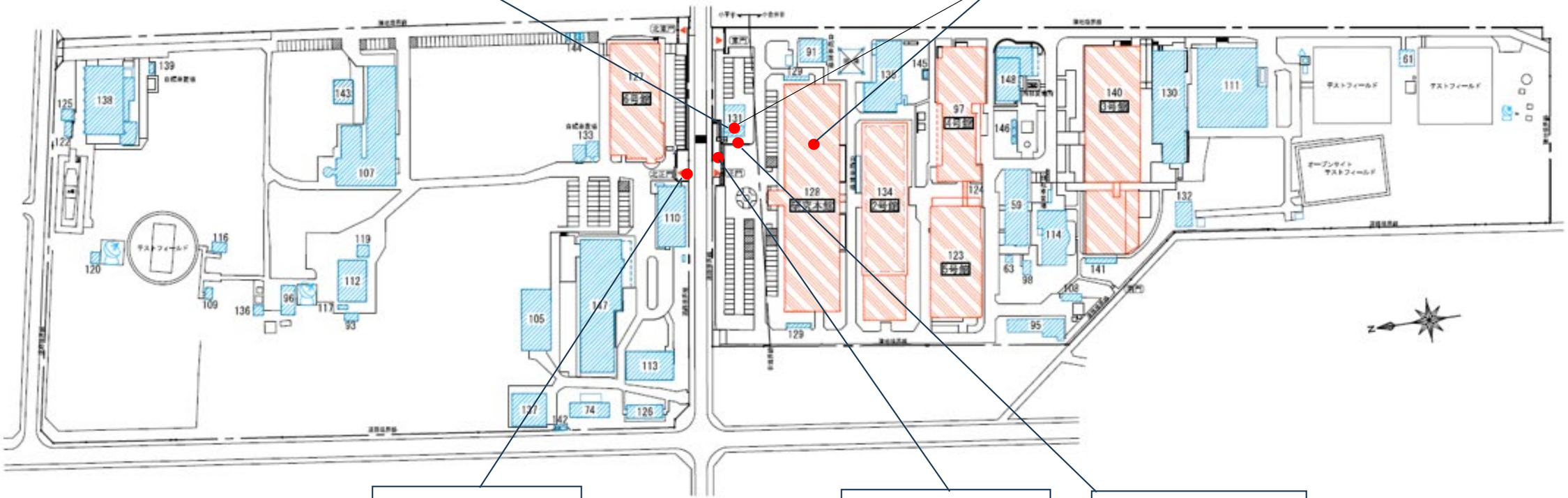
令和　年　月　日版
株式会社○○

国立研究開発法人情報通信研究機構　本部建物設備維持管理等業務
警備計画書（配置図）

その他

(1)①防犯・防災監視
(1)③鍵管理
(3)受付
（セキュリティ棟）

(2)入退室管理システム運用
（入退室管理システム運用作業員：研究本館B1F監視室）
（警備作業員：セキュリティ棟）



(1)④駐車場管理に係る
北敷地正門前誘導

(1)④駐車場管理に係る
南敷地正門前誘導

(1)⑤出入管理に係る
南敷地正門立哨

作成例

令和　年　月　日版
株式会社○○

国立研究開発法人情報通信研究機構　本部建物設備維持管理等業務
警備計画書（警備実施要領）

【警備業務】		
（１）施設警備業務		
全般	服装・装備等	
①防犯・防災監視	実施要領	
	火災報知器又は連絡により火災を察知した場合の対応	
	電気設備の異常を察知した場合の対応	
	防犯カメラにより不審者を発見した場合の対応	
	警察より防犯カメラ映像を提供して欲しい旨の依頼のあった場合の対応	
②エレベータ管理（運行管理）	実施要領（当機構が指定するELVの休日の停止・稼働作業）	
	緊急停止及びかご内閉じ込めが発生した場合の対応	
③鍵管理	実施要領	
	鍵の保管場所	

	鍵の盗難・紛失対策		
	鍵の盗難・紛失があった場合の対応		
④駐車場管理	実施要領 交通整理・構内への誘導	通勤時間帯	
		要人来訪時	
		安全管理策	
	無許可駐車等対応	無許可の駐車を発見した場合の対応	
		無許可の駐輪を発見した場合の対応	
⑤出入管理	門の開閉	実施要領	
		安全管理策	
	南側敷地正門前立哨	実施要領	
		安全管理策	

	晴	不審者が入構しようとする場合の対応	
		周辺における歩行者及び車両に対する安全確保	
		雨天時における身障者車両に係る乗降の介助	
取扱い ⑥遺失物の	遺失物を発見した場合の対応		
	職員から遺失物を預かった場合の対応		
⑦巡回監視	実施要領		
	経路	敷地等巡回巡視	別紙配置図のとおり なお、経路上のごみ捨て場に不審物がないかの確認を行うものとする。
		建物内巡回巡視	別紙配置図のとおり なお、経路上の喫煙所に防火上の問題がないか確認を行うものとする。
	安全管理策		
	消防設備の問題（消火器の破損等）を発見した場合の対応		
	防火シャッター、防火戸、非常口に障害物を発見した場合の対応		

	不審者を発見した場合の対応	
	職員等による不法行為・禁止行為を発見した場合の対応	
	不審火を発見した場合の対応	
	防犯上の問題（扉の未施錠、窓の開放、扉や窓の破損等）を発見した場合の対応	
	危険箇所を発見した場合の対応	
⑧各種災害時等の対応	台風接近前後の対応	
	大きな地震後の対応	
	大雪前後の対応	
	敷地内への落雷時の対応	
⑨急病人発生時の対応	職員より、病人が発生し、救急車を呼んで欲しいと言われた場合の対応	
	敷地内で交通事故が発生し怪我人がいる場合の対応	

心	敷地前の道路で交通事故が発生し怪我人がいる場合の対応（当機構関係者でない場合も含む）	
	敷地前の道路で人が倒れた場合の対応（当機構関係者でない場合も含む）	
⑩業務妨害への対応	発注者より、当機構の建物への爆破予告があったと情報共有を受けた場合の対応	
（２）入退室管理システム運用業務		
①人事に伴う作業	実施要領	
②特定IDカード発行作業	実施要領	
③アクセス権設定変更作業	実施要領	

④電気錠の設定変更作業	実施要領	
⑤監視・分析	発注者より、特定の居室の電気錠の解錠履歴を調査して欲しい旨の依頼があった場合	
	発注者より、特定のIDカードによる解錠履歴を調査して欲しい旨の依頼があった場合	
（3）受付業務		
全般	服装等	
①来訪者対応	来訪者が訪問した場合の対応【予約情報あり】	
	来訪者が訪問した場合の対応【予約情報なし】	
	来訪者が自動車で来訪した場合の対応	
	来訪者が帰宅する場合の対応	
	来訪者がたばこを吸いたいと申し出た場合の対応	
	特定の来訪者のあった場合の対応（例外的な対応）	発注者より指示を受け、例外的な対応を行う。 発注者からの指示の一覧は、別紙「受付業務における特定の来訪者のあった場合の対応（例外的な対応）について」のとおり
	クレームへの対応	

②職員用当日駐車場の案内	職員が、受付で、当日駐車場を使用したいと申し出た場合の対応（長期利用駐車場の使用許可を受けていない職員）	

作成例

警備実施要領 別紙

令和 年 月 日版

受付業務における特定の来訪者のあった場合の対応（例外的な対応）について

以下のとおり、特定の対象者については、発注者より指示を受け、受付にて例外的な対応を行います。

No.	対象	対応方法	備考
1	VIP対応（大臣又は国会議員等）		VIP対応が必要な場合、事前にその旨を○○室より指示
2	見学者ツアー		見学者ツアー対応が必要な場合、事前にその旨を○○室より指示
3	○○㈱（○○点検作業のための来所の場合）		○○研究室受託業務
4	○○㈱（○○点検作業のための来所の場合）		○○研究室受託業務

作成例

国立研究開発法人情報通信研究機構
本部建物設備維持管理等業務
（契約期間：令和８年４月１日～令和13年３月31日）
防災マニュアル

令和○年○月○日
株式会社○○○○

確認欄

室長	GL				

作成例

令和 年 月 日版
株式会社○○

国立研究開発法人情報通信研究機構　本部建物設備維持管理等業務
防災マニュアル

項目	事前準備 （予防、教育等）	発生後の対応 （事態の把握、被害極小化のための応急処置等）
大規模な地震の発生		
火災の発生		
台風の直撃		
大雪		
本部への落雷による停電		
送配電事業者の事故による停電		
危険物貯蔵所における燃料漏れの発生		

作成例

警備業務月間シフト表（令和　年　月分）

令和 年 月 日 版

表中の番号は、警備計画書の配置表における業務を示す。

○○㈱

区分	No.	職責・担当等	氏名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		計
				水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木		
警備	1	警備責任者																																	0
	2	警備責任者																																	0
	3	警備責任者																																	0
	4	警備作業員																																	0
	5	警備作業員																																	0
	6	警備作業員																																	0
	7	警備作業員																																	0
	8	警備作業員																																	0
	9	警備作業員																																	0
	10	警備作業員																																	0
	11	警備作業員																																	0
	12	警備作業員																																	0
	13	警備作業員																																	0
	14	警備作業員																																	0
		計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
入退室管理システム運用	1	入退室管理システム運用作業員																																	0
	2	入退室管理システム運用作業員																																	0
		計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
受付	1	受付作業員																																	0
	2	受付作業員																																	0
	3	受付作業員																																	0
	4	受付作業員																																	0
	5	受付作業員																																	0
	6	受付作業員																																	0
	7	受付作業員																																	0
		計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

警備：　前半 6:00～18:00 ／ 後半 18:00～翌6:00

入退室管理ｼｽﾃﾑ運用：　9:00～12:00

受付：　前半 8:30～13:00 ／ 後半 13:00～18:00

作成例

月間作業予定表（令和　年　月分）

令和 年 月 日 版
○○㈱

区分	項目(仕様書準拠) 項番号	項目名	対象設備等	1 水	2 木	3 金	4 土	5 日	6 月	7 火	8 水	9 木	10 金	11 土	12 日	13 月	14 火	15 水	16 木	17 金	18 土	19 日	20 月	21 火	22 水	23 木	24 金	25 土	26 日	27 月	28 火	29 水	30 木			備考
1 建築																																			
2 電気設備																																		
3 機械設備等																																		
4 制御監視																																		
5 設備防災																																		

作成例

国立研究開発法人情報通信研究機構
本部建物設備維持管理等業務
（契約期間：令和８年４月１日～令和13年３月31日）
統括業務報告書
（令和　年度○半期分）

令和○年○月○日

株式会社○○○○

確認欄

室長	GL				

作成例

課題一覧表（令和　年度○半期分）

令和　年　月　日　版
㈱○○

区分	No.	場所		対象設備		課題の内容	初回報告時期	緊急性(A~C)	経過等	備考	※施設管理Gコメント
		建物名等	階・居室名等	設備名称	設備No.等						
1 建築	1										
	2										
2 電気設備	3										
	4										
3 機械設備等	5										
	6										
	7										
	8										
	9										
	10										
	11										
4 監視制御	12										
5 防災設備	13										

作成例

（４）仕様等に係る改善の提案（令和　年度○半期分）

令和 年 月 日 版

㈱○○

項目	内容	備考
仕様に係る改善提案		
施設の運用に係る改善提案		
その他改善提案		

作成例

国立研究開発法人情報通信研究機構
本部建物設備維持管理等業務
（契約期間：令和８年４月１日～令和13年３月31日）
定期点検及び保守業務報告書
（令和　年度　月分）

令和○年○月○日
株式会社○○○○

確認欄

室長	GL				

作成例

機械設備責任者

１－１.建築物定期点検
（１）外部　①屋根　（１／２）

点検日：　令和　年　月　日（　　）

点検者：　　㊞

			南側敷地																				北側敷地																					
			128	134	140	97	123	59	61	63	91	95	98	108	111	114	130	131	132	135	145 146	148	127	147	74	96 136	105	107	109	110	112	113	116	120	122 125	126	137	138	144						
			研究本館（129 自転車置場含む）	2号館	3号館（141 自転車置場含む）	4号館	5号館（124 渡廊下含む）	旧食堂棟	ウルシグラム送信庁舎	食堂物置	管理倉庫（南側自転車置場含む）	車庫	厨房作業員控室	旧移動追尾高額実験小屋	ミリ波研究棟	研究交流センター	光デバイス技術センター	セキュリティ集中管理棟	オープンサイト用測定室	産学官研究交流棟	防災倉庫	B５G電波暗室棟	６号館（133 自転車置場含む）	量子セキュリティ・協創棟	旧変電所	倉庫	機械室	宇宙光通信地上センター（143 北側実験棟含む）	テストフィールド用測定室	光伝送技術開発棟	VLBI観測棟（93 117 119 自転車置場等含む）	ゲストハウス	**送信器室**	**ACE観測局舎**	**物品格納庫**	高圧配電所	特別高圧受電所	電離層観測・試作開発棟（139 142 自転車置場等含む）	防災倉庫					
１．共通事項	雨水進入による汚損の有無の点検																																											
	亀裂その他の損傷、変形又は腐食の有無の点検																																											
	建築材料の剥離、接合部の緩みの有無の点検																																											
	屋内案内表示の亀裂、破損、変形及び脱落の有無の点検																																											
2.陸屋根（塔屋を含む）	a．保護層	排水状態の良否の点検																																											
		伸縮調整目地材の劣化及び欠損の有無の点検																																											
		保護コンクリート及び保護モルタルは、平面及び立上り部の浮き、ひび割れの有無の点検																																											
		保護砂利は、片寄りの有無の点検																																											
	b．露出防水層（保護層のない場合）	排水状態の良否の点検																																											
		防水層の亀裂、破断及びめくれの有無の点検																																											
		防水層のふくれ、変形及びしわの有無の点検																																											
		防水層立上り部のめくれ及びずり落ちの有無の点検、押え金物の取付け状態の良否の点検																																											
		仕上塗装の変退色及びチョーキングの有無の点検																																											
		砂付ルーフィングの砂落ちの有無の点検																																											
		脱気装置の破損の有無の点検																																											
３．勾配屋根	葺材の変形、乱れ、割れ、さび、腐食、塗装の劣化及び表面処理の劣化の有無の点検																																											
	留付け金物のさび及び腐食の有無の点検																																											
４．屋上機器及び工作物	機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の有無の点検																																											
	支持部分等の劣化及び損傷の有無の点検																																											
５．パラペット	コンクリート又はモルタル笠木のひび割れ、浮き、剥離等の有無の点検																																											
	金属笠木及び防水押え金物の変形、さび、腐食、損傷の有無の点検及び取付け状態（脱落及びビスの緩み）の良否の点検																																											
６．手すり・丸環・点検口	取付け状態の良否の点検																																											
	変形、破損、さび及び腐食の有無の点検																																											

作成例

機械設備責任者

１－１.建築物定期点検
（１）外部　①屋根　（２／２）

点検日：　令和　年　月　日（　　）

点検者：　　㊞

		南側敷地																				北側敷地																					
		128	134	140	97	123	59	61	63	91	95	98	108	111	114	130	131	132	135	145 146	148	127	147	74	96 136	105	107	109	110	112	113	116	**120**	122 125	126	137	138	**144**
		研究本館（129 自転車置場含む）	2号館	3号館（141 自転車置場含む）	4号館	5号館（124 渡廊下含む）	旧食堂棟	ウルシグラム送信庁舎	食堂物置	管理倉庫（南側自転車置場含む）	車庫	厨房作業員控室	旧移動追尾高額実験小屋	ミリ波研究棟	研究交流センター	光デバイス技術センター	セキュリティ集中管理棟	オープンサイト用測定室	産学官研究交流棟	防災倉庫	B５G電波暗室棟	6号館（133 自転車置場含む）	量子セキュリティ・協創棟	旧変電所	倉庫	機械室	宇宙光通信地上センター（143 北側実験棟含む）	テストフィールド用測定室	光伝送技術開発棟	VLBI観測棟（93 117 119 自転車置場等含む）	ゲストハウス	**送信器室**	**ACE観測局舎**	**物品格納庫**	高圧配電所	特別高圧受電所	電離層観測・試作開発棟（139 142 自転車置場等含む）	防災倉庫
7.ルーフドレン・とい	取付け状態の良否の点検																																										
	さび、腐食、破損及び塗装の劣化の有無の点検																																										
	漏水の有無の点検及び排水状態の良否の点検																																										
8.トップライト	傷、割れ、変形及び破損の有無の点検																																										
	結露及び漏水の有無の点検																																										
	さび及び腐食の有無の点検																																										
	取付け状態の良否の点検																																										
	開閉式の場合は、その作動状態の良否の点検																																										
9.シーリング材	シーリング材の破断、ひび割れ、亀裂、変形、損傷、だれ及び剥離の有無の点検																																										

（特記事項）

凡　例	
○	正常
×	異常
△	注意要す
◎	処置済み
⊗	停止不可（未点検）
—	停止中
／	該当なし

確認欄

室長	GL			
作成例				

警備日報

統括責任者	警備責任者

		令和　年　月　日（　）					天候：						
（1）施設警備業務	勤務者	宿明（　：　～　：　）					日勤（　：　～　：　）				宿直（　：　～　：　）				
	防犯・防災監視	発報等件数									発報への対応				
		①自動火災警報装置	件				②入退室管理システム	件							
		③門扉	件				④身障者用トイレ通報	件							
		⑤エレベータ通報	件				⑥その他	件							
	ELV運行	作業件数					時刻・対象機器等								
		①停止作業実施	件												
		②再稼働実施	件												
	鍵管理	貸出件数					貸出内容								
		鍵貸出件数	件				別添記録簿のとおり								
		（うち未返却	件）												
	駐車場	警告件数					警告内容								
		駐車・駐輪違反警告	件				別添記録簿のとおり								
	巡回監視		時間	実施者	時間	実施者	時間	実施者	時間	実施者					
		南敷地	敷地等		敷地等		**建物内**		敷地等						
			：～：		：～：		：～：		：～：						
		北敷地	敷地等		敷地等		**建物内**		敷地等						
			：～：		：～：		：～：		：～：						
	特記その他														
（2）入退室管理システム運用業務		勤務者（　：　～　：　）			作業件数										
					件				件						
					件				件						
					件				件						
（3）受付業務		勤務者			作業件数										
		（　：～：　）	（　：～：　）		外来バッジ貸出	件	外来IDカード貸出	件							
					（うち未返却	件）	（うち未返却	件）							
					職員IDカード貸出	件	来訪者向駐車許可	件							
					（うち未返却	件）	（うち未返却	件）							
					職員向け当日駐車許可	件									
					（うち未返却	件）									
指示事項															

評 価 得 点 基 準 表

件名:　　国立研究開発法人情報通信研究機構　本部建物設備維持管理等業務

提案者:　　**評点者** ：（氏名をご記入ください）

(1)必須条件　　基礎得点(　50　)点

1	実施体制	契約に係る代表責任者及び統括責任者が決まっているか。	合格又は不合格
2	実施体制	各業務責任者及び業務作業員について、仕様書で求める体制及び人数が確保されているか。	合格又は不合格
3	実施体制	統括責任者、電気設備責任者、機械設備責任者及び入退室管理システム運用作業員については、対象者が休暇等により不在となった場合に代理で業務を行う者を、それぞれ副統括責任者、電気設備副責任者、機械設備副責任者及び入退室管理システム作業員代理として事前に各１名以上指定されているか。	合格又は不合格
4	実施体制	業務の一部の再委託を予定する場合において、予定する再委託先が示されているか。	合格又は不合格
5	実施体制	緊急時の体制及び対応方法が計画されているか。	合格又は不合格
6	実施体制	警備業務に関して公安委員会から警備業の認定を受けているか。	合格又は不合格
7	実施体制	警備シフト（最初の１か月分）が仕様書に準拠して作成されているか。	合格又は不合格
8	業務の質の確保	仕様書に基づく業務遂行能力の維持・向上のための社内研修の実施計画について、少なくとも年度内に1回計画されているか。（各業務責任者及び担当者の全員を対象に、業務に係る研修）	合格又は不合格
9	業務の質の確保	当機構が必要とする役務について、仕様書「６ 業務体制」の人員・規模および仕様書別添Ⅰ～Ⅳの業務内容に相当するサービス提供の実績を有する者であるか。	合格又は不合格
10	業務工程	業務開始までの業務計画書作成及び従業員の教育・研修等のスケジュールが示されている。	合格又は不合格
11	業務工程	契約期間内の各年度（令和8～12年度）の業務工程表（各業務について、何月に実施かを示したもの）が仕様書に準拠して作成されている。	合格又は不合格
12	統括責任者	建築物環境衛生管理技術者の資格を有していること。	合格又は不合格
13	統括責任者	防火管理者技能講習修了証を受けていること。	合格又は不合格
14	統括責任者	専任の統括責任者として同等規模（延べ床面積50,000㎡）以上の施設における業務の実務経験が3年以上あること。	合格又は不合格
15	統括責任者	Microsoft社のWord、Excel及びOutlookを業務に支障なく使用できる。なお、求める水準は以下のとおりとする。 Word：報告書等の文書作成 Excel：四則演算及び表作成 Outlook：メール作成並びにこれによる報告、連絡、相談及び進行管理等	合格又は不合格

16	統括責任者	常駐可能であること。	合格又は不合格
17	電気設備 責任者	第二種電気主任技術者の資格を有しており、当機構本部における電気事業法に基づく電気主任技術者としての選任が可能であること。	合格又は不合格
18	電気設備 責任者	休日及び夜間、守衛室にて電気設備の異常を察知し、かつ保安管理上緊急の電気設備点検の必要があると判断された場合、電気設備責任者が、異常の察知から2時間以内に本部に到達できること。	合格又は不合格
19	電気設備 責任者	受変電設備の点検整備業務について、実務経験及び作業の指導・管理の経験が合計15年以上あること。	合格又は不合格
20	電気設備 責任者	・Microsoft社のWord及びOutlookを業務に支障なく使用できること。 なお、求める水準は以下のとおりとする。 Word：報告書等の文書作成 Outlook：メール作成並びにこれによる報告、連絡、相談及び進行管理等	合格又は不合格
21	電気設備 責任者	常駐可能であること。	合格又は不合格
22	機械設備 責任者	建築物環境衛生管理技術者の資格を有していること。	合格又は不合格
23	機械設備 責任者	乙種四類危険物取扱者以上の資格を有していること。	合格又は不合格
24	機械設備 責任者	機械設備責任者として同等規模（延べ床面積50,000㎡）の施設における業務の実務経験が5年以上あること。	合格又は不合格
25	機械設備 責任者	Microsoft社のWord及びOutlookを業務に支障なく使用できること。 なお、求める水準は以下のとおりとする。 Word：報告書等の文書作成 Outlook：メール作成並びにこれによる報告、連絡、相談及び進行管理等	合格又は不合格
26	機械設備 責任者	常駐可能であること。	合格又は不合格
27	警備責任者	施設警備業務検定二級又は一号警備員指導教育責任者の資格を有すること。	合格又は不合格
28	警備責任者	警備責任者として同等規模（延べ床面積50,000㎡）の施設における業務の実務経験が5年以上あること。	合格又は不合格
29	警備責任者	Microsoft社のWord及びOutlookを業務に支障なく使用できること。 なお、求める水準は以下のとおりとする。 Word：報告書等の文書作成 Outlook：メール作成並びにこれによる報告、連絡、相談及び進行管理等	合格又は不合格
30	警備責任者	警備業法第14条第1項に抵触しない、健康な身体を有していること。	合格又は不合格
31	警備責任者	常駐可能であること。	合格又は不合格
32	電気設備 作業員	第二種電気主任技術者又は第二種電気工事士の資格を有していること 。	合格又は不合格
33	電気設備 作業員	電気設備作業員としての実務経験が5年以上あること。	合格又は不合格
34	電気設備 作業員	常駐可能であること。	合格又は不合格
35	機械設備 作業員	設備作業員として同等規模（延べ床面積50,000㎡）の施設における業務の実務経験が5年以上あること。	合格又は不合格

36	機械設備 作業員	常駐可能であること。	合格又は不合格
37	警備作業員	警備作業員として実務経験が3年以上あること。	合格又は不合格
38	警備作業員	警備業法第14条第1項に抵触しない、健康な身体を有していること。	合格又は不合格
39	警備作業員	常駐可能であること。	合格又は不合格
40	入退室 システム 運用作業員	業務システム（経理等何でもよい）の操作を伴う事務系業務又は業務システムの運用業務について1年以上の従事経験があること。	合格又は不合格
41	入退室 システム 運用作業員	Microsoft社のWord、Excel及びOutlookを業務に支障なく使用できること 。 なお、求める水準は以下のとおりとする。 Word：報告書等の文書作成 Excel：四則演算及び表作成 Outlook：メール作成並びにこれによる報告、連絡、相談及び進行管理等	合格又は不合格
42	入退室 システム 運用作業員	常駐可能であること。	合格又は不合格
43	受付作業員	受付業務に関する実務経験が3年以上あること。（1名以上）	合格又は不合格
44	受付作業員	英語検定二級程度の英語（社会生活に必要な英語、日常的・社会的な話題に対応できる英語）を用いた会話ができる者であること。（1名以上。42との重複も可とする）	合格又は不合格
45	受付作業員	常駐可能であること。	合格又は不合格
46	その他	本件に必要な情報セキュリティについて適切に遂行・管理するための履行体制、制度及び施策が示されている。	合格又は不合格

（2）必須条件以外の評価項目　　得点（　50　）点

	評価項目	評　価　内　容	評価点数	
1	業務の質の確保	ISO9001（品質）の認証を取得しているか。	3	
2	業務の質の確保	ISO14001（環境マネジメントシステム）認証、エコアクション 21 の認証・登録のいずれかもしくは両方を取得しているか。	3	
3	業務の質の確保	従業員の資格取得について支援制度があるか	2	
4	業務の質の確保	仕様書に基づく業務遂行能力の維持・向上のための社内研修の実施計画について、毎年度の研修に、防災（火災及び地震）に関する内容が組み込まれているか。	2	
5	統括責任者	エネルギー管理士の資格を有するか	3	
6	電気設備責任者	第一種電気主任技術者の資格を有するか	3	
7	機械設備責任者	エネルギー管理士の資格を有するか	3	
8	機械設備責任者	二級ボイラー技士の資格を有するか	2	
9	機械設備責任者	一級ボイラー技士以上の資格を有するか（前項と重複加点しない。）	3	
10	機械設備責任者	第三種冷凍機械責任者の資格を有するか	2	
11	機械設備責任者	第二種冷凍機械責任者以上の資格を有するか（前項と重複加点しない。）	3	
12	機械設備責任者	防火管理者技能講習修了証を受けているか。	2	
13	警備責任者	配置予定者のうち1名が一級施設警備業務の資格を有するか	1	
14	警備責任者	配置予定者のうち2名が一級施設警備業務の資格を有するか（前項と重複加点しない。）	2	
15	警備責任者	配置予定者全員が一級施設警備業務の資格を有するか（前項及び前々項と重複加点しない。）	3	

16	電気設備 作業員	第一種電気工事士の資格を有している者を1名以上配置しているか		2	
17	機械設備 作業員	乙種四類危険物取扱者以上の資格を有する者を3名以上配置しているか		2	
18	機械設備 作業員	二級ボイラー技士以上の資格を有する者を1名以上配置しているか		2	
19	機械設備 作業員	三種冷凍機械責任者以上の資格を有する者を1名以上配置しているか		2	
20	警備作業員	施設警備業務二級以上の資格を有する者を常時1名以上配置しているか		2	
21	入退室 システム 運用作業員	ITパスポート又は同等以上の資格を有する者を配置しているか		1	
22	受付作業員	69を満たす者のうち英語検定二級以上（TOIEC520点程度）を有する者を常時1名配置しているか		2	
23	受付作業員	69を満たす者のうち英語検定二級以上（TOIEC520点程度）を有する者を常時2名配置しているか（前項と重複加点しない。）		3	
24	情報 セキュリティ	本件に必要な情報セキュリティにかかる履行体制について、更なる配慮、工夫等されている。 ISO27001（情報セキュリティマネジメントシステム）の認証又はプライバシーマーク（個人情報保護）の認証を取得している：1点		1	
		女性活躍推進法に基づく認定 （えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）等	プラチナえるぼし※2	5	
			えるぼし3段階目※3	4	
			えるぼし2段階目※3	3	
			えるぼし1段階目※3	2	
			行動計画※4	1	
		次世代育成支援法に基づく認定 （くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）等	プラチナくるみん※5	5	
			くるみん（令和7年4月1日以後の基準）※6	4	
			くるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）※7	3	
			トライくるみん（令和7年4月1日以後の基準）※8	3	
			くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）※9	3	
			トライくるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）※10	3	
			くるみん（平成29年3月31日までの基準）※11	2	
			行動計画（令和7年4月1日以後の基準）※4、12	1	
		若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）		4	
			合計点	50	

コメント：

※1　複数の認定等に該当する場合は、**<u>最も配点が高い区分により評価</u>**を行うものとする。

※2　女性活躍推進法第12条の規定に基づく認定

※3　女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定　なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。

※4　常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。

※5　次世代法第15条の2の規定に基づく認定

※6　次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第146号。以下「令和6年改正省令」という。）による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則（以下「新施行規則」という。）第4条第1項第1号及び第2号に掲げる基準による認定

※7　次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号及び第2号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の基準に掲げる認定（ただし、※9及び※11の認定を除く。）

※8　次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号に掲げる基準による認定

※9　次世代法第１３条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第１８５号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条に掲げる基準による認定（ただし、※11の認定を除く。）

※10 次世代法第１３条の規定に基づく認定のうち、令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第3号及び第4号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第3号及び第4号に掲げる基準による認定

※11 次世代法第１３条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成２９年厚生労働省令第３１号。以下「平成２９年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成２９年改正省令附則第2条第3項に掲げる基準による認定

※12 次世代法第１２条の規定に基づく一般事業主行動計画のうち、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第４２号）による改正後の次世代法第１２条第5項の規定に基づき令和7年4月1日以後に策定又は変更を行ったもの

※13 複数の規定に該当する場合も、**3点**とする。